伊勢湾台風災害誌

名古屋市

ま　え　が　き

昭和34年9月26日夜半，名古屋地方一帯は超大型猛台風の襲うところとなり，全市にわたりはなはだしい被害をこうむるにいたつた。特に市南部低地域においては想像を絶する高潮と流木の惨禍によつて，1,800人を越える罪なき悲惨な犠牲者を生じたことは，まことに痛恨のきわみである。

この記録的な高潮によつて，臨海部の河川・海岸堤防は随所に寸断され，市南部一帯は一夜にして濁水の海と化し，都市機能は全くまひし，市民は極度の不安と危難にさらされるにいたつた。この台風の残したつめあとは，市民のみでも死者・行方不明合わせて1,851人にのぼる尊い人命を失つたのをはじめ，物的被害においても実に総額1,287億円を越える巨額に上るものであつた。

この台風は，そのもたらした大惨害のゆえに特に「伊勢湾台風」と名付けられ，この大災害に対しては本市をはじめ国・県等関係諸機関がうつて一丸となり，いまだかつてその例をみない大規模かつ広範な救助ならびに復旧活動が長期にわたつて展開された。一方，市民ならびに友好諸団体等の暖かい援助と協力は並々ならぬものがあり，被災市民各位の愛郷の復興意欲とあいまつて，予期以上の速度をもつて復興の進められたことは，まことに感激にたえないところである。

被災当時，名古屋市は人口150余万を擁する中部日本の中枢都市として，将来の国際的文化産業都市建設の理想に向かつて若々しい発展を続けつつあり，さらにその洋々たる前途に多大の期待の寄せられていた矢先，伊勢湾台風によつてこうむつた被害こそ，理想都市建設の途上にあつた本市にとつて，あまたの貴重な体験と教訓をもたらしたものである。この教訓に基づいて，名古屋市は，あらたに都市建設の目標に無災害都市の実現を掲げて，さらに着実な前進を続ける決意を固めることとなつた。

いま，ここに伊勢湾台風の惨害の実態と，そこにくりひろげられた救助・復旧のすがたを明らかにし，これを永く記録にとどめ，もつて無災害都市建設のみちしるべの一端とするべく，伊勢湾台風災害誌を編さんした。

1,851柱の霊のいささかでも安んじられんことを念じつつ。

伊勢湾台風犠牲者追悼の歌

1　伊勢湾の　台風に　きみ逝きぬ　西の岸
　　なつかしの　おもかげも　きえはてし　悲しさよ

2　未曽有の　水害に　きみ逝きぬ　人の世を
　　むつみあう　よろこびも　きえはてし　淋しさよ

3　春の日も　夏の夜も　手をとりし　きみはいま
　　うつくしき　みほとけと　生(ア)れましし　とうとさよ

藤井徹心氏作

いたましい犠牲者の遺品を祭つてできた「くつ塚」（南区浜田町）

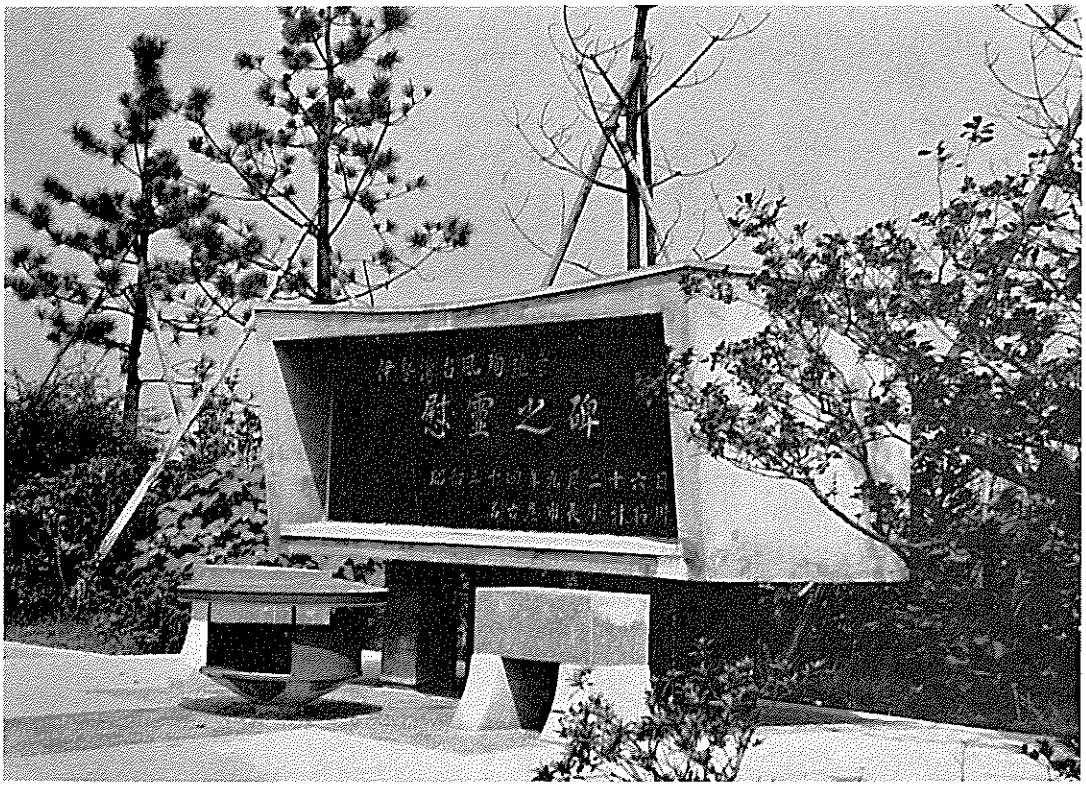

「くつ塚」に建てられた慰霊の碑

高潮と流木で死者660人を生じた南区白水住宅一帯

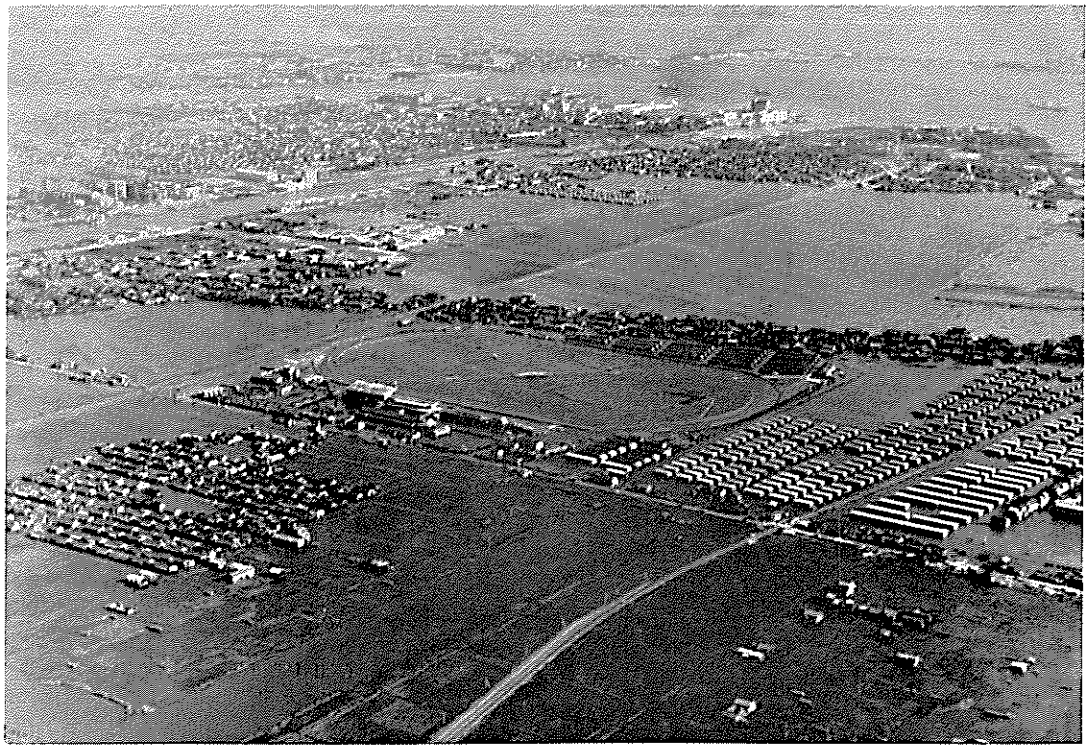

港区土古町名古屋競馬場一帯の浸水

打ちくだかれた家屋の惨状（南区柴田本通）

なまなましい台風のつめ跡を残す家屋（南区又兵衛町）

南区道徳本町の浸水

南区南陽通の浸水

港区西稲永電停付近の浸水

南区道徳通の浸水

罹災者を市民こぞつて助けよう
復旧へ示せ名古屋の底力
復旧へいま一息だがんばろう

目　　次

はしがき

第1編　序　　説 …… 1

第1章　名古屋市の地象 …… 1

第1節　位置および地勢 …… 1

第2節　気　　象 …… 1

第2章　名古屋市勢概説 …… 4

第1節　市域および人口 …… 4

第2節　産業経済 …… 5

第3章　名古屋市の風水害と防災の沿革 …… 7

第1節　風水害の歴史 …… 7

第2節　防災の沿革 …… 10

第2編　伊勢湾台風と高潮 …… 11

第1章　伊勢湾台風の概況 …… 11

第1節　台風の経過 …… 11

第2節　暴風の状況 …… 14

第3節　降雨の状況 …… 19

第2章　高潮の概況 …… 22

第1節　高潮の状況 …… 22

第2節　浸水の経過と浸水の状況 …… 26

第3章　警戒防護 …… 32

第1節　気象通報 …… 32

第2節　水防体制 …… 34

第3編　被　　害 …… 39

第1章　被害概況 …… 39

第1節　伊勢湾台風の総被害 …… 39

第2節　名古屋市における被害総計 …… 48

第3節　人および建築物の被害 …… 49

第4節　たん水被害 …… 55

第5節　被害の原因 …… 56

第2章　土木建築関係被害 …… 62

第1節　堤防・護岸の被害 …… 62

第2節　道路の被害 …… 65

第３節　橋りょうの被害…… 67
第４節　公園の被害…… 68
第５節　市営住宅の被害…… 70
第３章　交通通信関係被害…… 73
第１節　市電・市バス・高速度鉄道の被害…… 73
第２節　国鉄・私鉄の被害…… 76
第３節　電信・電話・郵便の被害…… 84
第４章　港湾関係被害…… 90
第１節　港湾施設の被害…… 90
第２節　船舶の被害…… 92
第３節　貯木場と流木…… 94
第５章　水道・ガス・電気関係被害…… 97
第１節　上水道の被害…… 97
第２節　下水道の被害…… 100
第３節　ガス関係の被害…… 102
第４節　電気関係の被害…… 102
第６章　産業関係被害…… 105
第１節　工業関係の被害…… 105
第２節　商業関係の被害…… 108
第３節　農林水産業関係の被害…… 111
第７章　教育関係被害…… 113
第１節　学校施設の被害…… 113
第２節　学校教育の阻害…… 120
第３節　その他教育機関と文化財…… 125
第８章　各区の被害…… 126
第９章　市施設および市職員の被害…… 134

第４編　応急救助…… 138
第１章　名古屋市会の活動…… 138
第１節　緊急議員総会および急施市会…… 138
第２節　臨時市会…… 141
第３節　水害対策実行常任委員会…… 148
第４節　その他…… 151
第２章　名古屋市の応急救助活動…… 155
第１節　救助組織…… 155
第２節　避難救助…… 162

第 3 節　被災者の収容…… 166
第 4 節　食糧の配給…… 176
第 5 節　応急給水…… 193
第 6 節　衣料・生活必需品の配給…… 195
第 7 節　被災者の輸送，物資等の運搬…… 205
第 8 節　医療救護…… 215
第 9 節　防疫…… 218
第 10 節　生業資金等の貸付け…… 223
第 11 節　教科書・学用品の給与…… 228
第 12 節　遺体収容処理…… 229
第 13 節　広報活動…… 233
第 14 節　保安警備…… 239
第 15 節　精算事務…… 244
第 3 章　各方面の救援活動…… 248
第 1 節　皇室の御慰問…… 248
第 2 節　政府の救援対策…… 248
第 3 節　自衛隊の救援活動…… 251
第 4 節　各都市の救援…… 254
第 5 節　内外諸都市の救援・見舞金および義援金…… 255
第 6 節　学徒の奉仕…… 258
第 7 節　各区における各種団体および一般市民の救援…… 261
第 8 節　義援金品…… 271
第 5 編　応急復旧…… 281
第 1 章　応急復旧工作…… 281
第 1 節　仮締切り…… 281
第 2 節　排水…… 283
第 3 節　排土…… 294
第 4 節　道路復旧・流木処理…… 299
第 5 節　汚物処理清掃・水道復旧…… 302
第 2 章　生活安定対策…… 304
第 1 節　住宅対策…… 304
第 2 節　物資集荷対策…… 308
第 3 節　物価対策…… 310
第 4 節　金融対策…… 311
第 5 節　輸送対策…… 315

第 6 節　生活保護対策…… 325
第 7 節　児童福祉対策…… 337
第 8 節　被災者弔慰…… 345
第 9 節　税等の特別措置…… 346
第 3 章　復興予算と特例法等…… 352
第 1 節　国会の審議…… 352
第 2 節　災害特例法と補正予算…… 364
第 3 節　応急予算措置と復旧予算…… 370
第 4 節　慰霊祭と感謝状…… 378

第 6 編　復興・防災計画 …… 384
第 1 章　名古屋市の復興・防災計画…… 384
第 1 節　名古屋市災害対策協議会…… 384
第 2 節　復興・防災計画…… 396
第 2 章　名古屋港管理組合・愛知県および政府の復興・防災計画…… 417
第 1 節　名古屋港管理組合の復興・防災計画…… 418
第 2 節　愛知県の復興・防災計画…… 422
第 3 節　国の復興・防災計画…… 426

余　　録…… 430
1　災害日誌…… 430
2　伊勢湾台風関係資料目録…… 442

第 1 編　序　　説

第 1 章　名古屋市の地象

第 1 節　位置および地勢

名古屋市は，ほぼ本州の中央部に位置し，中京と呼称され，広ぼうは東経 136°-47′-41″～137°-1′-50″，北緯35°-3′-22″～35°-14′-25″にわたり，市域の東西の距離は 21.5km，南北の距離は 20.4km に及んでいる。

その南方は伊勢湾に臨んで名古屋港を構成し，北西は庄内川・木曽川等を中心とする濃尾平野をひかえ，東方は東山・猪高一帯の丘陵を隔てて遠く三河山岳部に連なつている。

本市の地勢はおおむね平たんであるが，東部は東山・覚王山・猪高・天白一帯のなだらかな丘陵地で，高燥な理想的住宅地帯をなしており，西部は庄内川・新川・日光川沿岸の平たんな低湿農耕地帯を形成し，北部は庄内川沿いの平坦地となつている。また，市内の中心部には堀川・新堀川が貫流し，西南部臨海工業地帯には中川運河が掘さくされている。

本市の最高地点は，千種区猪高町大字高針字勢子坊付近の海抜 112.0m であり，最低地点は港区南陽町の海抜 −1.4m である。

当地方の地質は，新世代の第 3 紀新層の上に第 4 紀層（洪積層・沖積層）が重なつている。

第 3 紀新層は名古屋の東北方の志段味・小幡ケ原にあらわれ，名古屋では覚王山・東猫ケ洞からのびて岩作・長久手方面にあり，東南方の鳴海の丘陵地を形成する下の岩盤もこの種類のものである。この地層は西に進むに従つて地下深くに埋没しており，木曽川沿岸では相当深いところにあるものと考えられる。岩石は火山灰のまじつた砂岩と，砂岩より一層細かい粘土質の物質からできた頁（けつ）岩の層とが，交互に存在している。

第 4 紀層は，八事層（小幡ケ原・守山から覚王山・猪高・八事をへて鳴海にいたる）・城東層（覚王山・八事丘陵地の西側と名古屋城から東別院にいたる区域，熱田神宮付近）・東郊層（八事層と城東層の間で新堀川沿岸地域を除いた区域）といわれる洪積層（比較的地盤の堅い丘陵地および台地）と，それ以外の市の北・西・南部の平たんな沖積層および名古屋港付近の埋立地である小石・砂・シルト（粘土と砂の中間の大きさのもの）などからなつている。

第 2 節　気　　象

本市の気象は，本邦の中央に位置する関係からも，春・夏・秋・冬を通じて比較的変化が少なく温順であつて，気象的にははなはだ恵まれている。気象災害については，後節に述べるとおり，過去の記録によつても非常に少ないが，もちろん暴雨・豪雨・長雨・日照りなどによつて，多少の被害を受けたことはあり，そのうち台風とこれに伴う豪雨による被害は毎年 4 回～5 回程度であつた。

この地方に台風災害の少なかつた理由は，当地方が伊勢湾の奥深く紀伊半島・鈴鹿山脈・中部山岳など自然の障壁となつていたためと考えられる。昭和22年，災害救助法が施行されてから，豪雨・高潮によつて市の南部の低地帯が水害をこうむり，同法が発動された例は，伊勢湾台風の襲来までは昭和27年6月と28年9月の2回のみで，いずれも部分的被害にすぎなかつた。

第1—1表は最近5年間の天候日数表であり，第1—2表は過去5年間の平均気象（33年は月別）を表わし，第1—3表は昭和以降の年別気象表である。

第1－1表　　天　候　日　数　表

年　別	快晴	曇天	雪	雹	雷電	暴雨	霜	霰	霧
29年	61	150	12	—	18	79	55	1	11
30年	69	160	15	—	27	82	61	4	17
31年	50	154	31	—	10	84	73	2	17
32年	68	147	29	—	17	89	55	—	15
33年	52	155	14	—	13	78	47	—	20

注　本表での快晴は雲量平均 2.5 以下をいい，曇天は同 7.5 以上の日であり，暴風は最強 10m 以上の日を算出したものである。

第1－2表　　平　均　気　象

年月別	平均気温	最高平均気温	最低平均気温	平均湿度	最少湿度(極)	平均雲量	平均風速	最多風向	降水量
	°C	°C	°C	%	%	0～10	m/s	16方位	mm
29年平均	14.8	20.1	10.8	74	15	6.1	3.5	N	1,718.1
30年　〃	15.1	20.9	10.9	73	19	5.9	3.5	N	1,425.7
31年　〃	14.4	19.6	10.6	74	16	6.3	3.6	N	1,662.8
32年　〃	14.3	20.9	10.2	73	17	6.0	3.6	N	1,726.2
33年　〃	14.9	20.4	10.8	73	40	6.1	3.5	N	1,441.9
33年1月	3.8	8.6	0.2	71	24	5.8	3.7	NNW	102.1
2月	5.2	10.7	0.8	64	14	4.5	4.4	NW	79.0
3月	7.7	13.8	3.0	66	19	5.5	4.3	NW	62.8
4月	13.7	19.7	9.0	69	12	6.4	4.1	WNW	140.5
5月	17.6	24.1	12.3	68	21	5.6	3.8	NW	139.7
6月	22.1	27.7	17.9	76	24	8.1	3.2	S	147.9
7月	25.3	30.2	22.1	81	40	8.2	3.2	S	114.7
8月	26.3	31.8	22.6	79	43	6.9	2.9	SSE	221.4
9月	23.2	28.4	19.6	80	41	6.6	3.1	N	185.6
10月	16.1	20.9	12.5	79	31	6.9	3.0	N	121.0
11月	10.9	16.8	6.5	71	19	4.8	3.0	N	51.2
12月	7.4	12.6	3.1	70	27	4.4	3.8	N	76.0

注　1　雲量は9・15・21時の3回観測の平均である。
　　2　平均風速は24時間の全風から求めた平均である。最多風向は1日8回の観測で回数の最も多いものであり，最大風速は10分間平均風速中の最大のものである。

第1－3表　　年　別　気　象　表

年別	気温（°C） 平均気温	最高気温	最低気温	最高気温の極 極	月日	最低気温の極 極	月日	平均湿度（%）	降水量（mm）	最大日量（mm） 最多	月日	日照時数（ジョルダン式）	日照時数百分率（%）
昭和1年	13.5	19.1	8.7	37.5	8.12	92.6	1.25	75	1,102.1	63.7	5.30	2,323.2	53
2	13.9	19.4	9.3	36.3	7.22	89.7	1.24	75	1,176.9	61.4	8.3	2,257.6	51
3	14.3	19.5	9.9	34.1	9.1	94.7	2.9	77	1,800.1	75.6	10.7	2,072.5	47
4	14.1	19.7	9.4	36.6	8.8	91.3	1.3	76	1,518.9	126.3	11.10	2,163.1	49
5	14.6	20.3	9.8	35.8	7.15	95.5	1.10	77	1,426.3	99.3	7.31	2,192.4	50
6	14.0	19.7	9.2	34.9	7.27	92.4	1.12	76	1,601.8	86.0	4.11	2,222.0	50
7	14.1	19.8	9.5	38.2	7.24	95.0	2.19,29	78	1,677.7	143.9	7.8	2,228.6	51
8	14.4	20.4	9.6	36.8	7.22	93.3	1.29	77	1,318.9	77.4	6.26	2,387.1	54
9	13.7	19.7	9.0	37.2	7.6	93.2	3.6	76	1,228.9	87.5	6.20	2,282.9	52
10	14.2	20.0	9.4	37.2	8.4	94.3	2.7	77	1,910.7	158.8	10.27	2,363.4	54
11	13.7	19.7	9.0	37.0	7.18	91.7	2.3	77	1,514.4	124.4	10.3	2,289.4	52
12	14.6	20.4	9.9	36.9	8.26	94.7	1.13	78	1,504.2	73.3	7.15	2,173.9	49
13	14.2	20.1	9.5	37.5	7.20	93.0	1.5,9	78	1,779.1	89.6	7.3	2,206.2	50
14	14.4	20.8	9.4	37.3	7.23	92.7	2.8	76	1,311.4	76.1	10.26	2,473.5	56
15	14.4	20.7	9.3	36.8	7.5	92.1	1.25	76	1,127.1	183.5	6.17	2,476.6	56
16	14.6	20.6	9.8	35.6	8.17	93.5	2.2	78	1,801.1	75.9	6.28	2,240.4	51
17	14.7	20.9	9.6	39.9	8.2	93.4	2.14	76	1,332.6	144.3	9.21	2,571.8	58
18	14.1	20.3	9.2	35.8	8.12,14	93.3	1.6,13	76	1,168.6	67.5	7.3	2,515.0	57
19	14.1	20.1	9.3	37.8	8.18	92.5	2.8	76	1,247.4	73.7	10.7	2,399.6	54
20	13.5	19.4	9.0	36.5	8.10	91.9	1.26,28	78	2,077.8	129.9	11.11	2,270.5	52
21	14.6	20.5	10.1	38.9	7.16	94.9	1.11	78	1,526.1	98.7	6.17	2,317.4	53
22	13.8	19.7	9.1	37.7	8.12,13	91.8	2.4	75	1,090.7	95.0	9.14	2,564.5	58
23	14.9	20.2	10.5	35.8	8.18	94.6	1.28	77	1,412.5	56.7	5.3	2,421.7	55
24	14.4	19.5	10.1	35.1	8.6	96.6	1.18	76	1,620.9	119.4	9.2	2,436.6	55
25	14.9	20.3	10.5	36.7	7.8	92.0	1.7	75	1,771.9	113.2	4.11	2,279.5	51
26	14.4	20.2	9.9	37.8	7.27	94.2	1.28	74	1,592.6	29.3	7.8	2,361.5	53
27	14.5	20.2	10.3	37.0	8.24	94.7	1.5	74	1,775.4	176.2	7.11	2,245.1	51
28	14.4	19.9	10.3	36.0	8.7	94.3	2.9	74	1,715.2	160.6	9.25	1,956.2	44
29	14.8	20.1	10.8	35.7	8.24	94.7	1.31	74	1,718.1	97.4	9.25	2,023.9	45
30	15.1	20.9	10.9	36.8	8.2	94.5	2.12	73	1,425.7	72.3	8.27	2,235.9	51
31	14.4	19.6	10.6	38.0	8.2	94.7	1.9	74	1,662.8	75.6	9.27	2,003.3	45
32	14.3	20.9	10.2	37.5	8.1	95.1	1.9	73	1,726.2	115.3	8.8	2,168.0	49
33	14.9	20.4	10.8	36.6	7.31	94.0	1.4	73	1,441.9	90.5	8.25	2,023.9	46

注　1　本表は名古屋地方気象台（千種区日和町）で観測したものである。

2　気温の平均は 3・6・9・12・15・18・21・24時の8回観測の平均を1日の平均値として，これから各月の平均値を算出した。

3　最高気温は1日8回観測のうち最高気温を算術平均したものである。なお，最低気温は最高気温と同様に1日の最低気温の算術平均である。

4　湿度は空気中にある水蒸気の圧力をその日の気温にある空気を含み得る最大の水蒸気の圧力（飽和蒸気の蒸気圧）で除したものを百分率で示した相対湿度である。

5　降水量は降つた雨が流れもせず，また地下にしみこまないものとして地上に積つた水の深さを長さの単位 mm であらわしたもの。なお，降水量は月々の合計である。

6　日照時数の百分率は太陽の照りうべき時間は，緯度により異なるが，名古屋地方では平年で4,430.1時間，うるう年で4,441.4時間であり，その時間を100として算出したものである。

第 2 章　名古屋市勢概説

第 1 節　市域および人口

明治22年市制施行当時の市域は，名古屋城を底辺として南に伸びた逆三角形の地であり，その面積は13.33km²，人口は15万７千人であつた。

その後次第に南方に発展し，同40年熱田港の完成を機に，熱田全町ならびに小碓村の一部を併合して一大拡張を行なつた。

第１次世界大戦による急激な経済上の発展は，市の東部および西部への市域拡張を促し，遂に大正10年には隣接16カ町村の大合併が実施され，市域は一躍して149.56km²，人口も63万３千人となり，ほぼ大都市の形態が整つた。

さらに昭和12年３月には，さきに編入を除外された３町村の合併が行なわれ，昭和16年には戦前の最大人口 137 万９千人に達し，その人口増加率はわが国都市中の第１位となり，日華事変のぼつ発とともに産業の活発化からますます発展の傾向を示した。

第２次大戦による戦災の結果，終戦直後の人口は59万７千人に減少した。

しかし，戦後市街地の復興はめざましく，人口も年々急増の一途をたどり，その復興率は５大都市中の随一を示した。昭和29年には，人口 124 万５千人余に達し，都市計画その他市政全般にわたつて市域の狭少さが痛感されるにいたつたので，昭和30年４月に愛知郡猪高村および天白村を，次いで同年10月に西春日井郡山田村および楠村，海部郡富田町および南陽町を合併した。この結果市域は一挙に250.07km²となり，人口も 1,336,780人を数えるにいたつた。その後，多少の埋立地の編入があり，伊勢湾台風襲来直前の昭和34年９月１日現在の市域は 250.73km²，人口は1,501,190人であつた。当時の区別人口・面積は第1—4表のとおりである。

第１－４表　行政区別現勢　（昭和 34. 9. 1 現在）

区別	人口	世帯数	面積	人口密度
	人	世帯	km²	人/km²
全市	1,501,190	335,796	250.73	5,987.3
千種区	144,806	35,187	36.02	4,020.2
東区	89,091	20,130	7.68	11,600.4
北区	133,974	30,173	17.57	7,625.2
西区	138,568	29,958	17.57	7,886.6
中村区	175,654	39,825	16.19	10,849.5
中区	114,824	23,948	11.22	10,233.9
昭和区	138,213	31,382	34.36	4,022.5
瑞穂区	121,651	27,586	10.01	12,152.9
熱田区	81,618	18,173	9.15	8,920.0
中川区	124,400	25,927	32.01	3,886.3
港区	91,591	19,732	40.07	2,285.8
南区	146,800	33,775	18.88	7,775.4

第 2 節　産　業　経　済

1　概　　説

本市は，東京・大阪の中間に位し，中部経済圏の中心都市として，また伊勢湾臨海工業地帯の中心として，その産業経済は，年々異常な成長率をもつて躍進を続けていた。本市を中核とする中部経済圏は，面積にして全国の約6％，人口は800万人に及び，その所得推計は約8,250億円と国民所得の約10％を占めている。

このなかにあつて本市は産業用地・工業用水・交通・労働力などたぐいまれな産業立地条件のもとに大工業地帯としておう盛な経済活動を展開しており，近年の中京工業地帯の躍進は，わが国4大工業地帯のうち最高の生産伸長率を示している。この結果，昭和33年の工業生産額は4,099億円，年間商品取引額は1兆2,941億円，市民所得は2,524億円に上つている。

その産業構成をみるに，昭和32年事業所統計の結果によると，市内の事業所数は76,856，従業者数は561,759人で，そのうち第2次産業22％，第3次産業78％である。

産業別にみると，事業所では卸小売業が過半数を占めているが，従業者数では製造業が45％と第1位を占めている。

事業所の区別分布は，中・中村・西の3区がいずれも全事業所の10％以上を占め，中区の16.4％を頂点として港区の3.7％が最低になつている。また，経営規模別にみると，従業員200人以上の大企業は，事業所数で0.2％，従業員数で20.7％であり，おもに港・南の両区に集中している。

生産構造をみると，昭和12年には化学8，金属6，機械26，食料品9，繊維31，窯業5，木材6，その他10という比率であつたが，最近では化学15，金属15，機械26，食料品13，繊維10，窯業5，木材8，その他8となつている。軽工業に対する重化学工業の構成比は戦前の60対40が最近44対56となつている。

2　工　　業

昭和33年の本市工業の概況は，工場数13,962，従業者数252,974人，製造品出荷額4,099億円である。このうち機械器具は出荷額で27.7％，従業者数で30.0％を占め，本市工業の基幹をなしている。ついて出荷額では化学・食料品・金属・繊維の順，従業者数では金属・繊維・化学・金属・食料品・繊維・特産品（陶磁器・合板・自転車・ミシン・メリヤス・菓子など）の6部門を中心として成り立つている。

第1－5表　　昭和33年工業業種別概況

業種別	事業所数	従業者数	製造品出荷額	構成比(%)		
				事業所数	従業者数	製造品出荷額
		人	百万円			
総数	13,962	252,974	409,954	100.0	100.0	100.0
食料品製造業	1,906	21,440	55,110	13.6	8.4	13.4
繊維工業	1,037	25,406	37,047	7.4	10.1	9.0
衣服その他の繊維製品製造業	860	6,511	5,343	6.2	2.6	1.3
木材・木製品製造業	1,502	19,306	25,614	10.7	7.6	6.3
家具・装備品製造業	1,472	9,111	6,586	10.6	3.6	1.6
パルプ・紙・紙加工品製造業	531	7,537	10,512	3.8	3.0	2.6
出版・印刷・同関連産業	555	11,128	12,734	4.0	4.4	3.1
化学工業	154	13,045	59,556	1.1	5.1	14.5
石油製品・石炭製品製造業	17	680	2,037	0.1	0.3	0.5
ゴム製品製造業	64	1,947	2,617	0.5	0.8	0.6
皮革・同製品製造業	331	1,224	997	2.3	0.5	0.3
窯業および土石製品製造業	384	17,352	19,302	2.8	6.8	4.7
鉄鋼業	265	10,576	21,901	1.9	4.2	5.3
非鉄金属製造業	130	4,419	12,306	0.9	1.7	3.0
金属製品製造業	1,287	18,468	16,423	9.2	7.4	4.0
機械製造業	1,334	29,477	37,246	9.6	11.6	9.1
電気機械器具製造業	300	14,755	25,046	2.1	5.8	6.1
輸送用機械器具製造業	582	25,913	46,109	4.2	10.3	11.3
精密機械器具製造業	183	5,899	5,100	1.3	2.3	1.2
武器製造業	—	—	—	—	—	—
その他の製造業	1,068	8,780	8,368	7.7	3.5	2.1

注　この表は昭和33年工業統計調査結果による。

第1－6表　　昭和33年工業区別概況

区別	事業所数	従業者数	製造品出荷額	構成比(%)		
				事業所数	従業者数	製造品出荷額
		人	百万円			
総数	13,962	252,974	409,954	100.0	100.0	100.0
千種区	567	8,110	13,090	4.0	3.2	3.2
東区	1,081	22,677	30,410	7.8	8.9	7.4
北区	1,045	24,108	27,249	7.4	9.5	6.6
西区	2,278	32,518	65,771	16.4	12.9	16.1
中村区	1,818	18,881	25,419	13.0	7.5	6.2
中区	1,461	18,420	21,909	10.4	7.2	5.3
昭和区	930	14,063	15,971	6.7	5.6	3.9
瑞穂区	1,024	20,273	27,529	7.3	8.0	6.7
熱田区	963	22,552	30,345	6.9	8.9	7.4
中川区	1,541	24,710	40,226	11.1	9.8	9.8
港区	385	26,726	82,486	2.7	10.6	20.1
南区	869	19,936	29,549	6.3	7.9	7.3

注　この表は昭和33年工業統計調査結果による。

3　商　　業

本市は以上のとおり大生産都市である一方，同時に高度に発達した大商業都市でもある。

これはあたかも車の両輪のごとく，大都市経済の中核となつており，近年の商勢はめざましいものがある。もともと，名古屋の商業活動は，広大な背後地をひかえ，生産活動の発達という商業成長の基盤に恵まれ，それに加えて名古屋商人の堅実さと信用度を背景に大きく伸びてきた。

昭和33年７月１日現在の市内商店数は41,071店，従業者数は183,513人，年間販売額は12,942億円になつており，商店数の増加に比べて従業者数と販売額が著しい伸びを示している。なお，おもな輸出品は陶磁器・自動車・合板・繊維・機械・ミシンなどで，おもな輸入品は綿花・羊毛・木材・小麦・機械類である。

第１－７表　　昭和33年商業区別概況

区別	商店数	１商店あたり		従業者数	年間商品販売額	構成比（%）		
		世帯数	人口			商店数	従業者数	商品販売額
		世帯	人	人	百万円			
総数	14,071	7.8	35.4	183,513	1,294,193	100.0	100.0	100.0
千種区	2,864	11.4	48.1	8,189	10,273	6.9	4.5	0.8
東区	2,706	7.4	32.7	11,085	40,389	6.6	6.0	3.1
北区	3,091	9.1	41.3	8,135	11,939	7.5	4.4	1.0
西区	3,852	7.2	35.1	13,976	54,041	9.4	7.6	4.1
中村区	6,020	6.6	28.5	31,239	351,124	14.7	17.0	27.1
中区	7,594	3.1	15.0	67,971	728,239	18.5	37.0	56.3
昭和区	2,992	9.7	44.3	8,673	22,164	7.2	4.8	1.7
瑞穂区	2,639	10.6	45.0	7,704	14,010	6.5	4.2	1.1
熱田区	2,546	7.1	31.2	9,502	33,266	6.2	5.2	2.5
中川区	2,426	9.7	49.8	6,309	14,863	6.0	3.4	1.2
港区	1,613	11.5	54.2	4,164	5,931	3.9	2.3	0.4
南区	2,728	11.5	51.5	6,566	7,954	6.6	3.6	0.7

注　１　年間商品販売額は昭和32年７月１日～33年６月30日までの数値である。
　　２　この表は昭和33年商業統計調査結果による。

第３章　名古屋市の風水害と防災の沿革

第１節　風水害の歴史

さきに本市の気象を概説した際に述べたとおり，本地方は古来天然の地理的条件に恵まれていたため，台風・高潮による被害は比較的軽微であつたことは事実である。試みに北緯34°～36°，東経136°～138°の間を通過した台風を調べると，大正15年～昭和26年の間に本土に来襲した109回の台風のうち17回，すなわち16%弱で，このうち伊勢湾上を通過したものは６回にすぎない。

第1－8表　　名古屋における既往台風一覧（風速15m/s以上のもの）

（大正15年～昭和26年）

来襲年月日	最低気圧 mb	最大風速 風速 (m/s)	最大風速 風向	来襲年月日	最低気圧 mb	最大風速 風速 (m/s)	最大風速 風向
大正 15. 9. 4	990	20.8	NNW	昭和 16. 10. 2	999	17.9	SSE
昭和 4. 8. 15	998	17.5	SSE	18. 9. 20	999	15.8	SE
8. 10. 20	990	15.3	〃	20. 9. 18	998	20.2	SSE
9. 9. 9	1,001	15.3	S	24. 6. 21	1,011	15.0	S
9. 9. 21	980	32.9	SSE	25. 9. 3	996	26.7	SE
10. 8. 29	989	15.1	〃	26. 10. 15	1,001	16.8	SSE
12. 9. 11	991	21.3	〃	28. 9. 16	953	30.0	NNW
16. 8. 15	997	16.3	〃				

しかし，過去において台風および高潮による災害が全く無かつたわけではなく，相当の被害をもたらした例も長年の間にはかなりの数に上つている。その主要なものを記せば次のとおりである。

明治 30. 9. 29　暴風雨

名古屋北部は特にはなはだしく，木曽川・豊川は堤防決壊し，人畜の死傷に次ぎ建物倒壊破損5,000戸に達し，ことに浸水家屋は33,000余戸の多きを数えた。このときの木曽川本堤の破堤は100余年来の珍事とされた。

明治 36. 7. 7～9　暴風雨

名古屋では1時間70マイルの暴風が吹き，死傷30余人，建物損害浸水等約4,000戸余に及んだ。

明治 44. 8. 4　暴風雨

愛知県下各川7合以上となり，庄内川は1升に達し堤防の決壊，橋りようの流失等多大の被害を生じた。

明治 45. 9. 22～23　暴風雨

22日夜から23日朝にかけて愛知県下を襲つた暴風雨により，県下の被害は倒壊家屋6,000戸，死者140人，稲作の損害高は96,800町歩に達した。

大正 6. 9. 30　台風

東海地方近海を通過。名古屋の最低気圧733 mm，最大風速20m/sを測り，家屋の倒壊27戸，船舶の流失沈没27，堤防の決壊，家屋田畑の浸水，鉄道・道路・橋りようの破損がおびただしかつた。

大正 10. 6. 30　低気圧

風水害顕著で，名古屋の最低気圧743 mm，最大風速26.4m/sを測り，人の死傷16人，建物倒壊500戸，その他農作物被害もかなり広域に及んだ。

大正 10. 9. 26　台風

9. 26日紀伊半島に台風上陸し，名古屋の西側を通過したため，この地方にはなはだしい風水害をもたらした。ことに海部郡南部沿海部では，高潮により堤防上の水位2尺以上に達し，日光川は数カ所の決壊を生じて一夜にして海と化し，人畜の死傷，家屋・田畑の流失おびただしく，名古屋港付近もまた同様の惨状を呈した。これらの被害は明治45年9月13日の暴風雨に次ぐ大きなもので，この台

風の名古屋における最低気圧は739 mm，最大風速は南東の26.2㍍/秒であつた。

大正14.8.14～17　台風

16日から17日にかけ紀伊水道から若狭湾に抜けた台風のため，被害は庄内川流域から三河西部にかけてはなはだしく，破堤はん濫により耕地・橋りよう・家屋が流失し，若干の死傷者を出した。

大正14.9.11　台風

払暁東海地方を襲つた台風は，名古屋で最低気圧740 mm，最大風速22.8㍍/秒を測り，特に沿海方面は猛烈をきわめ随所に倒壊家屋をみた。

大正15.9.4　台風

9月4日紀伊半島から渥美半島をかすめ，豊橋・浜松間に上陸した台風は，名古屋地方において最低気圧741.9 mm，瞬間最大風速20.8㍍/秒を示した。この台風の中心示度は最低720 mm以下になつたもののようであるが，名古屋地方においてはやや中心より西側にへだたり，かつ，継続時間も短かかつたため比較的被害は軽微であつたが，経路の沿海部においては死者・行方不明93人を生じたのをはじめ家屋・船舶・道路・堤防・農地の損害はじん大なものに上つた。

昭和9.9.21　室戸台風

9月21日朝近畿地方に来襲した台風は，室戸岬において最底気圧684mmという世界的に顕著な低示度を示した。

この室戸台風は，名古屋においても猛烈な風雨をもたらし，最低気圧731mm，最大風速32.9㍍/秒に達し，かなりの被害を生じたが，最も被害のはなはだしかつた大阪地方では死者2,900人に及んだ。愛知県下の被害は，死者6人，負傷者66人，家屋全壊723戸，半壊600戸，田畑浸水130,201町歩に及んだ。

昭和20.9.17～18　枕崎台風

9月17日から18日にかけて九州・中国を横断して猛威をふるつた台風は，枕崎において最低気圧687.5mmと室戸台風に匹敵する記録を示した。この枕崎台風は直接この地方に影響したところは少なかつたが，名古屋においては最低気圧740.8mm，最大風速は南南東20.2㍍/秒に達し，県下においては死者4人，負傷者8人，家屋全壊385戸，半壊507戸等の被害を生じた。

昭和25.9.3　ジエーン台風

9月3日神戸付近から上陸して若狭湾に抜けたジエーン台風は，その進路にあたつた当地方に相当の被害を生じた。名古屋においては最低気圧996mb，瞬間最大風速26.7㍍/秒に達した。県下の被害は，死者6人，負傷者33人，住家全壊58戸，半壊181戸等であつた。

昭和28.9.25　台風13号

9月25日東海地方に上陸した13号台風は，この地方に近来にない大被害をもたらした。あたかも上陸時が大潮の満潮と合致したため，伊勢湾・三河湾沿岸に60年来の高潮（最高潮位4.28m）が発生し，海岸堤防777ヵ所延22,913mを破壊し，死者71人，負傷者625人，行方不明2人，家屋の流失破壊1,783戸，耕地1,955町歩を失つた。名古屋市においては，18時40分ごろ名古屋港に高潮が来襲し，港・南・中川区の一部に海水が浸入したほか，山崎川支流各河川がはん濫し，家屋全壊2戸，半壊6戸，床上・床下浸水44,588戸等の被害が発生し，市内南部方面の交通機関はことごとくその機能を停止した。

名古屋市における最低気圧は953mb，最大風速は北北西30.0㍍/秒を記録したが，もし，このとき南風

であれば，さらに名古屋市の被害は増大したであろうといわれる。

第2節　防災の沿革

天然の地理的条件に恵まれ，台風・高潮の襲来にあつてもさしたる大被害を生じたことのなかつたこの名古屋地方にあつては，古来からの台風常襲地帯におけるごとききびしい防災意識に基づく厳重な防災措置は施されていなかつたことは当然である。しかし，大河川の流域あるいは沿海低湿地域においては伝統的な防災体制が長年の間にわたつて形成されていた。

水害の危険のある河川沿岸あるいは沿海低湿地は，一方では水利に恵まれた農耕適地であるため，危険を知りつつ人々は定着した。河川あるいは海岸堤防は，昔にさかのぼるほど完全なものではないため，これらの土地はたえず水害の危険におびやかされ，浸水をみることも現在よりひんぱんであつたと思われるが，住む人も現在より比較にならぬほど少なかつたため，実際に及ぼす被害は今日に比すべくもなかつた。

こうした時代にあつても，土地に余裕がある間は住居を海岸よりある程度はなして建て，海岸との間の低地を遊ばせることによつて高潮の襲来を避ける方針をとり，それだけ高潮による被害を軽減していた。やむを得ず低地に居住する場合には，住居の地盤高を高くし，各戸に舟を用意し，食糧を貯蔵するなどして，常に非常の場合を覚悟していた。

このような水害に備えた措置のうち，この地方に特に発達し，こんにちなお残存する例のみられるものに「輪中（わじゅう）」と「水屋（みずや）」があげられる。「水屋」は木曽川あるいは庄内川沿い，沿海干拓地の農家において発達したもので，これらの農家のいくたびかの苦い水害の体験から生まれたものである。

「輪中」とは，木曽川・庄内川等濃尾平野を貫流する大河の堤防に近接する低地において，破堤いつ水による洪水被害から家屋をまもるため一部落を堅固な堤防で囲み，宅地をもりあげ，防風林・防水林を設けたものであつて，オランダ・ベルギー地方におけるポルダー（Polder）に比較される水防施設である。木曽川沿岸に輪中堤が築造されるようになつたのは，天長4年（西暦827年）以降といわれ，その形状は土地の状況に応じ広狭無秩序に築造された。その数は明治の中葉において22を数え，堤防総延長は実に154,500間余に達した。

「水屋」は，この輪中とともにその水防の一端をになつて発達したもので，主建築物をできる限りかさ上げした上に，さらに特殊な用途部分をきわだつて高く設けることにより，水害から逃れる万全の対策としたものである。もちろん，富裕な家にあつては平常の居住部分全体をこうした目的にそつて設けている例もあるが，多くは倉庫・物置などをそれにあて，いつたん洪水となつた際それに避難してのち完全に住宅としての機能を発揮するものであつて，この点に水屋本来の特殊なありかたをみることができるといえよう。

現在，名古屋市内では，中川区富田町一帯にその例がみられ，10以上が現存している。

水屋の土盛・石積は農家にとつては相当な負担であつて，父子数代にわたりより高く，より堅ろうに築き上げられ，しかもその方法には伝承の秘伝工法があり，容易に崩壊し得ない構造となつている。さらに水屋は常緑樹と竹やぶで厳重に防衛され，防風防波の工夫がこらされていた。また，水屋部落には平素の水運と兼ねて小舟が用意されてあつた。

第 2 編　伊勢湾台風と高潮

第 1 章　伊勢湾台風の概況

第 1 節　台 風 の 経 過

昭和34年 9 月21日マリアナの東にあつた弱い熱帯性低気圧は急速に発達して，22日 9 時には台風15号となり，同日15時にはサイパンの北東およそ150kmの海上で970mbの中心気圧を示した。

その後北西に進路をとり，23日15時には硫黄島の南南東およそ600kmの海上に達し，さらに発達して中心気圧は894mbと深まり，最大風速は75㌔の超大型の台風となつた。そして毎時 20～25kmの速度で北西に進み，25日の昼すぎには潮岬の南およそ 1,000kmの海上に達した。

このころには1,000mb の閉じた等圧線の長軸はおよそ 1,500kmに達するほどになつていた。(第2—1図参照) その後向きを北西ないし北北西に転じ26日 6 時には潮岬の南南西およそ520kmの海上に達し，次第に速度を増し毎時35kmで北に向かつた。この時の中心 付近の 最大風 速は 60㌔，半径400km以内の東側と300km以内の西側では25㌔以上の暴風雨となつていた。このように暴風圏が拡大すると 普通は 中心の 気圧も 上がり，また台風眼も大きくなるのであるが，台風15号の場合は衰え方が少なく，中心の気圧は920mbに上がつたに過ぎず，また眼の大きさは直径40kmで形状ははつきりしたものであつた。このころは遠州灘の沖合は25㌔以上の暴風圏に入つており，東海地方の沿海部でもすでに10㌔以上の風が吹いていた。

第2—1図　　台 風 15 号 経 路 図

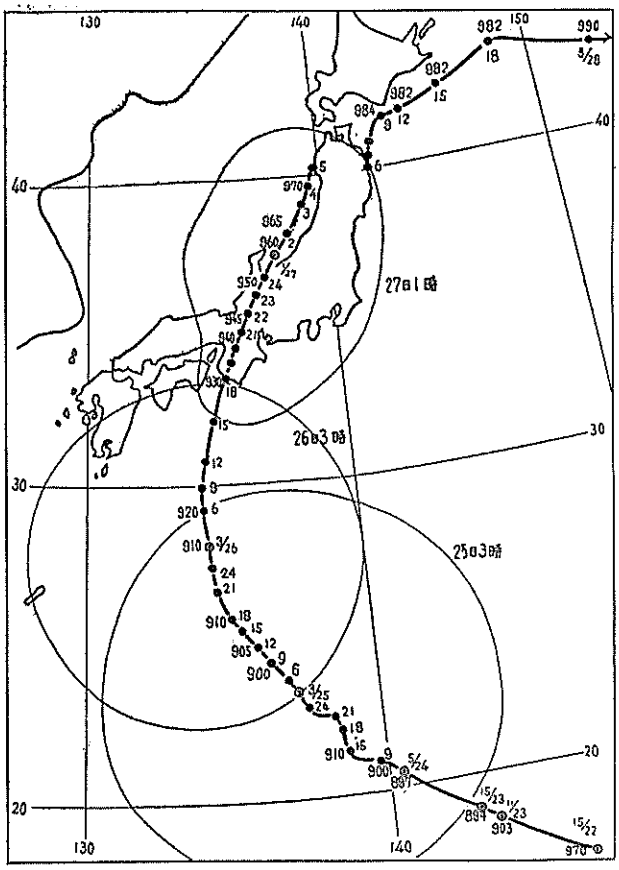

注　進路の左側の数字は中心気圧（mb），右側は日付◉と時刻，細線は1000mbの等圧線を表わす。

その後台風はさらに速度を増し 9 時過ぎには北緯30° 線を越え，14時ごろには紀伊水道の南およそ200kmの海上に迫り，熊野灘や遠州

灘では全域すでに暴風圏に入り，大しけとなつていた。また，東海地方の海岸でも20m/s以上の強い東風が吹いていた。岐阜県や三重県の山岳部では前日から強い雨が降り続き，この時までに150 mmから200mmの雨量を観測していた。

その後台風は毎時55kmくらいの速さで北北東に進み26日18時過ぎに潮岬の西およそ15kmのところに中心が上陸した。（第2—2図参照）

第2—2図　　台風上陸時の地上天気図

（昭和34.9.26　18時）

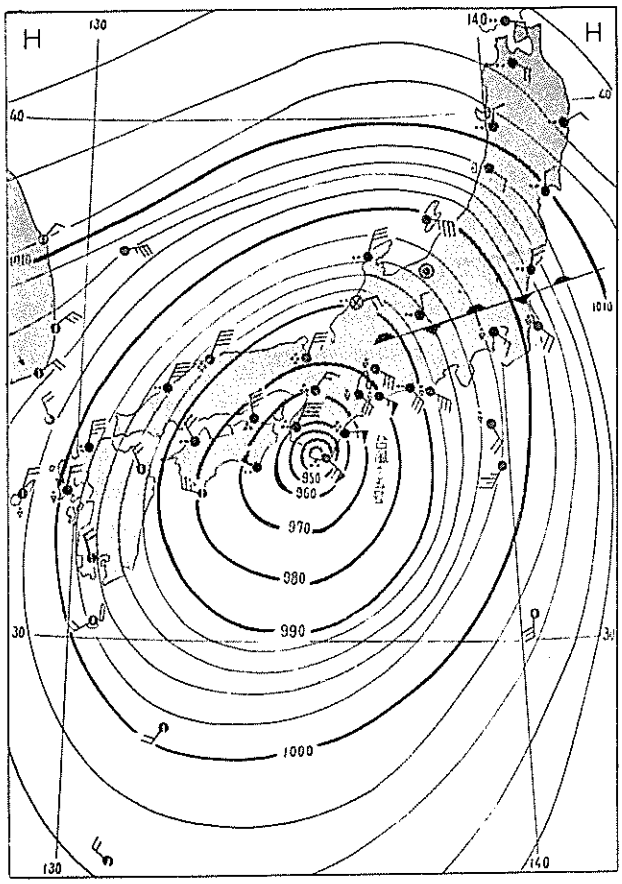

潮岬では18時13分最低気圧929.5 mbを観測し，台風眼に入つた。このころ陸上の暴風圏はさらに拡大して，紀伊半島・四国東部および東海地方一帯は30m/s内外，北陸・近畿北部・中国・九州北部は15～25m/sの暴風雨となり，陸上で30m/s以上の暴風圏が半径300kmに達するすさまじい状況を呈した。

台風はその後，第2—3図のように19時には奈良・和歌山の県境に，20時には奈良県中部，21時には鈴鹿峠付近を通り，22時には揖斐川上流に達した。このとき中心気圧は945mbとなり，暴風圏は北東に移つて東海地方・中部山岳部・北陸および近畿北部では風速は20～30m/sとなつた。最大風速（10分間平均）は名古屋で22時に南南東37m/s，岐阜で22時南南東32m/s，御前崎で22時45分南南西35m/sを観測した。なお，台風の中心が通過する前2～3時間は，時間雨量40～70mmの激しい雨が各所で降り，各河川は急に水かさを増し，これと高潮により河口付近ではいたるところ堤防は決壊し，大災害を起こすにいたつた。

このように台風15号は，伊勢湾沿岸地方にとつては最悪のコースを通つたわけで，第2節に示す最大風速の分布をみても明らかなように最大の強風域は不幸にも伊勢湾に集中し，あののろうべき大高潮の条件はすべてこの間に満たされてしまつたのである。

すなわち，21時30分ごろ名古屋港で最高潮位5.81m（名古屋港検潮儀D.L.上）を示し，これは推算潮位よりも3.55m高く，昭和28年の台風13号のときよりも1.53mも高い記録的な値を残し，台風災害史上かつてない大災害をもたらした。

ついで台風は23時には岐阜県白川付近，27日0時には富山の東を通り，0時45分ごろ高田と糸魚川の中間を経て日本海に入つた。このころ中心の気圧は960mbとなり，毎時75kmの早い速度で北北東

進を続けていつた。台風が潮岬付近に上陸してからわずか6時間あまりで本土を縦断したわけで，この間の平均速度はおよそ毎時65kmであつた。(第2—3図参照)

その後台風は27日2時には佐渡付近，4時には秋田の南西沖を通り，6時には秋田の東およそ50kmの地点に達し，中心の気圧は978mbとなつた。このとき八戸の南方に副低気圧が発生し，台風の主体は次第に副低気圧に移り，27日9時には北海道の襟裳岬の南南西およそ50kmのところを経て，毎時40kmの早さで北東に進み，千島の南東海上に去つた。

名古屋地方にみぞうの大災害をもたらしたこの台風15号の特徴をあげれば次のとおりである。

(1) マリアナ東方で発生してから上陸までの時間間隔が短かくわずか6日しか要しなかつたこと，および21日に発生して23日には中心気圧は895.4mbとなり，異常に早く，しかも深く発達したこと。またこの発達期の頂点から上陸までがわずか3日あまりであつたこと。

第2—3図　台風経路と順転・逆転の分布図

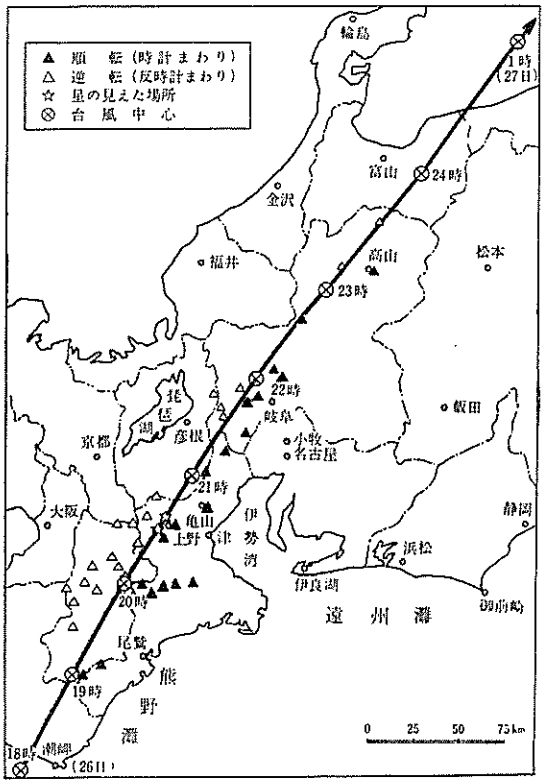

(2) 発生の初期から本土上陸の直前まで非常に強い中心勢力を維持し，9月26日18時13分潮岬で観測した最低気圧929.5mbは，本土へ上陸した台風の観測記録値としては3番目のものであつたこと。(1位は昭和9年9月21日室戸台風の際室戸岬で観測した911.9mb，2位は昭和20年9月17日枕崎台風の際枕崎で観測した916.6mbである。)

(3) 暴風圏の非常に広い超大型台風で本州南方海上を北上するころは最大風速75㌔，風速25㌔以上の暴風圏が直径700kmに及んだこと。

(4) 本州付近を東西に伸びていた停滞前線が台風の接近とともに活発となり，各地に大雨をもたらしたこと。

(5) 上陸後も勢力の衰え方が少なく，風による被害を特に大きくしたこと。

(6) 伊勢湾および渥美湾沿海地方などに高潮を起こすのに非常に適したコースを通つたこと。すなわち，最大強風域が伊勢湾に集中し，最大風速が生じるまでの主風向が伊勢湾にとつては最悪の南東であつたこと。

(7) 経路の特徴は25日以後は南北方向に速度成分が大きかつたこと。(昭和34年の台風経路の特性と

して北上型であることがあげられる。）

なお，気象庁においては，台風15号が名古屋市をはじめとする伊勢湾沿岸全般にわたり特にじん大な被害を与えたことから，９月30日台風15号を「伊勢湾台風」と呼称することに決定した。

第２節　暴風の状況

伊勢湾台風は超大型の台風として，東海地方の西部を通つたため，東海地方一帯に暴風雨をもたらしたが特に伊勢湾周辺の風は激烈をきわめた。これは，台風進路の左側では台風への吹き込みの風と台風を流す風とが相殺して風速が弱くなるのに反して，右側ではこれらが相加わつて強い風を生ずる現象による。

風速が10㍍/s以上になり始めた時刻を示すと第2—4図のとおりである。最も早く吹き始めたのは伊勢湾入口の渥美半島突端および志摩半島東部であつて26日午前３時ごろから10㍍/s以上の風が吹き始めた（なお，本節にいう風速とは，特に明示しない限り10分間平均風速をいう）。

この強風は台風の北上に伴つて次第に伊勢湾や渥美湾の奥に浸透し，26日９時から10時ごろまでに三重県一帯・知多半島および三河南部に拡がつた。名古屋市内が10㍍/s以上の強風になり始めたのは，南部の海岸付近では26日10時過ぎごろ，北部では同日12時半ごろである。さらに風速が20㍍/sを越え始めた時刻を示すと第2—5図のとおりである。この時刻の分布も前図の場合によく似ていて，伊勢湾入口付近から始まり，次第に湾に沿つて北上している。すなわち，伊勢湾入口付近では26日13時ごろに現われ，濃尾平野の南部ではこれより４時間ないし６時間遅れて現われ，名古屋市では18時～19時にかけて現われている。

これらの強風は各地とも東または東南東の風向から始まり，風速が強まるにつれて風向は次第に時計まわりの回転をしている。

第2—4図　10分間平均風速10㍍/s以上の暴風の吹き始め時刻

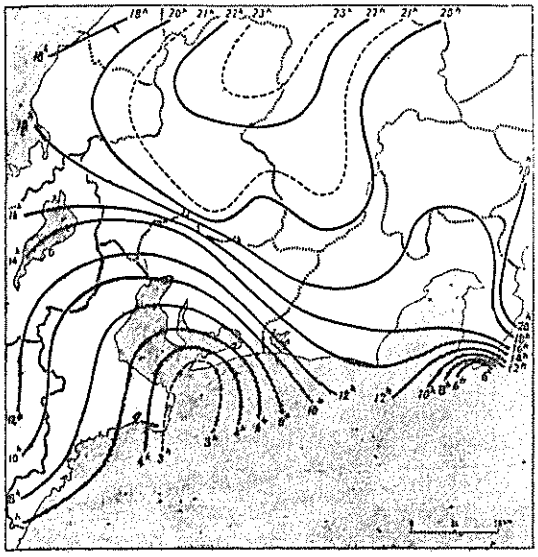

第2—5図　10分間平均風速20㍍/s以上の暴風の吹き始め時刻

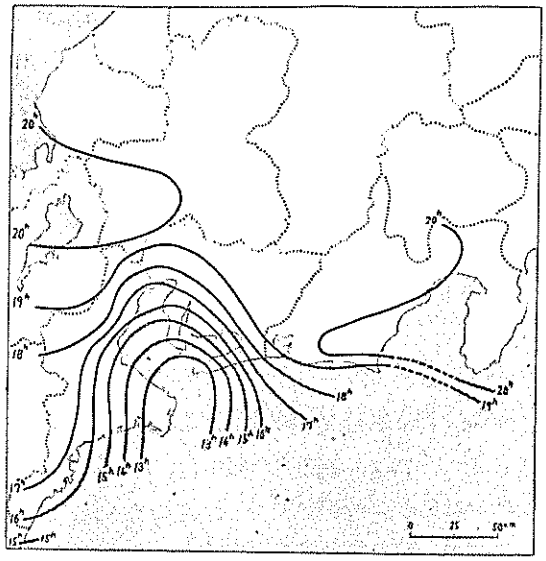

各地の最大風速の分布を示すと第2—6図のとおりで伊勢湾およびその周辺で圧倒的に強く，台風の中心通過地帯でかえつて弱かつたことが明らかである。すなわち，強風域は伊勢湾の入口から濃尾平野に向つてくさび状に突き出ていて，名古屋市南部海岸地帯は40m/sに達している。これらの最大風速の風向は南東ないし南南東で，木曽川河口付近では所により南であつた。

第2—6図　10分間平均の最大風速（m/s）とその風向

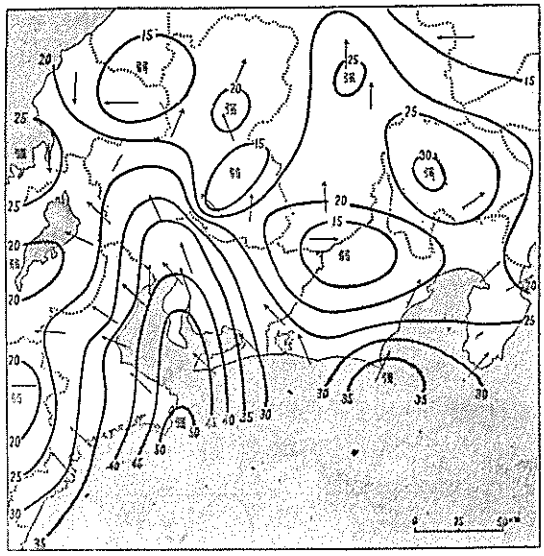

これらの最大風速の出現の時刻の分布は第2—7図のとおりで，まず台風が最も早く接近した三重県から始まり，その南部では26日18時ごろ，中部では19時半ごろ，北部では20時半ごろに現われた。ついで愛知県では，三河南部では26日 20時から21時の間，その他の方面では21時から約40分にわたつて現われ，名古屋市内においても21時から最も風速が激しくなつた。

最大風速の出現時刻と最低気圧の出現時刻とを比較すると，三重県では全域とも最大風速の方が先に現われており，その間におよそ1時間から1時間半の差がある。愛知県ではほぼ同時くらいで，また岐阜県と静岡県では最大風速の方が30分ないし1時間，所により2時間くらい遅く現われている。

以上の最大風速は10分間平均風速の最大値であるが，瞬間最大風速の分布は第2—8図のとおりである。これら2つの分布はよく似ているが，瞬間最大値の方がおよそ3割から6割大きい。そして40m/s

第2—7図　最大風速(10分間平均)の出現時刻

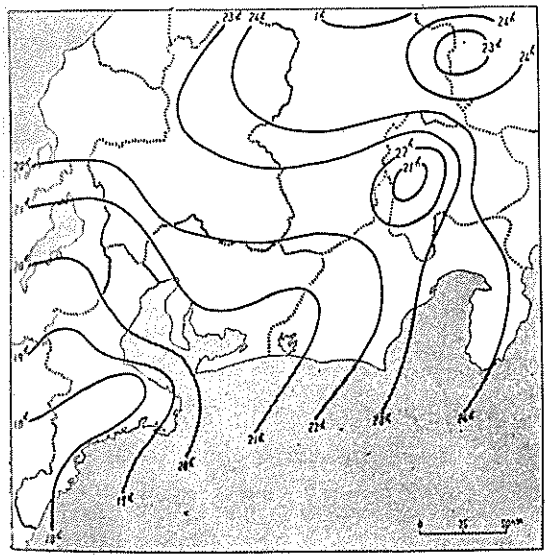

第2—8図　瞬間最大風速（m/s）とその風向

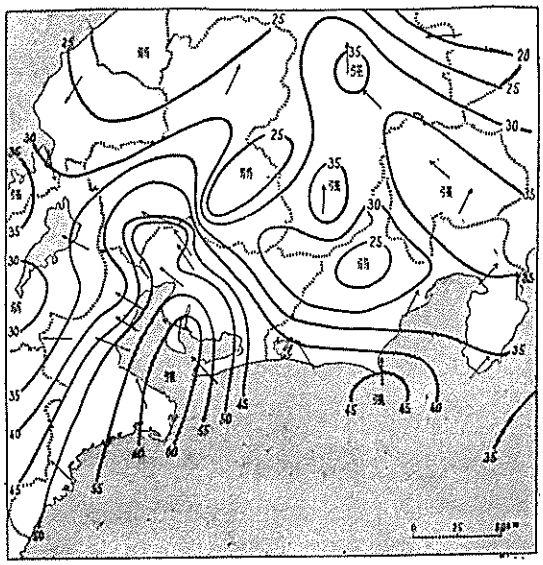

以上の区域は愛知・三重両県の大部分と岐阜県の南部平野部をおおつている。

かくて，愛知県の平野部と三重県沿岸および志摩半島方面は瞬間最大風速は50㍍/s以上に達し，なかでも渥美半島（伊良湖港湾工事事務所小中山，プロペラ型風速計），矢作川下流域（鳴海の中電送電鉄塔上，地上26m，プロペラ型風速計）および小牧付近（航空測候所，プロペラ型風速計）ならびに三重県の志摩半島方面（大王崎灯台，ダインス風速計）では瞬間最大風速60㍍/s以上の驚異的風速を記録している。瞬間最大風速の出現時刻と，前記最大風速の出現時刻とは必ずしも一致しないが，大体30分以内の時間差で現われた所が多い。その後，伊勢湾周辺の風は台風が岐阜県北部山岳地帯に入るに従い20㍍/s（10分間平均）以下に衰え，さらに台風が日本海に抜けるに従つて10㍍/s以下となつたが，20㍍/s以上および10㍍/s以上の風の継続時間を示すと第2—9図および第2—10図のとおりである。これらの分布も最大風速と同様に吹走時間の長い区域が伊勢湾入口付近を中心として湾の奥に拡がつている。

第2—9図　10分間平均風速20㍍/s以上の暴風の継続時間（時間）

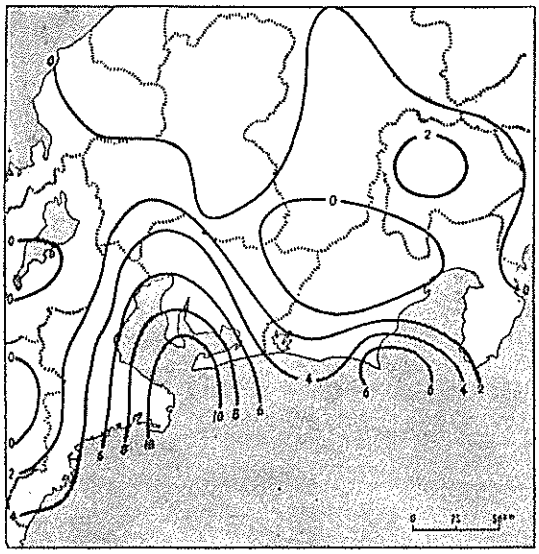

第2-10図　10分間平均風速10㍍/s以上の暴風の継続時間（時間）

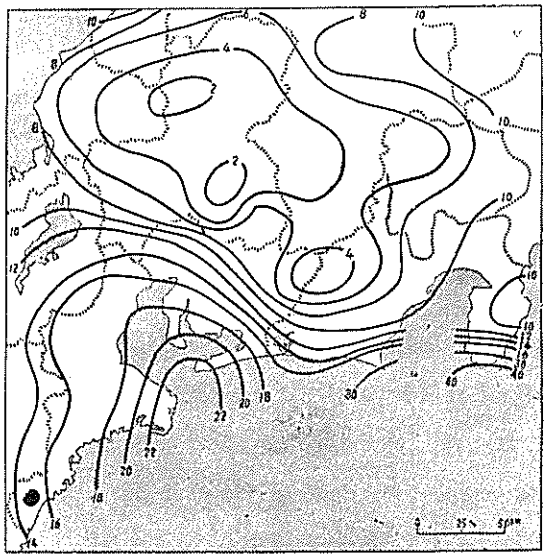

以上掲げたこれらの分布図は，すべて台風15号が東海地方西部特に名古屋地区に対していかに最悪のコースであつたかを示すものである。

名古屋市においては第2—1表・第2—2表および第2—3表における名古屋地方気象台観測のとおり，9月26日午前中から次第に強風となり南東の風が昼すぎには10㍍/sを越え，13時～16時には瞬間最大風速16㍍/s以上が記録されている。この間15時から16時にかけて一時やや風速が弱まつたが，このときの風向は東寄りとなつている。その後再び南東の風にかわるとともに風速は一段と猛烈となり17時から19時ごろの間に20㍍/sに達した。20時にいたり平均風速25㍍/sを突破し，このころから南南東を示した風は，23時半ごろ南南西を示すまでの間，最大の猛威をふるい，21時から22時半ごろまで30㍍/sから37㍍/sまでの風が吹き続け，この間，21時25分，瞬間最大値 45.7㍍/s という驚異的な記録が残された。このころを峠として，22時半ごろ南の風となり，23時半ごろ南南西の風となつたころから次第に暴風は衰え

第2－1表　　名古屋地方気象台毎時観測表

H ： 52.1m

日	時	海面気圧 +900mb	気温 °C	蒸気圧 mb	湿度 %	風向	風速 m/s	降水量 mm	全雲量
26.	12	99.8	28.3	28.5	74	SE	9.3	—	10
	13	97.8	28.0	27.5	73	SE	12.2	—	10
	14	95.1	28.1	26.7	70	SE	11.5	0.0	10
	15	92.6	26.2	27.9	82	ESE	10.8	0.4	10-
	16	89.7	24.4	28.4	93	E	8.4	3.2	10
	17	87.0	25.1	29.4	92	SE	10.7	3.9	10
	18	82.7	25.7	30.0	91	ESE	16.1	1.8	10
	19	77.7	25.3	30.5	95	SE	18.7	7.2	10
	20	71.1	25.1	29.4	92	SE	25.7	11.2	10
	21	63.3	23.0	27.6	98	SSE	23.1	20.9	10
	22	62.9	22.5	27.3	100	SSE	37.0	17.5	10
	23	74.9	22.2	25.2	94	S	21.0	3.6	10
	24	85.4	22.3	23.8	88	SSW	18.2	0.0	10
27.	01	90.9	23.0	22.1	78	SSW	16.6	0.3	10
	02	94.1	22.6	22.1	81	S	6.9	—	10
	03	95.7	22.7	21.8	79	SSE	4.6	—	10-

注　風速のうち※印はダインス風速計からの推定値である。

第2－2表　　毎10分平均風向風速表

日時＼分		0		10		20		30		40		50	
26.	12	SE	9.3	SE	7.8	SE	8.5	SE	10.1	SE	9.4	SE	10.7
	13	SE	12.2	SE	10.8	SE	11.3	SE	9.8	SE	11.5	SE	11.0
	14	SE	11.5	SE	12.5	SE	12.0	SE	13.2	ESE	13.0	ESE	10.1
	15	ESE	10.8	ESE	12.0	ESE	10.0	E	10.7	E	9.8	E	9.4
	16	E	8.4	E	6.9	ESE	7.3	ESE	6.9	SE	8.7	SE	11.7
	17	SE	10.7	SE	9.8	SE	12.5	SE	14.4	SE	16.0	SE	15.0
	18	ESE	16.1	SE	18.0	SE	17.1	SE	20.2	SE	20.4	SE	19.9
	19	SE	18.7	SE	19.3	SE	21.4	SE	19.6	SE	20.5	SE	22.5
	20	SE	25.7	SSE	24.4	SSE	25.8	SSE	27.5	SSE	27.2	SSE	28.1
	21	SSE	23.1	SSE	32.4	SSE	33.2	SSE	34.8	SSE	34.7	SSE	33.4
	22	SSE	37.0	SSE	35.5	SSE	31.3	S		S		S	
	23	S	(21.0)	S		S		SSW		SSW		SSW	
27.	0	SSW	18.2	SSW	17.9	SSW	18.2	SSW	18.8	SSW	18.8	SSW	16.1
	1	SSW	16.6	SSW	15.5	SSW	16.1	SSW	14.4	SSW	13.7	SSW	11.7
	2	S	6.9	SSE	6.5	SSE	9.4	SSE	7.4	SSE	4.6	SSE	3.6

注1　これは10分間平均風速が10m/sを越え始めたころから10分ごとに読みとつた風向（16方位）と平均風速（m/s）の表である。

2　風速は4杯の風杯型風程式風速計（ロビンソン風速計）の10分間平均である。

3　風向風速の値はその欄の時刻から前10分間の平均値である。

4　空欄は停電による自記器の故障または雨滴の浸入による風速計接点の故障による。かつこ内の数字は瞬間風速計からの推定値である。

第2－3表　　毎時風向風速表

瞬間最大風速（m/s）

地点	名古屋	小牧	伊良湖	名港	鳴海	武豊	三河三谷	幸田	小中山
所管	気象台	測候所	測候所	気象台分室	中部電力	国鉄	国鉄	国鉄	港湾工事事務所
種別 / 日時	ダインス	コーシンベーン	ダインス	コーシンベーン	スカイベーン	3杯発電式	3杯発電式	3杯発電式	コーシンベーン
26. 9～10	SE 8.7	SE 8.8	E 17.7	ESE 13.3	不明 18.0	不明 18.9	不明 14.4	不明 23.0	— —
10～11	〃 11.5	ESE 9.2	〃 21.8	〃 17.6	〃 19.2	〃 20.1	〃 18.3	〃 19.9	— —
11～12	〃 13.1	〃 10.2	〃 25.0	〃 12.8	〃 22.2	〃 22.0	〃 21.7	〃 23.8	— 22.0
12～13	〃 15.4	〃 14.7	〃 24.0	〃 16.1	〃 22.3	〃 22.0	〃 20.2	〃 25.2	— 24.1
13～14	〃 16.2	〃 15.0	〃 28.4	〃 19.1	〃 25.3	〃 25.3	〃 24.4	〃 25.3	E 28.0
14～15	ESE 16.5	〃 17.7	〃 31.7	E 19.5	〃 29.2	〃 27.8	〃 24.5	〃 25.0	〃 30.3
15～16	〃 16.2	E 13.4	〃 32.0	〃 18.6	〃 28.8	〃 29.2	〃 28.0	〃 29.2	ESE 31.1
16～17	〃 14.5	〃 10.8	〃 34.0	〃 24.0	〃 25.2	〃 32.0	〃 33.0	〃 37.1	〃 37.0
17～18	SE 20.9	ESE 22.8	ESE 38.5	〃 28.4	〃 37.8	〃 39.8	〃 38.5	〃 48.1	〃 42.9
18～19	〃 25.0	〃 25.0	〃 40.8	ESE 30.2	〃 39.4	〃 43.8	〃 43.0	〃 48.0	SE 46.2
19～20	〃 35.3	SE 39.8	SE 47.2	〃 40.5	〃 53.2	〃 51.4	以後故障	〃 49.2	〃 51.8
20～21	SSE 40.5	〃 53.2	S 52.6	〃 50.0	〃 60以上	〃 55.3		〃 58.0	〃 60以上
21～22	〃 45.7	S 60以上	〃 55.3	SE 50.2	〃 〃	〃 49.9		〃 55.9	以後故障
22～23	〃 38.8	(S) 44.2	〃 46.0	不明(39.6) 以後停電	〃 〃	〃 37.0		〃 52.0	
23～24	S 25.7	(〃) 32.8	SSW 33.6		〃 47.2	〃 24.8		〃 46.8	
27. 0～ 1	SSW 23.1	以後停電	〃 25.0		〃 38.3	〃 21.3		〃 33.8	
1～ 2	〃 18.8		〃 15.3		〃 32.4	— —		〃 26.0	
2～ 3	〃 10.6		WSW 8.2		〃 26.1	— —		— —	
3～ 4	NE 6.6		W 9.4		〃 18.0	— —		— —	
4～ 5	WNW 7.3		〃 16.8		〃 18.0	— —		— —	
5～ 6	W 7.8		〃 13.7		〃 12.2	— —		— —	
6～ 7	WNW 12.6		WNW 14.6		〃 11.5	— —		— —	
7～ 8	〃 11.9		〃 13.8		〃 17.0	— —		— —	
8～ 9	〃 11.9		〃 12.6		〃 17.5	— —		— —	
最大値	SSE 45.7	S 60以上	S 55.3	SE 50.2	—60以上	— 55.3		— 58.0	SE 60以上
同起時	21.25	21.34	21.21	21.25	20～23	20.48		20.00	20.25
備考	h:17.0m	h:10.0m	h:13.1m	h:37.2m	中電送電鉄塔上 h:26.1m	h:12.0m	h:13.0m	h:11.0m	温美町福江 h:4.0m

注　この表は気象官署および部外機関の瞬間風速計による毎時間の最大風速と風向をまとめたものである。

を示し，27日2時にいたり，ようやく10m/sの線を割つた。この間風速10m/sの風は26日12時半ごろ吹き始めて以来16時ごろを除き翌27日2時まで12時間以上にわたり吹き続け，20m/s以上の風は26日18時に吹き始めてから26日いつぱい約5時間以上，30m/s以上の風は26日21時ごろから22時半ごろまで約1時間半吹き続けたわけであつて，いかに名古屋市における暴風が猛烈をきわめたものであつたかが知られる。

名古屋における気象観測表　　（名古屋地方気象台）

気　　圧

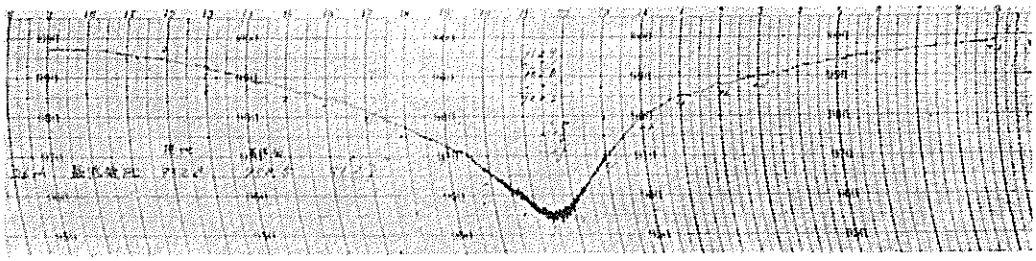

雨　　量

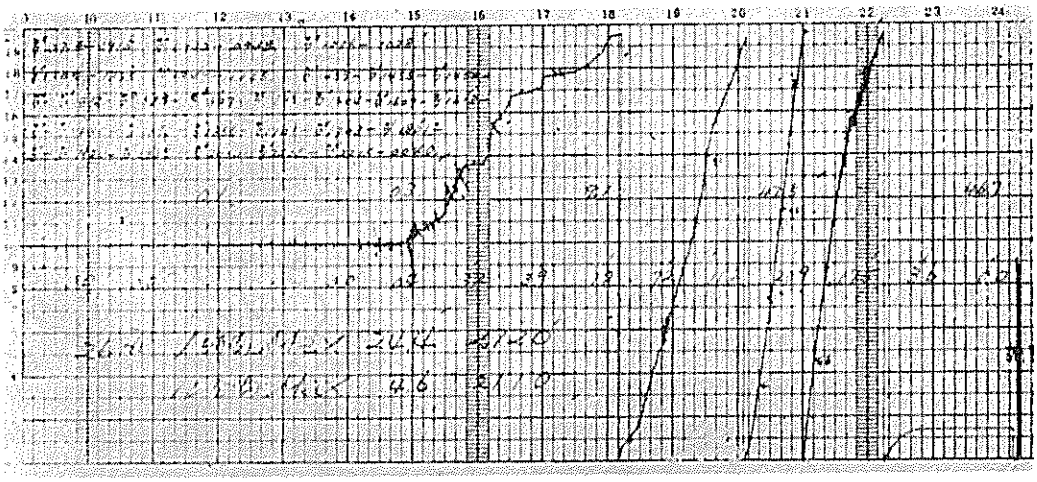

風　　速

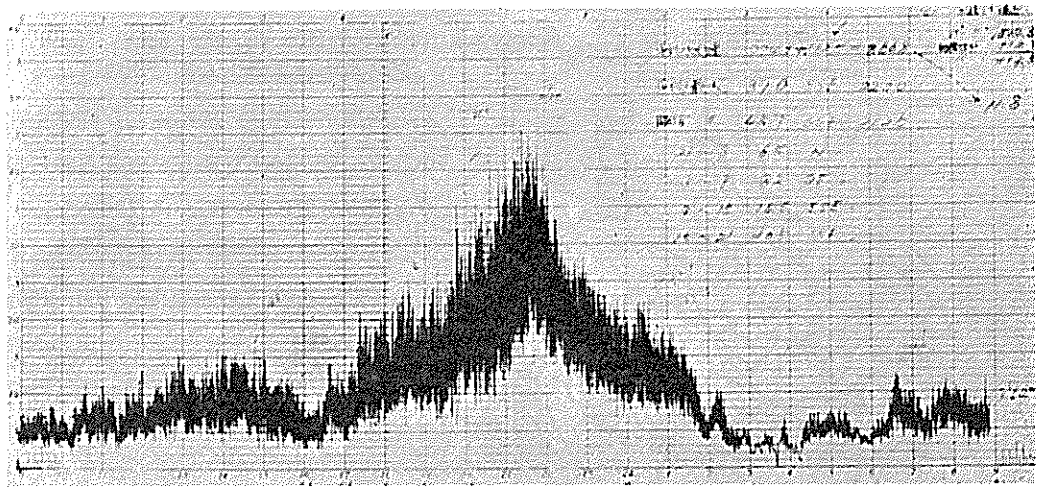

第３節　降雨の状況

台風15号の伴つた雨は，東海地方では台風が北緯20°線に近づいたころ，日本の南岸にあつた前線によつて９月23日昼ごろから降り始め，台風が日本海に抜けた26日夜中過ぎまで続いた。

この雨は大きく分けると，1） 23日昼ごろから24日夜中過ぎまでの，偏西風波動としての気圧の谷の接近による前線活動によるもの，2） 25日夕方から26日朝までの，台風の北上接近による前線活動および，3） 26日の台風通過によるものとに分けられる。

はじめの 1）の前線による雨は，三重県南部では，23日夜中ごろから24日夜中ごろまで，濃尾平野では24日早朝から夜中すぎまで 50mm前後降つた。一番雨量の多かつたのは三重県南部で，尾鷲では377mmを観測した。

第2－11図から第2－13図までは23日と24日の日雨量および23・24両日の合計雨量の分布である。

第2－11図　台風襲来前の前線による日雨量
9月23日9時～24日9時，単位mm.

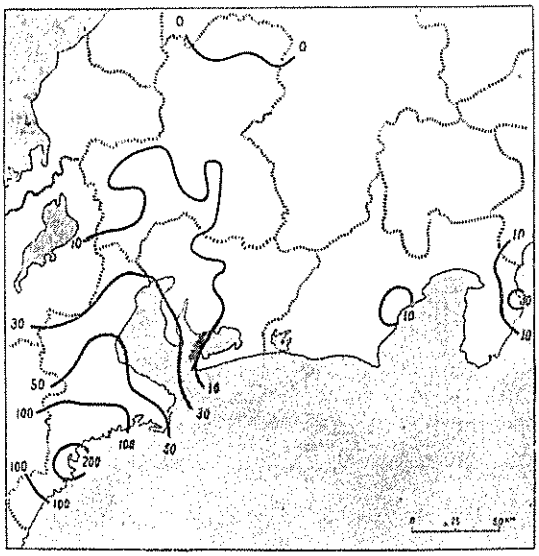

第2－12図　台風襲来前の前線による日雨量
9月24日9時～25日9時，単位mm.

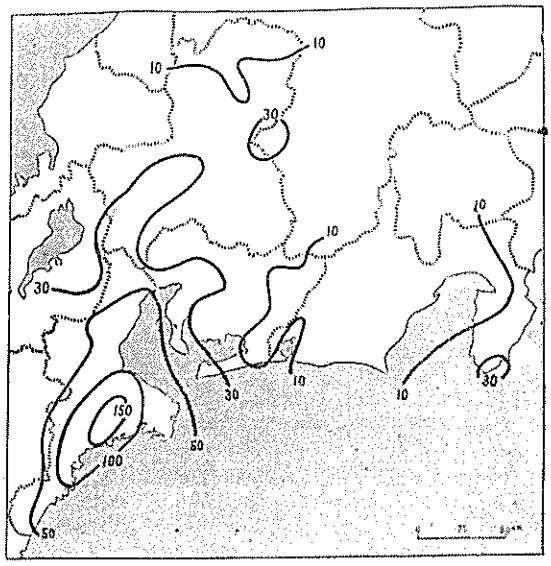

第2－13図　台風襲来前の前線による総雨量
9月23日9時～25日9時，単位mm.

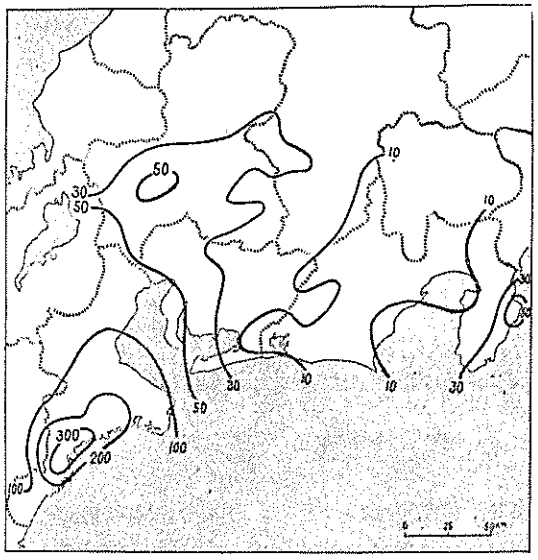

25日日中は各地とも雨は小降りになつたが，台風が北緯25°線に達し，向きを北西から北に変え始めた25日夕方ごろから再び東海地方全般に強い雨が降り始めた。

これは台風の北上に伴う前線活動によるもので，三重県・岐阜県では100～150mmに達した。

このときは岐阜県の揖斐川・長良川の流域では1時間に 30～40mm の強い雨が降つた。第2－14図は25日の日雨量分布であつて，上述 2）の前線活動による雨量を示している。台風はその後も北上を続けたが，26日午前中は雨が降つたりやんだりで，濃尾平野では午後になつて晴れ間が出るほど

第2—14図　台風の影響をうけた前線による雨量
9月25日9時～26日9時. 単位mm.

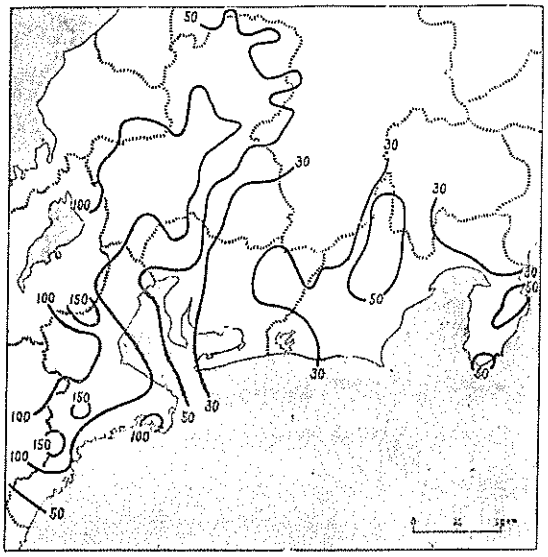

第2—15図　台風による雨量
9月26日9時～27日9時. 単位mm.

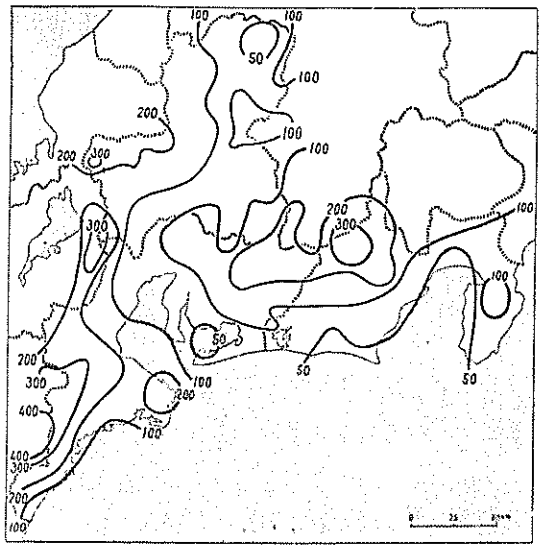

であつた。しかし，三重県南部では26日昼ごろから暴風雨圏内に入り，これと同時に台風による強い雨が降り始めた。

これより数時間遅れて，東海地方各県ともに強い雨が降り始め，夜中ごろまで続いた。1時間雨量の最大は，台風の中心が最も近づく直前に現われた所が多く大体40～60mmであつた。

第2—15図は26日の日雨量で，3）の台風による雨量分布を示している。名古屋市においては日雨量104mmを記録したが，200mmを越えたのは三重県の中部・南部の山間部，岐阜県の西濃山間部，愛知県の三河山間部，それに静岡県の中部・西部の山間部で，時に三重県南部の山岳部や静岡県西部の山

第2—16図　台風の直接および間接の影響による総雨量
9月25日9時～27日9時. 単位mm.

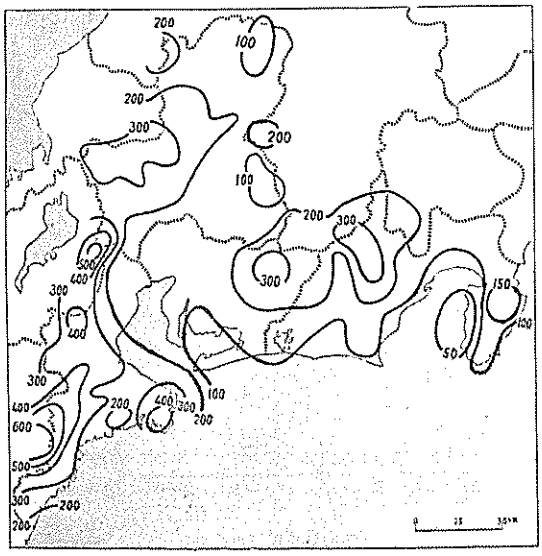

第2—17図　前線と台風とによる総雨量
9月23日9時～27日9時. 単位mm.

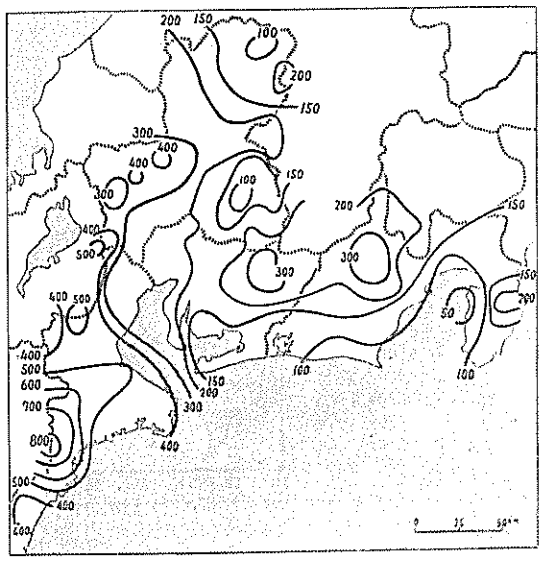

岳部では300mmを越えている。この多雨域の分布は東海地方においては普通の状態で，雨量も日雨量としては驚くほどのものではないが，数時間のうちに集中的に降つたため各河川の流域において記録的な洪水波が現われることとなつた。

第2—16図は台風の直接および間接の影響による総雨量で，25日と26日の合計雨量を示し，第2—17図は23日の降り始めから26日夜中ごろまでの総雨量を示したものである。

第2章　高潮の概況

第1節　高潮の状況

伊勢湾台風の高潮は，その被害状況が示しているように古今みぞうのものであつた。過去の記録としては，有名な室戸台風の際の大阪港の最高気象潮3.1mがある。伊勢湾台風の際名古屋港のそれは3.55 mであつたから，完全に記録をぬりかえたのである。

名古屋港の既往最高潮位は2.97m（東京湾中等潮位基準）である。これは大正10年9月25日に紀伊半島に上陸し，日本海に抜けた台風がもたらした高潮である。伊勢湾台風の高潮は東京湾中等潮位（T.P.）上3.89mであるからこの値を1m近く上まわつている。

第2—18図は，名古屋港検潮儀の台風当時の潮位曲線である。実測潮位と推算潮位の偏差（気象潮）は平常でも多少みられるが，図にみられるように当日は台風の接近に伴いやや大きく現われている。

第2—18図　　伊勢湾台風時の名古屋港の潮位図

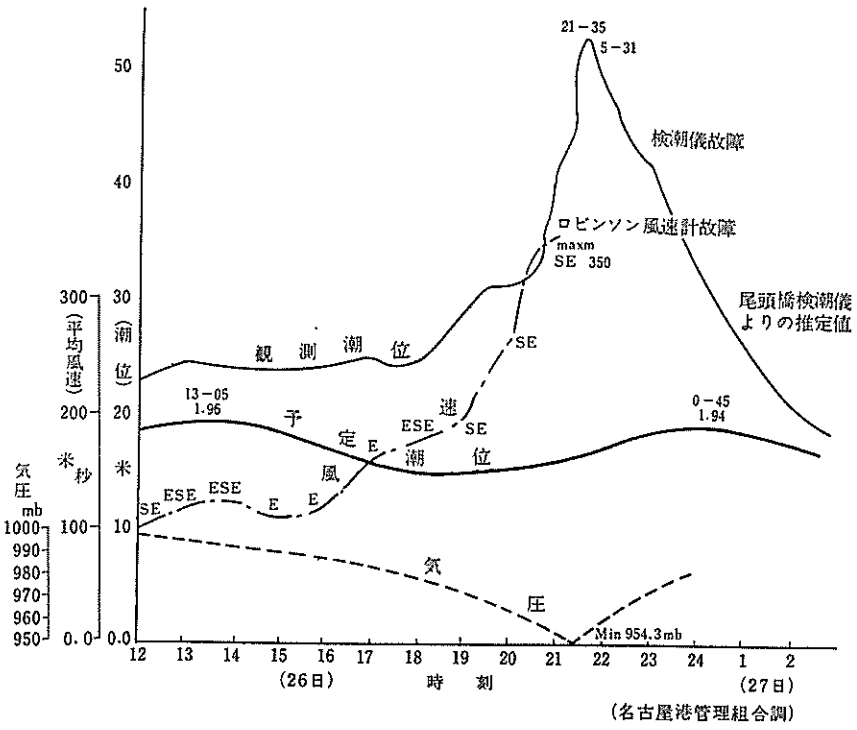

この量は，名古屋港に10m/s以上の風が吹きつけるようになつた昼ごろから，徐々に大きくなり，20m/s以上になつた夕方ごろから急激な上昇を始めた。最高気象潮は，台風が最も接近し，最も風が強かつたと思われる21時35分に出ており，その値は前述のように3.55mである。この潮位は標高0を基準にすると3.89mである。また海岸堤防の基準面すなわち名古屋港工事基準面（N.P.）から測ると，実に5.31mで，4.80m高の海岸堤防を大きく上まわつている。このピークは図のようにするどく，台風が過ぎ去つてからの退潮は急激であつた。

第2—19図は，伊勢湾および渥美湾周辺の最高潮位（T.P.上）を示した図である。両湾とも当然のことながら湾奥ほど大きな数値になつている。すなわち湾口では2mぐらいであるが，湾奥では伊勢湾では4mぐらい，渥美湾では3～3.5mである。

第2—20図および第2—21図はそれぞれ愛知・三重両県と名古屋市の浸水状況を表わした図であり，浸水面積の広大なこと，特に名古屋市の浸水区域の驚くべき広さであることが知られる。

第2—19図　伊勢湾沿岸各地の最高潮位

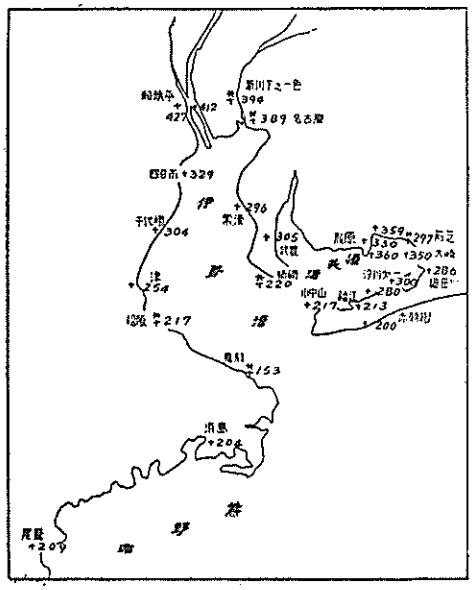

注　数字は東京湾中等潮位上の高さ（cm）を示し，★印は名古屋地方気象台で調査した値である。

第2—20図　伊勢湾沿岸の浸水状況

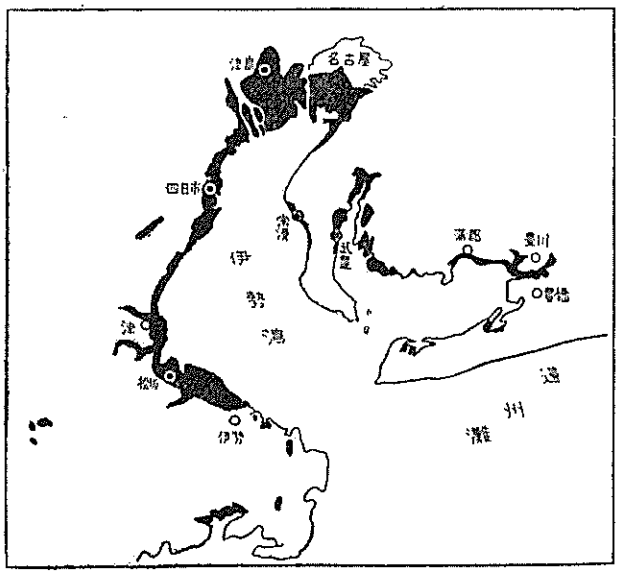

注　愛知・三重両県災害対策本部作製の台風被害概要図による。

第2—21図　名古屋市の浸水状況

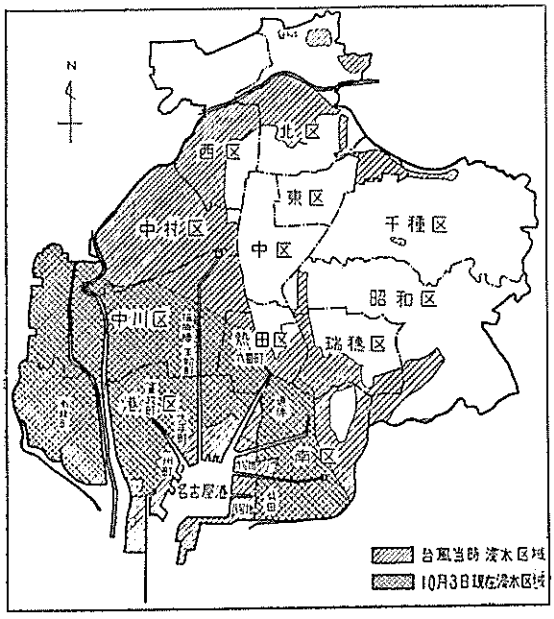

注　名古屋市計画局作製の名古屋市伊勢湾台風被害状況図による。

第2—22図は各地の最高気象潮を示した図であり，第2—23図はその起こつた時刻を示した図である。第2—23図についてみるに，図のすべての地域は台風の右側にある。風向の変化は，東・南東・南南東・南・南南西の順に変つている。最高気象潮の起時は，このことをよく物語つている。すなわち，

第2—22図　最高気象潮

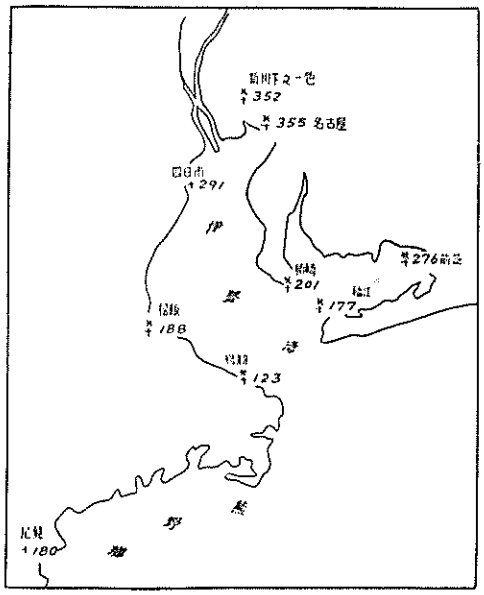

注　*印は名古屋地方気象台で調査した値である。

第2—23図　最高潮位の起時

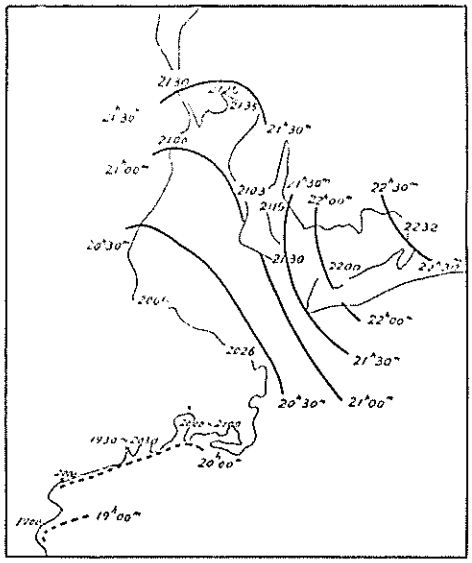

注　×印は神戸海洋気象台の実地踏査による。

南東風をまともに受けた三重県中部海岸では起時は早く20時～20時30分である。次は南南東の風を受けた伊勢湾および知多湾の奥で21時30分ごろである。三河湾の奥は最もおそく風が南南西に変つた22時30分ごろとなつている。

台風15号の際の高潮の波は，各地とも単一のものが多く，このため気象潮の見積りは吹きよせと気圧降下の2つの要因の効果を考慮すればよいと思われる。

第2—4表は各地の高潮の高極を示したものであり，第2—5表は各地の毎時潮位の観測表である。

第2—4表　　各地の高潮概況

湾名	地点	高極潮位 起時	高極潮位 T.P.上	高極潮位 気象潮	備考	台風13号 T.P.上
伊勢湾	★名古屋	21.35	389	355		233
〃	★新川下之一色	21.25	394	352	河口から2km	
〃	★明徳橋	〃	372	326	〃	
〃	常滑	21.03	296			253
〃	四日市	21.00	329	291		237
〃	津		254			271
〃	★松阪	20.05	217	188		263
〃	★鳥羽	20.26	153	123	T.P.は推算	204
熊野灘	尾鷲	19.00	209	180	〃	128
伊勢湾	木曽川 船頭平	21.20	412		河口から12.5km	
〃	長良川 船頭平	21.35	427		河口から12.6km	
渥美湾	★福江	22.00	213	177		250
〃	★小中山	〃		174		
〃	★前芝	22.32	297	276		283
〃	★師崎	21.30	220	201		
〃	形原	21.15	330			315
知多湾	武豊		305			256

注　T.P.は東京湾中等潮位であり潮位の単位はcmである。なお，★印は名古屋地方気象台で調査した値である。

第2—24図　　各検潮所の潮位記録

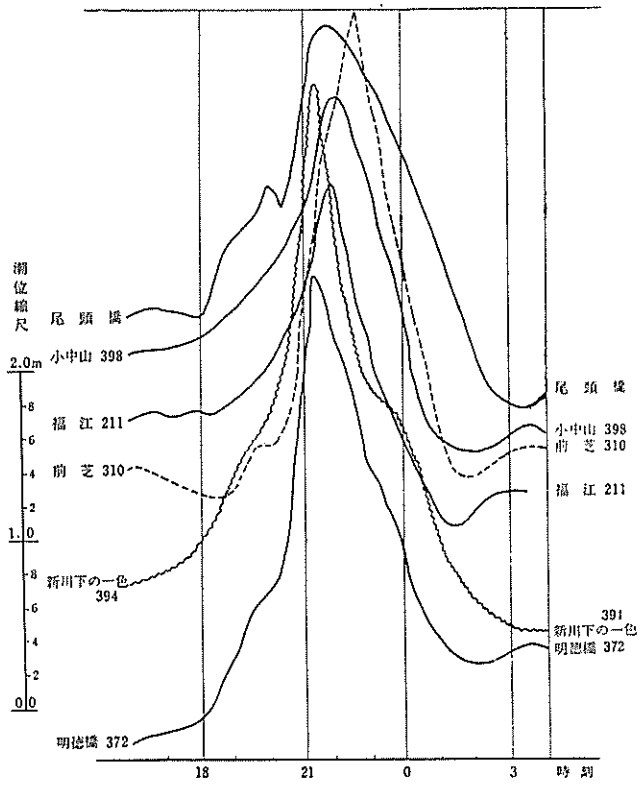

注　1　この潮位曲線は，自記記録を平滑したものである。
2　地名の右の数値は最高潮位の東京湾中等潮位上の値である。（単位：cm）
3　尾頭橋は基準面不明である。

第2－5表　　毎　　時　　潮

県名	所管	時 / 地点名	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
愛知	気象庁	名古屋	212	230	249	270	285	297	290	289	296	301	313	339	376
	名港管理組合	尾頭橋	—	—	—	263	271	284	279	278	283	289	296	320	355
	〃	明徳橋	241	258	277	298	316	329	328	324	332	340	352	385	430
	県	新川 下之一色	209	232	256	275	289	306	303	302	308	314	327	366	409
	〃	形原	251	268	289	304	316	322	323	318	319	326	325	346	377
	〃	前芝	131	143	162	179	189	196	190	184	177	168	161	165	189
	〃	福江	269	289	308	321	328	337	336	336	336	338	342	349	361
	港湾事務所	小中山	—	—	—	322	333	339	341	340	339	342	352	362	385
	県	武豊	184	199	222	239	253	261	263	264	268	286	299	316	368
	〃	常滑	253	268	288	305	320	328	332	332	334	336	350	370	394
	〃	師崎	−10	0	11	23	36	43	55	63	78	90	100	124	138
三重	建設省	横満蔵	122	144	176	193	205	215	218	222	226	234	254	290	329
	県	四日市	—	162	185	204	220	230	233	238	243	257	283	316	——
	〃	松阪	—	—	168	185	201	213	224	232	238	249	263	286	340
	気象庁	鳥羽	264	280	295	312	324	335	340	343	344	348	357	372	396
	〃	尾鷲	169	183	196	210	221	231	238	245	250	255	295	——	——
静岡	気象庁	舞坂	—	93	98	107	113	119	127	133	137	140	144	149	154

注　1　潮位の数値は，各検潮所の D. L. を基準にしているので比較のため各所の東京湾中等潮位（T. P.）の
　　2　潮位はすべて平滑したものを読み取つてあるが，師崎・鳥羽・舞坂の最高潮位は，副振動の頂点をとつて

第2節　浸水の経過と浸水の状況

堤防の破堤および高潮の浸入状況は，第2-25図に示すとおりであるが，港湾護岸の決壊は19カ所に及び，そのうち最大のものは8号地貯木場南護岸約950mの決壊である。その他破損箇所は25カ所をかぞえる。また，河川海岸堤防は37カ所で決壊し，22カ所が損傷しており，このうち最大の決壊は庄内川左岸河口部の約232mであり，また南陽町海岸堤防は各所に寸断された。

伊勢湾台風による水害は，河川出水によるものでなく，高潮によるものである点に特異性が認められる。これらの箇所から高潮がどのように浸入したかについては，正確な記録を求めることは困難であるが，市における調査資料，および現地調査の結果による建設省建築研究所の市街地および建築物被害調査報告書によれば，次のとおりとなつている。

9月26日午後9時35分に最高潮位N.P.+5.31mを記録した名古屋港付近では，埋立地護岸やふ頭の高さがN. P. +4.50m～4.80m程度であつて，午後9時ごろから浸水が始まり，多量の海水がこれら埋立地に流れ込んでいるが，これらの海水は埋立地を乗り越えて背後の低地域へ流れ込んでいつた。

南区の白水・柴田地区方面への浸水は午後9時前後から始まり，この地区へは8号地貯木場から貯

（26日8時～27日8時）

位　　表　　（単位:cm）

21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	最大値	起　時	T. P.	時／地点名
485	528	———	故	———	265	———	障	(0530) 222	———	———	140	581	21.35	192	名古屋
422	451	420	375	315	293	267	249	233	217	201	190	456	21.42	—	尾頭橋
534	570	492	430	391	379	384	386	378	366	349	331	606	21.25	234	明徳橋
508	500	425	383	333	300	281	279	277	270	253	244	598	21.25	204	新川下之一色
444	—故	障—	356	276	263	286	288	282	270	—	—	不明		249	形原
242	401	400	276	192	179	191	199	203	201	197	—	449	22.35	139	前芝
406	471	391	308	288	282	281	282	—— 故	———	——障	—	474	21.58	263	福江
420	497	445	353	294	283	294	298	292	276	254	245	498	21.55	112	小中山
500	———	故	———	———	———	———	———	———	障	———	———	不明		176	武豊
———	———	故	———	———	———	———	———	———	障	———	———	不明		250	常滑
204	200	120	68	40	25	7	−3	−18	−28	−40	—	289	21.30	—	師崎
442	440	398	316	250	200	172	163	169	175	186	200	不明		—	横満蔵
故障——		324	247	180	142	150	176	178	150	112	87	不明		126	四日市
336	326	303	———	故	———	———	———	———	———	障	———	347	20.05	126	松阪
394	401	387	345	310	289	281	279	273	257	240	225	415	20.26	—	鳥羽
故	———	———	———	———	———	———	———	———	———	障	———	不明		—	尾鷲
162	178	199	209	203	196	186	174	162	152	140	130	222	23.55	79	舞坂

高さを示した。

ある。

木を流しながら浸入したものと，天白川をさかのぼつた高潮が千鳥橋付近の堤防を破堤して入つてきたものがおもであつて，これらは水勢がきわめて強く，また水位の上昇も急激であつた。このほか7号地埋立地を越え，大江川左岸を破堤して浸入したものもあつた。

大江川と山崎川とにはさまれた又兵衛町，本星崎町付近の浸水状況は，はじめ前面の埋立地を越えて浸入してきたが，主として両河川の堤防が高潮の逆流によつて約4カ所，総延長約200mあまり破堤したために浸水した。

また山崎川と堀川にはさまれた道徳町方面は，堀川に沿う木場町の貯木場を高潮が越え，また山崎川右岸が数カ所にわたり延長約200mあまり破堤したために浸水をみた。

築港の後背地である堀川と中川運河に囲まれた名港通・東海通等を含む方面は，高潮が築港や堀川沿いの埋立地を乗り越え，あるいは堀川や中川運河を押し上つた高潮が堤防を越えて浸入したもので，破堤による浸水がなくまた市街地が比較的密集していたため，水勢は埋立地と低地域の境界以外は強くなかつた。しかし堀川や中川運河のほかに小運河が相当内陸部まで通じているため，浸水は広範囲にわたり，北方内陸部に入るほど浸水時刻も遅れ，六番町付近での浸水は午後9時頃から始まり，11時頃は最深となつている。

中川運河の西，荒子川河口付近の大手町・寛政町・稲永町付近では，荒子川の堤防が低くかつ地盤

第2—25図　　破　堤　高　潮　浸　入　図

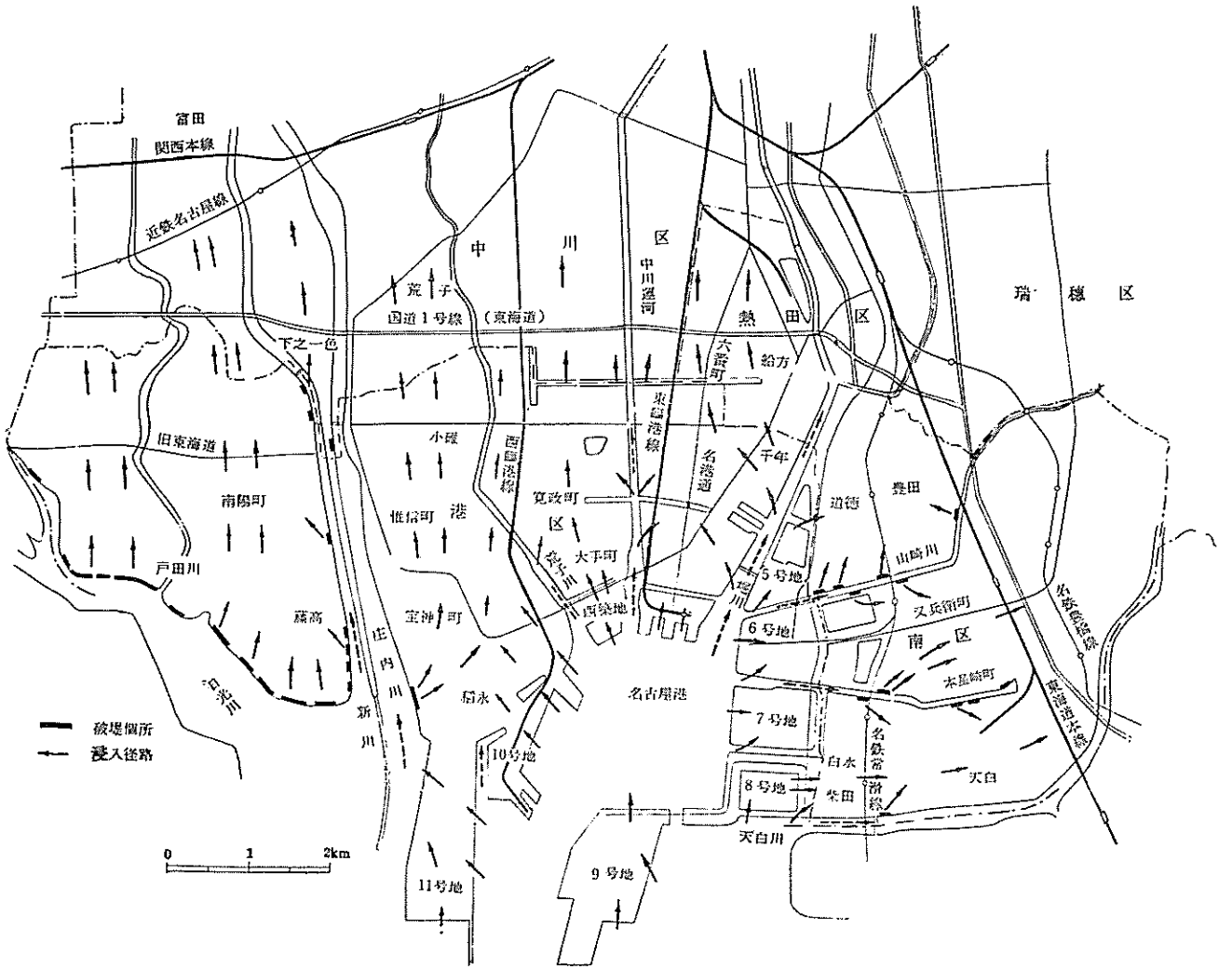

付図１　最高浸水水位図

付図2 湛水水位図

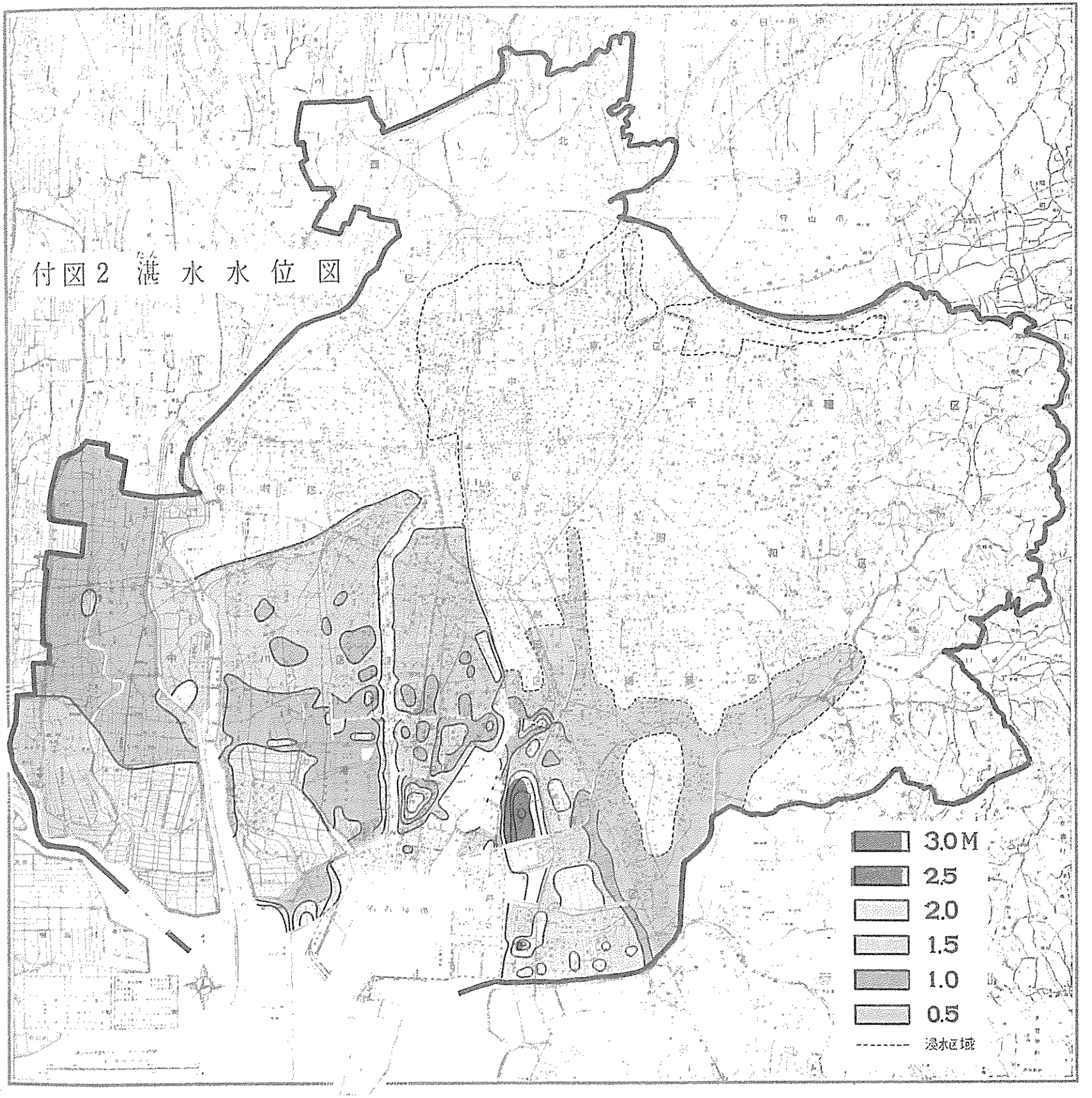

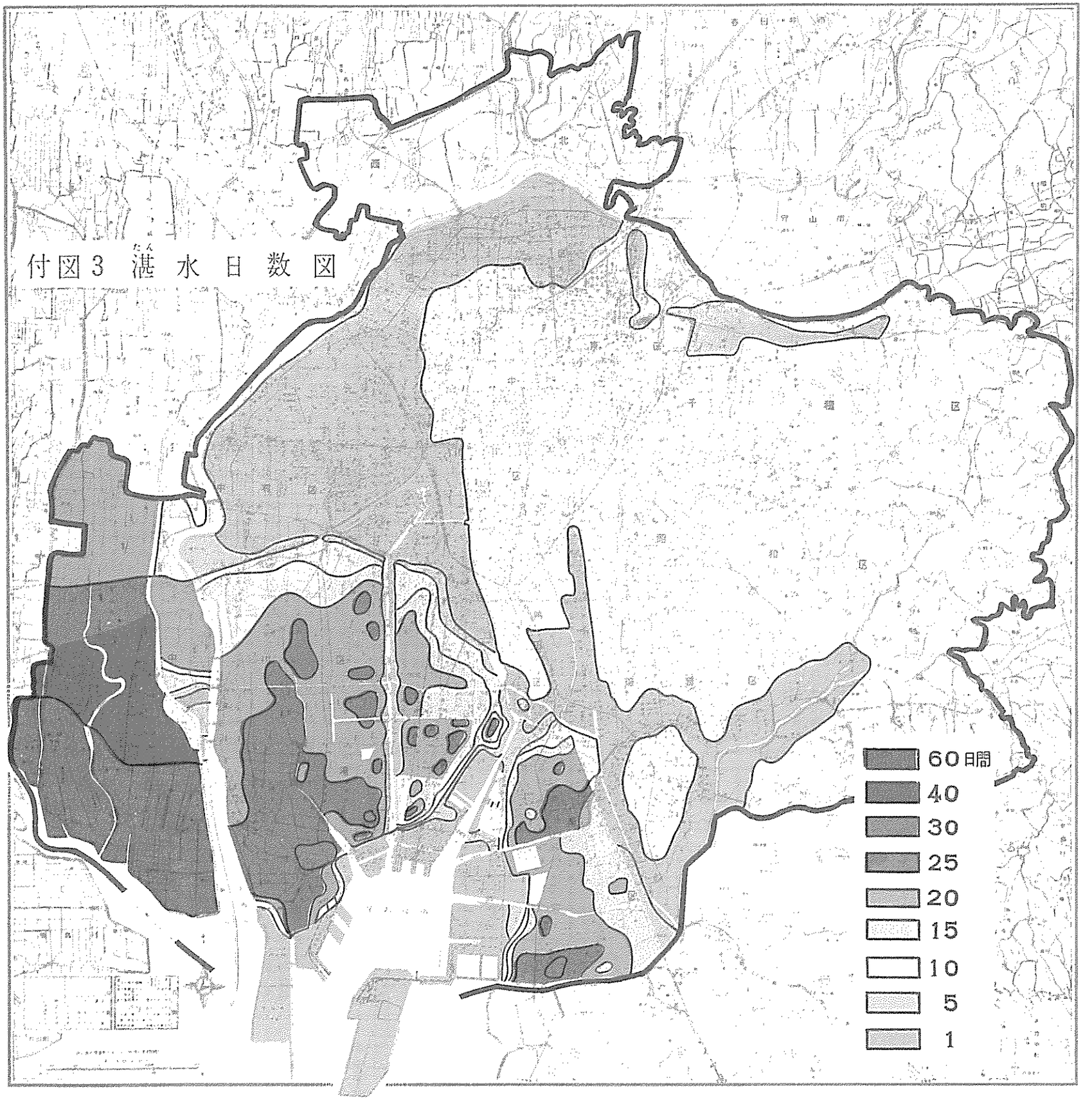
付図3 湛水日数図
60日間
40
30
25
20
15
10
5
1

も海抜よりはるかに低い地域であるため，すでに午後8時30分ごろから堤防を越えた高潮によつて浸水が始まつており，高潮が最高潮位を示したころには，水田の多いこの地域を相当の水勢で浸水していつたと考えられる。これらの水は中川運河支流からの浸水，さらに庄内川からの浸水と合わさつて次第に北に進み，さらに荒子川上流からの出水が加わり，広範囲な浸水地域を現出した。

このような浸水にややおくれ，庄内川河口に近い左岸堤防が高潮のために約230 mも決壊したため，ここよりの浸水はきわめて激しく，浸入した水は上述の荒子川沿岸，港区から中川区一帯の低地域に押し寄せ，関西本線以北まで及んだ。

最後に高潮の浸入の最も激しかつた南陽町方面について述べると，この区域は直接伊勢湾に面し，しかも真正面に高潮を受けたため海岸堤防・河川堤防は20カ所あまりも決壊し，しかも干拓地の水田であるためこの区域一帯は瞬時にして海となつた。

ここで高潮による浸水に伴う各種の現象をふりかえつてみることとする。

高潮の上陸形式は，上陸地の地形によつて異なる。知多半島西岸に典型的にみられるように，海岸に近く海岸段丘や海岸平野の発達する所では，埋立地の場合と同様高潮は一気に上陸し，その高度は波浪やくだけ波の量を含め相当の高さに海水を打ち上げる。しかし，この場合の高潮は急速に引き去り，激しく海水に洗われる時間は30分～1時間程度である。ところが伊勢湾奥のような広い干拓地にあつては事情がかなり違つてくる。この点を吟味するために，各調査点の最大浸水深を基礎に，その頂点の高度を東京湾中等潮位に換算し，複雑な形で浸入したと思われる高潮の模様を名古屋港管理組合の調査結果を利用して切峯面の形でとらえてみた。（第2—26図）

この図によれば，高潮は最高の高さを維持しながら内陸に浸入するものでないことが判明し，また沿岸に近い地形，地物に左右されてさまざまの形を示している。さらに上陸した高潮と地形を比べるための高潮断面図をみれば，高潮が内陸に浸入した様子が理解できる。（第2—27図）

さらに第2—26図をみれば堀川に沿つて名古屋市内奥深く伸びている一つのridgeがある。この高潮ridgeの現象は従来も知られていた現象であるが，これは大小の河川や運河に沿つて高潮は必ずさかのぼり，いつ流地点があれば陸上に浸入する。堀川をはじめ新堀川・庄内川・日光川・天白川などいずれも高潮を内陸に運びこむ高潮運河である。この高潮運河が直線的な場合は高潮はこれら河川を勢いよくさかのぼる。しかし屈曲に富んだり，高潮あるいは運河にかかる橋りようなどで多少でも阻止されると，高潮の逆上方向に勢いよく上陸したり，橋りようを押し流したりまたはその手前から左右あるいはどちらかの方向に上陸する。しかし，一方中川運河では河口部のこう門放水門，堤防等が高くて有効に作用し，高潮の浸入を著しく弱めている。

名古屋港の埋立地を越えた高潮は，背後の干拓地にまるでばく布のようになだれ込んだ。その模様は第2—26図において，荒子川河口部の東西の埋立地の北側にみられる高潮等高線の密集状況によつて知ることができる。

堤防をいつ流して浸入する高潮の状況について被災者たちは「まるでナイヤガラの滝のように，堤防の全面から海水が浸入した」とか，「たらいを水の中に沈める時のように全面的に浸水してきた」など高潮ばく布の驚異を実感をこめて語つている。事実，中川橋から荒子川こう門までの海の木線北側斜面に建つていた家屋約60戸は全壊または半壊し住民の1割以上が死亡している。このような滝の

第2—26図　　高潮切峯面図　　(単位m)

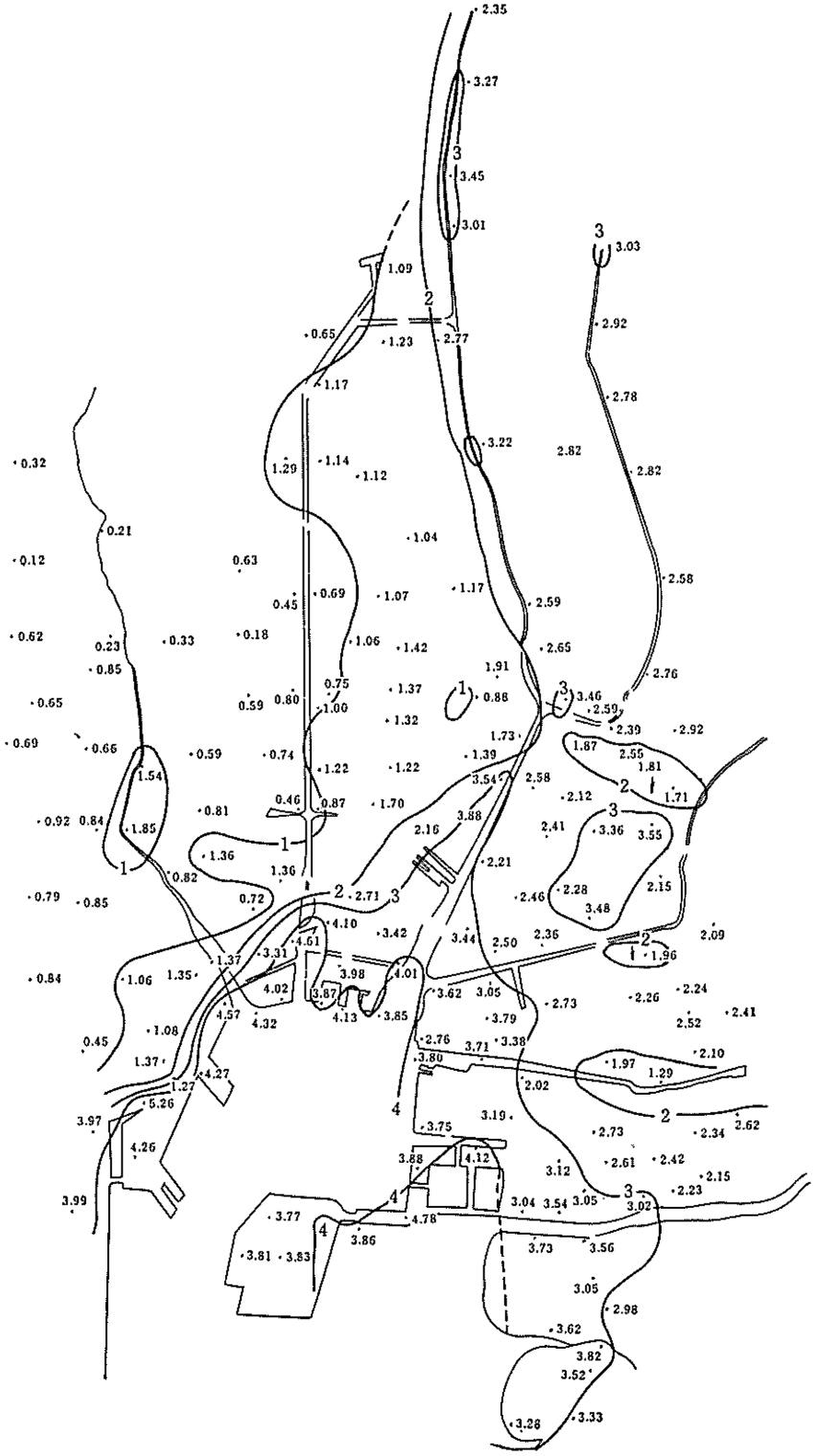

第2—27図　　高　潮　断　面　図

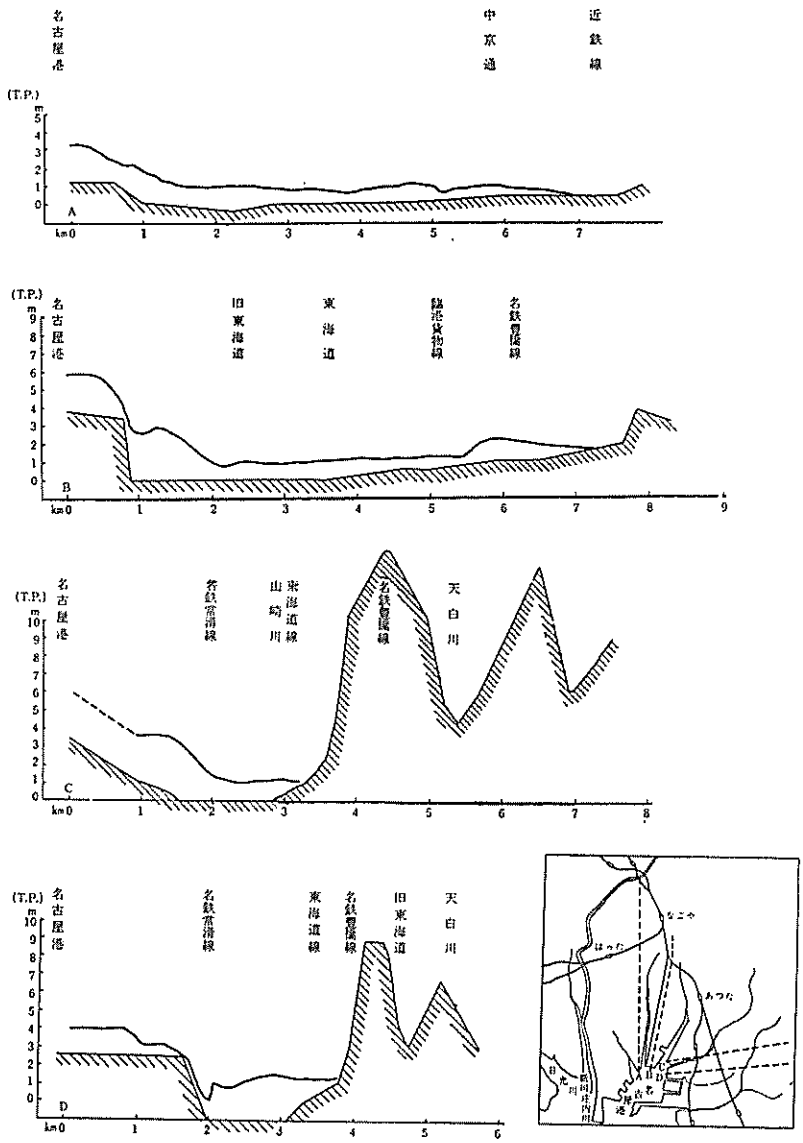

下には「滝つぼ」に相当する落ぼりが形成されることもある。

高潮ばく布の発生には地盤高の急激に低くなるような変化が必要であるが，地盤高の急激な変化の無い場合は，高潮の頂面は，内陸にゆるく傾く「高潮斜面」を形成している。このこう配は下の地形の状況と高潮の規模によつて決定される。高潮は決して上陸した高度をそのまま維持して内陸の同じ高度までは浸入しない。今回の台風による調査では海抜0mの前後，高くても1m前後で限界に達し，さらに内陸へは破堤したり，越堤したりして海水が浸入したように考えられる。

さて，名古屋港における高潮は中等潮位実に3.89m，その速度は5ノット以上に達し内陸へ浸入した。しかし，第2—27図にみられるように，高潮はそれほど内陸まで到達しておらず，海抜0.5～1m付近

で消滅している。第2—27図Bでは東海道線付近，Cでは旧東海道南側の運河で，Dでは名古屋鉄道常滑線付近で著しく比高を減じている。その後は満潮に乗じて海抜1m位の所までゆつくり達しているに過ぎない。

この海抜1m位の線はデルタの上限であつて，濃尾平野ではいままでにきた3回の高潮のときの海水の浸入限界が大体一致している。このように高潮が，干拓地の末端すなわち江戸時代の海岸線付近でその速度と深さを失ない，さらにデルタの末端すなわち歴史時代初期の海岸線で海水の浸入が止まることは，今後の高潮対策に重要な役割を果たすように思われる。

第3章　警戒防護

第1節　気象通報

台風15号の襲来に際して，名古屋地方気象台においては東海地方管内の各気象官署と緊密な連絡をとり，東海地方に接近する可能性が大きくなつた25日13時から特に慎重な検討を行なつて予報の基本方針等を決定した。

25日17時から当直員を増員して警戒にあたり，26日早朝からは総員を動員して非常警戒態勢に入つたほか，本庁予報部との間に直通電話を架設した。

また，26日10時には災害対策関係官公庁・報道関係者を招き，台風の規模・特徴・予想進路およびこれに伴う現象や災害等について説明を行ない，警戒および報道に万全の措置をとるよう要請した。出席官公庁・報道関係者は次のとおりであつた。

愛知県・愛知県警察本部・第4管区海上保安本部・名古屋海上保安部・中部地方建設局・名古屋鉄道管理局・名古屋市・中部管区警察局・自衛隊（守山）・名古屋港管

第2—28図　伊勢湾台風の経路と警戒状況

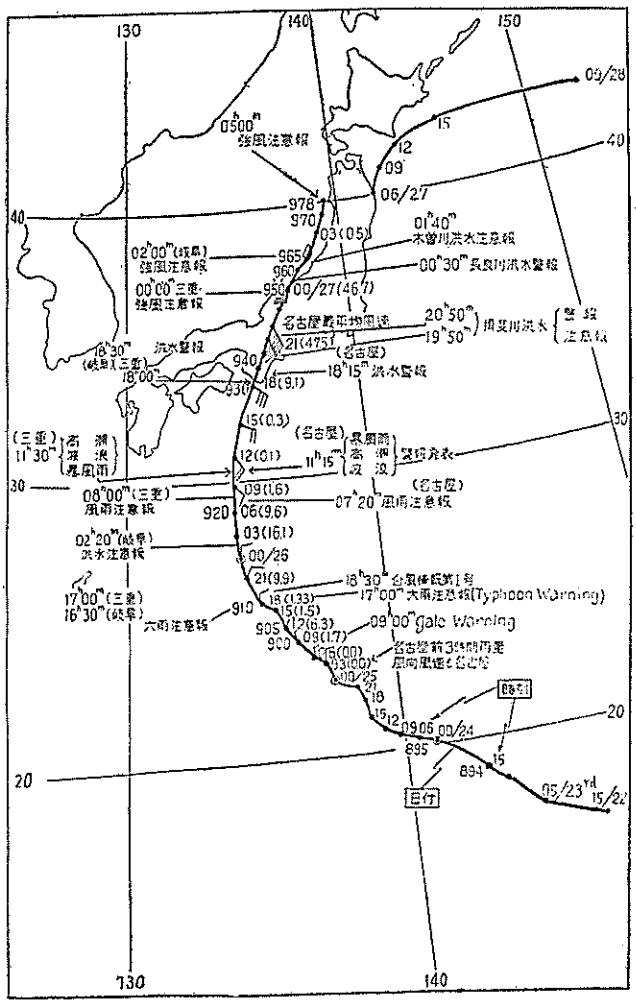

理組合・名古屋鉄道株式会社・中部電力株式会社・関西電力株式会社・名古屋中央放送局・中部日本放送株式会社・東海テレビ放送株式会社・朝日新聞社・中部日本新聞社・毎日新聞社・産経新聞社・共同通信社・名古屋タイムス社（計34人）

台風の移動に伴い名古屋地方気象台が発した警報・注意報・情報の発表状況は第2—28図および第2—6表のとおりである。これらの発表方法と周知方は気象業務法により電電公社を通じて市・町

第2—6表　名古屋地方気象台気象通報

(1)　警報・注意報・情報

種別	発表日時分	解除日時分
	日 時 分	
大雨注意報	25. 17. 00	風雨注意報に切換
台風情報1号	25. 18. 30	
〃　号外	25. 22. 00	
〃　2号	26. 06. 00	
風雨注意報	26. 07. 20	暴風雨警報に切換
暴風雨警報	26. 11. 15	強風注意報に切換
高潮　〃	26. 11. 15	27. 05. 00
波浪　〃	26. 11. 15	27. 09. 00
台風情報3号	26. 11. 50	
〃　4号	26. 14. 30	
〃　5号	26. 16. 30	
洪水警報	26. 18. 15	27. 09. 00
台風情報6号	26. 18. 30	
〃　7号	26. 19. 30	
〃　8号	26. 20. 30	
〃　9号	26. 21. 30	
〃　10号	26. 22. 30	
〃　11号	26. 22. 50	
強風注意報	27. 05. 00	27. 18. 00

(2)　地方海上警報

	日 時 分
Gale Warning	25. 09. 00
Typhoon Warning	25. 17. 00
〃	26. 09. 00
〃	26. 18. 00

(3)　木曽川洪水注意報・警報
（中部地方建設局と共同発表）

	日 時 分
揖斐川洪水注意報　1　号	26. 19. 50
〃　警報　2　号	26. 20. 50
〃　〃　3　号	26. 23. 00
〃　〃　4　号	27. 03. 00
〃　注意報　5　号	27. 15. 00
〃　〃　解除	27. 21. 30
長良川洪水警報　1　号	27. 00. 30
〃　〃　2　号	27. 02. 40
〃　〃　3　号	27. 04. 00
〃　注意報　4　号	27. 15. 00
〃　〃　解除	27. 21. 30
木曽川洪水注意報　1　号	27. 01. 04
〃　〃　2　号	27. 05. 10
〃　〃　解除	27. 19. 00

・村に伝達されるものおよび県を通じて伝達されるもののほか，直通電話（20回線）・一般加入電話（5回線）・自動応答電話（501番・235回線）が使用された。このうち一般加入電話は暴風の最盛期（26日21時50分ころ）に完全に断線してしまつたが，報道関係の直通線はかろうじて27日朝まで通じていたので，台風情報等は発表と同時に遅滞なく各報道機関に通報された。

台風の解説放送は，ＮＨＫ・ＣＢＣともに気象台内にマイクを設置して情報およびアナウンサーとの対話の形式による台風に関する解説を26日昼ごろから27日早朝にかけて毎時間行なつた。

一方海上に対する警戒は，静岡県から三重県までの海岸線から300海里沖合までは名古屋地方気象台の海上予報海域であるため，25日9時から第2—6表(2)のとおり警報を発表した。

また，木曽川水系の警戒については，指定河川である木曽川・揖斐川・長良川の洪水注意報・警報を名古屋地方気象台と中部地方建設局と協同して第2—6表(3)のとおり発表した。

以上の警報は次の経路で末端市町村まで伝達されることになつていた。

① 気象台→電電公社 { 中央電報局（電報）→市・町・村 / 市外電話局（電話）→市・町・村

② 気象台 { 県 { 県事務所→市・町・村 / 県水防本部→県土木出張所→水防管理者 / 県警察本部→警察署→駐在所・派出所→市・町・村

台風15号に際して，電電公社を通じ県下の末端までの通報に要した時間は，電話によるものは平均9分（最短1分・最長16分）で，電報によるものは平均19分（最短12分・最長47分）であつた。

以上のような措置にもかかわらず，各地に非常に大きな被害を生じた原因としては，次のようなことが考えられる。

1　今まで台風による大災害を受けた経験がなかつたこと。

2　警報が発表されてから前線による雨がやみ，雲が切れた12時ごろ一時薄日がさしたため，警報の最大限の表現が公衆にそのままうけとられなかつたうらみのあること。

3　強風により18時ごろ停電したため，テレビやラジオによる情報や解説を全く聴くことができなかつたところが多かつたこと。

台風情報および警報と，それに伴う警戒防護の関係については次節に詳述する。

第2節　水　防　体　制

台風15号接近の報は，気象台・報道機関を通じ9月25日来刻々報ぜられ，26日午前11時15分には名古屋地方気象台から暴風雨警報・高潮警報・波浪警報が同時に発令され，接近する台風の容易ならぬ影響がうかがわれるにいたつた。

警報発令と同時に本市はただちに水防本部を設置し，刻々の情報に留意しつつ水防体制の強化に全力をあげた。

杉戸助役室に設けられた水防本部にはすぐさま関係者50余人が本部体制をしき，また，出先では12消防署全員をはじめ土木・水道・区役所関係など関係者全員が警戒体勢に入つた。

午後にいたり，14時30分・16時30分に台風情報4号・5号が次のとおり発表され，18時15分には洪水警報が発令された。

台風情報4号（9月26日14時30分）

台風15号は午後2時には四国の室戸岬の南およそ200kmの海上を北上しています。熊野灘や遠州灘ではすでに暴風圏に入り，大しけになつてきました。東海地方の海岸でも，20m/s以上の強い東風が吹いております。また岐阜県や三重県の山岳部では，昨日から強い雨が降り続き，現在までに150mmから200mmの雨量を観測しました。この台風は非常に大きく強いもので，昭和28年9月に東海道を襲い，大災害をもたらした13号台風にまさるものです。今後台風は北上を続け，今晩8時ごろに紀伊半島に上陸し，その後向きを次第に北東に変え，今夜半すぎには東海地方に最も近づく見込みです。台風は当地方にとつて最悪のコースをとると思われ，夜に入ると全域とも暴風圏に入り，大きな災害が予想されます。今後の気象情報に注意し，各方面とも万全の対策を講じてください。な

お，台風が最も近づく夜半ごろは名古屋港の満潮時にあたり，高潮や大波による大きな被害も考えられます。海岸地方では厳重な警戒が必要です。愛知県と三重県には暴風雨警報・高潮警報および波浪警報が，静岡県には暴風雨警報と波浪警報が，岐阜県には暴風雨警報と洪水注意報が出ています。

台風情報5号（9月26日16時30分）

台風15号は午後4時には潮岬の南南西およそ180kmの海上を，毎時40kmくらいの早さで北上しています。暴風圏に入つた熊野灘や遠州灘では30㍍くらいの強い風が吹いており，大しけになつています。三重県や愛知県および静岡県の海岸地方でも，20㍍以上の風が吹き始め暴風圏に入りました。この台風は昭和28年9月に東海道を襲い，大災害をもたらした13号にまさり，強く，しかも大きな台風です。台風は今後も北上を続け，今晩8時ごろ紀伊半島に上陸し，その後進路を北東に変え，今夜半ごろ名古屋に最も近づく見込みです。東海地方にとつては最悪のコースをとると思われますので，夜に入ると全域とも暴風雨になり，夜半ごろには最大風速30㍍を越える所もありましょう。雨もこのころが最も強く，1時間に50mmを越す見込みです。台風が一番近づくころはちょうど名古屋港の満潮時にあたり，1m50くらいの高潮が予想され，伊勢湾および三河湾の海岸では13号のときのような大きな被害が考えられます。各方面とも万全の警戒が必要です。なお，今後の雨量は山岳方面では150～200mm，多いところでは300mm以上，平野部でも100～150mmに達する見込みです。昨日から降り続き，なお，この上短かい期間にこのような大雨が降りますので，洪水の心配があります。この方面でもじゆうぶん御注意ください。

この情報によつて，名古屋地方は台風15号のため昭和28年の台風13号を上回る被害を生ずるおそれが覚悟されるにいたつたので，市内各土木出張所においては，水防資材の手配，水防要員の確保に全力をあげ，消防および水防団員の協力のもとに危険箇所の補強に万全をつくした。すなわち7土木出張所管内の38水防倉庫にはあらかじめ水防計画に定められた資器材が保有されており，これを最大限に活用するほか，緊急資材の確保に努め，量水標監視員・堤防巡視員・水位観測員・連絡員はおのおのその任をまつとうすべく連絡・報告活動を行なつた。

災害当時の水防本部組織は，次頁に示すとおりであつた。

なお，市内の他の官公署においてもそれぞれ非常態勢をとり，警戒防護に努めた。

愛知県においては，管下に緊急措置の手配を通達し，水防警報により水防の万全を期するよう警告する等の措置をとつたのをはじめ，建設省も26日午前，河川局長から中部地方建設局等に対し水防体制の万全を期するよう指令を発し，また，警察庁も同日午前各府県警察本部に対し万全の警備態勢をとるよう指示した。

名古屋鉄道管理局においても26日朝から各駅に対し列車運行中止の場合の措置等について指令を発し，名鉄・近鉄もそれぞれ万全の警戒体制をしいた。

名古屋港においては全港が厳重な警戒体制に入り，入港中の大型船19隻中16隻が港外に待避し，港内のはしけ・ランチ等約600隻は中川運河等に全部避難し，荷役は正午ごろ全部中止された。

市教育委員会においては，特に各学校に対し，校舎の厳重な警戒，宿直員の増員，定時制高校の授業中止等を指令した。

水防本部組織表

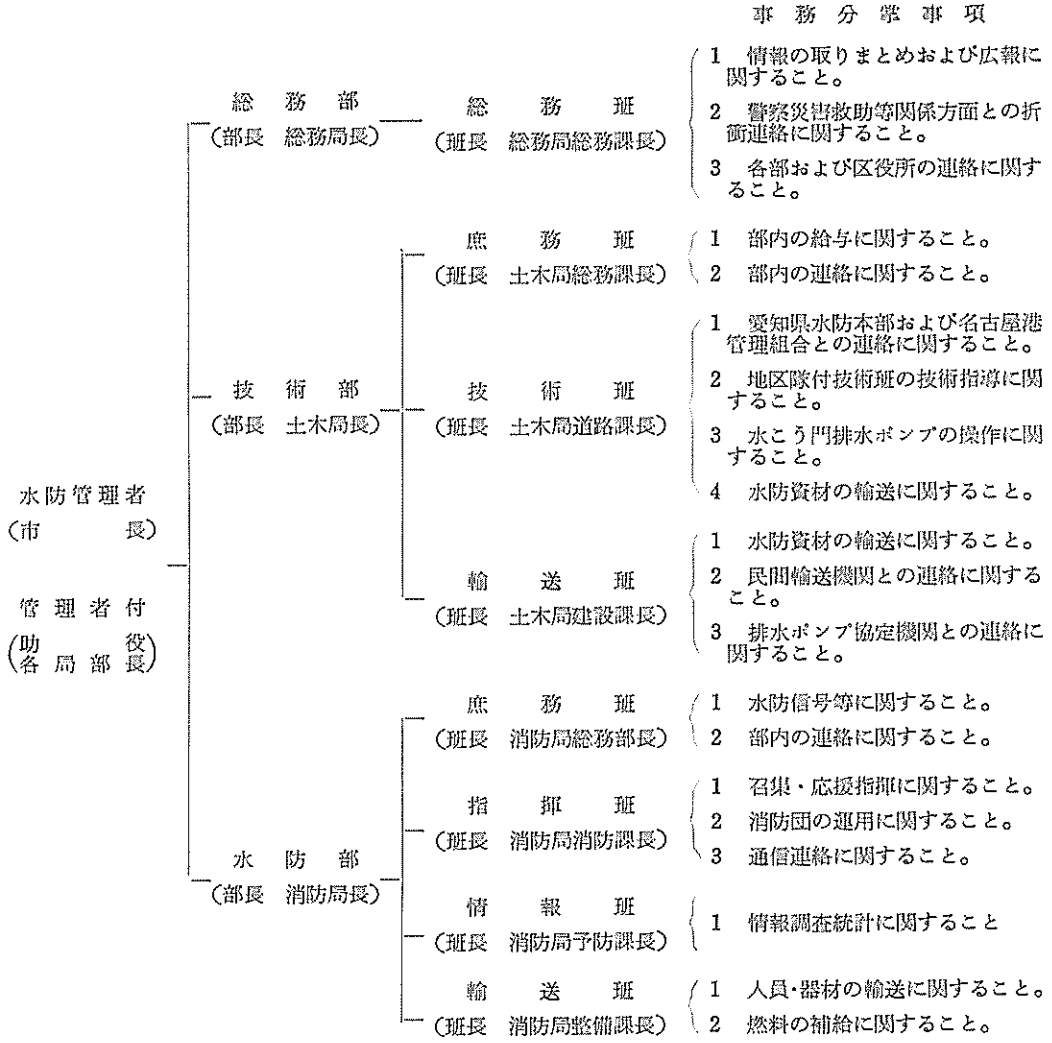

午後6時30分および7時30分には台風情報6号および7号が気象台から次のとおり発表された。

台風情報6号（9月26日18時30分）

台風15号は午後6時ごろ，潮岬と白浜の中間付近に上陸したもようです。今夜10時ごろ名古屋付近を通り，さらに中部山岳方面を北東へ進む見込みです。東海地方は全域ともすでに暴風圏に入りました。東海地方では30㍍くらいの強い東風が吹いています。また，内陸部や山岳方面では強い雨が降つています。特に三重県の山岳部では1時間に50～60mmという豪雨となつています。また，伊勢湾や三河湾では2mくらいの高潮が予想されます。海岸地方では万全の対策が必要です。（以下略）

台風情報7号（9月26日19時30分）

台風15号は午後7時には尾鷲の西南部50kmくらいの所にあつて，毎時60kmの早さで，北北東に進んでいます。この台風は上陸後もほとんど衰えず，猛烈な風や雨を伴いながら今夜10時前には名古屋付近を通り，その後中部山岳部を経て明早朝には奥羽南部に達する見込みです。このためすで

に三重県では大きな災害が続出しています。今後愛知・岐阜・静岡県でもますます風も雨も強まり，近来まれな災害が予想されますから，各方面とも厳重に警戒し，災害の防止には万全を期してください。現在各地で30㍍を越す強い風を観測しており，所によつては40㍍の突風も起こつています。なお，台風の通過時にあたる夜半前後には，海岸地方では高潮と高さ10mくらいの大波による著しい災害の起こるおそれがあり，また，短時間に降るおびただしい雨量により河川は急に増水し，洪水の起こるおそれもありますから各方面とも厳重な警戒をしてください。

この情報が発せられたころ，名古屋市内はすでに強風による停電が随所に起こり，ラジオもトランジスターラジオ以外は役に立たず，暗黒のなかで水防機関をはじめ市民の必死の警戒が続けられた。

そして，台風情報8号および9号が発せられたころ，名古屋市は台風15号の荒れ狂うただなかにあり，水防機関の努力も及ばぬ自然の猛威にさらされたのである。

台風情報の最終となつた情報11号が，台風の峠を越えたと報じたとき，すでに数千の死者がそこにあつた。

台風情報8号（9月26日20時30分）

台風15号は午後8時には，津の南西およそ60kmのところにあつて，引き続き北北東に進んでいます。この台風はなお猛烈な風や雨を伴い，近来まれな災害をもたらしながら，今夜10時前岐阜付近を通り，明早朝には奥羽南部に向かう見込みです。現在名古屋地方では瞬間的には35㍍を越す強い風が吹いており，名古屋付近で風が最も強くなるのは今夜9時前後で，愛知・岐阜の両県ではこれから2～3時間が最も風雨が激しいでしよう。なお，伊勢湾北部では今夜9時から夜半ごろにかけて2mを越す大きな高潮が起こり，またその他の海岸でも10mを越す大波による著しい災害が予想されますから，海岸地方では厳重な警戒を要します。また，台風の通過にあたる夜半前後には短時間に降るおびただしい雨で，河川は急に増水し，洪水の起こるおそれがありますから厳重な警戒を要します。なお，風向は三重県では今夜10時ごろから濃尾平野では夜半ごろから北西に変わりましよう。

台風情報9号（9月26日21時30分）

台風15号は現在名古屋の西，およそ30kmの所を毎時65kmくらいで北北東に進んでいます。この台風は近来まれにみる猛烈なもので，40㍍～50㍍くらいの強い南風が吹いており，各地ではおびただしい災害をもたらしています。この台風はまだ2～3時間は猛烈な暴風雨を伴い，各地に大きな災害をもたらしながら，中部山岳を横切り，明早朝には奥羽地方に向かう見込みですから各方面とも引き続き厳重に警戒してください。

台風情報10号（9月26日22時30分）

台風15号は現在長良川上流にあつて毎時65kmくらいで北北東に進んでいます。間もなく北陸地方に向かいますが，まだ夜半ごろまでは強い風が続き，強い雨を伴いますので引き続き厳重な警戒を要します。伊賀上野では今夜8時30分ごろ，名古屋では9時24分最低気圧を観測しました。また，瞬間の最大風速は40㍍～50㍍に達した所が多く，各所で近来まれにみる著しい災害が続出していま

す。

愛知・岐阜・静岡各県ではこれから急に洪水が起こりますから厳重に警戒してください。なお，風向きは南から西をへて，次第に北西に変る見込みです。

台風情報11号（9月26日22時50分）

台風15号はただいま，長良川上流を北北東に進んでおり，間もなく高山の西を通つて，富山付近に向かう見込みです。三重県や濃尾平野ではもう峠を越えました。しかし，風向は西に変わり，まだ2時間くらいは15㍍以上の強い風が吹き続きましよう。岐阜県の飛騨地方，愛知県の沿海部および静岡県の全域ではまだ暴風雨が続き，風雨・洪水による大きな災害が起こりますから引き続き厳重に警戒してください。

第 3 編　被　　害

第 1 章　被　害　概　況

第 1 節　伊勢湾台風の総被害

伊勢湾沿岸一帯にみぞうの惨禍をもたらし，そのゆえに伊勢湾台風と名付けられた台風15号のつめあとは，広く全国各地に及んだ。

もちろん，その被害は，主として愛知・三重・岐阜の3県，なかでも愛知県に集中しているが，そのほか被災者1万人以上を生じた府県は，兵庫・奈良・滋賀・和歌山・京都・鳥取・群馬・山梨・長野・静岡の各府県が数えられ，九州を除く39都道府県に被害を生じた。

伊勢湾台風のもたらした被害の総計は，警察庁調によれば，人的被害においては死者4,764人，行方不明213人，負傷者38,838人，建物被害は，全壊35,125棟，半壊105,344棟，流失4,486棟，床上浸水194,397棟，床下浸水228,317棟，家屋一部損壊696,031棟，非住家被害152,955棟に及んだ。

また，耕地の被害は，水田の流失埋没11,293*ha*，冠水145,597*ha*，畑の流失埋没6,248*ha*，冠水35,363*ha*となつている。

被災世帯数は354,135世帯，被災者は1,615,804人である。

このため，災害救助法の発動された市区町村は563に及んだ。

被害額の見積りは統一的に行なわれることは困難であるが，東海3県の集計した概算額は5,512億円に上つている。これを全国的にみれば，さらにぼう大な額となろう。

第3—1表　既往3大台風比較

	室戸台風	枕崎台風	伊勢湾台風
年月日	昭和9年9月13～22日	昭和20年9月17～18日	昭和34年9月26～27日
中心の進路	屋久島→室戸岬→大阪→兵庫→佐渡→酒田→東北横断	鹿児島湾→九州縦断→瀬戸内海→能登→奥羽→三陸沖	紀伊半島→伊勢湾→富山→奥羽→北海道
被害地	日本全土，特に大阪付近	西日本，特に鹿児島・愛媛・山口・広島	九州方面を除く日本全土，特に名古屋付近
最低気圧	912mb	917mb	929.5mb
瞬間最大風速	60㍍以上（大阪48.4㍍/s）	62.7㍍/s	60㍍以上（名古屋45.7㍍/s）
死者	2,702	2,076	4,764
行方不明	334	1,046	213
負傷者	15,361	2,259	38,838
家屋全壊	14,070	59,934	35,125
〃半壊	28,608	51,385	105,344
〃流失	2,580	2,394	4,486
堤防決壊	11,594	2,714	5,978
道路損壊	17,702	3,447	11,856
橋りょう流失	5,800	1,973	4,281

第3—2表　　伊勢湾台風による被害額集計（東海3県）

（単位　千円）

区分＼県市別		3県合計額	愛知	三重	岐阜	名古屋（愛知の再掲）
総計		551,194,052	322,414,636	179,383,476	49,395,940	128,716,615
公共的施設被害	小計	111,169,406	65,241,273	40,009,296	5,918,837	7,091,141
	土木港湾関係	71,658,392	37,202,258	29,069,417	5,386,717	3,362,270
	農林水産〃	2,648,818	1,021,484	1,459,842	167,492	
	農地〃	19,904,841	15,211,881	4,692,960		633,094
	商工〃	70,641	70,641			36,589
	住宅〃	773,110	757,428		15,682	386,714
	文教〃	3,498,190	2,151,499	997,745	348,946	927,526
	民生〃	425,385	350,810	74,575		71,959
	衛生〃	1,949,488	1,580,042	369,446		1,088,991
	労働〃	53,913	53,913			1,258
	警察消防〃	259,477	259,477			79,167
	鉄道通信電力ガス	7,734,427	5,840,093	1,894,334		440,800
	その他	2,138,010	687,033	1,450,977		62,773
民間被害	小計	440,024,646	257,173,363	139,374,180	43,477,103	121,625,474
	住宅関係	246,942,466	146,232,611	80,667,170	20,042,685	68,088,556
	農林水産〃	79,492,537	40,362,729	25,411,390	13,718,418	3,682,438
	商工〃	107,541,152	65,107,152	32,718,000	9,716,000	49,854,480
	文教〃	3,911,802	3,911,802			
	民生〃	116,011	116,011			
	衛生〃	1,443,058	1,443,058			
	その他	577,620		577,620		

注　1　本表はそれぞれ次の資料によつた。

愛知　「伊勢湾台風による災害の概況」（34.12）

名古屋　名古屋市調（34.11.10）

三重　「伊勢湾台風による災害の概況と対策」（34.11.10）

岐阜　岐阜地方行政監察局が岐阜県等から聴取したもの（34.9.30～10.31）

2　区分方法は県資料が同一でないので，愛知県の区分方法に適宜あてはめた。

第3—3表　　台風第15号による被害状況（全国都道府県別）

（昭34.12.1現在　警察庁調）

被害種別		都道府県方面別	合計	愛知	三重	岐阜	福井
人的被害	死者	人	4,764	3,142	1,238	87	25
	行方不明者	〃	213	88	35	17	9
	負傷者	〃	38,838	31,514	4,625	1,736	6
建物被害	全壊	棟	35,125	21,381	4,089	3,704	70
	半壊	〃	105,344	62,995	12,192	11,052	167
	流失	〃	4,486	2,135	1,119	242	41
	全焼	〃	34	25	5	1	—
	半焼	〃	10	8	1	—	—
	床上浸水	〃	194,397	104,017	44,423	3,170	1,796
	床下浸水	〃	228,317	80,827	35,806	13,872	5,775
	一部破損	〃	696,031	287,059	105,715	204,635	856
	非住家被害	〃	152,955	72,435	16,848	21,514	262
耕地被害	水田 流失埋没	ha	11,293	1,913	1,566	614	428
	水田 冠水	〃	145,597	34,726	22,909	14,955	4,117
	畑 流失埋没	〃	6,248	1,393	579	487	52
	畑 冠水	〃	35,363	7,892	4,404	4,156	252
道路損壊		カ所	11,856	2,368	2,012	1,439	329
橋りょう流失		〃	4,281	535	417	483	116
堤防決壊		〃	5,978	926	492	561	301
山（がけ）くずれ		〃	7,701	1,670	843	605	52
鉄・軌道被害		〃	674	46	114	268	13
通信施設被害		回線	187,745	117,946	26,670	22,998	151
木材流失		m^3	468,299	333,627	14,112	16,389	5,701
山林焼失		ha	—	—	—	—	—
船舶被害	沈没	隻	1,145	303	724	2	11
	流失	〃	1,606	694	568	3	4
	破損	〃	6,282	3,812	1,772	9	11
	ろかい等による舟	〃	4,692	2,487	915	294	47
り災世帯数			354,135	192,071	67,421	17,472	2,267
り災者概数			1,615,804	878,900	316,708	90,530	9,983
出動警察官数			409,190	178,053	63,416	27,140	1,356
出動消防団員数			478,443	60,249	47,681	42,864	5,671

被害種別 ＼ 都道府県方面別			石川	富山	兵庫	奈良	滋賀
人的被害	死者	人	—	1	12	88	16
	不明	〃	—	—	4	25	—
	負傷者	〃	—	2	23	104	62
建物被害	全壊	棟	2	21	66	795	626
	半壊	〃	3	243	189	1,598	518
	流失	〃	1	4	44	558	12
	全焼	〃	—	—	1	—	—
	半焼	〃	—	—	1	—	—
	床上浸水	〃	244	213	8,654	6,171	5,362
	床下浸水	〃	1,848	309	17,734	4,054	21,362
	一部破損	〃	73	413	941	1,056	2,480
	非住家被害	〃	48	173	536	656	2,872
耕地被害	水田 流失	*ha*	107	2	1,025	421	363
	水田 冠水	〃	128	624	11,423	1,309	13,946
	畑 流失埋没	〃	70	17	1,130	124	72
	畑 冠水	〃	7	5	3,457	666	907
道路損壊		カ所	38	12	968	863	734
橋りょう流失		〃	3	5	849	381	176
堤防決壊		〃	59	24	1,302	118	245
山(がけ)くずれ		〃	27	9	372	1,967	366
鉄・軌道被害		〃	—	4	22	6	28
通信施設被害		回線	5	107	1,728	118	243
木材流失		m^3	90	2,000	270	16,679	418
山林焼失		*ha*	—	—	—	—	—
船舶被害	沈没	隻	5	5	—	—	—
	流失	〃	13	7	—	—	9
	破損	〃	57	32	64	—	—
	ろかい等による舟	〃	1	34	52	—	1
り災世帯数			251	481	8,652	9,919	7,727
り災者概数			1,014	2,408	38,898	30,321	30,356
出動警察官数			1,450	1,150	13,800	4,044	3,601
出動消防団員数			1,800	1,445	35,388	19,500	11,821

和歌山	京　都	大　阪	香　川	愛　媛	高　知	徳　島	鳥　取
5	9	1	—	2	4	4	5
12	—	—	—	—	—	1	2
56	54	12	4	1	78	24	—
216	62	7	11	3	66	25	10
431	452	8	8	3	65	37	60
141	56	—	2	—	41	1	34
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
4,918	8,432	19	25	68	62	438	2,648
4,076	10,949	900	1,292	1,096	131	1,882	7,665
2,896	1,964	82	326	6	75	105	156
1,152	1,273	74	65	—	310	103	208
196	841	—	—	1	33	6	1,364
2,208	8,299	9	7,884	461	68	2,907	2,113
290	713	—	—	3	9	5	438
337	3,949	—	6	11	17	264	1,423
302	973	2	42	15	36	77	439
55	461	—	19	7	6	17	320
173	863	—	40	16	52	39	395
101	714	5	17	12	5	53	353
8	21	7	3	4	1	2	10
153	1,136	62	27	—	31	14	277
24,979	15,201	50	3	—	18	25	313
—	—	—	—	—	—	—	—
31	20	12	7	—	—	1	1
56	86	2	1	—	23	3	19
231	119	1	16	—	52	30	19
137	170	7	5	—	80	9	342
6,855	10,639	33	73	95	326	557	2,938
30,115	45,031	134	399	470	1,184	2,295	11,258
1,737	14,820	22,887	1,310	1,420	1,500	2,140	1,349
12,568	20,946	1,800	5,503	2,480	1,556	52,131	17,772

被害種別 ＼ 都道府県方面別		島根	岡山	広島	山口	栃木
人的被害	死者	人	—	4	2	—	—
	行方不明	〃	—	—	—	1	—
	負傷者	〃	—	5	2	—	4
建物被害	全壊	棟	5	29	7	—	38
	半壊	〃	—	53	4	—	70
	流失	〃	2	—	—	—	—
	全焼	〃	—	—	—	—	—
	半焼	〃	—	—	—	—	—
	床上浸水	〃	2	46	2	—	3
	床下浸水	〃	64	140	45	—	22
	一部破損	〃	24	1,978	9	—	1,222
	非住家被害	〃	21	240	11	—	842
耕地被害	水田 流失	*ha*	6	10	—	—	36
	水田 冠水	〃	720	410	3	—	17
	畑 流失埋没	〃	—	3	—	—	—
	畑 冠水	〃	19	61	—	—	19
道路損壊		カ所	22	20	23	—	10
橋りょう流失		〃	6	24	3	—	4
堤防決壊		〃	4	20	6	—	10
山(がけ)くずれ		〃	—	16	1	—	8
鉄・軌道被害		〃	—	—	—	—	1
通信施設被害		回線	6	51	631	—	93
木材流失		m^3	15	—	—	—	—
山林焼失		*ha*	—	—	—	—	—
船舶被害	沈没	隻	1	—	—	—	—
	流失	〃	—	1	—	—	—
	破損	〃	7	9	6	—	—
	ろかい等による舟	〃	13	—	—	—	—
り災世帯数			9	129	16	—	112
り災者概数			29	975	30	—	588
出動警察官数			740	1,316	1,676	650	1,652
出動消防団員数			625	4,498	413	—	4,042

茨　城	群　馬	埼　玉	千　葉	神奈川	新　潟	山　梨	長　野
1	10	8	1	4	2	15	18
—	—	—	—	—	—	—	9
1	27	55	3	11	18	109	145
15	536	351	5	37	91	1,034	1,394
42	1,826	1,151	—	68	449	2,407	6,163
—	—	—	—	—	—	40	8
—	—	—	—	1	—	—	7
—	—	—	—	—	—	—	—
—	22	291	—	4	—	622	564
6	825	1,497	182	115	20	961	1,203
215	8,226	5,883	164	311	1,067	21,516	18,239
129	5,256	3,449	36	275	199	8,036	7,800
4	—	—	—	—	2	135	671
354	497	2,201	59	51	—	1,000	1,946
—	—	26	—	—	—	99	510
332	70	1,012	20	—	—	266	790
1	52	46	22	14	11	285	417
—	13	14	3	1	—	86	134
—	4	—	—	5	1	43	145
2	33	40	4	28	1	109	121
1	1,864	8	—	3	2	26	14
1,324	—	1,179	211	825	36	5,188	1,629
—	—	—	—	—	—	29	38,420
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	1	—	—
—	3	—	1	—	5	—	—
—	—	—	2	—	2	1	—
—	—	3	3	5	3	17	—
89	3,004	1,479	5	122	542	4,168	9,862
417	13,223	6,443	34	582	2,730	18,334	49,348
2,042	1,882	2,418	1,735	4,630	2,469	1,975	2,436
2,030	7,981	3,488	2,407	12,060	8,760	23,438	59,195

被害種別 ＼ 都道府県方面別			静岡	東京	青森	岩手	宮城
人的被害	死者	人	5	2	17	27	—
	行方不明	〃	1	—	5	2	—
	負傷者	〃	55	48	6	4	3
建物被害	全壊	棟	437	86	55	13	54
	半壊	〃	1,610	346	39	86	125
	流失	〃	3	—	—	—	—
	全焼	〃	—	—	—	—	—
	半焼	〃	—	—	—	—	—
	床上浸水	〃	377	866	468	216	8
	床下浸水	〃	1,630	8,788	1,077	1,116	55
	一部破損	〃	11,693	1,529	628	230	1,464
	非住家被害	〃	4,166	211	295	340	1,056
耕地被害	水田 流没	*ha*	49	—	65	5	—
	水田 冠水	〃	1,793	—	851	518	93
	畑 流失埋没	〃	34	—	1	5	—
	畑 冠水	〃	1,522	1	17	201	23
道路損壊		カ所	184	8	13	26	5
橋りょう流失		〃	21	—	9	31	3
堤防決壊		〃	61	1	6	1	4
山(がけ)くずれ		〃	81	49	6	13	4
鉄・軌道被害		〃	7	11	—	8	31
通信施設被害		回線	1,381	156	28	127	14
木材流失		m^3	10	—	—	—	—
山林焼失		*ha*	—	—	—	—	—
船舶被害	沈没	隻	1	1	2	2	4
	流失	〃	3	1	1	1	—
	破損	〃	8	—	4	3	—
	ろかい等による舟	〃	80	—	10	—	6
り災世帯数			3,467	1,302	508	318	160
り災者概数			14,288	6,584	3,072	1,481	870
出動警察官数			3,473	31,395	1,450	1,020	1,431
出動消防団員数			20,999	—	6,910	4,211	1,212

秋田	山形	福島	北海道				
			札幌	函館	釧路	旭川	北見
1	—	6	1	1	—	2	—
—	—	—	—	1	—	—	—
7	9	24	1	—	—	—	—
20	44	101	5	33	—	—	—
20	241	553	9	61	—	—	3
—	—	2	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
5	2	155	—	55	2	—	—
13	23	680	—	224	51	—	—
755	7,229	4,432	172	184	23	—	—
255	755	973	14	60	7	—	—
12	—	423	—	—	—	—	—
274	115	607	—	1	1	—	—
25	—	163	—	—	—	—	—
12	27	218	—	—	—	—	—
1	1	30	—	12	2	—	1
5	2	70	1	1	—	—	—
7	3	35	—	16	—	—	—
1	—	7	2	3	1	—	—
—	1	1	—	—	—	—	—
944	58	118	—	1	185	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	7	4	—	—
—	—	—	—	—	2	—	—
2	—	—	—	3	10	—	—
1	1	—	—	6	2	—	—
53	309	538	15	149	2	—	—
277	1,598	4,089	78	719	11	—	—
773	722	1,650	620	1,210	316	297	127
10,065	4,537	8,208	1,412	160	255	32	30

第 2 節　名古屋市における被害総計

今回の伊勢湾台風によつて，本市は人的・物的ともに古今みぞうの被害をこうむつたのである。なかでも激じん地指定を受けた南部5区（南・港・中川・熱田・瑞穂）の被害は大きかつた。いま物的面についてその被害推定額をみると1,287億円の巨額に上つている。これは本市の昭和34年度当初予算額431億円の約3倍にあたる額であり，また同年度市民所得2,510億円の約5割に相当するものである。

瞬間最大風速45.7mという強風による被害もさることながら，5.8mに及ぶ高潮のため各河川や堤防が決壊し，本市の南部一帯がおよそ90km²に及んで水びたしとなり，しかも最後の地域の排水が終るまで約1カ月半もかかつたことによつて被害は倍加された。

この被害を公共的被害と民間被害に分けてみると，前者は71億円，後者は1,216億円となり，当然のことながら民間被害が圧倒的に大きく，公共的被害額の約17倍にあたる。

公共的被害では港湾関係の被害が最も大きく17億円（被害総額の1.3％，以下被害総額に対する割合），次いで土木関係（16億6千万円・1.3％）・衛生関係（11億円・1.1％）・文教関係（9億円・0.7％）等の被害が大きかつた。

一方，民間被害では住宅関係の被害額が最も多く，その額は681億円に上り，これは被害総額の52.9％を占めている。次に商工関係の被害も非常なもので，その額は499億円（38.7％）と推定されている。ことに南・港・中川区などの工場地帯一円が水びたしとなつたため，このような被害をもたらしたのであろう。最後の農漁業関係の被害は，民間被害のうちでは最も少なかつたが，被害額そのものは相当なもので37億円（2.9％）であつた。米の収穫直前の災害であつたことが大きく影響している。

伊勢湾台風による被害額（名古屋市分）

第3—4表　（昭和34.11.10現在）

		被害金額	割合
		千円	%
公共的被害	土木関係	1,662,270	1.3
	港湾〃	1,700,000	1.3
	農地〃	633,094	0.5
	文教〃	927,526	0.7
	商工〃	36,589	0.0
	住宅〃	386,714	0.2
	民生〃	71,959	0.0
	衛生〃	1,088,991	1.1
	労働〃	1,258	0.0
	消防〃	79,167	0.1
	交通〃	440,800	0.3
	その他〃	62,773	0.0
計		7,091,141	5.5
民間被害	住宅〃	68,088,556	52.9
	農漁業〃	3,682,438	2.9
	商工〃	49,854,480	38.7
	計	121,625,474	94.5
合計		128,716,615	100.0

注　名古屋市財政局調による推定額である。

伊勢湾台風区別被害状況調査

第3—5表　　（昭和35年1月30日現在）

区分＼区別			千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	合計
り災者総数			6,407	3,601	10,167	26,919	45,325	3,397	8,480	43,156	64,176	110,634	94,046	115,009	531,317
人的被害	死者		5	3	—	7	6	2	2	11	3	20	375	1,417	1,851
	行方不明		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(4)	(54)	(58)
	負傷	重傷	16	32	18	31	25	286	137	182	33	108	424	327	1,619
		軽傷	265	230	257	384	683	1,633	737	2,260	4,849	4,795	9,970	12,846	38,909
	合計		286	265	275	422	714	1,921	876	2,453	4,885	4,923	10,769	14,590	42,379
住家の被害	全壊	戸数	171	81	101	76	135	214	132	96	98	224	2,141	2,697	6,166
		世帯数	173	89	115	77	139	219	142	103	105	234	2,859	2,779	7,034
		人員	718	338	458	376	592	917	588	458	427	1,069	9,789	10,384	26,114
	流出	戸数	—	—	—	—	—	—	—	8	—	6	589	954	1,557
		世帯数	—	—	—	—	—	—	—	8	—	6	870	982	1,866
		人員	—	—	—	—	—	—	—	21	—	21	2,609	2,931	5,582
	半壊	戸数	689	325	300	343	441	219	266	505	2,295	2,165	13,993	21,708	43,249
		世帯数	717	357	394	368	453	260	275	552	2,467	2,317	15,893	22,368	46,421
		人員	3,120	1,478	1,750	1,706	2,053	1,050	1,243	2,521	10,732	11,760	64,114	77,257	178,784
	浸水 床上	戸数	32	12	4	331	121	92	329	5,225	9,266	11,626	3,734	4,111	34,883
		世帯数	32	13	7	355	122	105	330	5,582	9,793	12,314	5,211	4,236	38,100
		人員	140	68	33	1,632	565	420	1,671	25,814	44,624	57,540	17,103	12,050	161,660
	浸水 床下	戸数	808	339	1,831	5,023	9,310	210	1,056	3,431	1,965	6,198	12	2,286	32,469
		世帯数	808	381	1,891	5,395	10,026	210	1,131	3,676	2,086	6,917	12	2,354	34,887
		人員	2,424	1,714	7,926	23,198	42,109	1,008	4,976	14,331	8,390	40,224	56	10,970	157,326
	合計	人員	1,700	757	2,236	5,773	10,007	735	1,783	9,265	13,624	20,219	20,469	31,756	118,324
		世帯数	1,730	840	2,407	6,195	10,740	794	1,878	9,921	14,451	21,788	24,845	32,719	128,308
		戸数	6,402	3,598	10,167	26,912	45,319	3,395	8,478	43,145	64,173	110,614	93,671	113,592	529,466
非住家の被害			75	246	600	917	180	136	348	150	2,378	740	674	59	6,503
り災戸数			1,700	757	2,236	5,773	10,007	735	1,783	9,265	13,624	20,219	20,469	31,756	118,324
り災世帯数			1,730	840	2,407	6,195	10,740	794	1,878	9,921	14,451	21,788	24,845	32,719	128,308

注　1　かつこ内の数字は再掲である。

2　負傷者は，9月26日～10月31日における診療機関の診療実人員数である。

第3節　人および建築物の被害

この災害において忘れ去ることのできないことは，なんといつても1,851人に及ぶ尊い人命の喪失である。天災とはいえいたましい限りである。堤を切つて押し寄せてきた高潮に乗つて，流木が奔馬のように暴れ回つたことが，犠牲をより大きくした原因だといわれている。愛知県全体の死者が3,033

第3—1図　　南部学区別死亡者分布図　　（数字は1000人あたりの死亡者数）

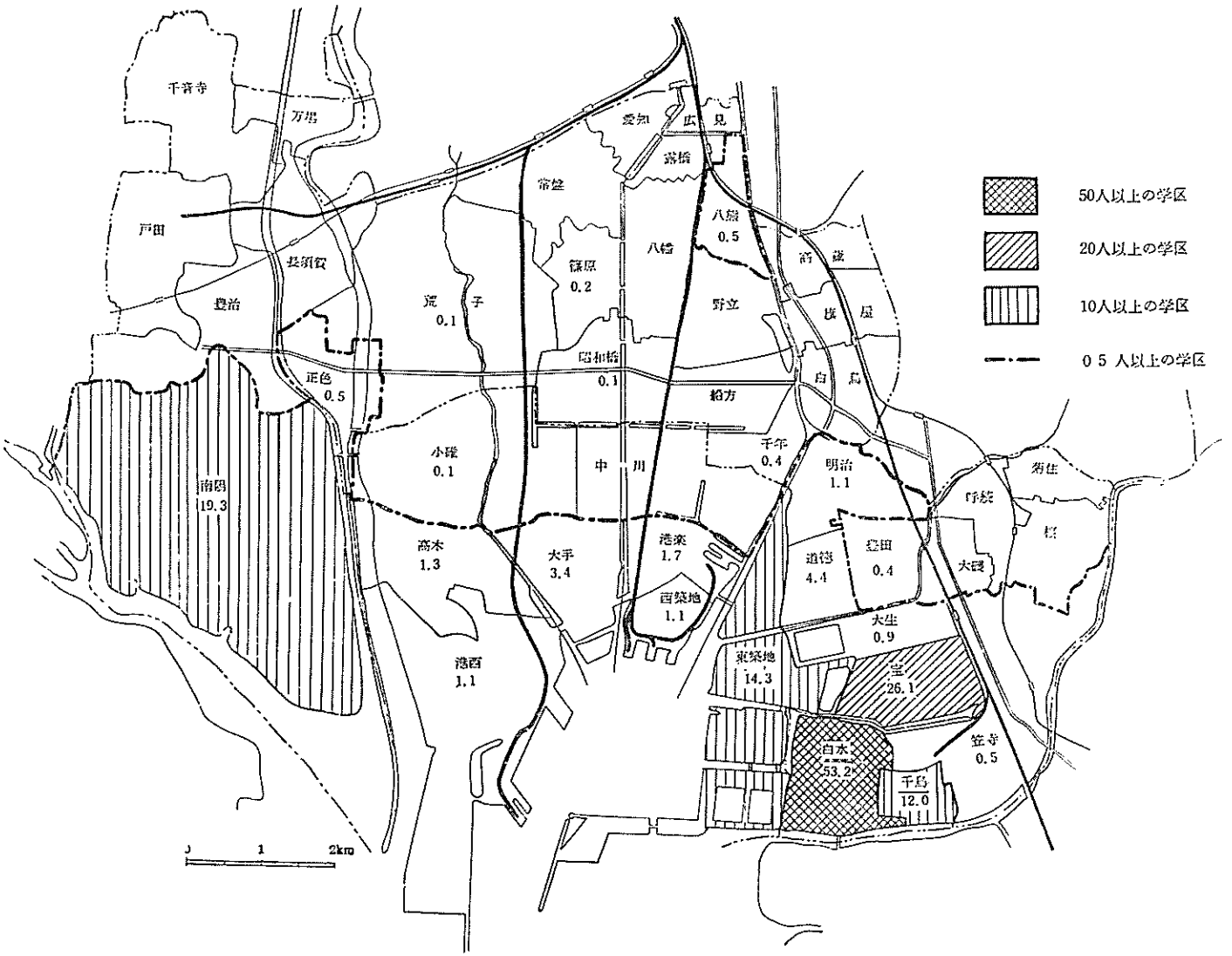

人と発表されているから，本市の犠牲者数はその6割強を占めるわけで，この一事をみても，本市のこうむつた被害がいかに大きかつたかを容易にうかがい知ることができる。

犠牲者が最も多く出たのは南区の1,417人で，これは全体の76.6％にあたる。次に多かつたのは港区で375人（20.3％）の犠牲者を出している。したがつて以上の2区で9割7分を占めるわけである。さらに，中川区が20人，瑞穂区が11人の犠牲者を出し，全く死者が出なかつたのは北区だけであつた。

次に負傷者の数は，重傷・軽傷を合わせて40,528人であつた。やはり激じん地指定を受けた南（13,173人）・港（10,394人）・中川（4,903人）・熱田（4,882人）および瑞穂（2,442人）の南部5区が圧倒的に多い。

住家の被害は，程度の差こそあれ，各区いずれも浸水以上の被害を受けており，その数は全市で118,324戸の多きを数えた。この数は本市住宅数の約3分の1にあたるものである。なかでも港・南・中川の3区は，ほとんど全戸にわたる被害を受け，その他の区でも熱田・瑞穂・中村区などは，上記3区に次ぐひどい打撃を受けた。そして被害をこうむつた家屋に住んでいた世帯数は128,308，世帯人員にして529,466人であつた。

住家の被害のうち，全壊したものは6,166戸，区別では南区の2,697戸（43.7％），港区の2,141戸（34.7％）が断然多く，この2区で全壊戸数の大部分を占めている。これは高潮の被害を最も直接的に受けたこと，これに乗つた流木がところきらわず暴れ回つたことが大きな原因となつている。なお，全壊戸数が200戸以上に上つた区は，前記2区のほか，中川区（224戸）・中区（214戸）があり，100戸以上は千種区（171戸）・中村区（135戸）・昭和区（132戸）・北区（101戸）の4区であつた。

流失した戸数のかたよりは，全壊戸数よりさらにひどく，総数1,557戸のうち南区で954戸（61.3％）を占め，港区では589戸（37.8％）を失い，この2区に流失戸数のほとんどが集中している。

半壊戸数は全部で43,249戸，区別で一番多かつたのはやはり南区で，21,708戸（50.2％）の損失，次に港区の13,993戸（32.4％）が多く，熱田区・中川区も2,000戸以上の被害を受けている。

床上浸水の総戸数は34,883戸であつたが，区別では中川区の11,626戸が最も多く，熱田区の9,266戸，瑞穂区の5,225戸がこれに次ぎ，半壊以上の大被害を集中的に受けた南区・港区はかえつて少なく，それぞれ4,111戸・3,734戸にとどまつた。同様のことが次の床下浸水戸数の分布にも現われている。すなわち，激じん地指定の区において少なく，指定を受けなかつた中村区・西区などにおいて床下浸水戸数は多くなつている。つまりこのことは，南・港の2区では全住宅の大部分が半壊以上の被害を受け，浸水程度の被害でとどまつた住宅は，ほんの少ししかなかつたことを示している。

住家の被害の程度別を総数で眺めてみると，最も多かつたのが半壊で43,249戸，被害戸数の36.6％を占めている。次いで床上浸水の34,883戸（29.5％），床下浸水の32,469戸（27.4％）が多く，全壊は6,166戸（6.2％），流失は1,557戸（1.3％）の振合いであつた。

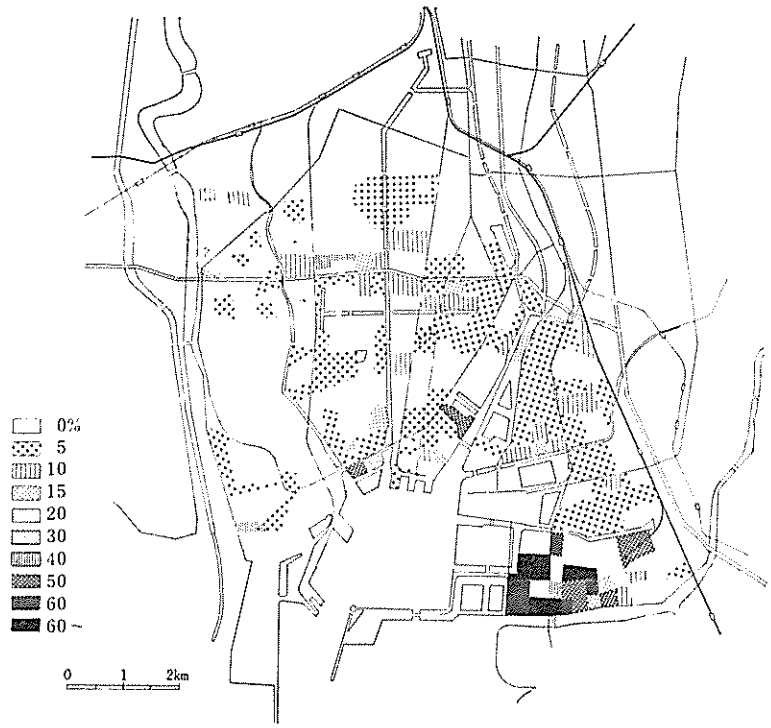

第3—2図
建築物被害率図

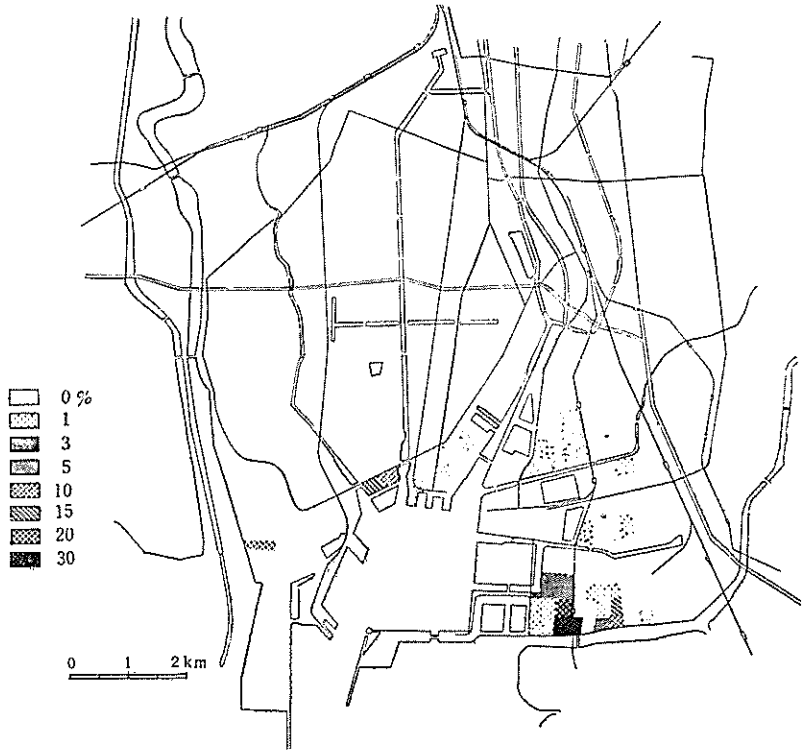

第3—3図
建築物流失率図

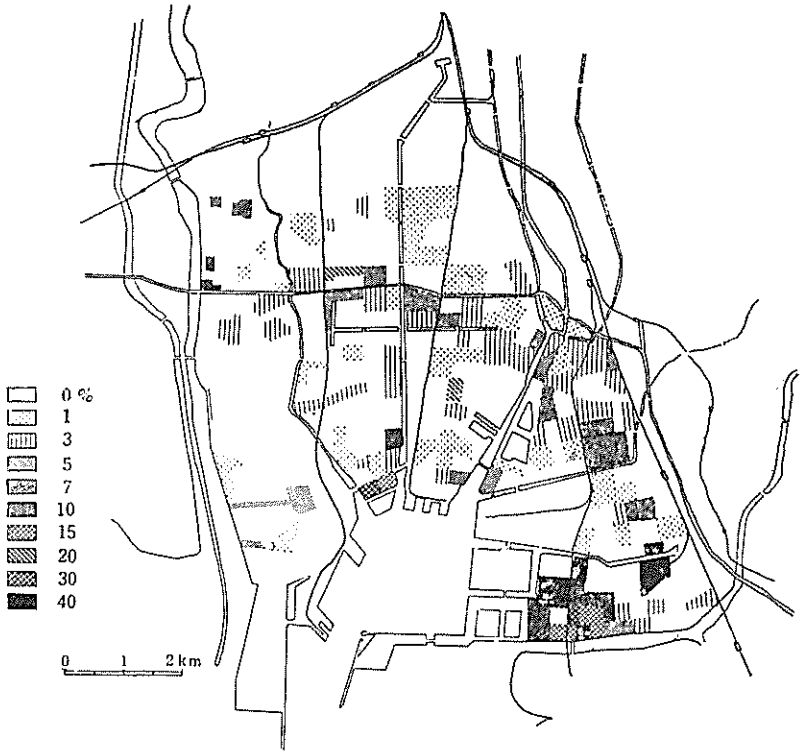

第3—4図
建築物全壊率図

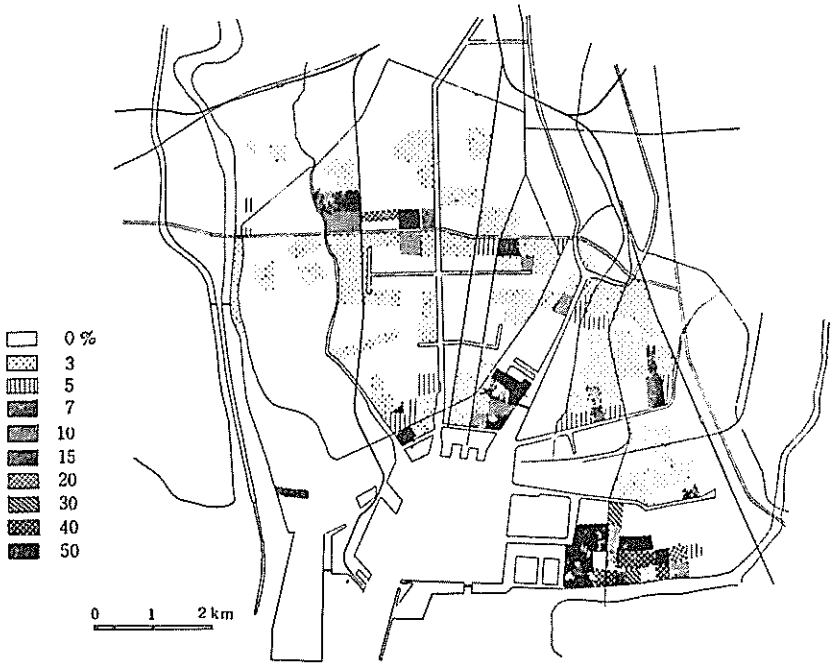

第3—5図
建築物半壊率図

次に，建築物の被害の態様についてみると，次のような事実が知られる。

一般建築物の被害は，直接風雨によるものよりは高潮・浸水・流木等によるものの方がはるかに大きかつた。すなわち，直接波浪または流水で破壊されたもの，高潮によつて流失したもの，高潮に伴う貯木場の材木や破壊された家屋の流材でさらに損傷を受けたもの，地盤の欠壊によつて破壊されたもののほか長期たん水によつて破損を受けたものなどが著しく被害の原因となつている。

高潮により流失した家屋（港区大手橋付近）

地区別に建築物の被害分布をみると，まず南区の柴田・白水地区では，浸入してきた高潮の水勢が強く，また，巨大なラワン材などの流木が多量に流れ込んできたため，これら水と流木による直接の流失・全壊・半壊の被害がきわめて大きく全被害率でみると70%程度のブロックが相当の範囲にわたつており，特に柴田地区では全棟数が被害を受けた。

被害率の著しいブロックでも，鉄筋コンクリート造アパートがほとんど損傷なく，破壊された木造建築物の残がいのなかに建ち残り，鉄筋コンクリート造の防災力を如実に示した。

柴田・白水地区に次いで建築物の被害率が高いブロックは，港区大手地区の築三町のブロックであつて，被害率が30%～50%を示しているが，これは河川沿いの建築敷地一埋立地一を越えた高潮が河川に流れ落ちる際に地盤が崩壊し，このために建築物が流失もしくは傾斜して全壊したものであつた。

風と水により荒廃した家屋（南区道徳本町）

上記のほか，建築物の被害率が比較的高かつたのは，堀川右岸の港陽町付近であるが被害のあつたものはすべて半壊以下であつた。

堀川左岸の南区道徳地区の被害状況は，浸水水位がきわめて大であつたが，建築物が密集しまたやや内陸にあつたので水勢は比較的弱く，また付近貯木場からの流木も少なかつたので建築物の被害は割合に少なく，建築物の被害率は約5%～10%であつた。

港の西側にある稲永町地区の被害は屋根がわらの飛散や外壁の一部破損程度で，この地区が海岸に近いにもかかわらず被害率がきわめて少なかつた理由は，押し寄せた高潮が海岸ふ頭に並んでいる鉄筋コンクリート造の倉庫群にさえぎられて水勢が鈍くなつたためと，また比較的最近建設された住宅

巨大な流木により破壊された家屋の惨状（南区白水町）

団地であつたことによると考えられる。

南部の海岸に近い干拓堤防付近の農家は，ほとんど海岸堤防を破堤して浸入してきた高潮の水勢によつて流失し，もしくは全壊しているが，同じ南陽町でも旧東海道付近の部落になると流失した建築物はなく半壊程度のものが多く，これより内陸部の被害率は急に減少していた。

なお，臨海部埋立地には比較的大規模の鉄筋造工場が多く，それらの被害程度は屋根や壁面のスレート板が飛散した程度であり，一部の小規模の木造倉庫や車庫等のバラック建築物だけが風または水によつて全壊または半壊した程度であつて，全般的にみれば建築物の被害は直接高潮や流木を受けながら軽微であつた。

第 4 節　たん水被害

伊勢湾台風による名古屋市の被害全般にわたる大きな特徴として，広範かつ長期にわたつたたん水があげられる。この概要については，第 2 編第 2 章第 2 節浸水の状況において述べたとおりである。このたん水被害が今回の災害においていかに重要視されたかは，災害関係特例法の審議にあたつて，その適用範囲を定める被害激じん地の指定基準が紛糾した際，解決策としていわゆる長期たん水地域を含めることとされたことからも明らかである。

たん水状況は付図 1 ～ 3 のとおりであり，南陽町のごときはたん水60日間に及び，富田町一帯は20日～40日，港区・南区は20日～30日間のたん水をみたところが大部分であつた。その水位も南区道徳地区の 3 mを最高に，1.5 m～1 mのところが南・港区一帯に広く存在し，0.5 mのところはその背後にはなはだ広く存在している。

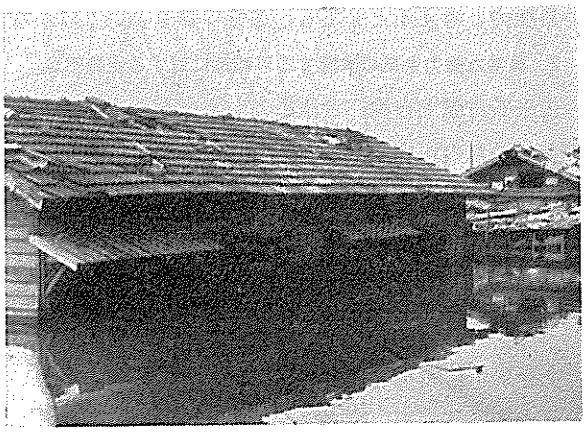

軒まで浸水した家屋（南区大同町）

このたん水は堤防の仮締切りが成功するまで，潮の干満につれて差引きし，人々の不安を助長し，特に沿海部においては差引きのつど残存家屋の損傷を増大せしめ，長期にわたる海水のたん水のため，家財は使用不能となり，さらに復旧活動を遅延せしめるなど，有形無形にわたりぼう大な損害を生ぜしめたものと考えられる。

このたん水は一方，衛生上はなはだ憂慮すべき状態を招来し，排水につれて汚泥の厚い層を残し，これらの排除に非常な労力を費やさしめるところとなつた。

第5節　被害の原因

伊勢湾台風は，わが国台風災害史上みぞうの人的物的被害を生ぜしめたが，この被害の原因は，その後関係各機関においてあらゆる角度から慎重に検討されているところである。

伊勢湾台風の被害は，天災ともあるいは人災ともいわれるが，その両者があいまつて生じたものであることはほとんど確実であろう。この被害を完全に防止し得た方策は，観念的には存在したであろうが，経験則による人智と人力の限界を越えた自然力の前にはいかんともなしがたかつた面も確かに存在した。しかし，被害を最少限度にとどめるべき万全の方策が尽されていたか否かについては，謙虚な反省を必要としよう。

将来の繁栄を約束されている名古屋地方にとつて，伊勢湾台風災害の原因を正確に認識し，適切な対策を確立し，将来にわたる禍根を除き去ることは，緊急焦びの要務である。

現在，各方面の調査検討の結果，被害の要因としてあげられている諸点は，次のとおりである。

1　伊勢湾台風が最悪の気象条件下に最大の規模をもつて来襲したこと。

第2編において台風の様相を述べたとおり，伊勢湾台風は，室戸台風に次ぐ記録的な最低気圧929.5 mbをもつて上陸し，上陸後も勢力の衰えをみせず，最大風速45.7m/sの強風とそれに伴う豪雨，さらに5.31mという過去最高潮位をはるかに上回る高潮をもたらした。

しかも，そのコースは名古屋地方にとつて最悪の西側であり，満潮時間と重なる等気象上の幾多の悪条件が累積することとなり，当地方にかつてみない猛台風となつた。

この自然力の猛威が，被害を激じんならしめた最も直接的な原因であることはいうまでもない。以下のあらゆる原因も，この猛台風の来襲によつてはじめて表面化したものである。いかんともしがたい自然力と考えるとしても，遺憾の限りというほかない。

2　異常な強力台風の来襲する可能性に対する認識不足

従来名古屋地方は，台風に対しては紀伊半島が自然の障壁となつてさほど大きな被害を生ずることのなかつたのが例となつていた。伊勢湾台風のような超大型台風が，名古屋地方の西を伊勢湾の長軸に沿つて北上するケースのごときは，もちろんきわめてまれではあろうが，この地方といえども大型台風のコースいかんによつては，大災害のもたらされる可能性のじゆうぶんあることの認識に欠けるところがあり，防災の施設および心構えに多少ともゆるみのあつたことは否定できない。

また，台風の進路と時期の関係をみても，8月には本州西方が多く，10月には東方海上を抜けることが多いが，台風の最も多く，かつ大型のものの多い9月は，その中間のコースをとることが多く，わずかの条件の差で名古屋地方を襲うことはじゆうぶん考えられる。大型台風ほど地理的障壁に妨げられることがなく，名古屋地方は，超大型台風に最も注意すべき位置といわねばならない。

	0.5m	1 m	1.5m	2 m
大阪	0.7年	3 年	12年	34年
神戸	1.0〃	5 〃	24〃	105〃
名古屋	0.6〃	5 〃	24〃	200〃
横浜	1.4〃	12〃	—	—

注　本表は，宮崎博士の試算による。

ちなみに主要都市についての高潮の生起する確率は，前頁の表のとおりであつて，地盤の沈下によりさらにこの確率は激増する。（例えば，名古屋においては１mの高潮は５年に１回起こり得る。）

3　低地盤地帯および地盤沈下の認識不足

伊勢湾台風による当地方の被害の特色として，広範囲にわたる長期たん水による土地・家屋等の被害増大があげられるが，この原因としては，破堤箇所から海水が流入し，堤防の仮締切りが成功して排水が完了するのをまたねばならなかつたことのほか，低地帯に居住または立地する市民・企業における水害の危険に対する自覚に欠けるところがあつたと考えられる。

名古屋市において，高潮・浸水による被害の特に著しかつた南部低地域は，16世紀のころはすべて海面であり，海岸線はほぼ現在の国道１号線付近と推定されている。17世紀に入り1610年徳川家康が出水の多い清洲から名古屋へ居を移し，城下町として名古屋市街が形づくられるとともに，当時の熱田は次第に港町として発展してきた。その後日光川・庄内川あるいは山崎川・天白川等の三角州の発達と，人口の増加による水田の干拓化のために海岸線は年々後退し，18世紀の末には東の方では現在の埋立地を除くほぼ全部の低地域が，また中川・荒子川方面では熱田前新田といわれる中川下流区域や甚兵衛後新田といわれる惟信町方面まで，さらに南陽町方面では藤高までが干拓されてきたが，市街地はなお城付近の丘陵地にある城下町と港町としての熱田付近に限られていた。

第３－６図　　名古屋市南部干拓年代図

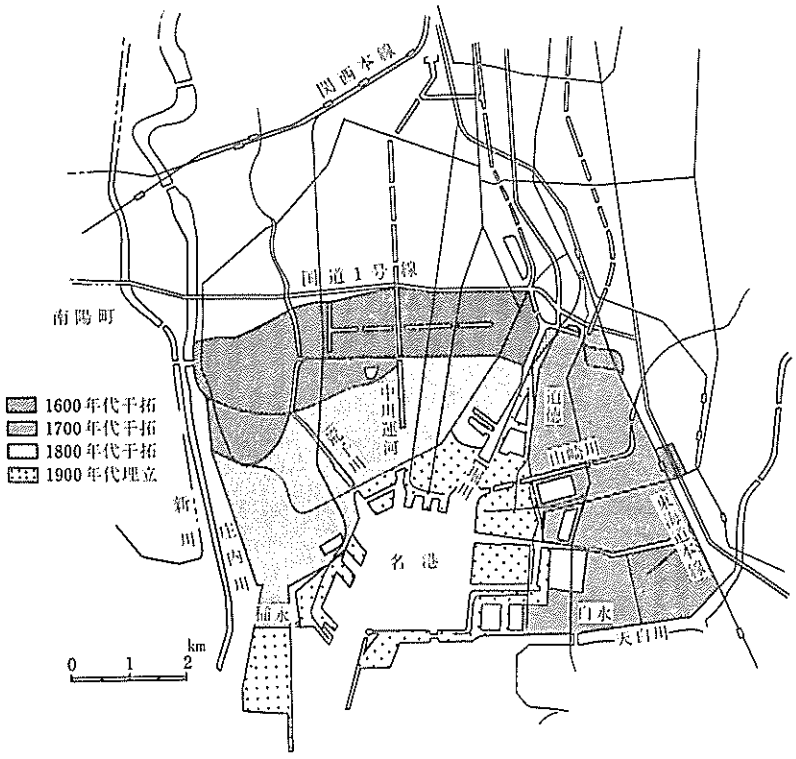

干拓は19世紀中ごろまで続いたが，明治に入り市制の施行，東海道線の開通に伴い商工業は次第に発展し，市街地も急速に発展傾向をみるにいたつた。近代産業の興隆は築港の必要を促し，ここにはじめて築港のための埋立造成が堀川および中川河口に行なわれ，これが現在の名古屋港の中心となつている１号地・２号地・３号地である。

その後明治末期には4号地・5号地が，大正年間に6号地・7号地が，引き続き昭和に入つて8号地・9号地が埋め立てられ，さらに昭和中期になると港の西側に10号地以降の埋立地が造成されて今日にいたつている。

この間の市街地の発展をみると重工業はその性格から南部の埋立地に立地するものが多く，特に堀川をはさむ干拓地は既存の山崎川・大江川河口付近の埋立地とともに重工業地帯を形成するようになつた。これに伴い，従業員をはじめとする住宅・関連中小企業等が地価等の関係もあり，多数建設されるようになつた。

第3—7図　　名古屋市南部市街地発展図

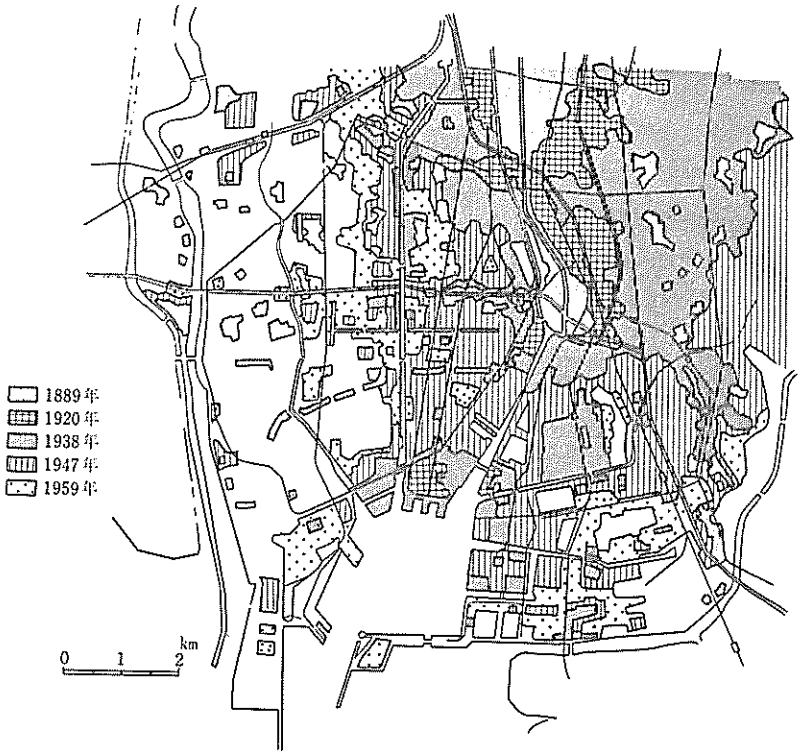

しかし，これらの地帯はその造成経過からみてはなはだしい低地帯であつて，海抜0m以下の地帯が広く存在する。港湾を囲む埋立地はすべて海抜2m（N.P.+3.4m）以上あるが，その背後地は急に低くなつて海抜0m（N.P.+1.4m）の線は東南の天白川・大江川・山崎川流域では東海道線に近く海岸線からほぼ3kmのところにあり，堀川と中川運河で囲まれた地帯では部分的に海抜0m以下の部分が残るが比較的地盤は高く，中川運河から荒子川・庄内川にかけては海抜0mの線は海岸線から約6km～7kmの内陸部にあり，さらに注目すべきは荒子川の下流地帯に海面下1m以下の区域が存在することである。

このように今世紀以前に干拓された地帯の大部分は海抜0m以下の低地域であつて，干拓地で海抜以上の部分はもともと0m以上の小区域の干拓地のほか，運河開設による土砂で盛り土された運河沿いの道路あるいは主要道路の類か，または新しく地上げをした大資本所有の工場用地等である。

この地帯は，過去においても当然幾度かの高潮を経験しているが，都市化の程度の低い時代はその

被害も今日のそれに比すべくもなかつたが，その後も低地帯居住はできる限り避けられ，やむを得ない居住者も時代環境に応じて非常の際の用意がなされていた。

急速に開発された工場と居住地域は，この危険に対してはほとんど無防備であり，この地帯が水害に対しはなはだしい危険地帯であることが次第に忘却されていたことに今回の被害の一因があるといえよう。

第3—8図　　名古屋市南部地形標高図

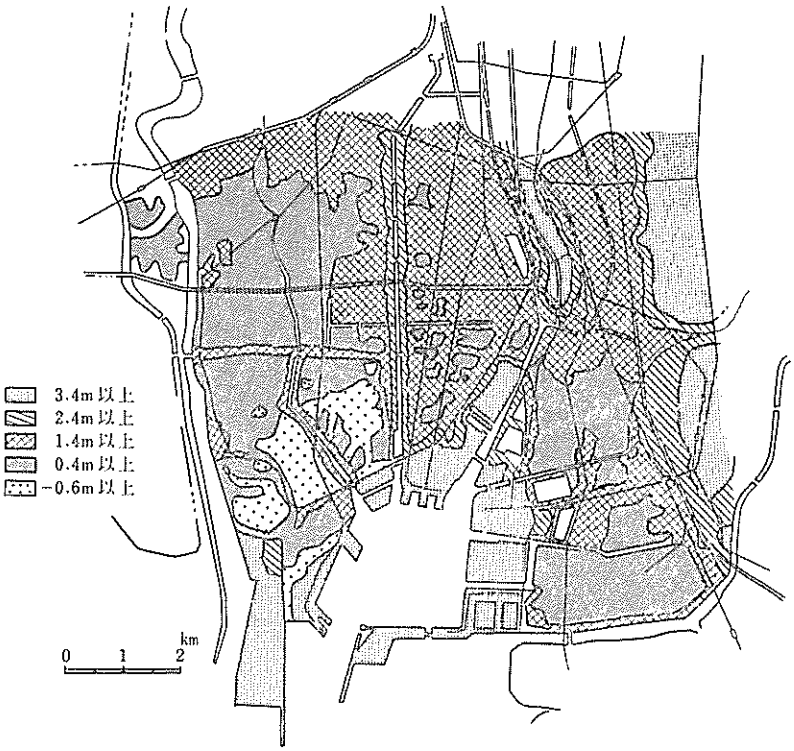

一方，この地帯における近年の地盤沈下現象も見のがすことができない。

地盤の沈下は濃尾平野の全域にみられるが，新潟・大阪・尼崎地区のごとくはなはだしくはない。しかし，この地区は，次に掲げる原因が集積して近年特に沈下が著しく認められつつある。

(1) この地区は，木曽川をはじめとする大河川のデルタ地帯であり，デルタ地帯は宿命的にその粘土質層の圧密作用による地盤の自然沈下作用を有している。

(2) 臨海工業地帯の発展に伴う工業用水使用量の増大，ビル冷房用水汲上げの激増，農業用あるいは簡易水道用深井戸の乱掘は，徐々に地盤沈下の原因となりつつある。

(3) 昭和19年12月７日の地殻変動に基因する東海地震，昭和20年１月13日の浅発性地殻運動に属する三河地震，21年12月21日の東海道地震と相次ぐ３回の大地震によつて，特に沿岸部は著しい沈下を示した。

(4) 濃尾平野は，その地盤が傾動運動を行なつているといわれる。これはおおむね国鉄東海道線付近を軸として，以東は隆起，以西は沈下の運動をなしているもので，沿海地域は地層の収縮に加

第3—9図　　地　盤　沈　下　状　況　図

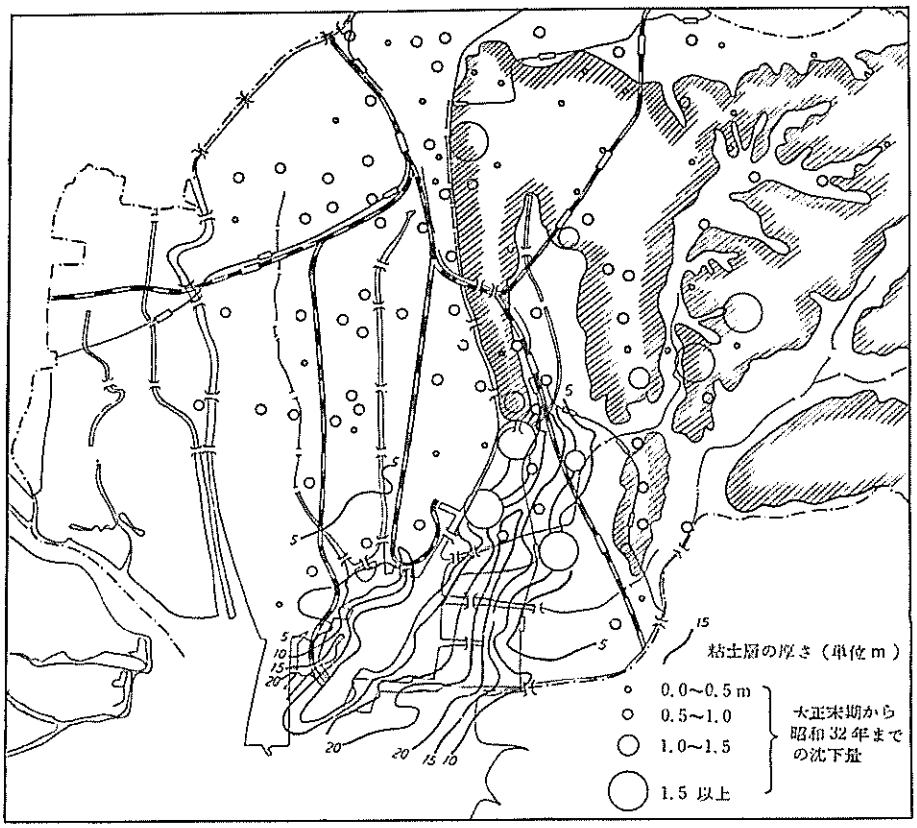

注　建設省建築研究所作図による。

えてこの傾動運動の影響もあつて沈下をより大にしている。

以上の要因からくる沈下状況は，潮位記録によれば，昭和12～25年間の沈下量は名古屋市において23 cmと記録されている。

名古屋南部に居住する人々が，たまたま台風襲来の機会の少ないため高潮に対する慎重な対策に欠けるところのあつたことは，これらの事情の徹底不足とともに否定し得ない事実であつたと考えられる。

4　海岸堤防・護岸の安全度がじゆうぶんでなかつたこと。

伊勢湾台風の高潮により，海岸堤防・護岸がもろくも寸断され，沿海部に大被害を生じたことは，記録的な，予想を越えた高潮によるものであつたにせよ，その保全と堤防設計上の基準が低かつたことに起因するところが大であつたと考えられる。これをくわしくみれば，次の諸点があげられる。

(1)　堤防の弱体化

堤防建設以来，長年月を経て相当に老朽化し，戦時中における資材労力の不足により維持工事の不じゆうぶんであつたことに加え，昭和28年の台風13号をはじめ年々発生していた災害の復旧工事が予算不足のため未着手ないし不完全な復旧のまま残されており，堤防がきわめて危険な状態にあつた。

(2)　堤防の形状

従来の堤防はそのほとんどが直立式であつたため，設計当時に予想した以上の高潮が押し寄せたときに，ゆるやかな傾斜をもつた堤防に比べ，破堤にいたるまでの過程にゆとりが少なかつたのではないかと考えられている。

(3) 構造の貧弱さ

従来の堤防は，前面を三和土で石を張り固めた程度のものもあり，貧弱なものが多かつた。そのうえ，コンクリート造りのものでも，ほとんどが波返しがなく，てんば（天端）および裏のりはかや・芝等を植え付けているに過ぎず，高潮が乗り越えた場合，波が堤防を越した場合など背面に浸水した場合には，土堤の部分が掘揺され，前面に波高を低めるための波殺しが設けられていたところがきわめて少なかつたこともあつて，前面に受ける高潮の力とあいまつてもろくも崩壊したものである。

(4) 堤防の高さの不足

堤防の高さは，名古屋市西南部においては4 m～5.5 m，台風13号のあとの復旧の部分も4 m～5.3 m程度が多かつたが，5.31 mの高潮に対しては，なお高さが不足していた。（台風13号災害復旧の際は，さく（朔）望平均潮位に大正10年における偏差1.60 mを加え，波高については25%，吹続5時間として計算されていた。）

(5) 地盤沈下による弱体化

海岸堤防の大部分が沖積平野に造られている関係上，築造以来の長年月間における地盤沈下があり，加えて護岸にゆるみ・ひびわれ等が生じて弱体化していた。

(6) 堤防管理の不統一

異なる堤防管理者の境界点において，互いにじゆうぶんな連携が保たれていなかつたため，その箇所に破堤が多く，また堤防のコンクリート打ちの継ぎ目の木板が腐り，そこから土砂流出により破堤にいたつた例もあつた。

5 貯木場の不備による流木被害

名古屋港から堀川にかけて集中的に立地する木材工業の原材料としての原木貯木場は，水上・陸上合わせて17箇所，122万m²，収容能力119万tに及んでいた。このうち最も大きなものは8号地貯木場で39万m²，収容能力35万t，このほか加福・木場町も大きく，台風前1～2カ月前から大量の南洋ラワン材・ソ連材が入荷し，台風時の貯木場には相当量の原木が貯留されていた。これが5.31 mの予想外の高潮のため33年秋補強したコンクリートくいもむなしく，大正末期にできた護岸もろとも流木の衝撃で一挙に破壊したものである。

大正元年の高潮の場合には，堀川に貯留してあつた材木いかだは，高潮とともに逆流し，干潮時には港内いつぱいに拡がり，また満潮時になると沿岸に押し寄せ，護岸や建築物に大きな被害を与えたといわれ，このようなことはまた大正10年の台風時にも発生している。

しかし，これらの経験も近年の経済発展に伴う木材輸入量の増加のためかえりみられず，適切な貯木施設以外にも原木が貯留されることとなり，貯木場もまた原木流出の危害防止策の万全を期していたとは言いがたかつたところに問題が存していた。

6 防災組織体制の欠陥

名古屋のごとく大災害の経験の少ないところにあつて，伊勢湾台風のごときみぞうの規模の災害に

対する事前の万全な用意は，いうべくして至難であつたともいい得るが，多数の市民と複雑な社会的・経済的諸機能を集中せしめている大都市においては，常に十二分の災害対策が各方面において樹立されているべきであつた。

防災および非常災害時の救助対策に関する組織としては，水防法に基づく水防協議会および水防管理者のもとに置かれる水防本部，ならびに災害救助法による市・区災害救助隊がそれぞれ設置ないし編成されており，対策の万全が期せられていたところであつた。

しかし，伊勢湾台風による大災害に際しては，既定の災害救助隊の編成をもつてしてはとうてい事に処することを得ず，このため特に市災害対策本部機構のもとに，全職員の非常動員体制をとることとなつた。

気象予報に対応した適切な危険周知，非常通信連絡の研究，救助における市民の協力組織，官公庁はじめ関係行政機関の防災体制の連絡調整など事前に考慮されているべき多くの問題があつたと考えられる。

被害の原因は，これを数えあげれば，なお幾多のものがあげられるであろうが，その要因として明らかなものは，おおむね以上のとおりということができよう。

第 2 章　土木建築関係被害

第 1 節　堤防・護岸の被害

名古屋市内の河川・堤防の管理は第3—6表に示すとおり愛知県・名港管理組合および名古屋市の3者に分離され，海岸堤防については庄内川から東の護岸は名港管理組合，その他南陽海岸は愛知県と，2者によつて管理されている。

第3—6表　市内河川堤防管理区分表

河川名	適用準用別	河川管理者			堤防管理者		
		名古屋市	愛知県	名港管理組合	名古屋市	愛知県	名港管理組合
庄内川	適用河川	——	1級国道1号線一色大橋から上流	河口から1級国道1号線一色大橋まで	——	南区宝神町から上流	河口から港区宝神町(ポンプ所)まで
矢田川	〃	——	庄内川合流点から上流全部	——	——	庄内川合流点から上流全部	——
新川	〃	——	1級国道1号線三日月橋から上流	河口から1級国道1号線三日月橋まで	——	河口から上流全部	——
香流川	〃	——	矢田川合流点から上流全部	——	——	矢田川合流点から上流全部	——
日光川	〃	——	河口から上流全部	——	——	河口から上流全部	——
天白川	準用河川	——	南区千鳥橋から上流	河口から南区千鳥橋まで	——	河口から上流全部	——
植田川	〃	千種区猪高町高針橋から上流	天白川合流点から千種区高針橋まで	——	千種区猪高町高針橋から上流	天白川合流点から千種区高針橋まで	——
大江川	〃	1級国道1号線本地橋から上流	南区港東橋から国道1号線本地橋まで	河口から南区港東橋まで	1級国道1号線本地橋から上流	南区滝春町(大同ポンプ所)から本地橋まで	同上南区滝春町(大同ポンプ所)まで

河川名	適用準用別	河川管理者			堤防管理者		
		名古屋市	愛知県	名港管理組合	名古屋市	愛知県	名港管理組合
山崎川	準用河川	瑞穂区左右田橋から上流	南区忠治橋から瑞穂区左右田橋まで	河口から南区忠治橋まで	瑞穂区左右田橋から上流	港・南区界から瑞穂区左右田橋まで	河口から港・南区界（加福貯木場入口）まで
堀川	〃	——	——	河口から西区朝日橋まで全部	——	——	河口から西区朝日橋まで全部
黒川	〃	——	西区朝日橋から北区新堀町まで全部	——	——	西区朝日橋から北区新堀町まで全部	——
荒子川	〃	中川区上江田橋から上流	荒子川ひ門から中川区上江田橋まで	河口から荒子川樋門まで	中川区上江田橋から上流	荒子川ひ門から中川区上江田橋まで	河口から荒子川ひ門まで
戸田川	〃	中川区服部川合流点から上流	河口から服部川合流点まで	——	中川区服部川合流点から上流	河口から服部川合流点まで	——
東小川	〃	——	河口から上流全部	——	——	河口から上流全部	——
西小川	〃	——	同上	——	——	同上	——
福田川	〃	——	同上	——	——	同上	——
水場川	〃	——	同上	——	——	同上	——
地蔵川	〃	——	同上	——	——	同上	——

河川・海岸堤防の管理区分は上の表のとおりであるが，堤防の破堤・決壊等によつて直接被害を受けるのは名古屋市民であるので，水防管理者である本市としては，水防計画に基づき随時堤防・水門・ため池等を巡視して災害防止に万全を期していた。しかし，今回本市を襲つた伊勢湾台風は160mmを越える降雨量による河川の増水と異常潮位により，伊勢湾の奥深くに位置する名古屋港およびその沿岸一帯にみぞうの高潮をもたらし，満潮時に近く最も風の強かつた21時35分には名古屋港においてN.P.＋5.31mの最高潮位を記録した。これは名古屋港周辺の臨海工業地帯埋立の造成地盤高，ならびに河口付近の護岸築造てんば（天端）高であるN.P.＋4.8mを大きく上回つたのである。

惨禍なまなましい港区南陽町海岸線

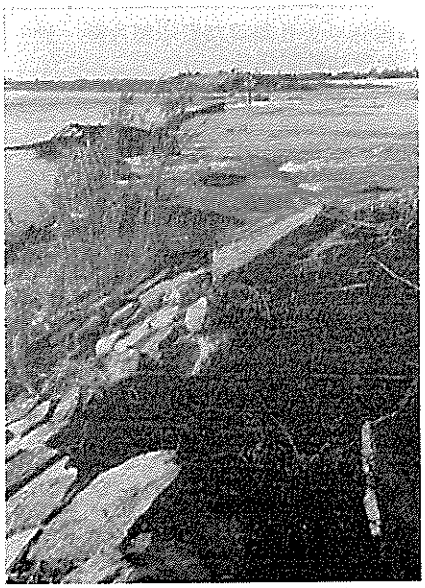

港区宝神町庄内川堤防決壊現場

これらの記録的な高潮と強風によつて打ち寄せた波浪が堤防を乗り越え，てんば（天端）を洗い裏のりを削り，ついには破堤決壊し，堤防は寸断された。このため後背地である南部低地帯は一面の泥海と化し人畜・家屋・財産にじん大な被害をもたらし，さらに長期たん水に

よる泥土，海水の流入たい積により農地の被害を増大した。特に南陽海岸では堤防のてんば（天端）と裏のりが完全にコンクリートで被覆されていなかつたため激しい波浪に耐えられなかつたものと思われる。また南陽町は地盤高が平均干潮面よりも低いため，いつたん破堤した後順次決壊が拡大して行き，藤高38号線・茶屋後2重堤など中堤ともいうべき所も破壊され，同堤にあつた人家は押し流されたり，洗われたりして廃屋同然の姿になつた。

河川堤防もまた海岸堤防と全く同じような原因で破壊され，その大部分が河川口に近い開口部および感潮区域であり，さらに中川運河ならびに横ぼりや入江等にも破堤箇所があつた。

庄内川左岸宝神町および南陽海岸の決壊口などでは，潮止め工事が進むに従つて潮の干満による海水の流れにより洗掘され，被災当初よりもさらに幅広く，深くなり，破堤延長が増大したため，後に潮止め工事を実施するに際して非常な困難をきたした。

名古屋市内における堤防・護岸関係の被害総額は2,091,230千円に達し，そのうちおもなものは次表のとおりである。

第3－7表　　名古屋市内堤防・護岸関係被害状況

1 名古屋市関係分

被災箇所	被害延長	被害額	摘要
港区本宮町　中川運河横運河	20m		（土俵積復旧で終つたため被害額不明）
〃　紀左衛門通　ひ門口	1カ所		（　〃　）
〃　港楽町　港北運河	483.8m	330千円	
〃　千年町　堀川右岸堤防	22〃	169〃	
〃　南陽町茶屋後2重堤	1,428〃	48,766〃	
計		49,265〃	

2 愛知県関係分

海岸河川別	名称	箇所数	延長	被害額
		カ所	m	千円
イ）海岸堤防	南陽海岸	8	608.0	109,006
ロ）河川堤防	新川	12	481.5	106,936
	庄内川	2	248.5	85,546
	山崎川	8	330.0	55,858
	大江川	11	1,443.5	48,113
	天白川	4	237.4	1,233
	日光川および西小川	9	878.5	741,863
	東小川	2	132.0	110,817
	荒子川	6	337.5	55,798
	福田川	1	53.0	151,610
小計		55	4,141.9	1,357,774
合計（イ＋ロ）		63	4,749.9	1,466,780

3　名港管理組合関係分

土木関係被害総額は575,185千円に及び，そのうちおもなものは次のとおりである。

区　　分	箇　　所	延　　長	金　　額
		m	千円
名港港湾区域	8号地貯木場東側堤防	100.0	23,938
	〃　南側堤防	989.5	334,511
	8・9号連絡地南側堤防	553.3	28,390
	7号地裏大江新田堤防	153.0	4,888
	6号地南側護岸	45.0	4,983
	荒子川口堤防	78.3	3,987
	一洲町護岸	132.9	11,421
	10号地西側(鶴裏)堤防	37.9	3,329
	11号地東側護岸	502.0	28,333
	11・12号地間護岸	146.2	5,075
	12号地西側護岸	117.0	7,886
小　　計		2,878.6	456,741
堀　　川	熱田区千年町(右岸)	74.2	3,683
	〃　熱田西町(貯木場堤防)	68.5	5,271
小　　計		119.2	8,954
中川運河	港区水面町(左岸)	348.0	7,901
小　　計		348.0	7,901
合　　計		3,345.8	473,596

第2節　道路の被害

名古屋市の道路は比較的整備されており，道路率については全国第1位を誇つているが，伊勢湾台風により大きな被害を受けた南区および港区・中川区の旧市内の道路網も被災当時には区画整理等によつてほとんど整備されており，産業・経済面の大きな基盤となつていた。さらに今後の工業の発展と現国道1号線のバイパスとして計画中の名四国道があり，また南部臨海工業地帯への重要路線である2級国道名古屋・半田・豊橋線，および西部方面では県道名古屋・桑名線が道路整備5カ年計画によつて整備中であつた。

道路に残る台風のつめあと（港区大手橋付近）

堤防のいつ水あるいは決壊によつて全市の53%が水没したため，この地域の道路交通は一時ほとんどまひ状態に陥つてしまつた。しかし北区・西区・中村区および南区東部など，短期浸水地域は比較的被害は少なくほとんどが砂利道の路面洗掘程度で，路肩崩壊や橋りようの損害はわずかであつた。南部の長期たん水区域では，道路・橋りようなどが崩壊あるいは流出して大きな被害を受けたのであるが，重要路線が浸水のため通行不可能となり，通信機関の不通とともに連絡は絶たれ，災害直後被害の状況のは握は非常に困難であつた。また道路の不通箇所が多いため陸上輸送が不可能となり，救援活動や堤防応急復旧などに大きな障害となつたが，主要路線の

うち交通不能箇所は次のとおりである。

半田街道（内田橋以南）・南陽通（内田橋～南陽通6丁目）・江川線（日比野～六番町～築地口）・東海橋線（東海橋～明徳橋，日之出橋～南陽小学校）・国道1号線（一番町～一色大橋）

これらのなかには大型車のみが通行できる状態の所もあつたが，それも潮の干満によつて，水位も上下し大潮になると大型車も通行不可能となつた。特に国道1号線では水につかつたまま動けなくなつた車もかなり見受けられた。

倒壊家屋・電柱・流木により交通不能の道路
（港区大手橋付近）

一般道路についてもほとんどが冠水し，へどろ・木材・ごみ等が流入してたい積し道路交通は不可能となつたが，決壊口に近い所ほどひどく，内部に入るに従つて被害程度は少なくなつていた。しかしこれらの道路では，たい積物以外はほとんどが路面の洗掘を受けた程度で，大きな被害はなかつた。

港区南陽町方面では全町が完全に水没し，堤防上の道路も決壊したので全く孤立状態となり，このため舟による連絡以外に方法がなく，堤防の仮締切りの完了が旧市内に比べ約1カ月近く遅れた原因となつた。

浸水等による道路の交通と絶延長は次のとおりである。

2級国道	7,600m
主要県道	3,500
一般県道	7,900
主要市道	33,500
一般市道	1,056,100
合計	1,108,600

なおこの延長は市内道路総延長の3分の1弱である。

また道路被害額は次のとおりである。

道路および付属物の決壊または破損	300,000千円
砂利道の路面洗掘の被害	215,000
舗装道の被害	47,000
合計	562,000

主な被害箇所およびその状況については次のとおりである。

○梅之木線（港区築三町・一洲町）

高潮のため軌道敷から北側が幅5m，延長550mにわたつて崩壊，家屋および電柱の倒壊，船舶の乗上げ等により通行は不可能な状態であつた。

○運河西線・運河東線

両路線とも中川運河河口付近で被害を受け，それぞれ平均3m延長400mが崩壊し，またこの付近は船だまりとなつているので，停泊中の機帆船（40t～50t）が激変乗り上げて通行に大きな障害となつた。

○名古屋東港線（港区船見町）

この路線は，9号地の石油貯蔵所へ通ずる重要な路線であるが，付近一帯は名港8号地貯木場内の木材が流出したため，巨大なラワン材が一面に山積みして，道路の位置さえ見当がつかないありさまで，交通は全くと絶した。またこの付近から柴田本通へ通ずる道路は，深さ数mに達する冠水と木材のたい積で，手のほどこしようもない惨状であつた。

○藤高38号線（港区南陽町藤高）

南陽町南部を東西に通ずるこの路線は現在の海岸堤防に対しては中堤としての位置にあるが，海岸堤防が破壊されたため直接高潮を受け，延420mにわたつて決壊あるいは崩壊し，寸断されてしまつた。また道路沿いの家屋はほとんどが壊滅的被害を受け，なかには道路の決壊に伴つて流失した家屋もあつた。この道路が不通になつたことは，堤防仮締切りには大きな障害であつた。

第3節　橋りようの被害

矢田川・庄内川・山崎川など主要河川は，上流山間部の降雨量が160mm以上に達し，河川が増水したため，橋脚の洗掘により流失したもの，または木橋に付属する防衝くい（ごみよけ）の折損などの被害があり，山崎川では，いつ水した水が橋台裏に回り込み洗掘され，橋台が倒壊したもの，または通行が危険となつたものなどがあつた。一方港区の海岸寄りの地域および南陽町地内の中・小木橋は，高潮に押し流されたり，橋面・高欄が流失または破損したものが相当数あつた。

寸断された庄内川正徳橋

県道名古屋東港線の山崎川に架設してある東橋は，付近に避難係留してあつた船舶が，高潮に押し流されて橋げたに激突したため，鋼板けた，床板および高欄が破損した。

南部の冠水地区における橋りようの被害は，災害発生直後には調査することができず，仮締切り完了後，排水作業が進むに従つて現地調査が可能になり，はじめて被害の詳細が判明するようになつた。港区は特に河川・水路が多く，10m未満の木橋にあつては304橋のうち50橋以上が流失または破損の被害を受けた。

橋りようの被害のうち，おもなものは次表のとおりである。

第3－8表　　市内主要橋りようの被害一覧

橋名	河川名	橋種	橋長	幅員	被害状況	金額
			m	m		千円
止徳橋	庄内川	木橋	200.0	2.0	中央5径間3橋脚流失，4径間破損 防衝くい7基流失，4基破損	14,135
前田橋	〃	〃	180.5	5.5	防衝くい1基流失	182
北川中橋	〃	〃	200.0	4.0	防衝くい3基流失，6基破損	1,318
東橋	山崎川	鋼板けた橋	81.0	18.0	船舶激突のため鋼板けた・床板・高欄破損	744
新橋	〃	コンクリートけた橋	16.6	6.0	洗掘により橋台1基倒壊	675
覆溝橋	〃	木橋	16.0	10.0	〃 1基破損	453
荒子川ひ門1号橋	荒子川	〃	8.0	3.1	高潮により流失	2,876
〃 2号橋	〃	〃	7.4	3.1	〃	
〃 3号橋	〃	〃	13.6	3.1	〃	
東福橋	戸田川	コンクリートけた橋	17.5	4.5	橋台2，橋脚2洗掘により破損	1,902
小川橋	〃	木橋	17.6	4.0	上部流失	1,193
両茶橋	〃	〃	17.0	2.8	橋台1破損	653
五ノ割橋	〃	〃	16.8	2.2	流失	545
通学橋	〃	〃	19.2	2.0	〃	604
河原22号橋	〃	〃	19.64	3.0	〃	1,674
〃 23号橋	茶屋中部水路	〃	4.0	3.0	〃	
大手橋	中之島川	〃	6.3	5.7	〃	321
宝来橋	大宮司川	〃	45.0	5.1	上部流失	1,271
正色橋	古川	〃	6.2	4.3	〃	385
白水橋	大同排水路	〃	7.8	3.0	流失	466
大手3号橋	大手東排水路	〃	8.0	7.5	〃	632
計21橋			908.14			30,029

注　このほかに橋りよう被害としては，流失65橋，橋長計276.6m，2,010千円，破損4橋，橋長計69.85m，529千円があり，橋りよう被害総計は，90橋，橋長総計1,254m59，被害総額32,568千円である。

第4節　公園の被害

都市生活に緑のうるおいを与えていた本市の公園も，伊勢湾台風によつてじん大な被害を受けた。

鶴舞公園をはじめ約160箇所の公園はほとんど全部被害を受けたが，これらは風によるものが大部分である。加えて南部低地帯方面ではたん水による被害が大であつた。

被害としては，樹木の倒伏，施設の破損等が枚挙にいとまもなく広範にわたり，なかでも樹齢を重ねて公園景観の主体をなしている樹木の被害はじん大で，緑の少ない本市にとつてはなにものにも換えられない災害であつた。

建物では，屋根がわらやトタン板等の飛散，窓ガラスの破損等がおもなものである。児童公園では遊具等も被害を受けているが，このうち南部方面の浸水地域では流木等による損傷，あるいは海水によつて腐食を受けた遊具が比較的大きな数に上つている。さらにこの地区では樹木やいけがきが長期にわたる海水のたん水のために枯死している。

公園・街路樹を通じて，被害樹木は水没枯死を除いて35,000余本の多くに達している。このうち

街路樹は全市約25,000本中約16%が倒伏，約23%が45度以上傾斜した。これらの樹木の被害額は20年～30年の樹齢を経て樹種固有の風格をあらわしたものをいかに評価するかに問題があるが，内輪に見積つてみても時価2億円を下らないと推定された。

ほとんど根こそぎ倒れた市役所前街路樹

＜主要公園の施設被害状況＞

○鶴舞公園

スタジアムの屋根飛散，管理事務所・倉庫等の屋根および壁破損，公園燈15本折損等

○瑞穂運動公園

相撲屋形・ラクビー場上屋および野球場スコアボールド等の破損，本館窓ガラス一部破損，電気設備ならびに園内外燈電柱全倒および電線切断

○名古屋城

茶席の半壊および屋根がわら飛散，西北隅やぐら・西南隅やぐら・東南隅やぐらおよび表二之門の屋根ならびに土壁の破損，人形館・生花菊屋形10棟全壊

○動物園

各動物舎の屋根・トタン板400m^{2}飛散ならびに破損，電燈動力線の電柱半倒および電線切断35スパン，藤棚の半倒壊，水路の破損等

○植物園

前館鉄骨温室の全面に及ぶガラスおよび止め金の飛散，後館廊下木造温室半倒壊，ガラス飛散等

○東山総合公園

電気科学館・テレビ館・天体館・昆虫館および標本館の屋根・外壁・天井・ガラス窓の飛散ならびに破損，飛行塔4台半壊

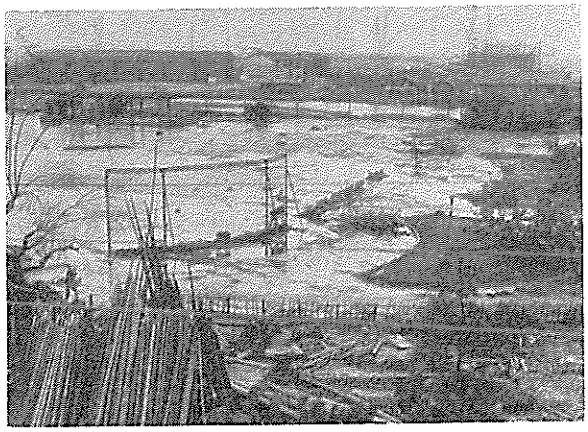

荒れはてた港区港北公園

○南部浸水地域内の公園

道徳公園はじめ27公園（南区道徳公園はじめ9カ所，港区港北公園はじめ7カ所，中川区松葉公園はじめ11カ所）は30cm～200cmの水深で期間は13日程度から20日間の長期にわたつて冠水した。このような長期冠水によつて樹木等は壊滅的な被害を受けた。緑の一片さえ見出せない公園がいかに殺伐荒涼としたものであるか，その惨状は目をおおわしめるものがあつた。また高潮の流入とともに遊具の損傷もあり，へどろ・ごみおよび木材等がたい積して排水完了後においても全く使用できない有様であつた。

第 5 節　市営住宅の被害

昭和21年度以降33年度までに建設された市営住宅 15,000 戸のうち，用途廃止および分譲した住宅を除き，台風の襲来当時，本市は約12,500 戸の市営住宅を管理していたが，このうち，96戸中50戸を完全流失（46戸は大破使用不能）した柴田団地をはじめ，実にその83%にあたる 10,300戸が被害を受けた。特に，被害の程度の最も著しかつたのは南部の 4 区（南区・港区・中川区・熱田区）である。

すなわち，この地域に建設され

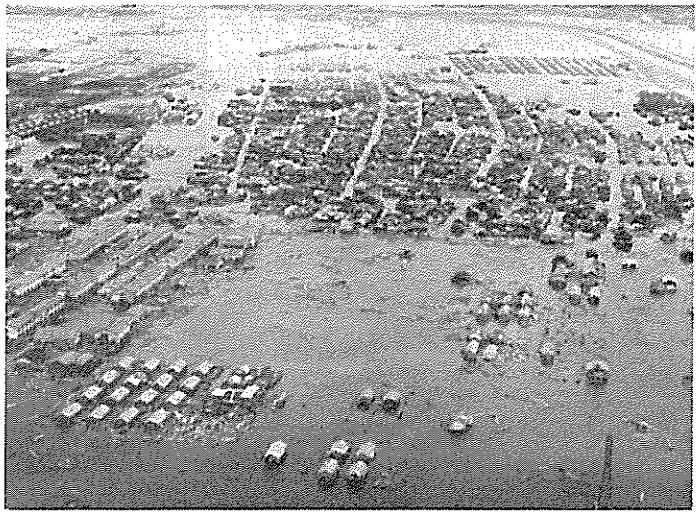

高潮と流木により大半が流失した市営柴田住宅

第 3 —10図　南部 4 区市営住宅団地分布図　（数字は浸水水位　単位m）

団　地　名

①	森　後	㉑	いろは
②	新宮坂	㉒	須　成
③	船　方	㉓	土　古
④	二番町	㉔	土古荘
⑤	船方荘	㉕	稲永荘
⑥	草なぎ	㉖	白　水
⑦	中　島	㉗	東又兵衛
⑧	中　野	㉘	西又兵衛
⑨	中島荘	㉙	戸部下
⑩	南郷荘	㉚	四　条
⑪	高　杉	㉛	宝　生
⑫	九米荘	㉜	水　宝
⑬	松　下	㉝	星　崎
⑭	打出荘	㉞	大　生
⑮	港　楽	㉟	下の割
⑯	稲　永	㊱	堤　起
⑰	大　手	㊲	鶴　田
⑱	龍　宮	㊳	神　楽
⑲	辰　巳	㊴	柴　田
⑳	木　場	㊵	鳴　尾
㉑	港　楽	㊶	元　塩
㉒	東築地	㊷	豊　田
㉓	港　楽	㊸	さくら

た約7,700戸の市営住宅のうち，浸水水位が2mを越え直接生命の危険にさらされたもの約2,000戸（26%）を含め，1mを越えて緊急避難を迫られたものは約6,000戸（78%）の多きに上り，しかも約2,800戸（37%）が1mを越えてたん水するとともに，実に約6,100戸（80%）が15日を越える長期にわたりたん水するという状態におかれた。このように市営住宅の被害を大きくした原因が，前述の一般的悪条件によることはいうまでもないが，この他に次の諸原因が考えられる。

風により屋根の吹き飛んだ千種台住宅千有荘

① 全市に建設された市営住宅約15,000戸のうち，7,700戸（52%）が南部4区に集中的に建設されていたこと。

② 全市営木造住宅約10,300戸のうち，6,800戸（66%）が南部4区内にあつたこと。

③ 全市営平家建住宅約11,800戸のうち，7,300戸（62%）が南部4区内にあつたこと。

これらの事情は用地取得の問題，住宅の需要と供給の問題からやむを得ないものがあつたとはいえはなはだ遺憾なことであつたというほかない。

第3－9表　市営住宅団地別死者数　（名古屋市建築局調）

団地名	建設年次	構造種別	管理戸数	死者数	団地名	建設年次	構造種別	管理戸数	死者数
	年		戸	人		年		戸	人
柴田	30	木造1種・2種	96	116	稲永	22～23・27～31	木造1種	1,137	3
宝生	24～26・29	〃 1種	425	10	港陽	29	〃 1種	24	2
元塩	30～31	〃 1種・2種	31	3	鳴尾	30	〃 2種	67	19
下の割	26	〃 1種	80	69	堤起	26～27	〃 2種	94	60
白水	22	〃 1種	6	2					
神松	29～30	〃 1種・2種	270	2	計			2,230	286

第3－10表　市営住宅被害状況　（名古屋市建築局調）

区別＼被災区分	管理戸数	被災内訳 滅失	特に著しい損傷	著しい損傷	軽微	計	被災率
千種区	2,301戸	—戸	—戸	4戸	1,304戸	1,308戸	56.8%
東区	374	—	—	—	195	195	52.1
北区	1,437	—	—	—	1,423	1,423	99.0
西区	155	—	—	—	30	30	19.4
中村区	193	—	—	—	175	175	90.7
中区	330	—	—	—	37	37	11.2
昭和区	875	—	—	2	605	607	69.4
瑞穂区	308	—	—	—	226	226	73.4
熱田区	211	—	—	—	145	145	68.7
中川区	1,173	—	—	—	1,146	1,146	97.7
港区	3,263	204	175	1,920	964	3,263	100.0
南区	1,861	105	464	1,056	137	1,762	94.9
計	12,481	309	639	2,982	6,387	10,317	82.7

注　ここにいう市営住宅は昭和21年度～33年度に建設のものをいう。ただし，用途廃止および分譲のものを除く。

第3—11表　南部4区市営住宅最高浸水水位別戸数

区別	構造別	最高浸水水位 (m) 0	～1	～2	～3	～4	4～	計
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
南区	木造	—	102	555	1,426	210	292	2,585
	中層耐火構造	60	—	—	—	—	—	60
	小計	60	102	555	1,426	210	292	2,645
港区	木造	—	156	2,944	48	—	—	3,148
	簡易耐火構造平家建	—	—	367	—	—	—	367
	小計	—	156	3,311	48	—	—	3,515
中川区	木造	—	827	—	—	—	—	827
	簡易耐火構造平家建	—	167	—	—	—	—	167
	2階建	—	179	—	—	—	—	179
	小計	—	1,173	—	—	—	—	173
熱田区	木造	38	36	180	—	—	—	254
	中層耐火構造	60	36	—	—	—	—	96
	小計	98	72	180	—	—	—	350
合計		158	1,503	4,046	1,474	210	292	7,683
百分比(%)		2.1	19.6	52.6	19.2	2.7	3.8	100.0

第3—12表　南部4区市営住宅たん水日数別戸数

区別	構造別	たん水日数 (日) 0	～1	～5	～10	～15	～20	～25	計
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
南区	木造	—	102	—	—	405	1,828	250	2,585
	中層耐火構造	60	—	—	—	—	—	—	60
	小計	60	102	—	—	405	1,828	250	2,645
港区	木造	—	184	110	—	34	723	2,097	3,148
	簡易耐火構造平家建	—	—	—	—	—	—	367	367
	小計	—	184	110	—	34	723	2,464	3,515
中川区	木造	—	212	—	—	—	615	—	827
	簡易耐火構造平家建	—	—	—	—	86	41	40	167
	2階建	—	—	—	—	—	179	—	179
	小計	—	212	—	—	86	835	40	1,173
熱田区	木造	38	—	—	—	216	—	—	254
	中層耐火構造	60	—	—	36	—	—	—	96
	小計	98	—	—	36	216	—	—	350
合計		158	498	110	36	741	3,386	2,754	7,683
百分比(%)		2.1	6.5	1.4	0.5	9.6	44.1	35.8	100.0

第3—13表　　南部4区市営住宅たん水水位別戸数

区別	構造別	たん水水位(m) 0	～0.5	～1.0	～1.5	～2.0	計
		戸	戸	戸	戸	戸	戸
南区	木造	—	102	305	721	1,457	2,585
	中層耐火構造	60	—	—	—	—	60
	小計	60	102	305	721	1,457	2,645
港区	木造	—	450	2,053	645	—	3,148
	簡易耐火構造平家建	—	159	208	—	—	367
	小計	—	609	2,261	645	—	3,515
中川区	木造	—	677	150	—	—	827
	簡易耐火構造平家建	—	86	81	—	—	167
	2階建	—	179	—	—	—	179
	小計	—	942	231	—	—	1,173
熱田区	木造	38	36	180	—	—	254
	中層耐火構造	60	36	—	—	—	96
	小計	98	72	180	—	—	350
合計		158	1,725	2,977	1,366	1,457	7,683
百分比(%)		2.1	22.4	38.7	17.8	19.0	100.0

第3章　交通・通信関係被害

第1節　市電・市バス・高速度鉄道の被害

台風接近の情報に基づき市電・市バス・高速度鉄道の運輸・技術関係職員をはじめとして必要職員が要所に配置され万全の態勢がとられたのであるが，あらゆる悪条件を伴つた猛台風の威力をくいとめることができず，台風は市電・市バス・高速度鉄道の運輸施設にも深いつめ跡を残した。その被害も特にはなはだしく，被害金額は軌道事業関係396,212,000円，乗合自動車運送事業関係38,788,000円，高速度鉄道事業関係800,000円，関連事業関係5,000,000円，総額440,800,000円に達した。

本市交通事業施設のうち，軌道事業施設の受けた被害は最も大きく，本市西南部地区方面の軌道は，浸水・道床決壊・流失等の大被害を受けた。特に築地線築地口～稲永町間のうち，築三町～一洲町間の軌道破損は道路復旧が先決で軌道復旧などおよびもつかないありさまであつた。

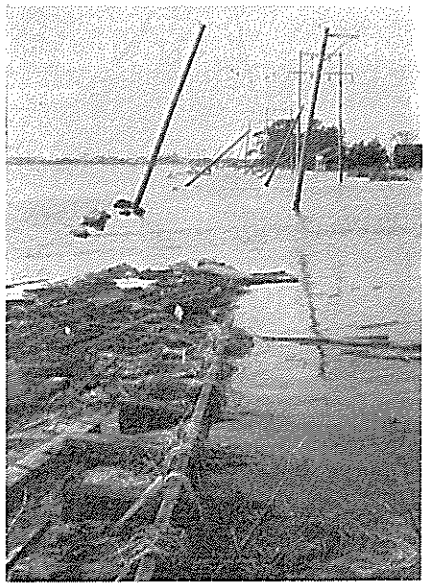

完全に水没流失した市電下之一色線

電線路施設では，道床決壊や強風による支持柱の倒壊，架線の切断は市内全域にわたり，特に通信線は323回線中，庁舎内・市役所および高速度鉄道関係の一部を除く238回線が障害を受け，信号施設では38箇所の施設全部が被害を受けた。

車両については，暴風雨の強まつた26日午後6時には橋りようその他危険箇所の徐行または運行の中止が指示され，午後7時30分には路面電車・バスの全線運転中止と待避の指令が出され，運転中の各車とも乗客輸送の終わつた車から入庫の態勢に入つたが午後8時20分の送電停止とともに高速度鉄道(地下鉄)を含めて全部が運転不能となつた。そのため路線上に取り残された路面電車は125両にも及んだ。特に西南部地区路線では押し寄せた高潮の中に立往生する電車も続出し，浸水車両は85両に達した。また，吹きまくる強風による飛散物により窓ガラス・車体の破損等の被害を受けた車両は195両の多きに達し，また，待避の指令により入庫した車両も車庫の倒壊，構内の浸水等により被害はさらに大きなものとなり，8両が車体大破の損傷を受けた。バス車両は，その機動性の有利さから浸水車は8両にとどまつたが，飛散物による窓ガラス・車体の損傷を受けたものは121両，その他電装関係のバッテリー等の被害を受けたものは71両となつた。さらに災害後の乗客輸送の完遂のため冠水路線の強行運転によつて機関部に浸水したバス車両は100両に及んだ。被災した路面電車・バス車両のうち，窓ガラス・シート等の破損，車体小破の車両は，ただちに当該車庫において応急修理し，輸送体制を整えたので，その後の乗客輸送には大きな支障とはならなかつたが軌道の被害とともに輸送力確保に少なからず影響を与えるもととなつた。

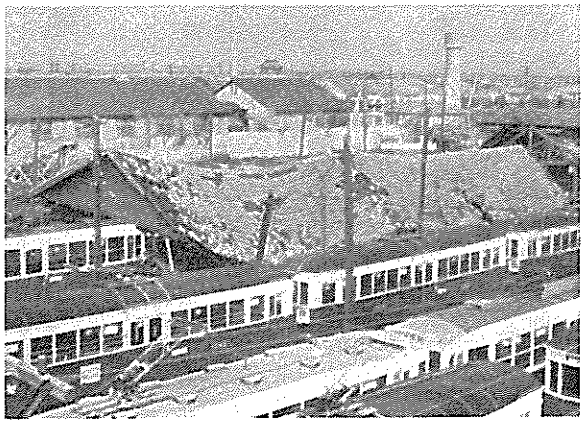

倒壊した港電車運輸事務所車庫

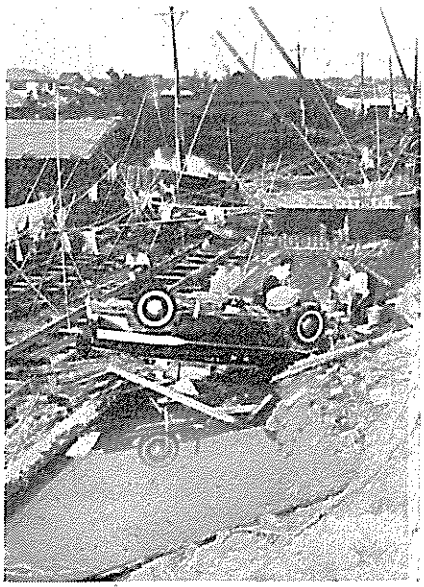

市電稲永線大手橋西詰不通箇所

変電所関係では市内に転在する12変電所のうち，築地変電所および下之一色変電所が浸水・雨漏りのため変電機械に大損傷をこうむつた。他の各変電所も雨漏り等により機器類が故障し運転不能となつた。

運輸事務所等の建物についても強風のため各運輸施設とも屋根・側壁面などに相当の損傷を受け，雨漏りによる諸設備・器具の水ぬれがはなはだしく，電車運輸事務所関係では港電車運輸事務所・星ヶ丘操車場および下之一色電車運輸事務所の各車庫が倒壊し使用不能となつた。自動車運輸事務所では熱田自動車運輸事務所が浸水高120cmとなり，そのため地下の燃料槽に浸水の被害を受けたほか，各自動車運輸事務所とも屋根破損による雨漏り等の損傷を受

付図 4　浸水区域と交通局施設の被害図

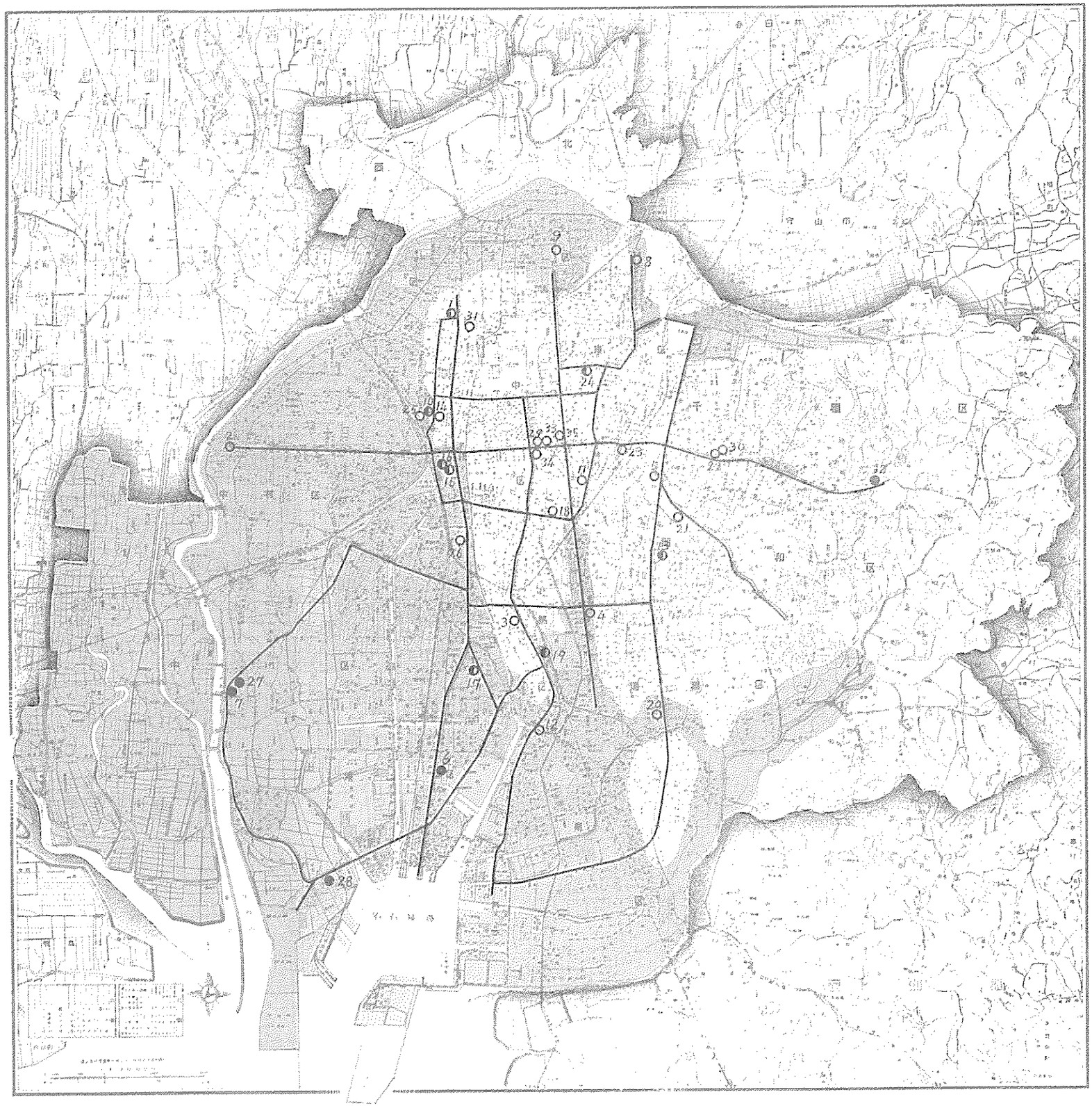

凡　例

- 被害甚大
- 被害大
- ○ 被害僅少

1 浄心電車運輸事務所
2 稲葉地電車運輸事務所
3 沢上電車運輸事務所
4 高速電車運輸事務所
5 大久手電車運輸事務所
6 港電車運輸事務所
7 下之一色電車運輸事務所
8 上飯田電車運輸事務所
9 北自動車運輸事務所
10 那古野自動車運輸事務所
11 老松自動車運輸事務所
12 熱田自動車運輸事務所
13 御器所自動車運輸事務所
14 観光貸切自動車営業所
15 軌道事務所
16 電路事務所
17 西町工場
18 大池変電所
19 横田変電所
20 瑞穂変電所
21 安田変電所
22 池下変電所
23 西裏変電所
24 長塀町変電所
25 那古野変電所
26 由下変電所
27 下之一色変電所
28 築地変電所
29 栄町変電所
30 教習所
31 名古屋市役所
32 星ヶ丘電車操車場
33 高速運輸課
34 栄町総合操車場
35 交通局庁舎

けた。西町工場では浸水高 50cm～100cm となりブレーキテスター・噴射ポンプ装置等設備の冠水による損傷も大きなものとなつた。その他事業施設のうち，安全地帯の標識類，バス停留所標示燈などは転倒・傾斜するものが多く，破損しないものは全く無い有様で，その被害も全市にわたつた。

高速度鉄道事業施設では栄町駅の通風孔からの浸水により同駅の側壁が崩壊した。

なお，市電・市バスともその運行の復旧状況，施設の復旧状況については，第5編第2章第5節を参照されたい。

第3—14表　　交通事業施設被害概要

事業名および被害箇所	被害種別	被害状況	備考
1　軌道事業関係			
(1)　軌道・電線路			
ア　築地線 築三町～一洲町	東行線道路決壊，一部軌道流出	高潮浸水のため延長 1,000m にわたり道路決壊による一部軌道流出および道床し緩	
イ　築地線 築地こ線橋東側	北側 築堤崩壊	高潮浸水のため延長 150m にわたり北側築堤崩壊，一部道床流出	
ウ　下之一色線 小本～荒子	一部路盤・道床流出	高潮浸水のため延長 1,070m にわたり一部路盤および軌道流出	
エ　築地線支線 稲永町～西稲永	砂利道流出	高潮浸水のため道床し緩および路面砂利舗装流出，延長 660m	
オ　東臨港線 笠寺こ線橋～六号地（大江町）	砂利道流出	高潮浸水のため道床し緩および路面砂利舗装流出，延長 2,500m	
カ　東臨港線 大江こ線橋西詰	南側 築堤崩壊	高潮浸水のため延長 100m にわたり南側築堤崩壊および道床流出	
キ　港電車車庫内構内線		高潮浸水のため道床し緩および路面砂利舗装流失，延長 1,022m	
ク　市内一円通信・信号電線路	破損・浸水	市内一円にわたり通信・信号・電線路等破損・浸水	
(2)　変電所 築地変電所その他	変電機械・建物冠水・破損	強風・豪雨・高潮のため築地変電所はじめ12ヵ所機械・建物損壊，築地・下之一色・表埜町・山王・横田浸水・雨漏りのため運転不能	築地変電所浸水高 180cm 下之一色　〃　50cm 山　王　〃　70cm
(3)　建　物 港電車運輸事務所車庫その他	車庫等建物の倒壊・破損	港電車車庫・下之一色電車車庫長期浸水・車庫倒壊，星ヶ丘操車場・検車場倒壊，浄心電車・稲葉地電車・大久手電車，電路事務所・車庫屋根損傷大	港電車浸水高車庫160cm 事務所120cm，下之一色電車車庫 50cm，高辻電車車庫 30cm
(4)　西町工場	建物・工作機械冠水・破損	高潮のため冠水，工作機械の損傷大，建物屋根等破損大	浸水高 50cm～100cm
(5)　車　両	冠水・破損	浸水車両 85両，ガラス破損等 195両，破損車 8 両	
2　自動車運送事業関係			
(1)　建　物 北自動車運輸事務所車庫その他	車庫等建物半壊・損傷	強風のため北自動車車庫半壊はじめ6運輸事務所車庫屋根損傷	
(2)　車　両	冠水・破損	浸水車両108両，シート・ガラス・車体・電装関係等破損車両 192両	
(3)　電線路 標示燈	全・半壊	市内一円にわたり電線路標示燈全壊・破損	
3　高速度鉄道事業関係			
(1)　構築物	側壁崩壊	栄町駅側壁 33.0m² が通風孔からの浸水のため崩壊	
4　その他 局庁舎はじめその他建物	破損	局庁舎その他建物・窓ガラス破損，壁面損傷	

第 2 節　国鉄・私鉄の被害

1　国鉄（名古屋鉄道管理局管内）

(1) 概　　況

台風15号は本州特に東海地方に来襲するのは必至とみて，26日正午を期して，臨機の処置として，本局に警戒本部設置を発令し，これを管内に打電すると同時に，要員の配置を完了し，局現場一体となつて，万全の警戒体制を整えて待機した。

午後5時ごろから三河地方海岸では，風速25m/s以上を記録，列車運転の危険を認め，東海道本線・関西線の運転休止を指令し，以後午後6時ごろまでには管内全列車を運転休止した。ここまでは，まだ国鉄の機能は，上からの指令，下からの情報によつて台風と取り組んでいたが，それから1時間後に関西線方面から次々にはいる土砂崩壊・冠水・線路流失の情報相次ぎ，また各地への通信線も次々と切断された。夜半にいたり台風も衰えたが，通信と絶のため，線路の状況不明のまま27日を迎えた。そして午後6時には警戒本部を復旧対策本部に移行し，状況のは握と復旧・救援に全能力を結集した。

特に抑止された旅客列車の乗客約18,000人に対しては次のような手配を講じた。まず第1に旅客の安全を図るために抑止列車および駅待合中の旅客に対して，安全退避の案内と掲示を行なつた。また，列車や駅構内に居残つた旅客に対しては，駅で最も安全と認められる箇所への退避誘導と客車のよろい戸および乗降口とびらの閉鎖その他安全と認められる万全の処置を講じた。なお現場で処置した一部の事例は次のとおりである。

ア　蟹江駅　浸水のひどかつたこの駅では，217列車の乗客を危険物の飛来に備えて，待機させていたがなお危険を感じ列車を名古屋寄りに引上げを計画した。しかし，500 mほど進行したとき，水が一気に押し寄せ，流木が車両にひつかかつたため，後部3両を切り離し，乗客を移して永和寄りの堤防上に避難させ名古屋からの給食を行なつた。

イ　四日市駅　構内の浸水ははなはだしく，暗黒の水中で旅客ひとりひとりにロープを持たせ離れ離れにならないようにして市内の小学校に無事に避難させた。

(2) 被害状況

ア　施設関係　当局施設関係被害は第3—15表のように総件数4,821件，運転に支障を与えたもの398件に達し，関西本線永和～弥富間は災害発生以来約60日の長期にわたり水没した。

いま，伊勢湾台風の被害と過去の大台風および最近までの当局が受けた被害とを比較すれば，次表のとおりである。

第3—15表　　既往大被害との比較

発生年月日	名　　称	風速	雨　　量	件数	復旧時間	被害額	被害線区
昭和28. 9.25	13号台風	30m	191mm（大　垣）	145	9月25日19：30 10月16日16：30	鉄道 86,633千円 工事 51,256	武豊線
昭和29. 8.31	雷　雨（停滞前線）	—	290（蟹　江）	167	9月1日21：30 9月6日 5：40	鉄道 24,075 工事 30,000	全管内
昭和32. 8. 7	異常気象	—	414（多治見）	82	8月7日22：45 8月15日13：35	鉄道 68,891 工事 168,144	中央線
昭和33. 7. 4	11号台風	25	675（渚）	114	7月26日 9：00 8月12日11：30	鉄道 123,170 工事 234,928	高山線
昭和34. 9.26	伊勢湾台風	45.7	416（大　垣）	4,281	9月26日18：25 11月25日15：52	鉄道 355,245 工事 793,412	全管内

第3—16表　　被害種別分類表　（昭和34.10.20現在）

区分	軌道関係									線工関係									
種別	線路流失	道床流失	線路土砂流入浸水	築堤変状崩壊	切取変状崩壊	落石	側溝倒壊	その他	小計	橋台橋脚洗掘	橋台橋脚倒壊傾斜	橋けた変状流失	ずい道変状	土留壁変状	法面工変状	護岸変状洗掘	河川増水	その他	小計
件数	(19) 19	(59) 67	(23) 56	(68) 71	(7) 10	(14) 33	3	(147) 823	(337) 1,082	(1) 9	(3) 3	(3) 3	—	(17) 30	8	(7) 53	(15) 15	(6) 35	(52) 156

区分	停工関係					機械関係				建物関係										計
種別	乗降場積壁変状	卸売場擁壁	こ線橋損破	排水溝損破	その他	小計	機械関係	電気関係	その他	小計	建物流失倒壊	建物半壊傾斜	建物火災	床上浸水	床下浸水	屋根破損	板べいく垣破損さ	煙筒破損	その他	小計	
件数	(2) 3		(1) 23	5	(6) 61	(9) 92	63	58	—	121	166	136	—	160	26	1,402	268	49	1,163	3,370	(398) 4,821

注　かつこ内は，運転に支障を与えたものの再掲を示す。

イ　電気関係　通信と絶の悪条件下で，あらゆる手段を講じて情報の収集に努めたところ，東海道本線の電車線柱倒壊百数十を越え，傾斜は数千に及び，これに伴い信号高圧線・電燈高圧線もほとんど故障して不通となり，電気関係としてはみぞうの被害をこうむつた。

第3—17表　　電気関係被害一覧

区分	被害種別	数量
電車線路	電柱倒壊	143本
	電柱傾斜	6,412〃
	ビームわん曲	618基
	支線損傷	1,695本
	トロリー線損傷	4,620 m
	き電線損傷	8,840〃
	その他	
電燈電力設備	鉄塔倒壊	1件
	鉄塔ボールトゆるみ	30基
	電柱倒壊	165本
	〃傾斜	1,007〃
	支線損傷	274〃
	信号高圧線断線	340箇所
	電燈動力高低圧線断線	1,233〃
	変圧器その他破損	12個
	電燈具破損	1,745〃
	電気掲示器その他破損	149〃
	引込線断線	521箇所
	電動ポンプ冠水	11台
	電動転車台けん引機破損	1〃
	充電機破損	3〃
	配電盤〃	20組
	高圧配電塔破損	1個
	その他	
変電設備	機器関係被害	10箇所
	建家〃	9〃
	宿舎〃	10〃

区分	被害種別	数量
通信設備	電柱倒壊流失	66本
	〃傾斜	707〃
	電線断混線	21,704箇所
	ケーブル浸水	49.6 km
	支線断線ち緩	1,596本
	電線ち度不良	903 km
	腕木折損	352本
	交換機冠水	2台
	電源設備冠水	1式
	電話機その他冠水	324個
信号設備	信号機傾斜浸水	73基
	架空線断線	80.2 km
	信号ケーブル浸水	93.2〃
	鉄さく装置浸水流失	42.7〃
	電気・電空転てつ機冠水	21台
	転てつ双動機浸水流失	62組
	転てつ鎖錠器〃	8〃
	踏切警報機浸水	39箇所
	継電器冠水	38組
	器具箱〃	86個
	通票閉そく器冠水	12組
	予備機器その他冠水	

(3) 復旧状況

ア 施設関係 災害の発生するや，ただちに応急作業に着手，東海道線を重点に意をそそぎ，上下線を28日午後4時に全線開通することができた。また武豊線・関西線・名古屋港線および越美南線の深戸以北を除き，他線区も相次いで開通させた。

第3—18表 国鉄と絶状況（関係分）

線名	区間	開通月日
東海道線	米原～柏原	9.27
	熱田～大府	9.28
武豊線	大府～半田	10.4
	半田～武豊	10.10
名古屋港線	名古屋～八幡	9.28
	八幡～名古屋港	10.8
	名古屋港～堀川口	10.12
西名古屋港線	稚島～西名古屋港	10.27
白鳥線	八幡～白鳥	9.28
	白鳥構内	10.3

この間施設部内の復旧体制としては，復旧計画・調査測量および応急工事は，保線課・工事課を主体として担当させることにした。

その他建物関係・機械関係等の応急処置を行なつた。なお，応急および復旧別工事件数および金額は，次表のとおりである。

第3—19表 施設関係工事件数および金額表（その1） （単位千円）

鉄道経費（修繕費）											
軌道		線工		停工		建物		機械		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
104	143,518	97	53,688	27	9,165	197	133,585	46	14,250	471	354,206

注 件数は，おもなもののみを計上した。

施設関係工事件数および金額表（その2） （単位千円）

工事経費									
線路改良費		防災設備費		停車場設備費		管理施設費		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
19	6,275	66	266,070	125	101,039	36	420,028	246	793,412

注 件数は，おもなもののみを計上した。

イ 電気関係 全機能を停止したかにみえた電気関係施設も，風の弱まると同時に，各現場職員が活動を始め，応急復旧に全力をそそいだ。なお，このほかで最も被害の大きかつた電車線については，各種専門委員会を開き検討の結果60m/sの風速に耐える設備をすることに決定し，復旧工事に着手した。なお，応急および復旧別工事件数および金額は，次表のとおりである。

第3—20表 電気関係工事件数および金額表（その1） （単位千円）

鉄道経費（修繕費）							
電力		信号		通信		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
104	176,625	52	34,869	46	72,558	202	284,052

電気関係工事件数および金額表（その２）　（単位千円）

工事経費									
電力		信号		通信		変電		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
15	94,830	7	78,200	4	512,350	1	300	27	685,680

電気関係工事件数および金額表（その３）　（単位千円）

電気経費（修繕費）					
電力		変電		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
8	5,362	5	8,438	13	13,800

2　名古屋鉄道

(1)　概　況

台風15号の接近により，災害の発生が必至とみなされたので，26日午後5時本社に災害対策本部を設置し，施設・局全員（約2,700人）は全力をあげて警備配置についた。その後風雨はますます強く，午後5時30分ころから列車の運行が一部で不能となり，午後6時30分には本線はじめ大部分が運転休止，午後8時ごろには全線運転休止となつた。この間に，車両を逐次浸水から守るため高地駅に誘導退避させるとともに，旅客に対しては，できる限り帰宅等安全退避するようP.R.を行なつたが，一部油断等によつて，運転休止の際の乗遅れが非常に多く，主要駅では数千人の残留組が徹夜し非常に混乱した。このため，名鉄百貨店食堂その他を開放して，寝具の貸与，たき出し等を行なつた。台風通過後ただちにバスを緊急手配し，その大部分を翌朝までに代行輸送し，万全の処置を講じた。

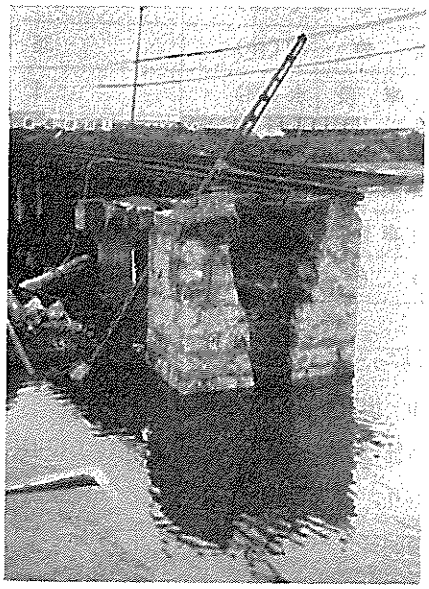

分断された名鉄常滑線大江川鉄橋

(2)　被害状況

台風は当地方によつて最悪の進路をとつたため，当社諸施設の被害もきわめて広範囲にわたり，別表のように総件数 10,055件，被害金額 1,303,420千円（復旧に際しての改良分 813,000千円を含む。）の多きに達し，特に次の線区がじん大な損害を受けた。

○　知多方面
- 常滑線（全　線）　29km
- 築港線（〃　）　2〃
- 河和線（半田以南）　14〃

○　三河湾方面
- 三河線（刈谷以南）　31〃
- 蒲郡線（全　線）　18〃

○ 名古屋西方 { 尾西線（津島以南） 8km
津島線（全　線） 12 〃
計 114 〃

○ その他 { 名古屋本線（東部）
瀬戸線・美濃町線・小牧線等

第3—21表　伊勢湾台風によるおもな被害件数

種別	件数	種別	件数
線路冠水（m）	(28,450) 12	高圧線断（カ所）	36
道床流失（m³）	(6,153) 25	き電〃（〃）	1
路盤崩壊流失（〃）	(19,145) 14	通信〃（〃）	2,700
土砂崩壊（〃）	(970) 3	通信線損失（m）	(87,880)
石積築堤法面崩壊（〃）	(520) 7	信号線断（カ所）	147
橋台橋脚傾斜（基）	6	信号線損失（m）	(36,900) 364
護岸崩壊（m）	(1,000) 1	信警倒壊（基）	24
橋けた流失（連）	2	〃傾斜（〃）	29
ホーム流失崩壊（m³）	(115) 3	機器冠水破損（箇）	962
建物倒壊（件）	145	変電所被害（カ所）	30
〃半壊（〃）	132	電源停電（件）	36
駅舎冠水（〃）	10	自動車浸水（両）	1
その他建物被害（〃）	944	客車浸水（〃）	86
電柱倒壊（本）	520	電気機関車浸水（〃）	508
〃傾斜（〃）	2,762	その他車両被害（〃）	11
ビーム曲損（基）	375	その他	145
電車線断（カ所）	14	総計	10,055

注　かつこ内の数字は被害数量を示す。

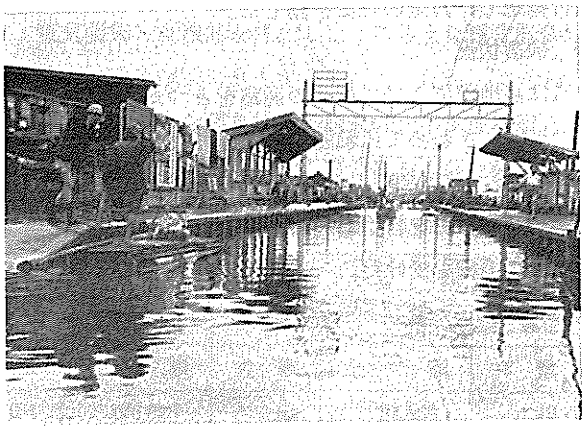

一面に浸水した名鉄常滑線道徳駅

(3) 復旧状況

当社は，台風通過後，昼夜兼行で復旧にあたり，線路・橋りよう・建物・電気関係・車両関係・バス関係等は10月15日までにその70%を復旧した。なお，営業関係については，台風の翌日9月27日午後から，瀬戸線の一部，名古屋本線の一部，犬山線の大部分，一宮線を逐次運転した。翌28日には，名古屋本線(岐阜～豊橋)全通，10月1日には冠水区間を除き全部運転開始した。その他バス部門は，10月中に全線開通，11月23日には営業関係の全部が復旧した。

第3—11図　　名古屋鉄道運転復旧図

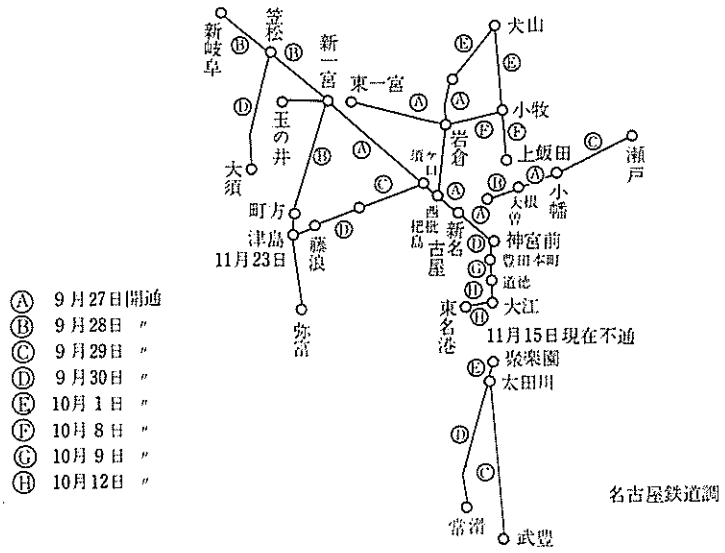

第3—22表　　名古屋鉄道不通状況（関係分）

線名	区間	開通 月日	開通 時間
本線	神宮前～新一宮	9.27	18.00
	〃～新岐阜	9.28	初発
	〃～鳴海	9.28	10.21
	〃～豊橋	9.29	17.10
瀬戸線	大曽根～小幡	9.27	13.30
	堀川～大曽根	9.27	18.30
	小幡～瀬戸	9.29	初発
小牧線	犬山～上飯田	10.1	〃
常滑線	大田川～常滑	9.30	6.05
	〃～聚楽園	10.1	9.15
	神宮前～豊田本町	10.8	20.15
	豊田本町～道徳	10.9	18.30
	道徳～大江	10.12	6.15
	大江～柴田	10.25	14.15
	柴田～聚楽園	11.15	14.30
河和線	大田川～知多武豊	9.29	10.00
	知多武豊～河和	9.29	23.30

3　近畿日本鉄道

近畿日本鉄道は昭和35年2月末から3月初めにかけて行なわれる予定の名古屋線（78.8 km）軌間拡幅工事の前提として多年懸案の木曽・揖斐両橋りょう架設工事がしゆん工し，34年9月18日には揖斐川橋りょう前後の切替え工事，9月25日夜には台風に伴う雨をついて木曽川橋りょう上り線の切替えを行ない，後は10月2日予定の下り線の切替えを待つばかりとなつていた。

翌26日は台風接近につれて午後2時には早くも中川～津間が強風のため運転休止となり，その後台

風の北上につれて運転休止区間も次第に拡大して行つた。一方大阪線・中川線も午後5時には強風のため全線が運転を取り止めた。午後7時には名古屋線に残つた最後の区間桑名～名古屋間が不通となり，遂には大阪～名古屋間全線が完全に運行を停止するにいたつた。

第3—12図　近畿日本鉄道被害状況図

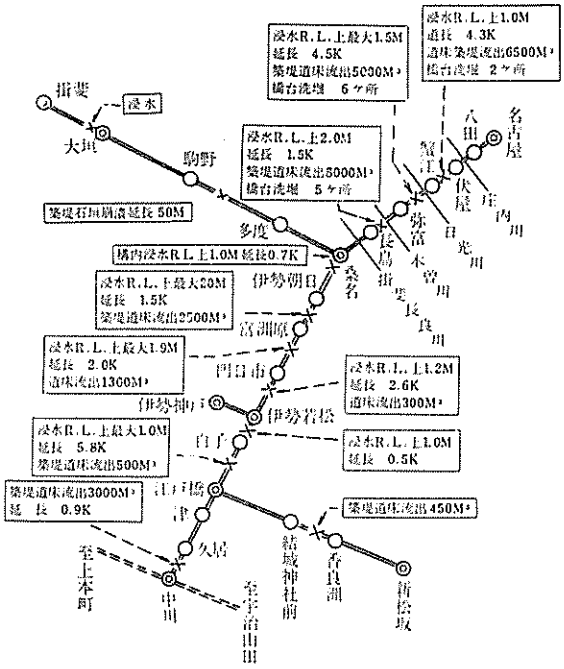

(1)　被害状況

26日夕刻から夜半にかけて近鉄全線が台風圏内に入り，各所で築堤崩壊，道床路盤の流出等の被害が続出した。

特に伊勢湾湾奥部の四日市～伏屋間は木曽・揖斐・長良川をはじめとする河川のはん濫および高潮によつて，海岸堤防が随所で決壊し，濁流が線路へいつ流したために道床・路盤の流出，橋台・橋脚の洗掘，そで石垣の洗掘転倒，電柱・建物の傾斜倒壊，車両の浸水等の大被害を受け惨たんたる状況を呈した。

長良川左岸～伏屋間（13.5 km）は海抜0 m 以下の低湿地であり，海岸堤防の決壊によつて流入した濁水は外海に連なつて潮位変動を示し，大潮時には軌条面上 1.4m の水深があつた。このため潜水夫を使つて10月中旬ようやくその全容を知ることができた。

名古屋営業局管内における被害状況は別図に示すとおりで，その大半はほとんど桑名～伏屋間に集中した。

○道床・路盤の流出

線路が複線であるため，海側から押し寄せた濁流は築堤をいつ流しておもに山側の線路を洗掘し，軌道の移動は長島駅付近で最大10m に達した。

○橋台・橋脚の洗掘およびそで石垣の倒壊

濁流は線路をいつ流するとともに各橋りように集中したため小スパンの橋台，そで石垣の前面・背面あるいは底面が洗掘されたもの13橋りように及んだ。

○電柱の傾斜および倒壊

強風および濁流の洗掘のため，電柱の傾斜および倒壊するものが多く，なかでも長良川左岸～木曽川右岸間2 km は45基の全電柱が倒壊した。

○車両の浸水

各所で車両が浸水し，特に弥富駅に退避した9両は減水まで2カ月の長期にわたつて海水に侵されたままとなつた。

○軌条の腐食

長期浸水した弥富～日光川右岸間（4.5 km）の軌条は海水の侵食を受け，開通してから重軌条交換

するまでの数カ月間は，なおきずあとを残して騒音を発していた。

○その他

通信線・信号保安施設および駅舎・詰所・倉庫等各建物が壊滅的打撃を受けた。

(2) 復旧状況

伊勢湾台風に際しては，線路が1m以上の水面下に沈み，その延長も13.5km に及んだため，復旧は材料運搬および施工方法の面で特殊な箇所以外はある程度の減水をみるまでは手のつかない状態であつた。被災当時は海岸堤防の決壊箇所およびその規模については知るよしもなく，ましてその復旧の見通しについてはほとんど予測することもできなかつた。

第3—13図　近畿日本鉄道運転復旧図

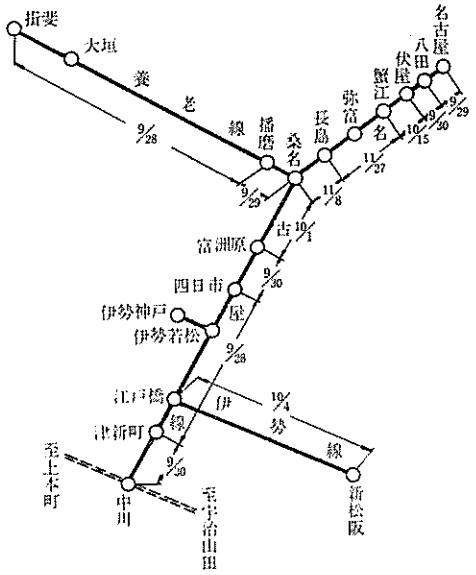

こうした状勢のもとで，大阪・山田両線の被害が割合軽度であつたので，名古屋線としてはまずこれら両線に連絡するため，中川～桑名間の復旧に全力をあげることとし，中川方面から順次復旧開通して10月1日全通した。

一方水没区間により分断された名古屋～伏屋間もわずかな被害であつたので，9月30日開通した。その後，中部日本災害対策本部の締切り排水計画に歩調を合わせ，まず蟹江・長島両地区から復旧することにした。

ア　道床・路盤の復旧

被害程度の大きな箇所は，上下線とも大きく洗掘されているため，ステージングまたはサンドルで1線を開通し，他線はかますで土留めしたのち土砂・砂利を補給して復旧した。

また，被害程度の少ない箇所は，被害のひどい山側を後にし，まず海側の線を復旧して工事列車を通し，補充土砂・砂利を運搬するとともに，流出土砂を集めて山側の線を復旧した。水没区間ではかますに砂利を詰めて線路をかさ上げして1線を復旧し，水深が軌条面上20cm になれば貨車を乗り入れて資材を補給し，他線を復旧した。

イ　洗掘された橋台の補強

洗掘された橋台の補強は，まず橋けたをステージングで仮受けするとともに，橋台裏路盤肩に沿つて土留工を施して前面と背面から玉石を投入して潜水夫により敷きならし，さらに背面に切込み砂利を投入して路盤を造成し，次に砂利詰かますを前面に積んで型わく代用とし，橋台下に水中コンクリートを充てんした。

これらの作業は相当の時日を要するので，他の復旧作業に先だつて昼夜兼行で行ない，早強セメントを使用した。トランス・ウインチ等のくい打機はすべていかだを組んで運搬した。

こうして蟹江・長島両地区はおのおの10月15日および11月8日に復旧開通したが，弥富地区は海岸堤防の締切りが予定よりも遅れ，線路が露出するのは11月末となる形勢となつた。

この間すでに復旧なつた中川～桑名間は35年2月末から行なわれる軌間拡幅の準備工事が着々と進められていたが，さらにこの機会に軌間拡幅工事を繰上げ施行する方針が決定し，総力を復旧・拡幅工事に傾注して11月27日同時に両工事を完成し，大阪～名古屋間は2カ月ぶりに広軌線で開通した。

本災害の復旧に要した人員および主要資材は次のとおりであつた。

作業人員	延 43,000人	砂利	14,800 m³
栗石	900 m³	土砂	12,000 m³
かます	35,000袋	セメント	1,600袋
まくら木	5,400本	木材	1,600石

第3節　電信・電話・郵便の被害

1　概　説

この伊勢湾台風は多方面にじん大な惨害を与えたが東海地方の通信・郵政関係にもみぞうの大被害を与えた。

東海電気通信局では，被害状態をは握しいちはやく復旧活動に努力するため9月27日午前9時に次のような非常災害対策本部が設置された。

本部
- 応急復旧班
- 情報連絡班
- そ通班
- 建築班
- 資材班
- 経理班
- 広報班
- 保健救護班

時日の経過に伴つておのおのの通信部からの情報等により今次災害の大規模であるために，災害対策本部では各部からの災害情報を総合し，全部門の協力体制を整え，復旧活動に懸命な努力をした。

東海電気通信局管内で取りまとめた結果，被害額は約15億円にも達し，おのおのの被害状況は次のとおりである。

第3—23表　通信施設の被害

(A) 設備回線

種別 / 地域別	市内電話回線			市外電話回線			電信回線		
	設備回線数	障害数	障害率	統制回線数	障害数	障害率	統制回線数	障害数	障害率
	回線	回線	%	回線	回線	%	回線	回線	%
愛知	78,180	52,839	68	1,636	1,340	82	—	—	—
三重	42,004	25,664	62	1,288	988	77	18	18	100
岐阜	47,990	24,072	50	1,552	695	45	13	8	62
静岡	91,700	15,461	17	1,841	444	24	65	27	42
中央電話局内	99,249	68,600	68	4,368	1,954	44	374	317	84
計	359,123	186,636	52	10,685	5,421	51	470	370	79

(B) 線 路 設 備

地域別＼種別	内線						外線					
	電柱		裸線		ケーブル		電柱		裸線		ケーブル	
	流失折損	転倒傾斜	断線	流失	架空	地下	流失折損	転倒傾斜	断線	流失	架空	地下
	本	本	カ所	カ所	カ所	カ所	本	本	カ所	カ所	カ所	カ所
愛知	2,639	20,535	3,763	176	114	5	900	5,532	2,939	345	23	3
三重	685	8,018	756	125	1,484	14	266	4,653	1,145	58	29	32
岐阜	319	6,131	2,120	12	570	1	338	3,486	3,015	78	11	3
静岡	113	1,286	323	6	175	1	41	602	338	7	6	0
中央電話局内	273	2,664	478	126	2,965	1	—	—	—	—	—	—
計	4,029	38,634	7,440	425	6,334	22	1,545	14,273	7,437	488	69	38

特に浸水地域の復旧作業は，広域にわたる排水工事が困難であつたために活動上大きな障害となつた。また職員の大半が被災したうえ広域な被害であるため，復旧工事要員・電信要員・電話交換要員等を全国各地の局から救援を求めて業務の早期復旧に懸命な努力が払われた。

管内の応援状況は次のとおりである。

第3—24表　通信関係救援状況一覧　（単位　人）

派遣先＼派遣所管別	東京	関東	信越	北陸	近畿	中国	四国	九州	東北	静岡	請負業者	自衛隊	計
中央電話局	127	10	19	—	25	—	—	61	—	10	108	—	360
愛知	23	20	—	10	24	—	—	—	16	48	178	80	359
岐阜	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75	139	217
三重	14	—	—	—	2	69	18	—	—	42	107	—	252
搬送通信部	3	1	—	—	3	—	—	—	—	2	—	—	9
無線通信部	7	4	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	17
対策本部	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2
計	179	35	19	10	62	69	18	61	16	102	426	219	1,216

2　電　　信

東海地方の電信回線は，台風襲来に伴い市外電話回線と同様に不通箇所が続出し壊滅的な被害をこうむつた。

愛知県下の電信回線のうち約半数が故障したところへ，災害の実状が判明するに従い災害連絡通信や一般の見舞，安否の問合せの電報が各電話局へ殺到した。

このため東海地方の電報中心取扱局である名古屋中央電報局では，9月27日午前10時に次の非常災害対策本部を設置し，おのおのの対策を協議しただちに活動を開始した。

本部
- 電報そ通措置部
  - 通信班
  - 使送班
  - 転写班
- 総務部
- 保健救護部

非常災害対策本部では電報のそ通円滑化，要員の確保および電信回線の復旧等に懸命に努力した。

災害発生後の中央電報局の取扱い状況は次のとおりである。

第3—25表　　電報取扱い状況

種別 / 月日	取扱い数		そ通状況		
	通数	平常日に対する倍率	入	出	翌日持越し
9．26	66,322通	1.1倍	—通	—通	—通
27	113,719	1.9	105,800	56,300	49,500
28	170,565	2.8	118,200	82,400	85,300
29	223,235	3.7	177,400	104,700	158,000
30	292,247	4.8	182,000	166,600	174,000
10．1	403,949	6.7	169,900	233,800	110,100
2	351,621	5.8	116,000	200,000	26,100
3	203,366	3.4	95,900	119,300	2,700
4	81,938	1.2	33,500	34,700	1,500
5	100,113	1.7	50,600	51,500	600

注　平常日の取扱い通数は，60,293通である。

前表のように一番取扱いが多い日には平常取扱い数の約7倍にも達した。この増加した電報を処理するために全国から延 2,067 人の応援要員が派遣された。

しかしこの大規模な応援にもかかわらずふくそうする電報は，最高時に約17万通をも翌日に持ち越し約100時間も遅延したところもあつた。

特にこれらの電報のうち通信のと絶した三重県方面には，ヘリコプターで直接便送するとともに非常無線局を設置し通信にあたるなど大規模なそ通方法がとられた結果，10月3日には浸水地域を除きほとんどが処理されるにいたつた。

電報の配達も平常時とは異なり臨時雇員の確保がむつかしく，新聞配達員・区役所伝達員・高・中学生等の協力を得たが，被害の著しい地域の被災者があて先の場所に居住しないため，配達には大きな障害となつた。

名古屋市南部等の浸水地域については，ボートにスピーカーを取り付け配達にあたつたが，居所不明等の未配達電報が8,000通に上つたため，10月14日新聞紙上に公示し受取人のそう索に努めた。

また，東海地方の非常電報の利用拡大を図るため受付制限を一部行なうほか被災者から発信する電報の料金免除を10月9日まで行なつた。

名古屋市南部方面には移動無線車・サービスカー・天幕を設営し出張サービスによつて電報の受付を行なつた。

3　電　　話

名古屋の電話の中枢である名古屋中央電話局は9月25日午後5時10分大雨注意報が発令されるとともに市内各電話局に対し地下ケーブルの絶縁不良による障害発生に対してじゆうぶんに注意するよう指令した。

翌9月26日には職員の第1次待機と台風に対する万全の防備態勢をとるよう指示を行なつた。風雨が強まるにつれて各分局から障害発生の連絡がひんぱんとなり午後10時には市内の電話は全線不通となつた。

と絶した電話の被害実状をは握するために9月27日午前0時10分市内各電話局へ調査におもむき緊急電話の開通について努力するよう指示を行なつた。

この結果，午前11時には大災害に対処するため中央電話局に次の非常災害対策本部が設置され，復旧に懸命な努力がなされた。

本部
- 応急復旧班
- 情報連絡班
- 市外電話そ通班
- 資材班
- 広報班
- 建築班
- 保健班
- 救護班
- 経理班
- 庶務班
- 労務班

被害の態様は，名古屋市の南部臨海地帯においては高潮による水害が著しく道路の決壊による電話線の流失約119,000 m，風雨による電柱の倒壊等約2,900本，電話機約10,000個が水につかつた。

市内の各電話局の被害状況は次のとおりである。

第3－26表　局別電話復旧状況

局別＼日別	設備回線数	9. 27		10. 1		10. 5		10. 10	
		開通電話数	不通率	開通電話数	不通率	開通電話数	不通率	開通電話数	不通率
	線	個	%	個	%	個	%	個	%
23（名古屋）局	8,558	6,848	20	8,072	6	8,272	3	8,558	0
24（中）局	8,923	5,083	43	7,779	13	8,548	4	8,901	1
32（南）局	7,310	1,610	78	4,321	41	5,335	27	5,896	23
4・9（東）局	16,988	2,588	85	10,532	38	13,627	20	15,749	13
53（西）局	6,755	2,035	70	4,650	31	5,940	12	6,690	5
54・55（笹島）局	17,839	5,559	69	13,794	23	14,132	21	16,725	16
6（築地）局	1,691	11	99	77	95	486	71	1,014	48
66・67（熱田）局	6,226	996	84	2,584	58	2,556	59	4,382	34
73（千種）局	9,651	2,901	70	5,763	40	7,712	20	9,355	9
81（笠寺）局	5,848	178	97	1,445	75	2,132	6	2,843	56
88（瑞穂）局	9,460	2,840	70	6,740	29	7,793	18	9,261	7
計	99,249	30,649	69	65,757	34	76,533	23	89,374	15

前表のように市内電話の故障が69%にも及びその回線は68,600本にも上つた。

特に6・81・66・67・4・9局は80%以上が不通となり，このなかで6局は局舎の機械室が浸水したため全滅の状態となつた。

この被害に対し9月27日からただちに復旧工事に着手し，一方九州・東京方面からの応援者も加わり不眠不休の活動を行なつた。

その結果，日時を追つて開通数がふえて行つたが応急工事のため台風直後の降り続いた無情の雨により新しく故障するところも多くあつた。

この懸命な復旧作業により10月10日には，市域南部の冠水地帯等の修理困難なところを除き仮修

理を終えた。

また一方市外電話は各所で切断され東海地方の中核である名古屋からの待時市外回線902回線のうち447回線（49%）が通話不能となり，特に三重・大阪方面への市外電話回線はほとんどが通話不能となつた。

即時通話876回線のうち500回線（57%）が不通となり愛知県内では下之一色・新川・富田・猪高・稲沢・高蔵寺・犬山・横須賀・名和・日進・蟹江等への市外電話回線は全部通話不能となつた。

この市外電話回線の不通のところへは可搬無線により回線を作り通話のみちを開き，また自動市外通話扱いや即時通話扱いも回線不足のため大半を待時市外通話扱いとして受け付けるほか各地域に応じ通話の規正を行なつた。

多数の被災者の避難所には無料公衆電話を開設するほか電話料金の支払期日延期，被害による電話機の取替移転工事費を免除し，電話局の全機能をあげて復旧に努めた。

4　郵　　便

郵政諸施設においてもじん大な被害があつた。このため名古屋郵政局では9月27日に急拠，伊勢湾台風非常対策本部を設置し，業務運営の応急対策，被災事業施設の復旧対策および被災局救援対策等を協議し，対策の善処に努めた。

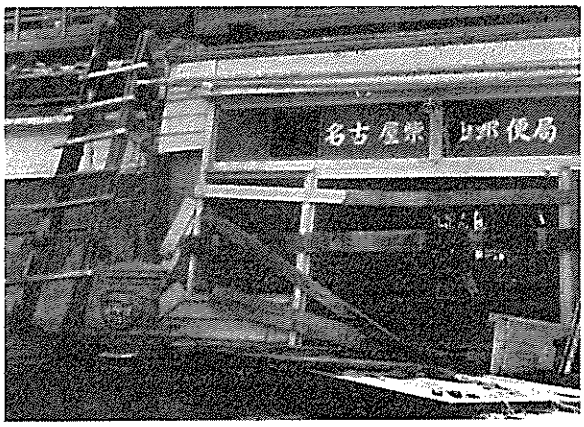

ポストまで浸水した南区柴田郵便局

また災害情報の連絡，応急措置等の円滑化を図るために各部から派遣された連絡員からなる連絡事務室を設置するとともに被害が広範に及んだため岡崎・半田・一宮・四日市・津・岐阜・名古屋の各局に現地対策本部を設置し，地域に適した措置を講じ業務運営に万全の努力をした。

名古屋郵政局管内の被災状況は，水没・半壊の被害局数は1,026局，職員の死亡7人，住居流失・全壊・床上浸水等の被災者も2,988人に及んだ。

ア　郵便物の輸送関係

東海道線はじめ各国鉄路線が不通となつたため列車便が混乱し，また自動車便も道路決壊等により郵便物の輸送がまひ状態となつた。

このため滞留郵袋排送には臨時自動車便を運行し，道路事情の悪いところは海上保安庁の巡視船を利用するなど船便により，滞貨のないように努めた。

イ　集配関係

災害後，集配業務は被災者の避難先不明，道路の浸水等により困難をきわめ特に名古屋市南部地域等の浸水地帯には海上保安庁から船舶・ボートを借り入れ集配にあたつた。

市内の各郵便局の集配状況は次のとおりである。

第3－27表　　局別郵便物集配状況

局名	災害時集配業務ができなかつた地域	措置	復旧
中村	中川区のうち約85%	○区内無集配局（7局）へ郵便物を前送し窓口で交付した。 ○各町内会を単位に郵便車により巡回配達をした。	11月12日から平常に復帰した。
昭和	瑞穂区内浜町・神明町	○避難所へ一括配達した。	10月7日から平常に復帰した。
熱田	南区全域，熱田区の約30%	○各学区へ一括配達したほか避難所へ巡回配達した。 ○郵便車により窓口交付	10月11日から平常に復帰した。
港	港区全域	○無集配局（2局）および臨時出張所（移動郵便車）の窓口で交付した。 ○郵便車で巡回配達をした。	11月19日から平常に復帰した。

ウ　窓口事務取扱い関係

被災局はすべて窓口事務の取扱いが困難となり，市内各局の窓口事務休止再開状況は次のとおりであつた。

第3－28表　　被災郵便局再開状況

局名	窓口事務休止期間	再開年月日	措置
港	一日	—	一時的に中央局へ避難し，10月16日に本局舎へ復帰した。
南陽町	3	34. 10. 13	仮局舎で応急的に事務を行ない，本局舎へは11月17日復帰した。
惟信	—	34. 10. 15	
稲永	18	34. 10. 23	
港本町	—	34. 9. 28	
東築地	7	34. 10. 6	
道徳本町	22	34. 10. 26	
内田橋	—	34. 10. 5	
道徳通	20	34. 10. 27	
大江	18	34. 10. 30	
大岡	18	34. 10. 23	
柴田	23	34. 10. 26	
南陽通	18	34. 10. 20	
一番町	10	34. 10. 14	
六番町	4	—	

エ　被害郵便物

災害による被害郵便物は次のとおりで，湿潤した郵便物は乾燥したうえ事由を付せんしてそれぞれ送付した。

第3－29表　郵便物被害状況

局名	普通通常		小包	
	湿潤したもの	流失・行方不明のもの	湿潤したもの	流失・行方不明のもの
熱田	700	—	—	—
昭和	1,500	—	—	—
中村	60	—	—	—
名古屋港	2,500	—	36	—
計	4,760	—	36	—

出動した移動郵便車（南区大江付近）

また，窓口事務のできない地域には移動郵便車を派遣し，事務の送行にあたつた。

さらに事務の再開促進をするために被害の少ない局職員や郵政研修所の生徒等延682人を被災局へ応援派遣した。

第4章　港湾関係被害

第1節　港湾施設の被害

名古屋港の港湾区域は，西突堤燈台を中心とする半径7,500 mの円内の海面ならびに荒子川ひ門・山崎川忠治橋・大江川港東橋・天白川千鳥橋・堀川朝日橋・新堀川堀留・庄内川一色大橋各下流の河川水面および中川運河水面にわたり，面積にして約1億m²，わが国港湾中最大の規模のものである。

名古屋港は，今日では横浜・神戸・大阪とともに日本4大貿易港の一つとしてその港湾規模を誇示しているが，開港場の指定を受け外国貿易港として発足したのは1907年（明治40年）であつて，その歴史は比較的新しい。この急速な港勢の進展は，中部地方産業経済の門戸としての位置のしからしめるところであるとはいえ，港湾当局が施設の拡張・充実に払つた努力は非常なものがあり，今日の港勢はその成果であるといえる。

この開工事の主力は，位置が熱田前新田地先の浅海にあるという立地条件から，しゆんせつ・埋立て・築堤に注がれてきた。これは，自然の深海を港とした天然の良港である四日市港・神戸港および横浜港と全く異なり，デルタ前面の大阪港・東京港と同型のものである。この型の港は，工業港としては今後最も有望な型ではあるが，反面，高潮災害や地盤沈下に対しては最も警戒を要する型のものである。

台風当時，これらの諸点をも勘案して，いつそうの港湾整備のために，名古屋港長期整備計画（昭和30年～39年）が予算176.6億円をもつて進められていた。今次災害は，たとえこの計画が完成していたとしても，なお大きな被害をもたらす規模のものであつて，この計画の基本的な諸点に改変を加える必要のあることを痛烈に教示したものといえる。

管理組合では，台風通過の翌27日，あらゆる困難を排除して全区域にわたり被災状況の調査に努めた。被害の程度は予想をはるかに越える大きなものであつて，特に海岸堤防や護岸の決壊による埋立地周辺の低地浸水の悲惨さは目をおおわしめるものがあつた。港内における沈船，おびただしい流木，風浪による施設の損傷，高潮による保管貨物の浸水，臨海地帯に居住する港湾

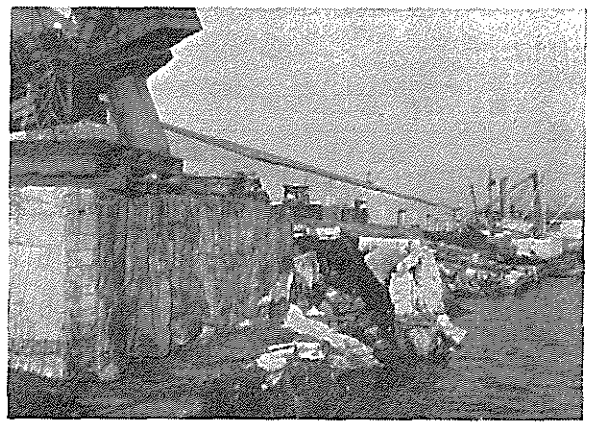

高潮により破壊された名古屋港岸壁

関係従業員や家族の死傷は港湾機能をまひさせるにじゆうぶんなものであつた。

管理組合施設の被害の概要は以下に述べるとおりであり，金額にして17億円に及ぶものであつた。荷役不足をはじめとする港湾機能の低下はあとまで影響を残し，10月中の輸入は前年に比べ約47%減であつた。

(1) 護　岸

ア　決壊	7号地裏大江新田堤防	2カ所	290m	
	8号地貯木場南側護岸堤防		900〃	
	〃　東側護岸堤防		100〃	
	堀川筋旗屋橋～白鳥橋間右岸	3カ所	70〃	
	〃　白鳥橋～大瀬古橋間右岸	2カ所	75〃	
	〃　千年町地内右岸		30〃	
	10号地西北部鴨浦堤防		25〃	
	庄内川左岸宝神町地内堤防		200〃	(愛知県)
	中川運河口名古屋港駅構内		70〃	(日本国有鉄道)
	6号地南側東詰		45〃	
	8号地貯木場北側こう門付近の一部			
イ　破損	8～9号連絡地南側		550〃	
	中川口こう門東側		130〃	
	11号地東側		1,000〃	
	〃　西側		110〃	
ウ　背面洗掘	9号地東側付根付近		435〃	
	中川口こう門東側		110〃	

(2) 岸　壁

2号地前の3ふ頭および稲永ふ頭は，波浪により，防げん材・張石・笠石・さん橋部鋼板等が各所において破損し，電気防食の設備も被害を受けた。中央ふ頭は東側面が船舶の衝突により破損した。

(3) 物揚場

1号地・2号地・稲永荷物揚場等で，張石2,000m²が被害を受けた。また，2号地東側で250m，稲永前で160m，4号地前面で150mがそれぞれ破損し，5号地港新橋上流では，舗装部120mに被害があつた。

(4) 防波堤

4号地前防波堤は，延260mに被害があり，そのうち60mが破壊された。

(5) 航　路

幸いにも，航路の埋没は現在のところ発見されていない。また航路標識にも被害が無かつた。

(6) 港内泊地

東ふ頭前面に250tの鋼船が，堀川口には機帆船が沈没し，名古屋造船にけい留してあつた日産汽船の名和丸（8,800総t）は，けい留索が切れて押し流され，東・中ふ頭間に激突した。また，港内泊

地および堀川口には，貯木場から流出したラワン材や，流木が約50,000石散乱していた。

(7) 上　屋

2号地前3ふ頭・5号地・7号地・8号地・千年はしけだまり・稲永前に所在する上屋146棟がすべて被害を受け，屋根・壁・戸口等が被損し，東ふ頭付根の木造上屋（150坪）が倒壊した。

(8) 通信・信号施設

暴風のため，名古屋港無線局（庁内7階）および船舶信号所（庁舎6階）は大破し，高潮と波浪によつて，西防波堤船舶信号所は破壊され，名古屋港の通信信号施設は壊滅の状態であつた。

(9) 臨港鉄道

千年はしけだまりで150mが路盤流失し，堀川口では20m，2号地東側で60m，稲永ふ頭付根付近で400m，6号地～7号地で200mがそれぞれ道床を流失した。

8号地南側は，前記築堤が決壊したため，線路が流失した。

なお，8号地から7号地にかけて，貯木場から流失したラワン材が，線路をおおい，また全地区にわたつて，土砂による線路の埋設等が各所に見られた。

(10) その他

中川運河は排水口のスクリーンが倒壊し，庁舎・公舎・船員および港湾労務者の厚生施設等，建造物の被害もじん大であつた。

第2節　船舶の被害

伊勢湾台風のもたらした船舶被害も大きなものであつた。

まず，第4管区海上保安本部管内の各港湾内にあつた船舶一般について述べれば，被災船舶は総数10,032隻，121,512t に及んだ。船舶の種類は，94%が100t 以下の漁船であり，流失行方不明船舶もすべてが漁船にみられ，台風の暴威があたかも漁船に集中したかのような感を受ける。

しかしながら人的被害が死亡3人，行方不明1人で僅少にとどまつたことは，港内避泊が早急に行なわれたことの好結果であつて不幸中の幸いというべきであろう。

名古屋港管理組合では，当日午後3時に開催された名古屋港台風対策特別委員会から，港内在泊船舶に対する避難勧告の具申をうけ，ただちに避難勧告の信号を掲げた。このころにはすでに在港大型船19隻のうち3隻を残して他は港外へ待避しており，入港のため港外へ来ていた3隻もそのまま港外で待機することとなり，勧告の実施は支障なく円滑に進行した。また，港内停泊中の船舶に対して，巡視艇2隻を駆使して午後4時ごろまで情報の周知，警告の徹底に努めるとともに避難勧告と同様の意味におい

第3—14図　名古屋港船舶被害状況図

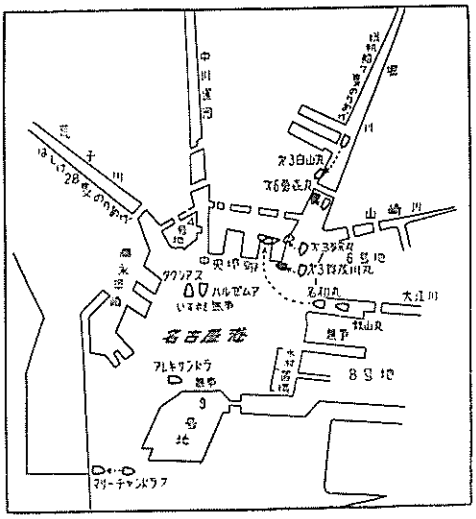

第四管区海上保安本部調

て国際信号旗「ＹＶ」を正午発令掲揚した。さらに海難防止委員会の会員には，午前10時ごろから電話で情報の伝達と防災指導を行なつた。

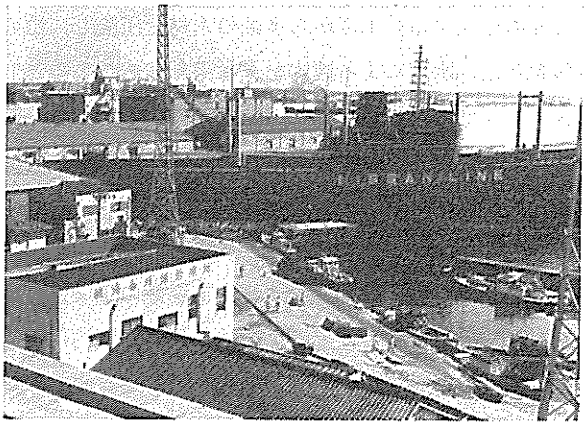

ぎ装中東ふ頭へ押し流された貨物船

このようにして，小型船舶やはしけの退避も午後４時ごろまでには完了したのであるが，これらの船の避泊地は名古屋港には設定されていないため，従来の経験に従つてそれぞれ適当な泊地を求め，はしけはおもに堀川口のはしけだまりと中川運河に，また機帆船などは堀川の港新橋の航上が困難なため堀川口に集中していた。

これに対し強風や高潮は最悪の状態を示し，直接港奥部に侵入したばかりか８号地貯木場から流失した木材をも狂奔流入せしめた。これは特に機帆船に影響を与え，強い風圧や波圧を受けたうえ，流木の圧力と名古屋造船所のぎ装岸壁から圧流した名和丸の接触によつて破損沈没等の被害を受けている。

小型船舶に対して，大型船舶の大部分は港外に避泊しており，被害はすべて港外避泊のものに発生している。しかし台風来襲に際しての港外避泊は，大型船舶にとつては原則的処置であり，たまたま港外避泊船舶に被害が集中したのは積荷の不足と避泊位置の選定が適切でなかつたためである。幸い今次台風では，あの大規模な台風と記録的な高潮の来襲にもかかわらず，船舶衝突による港外施設の損傷が無かつたのは，港外退避が自発的かつ協力的に実施された結果である。

名古屋港関係の船舶の被害を要約すれば下表のとおりである。

第３—30表　　名古屋港における船舶の被害

（第４管区海上保安本部調）

大型船（港外避泊船）		その他の損害（機帆船も含む）	
御　影　丸	2,731ｔ　掃部川口座州（10月20日離州）	のりあげ	19　隻
山　姫　丸	7,524〃　接触破	小　破	12　〃
高　昌　丸	4,684〃　木曽川口座州	のりあげ半没	4　〃
ジャレンガ	10,972〃　掃部川口座州	接　触	2　〃
ＬＳＴ548	2,319〃　四日市沖座しよう（10月４日離しよう）	大　破	1　〃
大型船（港内）		はしけの損害	
マリーチヤンドラス	解体船　走びよう	沈没・のりあげ	58　隻
名　和　丸	ぎ装中　圧流座しよう	漁船の損害	
小型船（港内堀川に避泊中）		流　失	161　隻
第３賀茂丸	284ｔ　沈　没	大　破	102　〃
第10勇喜丸	132〃　〃	中　破	45　〃
旭　光　丸	100〃　〃	小　破	12　〃
そ　の　他	３隻　計　６隻		

第 3 節　貯 木 場 と 流 木

伊勢湾台風は，名古屋港および河川筋等港頭付近に存在する貯木場から多数の木材を圧流し，市の南部一帯の工場・住家および人命等に多大の損害を与え，水害による被害を一層深刻悲惨なものとした。これはこのたびの台風被害の特異性としてすでにくりかえし述べられているところであるが，貯木場の所在は，この特異性の一大要因として特に注目を浴び，その立地条件・施設規模等について多くの批判・反省がなされたものである。

名古屋市は古くから製材・木製品工業がさかんであり，この木材工業は，今日においても本市工業中では消費材工業の3大業種の一つで，全市比は昭和32年工業統計調査によれば工場数の10.8%，従業員数の7.6%，出荷額の6.2%を占めている。なかでも合板工業は2分の1を独占し，全国的にみても出荷額の34%で全国首位に立ち，東京の20%，大阪の11%をはるかにしのいでいる。名古屋港の貿易上の比重も大で，輸出額のうち合板9.6%は陶磁器26.2%に次いで第2位，輸入では繊維原料65.2%，食料品16.1%に次いで第3位である。なお，木材取扱量は年々増加の一途をたどつており，さらに今後は木材化学工業が新産業として登場する段階にきているので，いつそうの増加が予想される。

木材工業にとつて基礎的施設である貯木場としては，往時は堀川等の水面あるいはその両岸を利用して貯木し，また木工場等も熱田から堀川方面に数多く立地していた。しかしながら大正元年・大正10年の台風襲来時には，今回の場合と同様に木材が暴走して被害を出している。

大正元年9月23日の高潮の場合には，各埋立地はもちろん浸水したが，この時堀川に浮かしてあつた木材のいかだは，川を逆流する高潮で押し上げられ，河岸に積まれた木材までも押し流したため，水面は木材でいつぱいになりそれが干潮時になると港内一面にひろがり，また満潮時になると沿岸に押し寄せ，このため護岸や建築物に大きな被害を与えたといわれている。このようなことはまた大正10年の台風時にも発生している。

このような河川における貯木の流出による被害を防止するため，また名古屋港への木材の輸移入の増加による必要性から，河川沿岸の汽船だまり等が貯木場に転用され，また昭和8年には8号埋立地に貯木場，その前面に木材整理場が設けられて今日にいたつているが，最近ではさらに激増する輸入木材（主としてラワン材）はこれらの貯木場では収容しきれず，ふたたび大江川等の河川が貯木場として利用されてきた。

当日，台風の接近にそなえ，港頭付近貯木場・河川運河筋では，名古屋海上保安部・名古屋港管理組合等水防関係者の警告・督励，名古屋木材組合・名古屋水上交通組合の協力によつて午後4時までには一応従来の経験から大丈夫と思われる程度のいかだ保守・補強を行ない警戒体制を整えていた。

夜に入つて事態は急速に悪化した。名古屋気象台の発表によれば，名古屋港の検潮記録は，午後9時35分にN.P.基準5.31mという最高を示している。この時刻は台風の中心が最も名古屋に接近し瞬間最大風速45.7mを示してから10分の後である。このとき高潮はてんば（天端）高4.80mの8号地貯木場南側護岸全長997m（東側元柴田町面100mを含む。）を一挙に壊滅し，さらに6号地山崎川河口にある加福貯木場土堤団4カ所全長75mを破堤した。高潮の持つエネルギーは強大であつて，瞬時にして8号地・加福・名港の各水面貯木場および河川運河筋からラワン材を中心とする大径木をも奔流させた。

その流失量・流失区域は次の図に示すとおりである。

第3—15図

貯木場流出状況

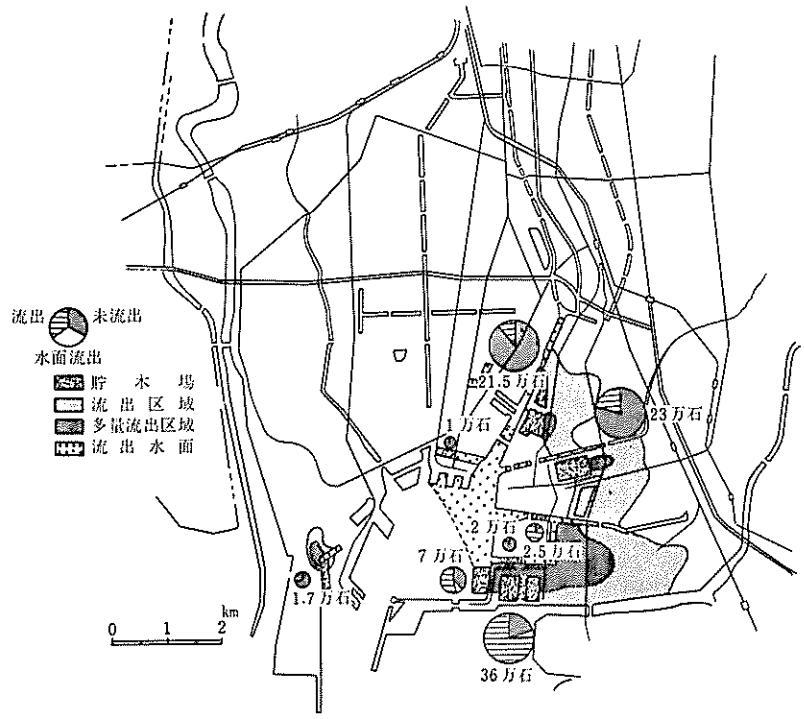

貯木場のうち最も大きな被害を与えたものは柴田・白水地区の地先にある8号埋立地の約36万石を貯木していた貯木場で，ここは高潮を正面から受けたため，1万石が港内に流失したほか，約28万石が埋立地の背後にある低地域，柴田・白水地区に流出した。その流失区域は遠く東海道線付近までひろがつているが，特に多量の木材が浮遊した区域は貯木場から 1 km ～1.5km 内の市街地であり，これらの材木は奔流時に人命を奪い建築物を破壊したのみならず，退水後には木材がそのまま道路上あるいは敷地内ときには建築物のなかにまで残留し，交通その他の水害の後始末を著しく困難にした。

貯木場から流出して押し寄せた木材の山

このほか流失量の多い貯木場は，8号地地先の名港木材整理場7万石のうち4万石，また山崎川左岸の加福貯木場では22.5万石のうち約5万石，堀川左岸の木場貯木場では，21.5万石のうち2万石がそれぞれ付近の低地域に流出して被害を与えており，南区低地域の大部分は流木の流出区域となつている。これ以外にも貯木場が若干あるが，貯木量・流出量ともに少なく，また周辺に低地域が無かつたため，流出区域は比較的狭い範囲に限られている。

第3－31表　　流木の分散状況

（名港管理組合現地調査および航空写真による。）

貯木場名（9.26の貯木量）	状況（流出分散量）	流木の分散区域					
		分散密度大なる地域面積	分散密度大なる区域の町名	分散密度小なる地域面積	分散密度小なる区域の町名	分散区域合計面積	分散最長距離
		ha		ha		ha	m
8号地貯木場（360,000石）	貯木場南側の8号地海岸堤防の決壊により東側の道路および鉄道が流失し，貯木材の大部分が東および東北へ流出分散した。（100%）	120	港区船見町 南区元柴田町・元柴田本町・柴田町・白水町・大同町・滝春町・松下町・柴田本通・鶴見町・鳴浜町・三吉町	145	南区元柴田西町・元柴田東町・三吉・鳴浜町・鶴見町・要町・天白町・源兵衛町・星崎町・丹後通	265	2,500
加福貯木場（220,000石）	山崎川右岸の決壊と堤防のいつ水により東南に主として流出している。一部は山崎川左岸の決壊により北部の道徳地区へも流出分散した。（30%）	4	南区加福町	12	南区加福町・加福本通	16	300
名港貯木場（200,000石）	高潮による堀川の河川堤防のいつ水により流出し，特に低地である東の五条町・六条町へ流出した。（30%）	9	南区五条町・六条町・道徳町	118	南区泉楽通・観音町・七条町・道徳新町・道徳北町・堤町	128	1,100
いかだ整理場8号地西海（70,000石）	8号地の堤防に打ち寄せられた程度で陸上には分散流出していない。港内に沈木または外海へ流出したものと思われる。(50%)	—	—	—	—	—	—
7・8号地間運河（20,000石）	東方に寄つた程度で陸上への流出分散はみられない。（10%）	3	—	—	—	3	300
10・11号地間運河（18,000石）	（20%）	—	—	—	—	—	—
大江川（開橋東）（30,000石）	一部は大江川左岸にうち上げられ，一部は大江川左岸の決壊口から東北の埋立地から室生池の方へ流出している。（50%）	1	—	52	—	53	1,100
1・2号地間運河（10,000石）	（0%）	—	—	—	—	—	—
白鳥貯木場（140,000石）	貯木場での分散にとどまつている。貯木場護岸の一部小壊口からわずか南部に流出したのみである。（0.1%）	—	—	1	熱田区白鳥町	1	80

家屋の被害が最もじん大であつた南区の柴田・白水地区では，浸入してきた高潮の水勢が強く，また巨大な流木・ラワン材が多量に流れ込んできたため，これら水と流木による直接の流失・全壊・半壊の被害がきわめて大きく，全被害率でみると70%程度のブロックが相当の範囲にわたつており，特に柴田地区では全棟数が被害を受け，被害率100%のブロックもあり，高潮と流木の力を示している。

工場関係で流木による被害が特にはなはだしかつたのは，東亜樹脂・大同機械・大同製鋼(星崎)・三井化学・三井木材・東洋レーヨン・愛知時計電機（船方）などの工場である。

実態調査結果からみると，流木被害の特にはなはだしかつた大同製鋼星崎工場では工場敷地内に残留した流木の量が約1万石（そのうち建物内に500石）といわれている。大同星崎は敷地面積約13万坪であり，残留した流木の何倍かが敷地内を流れたものとして，いまかりに2倍とすれば，13万坪の土地へ2万石の流木がきたことになる。算術的にその比を求めてみると6.5坪あたり1石の木材が通つたことになる。また愛知時計電機船方工場では敷地内残留約1,500石（うち建物内105石），東洋レーヨン名古屋工場では敷地内約1,000石（建物内に約20石），東亜合成では敷地内に約50石の残留流木

があつた。

流木の回収については，９月23日流木対策本部を設け，自衛隊の協力も得て早期処理を図つたが意のごとく進ちよくせず，１月27日現在流混材96万石のうち約80％にあたる71万５千石が集材整理されるにいたつた。残り24万７千石のうち６万石程度は沈木あるいは流失したものとみられている。集材費には約５億円を要した。この難作業も２月中旬をもつて一応終了，３月末に流木対策本部は解散された。

また，流木によつて生じた損害補償については，責任の所在が明確でなく，かつみぞうのものであつただけに，当初からその必要は痛感されながらも解決の目途は容易に見出し得なかつたが，幾多の曲折を経て，結局南区公職者会（県議３人，市議６人）が調停者となり，堀川以東の犠牲者に対し死者15,000円，流失家屋8,000円，倒壊家屋4,000円の線がきまり，この問題は１カ月ぶりに一応妥結した。前例のない大災害の事後措置としては，比較的順調に解決されたものといわれている。

第５章　水道・ガス・電気関係被害

第１節　上水道の被害

１　水源に対する影響

台風の通過により水源の木曽川はしだいに増水し，取水水位は犬山で11.5m，朝日で8.7mとなり，流量は犬山上流約10kmの今渡ダムで7,400m³/s，すなわち冬季渇水期の約100倍，年平均流量の50倍近くに達した。一方，水質は異常に悪化し，濁度は同地点で冬期渇水期の約1,000倍，年平均濁度の約150倍というまれにみる高濁度となつた。

第3—16図　　流量および濁度図

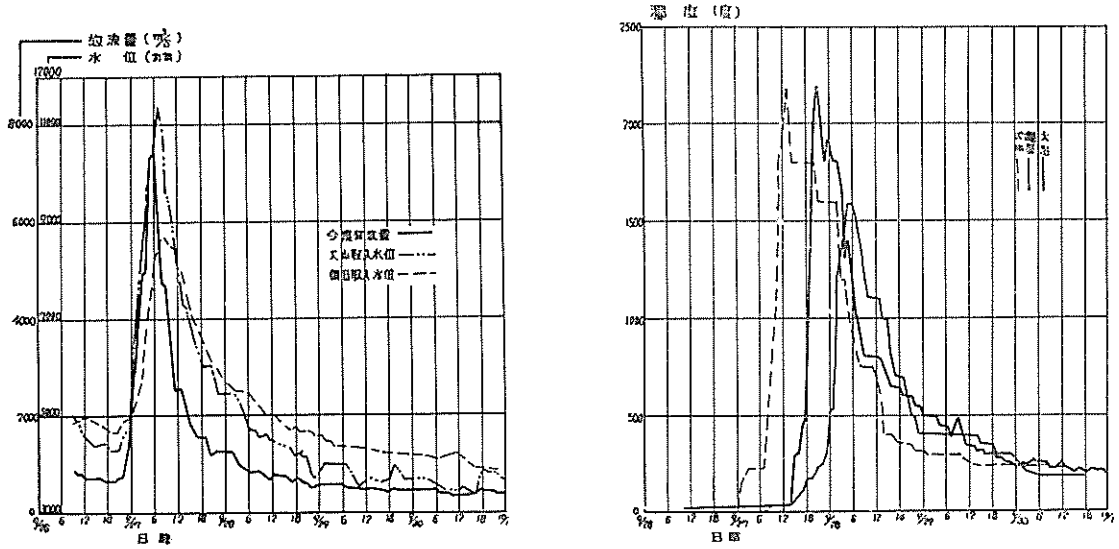

このような原水の状態に対して取入口・沈でん池・浄水場ではアルカリ補助剤（消石灰またはソーダ灰）・りゆう酸バンド・塩素等が33年９月平均に比べて２倍～５倍も注入され，浄水および消毒に全力がつくされた。さらに台風被害が判明するにつれて浸水地域の防疫対策として塩素消毒の強化が

行なわれ，塩素注入率は9月27日から11月20日までの間，1.5p.p.mから2.0p.p.mに引き上げられた。

第3—32表は被災地における給水せんの水質試験の一部である。

2　浄水施設

水道局の浄水場は鍋屋上野・大治両浄水場ともに，それぞれ市の東北部・西北部にあつたため，幸いにも高潮による浸水は免れたが，風雨による建造物の倒壊と電気・機械等諸設備の損傷による被害（復旧費）は，市内の伊勝・星ケ丘・一ツ山の3加圧ポンプ所を含めて建物が27,224,000円，電気機械設備が45,145,000円，合計72,369,000円に達した。

台風時およびその後における導水・送水作業状況は，おおむね次のとおりである。

まず鍋屋上野浄水場では9月26日夜半から停電し，翌27日0時20分に受電したが，電圧が安定せず，4時ごろまで電圧降下によるポンプ停止があつた。停電の間はデイーゼルエンジンをかけて送水をすることになつていた。しかし同浄水場の900HPのデイーゼル運転では，使用水量が多すぎて長時間もちこたえることができないのであるが，送電線に被害が無かつたため比較的早く電気が来たので，全市断水という事態にはいたらなかつた。

次に大治浄水場では，送電線に被害があつたため，復旧に時間がかかり，受電したのは27日の午前7時ごろであつた。また，29日午前0時50分から，浄水場変電所のがい子に塩分が付着したことによる停電があつたことを付記しなければならない。停電中はデイーゼルエンジン（300HP）による送水を行なつた。

第3—32表　　被災地給水せん水試験表

採水月日＼項目	場所	残留塩素	一般細菌数	大腸菌群
		P.P.m	1C.C.あたり	
10. 5	南区豊田本町	0.9	0	(—)
〃	〃 南陽通	1.2	0	(—)
〃	熱田区森後町	1.0	0	(—)
〃	港区中川本町	0.7	1	(—)
〃	〃 名港ふ頭	1.2	0	(—)
〃	中川区富川町	1.5	1	(—)
10. 12	南区道徳本町	0.7	0	(—)
〃	〃 宝生町	1.0	0	(—)
〃	熱田区一番町	1.0	0	(—)
〃	港区七条町	0.9	1	(—)
〃	〃 辰見町	1.0	0	(—)
〃	中川区下之一色町	1.2	0	(—)
10. 17	南区星崎町	0.8	1	(—)
〃	〃 天白町	0.9	0	(—)
〃	〃 白水町	0.8	2	(—)
〃	〃 柴田西町	0.8	0	(—)
〃	〃 観音町	0.9	0	(—)
〃	〃 三吉町	1.0	0	(—)
〃	中川区中島新町	0.8	1	(—)
〃	〃 大平通	1.0	1	(—)
〃	港区土古町	1.2	0	(—)
〃	〃 稲永新田	0.7	0	(—)
〃	〃 高木町	0.25	1	(—)
〃	〃 金船町	1.2	0	(—)

露出し切断された配水管（港区築三町）

3　給配水施設

水道施設の被害のうち最大のものは，何よりも市南半130km² 内にある配水施設・管末装置の損傷であ

つた。ことに高潮の襲来により貯木場の流木がはん濫したため，道路は土が削られて配水管が露出し，折れたり破損したりした。水道局では9月27日から，これら配水管破裂箇所の修理に全力をあげたのであるが，水底に没した道路は長期のたん水によつてきわめて軟弱となり，そこを復旧資材を積んだ重車両がひんぱんに通行したので，とりわけ排水の完了した11月15日以後，既設配水管および給水管の破裂・漏水はいつそうひどくなる始末であつた。

このため，配水管復旧費は510,911,000円と水道事業災害復旧費総額615,699,000円の大部分を占めることとなつた。

第3—33表　　配水管被害延長

口径 / 地区名	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm	300mm	400mm	計
港区地内	915m	1,424m	897m	680m	—m	1,358m	2,000m	7,274m
南区地内	445	4,307	3,132	2,780	1,972	—	3,066	15,702
中川区地内	—	1,873	4,183	—	—	—	—	6,056
熱田区地内	—	1,000	494	153	—	—	540	2,187
計	1,360	8,604	8,706	3,613	1,972	1,358	5,606	31,219

第3—34表　　配水管災害復旧件数および延長

工種	管径	件数	工種	管径	件数	工種	管径	件数
	mm	件		mm	件			件
破裂修理	50	2	漏水修理	150	22	消火せんすえ付	単口	3
〃	75	31	〃	200	6	〃	双口	1
〃	100	18	〃	250	2	消火せん撤去	単口	1
〃	150	8	〃	300	82	〃	双口	1
〃	200	1	〃	400	54	消火せん修理		131
〃	250	1	〃	600	2			
〃	300	1	制水弁すえ付	75	1		mm	
漏水修理	50	21	〃	100	1	代用管修理	20	545
〃	75	62	制水弁撤去	75	1	〃	25	695
〃	100	40	制水弁修理		120			

工種	管径	件数	工種	管径	布設延長	撤去延長
制水弁整備		424件	復旧工事	50mm	27.5m	1.0m
消火せん 〃		469	〃	75	338.0	33.7
排気弁 〃		10	〃	100	194.9	86.5
止水せん 〃		108	〃	150	246.5	2.0
補強工事		土砂1,376m³	〃	400	2.3	2,3
給水管付替え		30	仮復旧工事	25	1,972.9	—
			〃	50	—	52.0
			〃	75	104.5	104.5
			〃	100	123.3	9.7
			代用管仮給水工事	25	249.5	
			撤去工事	100		169.0
				150		60.4

なお，給水管その他の給水装置の被害状況については，第5編第2章第7節（使用料・手数料等の減免措置）中の「被災給水装置復旧工事施工内容表」に示した。

4 業務所その他

その他の主な被害は業務所・材料所・倉庫・プール等における建造物および電気設備等の損傷であつた。なかでも倉庫は，バラック程度の木造家屋が多かつたので，全壊した建物が少なくない。

以上に述べた水道事業の被害状況を，各施設別に，復旧費をもつて示せば次表のとおりである。

第3—35表　　災害復旧計画（水道事業）

工事内容	金額	工事内容	金額
	千円		千円
1 浄水施設復旧工事	72,369	4 管理事務所等復旧工事	7,377
建物復旧費	27,224	倉庫関係建物復旧費	1,642
電気・機械設備復旧費	45,145	業務所関係建物等復旧費	5,735
2 配水施設復旧工事	511,394	5 プール施設復旧工事	9,218
建物復旧費	457	建物復旧費	2,909
電気・機械設備復旧費	26	電気設備復旧費	198
配水管復旧費	510,911	施設復旧費	6,111
3 給水施設復旧工事	15,341		
本管取付け復旧費	6,711		
公共せん復旧費	3,750		
流失給水装置復旧費	4,880	計	615,699

第2節　下水道の被害

1 概説

下水道施設の被害は上水道のそれにもまして惨たんたるものであつた。これは各施設がその性質上主として低湿地帯にあつたため，押し寄せた高潮によつて各下水処理場・ポンプ所の建物が破壊されるとともに，モーター・配電盤などの電気機械類が水びたしになつてしまつたためである。天白汚泥処理場はほとんど全滅し，その機能は全く停止した。公共下水道のうち，排水管そのものの被害が比較的軽微であつたことは，上水道の配水管の場合と比較して対

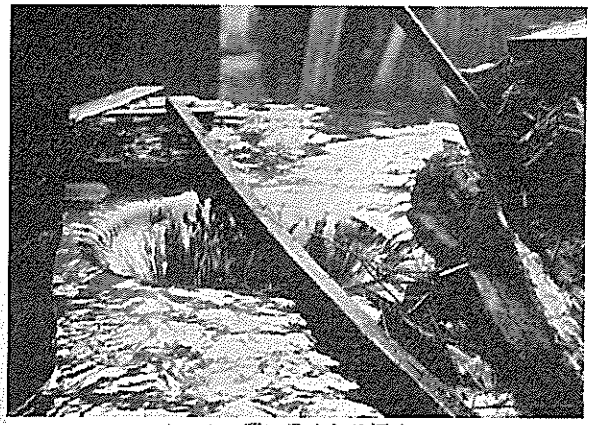

マンホールへ吸い込まれる汚水
（瑞穂区熱田東町神明付近）

天白川の決壊により全滅した天白汚泥処理場

照的であつた。なお，水道局の技能員久野智義氏が台風当日大同ポンプ所において勤務中，濁流にのまれて殉職されたことを特記しなければならない。

2 処理場およびポンプ所施設

水道局下水部に属する処理場は，堀留・露橋・熱田・同東分場・山崎・西山の各処理場と千年ポンプ所（処理場建設中）ならびに天白汚泥処理場であり，またポンプ所は，洲崎橋・中島・高蔵・熱田・白鳥・内浜・呼続・道徳・大江・大同・水袋・下之一色・高辻の各ポンプ所であるが，このうち高辻ポンプ所を除くすべての施設の機械が水没するほどまでに冠水した。その被害（復旧費）総額は次表に示すとおり管理事務所・倉庫等を含めて実に802,897,000円にも上つた。

第3—36表　災害復旧計画（下水道事業）

工事内容	金額	工事内容	金額
	千円		千円
1 処理場施設復旧工事	415,446	工作物復旧費	256
電気機械設備復旧費	28,149	建物復旧費	3,286
工作物復旧費	174,057	その他雑工	2,415
建物復旧費	13,240	改良復旧費	360,000
改良復旧費	200,000	3 管理事務所等復旧工事	9,774
2 ポンプ所施設復旧工事	377,677	建物復旧費	9,774
電気機械設備復旧費	11,720	計	802,897

堀留以下の処理場およびポンプ所では，9月27日以降全力をあげて復旧に努め，所内の浸水を排除するとともに徹夜で機械の修繕作業を行ない，ポンプ運転の再開を図らなければならなかつた。これは何よりもまずたん水地区の排水が急務であつたからである。（詳細は第5編第1章第2節「排水」の項参照）

天白汚泥処理場は近くの8号地貯木場と天白川の堤防が決壊したため，同汚泥処理場は全くの泥海と化して孤立し，復旧に着手できたのは10月9日になつてからであつた。このため，9月30日にし尿の下水管への投入が禁止された。しかし，たん水期間中たい積土砂やへどろが下水管へ流入し，排水の障害となつたので，ダンプカー43両を購入するなどして側溝・雨水ます付近のへどろの除去作業が続けられたが，なお下水本管等の清掃に多大の労力を投入せざるを得なかつた。

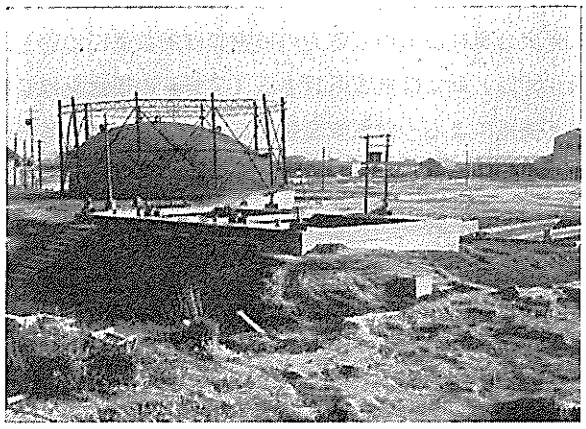

天白汚泥処理場の被害

3 管理事務所・倉庫等

これらの被害は主として建物の全半壊である。大井・豊前・熱田・塩町の各出張所および伝馬町・玉川町の各倉庫のうち玉川町倉庫の建物の大部分の棟が全壊したことが注目される。

第 3 節　ガス関係の被害

1　製造関係

市内へのガス供給源である東邦瓦斯㈱金川・港明製造所では26日午後6時までは平常の装炭を行なつていたが，午後7時10分ごろ築地変電所の水没のため7万ボルトの送電が止まり，装炭不能となつたのでただちに自家発電2,000KWを使用し，その全能力をあげて全力運転を続けた。もちろん製造・圧送を確保するだけの容量には程遠いものがあつたので，中電と緊急打合せの結果，鳥森変電所から名港火力発電所を経て，築地変電所の架空線を通つて港明製作所へ強制送電をするという非常措置をとることに決定，送電可能は翌午前3時の予定がかなり遅れ午前11時37分になつてやつと電気がきた。もちろん南部地区で送電を受けたのはこの港明製造所だけで，さつそく全力操業に入つた。

2　営業および供給関係

9月26日夜市内中村区・中川区・熱田区・瑞穂区の一部と港区・南区の大部分が浸水し，一時は需用家約32,000戸が冠水し供給不能となつたが，翌27日には減水して約25,000戸となつた。また28日午後ごろより港区大手町・土古町・いろは住宅・築三町方面において中圧導管の折損，整圧器の冠水，本管破損等の事故のため一部供給停止を行なつたのみで30日にさらに15,000戸となり，庄内川左岸堤防等の決壊箇所復旧・排水とともに，外部同業者（東京・大阪のガス会社）から排水ポンプ8台，トラックおよびタンク採水車5両，サービスカー3両，人員20人を10月7日から10日間協力を受け全力をあげて復興に努力した結果，10月20日現在供給不能戸数は2,000戸となり，11月9日にいたつて市内ガス供給状況はほとんど復旧した。

第 4 節　電気関係の被害

1　概　況

今次台風による中部電力の被害額は20数億円に達し，水力発電所22カ所（13%），火力発電所4カ所（80%）および変電所17カ所（7%）の冠水をはじめ，送配電線の鉄塔63基，木柱55,000本の倒壊など強風による一般電気設備の被害のため，電力系統は一時壊滅状態に追い込まれ，また通信設備もまひするなど言語に絶する損害を生じた。

しかし台風襲来にそなえ気象庁との連絡を密にし，最悪のコースをとることが濃厚となつた26日午前10時には非常時対策本部を設置してそれぞれ所定の措置をとるとともに，被害が発生するや午前8時には復旧班の第1陣が出動し，ただちに復旧に着手し，会社の総力を早期電力供給に傾注して経済全体の復興を促進し，人心の安定に寄与した。

2　被害の概況

台風直後の設備等被害状況は次のとおりである。

第3—37表　　設備被害状況　　（全設備は昭和34.3.31現在）

	全設備	被害設備	備考
水力発電所	192箇所 190.3万KW	69箇所 29.4万KW	1　9月27日午前3時現在 2　修理中・給電指令および線路事故により，停止中のものを除く。

	全設備	被害設備	備考
火力発電所	5箇所 82.7万KW 可能約60.0万KW	4箇所 49.5万KW	1 27日午前8時現在 2 うち23.2万KWは，点検修理中および運転休止中3万KW
送電線路	854線	552線	1 27日午前8時現在 2 送電停止線路で，線路そのものの被害を受けないものも含む。 3 地中線を含む。
変電設備	238箇所	112箇所	27日午前6時現在
配電電柱	91万基	5.5万基	全設備は34.3.31日現在

第3—38表　感電その他傷害事故人員数　（昭和34.10.20　現在）

	項目	人数		項目	人数
事故別	感電死亡	4人	所属別	当社従業員	7人
	〃　負傷	12		東海電気工事従業員	7
	傷害負傷	15		その他(公衆を含む。)	17
	計	31		計	31

被害設備の復旧に要する工事費は，10月20日現在で，次表のとおり約24億円であるが改良復旧を行なうものをも考慮に入れれば，30億円見当の額に達する。

第3—39表　災害復旧工事費概算

区分	設備工事	修繕工事	計
	百万円	百万円	百万円
建設関係	129	—	129
火力〃	22	248	270
工務〃	139	788	927
配電〃	—	862	862
管財〃	104	111	215
車両〃	—	5	5
給電〃	—	2	2
合計	394	2,016	2,410

3　復旧状況

今次の台風は中部電力供給区域全域にわたりみぞうの惨害をもたらし，全社をあげてその復旧作業に努力した。その概況は次のとおりであつた。

(1)　動員態勢

復旧に必要な人員の動員については当社従業員のほか，東京・関西電力はじめ社外からの応援を得て総力をあげて復旧に努力した結果，災害当日から1週間後の10月2日夕刻までには早くも浸水道路決壊区域，へき地の一部を除きおおむね応急復旧を完了することができた。10月末日までの延動員人員は約25万人，1日あたり最高動員数は1万5千人に達した。

復旧用資材の手配については業者および他電力会社と連絡をとり，最も多量に必要とする電柱・電線・変圧器および副資材の確保に努めた結果，9月29日には応急復旧用資材の手配を完了することが

できた。

車両の動員については，被災初期において伊勢湾沿岸一帯をはじめ広大な地域にわたつて浸水し，道路はいたるところで決壊したため，社内外の通信連絡，復旧用資材の輸送路を確保することが必要であつたので，社有乗用車はもちろん遠く長野・静岡・東京・大阪方面の輸送業者に連絡をとり，10月20日までに雇上げ車数は16,000両の多きに達し，車両総動員数は延42,000両に達した。

また今回の復旧作業で従来その例をみなかつたのは舟艇の動員である。広大な浸水地域を生じたため舟艇なしではじゆうぶんな活動は不可能であつた。災害前一応106隻の舟艇を保有していたのであるが，これでは当然不足するので，自衛隊はじめ遊園地等から借用しおもに配電設備復旧用に使用した。10月20日までの舟艇の動員数は延約2,600隻にも及び，その1日平均動員数は130隻に上つた。

(2) 設備復旧

水力発電所の大きな被害を受けたもののほとんどが浸水によるものであり，発電機室あるいは配電盤室床面上1m前後の浸水，なかには5m～7m以上に達したものも，2，3見られる。浸水の激しいものは土砂を伴うものが多く，浸水のみの被害はほとんど発電機・配電盤・バッテリーなどであつて，その復旧作業は水車・発電機の分解掃除から，ガバナー・圧油系統の手入れ，発電機の乾燥などで，所要日数は1週間ないし2週間を要した。浸水だけでなく土砂によつて発電所内あるいは屋外施設・水路などが埋没しているところでは，その復旧は軽度のもので3週間程度を要した。

火力発電所の被害は暴風雨によるよりも異常な高潮によつてその機能を破壊され，電気・機械・土木設備にじん大なる被害をこうむつた。このような高潮による浸水は名港火力を除いてはほとんど予期していなかつた。したがつて積極的な退避作業を行なわれないままに最悪の事態に直面した。しかし幸いにして浸水時間は各発電所とも9月26日午後9時30分ごろを中心とした前後1時間程度であつたため，減水と同時に復旧作業に着手した。

送電線の復旧作業は社外応援を含め連日300人～1,000人を動員して，応急復旧に努力した結果，軽微な事故は早期に復旧し，9月27日の停止線路552線路は，28日373線路，29日222線路，30日146線路と激減し，10月10日には，わずか24線路（復旧率96%）だけとなり，さらに11月15日には未送電線路数は140KV濃飛幹線および70KV以下の送電線で6線路，合計7線路を数えたのみであつたが，関西電力からの協力ないし他の線路から送電しいずれも供給に支障はなかつた。

配電設備の復旧については，比較的被害の少なかつた静岡・長野の2県下は29日までにそのほとんどを仮復旧で送電し得た。しかし，被害じん大であつた愛知・岐阜・三重の3県下では，通信線のまひ，浸水などによる交通と絶のため被害状況のは握，各所間の連絡にも困難をきわめたが，連絡員の派遣など，あらゆる手段を講じて復旧の手順と各所応援計画の樹立などに努め，応急復旧に全力を傾注した。まず高圧幹線を生かすことを第1とし，分岐線および低圧線以下は第2次とし，極力供給区域の拡大に努めた結果，台風直後に配電線の98%が停電したが，翌27日には44%が復旧し，10月5日には浸水地域，道路決壊により交通がと絶した山間のへき地等を除き大部分を送電した。一方復旧に当つては，水道・新聞・放送・病院などの重要施設はもちろん，災害復旧のための電源確保として，浸水地域の既設排水ポンプへの供給，サンドポンプへの供給，および石油関係などの特殊需用への供給に関しては，特に関係官庁などと連絡をとりつつ最優先に供給した。

(3) その他

送電の確保，重要需用への優先確保，感電事故防止のためのテレビ・ラジオ放送，復旧申込み，水害による電動機等の修理・あつせん等非常事態に際し緊急に有効適切な措置をとつた。一方被災需用家に対しては通産局の認可を得て電気料金・工事費等について特別措置をとりこれが周知徹底を図るため広く新聞等に広告した。

第 6 章　産業関係被害

第 1 節　工業関係の被害

伊勢湾台風による工業関係被害は瑞穂・熱田・中川・港・南の南部5区に集中したが，この地区は名古屋港を中心として重化学工業の大工場と下請中小工場が集中する中京工業地帯の心臓部であるだけに大きな痛手をこうむつた。これは台風で誘発されたみぞうの高潮がこの工場地帯にまともにぶつかつたためて，内陸地帯もまた風による被害を生じ，雨水と相まつて被害を大きくした。

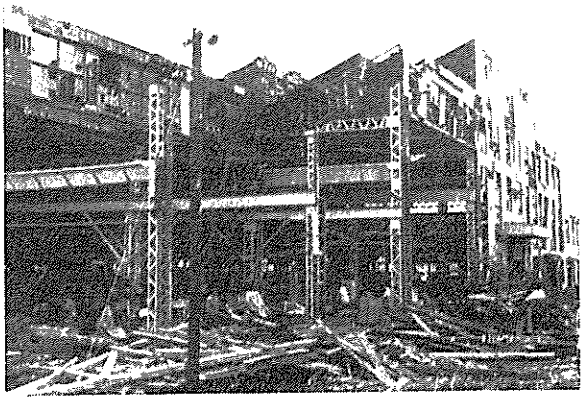

台風のつめ跡も生々しい南区滝春町大同機械

一部工場では台風通過の翌日から復旧活動をはじめたが，予想以上の大被害と停電，輸送の混乱，従業員の被災続出で生産活動の再開は難航するかと心配されたが，景気の上昇期という経済環境に恵まれて復興は順調に進み，たん水地域の一部工場を除いては台風1週間後には一部操業または全力操業に入つた。これには大工場では関係会社の資材・技術の援助と金融機関の全面的援助，中小企業では中小金融関係・市中銀行の融資受入れ態勢の完備と親工場の援助が大きくあずかつたことを見逃してはならない。

伊勢湾台風による産業関係の被害の特色としては，第1に浸水による被害が広範囲に及んだことて，水が長く引かなかつたため，整理・復旧作業が遅れ，機械や施設・製品・原材料の被害をいつそう大きくした。また浸水は企業の生産部門だけでなく，社宅や一般住宅の被災と交通のと絶により従業員の出勤率が低下したため，労働力の面にも影響した。第2には，災害地が名古屋港を含む名古屋市南部と四日市市およびこれらを結ぶ運輸幹線路と中京工業地帯の心臓部に集中したことて，名古屋市南部の化学・金属・機械の大工場とそれらの下請工場，それに名古屋港・国道1号線が大打撃を受けた。第3には，被災が月末だつたため，企業の出荷・納入の時期とぶつかり，製品と原材料の損害を大きくしたこと等で，景気の上昇と貿易の拡大期を迎えて発展途上にあつただけに台風の被害は手痛かつた。

この被害状況を正確には握することは，被害が広範囲に及んでいるのでまことに至難事で，発表されている各種の被害調査によつてもその被害見積額はまちまちで，いずれがより正確であるかは容易に判断し難い。そこで以下は本市が行なつた調査結果を基礎とし，その他の諸調査を参考として，被害状況をみることにする。

まず，本市経済局が34年10月５日現在で応急的に調査したところによれば，被災工場数は約4,900工場で本市工場総数の約31%にあたる。その被害額（推計）は346億1,600万円の巨額に上つており，その内訳は次のとおりである。

原材料損害	57億7,200万円
製品損害	23億 600万円
仕掛品損害	16億1,500万円
建物損害	110億8,000万円
償却資産損害	138億4,300万円
計	346億1,600万円

これを区別にみると，前記南部５区で被害総額の95%を占め，南部工場地帯の生産活動は一時的ではあつたが完全にストップした。業種別には南部地区に集中する機械・金属工業の被害が最も大きく，被害総額の約半分を占め，次いで合板・食料品・窯業・化学・繊維の被害が大きかつた。種別被害状況をいま少しくわしくみるため，名古屋通産局の34年10月10日現在の調査をみると次のとおりである。

金属・機械　　被災工場の大半が本市南部に集中する工場で，設備面では鉄鋼・鍛工品が80%～90%，銑鉄鋳物・繊維機械・ミシンが50%，電気機械・工作機械・自動車が20%～30%の被害をそれぞれ受け，完全復旧までには約１カ月を要した。

合板　　38億5,000万円の損害を受け，工場は原木の輸送関係から本市南部に集中していたためほとんど全部の工場が浸水，完全復旧には１カ月を要した。

化学　　大工場が本市南部に集中するためかなりの被害を受けたが，復旧には約半月を要した。

繊維　　綿紡績は本市南部で５万７千錘が特にじん大な被害を受け，合成繊維関係でも浸水により大きな被害を受けた。

次に本市が35年２月に行なつた「南部５区伊勢湾台風商工業被災調査」（注）の結果によれば，大工場の被災率は96%，小工場の被災率83%に上り，平均浸水日数8.9日，平均浸水位1.05m，従業員の被災率は35%であつた。被災による損害総額は174億6,400万円で，このうち直接損害見積額は124億3,000万円，間接損害見積額は50億3,400万円で，それぞれの内訳は次の通りである。

直接損害見積額

建物	27億3,000万円

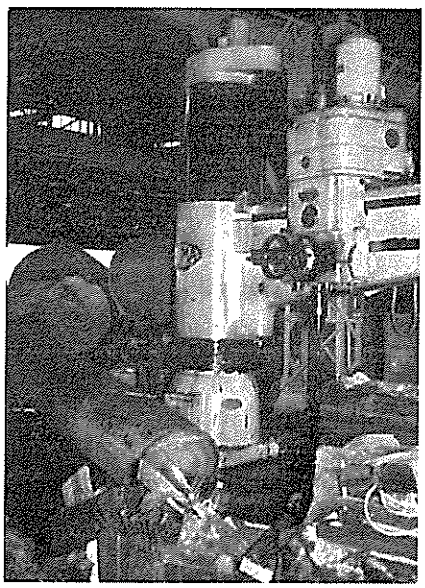

流木の流れ込んだ工場（港区玉船町）

機械・器具	35億9,000万円
製品・半製品	26億3,500万円
原材料	21億3,800万円
その他	13億3,700万円
計	124億3,000万円

間接損害見積額

生産停止損	40億7,000万円
12月末まで回収不能債権	6億7,200万円
その他	2億9,200万円
計	50億3,400万円

注　工業については南部5区の工場のうち，従業員30人以上は全部，同30人未満は10分の1比例抽出により832工場を対象として調査を行なつた。本調査は地域的に南部5区に限定され，調査対象のうち一部大工場が損害額を決算前に発表することをさしひかえたため、集計から脱落しており，損害額は実際よりも低いものとなつている。

最後に通産局調べによる市内主要工場の被害状況は次のとおりである。

△大同製鋼星崎工場（南区）　10月7日まで浸水，8日から減水。築地工場（港区）は水害は軽微であるが，風害が大きい。

△矢作製鉄（港区）　工場内配電線倒壊，工場浸水。

△中部鋼板（中川区）　約2m浸水。

△利川製鋼（中川区）　倉庫倒壊，モーター・加熱炉浸水，工場屋根飛散。

△名古屋シヤーリング（中川区）　圧延工場1棟（200坪）倒壊。

△第一製鋼　2m冠水。

△東邦製鋼　2m浸水。

△日本車両　床上浸水，全壊1棟，半壊4棟。

△新三菱重工業名古屋航空機製作所（港区）　1.5mの高潮で浸水，設備・部品ともに冠水。

△三菱電機（東区）　建物385坪倒壊。

△新三菱重工業大江工場（港区）　全建物の2割倒壊，工作機械680台，プレス100台，スクーター3,100両，ジープ180両など冠水。岩塚工場（中村区）は建物の2割が倒壊，調質炉15基浸水。

△愛知機械工業（熱田区）　プレス・板金・塗装修理工場が浸水，鋳物工場一部倒壊浸水。

△日本特殊陶業（瑞穂区）　建物など約1,000坪破損。

△日本電装名古屋工場（南区）　全工場浸水。

△豊和産業（熱田区）　機械工場が浸水，鋳物工場の屋根破損。

△平野製作所（中川区）　自動車工場（スクーター）が浸水，鋳造工場が倒壊。

△大同機械製作所（南区）　3m浸水，機械・設備は全部浸水。

△日本ミシン　本社・瑞穂工場は1m，港・星崎工場は1.5m～2m浸水。

△日帝工業（中川区）　倉庫3棟半壊，屋根破損，浸水60cm。

△高野精密工業（南区）　機械および部品に多大の損害。
△愛知時計電機（熱田区）　1.8m浸水，製品流失，機械・モーターの浸水多し。
△日産化学名古屋工場（港区）　建物・構築物のほとんどが全壊・半壊あるいは流失，機械装置や製品・原材料なども冠水または流失。
△東亜合成名古屋工場（港区）　全工場が1.3m～1.5m浸水したが，操業に大きく支障をきたす被害なし。
△三井化学名古屋工場（港区）　約２m浸水したが，重要工場の設備の損害は軽微。
△東邦理化工業（港区）　20cmの浸水。
△井上ゴム工業（熱田区）　原料・仕掛品の流失多し。
△日清紡名古屋工場（南区）　1.5mの浸水のため被害大。
△帝国人絹名古屋工場（南区）　高潮により全工場1.5m浸水，機械・モーター・原料・製品冠水，工場建物被害じん大。
△東洋レーヨン名古屋工場（港区）　１m余の高潮により全工場浸水，モーター冠水。工場建物被害じん大。
△三井化学名古屋工業所（南区）　高潮により全工場２m余冠水，工場建物被害じん大。
△日本碍子（瑞穂区）　工場一部浸水。
△日東石膏（港区）　浸水２m，製品・半製品1,300ｔ浸水。
△日本陶器（西区）　工場内浸水，屋根飛散。
△大日本木材防腐（港区）　１m浸水のためモーター冠水，製品一部流失。
△大日本コンクリート工業（南区）　1.7m浸水のためモーター・機械設備冠水。
△三井木材工業（南区）　2.5m～３mの浸水。設備・製品倉庫が冠水。
△日本ハードボード（港区）　0.5m浸水，モーター100台浸水。

第２節　商業関係の被害

伊勢湾台風によりじん大な被害を受けた南部５区は工業地帯であり，商店数では市内全商店数の約29％と比較的少ない地区で，被害程度は工業に比べて小さかつた。ただ工業関係の被害が南部５区に集中したのに対し，商業関係では被害は南部の浸水地区のみならず，風による街路燈・アーチなどの倒壊破壊による全市的なものであつた。

本市経済局が10月５日現在で応急的に調査した結果によると，商店（サービス業は含まない。）の全壊または床上浸水は約6,300店，床下浸水4,600店で合計10,900店（全市商店数の約84.8％）が水による被害をこうむつた。被害総額（推計）は92億2,300万円でその内訳は次のとおりである。

商品損害	58億1,800万円
設備損害	16億1,200万円
家具調度損害	17億9,300万円
計	92億2,300万円

次に「南部５区伊勢湾台風商工業被災調査」（注）の結果によれば，商業では商店の被災率は80％，その従業員の被災率は41％であつた。被災による損害総額は56億3,000万円で，このうち直接損

害見積額は40億7,000万円，間接損害見積額は15億6,000万円で，それぞれの内訳は次のとおりである。

直接損害見積額

店舗・店舗施設	13億2,000万円
商　　店	22億6,000万円
そ　の　他	4億9,000万円
計	40億7,000万円

間接損害見積額

営業停止損	8億円
12月末まで回収不能債権	5億円
そ　の　他	2億6,000万円
計	15億6,000万円

サービス業では，商店の被災率は77%，その従業員の被災率は32%であつた。被災による被害総額は14億8,000万円，このうち直接損害見積額は11億円，間接損害見積額は3億8,000万円で，それぞれの内訳は次のとおりである。

直接損害見積額

店舗・店舗施設	6億9,000万円
商　　品	1億1,000万円
そ　の　他	3億円
計	11億円

間接損害見積額

営業停止損	3億円
12月末まで回収不能債権	4,500万円
そ　の　他	3,500万円
計	3億8,000万円

注　商業・サービス業については南部5区の商店のうち，従業員5人以上は全部，同5人未満は10分の1比例抽出により，商業1,200店，サービス業422店を対象として調査を行なつた。

泥水の中の商店（港区魁町）

前述の被害額のうち，12月末までに回収不能債権とは，災害前後が決済期日となつている売掛債権の34年12月末までに未回収のものをいい，これは売掛先が被害によるものが大きな原因となつており，さらに双方の被災により取引決済の混乱による無形の被害もかなりあつたものと考えられる。

被害状況を商店街によりみると，本市経済局商工課へ報告のあつた分だけでも全市約230商店街のうち154商店街が被害を受け

た。その共同施設（街路燈・アーチ・アーケードなど）の被害額は4,389万円に上つている。これら商店街のうち床上浸水したのは，六番町連合発展会（熱田区），尾頭橋商工協同組合・五女子商店街（以上中川区），築地口発展会・築地口3・9発展会・築三町商業協同組合（以上港区），内田橋発展会・豊田本町発展会・内田橋南部発展会・道徳通発展会・三吉町発展会・柴田銀座発展会・大江本町かつぱ会（以上南区）の13商店街で，床下浸水した商店街は雁道発展会・賑町発展会・堀田本町発展会・堀田中通発展会・柳ヶ枝町通発展会・堀田通発展会・西部牛巻通発展会・牛巻商店街協同組合（以上瑞穂区），長良松葉発展会・八幡新町発展会（以上中川区），大磯通発展会（南区）の11商店街であつた。

貿易関係の被害も大きく，名古屋港は超大型の高潮にのまれ，完全に壊滅状態となり，一時的ではあるが荷役を全面的に休止し，港の機能は完全にまひし，はしけ・引船・クレーンなど全滅に近く完全に復旧するには数年を要するとさえみられた開港以来の大惨事をもたらした。また台風の襲来が月末だつたため，名古屋港の集中配船時期とぶつかり，またクリスマス用品の船積み期にあたつていたので輸出入品の被害も大きかつた。

輸出入品の被害状況は名古屋通産局の調査（34年10月1日現在）によると，輸出品746万7,000ドル（27億5,292万円），輸入品は1,970万ドル（70億9,200万円）で合計2,734万7,000ドル（98億4,492万円）に及び，これらは船積み前あるいは陸揚げされて港頭地区の倉庫に保管中のところを台風に遭遇したも

第3－40表　輸出入品の被害状況　（名古屋通産局調査）（昭和34.10.1現在）

輸出 品名	数量	金額	被害状況	輸入 品名	数量	金額	被害状況
	千ポンド	千ドル			千俵	千ドル	
毛糸	53	75	冠水	原綿	33	6,430	55%冠水
	千ヤール				〃		
毛織物	278	620	〃	原毛	19	4,480	60%冠水
	〃				万石		（四日市港地帯約7,000俵を含む。）
綿布	468	100	〃	原木	16		
	〃				t		
化繊製品	112	44	〃	麻類	8,000	1,500	流失
					〃		
漁網		67	〃	飼料	2,500	1,380	
					〃		
衣類		51	〃	生ゴム	300	110	
					〃		
毛メリヤス製品		600	〃	大豆	1,500	50	
	台						
自転車・同部品	450	10	冠水・流出	その他		250	
	t						
合板	5,000	800	冠水・流出（¼使用不能）			5,500	
陶磁器		4,500	冠水・破損				
タイル	560万枚	360	〃				
	台						
ミシン	14,000	420	〃				
計	7,467,000ドル（27億5,292万円）			計	19,700,000ドル（70億9,200万円）		

輸出入合計		98億4,492万円
市内分合計		93億5,280万円（95%）
内訳	保険契約額	72億9,500万円
	契約ない分	20億5,780万円

のてある。前記被害額のうち市内業者取扱いは総計の95%程度て約2,598万ドル（93億5,280万円）であり，これに対する保険契約は約2,026万4,000ドル（約72億9,500万円）て残り571万6,000ドル（20億5,780万円）は保険契約がなされておらず，この20億円程度は主として荷主の損害となつた。

なお，臨海地区倉庫に保管中の貨物損害額は51億6,000万円で，高潮による浸水・冠水による被害が大部分てある。

名古屋港は，その後港湾関係者の努力により港内整理・通信復旧が進み，10月8日には待望の再開第1船が入港し，クリスマス用品を船積みして以来，順調に港湾機能も回復しようやく国際貿易港としての機能をとりもどした。

第3節　農林水産業関係の被害

1　農業作物

農作物を主体とした農業関係被害のうち，特に収獲を目前にひかえた水稲は，全面積にわたつて，浸水・冠水・流失・埋没・倒伏・損傷・塩風害等の被害を受け，被害額は10億余円に上り，特に本市の穀倉地帯である南部地域は，約3,000haが致命的て収獲ゼロの状態てあつた。その他，そ菜・果樹類の被害も下表のような被害をこうむつた。

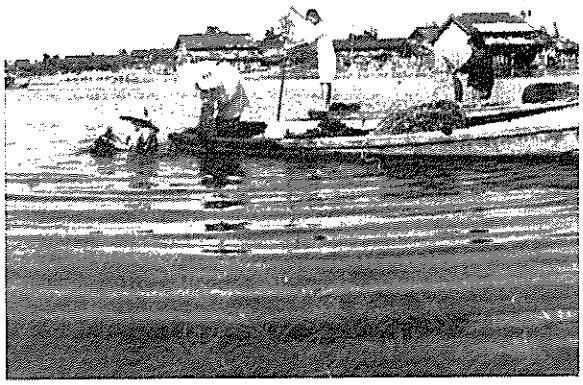

水没した稲穂の刈取り（港区南陽町）

この被害に対する復旧対策として，再生産資材の種苗の確保をはじめ，農耕地の長期たん水による塩分濃度検定を行ない，農業生産の復旧に努めた。

第3—41表　　農作物被害一覧

種別	作付面積	被害面積	被害面積の内訳			被害額
			50%未満	50%～70%	70%～100%	
	ha	ha	ha	ha	ha	千円
水稲	4,192	4,172	166	292	3,714	1,008,353
そ菜	1,174	1,174	59	59	934	436,080
果樹	53	53	8	8	28	52,680
花 露地	19	19	—	—	19	22,500
花 温室	1	1	—	—	1	25,500
計	5,439	5,419	233	490	4,696	1,545,113

2　農地・農業用施設・共同利用施設

暴風雨と高潮による被害は想像を絶する惨事となり，堤防の決壊による農地の流失・埋没と，農業用施設・共同利用施設の浸水・流失・倒壊等の被害は次表のような著しいものであつた。

第3—42表　　農地・農業用施設・共同利用施設被害一覧

種別	被害箇所（延長）	被害額（復旧費）	備考
農地	32 ha	13,715千円	
水路	66,498 m	228,468	
ひ門	9箇所	20,984	
揚水機	20 〃	14,799	
排水機	18 〃	54,044	
堤とう	10,930 m	99,663	
橋りょう	4箇所	1,070	
頭首工・その他	3 〃	1,032	
塩害	2,430 ha	45,481	
農業共同施設	31件	4,992	農業倉庫・加工場等
計		484,648	

3　畜　　産

南部の養鶏地帯をはじめとして，全市的に家畜・家きんは流失・水死・畜舎倒壊によるへい死等の被害を次表のようにこうむつた。

第3—43表　　家畜・家きん被害一覧

種別	飼養頭羽数	被害頭羽数	被害額
牛 乳牛	2,104頭	73頭	5,840千円
牛 和牛	242 〃	11 〃	550
馬	124 〃	6 〃	360
豚	4,200 〃	1,385 〃	20,775
めん羊	148 〃	46 〃	230
山羊	480 〃	114 〃	342
鶏	534,300羽	294,650羽	147,325
兎	883 〃	— 〃	—
計			175,422

4　水　　産

伊勢湾を漁場とする，水産関係の被害は漁船をはじめとして次表のような被害をこうむつた。

第3—44表　　水産被害一覧

種別	被害数量	被害額（復旧費）
漁業協同施設	5件	1,876千円
漁船 動力船	45隻	25,215
漁船 無動力船	29 〃	880
養殖施設 のり	11,329棚	7,640
養殖施設 かき	25台	
計		35,611

第 7 章　教 育 関 係 被 害

第 1 節　学 校 施 設 の 被 害

1　被 害 状 況

教育の場である学校（園）施設は，全市域にわたつて大きな被害を受けた。特に南部地域の施設は，高潮による海岸堤防と河川の決壊により低地帯ならびに海抜ゼロ地帯の悪条件が重なり長期たん水を受け被害をさらに大きくした原因にもなつている。（以下随時昭和25年 9 月に大阪を襲つた「ジェーン台風」の場合と比較して今回の被害を明らかにする。）

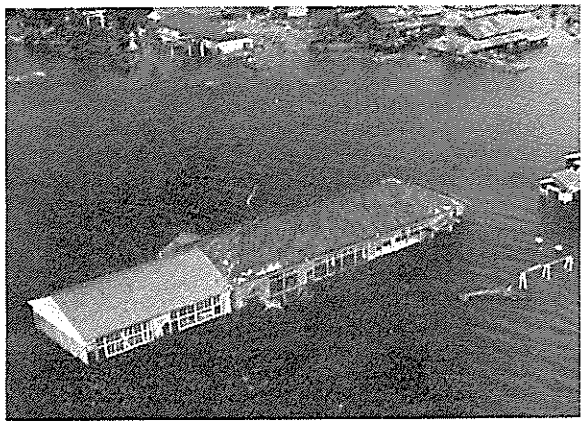

濁水に浮かぶ南陽町茶屋小学校分校

(1)　災害時の校数および建物保有坪数は第3—45表のとおりであるが，建物・工作物・運動場・設備品などの復旧に要する経費として約328,418,000円を事業計画として文部省へ報告した(その後若干修正された。)。被害校数221という数字は，全校(園)数である(第3—19図)。床上床下浸水の校数(第3—46表A)は，全校(園)数の27.6%にあたる。次いで浸水日数については第3—46B表，第3—22図のとおりである。浸水校数比と浸水区内校数比は第3—20図に示してある。浸水校は小学校が港区が最高であり，中学校は南区と港区である。高潮による海岸堤防と河川の決壊により浸水を受けたのは低地帯であることが最大の原因である。この点に関しては，抜本的な対策が強く望

第 3 —45表　　(A)　学校数（昭和34. 9 . 26現在）

学校別	市内		市外	計
高等学校	8校		校	8校
中学校	57	分校 2	1	60
小学校	128	分校 20	2	150
幼稚園	3			3
計	196	22	3	221

(B)　建物保有坪数（昭和34. 5 . 1 現在）

	鉄筋コンクリート造	木造・鉄骨造・ブロック造
高等学校	7,291坪	8,874坪
中学業	8,654	51,016
小学業	31,742	109,745
幼稚園	467	1,521
計	48,154	171,156

まれる。大阪の場合は，浸水期間の点につき，正確な資料はないが，最高約10日である。被害校数と被害坪数は，第3—18図，第3—19図で比較した。その結果，小学校の全壊坪数は，大阪のそれより率において，はるかに大である。また，高等学校は大阪では全壊坪数は零であるが，名古屋は353坪という数字が出ている。半壊は，小学校については20%被害率が大きい。大破以下については，国庫負担申請の基準に従つて算出したのであるが，いずれも名古屋の方が断然被害率が高いことは，局部的ではなく全面的に被害をもたらした事実が明白となつているといえよう。

貯木場から流出した木材に埋まる白水小学校分校校庭

第3—17図　学校構造別図

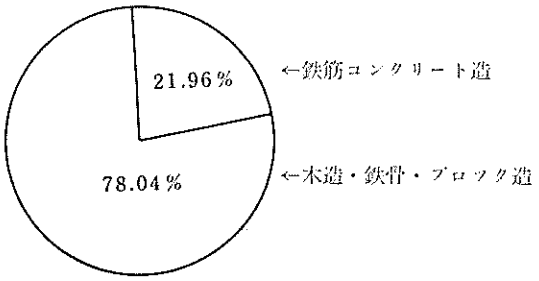

第3—18図　　学　校　被　害　比　較　図

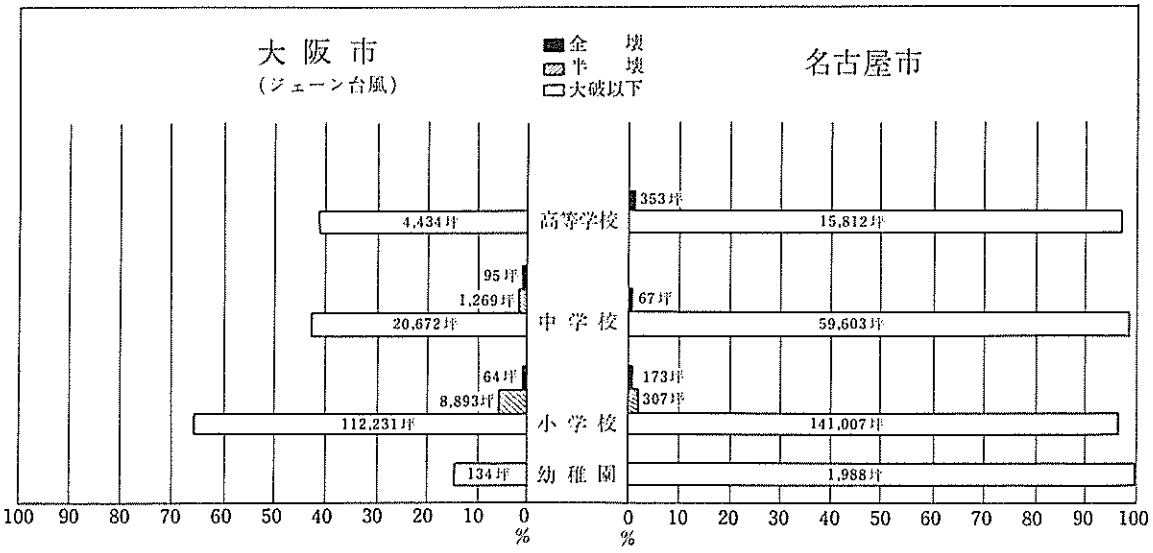

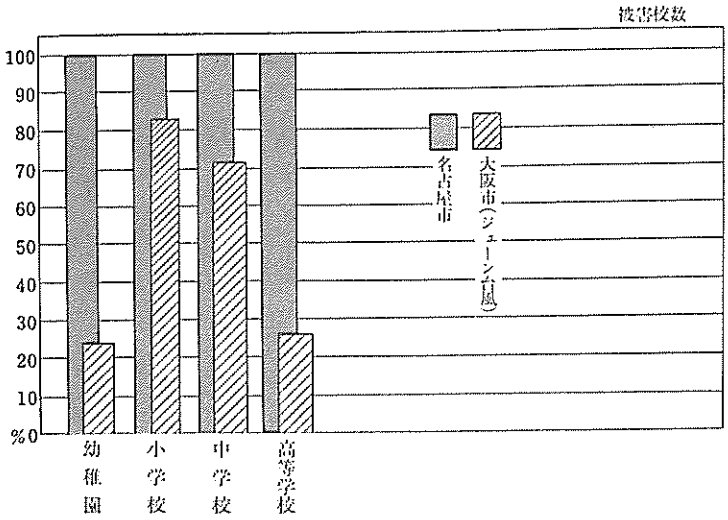

第3—19図

被害校比率比較図

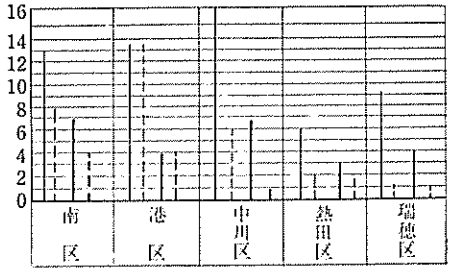

第3—20図

南部5区学校浸水状況図

注　床上・床下浸水を受けた区は上図の5区である。

第3—21図

学校浸水状況図

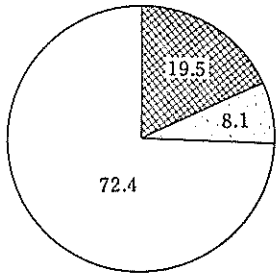

床上浸水を受けた校数　43校

床下　〃　18〃

浸水しなかった校数　160〃

第3—22図

主要学校浸水状況図

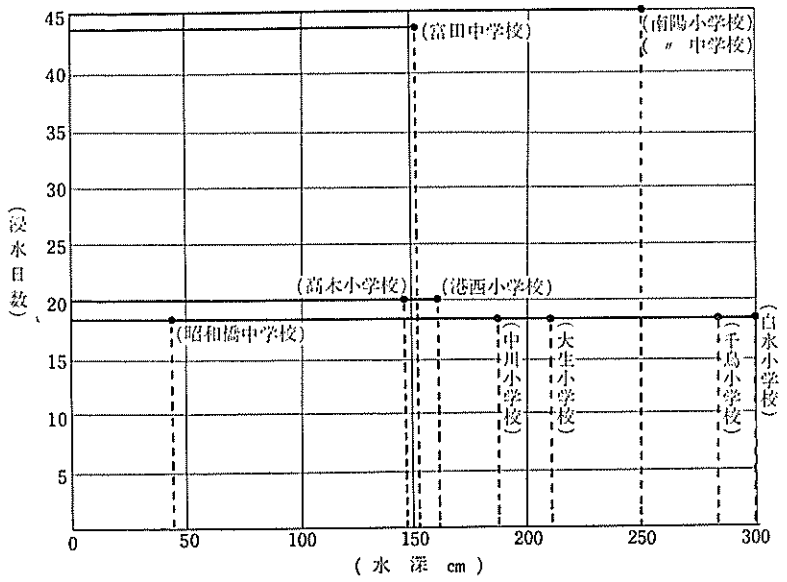

第3—23図　　学校被害図

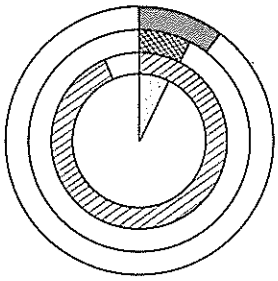

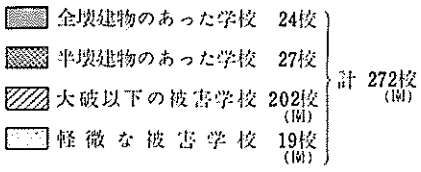

注　同一校(園)で異なる被害があるため校(園)数は増になっている。

第3—46表　　学校浸水被害

A）浸　水　校

学校別＼区分	床上浸水	床下浸水
	校	校
高等学校	—	1
中学校	13	5
小学校	30 (6分校を含む)	12
幼稚園	—	—
計	43	18

B）浸　水　日　数

校名	浸水日数	最大水深
	日	cm
南陽小学校	45	250
〃　中学校	45	250
富田　〃	43	152
港西小学校	20	160
高木　〃	20	145
白水　〃	18	300
千鳥　〃	18	270
大生　〃	18	225
中川　〃	18	180
昭和橋　〃	18	49

(2)　次に設備品については，第3—47表のとおりである。校数の関係からやはり小学校が大きいが，流失・き損あわせて約33,000点，金額にして約26,900,000円で，浸水による被害が大きい。

第3—47表　　設　備　品　の　被　害

学校別＼区別	亡失		き損		計	
	点数	金額	点数	金額	点数	金額
	点	円	点	円	点	円
高等学校	6	1,070	—	—	6	1,070
中学校	7,548	5,897,929	4,766	5,902,215	12,314	11,800,144
小学校	16,199	9,470,393	4,466	5,548,038	20,665	15,018,431
幼稚園	2	1,830	—	—	2	1,830
郊外学園 (小学校2 中学校1を含む)	8	37,980	32	43,450	40	81,430
計	23,763	15,409,202	9,264	11,493,703	33,027	26,902,905

注　金額は台帳金額である。

2 復旧状況

被害状況で述べたとおり全市域にわたつて被害をこうむり，このため一部の学校は休校を余儀なくされた実状であつたが，いちはやく授業再開をめざして次の3段階に分けて，復旧対策を講じた。

第1次復旧　校舎の屋根の応急復旧を行なう。

第2次復旧　建具・ガラスの復旧・床の応急復旧と南部地域の運動場へどろ除去作業および流木等の整理と，流失・破損備品（机・椅子）に対する緊急配置。

第3次復旧　校舎の原形復旧，工作物・運動場復旧整地など。

第3—48表　学校応急復旧実施状況　（昭和34.10.18現在）

	合計	準備中	施工中	完了	未着手	備考
	校	校	校	校	校	
被害校数	221	2	18	194	7	
浸水なしの学校（園）	197	1	11	185	—	市内 194校 市外 3校
短期間浸水の学校	17	1	7	9	—	
長期間浸水の学校	7	—	—	—	7	

まず，第1次の応急復旧工事は，台風直後被害校をいつせいに調査し，住民の復興意欲の向上を図るため，全力を結集してこの復旧にあたつた。その結果，第3—48表で明らかなとおり，34年10月18日現在で，はやくも被害校数221校のうち，194校が完了し，87%強という高い率を示すことができた。この作業が全面的に完了したのは，34年11月30日，台風後65日目である。復旧に要した工事費は，次のとおりである。

高等学校	940,600円
中学校	4,155,000
小学校	7,472,000
幼稚園	125,500
計	12,693,100

次に，第2次の復旧工事は主として建具・ガラスの復旧と床の応急復旧を行なつた。この工事は，学校長の任意の方法によつて進められ，35年2月末日までに完了した。これに要した工事費は，次のとおりである。

高等学校	925,288円
中学校	4,648,600
小学校	5,711,047
幼稚園	79,190
計	11,364,185

次に，流失・破損備品に対する処置は次のとおりである。すなわち台風後ただちに，授業再開に必要な児童・生徒および教職員の机・腰掛・塗板などを，また，校舎内外の清掃用道具を配置した。購入費は22,551,800円である。(高等学校・幼稚園の備品は含まれていない。) 校数の内訳は，中学校13校，小学校27校である。

第2次までの復旧状況は以上のとおりである。この段階の作業は被害を受けた学校（園）施設を，教育本来の姿である「授業のできる公器」として，必要な最少限度の復旧整備に努力が払われたわけである。

最終段階の第3次の復旧は，次のとおりである。

(A) 校舎の復旧と工作物運動場整地等の改良復旧工事を35：36年度にわたり施工することにした。

(B) 設備品の購入

第3—49表　　昭和34年度学校施設復旧工事費

学校別＼工事費別	建物・工作物・整地復旧工事費	設備復旧費	文部省承認事業費（事務費を除く。）	国庫負担金
	円	円	円	円
小学校・中学校	159,536,802	22,551,810	64,776,800	46,385,400
高等学校・幼稚園	9,807,673	—	4,556,000	3,067,500
計	169,344,475	22,551,810	69,332,800	49,452,900

注　1　第1次・第2次の応急復旧および原形復旧工事費を含む。
　　2　工事費には原材料費を含む。

これについては，一部国庫負担が認められ34・35の2年度にわたり整備することにした。すなわち(A)の建物・工作物・運動場整地等の復旧工事は34・35年度の両年にわたり施工された。34年度の工事費は第3—49表に示すとおりであるが，169,344,000円という数字は，同年度の教育費2,043,000,000円の8.12%にあたる。第3—50表には，区別の復旧工事費を，また，復旧費を最も多く必要とした小・中学校別の学校を被害状況の場合と同じように10位まで掲げた。(第3—25図)

第3—24図　　区別学校施設復旧工事費　　(昭和34年度)

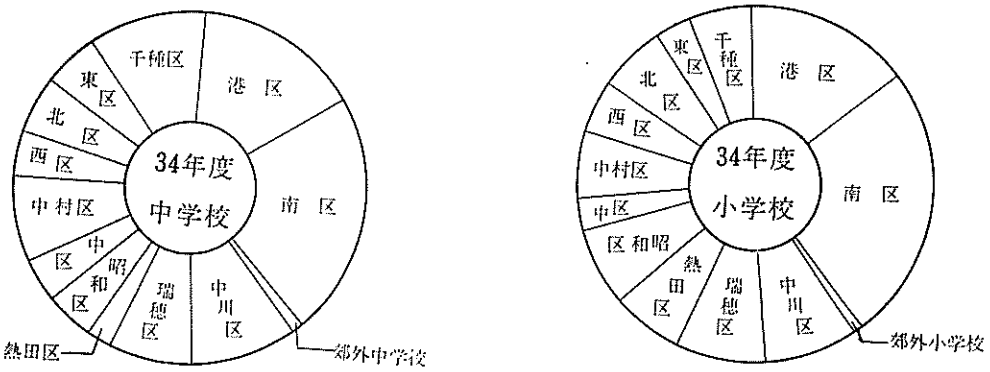

第3—25図　　主要被災校復旧費比較

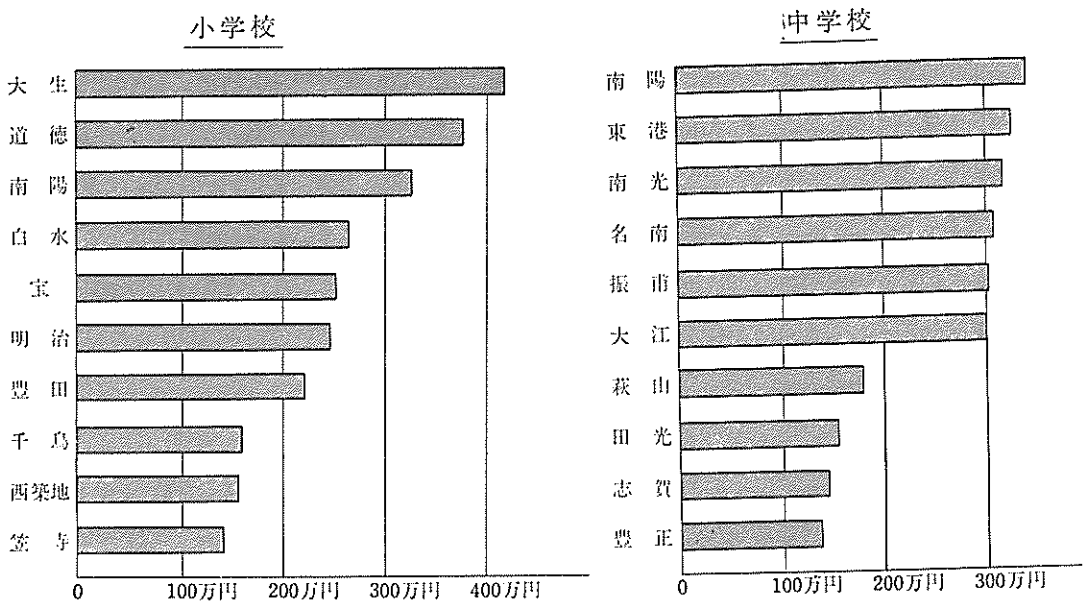

第3—50表　　区別学校施設復旧工事費（昭和34年）

（小学校）

千種区	4,467,000円	熱田区	4,940,000円		
東区	2,740,000	中川区	7,103,000		
北区	6,608,000	港区	13,989,000		
西区	6,437,000	南区	24,381,000		
中村区	7,225,000	郊外小学校	174,000		
中区	2,552,000	原材料費	1,727,000		
昭和区	7,129,000				
瑞穂区	6,950,000	合計	96,423,000		

（中学校）

千種区	6,074,000円	熱田区	1,594,000円
東区	2,853,000	中川区	5,703,000
北区	3,826,000	港区	9,313,000
西区	3,466,000	南区	13,868,000
中村区	4,374,000	郊外中学校	310,000
中区	2,259,000	原材料費	949,000
昭和区	3,339,000		
瑞穂区	5,184,000	合計	63,113,000

総計　159,536,000円

35年度は，総額77,146,000円の工事量を施工している。このうちには，浸水日数45日，最大水深250cmという大被害をこうむつた南陽小学校（港区）の校舎改良復旧工事が含まれている（第3—51表）。また，浸水した南部地域の校舎増改築計画のうち，木造を鉄筋校舎に構造変更をして災害時の公共避難収容施設に役立つようにした。これは小学校7校，中学校5校計74教室で，この構造変更に伴う経費は130,000,000円である。

第3—51表　　昭和35年度学校施設復旧工事費（執行計画）

学校別＼工事費別	建物・工作物・整地復旧工事費	設備復旧費	文部省承認事業費（事務費を除く。）	国庫負担金
	円	円	円	円
小学校・中学校	73,366,110	38,767,190	122,042,200	92,238,900
高等学校・幼稚園	3,780,000	—	3,781,000	2,819,500
計	77,146,110	38,767,190	125,823,200	95,058,400

注　1　構造変更の74教室，2億2千万円は含まない。
　　2　工事費には原材料費を含む。
　　3　文部省承認事業費が復旧費と比較し増加しているのは34年度において仕越しおよび単費負担のためである。

第3—52表　　学校施設復旧事業費（昭和34・35年度計）

学校別＼事業費別	建物・工作物・整地復旧工事費	設備復旧費	文部省承認事業費	国庫負担金
	円	円	円	円
小学校・中学校	232,902,912	61,319,000	186,819,000	138,624,300
高等学校・幼稚園	13,587,673	—	8,337,000	5,887,000
計	246,490,585	61,319,000	195,156,000	144,511,300

設備品の購入は，金額にして38,767,200円，理科・音楽・工作・体育用の教材がおもである。以上で被害の概要を述べたのであるが，第3—52表でわかるように，たとえば工事請負費は合計で実に246,490,000円に上つている。この数字は，鉄筋校舎が約108教室建築できるもので，これは教育施設の被害の大きさを最も端的に表わしているものと考えられる。

第2節　学校教育の阻害

教育施設設備等必要なものは，順次整備されたが，なんとしても残念なことは，多数の尊い人命が失われたことであつた。ことにいたいけな学童の犠牲は，学校を預かるものとして，これ以上の悲しみはない。（第3—53表）

このため学校では，教職員が全力をあげて，受持ちの児童生徒をひとりひとり確認して，その掌握に努め，お互いの無事を喜んだのである。次いで，授業の再開を1日も早く望んだのであるが，海水

第3—53表　　児童生徒・教職員死亡者数

区名＼学校費別	小学校 学校名	小学校 死者数 児童生徒	小学校 死者数 教員	中学校 学校名	中学校 死者数 児童生徒	中学校 死者数 教員	高等学校 学校名	高等学校 死者数 児童生徒	高等学校 死者数 教員
		人	人		人	人		人	人
千種区	猪高	1							
	計	1							
北区				若葉	1				
				計	1				
瑞穂区	穂波	1		汐路	1				
	計	1		計	1				
熱田区	白鳥	1		宮	1				
	計	1		計	1				
中川区	八熊	2					工業	1	
	正色	1					計	1	
	計	3							
港区	東地	1		港南	1				
	大手	1							
	港西築地	2		東港	3				
	高木	1							
	南陽楽	27		南陽	9				
	港	1							
	計	34		計	13				
南区	明治		1	本城	1		桜台	4	
	呼続水	142	1						
	白道	14		大江	2				
	笠寺	4		名南	43				
	大生	13		南光	19				
	千鳥	13							
	宝	68							
	計	254	2	計	65		計	4	
総計		294	2	総計	81		総計	5	

は依然として減る様子もなく，各学校とも超満員の避難者を収容して，とても授業どころのさわぎではなかつた。

しかし，いつ再開できるか見通しがたたないとはいえ教育は1日も放置するわけにはゆかない。

学力の充実すべき第2学期にありながら，勢い学力の低下はまぬかれず，また進学を目前にした生徒の不安はおおいがたいものがあつた。この難関に際し，教育委員会はあらゆる手段を尽し，非常措置によつて，少しでも学力の低下をくいとめるべく尽力した。

すなわち教育課程移行案を修正実施するための各学年別資料を小学校長あてに送り，またカリキュラム改編の参考資料を中学校長に送るなどし，遠足修学旅行なども一時中止し，学校行事計画なども

第3—54表　(A)　伊勢湾台風以後の授業の実態　（小学校）　（単位校）

区別	学校数	9. 28			10. 5			10. 13			10. 23			10. 30		
		休校	不正常	正常	休校	不正常	正常	休校	不正常	正常	休校	不正常	正常	休校	不正常	正常
千種区	9	3	6	—	1	2	6	—	2	7	—	4	5	—	—	9
東　区	7	3	4	—	3	1	3	—	3	4	—	3	4	—	—	7
北　区	10	3	7	—	4	—	6	1	4	5	—	5	5	—	6	4
西　区	13	3	10	—	3	9	1	1	8	4	—	7	6	—	6	7
中村区	14	1	13	—	5	4	5	7	3	4	—	8	6	—	6	8
中　区	11	9	2	—	3	4	4	3	5	3	—	2	9	—	1	10
昭和区	13	2	11	—	2	3	8	2	5	6	—	6	7	—	8	5
瑞穂区	10	8	2	—	2	5	3	1	5	4	—	6	4	—	4	6
熱田区	6	3	3	—	4	2	—	4	1	1	—	6	—	—	4	2
中川区	15	13	2	—	5	6	4	4	6	5	2	5	8	2	6	7
港　区	9	9	—	—	9	—	—	8	1	—	—	9	—	—	9	—
南　区	12	12	—	—	11	—	1	9	3	—	—	12	—	—	12	—
郊　外	2	2	—	—	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—	—	2
計	131	71	60	—	52	37	42	40	47	44	2	74	55	2	62	67

(B)　伊勢湾台風以後の授業の実態　（中学校）　（単位校）

区別	学校数	9. 28			10. 5			10. 13			10. 23			10. 30		
		休校	不正常	正常	休校	不正常	正常	休校	不正常	正常	休校	不正常	正常	休校	不正常	正常
千種区	4	3	1	—	1	—	3	—	—	4	—	—	4	—	—	4
東　区	3	2	1	—	—	1	2	—	—	3	—	—	3	—	—	3
北　区	5	1	4	—	—	—	5	—	—	5	—	—	5	—	—	5
西　区	5	4	1	—	—	3	2	—	—	5	—	—	5	—	—	5
中村区	6	1	5	—	—	1	5	—	—	6	—	1	5	—	1	5
中　区	3	3	—	—	—	—	3	—	—	3	—	—	3	—	—	3
昭和区	5	3	2	—	—	—	5	—	—	5	—	2	3	—	1	4
瑞穂区	4	4	—	—	1	1	2	—	1	3	—	1	3	—	1	3
熱田区	3	2	1	—	1	2	—	—	1	2	—	1	2	—	1	2
中川区	7	7	—	—	3	4	—	1	3	3	1	3	3	1	3	3
港　区	4	4	—	—	4	—	—	3	1	—	1	3	—	1	3	—
南　区	7	7	—	—	7	—	—	5	2	—	—	7	—	—	6	1
郊　外	1	—	1	—	—	1	—	—	—	1	—	—	1	—	—	1
計	57	41	16	—	17	13	27	9	8	40	2	18	37	2	16	39

第3—26図　　正常授業回復状況

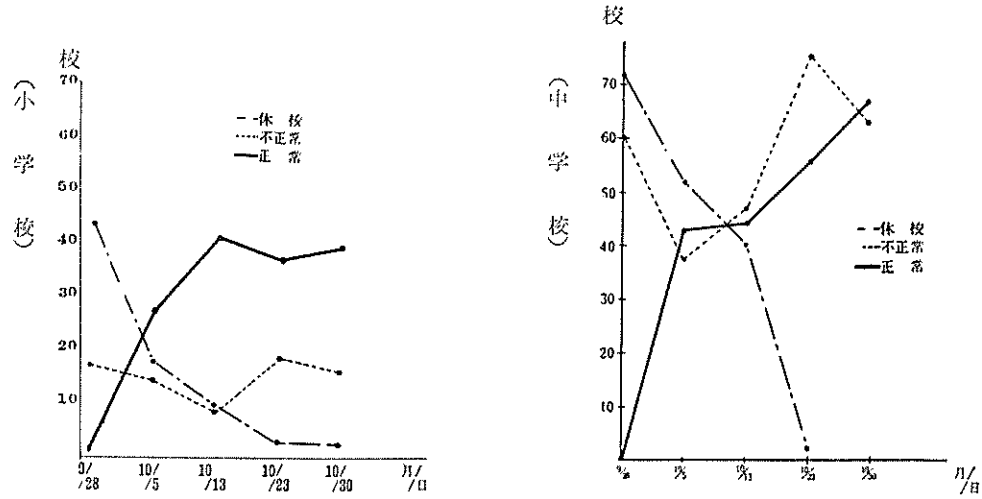

再検討し，極力年度内に年間示された教育課程を完了するよう指示し，指導に努め，その実効を期したのである。

学習指導および生活指導については，指導主事を現地に派遣し，現地指導に努めるとともに，ラジオ放送を通じて，特に注意すべき事項を指示し，また学校の校長および生活指導主任の参集を求め，被災地児童生徒の生活指導に万全を期し，同時に家庭やその他の協力を切望し，被災にめげずいつそう奮起を要望した。

高校入試については，被災による不利をなくするよう特別の措置を行ない，被災生徒の進学について非常対策を講じた。

学校の校舎は，避難所として，当初混乱状態であつたが，長期の避難が必要となるに及び，民生局と協力して，保健衛生の見地からこれを他に移すこととなり，教育委員会の計画のもとに，それぞれ受入れ校を選定して（第3—56表）計画収容を行なうことができた。

これは学区を中心とした地元住民の協力もあつて，災害に打ちのめされた避難者もようやくひとごこちがつき，落ち着いた生活を取りもどすことができた。その後今日にいたるまで当時のことをしのんで，被災者と収容校との暖かい交際が続き，美談の数々が生まれている。

第3—55表　(A) り災者収容状況　（計画収容）

区別	10. 1		10. 16		10. 31	
	収容校数	収容者数	収容校数	収容者数	収容校数	収容者数
	校	人	校	人	校	人
千種区			2	281	2	266
東区			4	546	2	240
北区			7	762	7	767
西区			9	995	8	639
中村区	3	196	12	1,162	10	942
中区	3	289	6	662	4	371
昭和区			8	782	8	684
瑞穂区			6	649	6	432
熱田区			2	236	0	0
計	6	485	56	6,075	47	4,341

(B) 避難校り災者収容状況

区別	10. 1		10. 14		10. 30	
	収容校数	収容者数	収容校数	収容者数	収容校数	収容者数
	校	人	校	人	校	人
瑞穂区	4	366	2	36	1	13
熱田区	3	1,148	2	223		
中川区	9	2,377	6	574	2	65
港区	12	12,751	9	5,909	5	211
南区	31	16,627	21	9,314	21	3,720
計	49	33,269	40	16,056	29	4,009

第3—56表　（A）　避難校り災者収容状況内訳　（小学校）

区名	学校名	9. 30		10. 5		10. 14		10. 26		10. 30	
		校数	収容者数	校数	収容者数	校数	収容者数	校数	収容者数	校数	収容者数
		校	人	校	人	校	人	校	人	校	人
瑞穂区	堀井穂戸		80								
	田田波		6								
			30		62		32				
	計	3	116	1	62	1	32				
熱田区	千船		118		98		73				
	年方		1,000		576		150		44		
	計	2	1,118	2	674	2	223	1	44		
中川区	昭和		900		707		343				
	橋色治能幡質		200		123		77				41
			8		6						
	正豊八八長				80						
					200		24		24		24
	須				26						
	計	3	1,108	6	1,142	3	444	1	24	2	65
港区	東築		50		50		13				
	中大港小西高南港		600		710		650		29		27
			1,500		482		859				
			4,000		1,500		750		60		60
			900		1,150		1,216				
	築		1,350		1,050		850		183		100
			300								
	地川手西稚地木陽栗		40		44						
			200		300		44		49		12
	計	9	8,940	8	5,286	7	4,382	4	321	4	199
南区	豊明呼白白		300		300		263		96		46
			400		400		330		120		52
			450		650		509		760		390
			3,000		236		200		306		148
			2,000		1,300		500		411		246
	水桜		450		420		421		366		247
	田治続水分		880		650		419		585		325
			1,000		734		770		691		224
			1,300		1,300		659		477		63
	道笠大大千		100		275		613		455		357
	徳寺生磯乃住		350		153		165		160		52
			1,000		759		680		593		280
	宝		326		393		364		345		235
	計	13	11,556	13	7,570	13	5,893	13	5,365	13	2,665
昭和区	菊天白				14						
	計			1	14						
合計		30	22,838	30	14,748	26	10,974	19	5,754	19	2,929

（B）　避難校り災者収容状況内訳　（中学校・高等学校）

区名	学校名	9. 30		10. 5		10. 14		10. 26		10. 30	
		校数	収容者数	校数	収容者数	校数	収容者数	校数	収容者数	校数	収容者数
		校	人	校	人	校	人	校	人	校	人
瑞穂区	田光		250		161		4		14		13
	計	1	250	1	161	1	4	1	14	1	13
熱田区	日野		30		40						
	比										
	計	1	30	1	40						
中川区	色		35		36		30				
	一山八昭富		30								
	王幡橋田		20								
			174		144		13				
	和		11								
	計	5	270	2	180	2	43				
港区	南北港		3,400		1,000		1,000		36		12
	港港東		211		214		527		160		
			200		200						
	計	3	3,811	3	1,414	2	1,527	2	196	1	12

区名	学校名	9. 30		10. 5		10. 14		10. 26		10. 30	
		校数	収容者数	校数	収容者数	校数	収容者数	校数	収容者数	校数	収容者数
		校	人	校	人	校	人	校	人	校	人
南区	本城		1,500		1,380		1,121		130		96
	新郊		800		736		748		643		70
	桜田		500		450		418		462		226
	大江		500		316		293		196		149
	名南		350		300		130		120		86
	明光		400		470		383		150		128
	豊		400		400		98		116		65
	計	7	4,450	7	4,052	7	3,191	7	1,817	7	820
合計		17	8,811	14	5,847	12	4,765	10	2,027	9	845
高校	工業(中川)		999		958		87		87		
	桜台(南)		621		650		230		230		235
	計	2	1,620	2	1,608	2	317	2	317	1	235
総計		49	33,269	46	22,203	40	16,056	31	8,098	29	4,009

一方，学校相互においても，教材・教具の不足を相互に融通しあつて，急場の補習に努力した。このため，特に姉妹校・協力校を作り，授業再開が円滿に運営されるもとをなした。(第3—57表)

また，避難児童・生徒の就学について，円滑に処理するため，居住地の学校に仮入学することを認め，相互に校舎も使用して，義務教育の強力な推進に努力した。(第3—58表)

第3—57表　被災校と教材・教具等協力校

被災校	協力校	被災校	協力校
穂波小	弥富・御剣・井戸田・堀田	西築地小	城西・光城・那古野・南押切
千年小	米野・汐路・旗屋・上名古屋	高木小	庄内・稲生・名城・筒井
船方小	矢田・高蔵・野立・新明	南陽小	栄・大須・東白壁・金城・大杉
戸田小	旭ヶ丘	港楽小	広路・川原・高見・千種
豊治小	清水	豊田小	菊住・呼続・豊岡・陽明
東築地小	上野・栄生・新栄・松原	明治小	江西・大磯・柳・八熊
中川小	中村・王子・東橘・山吹	白水小	桜・笠寺・名北・橘・正木
大手小	瑞穂・高田・松葉・鶴舞	道徳小	六郷・飯田・大和・豊臣・杉村
港西小	白鳥・枇杷島・白金・日比津	大生小	桜・村雲・御器所・八事・千成
小碓小	平和・亀島・牧野・六反		

第3—58表　授業再開時の校舎使用状況

被災校	使用校舎	避難校	仮入学先
工業高校	西陵高・工芸高	大江中・明豊中	沢上中
桜台高校	商業高	名南中・南光中	円上中
避難校	使用校舎	東港中	伊勢山中
本城中	汐路中・瑞穂ヶ丘中	港南中・南陽中	宮中
新郊中	北山中	富田中	御田中
桜田中	荻山中	昭和橋中・港北中	山王中

以上教育における被害の概要を述べたのであるが，教育行政の全般からみるとき，名古屋市にとつてまことに手痛い打撃であつたというほかはない。

第3—59表　　市立高校生救援奉仕活動集計表

(A) 学校別動員総数　　9月28日～10月31日

性別＼学校名		向陽	菊里	桜台	西陵	工業	工芸	名商	計
動員数	男	1,696人	1,504人	1,131人	2,494人	1,205人	2,207人	2,750人	12,987人
	女	555	3,586	208	3,259	0	0	1,323	8,931
計		2,251	5,090	1,339	5,753	1,205	2,207	4,073	21,918

(B) 作業別動員総数

作業内容＼性別	土のう作り	物資輸送運搬	防疫消毒	たき出し	学校復旧	り災者台帳作製・見舞金支給	教科書支給	郵便業務	その他	計
男	2,242人	5,526人	886人	1,921人	1,007人	353人	222人	632人	198人	12,987人
女	0	0	0	8,378	0	200	0	218	135	8,931
計	2,242	5,526	886	10,299	1,007	553	222	850	333	21,918

(C) 動員状況

月日＼作業内容＼性別		土のう作り	物資輸送運搬	防疫消毒	たき出し	学校復旧	り災者台帳作製・見舞金支給	教科書支給	郵便業務	その他	計
10.1	男	0人	200人	0人	187人	0人	0人	0人	32人	70人	489人
	女	0	0	0	803	0	20	0	4	135	962
	計	0	200	0	990	0	20	0	36	205	1,451
10.9	男	411	296	0	363	0	0	10	56	0	1,136
	女	0	0	0	60	0	100	0	44	0	204
	計	411	296	0	423	0	100	10	100	0	1,340

6.3 制教育がようやく軌道に乗り，校舎の建築も遅れながらも順次整備され，戦後の最も多い児童生徒の収容に全力をあげ，これからいよいよ特別教室や屋内運動場・講堂の建設へと進むおりから，災害により南部地域の校舎建築様式の根本的改革を必要とするにいたり，施設計画全般の変更を余儀なくされるにいたつたわけである。

第3節　その他の教育機関と文化財

1　その他の教育機関

学校以外の教育機関として，当時，図書館2，結婚式場2，蓬左文庫1があつた。

これらはいずれも建物の被害としては，きわめて軽微であつたため，事業の運営に支障はなかつた。しかしながら貸出し中の図書の被害は，水害による流失損傷によつて，かなりの冊数に及び，また巡回文庫等で貸出し中のものを含めると1,400冊の多きに上つた。

そのほか強風下の雨水の浸水のため，重要資料として保管中の新聞が，10年分にわたつて損害をこうむつたが，写真複製によつて原状に復することができた。

また結婚式場では秋たけなわの結婚シーズンをひかえ，たちどころに支障をきたしたので，業務にさしつかえない程度の応急修理ののち順次原形修復を行なつた。

2 文 化 財 等

伊勢湾台風による市内の文化財の被害状況は次のとおりであつて，文化財自体の被災件数は少なく，付属施設が多く，被害程度も一部を除いては軽微であつたのは不幸中の幸いであつた。

名古屋市内文化財被害状況

（国の重要文化財）	2件	
荒子観音多宝塔	中川区荒子町	屋根等破損
富部神社	南区戸部町	倒木のため回廊破損
（県指定文化財）	1件	
興正寺五重塔	昭和区八事本町	屋根破損，相輪折損
（名古屋市指定文化財）	16件	
神功車山車	東区筒井町	倉庫屋根破損
湯採車山車	〃	倉庫全壊
聖徳太子像	熱田区大瀬子町	太子堂屋根がわら飛散
二福神車山車	中村区花車町	人形汚損，衣装要修理，倉庫破損
河水車山車	東区新出来町	倉庫破損
牛頭天王車山車	中川区牛立町	倉庫一部破損
荒子馬道具	中川区荒子町地蔵前	一時水没，倉庫床下浸水，屋根破損
〃	〃 〃 小城	一時水没，倉庫破壊
〃	〃 〃 六田池	一時水没，倉庫屋根破損
七反野男獅子	港区南陽町	道具衣装全部流失
東照宮本殿	中区和泉町	本殿屋根破損，本殿内雨漏り
〃 御輿	〃	倉庫破損
志水家門	西区児玉町	屋根がわら若干飛散
貞祖院本堂	東区舎人町	壁落ち内部損傷多大
横井町嫁獅子	中村区横井町	衣装流失多数，獅子頭・了席その他破損
善進町棒の手	港区善進町	衣装小道具流失多大
（その他）		
史跡標札流失	6基	

これら被災文化財のうち，市関係のものについて，これが修覆補助金として4件，18万円が本市から交付され，さらに交付予定のものに1件，5万円があり，その他は所有者の負担でそれぞれ修理復旧された。

第 8 章　各 区 の 被 害

1 千種区の被害

千種区は，本市東部丘陵地帯に位し，南部臨海地帯に比べて比較的立地条件に恵まれているが，—

方，丘陵地帯であるため風当りが強く，排水の不良に加えて河川の増水等により相当の被害を受けた。

特に，風圧による家屋の倒壊は猪高町大字猪子石・菊坂町・丘上町の一部に多く，河川の増水による水害は，猪高町香流川沿岸・鍋屋上野町汁谷付近・末盛通付近の低地帯が著しく，死傷者286人，被災住宅1,700戸，被災者6,407人，冠水面積1,129 *ha*（うち，田畑の冠水532 *ha*）の惨事をもたらした。

被害状況は次のとおりである。

千種区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	棟	人	世帯
—	5	281	286	171	—	689	840	1,650	75	6,407	1,730

2　東区の被害

内陸部に位置する東区は，比較的軽微であつたが，人的には，倒壊家屋の下敷きとなり1人の即死者を出したほか，27人の負傷者を生じた。負傷者のほとんどは強風のため自宅が倒壊すると判断して自発的に避難する途中，かわら・ガラスの破片によつて負傷した者，または倒壊物の散乱する道路を避難したため足に負傷した者であつた。

住家の被害は区内に散在的に生じたが，旭ケ丘学区内のバラック住宅地域では集団的に28戸が全壊した。被害住家のほとんどが直接強風雨によるもので，屋根・妻壁の被害が多かつた。

浸水住家は矢田学区の低地において一時的に下水口が集積物の障害によつて排水不能となつたため生じたものであつたが，数時間後には減水した。

このほか非住家246棟が全壊または半壊している。

被害状況は，次のとおりである。

東区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	棟	人	世帯
3	—	262	265	81	—	325	351	757	246	3,601	840

3　北区の被害

北区は，庄内川沿いの低地で，用悪水路が存在するため，浸水家屋が非常に多く，1,835戸を数えた。このためり災者総数は10,167人と，全区の7.6%を占めることとなつた。

人的被害としては，負傷者275人を生じたが，このうち倒壊家屋の下敷きとなつた重傷者2人は後に死亡した。住家は下表のとおり全壊101戸，半壊300戸を生じた。

このほか非住家では，区内に多い工場の倉庫をはじめ市場等が多く，2,407棟が被害を受けた。

さらに区内には市内の米どころ楠町をはじめとして農地がかなり多かつたが，収獲を目前にした田75 *ha*が冠水した。

被害状況は，次表のとおりである。

北区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	棟	人	世帯
—	—	275	275	101	—	300	1,835	2,236	600	10,167	2,407

4　西区の被害

北区と立地条件をほぼ同じくする西区においては，床上浸水 331 戸，床下浸水 5,023 戸を生じた。人的被害は倒壊家屋により死者 7 人，重軽傷者 415 人を生じた。住居被害は全壊76戸，半壊 343 戸を生じ，り災者総数は 26,919 人に達した。

また，非住家被害は工場等をはじめ熱田区に次ぐ 917 棟が被災した。

被害状況は，次のとおりである。

西区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	棟	人	世帯
7	—	415	422	76	—	343	5,354	5,773	917	26,919	6,195

5　中村区の被害

区の西部はしだいに低地となつているため，浸水による被害が全般に多く，床上浸水 121 戸，床下浸水 9,310 戸を生じた。この地帯は排水施設の不完全な地帯であつたため，その後長期にわたりたん水状態が続くこととなつた。

その他強風による被害として乾出町 1 丁目中村アパートが全壊して死者 5 人，重傷者数人を生じたのをはじめ，死者計 6 人，重軽傷者 708 人が家屋倒壊または飛散物のために生じ，135 戸が全壊し，441 戸が半壊するという被害を生じた。また，区内一帯の商工業施設も一様に被害を受け，商品等の損害は非常に多額であつた。

被害状況は，次のとおりである。

中村区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	棟	人	世帯
6	—	708	714	135	—	441	9,431	10,007	180	45,325	10,740

6　中区の被害

中区における被害状況は堅ろう建物が多い関係から全市のうち最も少なかつたが，それにもかかわらず次の被害を生じた。全壊家屋については，市道路予定地の不法建築部落一帯に特にはなはだしく，半壊家屋については，当区の東部付近の一部バラック住宅に多く発生した。床上・床下浸水家屋については，豪雨のため低地の北部地区の一部に，また，高潮等のため堀川ならびに新堀川両岸に発生した。

その他住宅が半壊に達しない程度の被害はほとんどの世帯が受け，特に当区は，商店舗が密集している関係で，その商品製品については，雨漏りによる商品価値の損耗がはなはだ大きかつた。

非住家については，南部の一部工業地域に相当数の全壊・半壊をみ，その他は全区にわたつて，工場・倉庫の損害が少なくなかつた。

中区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	棟	人	世帯
2	—	1,919	1,921	214	—	219	302	735	136	3,397	794

7　昭和区の被害

昭和区は比較的高台にあつて，全般には被害は少なかつたが，新堀川・山崎川・天白川等の沿岸は高潮の逆流のため一時危険状態におちいつた。その他一部低地帯の白金学区においては，特に高辻通・白金町で新堀川の満潮時の逆流により339世帯に床上浸水を出した。

また，本市全般に被害を与えた風は当然当区にもかなりの被害をもたらし家屋の全壊142戸，半壊605戸に及んだ。特に天白町においては農業地域のため家屋の密集少なく，したがつて風の抵抗は最も強く，その被害は全区被害数の過半数を占める全壊84戸，半壊95戸を記録した。

この天白町はほとんど純農家でありその田畑に対する被害は全面積に及ぶものがあり，主要食糧作物については48.1*ha*，36,558,000円を出しその野菜作物は85*ha*，5,456,000円，園芸作物35.4*ha*，5,641,000円に及んだ。

その他，風向により南面家屋の被害も多く電柱・看板・板べい等の倒壊は数知れず，風に乗つて飛来するかわら・木片等により全区の民家は大なり小なりの被害は受けている。

昭和区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	棟	人	世帯
2	—	874	876	132	—	266	1,385	1,783	348	8,480	1,878

8　瑞穂区の被害

瑞穂区においては，台風による高潮の逆流のため，区の東南を貫流する山崎川の堤防が荒崎町地内において2カ所にわたり決壊し，ここから流入した濁水のため区内低地域は一面に浸水をみた。すなわち，区の西方の御剣・高田・堀田の3学区の市電沿線から新堀川までの区域，および南方の穂波学区の大部分は床上浸水をみ，その水深は1mから2mに達した。

この浸水は翌27日からしだいに減水し，夕刻までには大部分が減水したが，穂波学区内東海道線沿線付近の5カ町(浮島町・内浜町・明前町・南浜町と伝馬町の1部)は10月10日まで浸水状態が続いた。

人的被害としては，死者11人，負傷者2,442人を算している。

当区の商業地域のうち堀田駅前付近は90%，陸道電停付近は70%が被災し，これは全区の商業分布からみて約60%の被害にあたる。

当区の工業地域は堀田通以西および国道1号線以南に全体の70%が集中していたが，この全域が浸水区域に入つたため，工業関係被害ははなはだ大きなものに上つた。特に長期たん水地域には中小企業経営による工場が多く密集し，また機械工作機・機械部品等の製造工業が多かつたため，水浸工作機械の損害は大きく，操業再開をはなはだしく困難とした。

被害状況は，次のとおりである。

瑞穂区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	棟	人	世帯
11	—	2,442	2,453	96	8	505	8,656	9,265	150	43,156	9,921

9　熱田区の被害

熱田区は，区内の中央を南北に流れる堀川の堤防3カ所の決壊によつて，沿岸の低地帯はもちろん，広く全区域の約85%が浸水をみ，白鳥貯木場はじめ堀川一帯に貯留されていた木材の流出による被害も沿岸において著しかつた。

幸いにして，死者は比較的少なく，3人にとどめることができたが，住居の全壊98戸，半壊は実に2,295戸をかぞえ，浸水家屋にいたつては，比較的狭少な当区において11,226戸を生じた。

熱田区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	棟	人	世帯
3	—	4,882	4,885	98	—	2,295	11,226	13,624	2,378	64,176	14,451

10　中川区の被害

わが国台風史上最大級といわれる伊勢湾台風は，当中川区全地域にわたつて想像を絶する被害をもたらした。その要因は暴風雨と高潮による海岸堤防・庄内川・新川堤防の決壊ならびに堀川のいつ水によるものであるが，これを地域別に詳述すれば次のとおりである。まず中川区東部の八熊・露橋学区は堀川のいつ水によるもので，26日午後11時ころ急激に浸水し，学区の大半が床上浸水の被害を受けたが割合に水量が少なく，たん水期間も短かかつたのと昭和28年の13号台風にも同様の災害を受けた経験を生かし，人的物的ともに損傷は比較的少なかつたが，堀川沿いのこの地域は製材所が多いので，いかだや木材集積場の材木・丸太が江川線山王電停以南におびただしく漂流した。昭和橋・荒子・八幡・篠原の4学区は主として隣接港区の海岸堤防ならびに庄内川堤防の決壊またはいつ水によるものであり，一部八幡学区は堀川のいつ水によるが，国道1号線以南は別として徐々に浸水し26日夜半から翌朝にかけて大半が浸水を受けたものである。

荒子学区の高畑町の一部では，数日後大潮のため床上浸水したところもあつて浸水が比較的緩慢であつたので，人命・家財の流失は軽微であつたが16日間という相当長期間のたん水があつたので農作物・家屋の損傷はじん大であつた。

正色学区は庄内川と新川堤防に囲まれたすりばち形のきわめて危険な地域で最も憂慮したところで

あつたが，同学区側に面する両河川が決壊しなかつたことと，いつ水量が少量であつたことは幸いであつた。しかしいつ水はきわめて急激であつたので，南部の三角地区では難を堤防に避けてかえつて足をすくわれ，当区で最も多くの犠牲を出したことは痛々しい限りである。西部の富田地区は鞍倉地帯でさえぎる物がなかつたため，隣接港区南陽町の海岸堤防の決壊と地元新川が3カ所にわたつて決壊したので濁流が急激に押し寄せ水勢が激しく，ほとんど全地区にわたり53日間も長期たん水した。

中川区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	棟	人	世帯
20	—	4,903	4,923	224	6	2,165	17,824	20,219	740	110,634	21,788

11 港区の被害

（1）被災経過（南陽町を除く。）

被災当日は，午後6時ごろから区民の避難が始められたが，午後7時すぎには停電のため本部との連絡もとだえ，区内の状況も全く不明となつた。午後9時ごろ，高潮によるいつ水および河口町地内臨港線道床ならびに宝神町地内庄内川堤防が決壊したため，区内にいつ水がひろがり，区内の最高水位は3m以上に達し，死者・負傷者多数を生じたものと推定されたが，手のほどこしようもなく，台風の通過とともに，ただちに市本部および港消防署・港警察署へ連絡のため，決死隊14人を派遣したが，区内の状況は連絡不能のため不明であり，救出は非常に困難視された。

被害が判明するに従い，区内学区全域にわたり24,845世帯が被災し，非浸水地帯は全く無いことが判明し，以来20日間余の長きにわたり，水没状態におちいつた。

特に東築地学区の流木による死者・家屋の倒壊，また大手学区築三町地内の被害は悲惨をきわめ，家屋のあとかたもなく，多数の人命が失われた。

（2）南陽町被災経過

26日夜，支所において待機した職員が，午後8時ごろ新川船頭場付近の堤防決壊の報に接したが，風雨激しく，現場付近への連絡・救援も全く不能であつた。さらに，9時ごろ，小川新田・藤高前・茶屋後新田地内の2重堤はもろくも決壊したのをはじめ，日光川・新川・海岸堤防等も実に26カ所の多きにわたつて寸断され，海水は激流となつて押し寄せ，人家へ殺到し，このため，安全地帯へ逃げようとした人々が激流にのまれ，多数の人命が失われた。

浸水は，全町にわたり，しかも潮の干満により上下し，藤高前地内においては最高水位地上6m余を記録，平地においても2m以上の浸水のため，全町は全く海と化した。

町の中心に位置する港区役所南陽支所も同様水没し，災害対策業務は不能となつたため，日之出橋詰に仮事務所を設けて救助業務を行なうこととなつたが，多発死体の処理および避難者の救済は言語に絶する困難さであつた。

最大決壊口は，新川河口藤高前地内における50m余であつたが，その後他の決壊口の締切りにつれてますます潮流による掘削がはなはだしくなり，ついには100m余に達し，水深も6m～10mとなり，締切り時期はいつとも知れず，住民の不安をつのつた。

この間，町の全域は水没状態のため，居住はとうてい不能であつたが，住民の家に対する執着は強く，多数の人々が水没家屋に残留する状態となつた。しかし，激しい潮流により，家屋の土台・壁・木材の流失が続き，倒壊の危険が迫るに及び，住居の避難を説得する努力が行なわれ，その結果ようやく10月２日にいたり集団避難に成功した。

その後，たん水は11月６日ようやく多少の減水をみるようになり，被災以来79日目の12月13日完全排水に成功した。

しかし，優秀な穀倉地帯として美田を誇つた富田町一帯の農業は全滅し，収穫は全く無くなり，人的ならびに家屋の被害のほか，農業関係の被害はぼう大な額に上つた。

港区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
人	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	棟	人	世帯
375	(4)	10,394	10,769	2,141	589	13,993	3,746	20,469	674	94,046	24,845

注　かつこ内の数字は再掲である。

12　南区の被害

(1)　浸水概況

当区は地勢上，熱田から愛知郡鳴海町にいたる国道１号線をはさんで，東北部は台地を形成し，西南部は昔の入り海であつて，埋立地をへだてて名古屋港を西に配するという，伊勢湾東部沿岸地帯にあたり全地域が平たんな干拓地であつて，概して海抜０m前後の地域である。

このような干拓地であつた低地域の浸水状況を地域別にみると，まず天白川と大江川にはさまれた白水・千鳥学区は，この地先にある直接海に面した８号地貯木場の堤防決壊によるいつ水と，天白川を逆行した高潮による千鳥橋付近の堤防約30 mの決壊による急激な浸水で，最高３m前後，局地的には５m～６mという区内最高の浸水水位を示した。大江川と山崎川にはさまれた大生・宝両学区は高潮の逆流によつて山崎・大江両河川の堤防４カ所，延長約200mの破堤により最高２m～2.5mの浸水をみた。また，山崎川と堀川とに囲まれた道徳・明治・豊田の各学区は，木場町貯木場を高潮が越え，また山崎川右岸数カ所約200 mの破堤により浸水した。このうち道徳学区は３方が，やや高い埋立地・幹線道路・鉄道等で囲まれて盆地状をなしているため浸水した水がたまり，最高水位は３m～４mになつた。

浸水期間は白水・千鳥両学区が堤防の仮締切りと排水作業が比較的早く行なわれたため，局地的には30日間の場所もあつたが大部分の区域は25日間であつた。大生・宝学区では20日間，道徳・明治・豊田学区では排水が不良のため堤防の復旧まで海水の干満により水位が上下したがほぼ20日間であつた。

(2)　貯木流出概況

区内に加福貯木場を有し，区界に接して港区の木場町および８号地貯木場があるが，これらの貯木場から流出した木材が人命・建築物等に与えた被害はきわめて大きく，伊勢湾台風によつて受けた南区の被害の大きな特色となつている。当時，各貯木場の総貯木量は100万石を越えていたといわれるが，そのうち最も大きな被害を与えたのが白水学区の地先にある８号地貯木場で，ここは高潮を正面に

うけて当時の貯木量36万石のほとんどを背後の低地域，白水町・柴田町方面に流出した。その流出区域は 3 km 離れた国鉄東海道線付近までの一帯に及んでいるが，特に多量の材木が浮遊した区域は貯木場から 1.5km 以内の住宅・工場の密集した市街地であり，このため１本５，６ｔもある巨大なラワン材によつて多くの人命が失われ，市街地が極端に破壊され著しい損害をこうむつた。山崎川左岸の加福貯木場および堀川左岸の木場町貯木場も数万石がそれぞれ付近の低地域，大生・宝・道徳・明治・豊田学区に流出して相当な損害を与えた。このように区内低地域の大部分は流木の流出区域となつた。そしてこれらの巨大な流木は排水後にはそのまま道路上や敷地内，あるいは建物のなかにまで残留して，交通の障害となり，水害の後始末を著しく難渋させる大きな原因となつた。

(3) 被害概況

愛知・三重・岐阜３県にわたる被災地全面積の何千分の一に過ぎない南区の水没地域の受けた被害は極度に大きかつた。被害の程度を端的に示す数字のひとつとして，人命の損失を上げることができる。すなわち３県の死者総数の３分の１の 1,430 人の犠牲者数がそれである。これほどの被害を受けた南区ではあるが，区の約３分の１を占める東部の台地区域では被害はごく軽少であつた。被害は区内を縦断している国鉄東海道線の西側低地帯に集中した。

被害を地区別にみた場合，最も激じんをきわめたのは区南部の白水学区である。白水学区およびこれに隣接した千鳥学区は天白川と大江川および８号地貯木場に囲まれて最大の被害を受けた。白水学区は人口15,000人余の勤労者と工場の町であるが，浸水してきた高潮の水勢が強く，貯木場からあふれ出た巨大な流木ラワン材の直撃を受け多数の住宅が一瞬にして壊滅し多数の人命が奪い去られた。別表で示すとおり白水学区の住家全壊率は20%，流失率もまた20%の被害を受けた。一部地域では軒なみに流失，または全壊した。白水学区に隣接する千鳥学区では流失率は５%であるが，全壊率は33%の高率を示した。道徳学区においては水位は大であつたが建物が密集し，またやや内陸にあつたため，水勢は比較的弱く付近貯木場からの流木も少なかつたので被害は割合に少なく，その流失率は２%，全壊率は13%である。同様の条件にあつた大生・宝学区の被害率もしたがつて道徳学区と類似している。

死亡者数においては前述のとおり，白水学区が群を抜いて１学区で 861 人の死者を出し，居住者 1,000 人あたり 57人という高率は，いかにこの地区の被害が悲惨であつたかを物語つている。これに次いで宝学区の死亡率が高く，1,000 人あたり 27 人，千鳥学区では 13 人と高率を示している。

流木や濁水は人命・住家と同様に工場・会社にもじん大な被害を与えた。臨海工業地帯の中枢地帯として大工場およびそれらの下請け工場・中小企業の多くは干拓地域の平たん地にある。したがつて長期たん水，あるいは流木により製品・仕掛品・原材料・機械設備・建物等そのこうむつた損害はぼう大な額に上る。

また，田畑等耕地の海水による冠水面積は，総面積約300町歩の約70%，208町歩の被害を受けた。

南区の被害

人的被害				住家の被害					非住家の被害	り災者総数	り災世帯数
死者	行方不明	負傷	合計	全壊	流失	半壊	浸水	合計			
1,417人	(54)人	13,173人	14,590人	2,697戸	954戸	21,708戸	6,397戸	31,756戸	59棟	115,009人	32,719世帯

注　かつこ内の数字は再掲である。

第 9 章　市施設および市職員の被害

1　市施設の被害

本市の公共的施設の被害については，すでに各章節において，そのつど触れてきたところであるが，ここにその全体をまとめると，以下の表のとおり総額70億9千万円に達している。

第3—60表　　公共的被害一覧

種別	区分	箇所数	被害額	主要内訳
			千円	
土木関係	排水路	50	630,000	水路埋没，水路護岸崩壊流失，排水ポンプ浸水等
	道路	32	617,000	道路および付属物の決壊・破損，砂利道の路面洗掘，舗装道の侵食等
	橋りょう	22	20,000	橋りょう流失，橋台倒壊破損，防衝くい流失破損，床板・高欄破損等
	公園	150	146,660	立木倒木および傾斜，鶴舞公園（スタジアム・運動場クラブハウス），名古屋城（人形館・生花館・東南・西南・西北やぐら），東山総合公園（電気科学館・テレビ館・天体館・ロケット塔・標本館・昆虫館・飛行塔），東山動物園（魔法の家・獣舎），東山植物園（温室・合掌造りの家），瑞穂公園（相撲場・本館），街路樹倒木および傾斜（苗木を含む。）
	整地	10	37,403	
	下水道	21	149,717	ポンプ所浸水，配電盤破損，変圧器破損，電動機破損
	建物	73	61,490	土地区画整理事務所・土木出張所・同分所・水防倉庫・ポンプ所建物・測量詰所・舗装詰所等
	計		1,662,270	
港湾関係	岸壁	4	25,000	2号地前ふ頭および稲永ふ頭（防舷材・張石・笠石・さん橋部鋼板破損，電気防食設備破損）
	物揚場	7	50,000	1号地・2号地・稲永ふ頭前物揚場等
	護岸	8	520,000	7号地裏大江新田堤防2カ所 290m はじめ決壊・破損，背面洗掘等
	防波堤	2	10,000	4号地前防波堤はじめ
	臨港鉄道・道路		90,000	路盤流失 150m，道床流失 680m 等
	しゅんせつ・掃海		120,000	流木・漂流物処理等
	建物		65,000	管理組合庁舎・上屋等
	その他		820,000	通信・信号施設，中川運河排水口，厚生施設等
	計		1,700,000	
農地関係	水路	km 310	471,600	用悪水路埋没，護岸破損等
	排水機	15	12,000	排水機水没，電動機破損等
	揚水ポンプ	60	120,000	揚水ポンプ水没，電動機破損等
	排水溝		29,244	排水溝埋没等
	用水詰所		250	庄内用水元枡詰所
	計		633,094	
文教関係	大学	3	17,220	市立大学・市立女子短期大学・市立保育短期大学校舎破損
	高等学校	8	42,768	市立工芸高等学校・市立工業高等学校・市立菊里高等学校はじめ校舎等破損
	中学校	59	285,900	日比野中学校・南陽中学校はじめ校舎等破損・浸水

種別	区分	箇所数	被害額	主要内訳
文教関係	小学校	151	538,163	白水小学校はじめ校舎等破損・浸水
	幼稚園	3	4,141	
	図書館	2	2,035	図書水ぬれ，貸出し図書流失等
	その他教育施設	14	35,299	教育館・結婚式場・蓬左文庫等
	文化財	1	2,000	
	計		927,526	
商工関係	工業研究所	1	3,000	電動機・機械類冠水等
	中央卸売市場	3	32,089	本場・枇杷島市場・高畑市場建物，付帯設備等破損
	公設小売市場	8	1,500	中・元古井・杉村・西・牧野・南・築地・徳川公設市場建物破損
	計	12	36,589	
住宅関係	公営住宅	10,120	386,714	柴田・白水・堤起団地はじめ
	計	10,120	386,714	
民生関係	生活保護施設	11	41,684	寿寮・東郊寮・天白寮・瑞穂寮・植田寮・船見寮・婦人館付設授産場・藤鉄寮・新興寮・名古屋寮・上野寮
	社会福祉事業施設	8	2,166	
	児童収容施設	10	4,834	水上児童寮・若葉寮・ひばり荘はじめ
	母子寮	4	1,919	南・豊国・報徳母子寮等
	保育所	22	21,356	南・神松・南陽第１・南陽第２・南陽第３・港・正色第１・正色第２保育園はじめ
	計	55	71,959	
衛生関係	病院	5	22,069	市立大学病院・城北病院・城西病院・天白病院
	保健所	12	9,931	
	防疫所	1	4,282	
	伝染病院	1	1,882	東市民病院
	診療所	2	400	
	上水道	29	782,341	浄水場・加圧ポンプ所建物，電気機械設備，配水管破裂，業務所建物・倉庫，プール施設等
	下水終末処理場	3	228,410	処理場建物破損，配電盤・変圧器・電動機冠水破損
	し尿処理施設	14	14,150	富田作業所はじめ
	ごみ処理施設	6	8,800	港作業所はじめ
	火葬場	1	4,150	八事火葬場
	と畜場	1	4,111	高畑と畜場
	その他	16	8,456	
	計	91	1,088,991	
労働関係	日雇労務者訓練所およびたまり場	3	1,258	
	計	3	1,258	
消防関係	消防庁舎	84	33,849	堀田出張所・船方出張所・港本署・東海橋出張所・東築地出張所・大江出張所・大同出張所等庁舎破損，消防展破損（２要），望楼破損等
	消防ポンプ	225	30,000	
	消防通信施設	157	14,618	
	その他	2	700	
	計	468	79,167	

交通関係	軌道事業		398,212	電車運輸事務所破損，車両浸水破損，軌道流失，軌道床流失・洗掘，信号通信施設故障等
	自動車運送事業		38,788	自動車運輸事務所破損，車両破損
	高速度鉄道事業		800	
	庁舎等		3,000	
	計		440,800	
その他	庁舎	18	24,365	
	公会堂	1	1,100	
	公舎	7	2,200	
	その他	5	5,108	厚生施設等
	名古屋競輪場	1	5,000	
	名古屋競馬場	1	25,000	
	計		62,773	
合計			7,091,141	

2 市職員の被害

本市関係職員の被害状況は第3—61表のとおり，尊い犠牲者8人を出したほか，職員の家族65人が水魔の犠牲となつたことは，痛恨のきわみである。しかし家族を失い，家財を失つた職員も，ただちに復旧の戦列に復帰して活躍を続けたことは，復旧活動の士気をいやが上にも高めることになつた。

第3—61表　　市職員およびその家族の死傷者数

区分	職員	家族	家族被災の職員数
	人	人	人
死者	8	65	168
負傷者	68	166	
計	76	231	168

職員の住居被害は，被災職員3,598人に達し，全職員の18.3%に及んでいる。なかでも港・南の両区における水道・交通関係職員の被災は，全体のなかば近くを占めている。

なお，被害程度の区分は，次にかかげる名古屋市職員共済組合条例別表第6，第1項・第2項・第3項・第4項の区分によつた。

区分		損害の程度
A	第1項	1 住居および家財の全部が焼失または滅失したとき 2 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき
B	第2項	1 住居および家財の2分の1以上が焼失または滅失したとき 2 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居または家財の全部が焼失しまたは滅失したとき 4 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき
C	第3項	1 住居および家財の3分の1以上が焼失または滅失したとき 2 住居および家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居または家財の2分の1以上が焼失または滅失したとき 4 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき
D	第4項	1 住居または家財の3分の1以上が焼失または滅失したとき 2 住居または家財に前号と同程度の損害を受けたとき

第３—62表　　被災職員の居住地区別表

地区別＼損害の程度	A	B	C	D	計
千種区	2	10	11	30	53
東区	1	3	4	5	13
北区	—	4	9	12	25
西区	2	—	7	9	18
中村区	2	3	10	14	29
中区	—	—	11	6	17
昭和区	9	9	8	18	44
瑞穂区	20	29	47	136	232
熱田区	3	69	171	194	387
中川区	20	46	190	268	524
港区	86	521	153	82	842
南区	398	403	40	50	891
市外	49	136	171	167	523
計	591	1,234	832	941	3,598

第３—63表　　被災職員の所属別表

区分＼所属別	A	B	C	D	計	区分＼所属別	A	B	C	D	計
会計課	—	2	1	—	3	中区	—	15	8	9	32
秘書課	1	2	—	—	3	昭和区	1	11	8	6	26
総務局	1	19	16	11	47	瑞穂区	—	11	7	9	27
財政局	1	14	19	15	49	熱田区	—	18	15	10	43
清掃局	21	60	31	35	147	中川区	5	12	11	18	46
経済局	3	11	14	15	43	港区	17	37	19	16	89
農政部	1	2	1	—	4	南区	2	28	6	12	48
民生局	16	44	24	30	114	市会	—	4	—	—	4
衛生局	12	90	64	49	215	監査	2	2	2	1	7
計画局	5	25	16	15	61	人事委	—	1	—	—	1
土木局	9	57	33	38	137	教育委	19	120	53	45	237
建築局	3	23	10	12	48	消防局	12	93	71	87	263
千種区	1	7	3	8	19	水道局	35	123	84	72	314
東区	1	7	5	6	19	交通局	420	349	284	404	1,457
北区	1	7	2	1	11	その他	—	15	11	10	36
西区	2	14	8	4	28						
中村区	1	10	6	3	20	合計	592	1,233	832	941	3,598

第 4 編　応　急　救　助

第 1 章　名古屋市議会の活動

第 1 節　緊急議員総会および急施市会

1 緊急議員総会

市議会においては，今次災害のまことに容易ならざるものであることにかんがみ，災害救援・善後措置のため 9 月28日ただちに緊急議員総会を開催した。

緊急議員総会においては，小林市長および杉戸助役から災害の状況，救援ならびに復旧計画について説明があつた後，被災地区選出議員から生々しい被災地の現状が報告され，ただちに議長発議により議員全員をもつて水害対策実行常任委員会を組織するとともに，そのなかに若干の常任委員を設けることを決定，常任委員の員数ならびに委員の指名が議長に一任された。この委員会の活動状況については，第 3 節において詳述する。

また，この議員総会において，災害の惨状にかんがみ災害対策に全力をあげて専念するため，市理事者から市制70周年記念行事として大々的に計画されていた名古屋まつり，名古屋城完工に伴う記念行事等の取止めの意志表示が行なわれ，これを了承し，市会側としても，予定されていた全国市議会議員野球大会の開催を取り止めることとされた。

2 急 施 市 会

名古屋市みぞうの大災害に対する応急施策に要するばく大な経費支出については，ただちに応急案件の審議を市会に求めるため，10月 2 日市会招集の告示が行なわれ，急施市会を10月 4 日に招集し，市の緊急救援態勢確立を急ぐこととなつた。

10月 4 日の急施市会にあたつては，市会議員および職員中にも多数の被災者があつたにもかかわらず，ほとんど全員が作業服姿もりりしく議場を埋め，特に案件は緊急のものに限り，即刻救援活動にもどることを申し合わせていたので，会期は 1 日と決定され，最初に，被災市民を安心させるべく災害対策に専念する市会の決意を宣明し，また復興意慾を高めるため「伊勢湾台風の災害復旧に関する決議案」（別掲）を全会一致をもつて可決，士気の高揚に努めた。続いて政府に対する14項目に上る大幅な災害復旧・被災者救援の特別措置を要望する「伊勢湾台風による大災害の善後措置に関する意見書」（別掲）提出の件を議決し，これに基づくその後の特例法制定による激じん地指定運動展開の第一歩とした。

この急施市会の重要案件は別掲議案のとおり，現金の一時借入れについてであつて，一般会計15億円を倍増の30億円，上下水道事業会計で 3 億円増の10億円，交通事業会計で 3 億円増の10億円が現金の一時借入れの限度に拡大され，また，応急物資調達に15億円の範囲内で予算外義務負担ができるようにされた。

伊勢湾台風の災害復旧に関する決議

今次襲来の伊勢湾台風は未曽有の暴威を逞しうして風水害殊に高潮のため夥しい死傷者を生ずるに至り，その災禍は市の全域に及び，物的損害また実に数千億円の巨額に達したことは痛恨の極みであり，今なお惨害に苦しみつつある市民各位の現状に思いをいたす時うたた断腸の念にたえない。

わが名古屋市会はこの稀有の災禍に直面し，水害対策実行委員会を設置し，市当局とともに罹災者の救済と復旧対策の急速なる実施に全力を傾注しつつあるところである。

さらに本日急施市会を開いて応急案件を即刻議決するとともに「伊勢湾台風による大災害の善後措置に関する意見書」を発議して罹災者の救済と災害復旧のための特別立法措置を講ずるため即時災害対策の臨時国会を招集するよう政府の善処を要請せんとするものである。

当市会は市民，罹災者各位が不撓不屈，この苦難を克服してわが国産業経済の中核を占める本市の復旧に雄々しく立ち上られることを確信し，総力を結集して災禍の復旧に最善の努力を尽し，市民の重き付託に応えんことを期するとともに不幸水魔のため非命に斃れられた犠牲者に対し謹んで哀悼の意を表するものである。

右決議する。

伊勢湾台風による大災害の善後措置に関する意見書

今次伊勢湾台風の暴威は，東海地方に未曽有の惨禍をもたらし，ために，当名古屋市は，全域にわたつて甚大な被害を受け，就中，わが国生産工業の中核をなす南部臨海地帯は，潰滅的な打撃を蒙り，実に容易ならぬ事態に立ち至つている。

十月四日現在判明した本市の被害は，死者行方不明者1,733人，家屋全半壊33,907戸，浸水家屋83,018戸，罹災者総数517,000人を算し，被害総額は優に数千億円に達するものと推定され，日増しにその惨害は深刻さを加える現況にある。

本市においては，この非常事態に際会し，全機能を挙げて罹災者の救済と災害の応急措置に日夜狂奔しているところであるが，遺憾ながら，なお復旧の曙光をすら見出し得ない現状にある。

政府におかれても，逸速く本市に「中部地方災害対策本部」を設置され，強力な総合対策に腐心せられていることに対しては，全市民とともに万腔の謝意を表するものであるが，わが国産業経済の中核都市たる本市の復旧が国家的重要性を有する点に着目せられ，災害対策の臨時国会を即時召集の上，罹災者の救助と災害復旧の早期完了を目途として，過去数次の大災害に際し発動したすべての施策を網羅するはもちろん，大都市を中心に遂に史上最大ともいうべき災禍をもたらした今次台風の特殊性に徴し，抜本的な災害復旧特別立法の措置に出でられるよう，百五十万名古屋市民の総意を代表して，政府の善処を切に要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和三十四年十月四日

名　古　屋　市　会

宛　各　通

内閣総理大臣　益谷国務大臣　大蔵大臣　文部大臣
厚生大臣　農林大臣　通商産業大臣　運輸大臣
郵政大臣　労働大臣　建設大臣　自治庁長官
防衛庁長官

（付　属　文　書）

名古屋市として特に要望する事項

一　災害復旧に対する国庫負担の特例を設けること。

二　起債の許可について特別の措置を講ずること。

三　特別交付税を交付すること。

四　災害救助の特例を設け基準を拡大すること。

五　公衆衛生保持に関する特別措置を講ずること。

六　母子福祉資金の貸付に関する特別措置を講ずること。

七　農業災害措置，特に塩害除却に万全を尽すこと。

八　商工業者に対する罹災復旧資金を融通すること。

九　名古屋港の港湾施設を国において早急強力に復旧措置を講ずること。

十　災害事業所に雇用されている労働者等，就労不能に陥つた労働者に対する失業保険法適用の特別措置を講ずること。

十一　護岸堤防の決潰箇所の応急締切工事を促進すること。

十二　復旧機械及び資材を特別に割り当てること。

十三　住宅建設を促進すること，なお罹災住宅の復旧に関しても融資の措置を講ずること。

十四　国の直轄道路を早急に復旧すること。

10月4日急施議会における議案

昭和34年第163号議案

現金の一時借入の変更について

昭和34年第22号議決「現金の一時借入について」の一部を次のように変更するものとする。

「金十五億円」とあるのを「金三十億円」に改める。

昭和34年10月4日提出　　名古屋市長　小　林　橋　川

（理由）

この案を提出したのは，災害緊急対策に要する経費に充当するため一時借入金を増額する必要があるによる。

昭和34年第164号議案

昭和34年度名古屋市水道事業会計追加更正予算

（総則）

第1条　昭和34年度名古屋市水道事業会計の追加更正予算は，以下に定めるところによる。

（一時借入金）

第2条　一時の借入をすることができる金額「常時600,000,000円以内」を「常時700,000,000円以内」に改める。

昭和34年10月4日提出　　名古屋市長　小　林　橋　川

（理由）

この案を提出したのは，緊急に水道施設の災害復旧のため，一時借入金を増額する必要があるによ

る。

昭和34年第165議案

昭和34年度名古屋市下水道事業会計追加更正予算

（総則）

第1条　昭和34年度名古屋市下水道事業会計の追加更正予算は，以下に定めるところによる。

（一時借入金）

第2条　一時の借入をすることができる金額「常時100,000,000円以内」を「常時300,000,000円以内」に改める。

昭和34年10月4日提出　　名古屋市長　小　林　橘　川

（理由）

この案を提出したのは，緊急に下水道施設の災害復旧のため，一時借入金を増額する必要があるによる。

昭和34年第166号議案

昭和34年度名古屋市交通事業会計追加更正予算

（総則）

第1条　昭和34年度名古屋市交通事業会計の追加更正予算は，以下に定めるところによる。

（一時借入金）

第2条　一時の借入をすることができる金額「常時700,000,000円以内」を「常時1,000,000,000円以内」に改める。

昭和34年10月4日提出　　名古屋市長　小　林　橘　川

（理由）

この案を提出したのは，緊急に軌道事業始めの災害復旧のため，一時借入金を増額する必要があるによる。

昭和34年第167号議案

予算外義務負担について

災害に要する応急物資調達等のため，15億円の範囲内において予算外の義務を負担することができるものとする。

昭和34年10月4日提出　　名古屋市長　小　林　橘　川

（理由）

この案を提出したのは，災害緊急対策のため，予算外の義務負担をする必要があるによる。

第2節　臨時市会

10月4日の急施市会によつて，とりあえず現金の一時借入れならびに予算外義務負担の増額が議決されたのち，市の総力をあげて応急措置の活動が続けられたが，一日も早く恒久対策樹立の素地をつくることが要望されるにいたり，市議会は第2次建設復旧のための復興予算を審議すべき臨時市会の招集を要請した。

このような事情から11月27日に市会臨時会の開催をみ，会期5日をもつて災害復旧関係議案が提案されるにいたつた。

市会においては，これら追加予算等は名古屋市の復興にきわめて重要な意義を有することから，特に当初予算審議に準ずる取扱いをもつて審査の万全を期することとし，全議案を委員会付託として慎重な検討が行なわれた。

もとよりこのとき提出された議案は，追加予算案としてはかつて例をみないぼう大なものであつて，激じんな被災に打ちひしがれた名古屋市がよくこの負担に堪え得るかに一まつの不安が存するものであつたが，市会においては名古屋市の底力と市民の再建意欲に全幅の信頼をおき，12月28日これら議案をすべて可決したのである。

臨時市会における災害復旧に関連するおもな予算関係議案の概要は次のとおりである。

第171号議案　昭和34年度名古屋市公益質屋費歳出追加更正予算

追加更正予算額　82,439,000円（更正のみ）

（説明）

熱田公益質屋はじめの災害復旧および被害質物の補修等のための追加更正

第172号議案　昭和34年度名古屋市母子福祉資金貸付金歳入歳出追加予算

追加予算額　10,000,000円

（説明）

被害母子家庭等に対する母子福祉資金の貸付け

承認第9号　予算外義務負担となる物資の購入契約締結に関する専決処分について

契約金額　87,748,520円

（説明）

単価450円から950円までのものを44,456枚および490円から880円までのものを79,755枚それぞれ災害救助用毛布としてオリエンタル中村・松坂屋から購入

第173号議案　昭和34年度名古屋市立大学費歳入歳出追加予算

追加予算額　14,668,770円

（説明）

市立大学の施設復旧（14,077,800円）および市立大学病院の施設復旧（590,900円）に要する経費

第174号議案　昭和34年度名古屋市市立病院費歳入歳出追加予算

追加予算額　2,568,600円

（説明）

城北病院（960,100円），城西病院（1,248,000円）および天白病院（360,500円）の施設復旧に要する経費

第177号議案　昭和34年度名古屋市市債費歳入歳出追加予算

追加予算額　2,765,203,000円

（説明）

一般会計はじめ各会計における災害対策・復旧関係費として繰り出すための追加予算

第181号議案　「起債について」中一部改正について

起債金額「金1千162万円以内」とあるのを「1千912万円以内」に改める。

（説明）

母子福祉資金貸付金の財源として，7,500,000円起債の追加

第182号議案　起債について

（起債の目的）	（起債金額）
災害対策費	93,000,000円以内
災害公営住宅建設事業費	219,000,000円以内
土木施設災害復旧事業費	337,000,000円以内
教育施設災害復旧事業費	207,000,000円以内
公営住宅災害復旧事業費	94,000,000円以内
農業施設災害復旧事業費	24,000,000円以内
庁舎等災害復旧事業費	38,000,000円以内
中央卸売市場災害復旧事業費	31,000,000円以内
水道災害復旧事業費	578,000,000円以内
下水道災害復旧事業費	652,000,000円以内
交通事業災害復旧費	440,000,000円以内

承認第1号　追加予算に関する専決処分について

追加予算額　1,500,000,000円以内

（説明）

災害直後における応急救助（収容施設，たき出し，被服寝具その他生活必需品，住宅の応急修理，生業資金の貸付け等）に要する経費

承認第2号　追加予算に関する専決処分について

追加予算額　50,000,000円以内

（説明）

災害復旧の融資にそなえて信用保証協会の基金を増加

承認第3号　物資の購入契約締結に関する専決処分について

（説明）

災害救助用として毛布30万枚（236,102,000円），上敷27万枚（20,250,000円），日用品14万袋（28,000,000円）を丸栄・名鉄百貨店・松坂屋・オリエンタル中村から購入

承認第4号　吸上自動車購入契約締結に関する専決処分について

契約金額　22,800,000円

（説明）

伊勢湾台風による災害地特別清掃作業のため吸上自動車19両を購入

第175号議案　昭和34年度名古屋市中央卸売市場費歳入歳出追加予算

追加予算額　31,300,000円

（説明）

中央卸売市場の施設，特に水揚げ場・卸売市場の屋根・倉庫等の応急または改良復旧に要する経費

第176号議案　昭和34年度名古屋市高畑市場及と畜場費歳入歳出追加予算

追加予算額　1,838,200円

（説明）

高畑市場の施設，特に屋根の補修工事に要する経費

第178号議案　昭和34年度名古屋市水道事業会計追加予算

追加予定額　628,377,000円

（説明）

南部浸水地帯の排水管復旧工事およびプール施設の補修に要する経費

第179号議案　昭和34年度名古屋市下水道事業会計追加予算

追加予定額　862,750,000円

（説明）

山崎・熱田・千歳等南部下水処理場およびポンプ所施設の復旧に要する経費

第180号議案　昭和34年度名古屋市交通事業会計追加予算

追加予定額　収入　295,360,000円

支出　314,856,000円

（説明）

路面電車軌道復旧費	57,152,700円
〃　電路復旧費	75,085,300円
〃　車両復旧費	71,108,000円
自動車車両復旧費	21,787,000円
港電車運輸事務所車庫等改良復旧費	53,715,000円
東臨港線等の軌道改良復旧費	31,926,100円
その他	

第183号議案　予算外義務負担となる物件供給契約の締結について

契約金額　61,040,200円

（説明）

伊勢湾台風による災害復旧計画の一環として輸送体制を強化するため，バス20両を購入

第186号議案　工事請負契約の締結について

契約金額　22,000,000円

（説　明）

伊勢湾台風による被災者用災害公営住宅を建設するため，南区柴田西町に簡易耐火構造2階建47戸を建築

承認第5号　木材供給契約締結に関する専決処分について

契　約　金　額　　20,960,000円

（説　　明）

災害第2種公営住宅（木造）用の木材として730.17m³（4,047.75石）を購入

承認第6号　　木材供給契約締結に関する専決処分について

契　約　金　額　　20,960,000円

（説　　明）

災害第2種公営住宅（木造）用の木材として730.17m³（4,047.75石）を購入

承認第7号　　工事請負契約に関する専決処分について

契　約　金　額　　22,300,000円

（説　　明）

災害第2種公営住宅（簡易耐火構造2階建）57戸を上飯田東町に建設

承認第8号　　工事請負契約締結に関する専決処分について

契　約　金　額　　24,358,000円

（説　　明）

災害第2種公営住宅（簡易耐火平家建）75戸を北区楠町大字味鋺に建設

第170号議案　　昭和34年度名古屋市歳入歳出追加予算

（説明）　　（歳出）

款　　項	追加予算額
8　民　生　費	700,153,000円
(1)　給　与　費	153,000円
南・港両社会福祉事務所職員の増強	
(16)　災害救助費	700,000,000円
収容施設，たき出し，被服寝具その他生活必需品，医療および助産，住宅の応急修理，生業資金の貸与，学用品の給与，見舞金等に要する経費	
22　諸　支　出　金	36,546,900円
(9)　繰　出　金	36,546,900円
特別会計施設復旧および一時借入金等充当繰出し	
(14)　雑　支　出	8,500円
職員増強に伴う厚生費	
24　災害特別対策費	1,013,794,400円
(1)　水防活動費	20,074,900円
水防活動・仮締切り作業ならびに殉職消防団員諸費	
(2)　土木災害対策費	59,026,000円
たん水排除・排土処理に要する経費	
(3)　教育対策費	46,900,800円
被災校における経常的な備品・消耗品等の補給に要する経費	

(4) 衛生対策費　58,838,900円

防疫対策および伝染病診療等に要する経費

(5) 住宅対策費　627,948,700円

災害公営住宅1,500戸建設および災害復興住宅資金貸付け審査事務に要する経費

(6) 清掃対策費　150,566,100円

ごみ・ふん尿の緊急処理に要する経費

(7) 経済対策費　10,459,600円

信用保証協会災害特別事業補助金　9,900,000円

応急資材集荷補助金　480,000円

(8) その他対策費　39,979,400円

労働金庫特別貸付金・集団仮設住宅管理・広報活動・合同慰霊祭等に要する経費

25 災害復旧費

(1) 消防施設復旧費　20,117,900円

消防庁舎・通信施設等の復旧に要する経費

(2) 土木災害復旧費　1,185,816,300円

道路・橋りょう・河川・排水路復旧等に要する経費

(3) 教育施設復旧費　762,754,800円

小・中学校・高等学校・幼稚園・女子短期大学・金山体育館等の応急復旧に要する経費

(4) 民生施設復旧費　71,383,000円

社会福祉事業施設の復旧に要する経費

(5) 衛生施設復旧費　15,557,000円

保健所等の施設復旧に要する経費

(6) 公営住宅災害復旧費　304,641,000円

既設公営住宅の補修および復旧に要する経費

(7) 清掃施設復旧費　16,245,000円

ごみ焼却所・ふん尿作業所・公衆便所等の復旧に要する経費

(8) 経済施設復旧費　1,640,000円

工業研究所はじめ施設の復旧に要する経費

(9) 農業施設復旧費　250,892,300円

農業用施設・農地の復旧および除塩事業等に要する経費

(10) 庁舎等災害復旧費　9,916,500円

市役所・区役所庁舎等の復旧に要する経費

(11) 災害復旧設計監督費　33,977,700円

施設復旧に伴う設計監督費

合　計　4,423,435,800円

なお，この臨時市会において，別掲のとおり各方面から寄せられた救援に対する感謝決議案が可決

され，ただちに関係方面に伝達された。

（ロス・アンゼルス市に対する災害救援感謝決議）

災害救援感謝決議

親愛なるロス・アンゼルス市民諸君！

1959年9月26日，伊勢湾台風は，名古屋市を中心に暴威を逞しうし，わが国台風史上空前の大災害を招来するに至りました。

このときに当りまして，姉妹都市の契りもかたいロス・アンゼルス市民諸君が，遠か海の彼方より，いち早く温い救援の手を差し伸べられましたことは，われわれの深く感銘してやまないところであります。

今や名古屋市民は，貴市民の友情と信愛に大きな希望をつなぎ，姉妹都市たるの誇りを堅持して，今次の災害を克服し，文化産業都市の再建に努め，ひいては，世界人類の繁栄進歩に貢献せんとする熱意に燃えております。

ここに，名古屋市会は，150万市民の意思を代表し，ロス・アンゼルス市民の温い救援に感謝し，併せて貴市の繁栄を衷心から祈念いたします。

右決議する。

（伝達先）

ロス・アンゼルス市長，ロス・アンゼルス市議会

（内閣総理大臣等に対する災害救援感謝決議）

災害救援感謝決議

伊勢湾台風による激甚な被災は，名古屋市稀有の非常事態を招来した。

このときに当り，国を挙げての救援は，悲痛な不安と窮状にあえぐ被災市民を蘇生せしめ、再建意欲振起への最大の要因をなしたもので，感激のきわみである。

就中，自衛隊隊員諸士の献身的活躍はまことにめざましく，あらゆる救助作業の主軸として，名古屋市が全機能を動員して遂行した災害対策の力強い支えとなつたことは言をまたず，黙々その任に当られた隊員諸士の熱情は，すぐれた機動力の投入と相まつて，遂に，困難をきわめた堤防の仮締切をも完成して，被災市民を塗炭の苦しみから救つたのである。

今や災害地は，まのあたり見た隊員諸士の美しい人間愛に励まされて，逞しく復興に立ち上つている。

名古屋市会は，150万市民の意志を代表し，今次の救援に深甚なる敬意を表するとともに，身をもつて救助業務の第一線で粉骨砕身された隊員一人一人の輝やかしい功績をたたえ，その御労苦に万腔の感謝を捧げるものである。

右決議する。

（伝達先）

内閣総理大臣・防衛庁長官はじめ自衛隊関係機関

（内閣総理大臣等に対する災害救援感謝決議）

災害救援感謝決議

伊勢湾台風による激甚な被災は，名古屋市稀有の非常事態を招来した。

このときに当り，国を挙げての救援は，悲痛な不安と窮状にあえぐ被災市民を蘇生せしめ，再建意欲振起への最大の要因をなしたもので，感激のきわみである。

この間にあつて，警察官，消防職員及び団員がその総力を結集して行つた救援作業は，名古屋市が全機能を動員して遂行した災害対策の力強い支えとなつたことは言をまたず，友誼地方公共団体による厚意ある来援，民間各種団体，あるいは学生生徒諸君の美わしい勤労奉仕と両々相まつて応急復旧工事を遅滞なく推進する大きな原動力ともなつたのである。

今や災害地は，9千万同胞の限りない温情庇護に対し，感激を新たにして，逞しく復興に立ち上つている。

名古屋市会は，150万市民の意志を代表し，各方面からの救援に深甚なる敬意を表するとともに，身をもつて救助業務の難局に当られた一人一人の輝やかしい功績をたたえ，その御労苦に万腔の感謝を捧げるものである。

右決議する。

（伝達先）

内閣総理大臣・益谷国務大臣はじめ政府国会関係筋，警察・消防その他支援地方公共団体，民間各種団体各学校など災害救助関係者

第 3 節　水害対策実行常任委員会

被災直後の9月28日招集された緊急議員総会において設置が決定され，常任委員の数および人選が議長に一任された水害対策実行常任委員会は，その後ただちに次のとおり設置要綱ならびに常任委員の指名が決定された。

水害対策実行常任委員会設置要綱

（目　的）

台風15号による災害対策を推進するため

（職　務）

① 台風15号による被害の復旧対策の樹立推進をはかる。

② 台風15号による災害に対する緊急施策の実施を政府並びに関係機関に要望しその推進をはかる。

（組　織）

① 議員全員をもつて組織する。

② 委員会の目的を推進するため委員会に委員15※名よりなる常任委員会を設置する。

（役　員）

委員会に委員長1名をおき委員長には議長，副委員長には副議長をもつてこれにあてる。

（任　期）

委員会の目的完遂まで存続するのもとする。

※　10月10日　18名に改正

水害対策実行常任委員会委員

（委員長）　大西泰助　　（副委員長）　中杉徳兵衛

石川鋭三　　田中鉄雄　　平野多吉　　下平一一

水谷忠一　松野鉄次郎　貴田肇　平岩作次
鈴木脇蔵　富田善太郎　加藤辰三郎　井鴻春市
宮田一雄　（以上9月28日指名）
伊勢弦八郎　長谷川時令　林実　（以上10月10日追加指名）
亀田憲武　（石川錬三君辞任後の後任）

かくして発足した水害対策実行常任委員会は，9月28日ただちに委員会を開催し，当面緊急の遺体の収容，水防対策（堤防修復排水），り災者対策（救出，食糧・衣料の補給，収容措置），医療対策，電気・ガス・水道の復旧措置について協議を行ない，その結果次のような対策を決定，ただちに行動にうつることとした。

○国の援助を受けるため陳情を行なうこと。
○災害救助法関係法令を議員に周知のため配布すること。
○次の応急措置の実施について当局を督励すること。
1　堤防修復と排水
2　り災者に対する食糧・水・衣料等の補給
3　遺体収容
4　適切な収容措置
5　伝染病に対する防疫対策
6　電気・ガス・水道の復旧措置
○委員会独自の活動で各社会事業団体等に呼びかけ，衣料の供出運動等を行なう。
○議員団としてとりあえず10万円の見舞金を贈る。
○緊急措置のため当局の予算外支出を承認する。
○班別に，現地の慰問ならびに視察を行なう。

以来，水害対策実行常任委員会は，その後12月23日その目的を果たして解散するまで連日被災地の激励，市理事者および関係方面への対策要望の折衝，災害特例法の上京陳情等の活躍を続け，災害救助・復旧対策に遺憾なきを期した。

その活動状況のおもなものを日を追つてあげれば，次のとおりである。

9月29日　常任委員が5班に分かれ，り災地区（瑞穂・熱田・中川・港・南区）を視察激励。

9月30日　常任委員会開催。現地視察の報告および理事者側の報告に続き，当分の間毎日定刻に実行常任委員会を開くこと，り災地区の慰問・連絡等のため実行常任委員が当分の間常駐することを決定。

さらに小・中学校の全面休校措置，中部電力・東邦ガス・電電公社に対する復旧促進要望措置をとるよう当局に要望した。

10月1日　実行常任委員会開催。理事者報告に続き，赤い羽根運動の見送り，物資配分の公平化，中央へのP.R.，新聞の協力要請等の措置をとるよう当局に要望した。

10月2日　実行常任委員会開催。衆議院加藤（錄）・辻・赤松・横山・北山各議員，参議院成瀬・大谷（贇）・近藤（儁）・大倉・小笠原各議員出席。理事者から概況報告にあわせて政府に対する要望

について出席国会議員に協力を要請。活発な意見交換が行なわれた。

10月3日　実行常任委員会開催。「伊勢湾台風の災害復旧に関する決議」および「伊勢湾台風による大災害の善後措置に関する意見書」を4日の急施市会に議員提案すること，市部選出県議会議員との連絡協議を行なうためそれぞれ連絡員を置くこと等を決定した。

なお，この日2班に分かれ，南区・港区の現地視察を行なつた。

10月4日　実行常任委員会開催。今後各部会所管事項に関する実行または要望は適宜部会において行ない，本委員会は国会・県会に対する広報・陳情を主として行なうこと，国会議員に対する被災状況の説明を強化すること等を決定，同時に被災地の人心安定策をとるよう当局に要望した。

10月5日　実行常任委員会開催。県所管の山崎川および庄内川堤防の決壊箇所の締切り工事の促進を要望すること，市当局と金融機関に対し融資貸付け条件の緩和を要望することを決定した。なお，第1回の県市会連絡会議を開催した。

10月6日　実行常任委員会開催。市当局に救援物資の合理的配分計画の実施を要望したほか，山崎川決壊箇所の復旧について県市会連絡員が現地において工事進ちよくを要望することを決定した。なお，第2回県市会連絡会を開催した。

10月7日　実行常任委員会開催。県市会連絡員に3議員を追加。市当局に収容所給食の合理化，り災者調査の徹底，県に対する義援金の市への配分等を要望した。なお，第3回県市連絡会議が開催され，救助費の県費交付，新川堤防復旧工事の促進について要望した。

また，この日国会議員に陳情のため実行委員10人が上京した。

10月8日　実行常任委員会開催。市幹部会の概況聴取ののち，災害特別立法に関し，市の要望事項のとりまとめ，13号台風の前例等を調査することを市当局に要望した。なお，この日県市連絡員は港区南陽町および海部郡の被災状況を視察した。

10月9日　実行常任委員会開催。昨8日の上京陳情の状況について，国会陳情団は開会中の衆議院建設委員会で発言を許され，被災地の実情を訴え，各方面から協力の確約を得た旨の報告があつた後，南部方面の排水状況と今後の見通しにつき理事者から説明を聴取した。続いて，市当局に対し，災害救助法の適用期間の延長，被災者に対する税の減免措置の検討，市営住宅被災者に対する畳の支給等を要望した。なお，県市会連絡会議が開催された。

10月10日　実行常任委員会開催。市当局から幹部会の概要，排水作業の状況の報告があつた後，市当局に対し収容所の設備基準の一定化，り災小・中学生に対する学用品の早期支給，国民金融公庫融資わくの拡大要望等の措置をとるよう要望した。

10月11日　実行常任委員会開催。市当局から幹部会の概要および排水作業の状況について報告があつた後，市当局に対し，災害特別立法に関する国会対策の強化，県所管の南陽町潮止め工事の督促，市の一般事務の早期再開を要望した。なお，この日第5回県市連絡会議が開催された。

10月12日　実行常任委員会開催。市当局から現在までの救援の概要について報告があつた後，くりかえし南陽町潮止め工事の督促ならびに応急仮設住宅の県における建設を県市会連絡会議において要請することとした。続いて県市会連絡会議を開催し，上の2点を強く要請した。また，この日国会対策陳情班（第2班）10人が上京した。

10月13日　実行常任委員会開催。市当局から幹部会の概要について，災害特例法の要望経過ならびに応急仮設住宅建設の見通し等の報告を聴取した後，市当局に対し救援物資配給の円滑化，応急仮設住宅の建設促進を要望した。

なお，今後実行常任委員会は毎週月・木曜を定例日とすることとした。

10月15日　実行常任委員会開催。市当局から幹部会の概要について，南陽地区の仮締切りは本市としても市職員をはじめ消防・学徒の応援を得て全力をあげて協力中である旨，および災害特例法の運動経過等について報告があつた後，小・中学校の授業の早急再開，共同募金の全面中止，道路啓開・ごみ処理に対する市民の協力要請等の措置について市当局に要望した。なお，この日県市連絡会議が開催された。

10月19日　実行常任委員会開催。市当局から救助対策全般にわたり報告および見通しの発表があつた後，国会陳情団（第2班）の運動経過について，国会各常任委員会に対する具体的陳情が必要であること，昭和28年災の特例にとらわれず今回の災害に則した実効のある特例について要望を進めること等の方法が示された。なお，この日県市会連絡会議が開催された。

10月22日　実行常任委員会開催。市当局から義援金の配分状況，南陽町堤防締切り工事の進ちよく状況等について報告を聴取した。なお，この日県市会連絡会議が開催された。

10月26日　実行常任委員会開催。市当局から災害特例法に関する中央情勢，締切り工事完成の見通しについて報告があつたほか，貴田名港管理組合議会議長から名港災害復旧に関する中央における運動経過が報告され，協力が要請された。

10月29日　実行常任委員会開催。災害対策に関する陳情については，上京陳情を議長の指示により続けることを決定。続いて被災者の国税減免折衝の経過ならびに水道料金の減免について財政衛生部会長ならびに水道消防部会長から報告が行なわれた。なお，災害発生以来続けられてきた委員の常駐制度を一応打ち切り以後は議長招集によることとした。

11月21日　実行常任委員会開催。市当局から災害特例法案および政令要綱案について説明が行なわれ，修正要望の必要あるものについてはさらに陳情を続けることとした。また，災害救助費の追加配分，県所管の堤防復旧工事の厳正施行等の諸点について，県市会連絡会議において県当局に要望することとした。

12月17日　実行常任委員会開催。市当局から委員会に対する謝意表明があり，今後災害対策の恒久的対策を研究する機関を作りたいとの意志表明があり，これを了承した。

こうして災害特例法の成立，災害応急救助の一応の終結をみた12月なかばにいたり，水害対策実行常任委員会はその使命を終えて解散することとなり，12月21日の議会運営委員会においてその存廃は議員総会ではかることとし，12月23日の議員総会で水害対策実行常任委員会の廃止が了承，決定された。

第4節　そ　の　他

1　県市議会の連絡調整

水害対策実行常任委員会は，すでに述べたように10月4日県議会との水害対策の連絡調整のため相

互に連絡員を置くこととし，同日連絡員として県議会側から長谷川・加藤（賢）・丹羽・森下・須原・吉川の各議員，市会側から宮田・松野・斉木・伊藤（松）・伊神・古橋の各議員があたることとなつた。その後県市会連絡会はほとんど連日開催されたが，そこにおいて論議されたおもな事項は次のとおりである。

山崎川潮止め工事の促進

南陽町潮止め工事の促進督励

フトン・建築資材等の優先配分

住宅金融公庫に対する共同陳情

2　部会の水害対策

10月4日の急施市会終了後，各部会は同時に開会され，市当局からの所管事項に関する応急救援方針の報告を聴取した後，各部員から被災現地の実情ならびに窮状が訴えられ，当局の善処を促した。その後の各部会の活動状況は次のとおりである。

◦総務民生部会

10月7日　部会員2班に分かれて各区役所災害対策業務を視察。

10月14日　部会員，南陽・富田両地区の締切り工事を視察。

10月31日　部会において，中央に対する要望事項ならびに救助全般の中間報告，被災市職員に対する措置報告について質疑を行なう。

11月9日　部会において南陽・富田地区の排水状況，政府の救援体制，義援金の配分方法等について説明を聴取。特に義援金の早期配分のため手続きを簡略化することを要望した。

11月24日　災害救助協力者に対する謝意表明の件ならびに被災者合同慰霊祭執行について了承。また，救助関係市長専決処分の説明を聴取した。

◦財政衛生部会

10月13日　衛生局長から救助班および防疫班の活動状況について報告を聴取。また，財政局長から災害救助費関係専決処分の報告に続いて災害関係所要経費見込み，市税等の減収見込みについて説明があつた後，被災者に対する国税の減免等の特別立法措置推進に関し，この部会に特に小委員会を設けて検討することを決定した。

この結果設けられた被災者国税の減免等研究小委員会は，10月19日，寺島・桑原・大橋・横井・伊神・梅村各委員により開会し，実情と懸隔のある無条件適用地域の是正，指定地域外における調査の適正，災害減免法令改正の3点につき国税局と折衝することとし，10月27日国税局首脳部と懇談し，それぞれ善処を約せしめた。

10月29日　部会において被災者国税の減免等研究小委員会の報告が行なわれた後，防疫活動ならびに赤痢発生状況について報告を聴取し，続いて被災住宅再建補修の融資保証について質疑が行なわれた。

11月19日　部会において信用保証協会貸付金5,000万円の追加予算専決処分の報告を了承。災害に伴う市税減免措置要綱案につき質疑を行なつたほか，衛生関係では富田・南陽地区の排水に伴う防疫対策，救護班活動状況等について意見交換が行なわれた。

11月24日　部会において被災者に対する市税減免条例案の各クラブ検討結果が報告され，原案を了承。また，専決処分による救援物資の調達，追加予算の内訳，起債の償還条件等についての質疑が行なわれた。

◦経済教育部会

10月 8 日　部会において最初に加藤（辰）部長から議長名で名古屋銀行協会あて災害復興資金の善処方要望の書簡を提出した旨の報告あり。市当局から，経済関係で，復旧資材の集荷状況，卸売市場の動向等について，農政関係で，救援食糧集荷実績等について，教育関係では，各学校収容所の状況についてそれぞれ報告あり，これに対して質疑が行なわれた。

10月15日　部会において，市当局から経済関係で，災害復旧資金の金融機関の準備状況，被災家屋補修資材・生鮮食品配給ルートについて，教育関係では学校施設被害状況・授業実施状況・り災者収容状況・災害救助給食実施状況・学用品給与計画等について，農政関係で救援食糧集荷実績等について説明を聴取し，質疑を行ない，学校の授業早期正常化を部会の決議として当局に要望することとした。

10月21日　部会において，経済関係として経済局関係業務の復旧対策等について，農政関係として農林漁業関係災害復旧補助等について，教育関係として被災校における授業再開状況等について報告を聴取したほか，当面の課題について質疑を行ない，被災中小商工業共同施設に対する国庫補助立法の陳情については，正・副部長において検討することとした。

11月 2 日　部会において，教育関係報告聴取の後，２班に分れて被災小・中学校25校の視察を行なつた。

11月24日　部会において，11月臨時市会提出の災害関係予算について審議を行なつた。

◦建設清掃部会

10月 7 日　部会員により庄内川河口堤防宝神町決壊現場を視察した。

10月 9 日　部会員により市電築地口停留場以南の自衛隊および勤労学徒による清掃業務実施状況，ごみの仮たい積所，南区加福町付近を視察した。

10月12日　部会員により南陽町一帯の水没現地を視察した。

10月16日　部会において，市当局から災害復旧状況について説明を聴取し，南陽地区堤防締切りに全力をあげて目標どおり完成させるよう要望。続いて清掃処理状況について，必要車両と人員の応援手配について見通しがただされた後，南区白水学区の清掃処理状況を視察した。

10月24日　部会において南陽町方面の仮締切り等について報告を聴取した後，南区白水学区および港区港栄町稲永住宅一帯の清掃業務状況を視察した。

10月30日　部会において災害復旧費国庫補助およびへどろ処理状況等について報告を聴取した後，南陽町海岸堤防の仮締切り完了箇所を視察した。

11月16日　部会において南陽町方面の仮締切りおよび排水状況，同方面の公共土木施設被害について説明を聴取したほか，清掃業務の活発化，区画整理事業の今後の推進等について質疑を行なつた。

11月24日　11月臨時市会関係の災害予算の審議を行なつた後，富田・南陽地区被災現場を視察した。

◦水道消防部会

10月 8 日　部会員により，水道局関係施設（道徳・大同・大江・山崎各ポンプ所）を視察。

10月11日　部会員により，南陽町方面堤防決壊箇所を視察。

10月16日　部会において上下水道復旧費各 8 億 1,000万円，14億 3,000万円につき説明を聴取，水道料金減免の研究を当局に要望した。

10月26日　部会員により，南陽町方面福田前・天目の堤防決壊箇所の応急復旧状況を視察。

10月28日　部会において，水道料金の減免措置，上下水道の災害復旧に関する中央への要望結果等について説明を聴取した。また，消防関係では，南陽町堤防の補強工事の状況，消防の応援関係の状況等について質疑が行なわれた。

11月24日　11月臨時市会関係の災害予算について審議を行ない，特に消防団に対する報償金の増額が要望された。

◦建築交通部会

10月 6 日　部会員によつて，港区・中川区一帯の市営住宅・交通関係施設を視察。

10月14日　部会において，交通局関係災害復旧経費，市バス・市電の運転復旧状況等について説明を聴取。また，建築局関係として，公営住宅応急復旧状況等について説明を聴取した。続いて南区大江・宝生・白水・大同・柴田各住宅，港区土古住宅，市電施設被害箇所を視察した。

10月21日　部会において市バス臨時運行等の運送対策，災害復旧住宅の建設補修資金の融資状況，罹災都市借地借家臨時処理法の適用等について報告・質疑が行なわれた。

11月 2 日　部会において市電下之一色線の措置，災害公営住宅建設計画の報告を聴取。被災地住宅の防災についていつそうの検討を行なうよう要望した。

11月25日　11月臨時市会の追加予算議案の説明を聴取。特に住宅災害対策の強化が部員一同から希望された。

3 国 会 対 策

伊勢湾台風による空前の被害は，市民の生活と経済に大打撃を与えたが，このためにこうむつた市財政の影響もきわめて深刻なものがあつた。被災後ただちに行なわれた見積りによつても応急措置費を含む市の直接負担額のみでゆうに 100 億を越える巨額に達するため，限られた市財政をもつてしては，じゆうぶんの措置を講ずることはとうてい不可能であつた。

このため，市当局は関係事業に対する国庫補助率の引上げ，特例債の発行，特別交付税の交付等，広範な財政上の要望事項をはじめとする災害関係特別措置を政府・国会方面へ要望することとなつた。

市会においても，すでに述べたとおり10月 4 日の急施市会で「伊勢湾台風による大災害の善後措置に関する意見書」を議決して，政府に提出したのをはじめ，国会および関係方面に対策の早期実施を要望して，積極的な運動を展開するにいたつた。

その活動は，第 5 編第 3 章第 1 節の災害特例法の審議の項においても述べるところであるが，概要をしるせば次のとおりである。

10月７日から10日まで第１回国会対策陳情団10人が上京し，衆議院建設委員会，両院関係常任委員会専門員，自民・社会両党本部を歴訪，それぞれ本市災害状況を報告するとともに，これが早期復旧について特別の協力方を要望した。これをはじめとして，10月12日から15日までの第２回国会対策陳情団をはじめ，議会運営委員会幹事，市政調査会各部会代表者が数次にわたつて上京，早急に国会を開催して災害対策全般に万全の措置をとられるよう，猛運動を継続，この結果，第33回臨時国会の開催が決定された。臨時国会における審議に併行する活動については，別項で述べるとおりである。

第２章　名古屋市の応急救助活動

第１節　救助組織

台風15号接近の報に基づき，市においては９月26日午前11時15分，杉戸助役室に名古屋市水防本部を設置し，水防体制の万全を期した。しかし，同日夜，最悪の条件下に来襲した猛台風によつて，一夜にしてかつてない大災害が発生するのやむなきにいたつた。高潮による家屋・人命の被害は，同夜８時半ごろから９時ごろまでが最大であつたと推定されるが，そのときはすでに全市の通信網はいつさい不通となり，わずかに出先において決死的活動を行なつていた警察・消防の非常手段による通報によるより被害の様相のは握はできなかつた。これらの非常通報により，被害のまことに容易ならざることが判明するに及び，同夜９時ただちに水防本部を災害対策本部に切り替え，災害救助隊を編成しり災市民の迅速適確な救助を行なうこととなつた。しかし，なお衰えつつも激しく続く風と雨，暗黒と浸水は，通信連絡・輸送交通手段をほとんど不可能ならしめ，救助作業は極度に困難をきわめ，このため，被害発生の初期においては，あらかじめ定められた災害救助隊組織の組織的活動は遺憾ながらその機能をじゆうぶん発揮することができず，はなはだしく局限されたものとなつた。

しかも，そのうちに刻々と被害の恐るべき様相を報ずる情報が警察・消防・区出先機関等から危険をおかして届けられるに及び，ついに市災害対策本部は非常の決意を迫られることとなつた。本部においては午後10時，熱田区方面に派遣されていた消防局安藤消防部長からの無線電話による情報連絡により，ちゆうちよするところなく守山市駐とんの自衛隊第10混成団に対する出動要請を決定した。そしてただちに連絡の方途を講じたが，午後11時にいたつても電話連絡は不能であつたため，消防専用電話をもつて愛知県河川課経由連絡を試みたが，これまた不通であり，消防局員の県消防警備課長ならびに県本部自衛隊連絡将校に対する直接連絡によつて，緊急に自衛隊の出動を要請した。この結果翌27日の午前１時30分，上の要請に対して県消防警備課を通じて出動受諾の回答があり，午前３時，自衛隊員60人が舟艇４隻とともにとりあえず熱田方面に到着，この応援のもとにここにはじめて強力な救助活動が開始されるにいたつた。

これとともに，災害救助本部は，できる限りの手段を尽くして全職員を非常召集することとし，翌日たまたま日曜日にあたつたにもかかわらず，また，被災職員もおびただしい数であつたにもかかわらず，夜明けとともに続々集合をみた。この間にも被害の様相は刻々判明するにつれてみぞうの事態であることが明らかとなつたが，なお，最も悲惨な地帯の情報は適確にとらえることができず，関係

者一同をはなはだしく憂慮させた。

判明した被害状況から，特に激しい被害を受けた南区の７学区については，今後ある程度の期間継続して強力な救援を行なう必要が認められたので，市においては，当分の間一定要員を除き平常業務を全面的に中止し，各局部を単位として被害激じん学区の救援にあたる非常措置をとることとなつた。

各局部の担当学区は次のとおりであつた。

総務局・選挙管理委員会事務局	南区大生学区
財　政　局	〃　豊田学区
経済局・教育委員会事務局	〃　道徳学区
計　画　局	〃　明治学区
建　築　局	〃　千鳥学区
水　道　局	〃　宝学区
交　通　局	〃　白水学区

これら南区７学区に以上の９部局が動員されたほか，残りの各部局も，それぞれ非常態勢をもつて次のような緊急業務を行なつた。

秘　書　課 市会事務局	市幹部および市議会議員の活動補助
監査事務局 人事委員会事務局	勤労動員学生の受入れ事務
清　掃　局 土　木　局 会　計　課	港区南陽町の救援業務
農　政　部	港区南陽町の排水作業
民　生　局 衛　生　局	災害救助業務全般の実施

各局部が行なつた担当学区救援活動は，９月28日からいつせいに開始され，市職員はそれぞれ作業服姿で分担学区の救援配置につき，握り飯・乾パン・かん詰・飲料水・毛布・上敷・日用品・衣料などの輸送配分業務に従事した。

各学区救援隊とも区災害対策本部である区役所を本拠とし，水没地帯の最前線に適宜の前進基地を設けて物資集積所とし，そこから学校をはじめとする指定避難所へボート・舟艇などを用いて救援物資の輸送が行なわれた。

以上のとおり市災害対策本部は，被災以来市の全機能を救助組織に投入し，被災者救助に努める一方，迅速かつ万全の救助のため，他の大都市はじめ官公庁，あるいは一般市民の協力援助を要請し，多くの自発的救援の手を含めてここに官公民あげての救助体制が急速に確立され，その後この体制はながく続けられることとなつた。これらの詳細については，以下応急救助の各節について述べるところである。

伊勢湾台風当時編成された災害対策本部機構ならびにあらかじめ定められていた名古屋市災害救援

隊規則は，次のとおりである。

名古屋市災害対策本部機構図

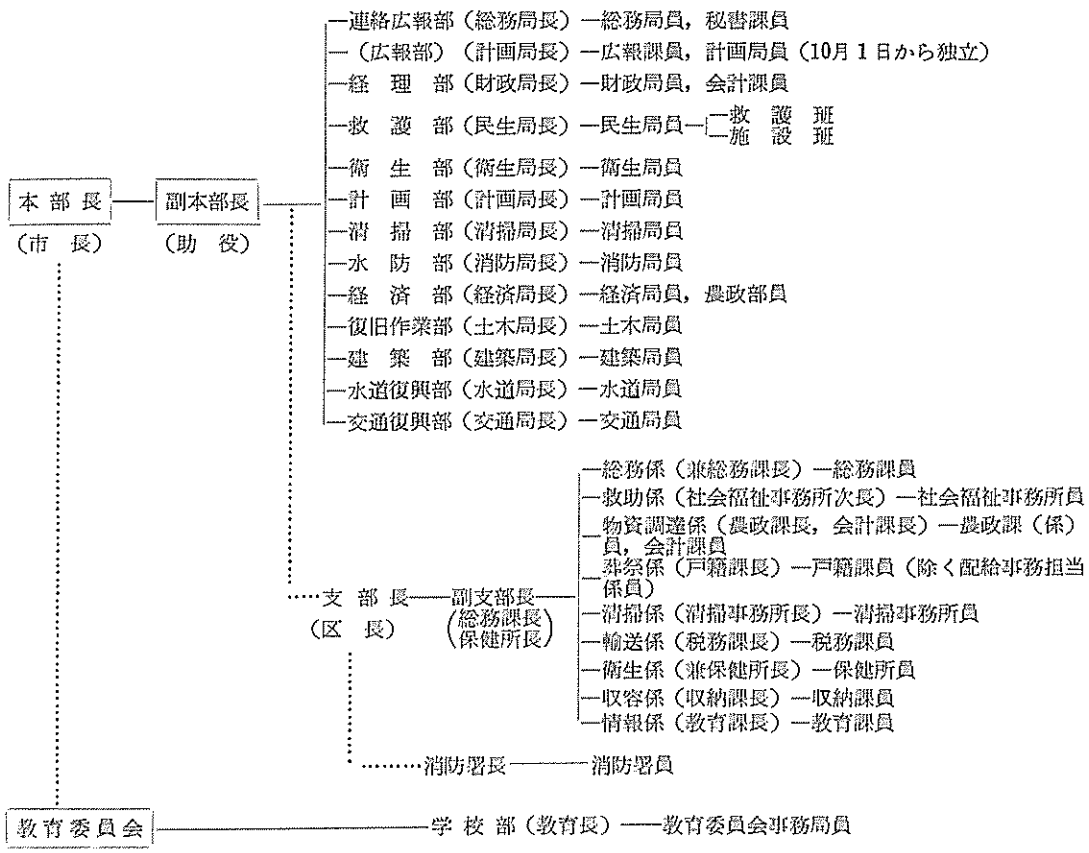

名古屋市災害救助隊規則

第1章　総　則

第1条　本市に名古屋市災害救助隊（以下「市救助隊」という。）を設置し，本部を助役室に置き，区に区災害救助隊（以下「区救助隊」という。）を設置し，本部を区長室に置く。

第2条　市救助隊及び区救助隊は，非常災害に際して愛知県災害救助隊及び救助作業関係者との緊密な連絡，団結の下に，罹災市民の迅速適確な救助を行なうことを目的とする。

第2章　市救助隊

第3条　市救助隊の構成員は，左の通りとする。

隊長	
副隊長	若干人
部長	若干人
隊員	若干人

隊長は，市長がこれに当る。

副隊長は，助役を以てこれに充てる。

部長は，局部課長及び消防局長の中から，市長がこれを命ずる。

隊員は，市職従業員，消防局員その他災害救助に関係ある者の中から，市長がこれを命じ，または委嘱する。

隊長において必要があると認めたときは，顧問を置くことができる。

第4条　隊長は，市救助隊を統轄し，部下を指揮監督する。

副隊長は，隊長を補佐し，隊長に事故があるときは，その職務を代理する。

部長は，隊長の命を受けて部務を処理する。

隊員は，上司の命を受けて各々担当の業務に従事する。

顧問は，救助計画の樹立及び実施につき隊長の諮問に応ずる。

第5条　市救助隊に部制を設け，おおむね次の事項を分掌する。

総　務　部

(1)　市救助隊の編成並びに運営に関する事項

(2)　情報の収集並びに発表に関する事項

(3)　各部，各区救助隊の総合連絡統制に関する事項

(4)　各種団体との連絡調整に関する事項

(5)　他の部の所管に属しない事項

経　理　部

(1)　予算経理に関する事項

(2)　災害用緊急物資の調達，輸送並びに事前計画に関する事項

救　助　部

(1)　応急救助一般に関する事項

(2)　区救助隊の編成並びに運営に関する事項

衛　生　部

(1)　応急医療防疫に関する事項

(2)　多発死体の埋火葬，供養に関する事項

清　掃　部

(1)　非常清掃に関する事項

消　防　部

(1)　消防に関する事項

経　済　部

(1)　救助物資の確保に関する事項

建　設　部

(1)　応急救助施設，設備等の仮設並びに修理その他関係技術に関する事項

(2)　道路，橋りょう，築堤等の応急修理その他関係技術に関する事項

建　築　部

(1) 仮設住宅建築に関する事項

(2) 一般市有及び教育関係建築物並びに附帯施設の応急仮設並びに修理に関する事項

水 道 部

(1) 上水，下水道に関する事項

(2) 非常給水に関する事項

学 校 部

(1) 学生生徒の応援派遣に関する事項

(2) 学用品の給与に関する事項

(3) 学校施設の使用等に関する事項

交 通 部

(1) 災害時の市民交通に関する事項

(2) 交通施設の応急修理に関する事項

第6条 救助隊は，災害の警備，罹災者の救出避難及び情報の提供等について名古屋市警察部長の協力を求めるものとする。

第7条 市救助隊の機構は，別表1の通りとする。

第 3 章 区救助隊

第8条 区救助隊の構成員は，左の通りとする。

隊 長

副 隊 長

係 長 若干人

隊 員 若干人

隊長は，区長を以てこれに充てる。

副隊長は，保健所長及び区総務課長を，係長は区のその他の課長，保健所長，社会福祉事務所次長及び清掃事務所長を以てこれに充てる。

隊員は，区職員その他災害救助に関係ある者の中から，区長がこれを命じ，または委嘱する。

隊長において必要があると認めたときは，顧問を置くことができる。

第9条 隊長は，区救助隊を統轄し，市救助隊長の命を受けて救助その他緊急措置の実施に当る。

副隊長は，隊長を補佐し，隊長に事故があるときは，その職務を代理する。

係長は，隊長の命を受けて担当の業務を処理する。

隊員は，上司の命を受けて各々担当の業務に従事する。

顧問は，救助計画の樹立及び実施につき隊長の諮問に応ずる。

第10条 区救助隊に係制を設け概ね左の事項を分掌する。ただし，区長は，情況により適宜事項を変更することができる。

総 務 係

(1) 救助に関する総合的企画運営に関する事項

(2) 市救助隊及び関係方面との連絡に関する事項

(3) 各係の総合，連絡，統制に関する事項

(4) 予算経理に関する事項

(5) 救助隊の訓練に関する事項

(6) 各種団体との連絡調整に関する事項

(7) 他の係の所管に属しない事項

情　報　係

(1) 情報の収集に関する事項

救　助　係

(1) 応急救助一般に関する事項

経　済　係

(1) 救助物資に関する事項

葬　祭　係

(1) 多発死体の埋火葬供養に関する事項

(2) 葬祭用品に関する事項

清　掃　係

(1) 非常清掃に関する事項

輸　送　係

(1) 災害用緊急諸物資の輸送並びに事前計画に関する事項

衛　生　係

(1) 医療防疫に関する事項

収　容　係

(1) 罹災者収容及び収容施設に関する事項

第11条　消防署は，別動隊として区救助隊に協力するとともに災害地の警備，罹災者の救出避難及び消防等に従事し，情報を提供するものとする。

2　区救助隊は，災害地の警備，罹災者の救出避難及び情報の提供等について所轄警察署長の協力を求めるものとする。

第12条　区救助隊の機構は，別表2の通りとする。

第4章　補　則

第12条の2　市，区救助隊の命令系統図は，別表3の通りとする。

第13条　市救助隊並びに区救助隊に関し必要な事項は，市救助隊長がこれを定める。

附　則

この規則は，昭和23年7月10日から，これを適用する。

別　表　1

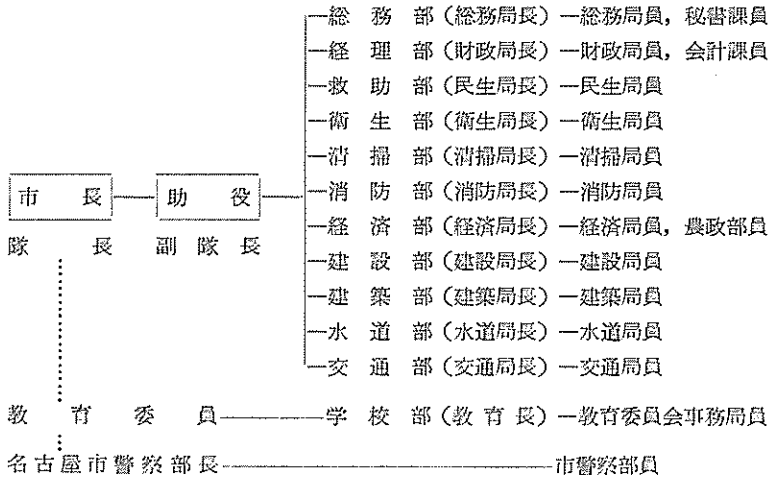

別　表　2

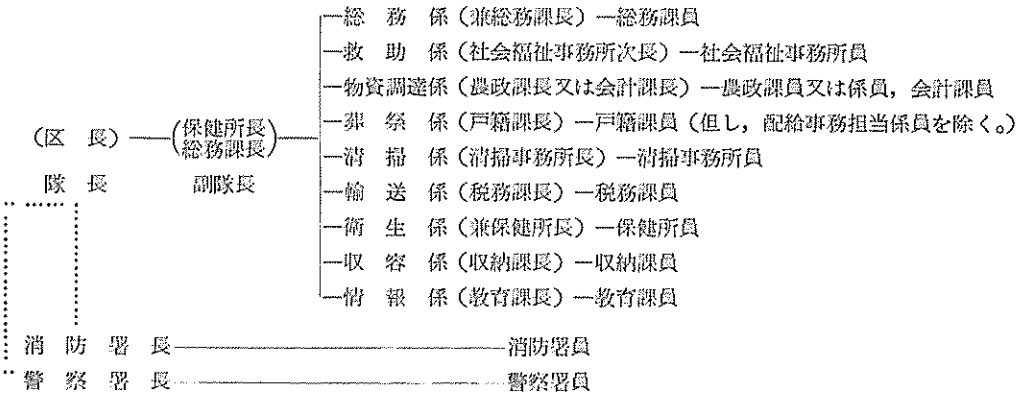

別　表　3

市，区救助隊の命令系統図

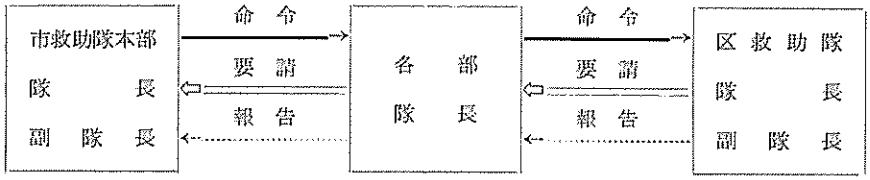

◎注　救助隊本部における事務局は総務部が担当するものとする。

第4－1表　　職員の動員状況

月日＼作業別	救援作業	復旧作業	救援復旧計画	計	月日＼作業別	救援作業	復旧作業	救援復旧計画	計
9. 27	1,871	2,411	474	4,756	30	1,355	1,705	1,507	4,567
28	2,698	4,202	951	7,851	31	1,419	1,514	1,440	4,373
29	2,979	4,182	995	8,156	11. 1	452	776	515	1,743
30	3,151	4,069	993	8,213	2	900	1,068	985	2,953
10. 1	3,120	3,706	1,099	7,925	3	558	724	390	1,672
2	3,325	3,406	1,076	7,807	4	771	1,132	756	2,659
3	3,306	3,279	1,242	7,827	5	738	503	834	2,075
4	3,287	2,865	1,290	7,442	6	721	1,053	763	2,537
5	3,214	3,158	1,269	7,641	7	655	940	758	2,353
6	3,228	3,176	1,274	7,678	8	424	451	680	1,555
7	3,117	3,477	1,615	8,209	9	639	1,032	810	2,481
8	3,097	3,424	1,633	8,154	10	627	1,003	792	2,422
9	2,998	3,598	1,614	8,210	11	613	1,007	703	2,323
10	2,921	3,300	1,735	7,956	12	672	1,043	727	2,442
11	3,057	2,819	1,623	7,499	13	627	997	755	2,379
12	2,741	3,210	1,737	7,688	14	619	990	706	2,315
13	2,774	2,707	1,713	7,194	15	382	173	228	783
14	2,726	2,841	1,740	7,307	16	786	950	607	2,343
15	2,772	2,673	1,794	7,239	17	702	882	513	2,097
16	2,592	2,710	1,840	7,142	18	618	919	544	2,081
17	2,592	2,774	1,902	7,268	19	487	923	567	1,977
18	2,369	2,214	1,749	6,332	20	441	866	589	1,896
19	2,201	2,582	1,693	6,476	21	422	908	604	1,934
20	2,206	2,368	1,531	6,105	22	236	487	141	864
21	2,188	2,305	1,407	5,900	23	206	213	123	542
22	1,983	2,280	1,505	5,768	24	454	866	510	1,830
23	1,998	2,313	1,473	5,784	25	365	839	537	1,741
24	1,708	2,455	1,669	5,832	26	963	322	851	2,136
25	1,110	1,929	1,254	4,293	27	453	880	459	1,792
26	1,641	2,325	1,578	5,544	28	428	870	404	1,702
27	1,520	2,259	1,533	5,312	29	329	144	109	582
28	1,399	1,830	1,630	4,859	30	402	822	442	1,666
29	1,427	1,748	1,569	4,744	合　計	102,780	121,597	68,549	292,926

第2節　避　難　救　助

本市では台風が潮岬西方に上陸した26日午後6時過ぎから本格的な暴風雨となり，臨海地帯等の一部では事前の避難（東築地一帯の住民がもよりの新三菱重工本館に避難する等）が始められていたが，異常高潮の襲来を予知するよしもなく，風速25㍍を越えた午後8時過ぎ全市域にわたつて発生した家屋倒壊およびこれによる埋没の事態の続発に続いて，午後9時過ぎ襲来した高潮のため，ついに港・

南・中川区のほか瑞穂・熱田区にまたがる南部一帯の大浸水禍を生じることとなつた。特に南区（白水・千鳥・大生・宝・豊田・道徳・明治学区等），港区（西築地・潮止町等一部を除き）および中川区富田町等一帯は住家の軒に及ぶ浸水となり，また南区白水・千鳥・宝・道徳学区等では貯木場から奔流した流木と濁流により，港区南陽町・東築地学区等では一挙に20数カ所にわたる堤防決壊により，高潮にのまれ多数の犠牲者をみるとともに，この浸水地帯約40万に及ぶ被災者の多くは難を逃れて屋根上で，あるいは避難先で孤立したまま暴風雨と濁流の脅威にさらされるところとなつた。

こうした不測の緊急事態における各種の救助活動は12区の水防地区隊・消防団および警察等の諸機関により，早くも午後6時過ぎ電信・電気施設の寸断された暗黒のやみの中にたけり狂う暴風雨をついて被害発生前における事前避難・緊急避難の誘導・勧告あるいは倒壊物の排除，ボートをあやつつての困難な救助活動が随所において図られ，多くの被災者の救出救助が期された。水防本部にあつては被災直後，いち早く水防部の現地要請に基づき愛知県知事に対し自衛隊（守山市駐とん第10混成団）の救援要請方を依頼し救助活動の増強・助成を図る一方，救助救援資材の確保・急送に，また決壊堤防の復旧対策等に各部の機能を集中発揮し事態に対処した結果，前記水防地区隊・消防団・警察および救援の自衛隊等諸機関の献身的な果敢な活動を得て，翌27日正午までに市内105カ所の避難所に自力避難者等を含め10万余人の収容をみるにいたつた。

1　消防の救助活動

12区の水防地区隊および所属消防団においては台風下市内に発生した16件の火災の防ぎよおよび各所において実施した水防活動のなかにおいて以下に述べるとおり避難誘導・救助等各般にわたる活動にあたり，同27日までにおいて別表のとおり8,000余人の緊急救助を図つた。さらにこの急迫した状況が解消した後も，引き続き浸水のはなはだしい地域の被災者・病人等の救助・避難輸送にあたつた。

なお，10月1日には東京・大阪・横浜市消防救援隊が来着し，同じく被災者および救援物資等の輸送に連日協力活動し，貢献するところが大きかつた。

(1)　家屋倒壊等による救助

家屋倒壊の被害続発に伴いこれら倒壊物による被災者の負傷・埋没事故が相次いで発生，その報に接した水防地区隊においては救急車および消防車の機動性を発揮し風雨をついて救助に向かい，照明車・救助車等特殊車の重点出動を行ない，救助活動を図つたが，懐中電燈の光を唯一のたよりとし，寸刻を争う救出作業は困難をきわめた。特に港区東築地口付近の救助出動にあたつては，到着寸前高潮の襲来にあい一挙にポンプ車が水没，あやうく死地を脱する等各種の危険に遭遇するところであつたが，そのなかにおいて，「東区下竪杉ノ町住家」＝約4時間にわたり救助車を活用して作業にあたり3人を救助，「中村区乾出町中村アパート」＝埋没者70余人，170人余の消防職員・団員が出動し72人を救助，「中区下茶屋町東別院内太子堂」＝寺堂のはりの下敷きになつた老婆救助，「港区東築地町住家」＝刻々と迫る浸水下にあつて埋没者7人を救助，また帰路の途上避難者を車上に収容し中京病院に避難させる直前車両水没の危機に直面，付近住家の2階に水管を渡して無事60人余の避難を図る等各種の危険を冒しながら10区において発生した23件のこの種救助活動により百数十人の救助を行なつた。

(2)　浸水地帯における救助

市南部一帯の大半は高潮による浸水により道路・小河川等はすべて水没し，このため水防活動は庄

内川（下之一色町内）・山崎川（呼続大橋上流）および堀川等の一部を除き，すべて不能な状況となり広大な地域において浸水のため孤立し救助を求める人々の人命救助を期することが喫緊の要務となつた。この地帯における被災の全ぼうは翌27日明けがたにかけてようやく判明するところであつたが，被災直後現場にあつた水防部員により大事態発生が察知され，その状況報告にあわせ前述のとおり自衛隊の救援要請が午後10時近くに行なわれた。

水防部においては全総力を集中してこれら浸水地帯からの救助を期すべく，消防局各課・消防学校・特別消防隊等から特別応援隊を編成し，また浸水の被害を免れた中央部および北部方面の水防地区隊から応援隊を被害じん大な港・南区の救助活動に増派するとともに，急きよ東山公園上池・鶴舞公園竜ケ池・八事隼人池等からボート計111隻を急送，さらにドラムかん・いかだ等を急造させ，南区においては内田橋・帝国人絹前・山崎川忠治橋・天白川千鳥橋等，港区では日之出橋・大手橋等を基地として，救助作業にあたることとした。また瑞穂区では呼続橋右岸の決壊による同地域一帯（穂波の全学区および堀田・井戸田・高田・御剣学区の大半が床上浸水）の救助に徹夜で活動にあたり，翌27日までに4,900人余の緊急救助を行ない，その後も市外森林公園・守山等から28日49隻，31日4隻を増配し，たん水長期に及んだ地域の被災者および救援物資の輸送を続行した。なお自衛隊の救援要請については，水防本部から愛知県知事に対して行なわれたが，通信と絶のため，県消防警備課員および自衛隊連絡官が守山市の駐とん地に急行してこれを伝えるところとなり，翌27日午前3時30分ごろ熱田消防署に到着（人員50人，舟艇4隻）をみ，内田橋等を基地として救助にあたり，また同11時10分第2陣が来援し，活動した。

(3) その他の救助および事前避難措置

各消防署では家屋倒壊の被害発生をみた午後8時ごろより，自発的に難を避け，または助けを求めてくる人たちの収容に努めたが，なかんずく浸水地帯の署所においては自らの被災にもかかわらず次のように被災者の救助を行ない，あるいは堤防決壊寸前の避難警告等の措置を図るなど決死的活動により多くの人々の安全を図つた。

△港消防署＝署前において濁流中にタンク車を押し出し，対側の電柱との間にロープを渡しこれによつて300人余を救出・収容した。

△（港）東海橋出張所＝市電の軌道に沿つた低地の住家の2階で救いを求める10数人の被災者を水管を渡して救助収容した。

△（南）大同出張所＝庁舎は水没し，所員は屋根裏に避難の状況下にあつて，流木にすがつて流される老人の救助，電柱に身体をしばつて濁流に抗している親子，大同製鋼の門上において救いを求める10数人等をいかだをあやつつて救助収容した。

△（南）大江出張所＝山崎川左岸名鉄鉄橋付近の堤防決壊の直前大生学区公民会長と相図り，避難の勧告を伝達し，学区民の事前避難を図り，また決壊後濁流にさらされている数10人の救助を行なつた。

△（瑞穂）堀田出張所＝山崎川呼続大橋上流の堤防決壊にあたり，付近住民をブラザー病院等へ避難誘導するとともに，濁流に避難をはばまれる婦女子の救出誘導を図つた。

△（中川）下之一色出張所＝庄内川正徳橋南（三角）における堤防決壊寸前，急迫した危険を察知し，警鐘を乱打して急を告げ同地住民の避難を図つた。

第4－2表　　水防地区隊（および消防団）の救助活動結果

		千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	合計
家屋倒壊による救出に	件数	件 3	4	3	1	1	3	4	3	—	—	—	2	24
	日別	26～27	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—	—	—	26～27	—
	出動署団員数	人 22	120	32	16	138	126	30	51	—	—	—	19	554
	救出人員	人 6	11	11	2	72	23	9	16	—	—	—	6	150
避難誘導	件数	件 2	7	1	—	1	—	10	—	—	—	—	—	21
	日別	26～27	〃	〃	—	26～27	—	26～27	—	—	—	—	—	—
	出動署団員数	人 15	53	5	—	4	—	121	—	—	—	—	—	198
	救出人員	人 11	22	50	—	20	—	4,848	—	—	—	—	—	4,951
浸水地帯からの救出	日別	—	—	—	—	—	—	—	26～27	〃	—	26～27	〃	—
	出動署団員数	人 —	—	—	—	—	—	—	30	20	—	204	353	607
	救出人員	人 —	—	—	—	—	—	—	50	23	—	635	2,655	3,363

注　避難者救出輸送（9.27～10.6）は，このほかに南区　1,975人，出動人員　2,103人，港区　2,399人，出動人員　3,402人　計　4,374人，出動人員　5,505人がある。

2　警察の救助活動

以上の消防を中心とする水防地区隊の救出活動のほか，警察においても適切な救助活動が行なわれた。愛知県警察本部作成の伊勢湾台風災害警備概要によれば，その活動の概要は次のとおりである。

(1)　事前避難措置

△港警察署＝26日午後1時ごろから，名古屋港はしけだまり一帯に避難を警告，これを極力避難せしめ，午後6時ごろ台風による通信と絶を考慮してあらかじめ各派出所・駐在所に対し，それぞれ現地の情勢に応じ避難勧告を発するよう手配した。それに従い，午後8時ごろから管内の危険地区に対しそれぞれ避難命令を発した。

△南警察署＝26日午後危険地区と目される天白川・大江川・山崎川堤防7カ所付近の現地調査を行なつて態勢をととのえ，午後8時ごろから同8時30分ごろまでの間に高潮による堤防のあふれ，決壊の危険を察知し，危険地区に対し警察より避難勧告を行なつた。

(2)　救出・誘導

△港警察署＝26日午後7時30分ごろ，船見派出所においては76人を派出所に避難誘導中，2mに及ぶ高潮が押し寄せ，泳ぎながら老人・婦女子を救助した。午後8時30分ごろ，救助に向つた1個分隊は千年電停付近の濁流に助けを求める約60人を救助収容した。同時刻ごろ，中川派出所においては，家屋が全壊し水中で助けを求める37人を全員救助した。午後9時ごろ，東海橋派出所においては高潮による増水の危険を察知して，管内住民500人に対して避難を勧告し，これを誘導し，全員事なきを得た。同時刻ごろ，西築地派出所においては，40㍍の強風と1mの高潮の濁流のなかで助けを求めている60人の避難民を誘導救助したほか，同一条件のもとで約90人を救助した。

その他，管内においてこれに類似する救助例は12件，121人に及んだ。

△南警察署＝26日午後8時50分ごろから南区道徳付近一帯は山崎川の高潮によるいつ水で急激に浸水しはじめたため，同方面を警戒中の1個小隊は約900人を避難誘導し救出した。同午後9時ごろ，南

区呼続町一帯が山崎川の増水により浸水中であつたため，同方面を警戒中の1個小隊は，メガホンを使用して急をつげ避難誘導し，約150人を救出した。27日午前0時ごろ，南区笠寺町地内で濁流中に孤立して救いを求めているとの情報により1個分隊が出動し，25人を救助した。27日早朝，第4方面警備隊25人は，応援の機動隊1個小隊とともに大江川・天白川の決壊によつて水中に孤立していた大同・白水方面の住民約2,000人を主として舟艇により救助した。

△中川警察署＝26日午後9時ごろ，署付近の家屋4戸が倒壊し付近が危険にひんしたため，1個分隊を派遣し20人を救出するとともに付近住民30人を誘導救助した。26日深夜から27日早朝にかけて約500人が浸水のため孤立していたのを機動隊1個小隊の出動により，全員救助した。

△熱田警察署＝26日午後7時30分ごろ，堀川沿岸一帯は高潮のため2mの浸水をみ，危険状態となつたので，1個分隊を派遣しいかだを組んで救出する等の方法で，現地部隊1個分隊とともに約4,500人を誘導避難させた。

△千種警察署＝26日午後7時10分ごろ，田代町鹿子殿の部落が倒壊寸前の状態となつたため，1個分隊を派遣し，避難誘導を行ない80人を救助した。同午後9時50分ごろ，茶屋ケ坂貯水池がいつ水し，決壊のおそれがあつたため，要員を派遣し，決壊寸前に住民20人を避難誘導した。

△東警察署＝26日午後8時50分ごろ，相生町住民の要請により3個分隊を派遣，倒壊家屋より12人を救出した。同午後9時25分ごろ，舎人町住民の要請により1個分隊を派遣し，倒壊家屋から5人を救出した。

△北警察署＝26日午後10時ごろ，猿投町住民の急請により要員を派遣し，倒壊家屋から6人を救出した。

△西警察署＝26日午後9時ごろ，新道町住民の緊電により1個小隊を派遣し，倒壊家屋から5人を救出し，遺体4を収容した。

△中村警察署＝27日午前0時15分ごろ，乾出町においてアパート2棟が倒壊したため，署員および機動隊員が出動して73人を救出，遺体5を収容した。

△瑞穂警察署＝26日午後9時ごろ，新堀川決壊の危険を察知し，危険箇所付近に1個分隊を派遣し，強風雨と濁流のなかを避難誘導し，約600人を救助した。また，山崎川決壊により瑞穂町一帯が孤立しているとの報告により，1個分隊が急派され，濁流にロープを張り約15人を救助した。

第3節　被災者の収容

伊勢湾台風の襲来に際し，高潮による浸水のため急速に人命の危険を生じた市南部低地域にあつては，人々の避難の方法は一様でなく，あるいは自主的に安全な地域・建物にあらかじめ難を避けた者，あるいは警察・消防関係者の勧告誘導によつた者，さらには危機にひんした状態から救出されて収容された者など，さまざまのものがあつた。

人々の緊急避難の状況については，記録資料はほとんどないが，おそらくほとんどの人々が突如として奔流する濁水に襲われ，命がけで脱出をせまられたとみることができる。たまたま過去の水害の経験から，自発的に事前に避難した人々はあつたが，全体としてみればわずかな数であつた。

応急に避難を行なつた人々の避難先は小・中学校が大部分であるが，高校・警察・消防署をはじめ

として，区役所・保育所・病院・農村地区では神社・寺院をはじめ，競馬場・堤防・国道線路など，もよりの比較的高い場所，堅ろうな建物はほとんど利用された。

名古屋市においては，水防計画において56の学校を避難所として指定していたが，この大災害の前にはとうていこれらのみに収容することができず，臨時的避難施設に当初多くの人々が避難することとなつたが，これらのうちには就寝・食事も行なえない場所も多く，長期の計画的救助に不適当なものは順次指定避難所に移動させた。

南区役所講堂に収容された被災者

また，泥海の中に孤立して救出を求めている多数の市民を一刻も早く収容するため，救出に必要なボート・舟を市内のいたるところから集める一方，他市町村にも舟艇の貸与を依頼して収容の万全を期し，これらの人々も続々と指定避難所へ収容されていつた。

自衛隊員の誘導により避難する被災者（港区南陽町日之出橋）

避難所の設置は，市として市内小学校56校その他3，計59カ所，区として千種区1，東区2，中村区1，昭和区1，瑞穂区6，熱田区13，中川区28，港区44，南区106，計202カ所，総計261カ所を指定公告した。

り災者の収容にあたつては，原則として居住地と同一区内の避難所をあて，特に被害の大きかつた南部地区のり災者については地域ごとに，また学童については学区ごとにまとめて市北部の各避難所へ市バス・トラック等により移住させた。また，縁故関係者をたよつて避難する人々については無料乗車券を発行して移住に便宜を与えることとした。

被災のため，居住不能となつた家屋に残留する人々に対しても，市災害対策本部は人命の危険や衛生上の問題，あるいは食糧補給の面からも極力指定避難所に避難するよう呼びかけたが，それにもかかわらず，長年住みなれたわが家に対する愛着から，水につかり，傾いた家に危険を冒して居残る人々が意外に多く，これらの人々の避難説得には当局としてもはなはだしく困惑した。しかし，繰り返して行なわれた説得の結果，これらの人々も次第に指定避難所に移動していつた。

こうして，利益共同体的な色彩の強い都市社会においても，相互扶助の精神が市民意識を急速に高揚し，各学区の避難所に収容された被災者の生活は，地元受入れ側の暖かい愛情と奉仕に支えられて円滑に営まれることになつた。

これら避難所の開設日は，おおむね瑞穂区・港区および南区は9月26日，東区・中村区・熱田区お

第４－１図　　緊急避難施設分布図（南部）

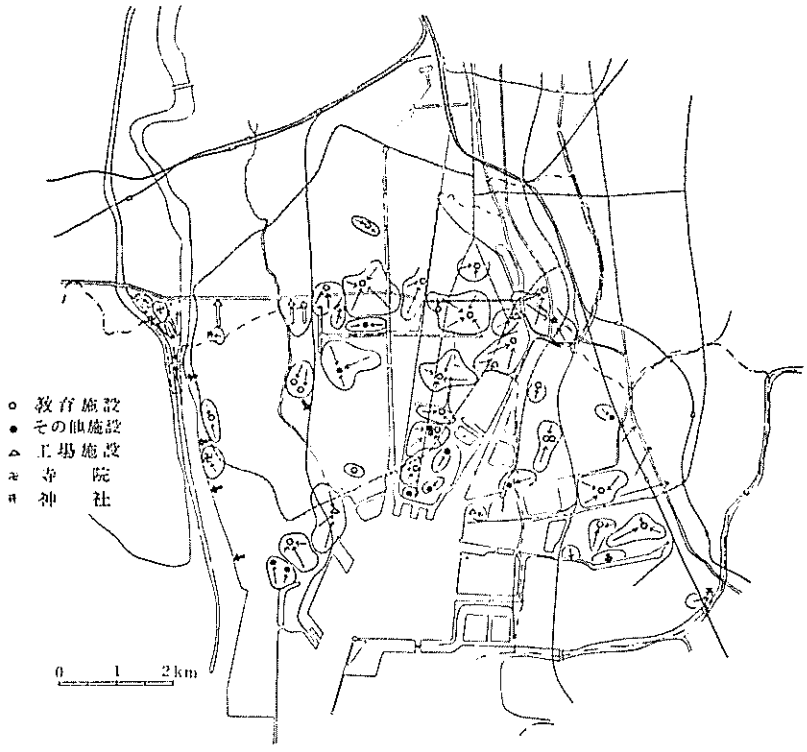

第４－２図　　避難者収容施設分布図（南部）

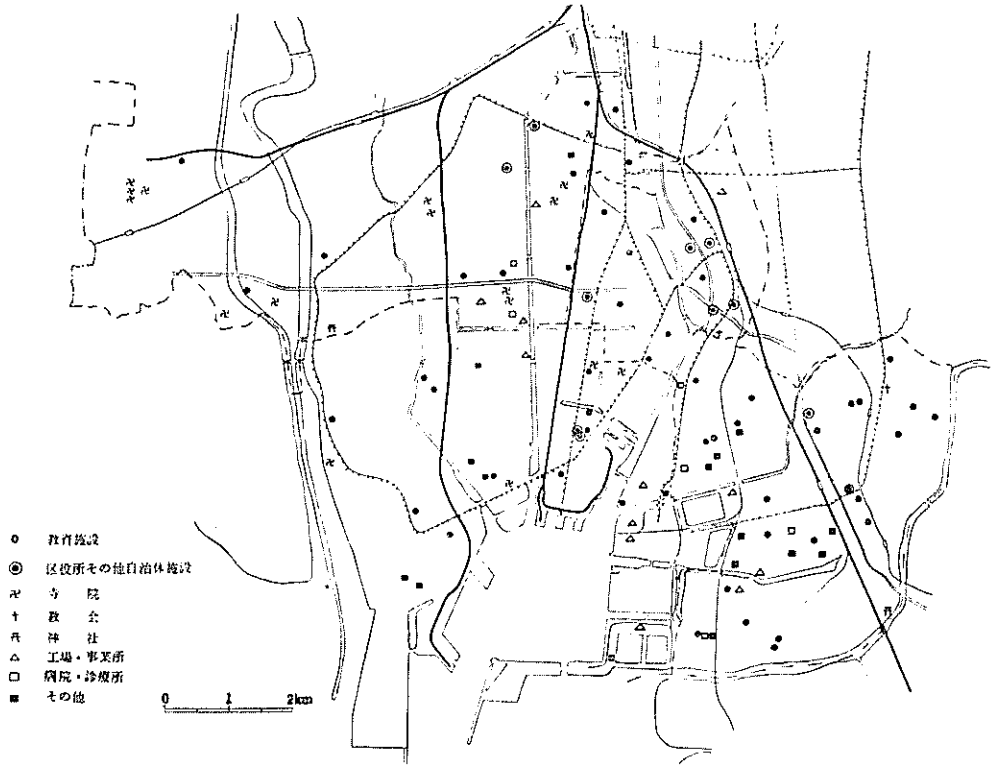

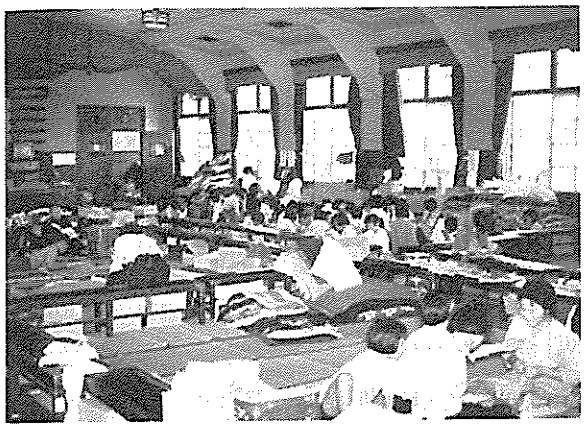

避難所となつた東区筒井小学校

よび中川区は9月27日，千種区・中区および昭和区は9月29日，北区および西区は10月3日であつて，11月14日から11月25日までの間に各区の避難所を閉所した。

なお，避難所の1カ所あたり開設日数は最低は2日であるが，最高は61日の長期にわたつた。

避難所においては，次第に自治的な組織ができあがり，救助の受入れの態勢がととのい，食糧・物資の配給も順調化して行つた。この間収容期間が長期にわたるため，収容者の保健衛生保持の見地から，大体3日～5日おきに入浴できるよう，第1次，第2次，第3次にわたつて無料入浴券を配付した。

指定避難所の設置状況および収容状況については，別表のとおりである。

第4－3表　区別避難所設置状況

	全市計	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南
設置数	261	4	6	7	9	13	8	9	12	15	28	44	106
内訳 公共施設	127	4	5	7	9	13	8	9	11	12	9	16	24
内訳 民間施設	134	—	1	—	—	—	—	—	1	3	19	28	82
開設期間	9.26～11.25	9.29～11.21	9.27～11.21	10.3～11.24	10.3～11.19	9.27～11.21	9.29～11.25	9.29～11.14	9.26～11.19	9.27～11.25	9.27～11.15	9.26～11.15	9.26～11.25
開設日数	61	54	56	53	48	56	58	47	55	60	50	51	61
実人員	81,862	631	800	812	1,072	1,455	1,051	1,363	6,319	6,394	6,789	20,562	34,614
延人員	1,505,543	14,759	19,491	36,505	34,207	43,999	28,472	28,931	63,660	87,866	75,690	412,113	59,850

第4－4表　避難所別収容状況

区名	避難所名	開設期間	開設日数	実人員	延人員
			日	人	人
千種区	田代小学校避難所	10. 3 ～11. 21	50	167	6,589
	〃（分校）	10. 5 ～11. 21	48	180	5,326
	名古屋ろう学校 〃	10. 7 ～10. 31	25	43	844
	東市民病院 〃	9. 29 ～11. 7	40	241	2,000
	計 （4カ所）	9. 29 ～11. 21	163	631	14,759
東区	葵小学校 〃	10. 12 ～10. 26	15	99	1,478
	東桜 〃 〃	10. 3 ～11. 21	50	131	5,899
	東白壁 〃 〃	10. 3 ～10. 26	50	134	5,921
	筒井 〃 〃	10. 3 ～10. 26	24	317	5,859
	旭丘 〃 〃	9. 27 ～ 9. 28	2	87	174
	矢田公会堂 〃	9. 28 ～10. 2	5	32	160
	計 （6カ所）	9. 27 ～11. 21	146	800	19,491

区名	避難所名	開設期間	開設日数	実人員	延人員
			日	人	人
北区	大杉小学校避難所	10. 5 ～11. 24	51	124	6,026
	清水 〃	10. 9 ～11. 24	47	128	5,751
	杉村 〃	10. 15 ～11. 24	51	129	6,029
	名北 〃	10. 3 ～11. 24	53	111	5,573
	金城 〃	10. 9 ～11. 24	47	102	4,483
	城北 〃	10. 5 ～11. 13	30	66	1,957
	六郷 〃	10. 3 ～11. 24	53	152	6,686
	計 （7カ所）	10. 3 ～11. 24	332	812	36,505
西区	榎小学校避難所	10. 7 ～11. 13	38	125	4,638
	市下 〃	10. 3 ～11. 19	48	128	4,940
	栄生 〃	10. 11 ～11. 19	40	116	4,136
	上名古屋 〃	10. 6 ～11. 12	38	130	2,227
	城西 〃	10. 4 ～11. 12	40	107	2,285
	稲生 〃	10. 9 ～11. 19	42	88	3,445
	枇杷島 〃	10. 5 ～10. 27	23	123	2,693
	児玉 〃	10. 5 ～11. 19	46	127	5,271
	江西 〃	10. 3 ～11. 19	48	128	4,572
	計 （9カ所）	10. 3 ～11. 19	363	1,072	34,207
中村区	日比津小学校避難所	10. 10 ～11. 13	35	86	2,799
	稲葉地 〃	10. 7 ～11. 13	38	109	3,731
	中村 〃	9. 30 ～10. 31	32	107	2,587
	豊臣 〃	10. 7 ～11. 20	45	119	4,543
	則武 〃	10. 7 ～11. 14	39	172	4,309
	亀島 〃	10. 7 ～11. 20	45	154	5,291
	六反 〃	9. 29 ～10. 31	33	86	2,337
	牧野 〃	10. 7 ～11. 20	45	138	5,094
	米野 〃	9. 29 ～11. 21	33	103	3,206
	日吉 〃	10. 10 ～11. 13	45	123	4,252
	千成 〃	9. 27 ～10. 11	54	72	286
	柳 〃	10. 10 ～1.1 3	35	91	2,454
	岩塚 〃	10. 10 ～11. 13	35	95	3,056
	計 （13カ所）	9. 27 ～11. 21	476	1,455	43,999
中区	栄小学校避難所	10. 5 ～11. 25	52	122	6,025
	新栄 〃	9. 30 ～11. 15	47	100	3,460
	松原 〃	10. 2 ～10. 31	30	115	2,802
	老松 〃	10. 11 ～11. 25	46	86	3,207
	大須 〃	9. 29 ～11. 25	58	183	6,794
	名城 〃	10. 2 ～10. 26	25	173	4,061
	キヤツスルハイツ 〃	10. 4 ～10. 18	15	216	985
	水道局下水処理場 〃	9. 29 ～10. 23	25	56	1,138
	計 （8カ所）	9. 29 ～11. 25	298	1,051	28,472

区名	避難所名	開設期間	開設日数	実人員	延人員
			日	人	人
昭和区	吹上小学校 避難所	9. 29 ～11. 12	45	143	5,044
	御器所 〃	9. 30 ～11. 14	46	238	5,783
	鶴舞 〃	10. 4 ～11. 12	40	170	4,703
	村雲 〃	10. 8 ～11. 12	36	108	3,056
	松栄 〃	10. 8 ～11. 13	37	95	2,935
	白金 〃	10. 9 ～11. 4	27	68	1,560
	広路 〃	10. 10 ～11. 14	36	79	2,447
	八事 〃	10. 12 ～11. 13	33	74	1,946
	公会堂 〃	10. 5 ～10. 9	5	388	1,457
	計 (9カ所)	9. 29 ～11. 14	305	1,363	28,931
瑞穂区	御劔小学校 避難所	9. 26 ～11. 15	51	669	4,168
	弥富 〃	10. 7 ～11. 15	40	106	3,029
	堀田 〃	9. 26 ～11. 12	48	1,418	5,869
	汐路 〃	10. 3 ～11. 17	46	177	5,449
	豊岡 〃	10. 7 ～11. 14	39	126	3,116
	瑞穂 〃	10. 9 ～11. 12	35	115	2,830
	瑞穂運動場 〃	9. 27 ～11 19	54	416	20,041
	日砂会館 〃	9. 29 ～10. 29	31	315	7,947
	高田小学校 〃	9. 26 ～ 9. 29	4	613	1,396
	穂波 〃	9. 26 ～10. 17	22	736	2,643
	田光中学校 〃	9. 26 ～10. 31	36	1,314	6,521
	井戸田小学校 〃	9. 26 ～ 9. 28	3	314	651
	計 (12カ所)	9. 26 ～11. 19	409	6,319	63,660
熱田区	聖アントニオ教会 避難所	9. 27 ～11. 1	36	200	4,087
	熱田警察署 〃	9. 27 ～11. 1	36	150	3,512
	工業研究所 〃	9. 27 ～10. 14	18	150	1,599
	熱田郵便局 〃	9. 27 ～10. 3	7	49	248
	千年小学校 〃	9. 27 ～10. 17	21	150	1,981
	船方 〃	9. 27 ～10. 26	30	1,487	10,269
	旗屋 〃	10. 3 ～10. 20	18	141	2,129
	白鳥 〃	9. 27 ～10. 25	29	622	3,342
	熱田高等学校 〃	9. 27 ～10. 29	33	1,000	18,089
	日比野中学校 〃	9. 27 ～10. 11	15	499	874
	熱田区役所 〃	9. 27 ～11. 1	36	180	3,321
	旧熱田区役所 〃	11. 2 ～11. 25	24	133	2,098
	野立小学校 〃	9. 27 ～ 9. 28	2	51	102
	大同製鋼株式会社 〃	10. 8 ～11. 10	34	1,569	35,886
	法正寺 〃	10. 6 ～11. 2	28	13	329
	計 (15カ所)	9. 27 ～11. 25	367	6,394	87,866

区名	避難所名		開設期間	開設日数	実人員	延人員
				日	人	人
中川区	正色小学校	避難所	9. 27 ～10. 14	18	201	2,274
	露橋	〃	9. 27 ～ 9. 29	3	89	249
	八幡	〃	9. 27 ～10. 3	17	1,300	7,270
	昭和橋	〃	9. 27 ～10. 14	18	981	12,190
	昭和橋中学校	〃	9. 27 ～10. 13	17	402	3,348
	工業高等学校	〃	9. 27 ～10. 16	20	1,110	17,878
	武山鋳造株式会社	〃	9. 27 ～10. 2	6	50	256
	長円寺	〃	9. 27 ～10. 1	5	67	305
	中川区役所	〃	9. 27 ～10. 14	18	93	973
	一色中学校	〃	9. 27 ～10. 14	18	164	1,188
	中川警察署	〃	9. 27 ～10. 5	9	85	490
	荒子観音寺	〃	9. 27 ～10. 3	7	92	562
	蓮徳寺	〃	9. 27 ～10. 3	7	60	280
	佐藤医院	〃	9. 27 ～10. 8	12	100	860
	日東石膏株式会社	〃	9. 27 ～10. 8	12	210	2,214
	名古屋脇済会病院	〃	9. 27 ～10. 8	12	184	1,740
	天年寺	〃	9. 27 ～10. 14	18	50	824
	正雲寺	〃	9. 27 ～11. 15	50	98	4,570
	願興寺	〃	9. 27 ～10. 3	7	580	2,992
	東起神社	〃	9. 27 ～10. 8	12	186	1,836
	唯念寺	〃	9. 27 ～ 9. 30	4	40	152
	宝泉寺	〃	9. 27 ～11. 15	50	52	1,766
	浄賢寺	〃	9. 27 ～11. 15	50	55	2,416
	西照寺	〃	9. 27 ～11. 15	50	65	2,425
	浄栄寺	〃	9. 27 ～10. 27	31	69	1,602
	随縁寺	〃	9. 27 ～11. 4	39	301	3,840
	中川保育園	〃	9. 27 ～10. 9	13	64	744
	法念寺	〃	9. 27 ～10. 6	10	51	502
	計	(28カ所)	9. 27 ～11. 15	533	6,789	75,690
港区	新三菱重工業株式会社名古屋製作所	避難所	9. 26 ～10. 10	15	200	1,875
	新三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所	〃	9. 26 ～11. 11	47	731	17,358
	大同製鋼株式会社築地工場	〃	9. 26 ～11. 1	47	196	6,268
	東築地小学校	〃	9. 26 ～10. 26	31	64	1,472
	東洋レーヨン株式会社名古屋工場	〃	9. 26 ～10. 18	23	612	12,591
	日本通運株式会社第3号倉庫	〃	9. 26 ～10. 10	15	210	3,150
	西築地小学校	〃	9. 26 ～11. 11	47	1,350	32,453
	港区役所	〃	9. 26 ～11. 11	47	1,154	21,917
	東港中学校	〃	9. 26 ～10. 12	17	235	3,671
	水道局港業務所	〃	9. 26 ～10. 25	30	371	8,493
	港楽小学校	〃	9. 26 ～11. 8	44	346	7,719
	大手	〃	9. 26 ～10. 22	27	991	18,898
	中部電力株式会社名古屋火力発電所	〃	9. 26 ～10. 25	30	650	15,016

区名	避難所名		開設期間	開設日数	実人員	延人員
				日	人	人
港区	大手保育園	〃	9. 26 ～10. 30	35	115	2,478
	大光寺	〃	9. 26 ～10. 26	31	96	1,836
	伊藤建設工業株式会社	〃	9. 26 ～10. 17	22	370	4,661
	中川小学校	〃	9. 26 ～11. 11	47	746	17,673
	釈迦堂	〃	9. 26 ～10. 14	19	47	893
	弘禅寺	〃	9. 26 ～10. 15	20	113	1,870
	奥村産業株式会社	〃	9. 26 ～10. 17	22	106	1,889
	名港海運株式会社第2新川倉庫	〃	9. 26 ～10. 17	22	173	3,232
	高砂鉄工株式会社高砂寮	〃	9. 26 ～10. 18	23	57	1,139
	日通アパート	〃	9. 26 ～10. 11	16	197	2,496
	住友金属工業株式会社	〃	9. 26 ～10. 8	13	256	2,188
	中部化成株式会社	〃	9. 26 ～10. 10	15	243	3,013
	天理教愛名分教会	〃	9. 26 ～10. 8	13	198	2,382
	辰己温泉	〃	9. 26 ～10. 8	13	93	687
	岩井鉄工所	〃	9. 26 ～10. 16	21	148	2,476
	名古屋競馬場	〃	9. 26 ～10. 22	27	2,243	46,303
	小碓小学校	〃	9. 26 ～10. 24	29	1,682	36,929
	港北中学校	〃	9. 26 ～10. 30	35	350	8,544
	惟信高等学校	〃	9. 26 ～10. 24	29	432	6,892
	慈光寺	〃	9. 26 ～11. 2	38	324	8,644
	高木小学校	〃	9. 26 ～10. 10	15	998	14,801
	港南中学校	〃	9. 26 ～11. 11	47	985	23,028
	港西小学校	〃	9. 26 ～11. 11	47	1,989	45,923
	愛知機械工業株式会社永徳工場	〃	9. 26 ～10. 24	29	194	4,344
	労働福祉事業団簡易宿泊所	〃	9. 26 ～10. 26	31	504	11,855
	東海コンクリート株式会社	〃	9. 26 ～ 9. 30	5	397	1,985
	港消防署	〃	9. 26 ～10. 1	6	35	210
	中部労災病院	〃	9. 26 ～10. 5	10	134	1,340
	東亜合成化学工業株式会社	〃	9. 26 ～10. 3	8	63	504
	名古屋造船工業株式会社	〃	9. 26 ～10. 4	9	72	648
	浅野海運株式会社	〃	11. 12 ～11. 15	4	92	368
	計	(44ヵ所)	9. 26 ～11. 15	1,121	20,562	412,113
南区	笠寺小学校	避難所	9. 27 ～11. 25	60	960	26,978
	本城中学校	〃	9. 27 ～11. 7	42	1,532	39,768
	南区役所	〃	9. 26 ～11. 25	61	709	15,398
	鳴尾農業協同組合	〃	10. 1 ～10. 4	4	230	903
	鳴尾神社	〃	9. 26 ～10. 10	15	741	3,246
	大生小学校	〃	9. 26 ～11. 25	61	1,360	30,055
	帝国人造絹糸株式会社名古屋工場	〃	9. 26 ～ 9. 27	2	100	200
	宝小学校	〃	9. 26 ～11. 25	61	1,407	34,540
	水袋ポンプ所	〃	9. 26 ～10. 15	20	280	5,007
	日本電装株式会社名古屋工場	〃	9. 26 ～10. 13	18	73	1,300
	竹村京一	〃	9. 26 ～10. 9	14	38	528

区名	避難所名		開設期間	開設日数	実人員	延人員
				日	人	人
	長谷川十四	〃	9. 26 ～ 9. 29	4	29	116
	東亜合成化学工業株式会社社宅	〃	9. 26 ～10. 13	18	30	500
	片田外科医院	〃	9. 26 ～10. 17	22	155	3,372
	千田鋤夫	〃	9. 26 ～10. 7	12	25	293
	国鉄笠寺変電所	〃	9. 26 ～ 9. 28	3	478	1,430
	川村巳之松	〃	9. 26 ～10. 8	13	40	420
	エビスアパート	〃	9. 26 ～10. 12	17	60	909
	宝湯	〃	9. 26 ～10. 10	15	70	980
	いづみ荘	〃	9. 26 ～10. 9	14	90	1,260
	南光中学校	〃	9. 26 ～11. 19	55	1,550	27,196
南	道徳小学校	〃	9. 26 ～11. 25	61	1,261	34,280
	大江中学校	〃	9. 26 ～11. 4	40	809	16,703
	道徳アパート	〃	9. 26 ～10. 13	18	80	1,280
	東橋診療所	〃	9. 26 ～10. 10	15	150	2,030
	喜久荘	〃	9. 26 ～10. 10	15	44	660
	望月一男	〃	9. 26 ～10. 10	15	54	800
	牧ま な子	〃	9. 26 ～10. 15	20	21	420
	関谷助産院	〃	9. 26 ～10. 10	15	43	610
	六郷三郎	〃	9. 26 ～ 9. 27	2	75	150
	丹羽邦彦	〃	9. 26 ～ 9. 27	2	85	170
	南陽荘	〃	9. 26 ～10. 20	2	66	1,650
	住吉荘	〃	9. 26 ～10. 15	20	20	400
	矢沢鷹雄	〃	9. 26 ～10. 21	26	28	600
	道徳公民館	〃	9. 26 ～10. 31	36	81	2,800
	三菱道徳寮	〃	9. 26 ～10. 5	10	30	300
	朝日アパート	〃	9. 26 ～10. 10	15	20	300
	柴田林一	〃	9. 26 ～10. 23	28	30	653
	呼続小学校	〃	9. 27 ～11. 25	60	899	27,234
	新郊中学校	〃	9. 27 ～10. 30	34	926	21,009
	大磯小学校	〃	9. 27 ～11. 19	54	577	18,461
	南区役所旧庁舎	〃	10. 28 ～11. 25	29	322	4,907
	桜小学校	〃	9. 27 ～11. 14	49	540	13,939
区	桜田中学校	〃	9. 27 ～11. 13	48	787	16,393
	桜台高等学校	〃	9. 27 ～11. 19	54	722	19,688
	菊住ルーテル教会	〃	10. 1 ～10. 22	22	30	660
	菊住小学校	〃	9. 27 ～11. 20	55	466	13,632
	白水 〃	〃	9. 26 ～11. 25	61	1,548	28,881
	〃 (分校)	〃	9. 26 ～11. 25	61	2,407	42,154
	東亜合成化学工業株式会社寄宿舎	〃	9. 26 ～11. 15	51	475	23,955
	〃 自強寮	〃	9. 26 ～ 9. 28	3	129	387
	大森長繁	〃	9. 26 ～10. 13	18	30	520
	塩沢政雄	〃	9. 26 ～10. 29	34	30	927
	源兵衛町公民会公会堂	〃	9. 26 ～11. 15	51	20	1,020

区名	避難所名		開設期間	開設日数	実人員	延人員
				日	人	人
	蟹江実	〃	9. 26 ～10. 20	25	20	500
	大同工業高校	〃	9. 26 ～10. 27	32	2,288	43,422
	村瀬隆	〃	9. 26 ～ 9. 30	5	50	150
	久野利男	〃	9. 26 ～10. 25	30	22	660
	横城郁生	〃	9. 26 ～10. 25	30	20	500
	鶴田甚蔵	〃	9. 26 ～10. 30	35	35	1,135
	椙江従長	〃	9. 26 ～10. 10	15	24	340
	森善七	〃	9. 26 ～10. 20	25	28	700
	大同製鋼株式会社至誠寮	〃	9. 26 ～10. 1	6	780	4,340
	〃清和寮	〃	9. 26 ～10. 1	6	204	1,224
南	大同病院	〃	9. 26 ～10. 14	19	270	3,763
	千鳥小学校	〃	9. 26 ～11. 22	58	551	10,710
	名南中学校	〃	9. 26 ～11. 25	61	589	11,275
	稲熊宗男	〃	9. 26 ～10. 16	21	32	650
	服部重三	〃	9. 26 ～ 9. 27	2	50	100
	小島好夫	〃	9. 26 ～10. 14	19	28	500
	富松銀四郎	〃	9. 26 ～10. 15	20	20	400
	明治小学校	〃	9. 26 ～11. 25	61	1,200	12,935
	中京病院	〃	9. 26 ～10. 10	15	1,650	19,506
	並木病院	〃	9. 26 ～ 9. 28	3	40	120
	山川製箱株式会社	〃	9. 26 ～10. 2	7	45	295
	朝日屋	〃	9. 26 ～ 9. 30	5	200	1,000
	早野藤男	〃	9. 26 ～10. 2	7	50	350
	久郷はつい	〃	9. 26 ～10. 2	7	30	210
	岡田清次	〃	9. 26 ～ 9. 30	5	50	250
	谷口良平	〃	9. 26 ～10. 2	7	80	560
	服部清右衛門	〃	9. 26 ～10. 10	15	20	300
	山田吉一	〃	9. 26 ～10. 10	15	23	330
	竹内君子	〃	9. 26 ～10. 10	15	20	300
	石田豊由	〃	9. 26 ～10. 10	15	35	525
	山田市助	〃	9. 26 ～10. 15	20	20	400
	加藤幸太郎	〃	9. 26 ～ 9. 29	4	49	162
区	坂口実治	〃	9. 26 ～10. 12	17	36	588
	明豊中学校	〃	9. 26 ～10. 31	36	600	11,605
	豊田〃	〃	9. 26 ～11. 25	61	2,000	31,480
	加藤二郎	〃	9. 26 ～10. 13	18	30	540
	日東建設寮	〃	9. 26 ～10. 15	20	71	1,194
	早川長太郎	〃	9. 26 ～ 9. 27	2	83	166
	中尾春衛	〃	9. 26 ～11. 10	46	22	1,004
	鈴木すゑの	〃	9. 26 ～10. 5	10	30	300
	森島兼一	〃	9. 26 ～10. 5	10	20	200
	溝口敏雄	〃	9. 26 ～10. 5	10	30	300
	浅野ミヨ子	〃	9. 26 ～ 9. 28	3	43	110

区名	避難所名		開設期間	開設日数	実人員	延人員
				日	人	人
	田内鉄一	〃	9. 26 ～10. 1	6	30	175
	杉浦卓	〃	9. 26 ～10. 1	6	30	130
南	浅井鈴吉	〃	9. 26 ～10. 18	23	33	759
	鬼頭秀一	〃	9. 26 ～10. 8	13	28	364
	平林茂	〃	9. 26 ～ 9. 28	3	80	236
	下島秋夫	〃	9. 26 ～10. 14	19	26	480
	塚本清	〃	9. 26 ～10. 10	15	22	330
区	早川宗太郎	〃	9. 26 ～ 9. 30	5	25	125
	湯浅貿易社宅	〃	9. 26 ～ 9. 27	2	90	180
	計	(106ヵ所)	9. 26 ～11. 25	2,513	34,614	659,850

第4節　食糧の配給

1　災害発生時の給食状況

被災者に対する給食活動は，災害発生と同時に開始されなければならないが，台風による被害があまりにも大きかつたため，交通機関をはじめ電気・ガス・水道等公共施設はまひし，加えて食糧物資の数の不足等の悪条件も重なり，当初における給食活動は困難をきわめた。

翌9月27日早朝から市災害対策本部において，食パン・乾パン等非常食の確保に全力を集中すると同時に，被害の比較的小さい区にたき出しの協力を依頼した。

救援活動に奉仕する市内高校生（市役所）

しかしながら，被災者の数があまりにも多い上に輸送機関等の混乱もあつて，かんじんの食糧調達が追いつかず，そのうえ停電のためパン製造および精米機能は停止し，ガス・水道も断絶，人手も不足するという有様で，大量なたき出し，食糧補給は不可能に近い状態であつた。このような状態であつたため，市全域にわたるり災者に食糧を配給することができず，したがつて最も被害のじん大な港・南区に補給が集中される傾向となつた。このため中川・熱田・瑞穂区等では相当の被害を受けながらも，当初は自給自足の形で区内のり災者の食糧補給を行なわねばならぬ状況であつた。被災当初すなわち27日・28日の給食数は，南部5区（瑞穂・熱田・中川・港・南）とも平均1人1日あたり1食であり，29日・30日は2食，31日以降になつて食糧調達経路の復活や給食可能施設の復旧も進み，ようやくにして3食給食を実現することができた。

2　食糧配給要領

被災者への食糧配給については，①南部地区避難所収容者給食，②被災現地での配給，③長期たん水

地域住民で北部の区に計画収容された者に対する給食の3つに大別される。10月に入ると各避難所，現地での給食必要人員数もかなり正確に判明し，各地区連絡班から区本部へ，区本部から市本部へと，連絡も円滑にできるようになつたので，食糧配給が実施されるようになつた。特に南部の港・南2区に対する配給は，その被害状況を判断し，食パン・乾パン・握り飯等の完全加工食糧を主力に行なわれた。また，これと並行し栄養補給対策として，食パン等に添加するジヤム・マーガリン・チーズや糖分補給としてキヤラメル，ビタミン補給としてミカン等を配給した。10月も中旬を過ぎると災害の混乱も一応落ち着きをみせ，給食対象も避難所収容者にしぼられ10月21日には約6万人に減少した。そこで各区をはじめ婦人会・各種団体等の協力により実施してきたたき出しを中止し，食品製造業者の協力を得て折詰弁当に切り替えた。しかし，災害救助法による給食単価では，3食とも弁当を支給することはできず，朝食・昼食はなおパン食にならざるを得なかつた。

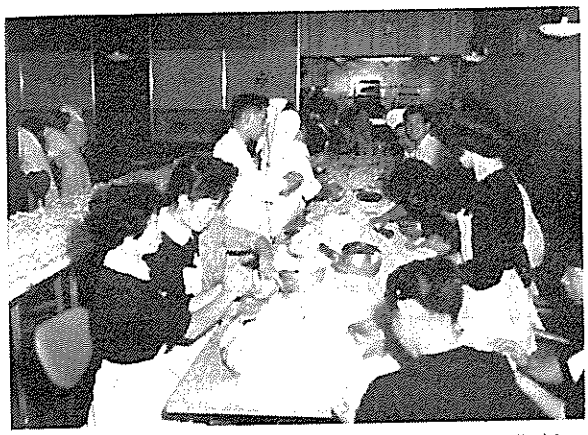
真心こめて握り飯作り（中区オリエンタル中村百貨店）

一方，北部地区収容者，延20万人の給食状況は，小・中学校に避難所が設置された関係上，学校給食設備が利用され，給食の実施も学校給食協会と契約し，栄養・味覚・衛生等もじゆうぶん配慮して行なわれた。またこの他に各避難所近辺の婦人会・町内会の人々による暖かい援助等もあつて，収容り災者の食生活を豊かにするとともに，精神的な安心感を与える大きな役割を果たしたことは見逃すことができない。

乳幼児対策として必要な粉乳・練乳は，災害発生当初比較的容易に確保することができたが，避難現場において使用する容器・湯等の補給が困難な状態であつた。しかし，これも最初の一両日のことで，乳児をかかえた母親をまつ先に避難所に収容したので円滑に給食させることができた。

3　長期たん水地区対策

港区南陽町・中川区富田町は，たん水による被害がもつとも大きく長期間であつたため，その輸送も舟だけに頼らざるを得ない実状であつた。したがつて，たん水期間中は水陸の順調な輸送がともに困難となるおそれがあつたので，保存の可能な飯かん詰を配給した。

いかだの上で救援物資の配給（南区道徳本町）

なお，たん水期間が長期にわたつたため，特に栄養補給および衛生的な方面を考慮し，新鮮な野菜等副食物を大量に送り，同時に現地においても炊飯できるよう，燃料・コンロ・雑品類等も送付した。

4　救助費引上げ対策

災害救助法の定めによれば，被災者１人１日あたりの給食費は50円であつたが，この金額では満足な給食を行なうことは非常に困難であつた。しかし，関係者の要求の結果，幸いにして10月２日にこの単価は75円に引き上げられた。この75円の金額でも栄養その他の点から見れば，決してじゆうぶんではなく，特に長期たん水地区の港区南陽町・中川区富田町等のり災者には，この限度を越えて栄養物を供給するとともに，さらに給食単価の引上げ方を中央に申請した。その結果10月16日から単価90円まで引き上げられることになつたので，給食内容もかなり向上することができた。なお，この給食は11月25日まで引き続き実施された。

第4－5表　　たき出し給食数

区別 / 月日	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区
9. 27	—	39.2	—	—	35	—
9. 28	—	119	—	—	35	—
9. 29	8.1	98	—	—	99.2	48.1
9. 30	71.2	76.1	—	—	250.1	173.1
10. 1	77.1	51.2	—	—	215.2	222
10. 2	105.2	12	—	—	196	361.1
10. 3	114	304	169.1	146.1	202	490.1
10. 4	170.2	457.1	254	232.1	204.1	503.2
10. 5	293.1	471.2	406	373.1	202.2	630.1
10. 6	298.2	493	481.2	553.1	202.2	685.1
10. 7	275.2	498	480	688.1	512.2	833.2
10. 8	270.2	518.1	478	773.1	680.2	866.2
10. 9	275	526.2	624	850	720.2	737
10. 10	279.1	535.1	699	878.1	891.2	739
10. 11	286	538	700	885.2	1,004.2	773.2
10. 12	301	573.1	701.1	905.2	1,093	775.1
10. 13	323.1	547.2	700	944.1	1,138	765.2
10. 14	328.1	549	699.1	955	1,154.2	759
10. 15	335.1	549	719.1	1,018	1,157.2	750.2
10. 16	333	548	762	998	1,161.1	724.1
10. 17	336	546.1	761.2	993.1	1,160	723
10. 18	337	547	761	984.2	1,154	718.2
10. 19	323	547	759.2	950.2	1,151	696.1
10. 20	306.1	547	758.2	926.2	1,157	694
10. 21	304	547.1	760.1	888	1,167	683.1
10. 22	317	548	756.2	855	1,158.1	674
10. 23	327	547.2	756	816	1,149	645.1
10. 24	291.1	547	756	801.1	1,147.2	630.1
10. 25	290	547	756	790.1	1,140	623
10. 26	289.2	444.2	756	782	1,124	562
10. 27	286.1	240	756	730	1,109.1	444
10. 28	284.2	240	756	646.1	1,087.1	443.1

5　避難所学校における給食

災害発生以来，各学校に収容したり災者に対して，10月５日昼食までは民生局が食事を支給していたが，５日の夕食から市教育委員会が行なうことになり，り災者を収容している56校の小学校で実施した。

56校の収容者は10月17日には6,062人に達し，その後次第に帰宅し11月25日の夕食を最後とし全員引揚げを完了した。

延　人　員　一　覧　表　　その１（9.27～10.28）　　（単位　人）

昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港　区	南　区	合　計
—	9,040	15,335	5,077	29,083.2	27,075	85,684.4
—	8,502.1	13,381.1	6,174.1	30,977.2	53,413.1	112,601.6
58	11,722.2	12,586.1	10,376.2	58,443.2	83,400	176,839.1
239	4,967.2	11,861	10,048	58,382	83,262	169,329.7
258	2,763	23,264	9,455	80,312.1	83,620	200,237.6
299	2,758	22,404.2	8,911	83,275.1	83,145	201,466.6
339	2,790.2	20,492	8,077	82,360	83,177	198,660.5
381.1	2,860	20,027.1	9,871.2	82,124	83,355	200,439.1
505.2	2,881.2	20,050	8,320	81,282	84,166	199,580.1
714.1	2,893	28,994.2	8,889.1	81,298	84,062	209,563.2
871.2	3,444.1	24,634	8,966.2	80,760.2	82,700	204,662.4
862.1	3,144.1	26,203	8,102.2	80,930	82,071	204,898.2
831	3,225.2	21,364	8,000	74,791.2	82,559	194,502.8
607.2	3,310	16,784.1	8,100	74,728	77,660	185,210.8
640.1	2,681.2	8,197.1	8,100	73,998	76,107	173,910.0
679.1	1,326.2	2,221	6,856	73,315	77,262	166,007.8
719	1,356.2	2,209	6,261.1	67,013.2	77,386	159,362.1
736.1	1,370	2,208	6,136.1	68,400.2	77,271	160,565.8
750.2	1,369	2,169	5,510.2	53,154.2	76,249	143,730.2
767.1	1,364.2	2,164	5,298	46,907.1	75,694	136,720.6
785.1	1,366	2,159	5,545.1	40,413	70,849	125,636.6
797.2	1,357	2,134	5,503.2	38,702.2	67,130	120,125.0
805	1,346	2,012.1	5,381.1	36,195	66,747	116,922.7
788.2	1,342	1,909.1	5,557.1	35,934.1	66,090	116,009.0
772	1,330.1	1,822	5,713.1	11,931	39,300	65,217.5
770.1	1,149.1	1,749	5,166.2	11,240	31,274	55,656.7
769	1,116.1	1,721	5,070.2	10,520	30,669	54,105.6
773	1,076.2	1,611	5,513.1	10,360	25,492.2	48,998.0
772.1	1,067	1,526.2	5,558.2	9,878	7,073	30,020.6
771	1,055.2	1,484	5,513.1	9,282	6,316	28,378.7
771	992.2	1,414	5,346.2	9,050	5,530	26,668.6
764.1	978.2	1,353	5,680	9,039	5,188	26,458.8

たき出し給食数

月日＼区別	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区
10. 29	285.2	240	756.2	646.1	1,059	439.2
10. 30	282.2	240	758	640	1,048.2	435.2
10. 31	280.1	240	760	633	1,002.1	413
11. 1	257	238.1	753.2	639.1	935.1	370.2
11. 2	232.2	235	731.2	643.2	922.2	369.1
11. 3	232	235	729	651	919.2	368
11. 4	231.2	235	728.1	653.1	919	368
11. 5	230.1	235	727	656.1	914.2	366
11. 6	229	235	724	652.1	914	361.2
11. 7	227	234.2	718.1	649.1	912	361
11. 8	221	234	717	645.2	910	361
11. 9	220.1	234	717	643	910	360.1
11. 10	219	234	716.2	639	908	359
11. 11	218	234	716	637.2	908	359
11. 12	216	234	716	635	901	359
11. 13	216.1	234	713.1	544.1	645.1	345.2
11. 14	215.2	234	642.2	441	351	318.2
11. 15	213	234	640	441	314	318
11. 16	213	234	640	441	313	317.2
11. 17	213	234	640	441	311	317
11. 18	213	234	640	441.4	311	317
11. 19	213	234	640	221	311	317
11. 20	213	234	640	—	215	279.2
11. 21	142	116.2	640	—	15.1	279
11. 22	—	—	640	—	—	279
11. 23	—	—	640	—	—	279
11. 24	—	—	461.2	—	—	279
11. 25	—	—	—	—	—	167.2
計	13,265.0	18,875.6	35,508.0	33,003.6	41,729.2	27,831.7

第4－6表　　たき出し限度額算定一覧表

区名＼区分	給食延人員および限度額							
	50円期間		75円期間		90円期間		合計	
	延人員	限度額	延人員	限度額	延人員	限度額	延人員	限度額
千種区	157½人	7,867円	3,657人	274,275円	9,460人	851,400円	13,274½人	1,133,542円
東区	384⅝	19,233	6,573½	493,000	11,923⅜	1,073,130	18,881⅛	1,585,363
北区	—	—	7,112	533,400	28,403½	2,556,300	35,515½	3,089,700
西区	—	—	9,204	690,300	23,808	2,142,720	33,012	2,833,020
中村区	635⅝	31,783	9,361½	702,100	31,740	2,856,600	41,737	3,590,483
中区	443⅜	22,183	9,671⅜	725,375	17,727½	1,595,460	27,842⅜	2,343,018
昭和区	555	27,750	8,937⅝	670,325	17,903⅜	1,611,330	27,396½	2,309,405
瑞穂区	36,995⅜	1,849,783	35,011⅝	2,625,875	24,058	2,165,220	96,065½	6,640,878
熱田区	76,427⅞	3,821,383	217,958½	16,346,875	30,510⅝	2,745,960	324,896⅜	22,914,218
中川区	41,131	2,056,550	110,102⅝	8,257,700	169,045⅜	15,214,110	320,279½	25,528,360
港区	257,199½	12,859,967	1,057,431⅜	79,307,375	518,583⅜	46,672,530	1,833,214⅝	138,839,872
南区	330,770¼	16,538,517	1,127,170	84,537,750	560,104	50,409,360	2,018,044¼	151,485,627
合計	744,700½	37,235,016	2,602,191½	195,164,350	1,443,268	129,894,120	4,790,159⅜	362,293,486

延 人 員 一 覧 表　その2 (10.29～11.25)　　(単位 人)

昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	合計
743	924.2	1,236	5,513.1	8,782	4,863	25,487
723	853.1	1,086	5,513.1	8,997.1	4,388	24,963.9
704.2	839.1	880	5,513.1	8,632	4,045	23,944.6
650	498	628	5,513.1	8,615	3,518	22,614.8
568.1	460.1	620	5,513.1	8,567	3,390	22,251.2
541	455.2	463	5,513.1	8,463	3,184	21,753.5
508.2	451.2	313	5,513.1	8,446	3,068	21,433.9
471.2	445.1	243	5,513.1	8,370	2,888	21,058.8
445.1	438	213	5,513.1	8,385	2,844	20,953.5
425	437	208	5,500	8,389	2,831	20,891.4
399	435	210	10,397.1	8,396	2,659	25,584.3
392.2	429	142	—	8,349	2,550	14,946.4
359.2	413	139	5,173.1	8,356.2	2,451	19,966.7
316.2	405	114	5,506.2	8,387.1	2,396	20,196.7
297	342.2	95	5,506.2	7,927	2,232	19,460.4
159	164	113	5,500	7,922	2,203	18,758.6
92	146.2	113	5,500	7,951	2,152	18,155.8
—	108	98	5,493.1	7,955	1,693	17,507.1
—	78	66	—	7,968	1,223	11,493.2
—	67	66	—	7,965	1,217	11,471
—	62	66	—	25,118	1,217	28,618.1
—	62	52	—	—	1,217	3,267
—	—	52	—	—	898	2,531.2
—	—	52	—	9,156	837	11,237.3
—	—	52	—	9,142	789	10,902
—	—	47	—	9,139	765	10,870
—	—	47	—	9,746	747	11,280.2
—	—	37	—	10,007	486.1	10,697.4
27,387.7	96,454.6	324,893.4	320,268.6	1,833,208.6	2,018,043.4	4,790,467.4

第4－7表　　たき出し所要経費精算表

区分 / 区名	たき出し所要経費	内訳 主食費	副食費	雑費	燃料費	借上料	工事請負費	手数料	謝金	人夫賃
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
千種区	7,160,547.26	4,545,189.15	1,131,918.73	1,267,257.38	168,182	4,550	2,700	—	29,000	11,750
東区	4,930,196.03	3,219,052.06	931,117.74	530,262.23	108,934	5,400	2,000	—	—	133,430
北区	5,553,139.38	3,110,368.75	1,451,297.77	629,177.86	293,495	—	—	—	—	68,800
西区	6,510,568.23	4,073,786.69	1,353,878.64	718,363.90	304,969	—	—	—	—	59,570
中村区	4,748,084.79	2,459,740.51	1,543,538.28	385,379.00	340,302	1,005	—	—	—	18,120
中区	8,128,991.89	5,141,729.52	1,725,893.97	834,372.40	358,106	20,660	4,090	—	—	44,140
昭和区	4,153,542.47	2,164,956.33	1,210,416.89	561,519.25	198,340	—	—	—	—	18,310
瑞穂区	6,082,854.07	3,032,368.97	2,750,590.10	113,568.00	157,947	1,600	—	—	—	26,780
熱田区	17,256,893.28	10,125,181.02	6,701,650.68	293,865.58	90,696	33,500	—	—	—	12,000
中川区	25,773,878.40	12,570,691.40	12,418,391.20	282,725.80	236,572	15,600	7,243	238,455	—	4,200
港区	103,998,027.92	59,663,109.26	43,757,909.82	473,723.84	101,885	1,400	—	—	—	—
南区	110,443,091.74	67,163,547.76	42,610,590.98	511,210.00	154,743	3,000	—	—	—	—
ヘリコプター投下によるもの	3,763,326.00	1,725,678.00	2,037,648.00	—	—	—	—	—	—	—
は数調整額	59,526.54	3,629.58	52,107.20	3,779.76	10	—	—	—	—	—
	梅干重複分 △ 22,500.00	—	梅干重複分 △ 22,500.00	—	—	—	—	—	—	—
合計	308,540,168.00	178,999,029.00	119,654,450.00	6,605,205.00	2,514,181	86,715	16,033	238,455	29,000	397,100

(1) 給食実施学校

実施開始日	学校名
10月5日	六反・中村・米野・大須・松原・新栄・名城（分）・御器所
10月6日	六郷・鶴舞・汐路・旗屋・白鳥・田代・東桜・東白壁・名北・市下・江西・田代（分）・城西・筒井
10月7日	栄・杉村・大杉・児玉・枇杷島
10月8日	堀田・吹上・上名古屋
10月9日	村雲・亀島・牧野・豊岡・豊臣・則武・榎・稲葉地
10月10日	御剱・弥富・松栄
10月11日	瑞穂・稲生・白金・清水・金城
10月12日	岩塚・日吉・葵・日比津・柳
10月13日	老松・広路・栄生
10月15日	八事（分）
10月17日	城北　　計 56校

(2) 実施人員

10月5日から11月25日の最終日まで50日の長期にわたる実施量は次のとおりである。

延収容人員	199,326人
延給食数	597,978食
最高収容人員	6,064人（10月17日）

(3) 献　　立

献立は当初12種類を選定し，これを繰り返し実施することとしたが収容日数が長びくに従いその種類もふやし変化をもたせるように努めるとともに，中・高校生に対しては，昼食の弁当・パンを用意して与え，収容校から通勤する者についても同様昼食の弁当またはパンを支給した。収容者の栄養については特に留意し，1日1,900カロリー以上，たん白質は60gを基準とし栄養のバランスをとることに努め，台風後，特に野菜の高騰をきたしたが副食物は31円程度でおさまるよう苦心した。

(4) 経　　費

3食分	85円
主食	36円50銭

1食あたり米140g，民生局から現物で学校まで届ける。

副食	31円50銭

名古屋市学校給食協会が，物資を調達・加工・配達業務を担当。

燃料費	14円
雑費	3円

(5) 調　　理

朝昼晩の3食給食は，その学校在勤の調理従事人ではとうてい手が足りないので，他校の調理従事人を応援に派遣し，さらになお地区婦人会等の強力な応援を得て，11月25日全員帰宅するまで無事にその任務を完了することができた。

第4－8表　　たき出し関係内訳表

A　主　食　(1)

区分／区名	主食費計	精米 (kg)	握り飯 (食)	パン (食)	乾パン (食)	クラツカー (食)	ビスケツト (食)	折詰食 (食)
千種区	円 4,545,189.15	56,388.26 4,331,746.15	—	—	—	—	—	—
東区	3,219,052.06	39,117.34 3,004,994.06	—	—	—	—	—	—
北区	3,110,368.75	36,871.02 2,832,431.75	—	—	—	—	—	—
西区	4,073,786.69	51,950.10 3,990,806.69	—	—	—	—	—	—
中村区	2,459,740.51	31,357.70 2,408,898.51	—	—	—	—	—	—
中区	5,141,729.52	61,845.82 4,750,995.88	—	740 7,552.44	600 9,388.20	—	—	—
昭和区	2,164,956.33	22,539.78 1,731,505.89	—	280 2,857.68	1,080 16,898.76	—	—	—
瑞穂区	3,032,368.97	14,433.90 1,108,812.20	—	10,640 108,591.84	13,224 206,915.93	—	—	—
熱田区	10,125,181.02	58,101.24 4,463,337.26	—	297,586 3,037,162.72	102,570 1,605,901.47	17,465 297,079.65	21,610 386,819	1,652 45,776.92
中川区	12,570,691.40	19,208.80 1,475,620.02	—	427,088 4,358,860.13	90,512 1,416,241.25	—	—	132,500 3,671,575
港区	59,663,109.26	19,295.22 1,482,258.80	187,913 4,178,444.13	2,325,578 23,734,849.07	1,071,260 16,762,005.22	33,104 563,099.04	73,447 1,314,701.30	201,270 5,577,191.70
南区	67,163,547.76	14,821.30 1,138,572.27	48,416 1,074,157.38	3,179,782 32,452,855.15	1,883,526 29,471,531.42	41,224 701,220.24	48,638 870,620.20	55,710 1,543,724.10
ヘリコプター投下によるもの	1,725,678	—	—	—	(港) 51,192 801,002 (南) 59,096 924,676	—	—	—
端数調整額	3,629.58	△ 5,694.48	224.49	4,404.97	2,171.75	621.07	371.50	647.28
合計	178,999,029.00	425,930.48 32,714,285.00	236,329 5,252,826.00	6,241,694 63,707,134.00	3,273,060 51,216,732.00	91,793 1,562,020.00	143,695 2,572,512.00	391,132 10,838,915.00

注　上段の数字は数量を，下段の数字は金額を示す。

主　　食　(2)

区分 / 区名	飯かん（食）	パン（収容校分）（食）	パン（計画局調達分）（食）	区調達分 精米（kg）	区調達分 握り飯（食）	区調達分 パン（食）	計
千種区	—	—	—	2,843 213,443	—	—	213,443
東区	—	—	—	2,484 210,908	—	350 3,150	214,058
北区	—	190 3,800	—	3,151 274,137	—	—	274,137
西区	—	—	—	900 78,300	—	234 4,680	82,980
中村区	—	1,395 27,900	—	30.10 2,620	—	1,129 20,322	22,942
中区	—	4,884 97,680	—	3,152.70 274,283	—	91.5 1,830	276,113
昭和区	—	676 13,520	—	4,265.10 371,064	—	1,350 29,110	400,174
瑞穂区	—	608 12,160	—	9,551.70 830,996	—	80,735 764,893	1,595,889
熱田区	—	162 3,240	—	3,192 277,704	—	831 8,160	285,864
中川区	44,400 1,447,440	—	—	1,965 170,955	1,500 30,000	—	200,955
港区	185,600 6,050,560	—	—	—	—	—	—
南区	—	—	600 15,000	—	—	—	—
ヘリコプター投下によるもの	—	—	—	—	—	—	—
端数調整額	883	—	—	—	—	—	—
合計	230,000 7,498,883	7,915 158,300	600 15,000	31,534.60 2,704,410	1,500 30,000	84,720.5 832,145	3,566,555

B　副　　食　(1)

区分 / 区名	副食費計	かん詰（かん）	梅干（kg）	しそ（kg）	らっきょう（kg）	たくあん（kg）	大根（本）	ほうれん草（わ）	白菜（俵）
千種区	円 1,131,918.73	575 14,999.45	1,162.5 259,098	140 8,999.20	—	270 15,552	—	—	—
東区	931,117.74	1,256 32,764.02	738 164,485.44	140 8,999.20	—	260 14,976	—	—	—
北区	1,451,297.77	1,008 26,294.69	537.5 119,798	175 11,249	—	140 8,064	—	—	—
西区	1,353,878.64	1,200 31,303.20	784.5 174,849.36	175 11,249	—	280 16,128	—	—	—
中村区	1,543,538.28	1,200 31,303.20	—	—	—	70 4,032	—	—	—
中区	1,725,893.97	1,608 41,946.29	—	210 13,498.80	—	280 16,128	—	—	—
昭和区	1,210,416.89	1,228 32,033.61	—	—	—	200 11,520	—	—	—
瑞穂区	2,750,590.10	36,480 951,617.28	—	—	—	—	—	—	—
熱田区	6,701,650.68	188,080 4,906,254.88	—	—	—	—	—	—	—
中川区	12,418,391.20	363,312 9,477,356.84	—	—	—	—	3,600 41,616	11,000 92,950	140 54,058.20
港区	43,757,909.82	1,206,262 31,466,550.54	179 39,895.52	—	—	—	7,225 83,521	17,581 148,559.43	455 175,689.15
南区	42,610,590.98	1,160,651 30,276,741.99	1,146 255,420.48	—	225 24,000	293.5 16,905.60	—	—	—
ヘリコプター投下によるもの	2,037,648	—	—	—	—	—	—	—	—
端数調整額	52,107.20	1,499.01	13.20	4.80	0	△ 0.60	13	△ 14.45	2.65
	梅干重複分 △ 22,500	—	△22,500	—	—	—	—	—	—
合計	119,654,450	2,962,860 77,290,665	4,547.5 991,060	840 54,000	225 24,000	1,793.5 103,305	10,825 125,150	28,581 241,495	595 229,750

注　上段の数字は数量を，下段の数字は金額を示す。

副　　食　(2)

区名＼区分	ねぎ（束）	玉ねぎ（kg）	キャベツ（俵）	みそ（kg）	煮干（kg）	みかん（個）	牛乳（本）	粉ミルク（かん）	マーガリン（個）
千種区	—	—	—	—	—	—	—	108 29,647.08	—
東区	—	—	—	—	—	—	—	208 57,098.08	—
北区	—	—	—	—	—	—	—	108 29,647.08	—
西区	—	—	—	—	—	—	—	108 29,647.08	—
中村区	—	—	—	—	—	—	39 1,092	208 57,098.08	—
中区	—	—	—	—	—	—	—	108 29,647.08	720 1,144.80
昭和区	—	—	—	—	—	—	—	208 57,098.08	1,280 2,035.20
瑞穂区	—	—	—	—	—	130 620.10	—	1,022 280,549.22	14,250 22,657.50
熱田区	—	—	—	—	—	260 1,240.20	—	2,080 570,980.80	277,720 441,574.80
中川区	140 49,893.20	30 228.90	574 136,038	2 99.10	163.3 17,451.88	54,700 260,919	—	3,168 869,647.68	362,060 575,675.40
港区	535 190,663.30	—	923 218,751	—	263 28,106.81	205,700 981,189	—	9,885 2,713,531.35	1,920,730 3,053,960.70
南区	—	560 4,272.80	70 16,590	232.5 11,520.38	58 6,198.46	190,000 906,300	—	8,367 2,296,825.17	2,616,790 4,160,696.10
ヘリコプター投下によるもの	—	—	—	—	—	—	—	(港) 1,920 527,059 (南) 2,880 790,589	—
は数調整額	5.50	0.30	11	1.52	1.85	2,429.70	0	95.22	48,012.50
合計	675 240,562	590 4,502	1,567 371,390	234.5 11,621	484.3 51,759	450,790 2,152,698	39 1,092	30,378 8,339,160	5,193,550 8,305,757

副　　食 (3)

区分 / 区名	ジャム（袋）	ジャム（かん）	キャラメル（個）	キャラメル（日用品セット内）（個）	梅干（衛生局調達分）（kg）	食塩（衛生局調達分）（kg）	収容校給食副食	区調達副食費
千種区	—	—	—	—	—	—	11,218 374,087	429,536
東区	—	—	—	—	—	—	16,922 564,298	88,497
北区	—	—	—	—	—	—	33,494.1 1,116,936	139,309
西区	—	—	—	—	—	—	30,988.1 1,033,368	57,334
中村区	—	—	—	—	—	—	38,637 1,288,428	161,585
中区	—	—	—	—	—	—	23,584 786,456	837,073
昭和区	—	—	—	—	—	—	23,201 773,684	334,046
瑞穂区	—	—	—	5,870 46,960	—	—	17,664.1 589,053	859,133
熱田区	—	—	—	22,400 179,200	—	—	3,604 120,183	482,217
中川区	9,000 36,000	—	20,040 160,320	62,600 500,800	—	—	—	145,337
港区	77,000 308,000	58,400 2,803,200	39,720 317,760	147,254 1,178,032	520 50,500	—	—	—
南区	94,000 376,000	60,000 2,880,000	40,380 323,040	131,860 1,054,880	—	20 1,000	—	200
ヘリコプター投下によるもの	—	—	(港) 40,320 322,560 (南) 49,680 397,440	—	—	—	—	—
人口調整額	0	0	0	0	0	0	32	—
合計	180,000 720,000	118,400 5,683,200	190,140 1,521,120	369,984 2,959,872	520 50,500	20 1,000	199,313 6,646,525	3,534,267

C　雑　　貨 (1)

区分 / 区名	雑費計	茶 (kg)	薄板 (枚)	銀色紙 (枚)	段ボール (箱)	なた (丁)	マッチ (箱)	ろうそく (本)	食器 (個)
千種区	円 1,267,257.38	—	—	5,700 111,150	8,000 145,260	—	100 2,587	—	246 6,164.76
東区	530,262.23	—	10,000 2,800	5,700 111,150	6,725 122,193.25	—	—	—	200 5,012
北区	629,177.86	—	80,000 22,400	5,700 111,150	6,000 109,020	—	6.1 157.80	—	—
西区	718,363	4 316.24	80,000 22,400	5,700 111,150	4,000 72,680	—	13 336.31	500 1,990	49 1,227.94
中村区	385,379.90	—	—	5,700 111,150	—	—	—	—	100 2,506
中区	834,372.40	—	265,000 74,200	5,700 111,150	12,000 218,040	—	20 517.40	—	—
昭和区	561,519.25	—	—	5,700 111,150	—	—	—	—	—
瑞穂区	113,568	—	—	—	—	—	—	—	—
熱田区	293,865.58	124 9,803.44	20,000 5,600	—	5,000 90,850	—	10 258.70	—	—
中川区	282,725.80	360 28,461.60	—	—	—	2 400	—	—	5,000 125,300
港区	473,723.84	860 67,991.60	—	—	—	3 600	—	—	8,000 200,480
南区	511,210	700 55,342	—	—	—	—	—	—	8,000 200,480
は数調整額	3,779.76	17.12	3,590	0	183.75	0	△ 2.21	—	△ 1.70
合計	6,605,205	2,048 161,932	455,000 130,990	39,900 778,050	41,725 758,327	5 1,000	149.1 3,855	500 1,990	21,595 541,169

注　上段の数字は数量を，下段の数字は金額を示す。

雑　　貨 (2)

区分 / 区名	はし（ぜん）	バット（個）	バケツ（個）	ひしゃく（本）	下駄（足）	オーク盆（枚）	茶（総務局調達分）（袋）	茶（財政局調達分）（袋）	茶（交通局調達分）（kg）
千種区	1,308 3,047.64	517 72,452.38	—	30 1,767.60	—	—	—	—	—
東区	1,324 3,084.92	65 9,109.10	30 3,338.40	—	—	148 42,952.56	—	—	—
北区	994 2,316.02	266 37,277.24	10 1,112.80	—	—	—	—	—	—
西区	1,049 2,444.17	—	8 890.24	—	—	—	—	—	—
中村区	278 647	—	—	—	—	—	—	—	—
中区	200 466	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和区	1,025 2,388.25	—	—	—	—	—	—	—	—
瑞穂区	2,000 4,660	—	—	—	—	—	—	—	—
熱田区	2,000 4,660	—	64 7,121.42	6 353.52	—	—	—	—	—
中川区	17,000 39,610	200 28,028	200 22,256	60 3,535.20	—	—	—	—	—
港区	33,000 76,890	466 65,305.24	—	—	11 968	200 58,044	15 975	—	—
南区	38,500 89,705	350 49,049	—	—	—	—	—	8 595	8 1,440
はし数調整額	△ 2.00	△ 0.96	△ 2.36	△ 1.32	—	△ 0.56	0	0	0
合計	98,678 229,917	1,864 261,220	312 34,717	96 5,655	11 968	348 100,996	15 975	8 595	8 1,440

雑　　貨 (3)

区分 / 区名	薄板（衛生局調達分）（枚）	セロファン紙（衛生局調達分）（枚）	ひしゃく（計画局調達分）（本）	ほうちょう（計画局調達分）（丁）	石油かん（計画局調達分）（かん）	区調達雑費	教育委員会調達雑費
千種区	—	—	—	—	—	895,629	29,099
東区	—	—	—	—	—	187,168	43,454
北区	—	—	—	—	—	222,438	123,306
西区	—	—	—	—	—	362,450	142,479
中村区	—	—	—	—	—	152,843	118,233
中区	—	—	—	—	—	325,912	104,087
昭和区	—	—	—	—	—	361,034	86,947
瑞穂区	—	—	—	—	—	68,200	40,708
熱田区	—	—	—	—	—	161,786	13,432
中川区	—	—	—	—	—	32,675	2,460
港区	—	—	—	—	—	2,470	—
南区	2,500 700	200 1,300	5 300	1 180	5 750	1,700	109,669
は数調整額	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,500 700	200 1,300	5 300	1 180	5 750	2,774,305	813,874

D　燃　　料　　費　　E　借上料

区分 / 区名	燃料費計	まき（束）	ガス	木炭（俵）	区調達燃料費	教育委員会調達燃料費	借上料計	区調達借上料	教育委員会調達借上料
千種区	168,182	—	149,796	—	17,686	700	4,550	—	4,550
東区	108,934	—	100,901	—	8,033	—	5,400	5,400	—
北区	293,495	—	278,431	—	15,064	—	—	—	—
西区	304,969	—	280,812	—	24,157	—	—	—	—
中村区	340,302	—	263,904	—	38,020	38,378	1,005	—	1,005
中区	358,106	—	316,546	—	30,300	11,260	20,660	14,410	6,250
昭和区	198,340	—	180,553	—	17,787	—	—	—	—
瑞穂区	157,947	—	114,187	—	5,210	38,550	1,600	1,600	—
熱田区	90,696	—	33,996	—	56,700	—	33,500	33,500	—
中川区	236,572	2,000 62,490	93,822	150 63,000	16,240	1,020	15,600	—	15,600
港区	101,885	2,500 78,000	—	—	23,885	—	1,400	1,400	—
南区	154,743	500 14,500	111,898	—	—	28,345	3,000	—	3,000
端数調整額	10	10	0	0	—	—	0	0	0
合計	2,514,181	5,000 155,000	1,924,846	150 63,000	253,082	118,253	86,715	56,310	30,405

注　上段の数字は数量を，下段の数字は金額を示す。

F　工事請負費　　G　手数料　　H　謝金　　I　たき出し人夫賃

区分／区名	F 工事請負費計	F 区調達工事請負費計	F 教育委員会調達工事請負費	G 手数料計	G 区調達手数料	H 謝金計	H 区調達謝金	I 人夫賃計	I 区調達人夫賃	I 教育委員会調達人夫賃
千種区	2,700	—	2,700	—	—	29,000	29,000	11,750	—	11,750
東区	2,000	—	2,000	—	—	—	—	133,430	51,600	81,830
北区	—	—	—	—	—	—	—	68,800	—	68,800
西区	—	—	—	—	—	—	—	59,570	—	59,570
中村区	—	—	—	—	—	—	—	18,120	—	18,120
中区	4,090	—	4,090	—	—	—	—	44,140	—	44,140
昭和区	—	—	—	—	—	—	—	18,310	—	18,310
瑞穂区	—	—	—	—	—	—	—	26,780	—	26,780
熱田区	—	—	—	—	—	—	—	12,000	—	12,000
中川区	7,243	—	7,243	238,455	238,455	—	—	4,200	4,200	—
港区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
端数調整額	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	16,033	0	16,033	238,455	238,455	29,000	29,000	397,100	55,800	341,300

第5節　応急給水

浄水場の施設は台風によつて損傷はうけたが，送水はたえず継続されていた。（第3編第5章第1節「上水道の被害」参照。）しかしながら配水管等の破損による漏水があまりにも多かつたため，末端になると水が出ないところがあり，また水没地帯や井水使用地区では水の使用が不可能だつたので，これらの場所では「食物よりも，まず水を」という声が強かつた。この切実な声に対して水道局はあらゆる方策を講じて給水に努めることになつた。

1　タンク車の出動

水道局では，9月27日からただちに市内各所の配水管破裂箇所の応急修理工事に着手する一方，清掃局の応援を得て給水課給水係によるタンク班を編成し，7トン車・4.5トン車・4トン車・3トン車等総数延147両におよぶ給水タンク車を出動させて東部台地および南部方面への飲料水の供給を開始した。ところが水を運んでもこれを受けとる容器が各戸に不足していたことや，車に無線設備がなかつたため，給水作業中における統一的な移動指令が出せなかつたことなどがやや障害となつたが，しかしこのタン

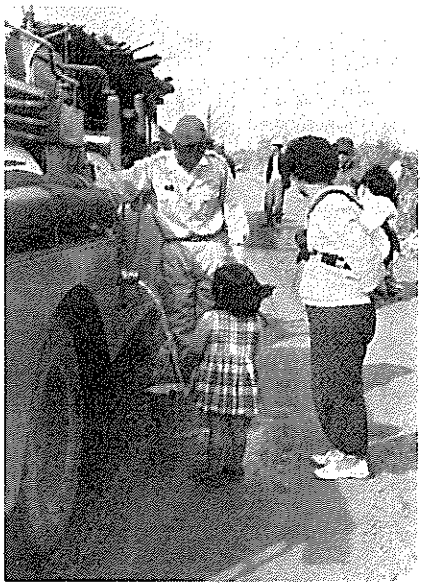

給水に活躍する市消防車
（中川区富田町）

タンク車による応急給水（南区白水町）

第4－9表　　給水タンク車による給水状況　　（昭和34.9.27～10.31）

	総数	市水道局	市清掃局	金額	備考
給水車	延 147両	延 89両	延 58両	—	
給水量	436.2m³	171.7m³	264.5m³	7,110円	単位 16.30円
対象人員	延 153,850人	延 54,300人	99,550人	—	
燃料費	—	1,379ℓ	—	49,634円	
修繕費	—	3両	—	4,273円	
計				61,017円	

ク車による給水は10月末まで連日つづけられた。

タンク車の出動状況・給水対象等は別表のとおりである。

なお，このほか消防局においても消防タンク車を動員して応急給水にあたつた。

2 共用給水せんの公設

公設共用せん（港区南陽町）

しかしながら南部方面の長期たん水地域では，浸水と道路障害のため，給水タンク車も進むことができなかつた。したがつて，末端被災者に対する給水はビールびんやビニールの袋，あるいはドラムかんなどに水をいれて船で輸送を行なつた。しかし，この方法もボートなどの調達が困難なうえ，能率が悪いため，配水管のあるところから25mmのビニール管等を，途中にくいを打ちながら，または軒先につり下げながら引き込んで，共同せんを公設するという臨時的給水工事を行なつた。

第4－10表　公設共用せん設置状況

区別	設置箇所数	せん数	布設延長	摘要	
南区	7 ヵ所	13 せん	131.9 m	対象人員 1,620人	給水量 640.4m³
港区	61	66	1,346.7	5,780	2,637.2
中川区	22	30	4,092.8	3,830	2,341.5
熱田区	2	3	11.8	170	213.0
瑞穂区	1	1	3.0	50	105.0
計	93	113	5,586.2	11,450	5,937.1

3 緊急給水工事

さらに災害復旧対策としてり災者一時収容所の開設，仮設病院・収容住宅の建設が行なわれるにつれて，これに伴う緊急給水工事を施行することが必要となつた。その施行状況は次表のとおりである。

なお，一般被災家屋の給水装置の応急修繕は，指定水道工事店協同組合の応援を得て道路取付管の漏水修理，屋内装置のパッキング取替え，給水せん取替え等を行なつた。（この点については後出第5編第2章第9節「税等の特別措置」中の「被災給水装置復旧工事施工内容表」参照）

第4—11表　　緊急給水工事施行状況

申込み	申請者	場所	目的	工事概要	通水完了
10. 1	市衛生局	瑞穂区名大	病院用	廃止装置の連絡（57mm—3カ所）	10. 1
〃	市交通局	中区教習所	り災者用	メーター取付け・開せん	〃
〃	国税局	中区旧キャツスル（ハイツ）	〃	国税局教習所より増設　13mm 3せん	10. 3
10. 2	市衛生局	〃	〃	25mm引込み　8せん	〃
〃	東海電通局	中区松島町	収容住宅用	応急住宅（職員用）　12戸 引込み25mm	10. 21
〃	〃	中区小林町	〃	〃　16戸　〃	10. 25
〃	〃	中区米浜町	〃	〃　12戸　〃	10. 21
10. 3	中部地建	中区東雲町	住宅用	入居態勢確保のため早急施工	10. 20
10. 5	東亜合成㈱	港区昭和町	〃	既設装置断水のため応急給水	10. 5
〃	〃	港区7号地	収容住宅用	応急住宅（職員用）　50戸導水装置より	〃
〃	姫野組	南区宝生町	工事現場用	大江川北　20mm	10. 8
10. 8	東海電通局	北区浪打町	収容住宅用	応急住宅（職員用）20戸　引込み25mm	10. 21
10. 9	市土木局	港区南陽町	工事現場用	13mm—2せん	10. 13
10. 10	NHK	中区南外堀町	修理工場用	メーター取付け開せん　3せん増設	10. 12
10. 11	市総務局	鶴舞公園内	自衛隊用	25mm—2カ所　16せん	10. 13
10. 13	東海財務局	中区旧キャツスル（ハイツ）	り災者用	増設　13mm—2せん	10. 16
〃	東邦ガス㈱	港区港楽小内	浴場用	り災者サービス浴場，業務所処理	10. 15
10. 17	市営繕課	旧熱田区役所	収容所用	公設収容所増設	10. 20
〃	〃	北区名城町	収容住宅用	応急住宅，復活，修理24戸—13mm	〃
10. 18	港区役所	南陽町	浴場用	自衛隊設置　25所	10. 19
〃	市建築局	港区潮止町	収容住宅用	給水本管布設	11. 30
〃	〃	南区弥次衛町	〃	〃	11. 24
10. 19	〃	港区名港通り	収容所用	20mm—13せん	10. 20
〃	愛知県	港区船見町	収容住宅用	50戸　給水工事新設	10. 26
10. 21	〃	中川区防衛庁舎	自衛隊用	20mm—6せん増設	10. 23
〃	名古屋税関	中区旧キャツスル（ハイツ）	り災者用	25mm新設4戸，応急住宅（職員用）	11. 30
10. 23	国鉄名鉄局	中区千早町	収容住宅用	応急住宅（職員用）75mm本管50mm42戸	12. 14
10. 27	農地事務所	中区旧キャツスル（ハイツ）	り災者用	〃　（〃）13mm	11. 30
〃	海上保安本部	〃	〃	〃　（〃）〃	〃
〃	愛知県	港区11号地	自衛隊用	救援作業場　75mm	10. 29

なお，この応急給水は，災害救助法第23条第1項第2号に基づくものであるため，その費用負担者は都道府県であるが，市町村に一時繰替え支弁が認められているため（第44条），すべてこれに要した費用の支払いは名古屋市水道局が繰替え支弁をした。その額は給水車によるものが128,543円，公設共用せんによるものが786,849円である。

第6節　衣料・生活必需品の配給

被服寝具等生活必需品の給与活動は，9月27日未明から時をうつさず開始されたが，当初は避難所を主体とした救助の一環として行なわれ，本格的な給与を実施したのは，かなり遅れ，これは北部7区に対するものと，南部5区に対するものとに2分される。伊勢湾台風に対処する救援体制として準

備したのは，台風当日午後3時までに各区へ備蓄毛布を4,300枚送り込んだのみであつたが，当日市内百貨店に待機するよう依頼した。被災状況の通報があるや，ただちに百貨店を通じ，27日中に毛布76,055枚，上敷17,850枚，はだ着65,670点，タオル134,000本，浴用石けん245,000個，ろうそく542,000本，マツチ（大）14,000個，マツチ（小）18,200個，ちり紙14,000締，バケツ4,134個，脱脂綿3,650束その他2品を調達し，被災地へ輸送配分した。

避難所への救援は給食と併行させ，石けん・チリ紙・脱脂綿等純消耗品はさしあたつて一部渡しとし，個人支給方法をとつたが，毛布・上敷等は貸与形式をとり，必要量を各区避難所から通報集計し送付することとした。しかし，被災直後はいつ水状態にあり，特に港・南の両区はほとんど陸路はしやだんされ，物資運搬は小型船によるのみという最悪状態に陥つていたため，28日愛知県災害救助本部を通じ自衛隊にヘリコプターの出動を要請し，9月29日午前6時から空路による食糧・物資の輸送投下救援を行なつたのである。投下地点の選定は，両区の自治会と前日中に協議決定，白旗掲揚地点を目標として，港区では南陽町日之出橋ほか6カ所，南区では大同工業高等学校ほか7カ所に対し，周辺避難者・自宅避難者分も含めて投下した。投下地点にはただちにボート・いかだに乗つた地区代表者が集結する姿が機からうかがわれた。このヘリコプター空輸は9月29日・30日の両日市役所前および名城公園グランドを基地として，航空・海上両自衛隊機10機，延116機により，乾パン11,028食をはじめとして，はだ着10,000点，タオル20,000本，ローソク83,000本，ちり紙63,000締，浴用石けん30,000個，キヤラメル90,000個その他5品総額7,142,589円におよぶ物資を間断なく各避難地区のり災者概数にあん分して送り続けた。これは過去に例のなかつた救援活動として注目された。一方陸路による輸送は，当初ローソク・マツチによる光源補給，毛布・はだ着による採暖補給を主軸として行なつた。毛布は9月26日から30日までの5日間に，北部7区6,176枚，南部5区111,555枚，計117,731枚を各区災害対策本部を通じて送付した。10月に入つて南部長期たん水地区からの計画避難収容が北部7区において開始されるや，受入れ体制を整えるため毛布を10月3日16,050枚，上敷を3日・4日の両日2,200枚，はだ着を12,600点送付した。しかしり災者数は，93,400余世帯，約374,000人に及ぶため，北部の区のり災者用を除いてほとんど一部分の充足にしかすぎぬ状態であつた。配分の経路は，各区災害対策本部から各学区本部または各避難所へ主として組織的に配分して行なつた。また長期たん水地区では応急日用品を求める声が強かつたので，10月3日から日用品セット（タオル・石けん・ちり紙・歯ぶらし・歯みがき粉・マツチ・キヤラメル・たばこ在中）を配分し，り災者の精神的動揺を慰め，わずかながらも栄養

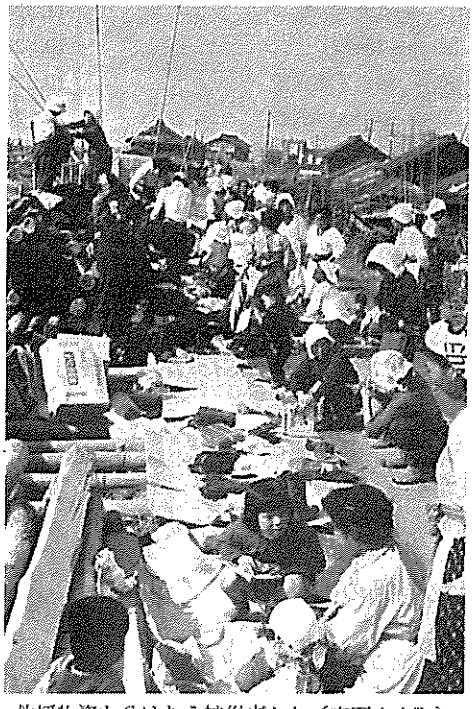
救援物資を分けあう被災者たち（南区白水町）

源の補給を行なつた。10月７日までに172,765個，15日までには総数194,215個を送付，そのうち192,887個を給付したのである。南部各区の排水は，仮堤防締切り作業の難行から当初の予定よりも非常に遅れ，瑞穂区は10月11日，熱田区12日，中川区・港区（両旧区）19日，南区18日，中川区富田町・港区南陽町は11月19日までかかつて完了したという状態であつたので，法定救助期間である「10日以内」（10月６日まで）にはとうてい救助はゆきとどかず，関係者の要望の結果，まず10月31日まで25日間の延長が認められ，ついで11月20日まで，さらに12月20日までと３次にわたる救助期間延長が認められ，実に85日間に及ぶ給与期間となつた。この給与期間の延長のほか，長期たん水状態にあつた地域の半壊・床上浸水世帯にあつては，寝具等全壊・流失の場合と同じ状態にある実情を訴え，厚生事務次官通達（10月16日付）による特例（毛布を２人に１枚加算追給）をはじめ，９月下旬り災による冬期計算（10月～３月）の適用，限度額の引上げ適用を強力に要請した結果，冬期計算による給与，引き続き10月以上冠水状態にあつた（これを本市では㊊と称していた。）瑞穂・熱田・中川・港・南区の半壊・床上浸水世帯に対する限度額大幅引上げ適用，前に述べた地域の㊊り災世帯に対する加算追給等が最終的に12月10日に認められ，救助を遅ればせながらも充足しうることができた。しかし，救助活動はこれらの承認をまつ間においても一刻のちゆうちよも許さず早急に実施する要があるので，とりあえず名古屋市では㊊世帯に毛布を１人１枚あて，愛知県では原則として㊊全壊・流失世帯に対し，ふとんの給与を実施した。こうして延々85日間にわたる被服・寝具・生活必需品等の給与は，毛布実に496,490枚，上敷347,759枚，はだ着180,178枚等25品目総額632,590,000円（うち名古屋市繰替え金によるもの507,130,000円余）の巨額に及ぶにいたり，物資輸送・配分整理を終了した。

南区宝小学校でのふとんの配給

第4—12表　　救助物資（品目別）送付状況一覧表

毛　布

月日＼区	千種区	東　区	北　区	西　区	中村区	中　区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港　区	南　区	計
9. 26	※ 50	※ 50	※ 50	※ 50	※ 50	※ 50	※ 100	※ 600	※ 600	※ 800	※ 900	※ 1,000	※ 4,300
27	300	400	100	—	500	200	—	620	6,000	2,500	12,484	55,051	78,155
28	—	—	500	800	—	200	800	800	—	—	3,000	—	6,100
29	—	200	—	—	500	126	550	1,000	5,000	1,000	—	4,000	11,876
30	200	100	—	—	100	—	200	200	—	—	10,000	6,000	16,800
10. 1	—	—	—	—	—	100	—	—	—	200	—	—	300
2	—	—	—	—	—	200	446	—	—	—	750	—	1,396
3	2,000	2,000	2,370	2,480	2,000	2,000	2,200	3,000	3,000	5,000	20,000	8,000	54,050
5	—	—	—	—	—	200	—	—	—	5,000	—	6,905	12,105
6	—	—	—	—	—	—	57	—	—	15,000	—	—	15,057
7	—	—	—	—	300	—	700	—	—	—	—	2,195	3,195
8	—	—	—	—	1,000	—	1,370	—	700	—	—	—	3,070
9	—	—	—	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—	1,000
10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,825	15,000	17,825
11	—	—	—	—	—	—	—	7,000	—	—	—	—	7,000
16	—	—	—	—	—	—	—	—	700	—	—	—	700
17	—	—	—	—	—	—	—	—	2,000	—	—	—	2,000
18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49,000	—	83,500	132,500
20	—	—	—	—	—	—	—	5,000	26,300	—	79,155	3,365	113,820
21	—	—	—	—	—	—	—	—	14,000	—	—	—	14,000
22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000	—	2,500	3,500
24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,435	—	1,435
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,873	—	—	7,873
11. 15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,228	—	3,328
16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,761	—	1,761
17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,175	—	2,175
25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,500	7,500
計	2,500	2,700	2,970	3,280	4,400	3,026	6,323	18,620	57,700	86,573	136,813	194,016	518,921

注　1　※印は備蓄分を示す。

2　計は備蓄毛布を除き，購入毛布のみに限つた。

上　敷

月日＼区	千種区	東　区	北　区	西　区	中村区	中　区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港　区	南　区	計
9. 27	500	500	500	500	500	500	500	850	500	4,000	5,000	4,000	17,850
10. 2	—	—	—	—	—	200	—	—	—	200	—	—	400
3	120	—	200	380	—	—	200	—	—	2,000	—	—	2,900
4	—	—	100	600	600	—	—	—	—	—	—	—	1,300
5	150	—	500	—	—	—	650	—	500	—	—	5,500	7,300
6	—	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	200
8	—	—	—	150	—	—	1,800	10,000	5,500	—	—	—	17,450
9	—	250	—	—	800	—	—	—	—	30,000	—	—	31,050
13	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	—	—	—	10,000
14	—	—	—	—	—	—	—	—	40,000	—	5,000	—	45,000
15	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200
18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	81,969	88,300	170,269
20	—	—	—	—	—	—	—	5,000	—	—	—	—	5,000
22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,000	—	—	2,000
24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,530	—	—	4,530
25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,300	—	2,400	10,700
28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,272	—	—	23,272
29	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000	—	—	—	1,000
11. 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	500
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,989	—	9,989
16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,300	—	—	3,300
計	970	750	1,300	1,630	2,100	700	3,150	15,850	57,500	77,602	101,958	100,700	364,210

はだ着

月日＼区	千種区	東　区	北　区	西　区	中村区	中　区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港　区	南　区	計
9. 27	2,000	2,000	—	—	2,000	1,000	3,000	3,700	8,000	10,000	15,000	—	46,700
28	—	—	2,000	1,970	—	—	—	—	—	—	—	15,000	18,970
29	—	1,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,800
10. 4	1,800	—	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	—	—	—	—	—	10,800
6	—	—	—	—	—	—	46	—	—	—	—	—	46
8	—	—	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	1,000
11. 1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,107	31,499	—	36,606
2	1,404	672	867	782	1,190	386	1,181	858	762	—	—	52,400	60,502
9	—	—	—	—	—	—	—	112	—	—	—	—	112
計	5,204	4,472	4,667	4,552	4,990	3,186	7,027	4,670	8,762	15,107	46,499	67,400	176,536

タ オ ル

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
9. 27	2,000	2,000	—	3,000	2,000	2,000	3,000	3,000	15,000	20,000	45,000	—	97,000
28	—	—	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	35,000	37,000
29	—	—	—	—	—	126	—	—	—	—	—	—	126
10. 2	—	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	300
5	—	—	—	—	—	300	450	—	—	—	—	—	750
11. 1	270	130	170	—	—	90	230	140	125	1,100	6,300	10,070	18,625
2	—	—	—	130	195	—	—	—	—	—	—	—	325
3	41	92	63	—	—	—	450	296	—	—	—	—	942
計	2,311	2,222	2,233	3,130	2,195	2,816	4,130	3,436	15,125	21,100	51,300	45,070	155,068

浴用石けん

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
9. 27	10,000	10,000	—	10,000	—	5,000	10,000	10,000	—	40,000	60,000	—	155,000
28	—	—	10,000	—	10,000	—	—	—	10,000	—	—	60,000	90,000
29	—	—	—	—	—	126	—	—	—	—	—	—	126
10. 2	—	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	300
15	—	—	—	—	—	—	—	—	3,600	—	—	—	3,600
計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	5,426	10,000	10,000	13,600	40,000	60,000	60,000	249,026

ろうそく

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
9. 27	500	500	500	500	500	200	500	500	500	8,000	5,000	5,000	22,200
28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	16,000	16,000	42,000
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,000	—	—	4,000
10. 1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14,000	4,500	4,000	22,500
2	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—	500
5	—	—	—	—	—	—	120	—	—	—	10,000	—	10,120
8	—	—	—	—	—	—	400	—	—	—	—	—	400
計	500	500	500	500	500	200	1,020	500	1,000	36,000	35,500	25,000	101,720

マッチ

月日＼区		千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
9. 27	(大)	500	500	500	500	500	200	500	500	500	1,000	3,000	3,000	11,200
〃	(小)	500	500	500	500	500	200	500	500	500	4,000	5,000	5,000	18,200
9. 28	(大)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	800	1,000	1,000	2,800
10. 1	(大)	—	—	—	—	—	—	—	—	600	1,200	1,800	2,400	6,000
〃	(小)	—	—	—	—	—	—	—	600	600	1,200	2,400	3,200	8,000
10. 4	(小)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	500
計	(大)	500	500	500	500	500	200	500	500	1,100	3,000	5,800	6,400	20,000
	(小)	500	500	500	500	500	200	500	1,100	1,100	5,200	7,900	8,200	26,700

ちり紙

月日＼区		千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
9. 27	(200枚)	200	—	300	300	—	300	300	300	—	—	3,500	5,200	
28	(250枚) 300	300	300	—	—	200	—	1,700	—	2,500	3,500	—	8,800	
30	(200枚)	—	—	—	—	126	—	—	—	—	—	—	126	
10. 3	(2,000枚)	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	300	
5	(2,000枚)	—	—	—	—	—	—	500	200	200	1,000	700	2,600	
8	(2,000枚)	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	
9	(2,000枚) 50	50	50	50	—	60	—	50	100	100	—	—	510	
10	(2,000枚)	—	—	—	130	—	—	—	—	—	—	—	130	
11. 2	(2,000枚)	50	65	62	48	35	101	70	63	400	2,400	3,900	7,194	
4	(2,000枚)	—	—	—	—	—	—	—	—	60	—	—	60	
計	締 350 枚	600	515	412	478	721	401	2,620	663	3,260	6,900	8,100	25,020	
	(175,000)	(315,000)	(505,000)	(284,000)	(416,000)	(865,200)	(262,000)	(1,725,000)	(786,000)	(2,145,000)	(7,675,000)	(9,900,000)	(25,053,200)	

食器

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
9. 28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,000	—	—	5,000
29	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	1,000	1,000	3,000	—	8,000	8,000	26,500
10. 3	—	300	—	300	—	—	46	—	—	—	—	—	646
5	—	—	6	—	—	—	294	—	—	—	—	—	300
計	1,000	1,300	1,006	1,300	1,000	500	1,340	1,000	3,000	5,000	8,000	8,000	32,446

はし

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
9. 28	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	1,000	3,000	3,000	15,000	30,000	30,000	87,500
10. 3	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
6	—	—	—	—	—	—	114	—	—	—	—	—	114
7	—	—	—	—	—	200	800	—	—	—	—	—	1,000
8	—	—	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	1,000
11	1,000	1,000	1,000	—	1,000	1,000	500	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	17,500
24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,500	5,500
計	2,000	2000	2,000	2,000	2,000	1,700	3,414	5,000	5,000	17,000	33,000	38,500	113,614

なべ

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
11. 1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	550	6,500	10,500	17,550
2	270	130	170	130	195	90	230	148	124	—	—	—	1,487
7	—	—	—	—	—	194	—	—	—	—	—	—	194
9	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	—	—	13
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,685	—	—	1,685
17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,020	1,020
計	270	130	170	130	195	284	230	161	124	2,235	6,500	11,520	21,949

バケツ

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
9. 27	200	200	—	—	200	100	—	200	200	500	800	—	2,400
28	—	134	200	200	—	—	200	—	—	—	—	1,000	1,734
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	500
10. 2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,245	—	1,245
5	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—	—	—	30
6	—	—	—	—	—	—	19	—	—	—	—	—	19
11	15	15	15	15	15	15	15	30	30	30	120	100	415
15	68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68
計	283	349	215	215	215	115	264	230	230	530	2,665	1,100	6,411

バット

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
9. 27	100	100	—	—	100	—	—	100	—	200	350	—	950
28	—	—	100	100	—	—	100	—	100	—	—	350	750
29	700	700	700	700	700	700	700	—	700	—	116	—	5,716
計	800	800	800	800	800	700	800	100	800	200	466	350	7,416

ひ し や く

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
9. 27	30	30	—	—	30	10	—	30	30	60	100	—	320
28	—	—	30	30	—	—	30	—	—	—	—	100	190
10. 8	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—	—	—	20
計	30	30	30	30	30	10	50	30	30	60	100	100	530

げ　　た

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
10. 4	230	500	—	—	—	—	—	250	—	—	—	—	980
6	700	200	700	700	700	700	700	900	380	580	1,380	1,880	9,520
8	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	200
11	—	—	—	50	—	—	—	—	—	—	—	—	50
計	930	700	700	950	700	700	700	1,150	380	580	1,380	1,880	10,750

脱　脂　綿

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
9. 27	100	100	—	—	—	50	—	100	100	800	1,000	—	2,250
28	—	—	100	100	100	—	100	—	—	—	—	1,000	1,400
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	800	—	—	800
10. 4	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	—	—	5,000
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	600	700	1,300
9	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300
10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000	—	—	1,000
11	—	—	—	—	150	—	—	50	500	—	300	—	1,000
計	600	600	900	600	750	550	600	650	1,100	3,100	1,900	1,700	13,050

日用品セット

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
10. 3	210	440	270	250	220	350	450	—	—	—	—	—	2,190
4	—	60	—	800	—	—	500	—	—	—	—	—	1,360
5	300	—	400	—	—	—	15	2,200	6,700	25,000	25,000	55,400	115,015
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27,000	2,000	29,000
7	—	50	—	—	1,000	1,000	150	—	4,500	—	10,000	8,500	25,200
8	—	—	—	80	—	—	—	—	—	—	—	—	80
9	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	5,000	—	5,300
10	400	—	—	—	—	—	—	420	—	—	955	30	1,805
13	—	—	—	—	450	—	—	—	—	—	—	—	450
14	—	—	—	—	—	—	—	315	—	—	—	—	315
15	200	—	—	—	—	—	—	—	—	6,300	7,000	—	13,500
計	1,110	550	970	1,130	1,670	1,350	1,115	2,935	11,200	31,300	74,955	65,930	194,215

ふ　と　ん　（枚）

月日＼区	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	計
10. 29	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	1,001	270	1,301
11. 24	—	—	—	—	—	—	—	1,200	—	9,400	1,800	—	12.400
25	—	—	—	—	—	—	—	—	12,800	—	—	—	12,800
26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,000	—	20,000
27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,000	10,000	17,000
28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,600	13,600
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,000	3,000	5,000
12. 3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	800	800
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,800	400	800	7,000
7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400	400
計	—	—	—	—	—	—	—	1,200	12,830	15,200	32,201	38,870	100,301

その他の物資送付状況一覧表

品名	月日	送付先	送付数量	品名	月日	送付先	送付数量	品名	月日	送付先	送付数量
作業衣	9.27	瑞穂区	350	トランジスター・メガホン	9.28	港区	3	はだ着	10. 1	港	15
					〃	南区	3		〃	南	11
地下たび	9.27	瑞穂区	350		10. 5	港区	4				計(26)
					〃	南区	5	寝巻	〃	港	12
オーク盆	9.27	東区	300				計(15)		〃	南	12
	〃	中区	200								計(24)
	〃	港区	200	懐中電燈（乾電池）	9.27	千種区	10 (20)	洗面器	〃	港	12
	10.1	東区	96		〃	東区	10 (20)		〃	南	13
			計(796)		〃	北区	10 (20)				計(25)
洗たく石けん	10.3	昭和区	300		〃	西区	20 (20)	毛布	4	中川	3
	4	東区	100		〃	中村区	20 (30)		〃	港	45
	〃	北区	100		〃	中区	10 (20)		〃	南	42
	〃	西区	100		〃	昭和区	20 (40)				計(90)
	〃	南区	3,800		〃	瑞穂区	30(100)	パンツ	〃	港	18
	〃	中区	100		〃	熱田区	30(150)		〃	南	14
	〃	瑞穂区	100		〃	中川区	30(150)				計(32)
	〃	熱田区	1,100		〃	港区	50(200)	タオル	〃	中川	1
	〃	中川区	300		〃	南区	50(200)		〃	港	18
	〃	港区	3,650		29	〃	70		〃	南	16
	5	千種区	50				計 360(970)				計(35)
	7	千種区	100					ちり紙	〃	中川	0.5
	〃	中村区	100						〃	港	12.0
	11	昭和区	100						〃	南	11.5
			計(10,000)								計(24.0)

注　この欄の物資は，愛知県災害対策本部から送付されたもののみである。

第 7 節　被災者の輸送，物資等の運搬

9月26日の夜半，台風の恐怖が現実となつたころ，早くも数台の車が暴風雨をついて市南部に急行していた。車輪まで水中に没した車はやがて水中に立往生してしまつた。車にはり災者救出のための要員と食糧が積まれていた。こうして応急救助のための輸送は始まつたが，かんじんの輸送力は水のためにゆくてをさえぎられてしまつた。明けて27日他の救助作業と並行して応急救助のための輸送が本格的に始められたが，みぞうの災害であつただけに他の救助作業と同じく，輸送にも幾多の困難が横たわつていた。それにもかかわらず，人員・物資の輸送業務は広域な水没地帯，道路の決壊，陸上および水上輸送力の不足等々の困難を克服しつつ，翌年にいたるまで営々と続けられた。この長期間にわたる輸送の概要は次のとおりである。

1 輸送の範囲

災害時の輸送業務はその範囲はきわめて広く，次のように救助の手段として救助の全般にわたつている。

(1) り災者の避難のための輸送（総務局・民生局）
(2) 医療および助産のための輸送（衛生局）
(3) り災者の救出のための輸送（消防局）
(4) 飲料水供給のための輸送（水道局）
(5) 救助用物資の移動（民生局・区役所）
(6) 遺体捜索のための人員・資材の輸送（消防局）
(7) 遺体の処理のための輸送（衛生局）

2 輸送の組織

救助組織が整い，各局区ごとに救助が実施されるようになると，輸送力がまず必要とされるようになつた。救助が緊急を要するものだけに救助の実施に必要な人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分する必要に迫られたからである。しかし，即座に大量の車両および舟艇をそろえることは非常時であるだけに極度に困難であつた。やむなく担当局区ごとに方途を講じて調達し急場をしのいだが，大災害であるだけに輸送力の統一的・合理的運用の必要性が痛感されるにいたつた。そこでトラックの借上げを財政局用度課が担当し，9月28日愛知県トラック協会と借上げ契約を締結し，担当局区の需用に応じて配分することになつた。（第4—16表参照）

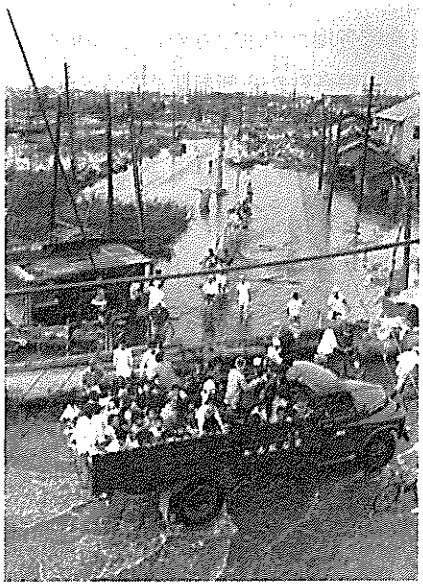

借上げトラックで避難するり災者
（南区道全町）

他方，トラックの不足を補うためにまた避難者の輸送のために私営観光バス延161両（第4—19表）も借り上げられた。その間，市バスにあつても災害のため不通とな

つた営業路線を中止し，輸送を担当せしめた（ 4—18表参照)。

水上輸送力としては，ボート・舟艇等が借り上げられたが市内のみではまかなえず，ボート等は遠く横浜からも陸路輸送された。こうして輸送力は不足がちながら最小限度が確保された。

3 輸送の実際

輸送業務のうち，特に需用の大であつた民生局担当の避難者の輸送と救助用物資の輸送の実態は，次のとおりであつた。

(1) り災者の輸送

民生局では，9月29日から援護相談所において，り災者で帰郷を希望する者や，援護の相談のため一時帰郷する者に旅費を支給する業務を開始した。開設当初相当な混雑が予想されたが，被災地の交通事情が回復していなかつたことや，この便宜措置が徹底しなかつたため初日・2日目とも利用者は少なく，大した混雑もみられなかつた。しかし，交通事情の回復とP.R.により利用者も徐々に増加する傾向をたどり，9月29日窓口開始以来10月10日までの12日間に578世帯，917人がこれを利用した。このような多人数を急速に送還しなければならないのに加え援護相談所職員のなかにも浸水被害を受けた者もいて，事務遂行に支障をきたす実情にあつたので，民生局保護課ならびに蘇鉄寮・広住寮から職員の応援を求めて実施した。手続はり災証明書の提示によつて台風被災者であることを確認し，希望地までの移送費を給付することとしたが，現金の給付は目的外に使用されるおそれがあることから，すべて現物給付の形をとつたため，受け付けるごとに係員が名古屋駅まで切符の購入にでかけなければならなかつた。そこでこの事務の繁雑さを合理的に処理するため，乗車券の前借り購入を国鉄に依頼したが，国鉄の承認が得られず，このため交通公社に交渉したところ幸いにも了解を得られたので，切符発行の代行を交通公社に依頼し，この結果ようやく事務は円滑化した。この本市独自による全国各地への乗車券の給付は10月10日をもつて打切りとなつたが，新たに国鉄・名鉄・近鉄・乗合自動車の各社から無料乗車券が交付されることになり，引き続きその交付事務を取り扱うこととなつた。この無料乗車券は愛知県・岐阜県・三重県の3県下に限り通用するもので10月10日から前回同様り災証明書の提示により支給した。種類別の利用状況は別表のとおりであるが，全国各地へ移送したなかには，北海道へ8世帯，九州地方へ108世帯とかなり遠方にわたるものもあつた。利用者数は10月10日まではほとんど1日100件未満であつたが，10日以降になると利用者数も急増し，10月13日に

第4—13表　り災者全国移送状況表　(昭和 34. 9. 29～10. 10)

月 日	移送件数	金額	月 日	移送件数	金額
9. 29	3	2,030円	10. 6	20	17,310
30	9	7,265	7	52	53,645
10. 1	19	27,775	8	71	77,595
2	26	40,075	9	77	55,120
3	73	103,400	10	68	59,335
4	66	72,970			
5	94	131,950	合計	578	648,470

1,379件，その後は無料乗車券が一時不足する等のことなどもあつてしだいに発行数も減り，11月3日以降は毎日の受付件数も100件となつた。このような経過のうちに11月末日をもつてこの業務も終止符を打つたのであるが，その結果市費による無料乗車券の給付数は917人，金額にして6,438,470円を要した。一方，国鉄・名鉄・近鉄・乗合自動車などの無料乗車券利用者も29,243人の多きに上つた。

第4—14表　　各県別り災者移送状況

（昭和 34. 9. 29～10. 10（完了））

道府県別	世帯数	大人員数	小人員数
	世帯	人	人
北海道地方			
北海道	8	9	3
東北地方			
秋田	2	2	0
宮城	12	20	5
山形	4	6	0
青森	3	5	0
福島	9	14	0
岩手	2	4	0
計	32	51	5
関東地方			
東京	58	75	10
茨城	8	12	0
神奈川	7	11	2
千葉	4	9	2
埼玉	4	6	0
群馬	1	2	0
栃木	1	1	0
計	83	116	14
中部地方			
新潟	36	49	13
長野	34	43	6
福井	12	18	3
静岡	27	37	5
山梨	3	6	0
石川	7	14	1
富山	4	5	2
三重	35	43	9
岐阜	21	29	4
計	179	224	43
愛知県下			
計	21	33	1

道府県別	世帯数	大人員数	小人員数
	世帯	人	人
近畿地方			
大阪	43	58	15
兵庫	14	18	1
京都	18	27	6
奈良	9	12	0
滋賀	4	4	0
和歌山	3	3	3
計	91	122	25
中国地方			
岡山	10	12	1
広島	9	10	2
鳥取	3	5	0
山口	3	4	0
計	25	31	3
四国地方			
愛媛	8	11	2
徳島	8	9	0
香川	12	18	3
高知	3	3	1
計	31	41	6
九州地方			
長崎	23	28	8
大分	11	16	3
熊本	18	29	8
福岡	34	45	8
鹿児島	11	13	0
佐賀	7	7	0
宮崎	4	5	1
計	108	143	28
総計	578	790	128

第4—15表　　国鉄・名鉄・近鉄・乗合自動車無料乗車券発行状況

（昭和 34. 10. 10～11. 30）

月日＼項目	国鉄	名鉄	近鉄	乗合自動車	合計	月日＼項目	国鉄	名鉄	近鉄	乗合自動車	合計
	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人
10. 10	103	18	0	16	137	11. 6	51	38	10	0	99
11	369	109	12	58	548	7	96	70	16	0	182
12	433	235	37	86	791	8	46	42	18	0	106
13	621	422	194	142	1,379	9	54	29	9	0	92
14	568	480	173	369	1,590	10	52	63	34	0	149
15	617	480	137	199	1,433	11	55	84	15	0	154
16	879	565	133	194	1,771	12	55	68	27	0	150
17	614	584	204	352	1,754	13	72	56	33	0	161
18	670	381	148	248	1,447	14	135	27	31	0	193
19	529	380	113	140	1,162	15	61	40	8	0	109
20	611	417	139	254	1,421	16	23	36	2	0	61
21	451	384	112	171	1,118	17	53	18	12	0	83
22	577	316	154	284	1,331	18	36	58	9	0	103
23	672	390	186	254	1,502	19	62	48	16	0	126
24	1,003	490	224	379	2,096	20	54	44	24	0	122
25	382	358	44	294	1,078	21	132	69	58	0	259
26	0	652	0	386	1,038	22	55	49	10	0	114
27	0	567	0	334	901	23	26	48	0	0	74
28	0	178	0	365	543	24	27	35	16	0	78
29	0	0	0	617	617	25	20	36	0	0	56
30	0	0	0	550	550	26	35	36	16	0	87
31	409	229	153	133	924	27	64	38	6	0	108
11. 1	164	100	57	57	378	28	80	82	23	0	185
2	109	49	36	51	245	29	34	36	14	0	84
3	90	56	9	24	179	30	9	12	10	0	31
4	75	32	31	30	168						
5	53	61	18	44	176	合計	11,386	9,095	2,731	6,031	29,243

(2)　物資等の輸送

救援物資の動きは次頁の図のとおりである。救助物資は義援物資を除く救済用物資であるがおもなものは食糧・被服・寝具・その他の生活必需品である。調達されたこれらのものは，それぞれの業者（パン会社等）あるいは物資の集積所から被災区の物資集積所まで輸送される。そこからは各区で調達した車両ないしは舟艇によつて現地まで運ばれることになつていたが，現地の輸送力不足のために直接現地までの輸送を引き受けざるを得ない状態であつた。しかも災害直後は広域なたん水地域・道路決壊等で目的地に到達することさえ容易でなく，市南部までの輸送は1日各車2往復程度の活動力しかなかつた。

各方面から寄せられた義援物資は当初財政局が受け入れ，これはいつたん物資集積所である金山体育館・松ケ枝教習所・キヤツスルハイツ・中央高校に集積された。ここで各被災地別に仕分けされ，現地に向け輸送された。義援物資が本格的に現地に向け輸送され始めたのは10月３日で，多い日には大型トラック20両によつて輸送された。輸送には救護部輸送班があたり，各車両には必ず職員が乗り，そのほかに雇用人夫および応援の学生が同乗し輸送の万全が期された。

＜救　助　物　資＞

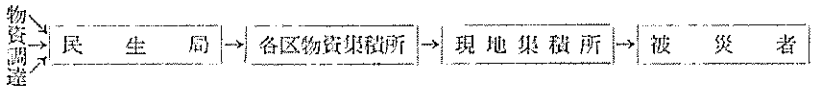

＜義　援　物　資＞

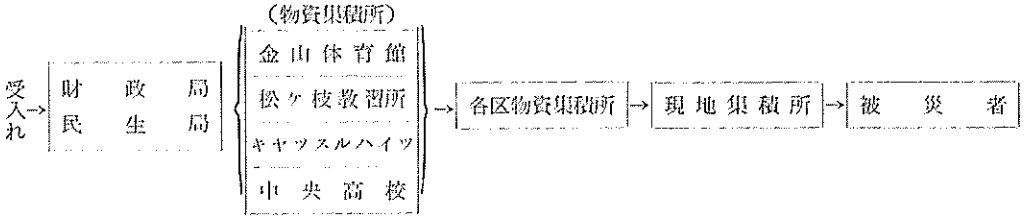

災害救助法によれば輸送の期間が定められているが今災害においてはその特殊性から期間延長が認められ，最大限12月20日（被服・寝具等の輸送）まで延長された。この期間内に民生局が使用した車両数は1,154両で日別使用数は次のとおりである。

第４－16表　　民　生　局　使　用　車　両　数

月日	車両数		月日	車両数		月日	車両数		月日	車両数		月日	車両数		月日	車両数	
	両	両		両	両		両	両		両	両		両	両		両	両
9.26			10.11	32	32	10.26	24	23	11.10	11	9	11.25	2	2	12.10	1	1
27	15	3	12	30	29	27	27	25	11	10	10	26	2	2	11	1	1
28	18	9	13	29	26	28	22	20	12	10	10	27	2	2	12	2	2
29	17	9	14	29	28	29	22	18	13	12	10	28	5	5	13	0	0
30	23	20	15	24	24	30	35	17	14	15	12	29	4	4	14	1	1
10.1	23	19	16	32	32	31	16	16	15	5	15	30	3	3	15	3	3
2	23	21	17	22	21	11.1	12	12	16	10	5	12.1	3	3	16	16	16
3	19	17	18	26	25	2	15	15	17	10	10	2	4	4	17	2	2
4	24	23	19	27	23	3	11	11	18	8	10	3	3	3	18	5	5
5	24	24	20	28	27	4	16	16	19	6	7	4	4	4	19	3	3
6	29	27	21	28	28	5	18	18	20	5	6	5	2	2	20	3	3
7	25	24	22	25	24	6	13	13	21	9	5	6	0	0			
8	24	23	23	24	24	7	6	5	22	1	9	7	3	3			
9	30	30	24	22	21	8	2	1	23	1	1	8	2	2			
10	30	29	25	13	11	9	8	6	24	2	2	9	1	1	計	1,154	1,067

注　この表中，太字は有償の借上げ車両数を示す。

第4—17表　　各局・区別使用車両数　　（用度課契約分）

使用局・区	配車数	使用局・区	配車数	使用局・区	配車数
	両		両		両
市会事務局	2	人事委員会事務局	19	中村区	1
総務局	39	教育委員会事務局	—	中区	90
財政局	80	消防局	87	昭和区	10
清掃局	15	土木局	3	熱田区	82
民生局	840	経済局	1	中川区	46
衛生局	226	千種区	72	港区	242
計画局	160	東区	19	南区	271
監査事務局	25	西区	7	合計	2,337

第4—18表　　市バスの動員状況

月日	車両数	月日	車両数	月日	車両数	月日	車両数	月日	車両数	月日	車両数
	両		両		両		両		両		両
9.26	—	10. 9	33	10.22	11	11. 4	1	11.17	—	11.30	1
27	23	10	25	23	12	5	—	18	—		
28	21	11	17	24	8	6	1	19	8		
29	30	12	22	25	10	7	1	20	6		
30	36	13	13	26	7	8	—	21	7		
10. 1	31	14	16	27	8	9	—	22	—		
2	30	15	9	28	9	10	1	23	—		
3	37	16	15	29	6	11	—	24	8		
4	33	17	17	30	2	12	2	25	6		
5	36	18	13	31	4	13	5	26	—		
6	59	19	17	11. 1	2	14	1	27	—		
7	44	20	34	2	1	15	2	28	—		
8	34	21	16	3	1	16	1	29	1	計	794

第4—19表　　有償借上げ車両・舟艇数（全市）

目的 / 種類	救済用物資	医療および助産	遺体の処理	遺体の捜索	り災者の救出	飲料水の供給	り災者の避難	合計
トラック	延3,213両	187	141	3	5	1	—	3,550
民間バス	延 161両	—	—	—	—	—	—	161
タクシー	—両	21	—	—	—	—	2	23
ボート	延6,364隻	150	—	—	—	—	—	6,514
石舟	延 501隻	—	—	—	—	—	—	501
いかだ	延 135	—	—	—	—	—	—	135
霊きゅう車	—両	—	2	—	—	—	—	2

第4—20表　　局別借上げ車両数　（その1）　　（単位　両）

局 / 月日	総務		財政		清掃		経済		民生		衛生		計画		土木		市会		監査		人委		教委		消防		合計	
9.26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2	—
27	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	2	—	4	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25	—
28	—	—	—	—	4	—	—	—	9	—	7	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	27	—
29	2	2	1	—	1	—	—	—	8	1	7	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	26	4
30	1	4	2	1	—	—	—	—	20	—	13	1	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	2	55	8
10.1	2	—	2	—	—	—	—	—	19	—	11	1	4	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	8	5	49	6
2	5	—	—	1	—	—	—	—	20	1	10	2	1	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	6	3	45	7
3	—	—	1	—	—	—	—	—	15	2	16	—	3	1	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	5	5	43	8
4	2	—	5	2	—	—	—	—	23	—	15	3	3	—	—	—	—	—	—	—	2	3	—	—	4	5	54	13
5	—	—	3	—	—	—	—	—	24	—	16	—	2	2	—	—	—	—	1	—	3	1	—	—	2	6	51	9
6	—	1	2	—	—	—	—	—	25	2	15	—	2	2	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	1	3	48	8
7	—	—	—	—	—	—	—	—	24	—	14	—	2	4	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	3	44	7
8	—	—	—	—	—	—	—	—	23	—	15	—	2	3	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	1	1	45	4
9	—	—	3	—	—	—	—	—	30	—	15	3	5	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	54	8
10	—	—	1	—	—	—	—	—	29	—	17	2	4	2	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	53	5
11	1	—	2	—	—	—	—	—	32	—	8	2	5	2	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	51	4
12	2	1	2	—	—	—	—	—	29	—	9	1	5	3	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	50	5
13	3	—	2	—	—	1	—	—	26	—	5	—	5	3	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3	2	47	6
14	4	1	2	—	—	1	—	—	28	—	5	2	3	4	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	1	45	9
15	—	1	2	1	—	1	1	—	24	—	3	3	2	5	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	—	35	11
16	—	—	2	—	—	1	—	—	32	—	6	1	1	5	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	43	7
17	—	—	2	—	—	1	—	—	21	—	4	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	5
18	—	—	2	—	—	1	—	—	25	—	6	1	—	4	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33	9
19	—	—	2	—	—	1	—	—	23	—	4	2	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29	7
20	—	—	2	—	—	1	—	—	27	—	5	2	—	4	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	35	7
21	3	2	3	—	—	1	—	—	28	—	1	1	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	36	8
22	—	—	2	—	—	1	—	—	24	—	1	1	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	7
23	1	—	3	—	—	—	—	—	24	—	1	1	1	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	31	6
24	—	1	3	—	—	—	—	—	21	—	1	1	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25	6
25	—	—	2	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	3
26	—	—	4	—	—	—	—	—	23	—	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	28	4
27	—	—	2	—	—	—	—	—	25	—	—	1	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	4
28	—	—	2	—	—	—	—	—	20	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	25	3
29	—	—	2	—	—	—	—	—	18	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	3
30	—	—	3	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	2
31	—	—	3	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	21	2
11.1	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	1
2	—	—	3	—	—	—	—	—	15	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	3
3	—	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	1
4	—	—	2	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	4
5	—	—	1	—	—	—	—	—	18	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	21	1
6	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	4
7	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	2
8	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1

区別借上げ車両数　（その2）

局 / 月日	総務		財政		清掃		経済		民生		衛生		計画		土木		市会		監査		人委		教委		消防		合計	
11. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	4
10	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	1
11	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—
12	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—
13	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	13	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	—
15	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—
16	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—
17	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—
18	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—
19	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—
20	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—
21	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—
22	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
23	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
24	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
25	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
26	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
27	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
28	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—
29	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—
30	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
12. 1	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
2	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—
3	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
4	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
8	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
9	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
10	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
11	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
12	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
15	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
16	—	—	—	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	—
17	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
18	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—
19	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
20	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
合計	26	13	75	5	5	10	1	—	1,052	6	232	34	77	114	16	3	2	—	25	—	14	4	8	—	51	38	1,584	227

注　この表中，数字の左は大型車を，右は小型車を示す。

第4—21表　　区別借上げ車両数（有償）（その1）

（単位　両）

区分 / 月日	千種		東		北		西		中村		中		昭和		瑞穂		熱田		中川			港			南			合計		
	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	民間バス	大型	小型	民間バス	大型	小型	民間バス	大型	小型	民間バス
9.27	1	—	3	—	1	—	—	2	—	—	—	—	—	1	1	2	—	3	2	1	—	—	—	—	—	1	—	8	10	—
28	3	1	2	—	3	—	—	4	—	4	1	2	—	1	1	2	2	1	2	1	—	—	—	—	1	2	—	15	18	—
29	2	4	2	1	4	—	—	4	1	1	—	2	1	1	1	2	2	2	2	1	—	1	—	—	—	2	—	16	20	—
30	1	3	2	—	3	—	—	8	1	1	—	2	1	1	1	1	2	4	2	1	—	—	—	—	—	2	—	13	23	—
10.1	—	4	2	1	3	—	—	7	1	2	2	2	1	1	1	1	2	2	3	1	—	2	—	—	1	1	—	18	22	—
2	1	8	2	—	2	—	—	3	1	2	1	2	1	1	1	1	2	1	2	1	—	5	—	—	1	1	—	19	20	—
3	—	8	2	2	2	—	—	2	1	1	3	2	1	2	1	3	1	2	4	1	—	3	6	—	1	1	—	19	30	—
4	2	7	2	—	1	—	1	2	1	2	2	6	2	1	1	3	3	2	3	1	—	7	4	—	—	5	—	25	33	—
5	2	7	2	—	1	—	—	2	1	2	3	5	2	1	1	3	3	1	5	1	—	7	2	—	—	5	—	27	29	—
6	2	7	2	—	1	—	—	2	1	1	—	5	1	1	1	3	3	2	6	1	—	6	3	—	4	1	—	27	26	—
7	2	6	2	—	1	—	—	2	1	1	2	4	2	1	1	3	4	3	4	1	3	4	5	3	3	1	3	26	27	9
8	1	7	2	—	1	—	—	2	1	2	2	4	2	1	1	3	4	1	4	1	—	3	3	—	4	1	—	25	25	—
9	1	7	1	—	1	—	—	2	—	3	2	1	2	1	1	1	4	—	5	1	—	6	3	—	4	1	—	27	20	—
10	1	6	1	—	1	—	1	2	—	1	2	1	2	1	1	1	3	1	3	1	—	6	3	—	3	1	—	24	18	—
11	1	6	1	—	1	—	1	2	—	2	2	1	1	1	—	1	3	1	3	1	2	6	3	4	4	8	4	23	26	10
12	—	6	2	—	1	—	1	2	—	1	2	1	2	1	—	1	3	1	3	1	2	6	2	4	—	5	4	20	21	10
13	—	5	1	—	1	—	1	2	—	1	2	2	1	1	—	1	2	—	3	1	2	6	4	4	—	6	4	17	23	10
14	—	5	1	—	1	—	1	3	—	1	2	1	1	1	—	1	2	—	3	1	2	6	3	4	1	7	4	18	23	10
15	—	5	1	—	1	—	—	1	—	1	2	1	1	1	—	1	6	—	2	1	2	5	4	4	9	9	4	27	24	10
16	—	5	1	—	1	—	—	1	—	2	2	2	—	1	—	1	4	1	2	1	2	5	4	4	7	9	4	22	27	10
17	—	4	1	—	1	—	—	1	—	1	2	1	—	1	—	1	2	—	2	—	2	3	3	4	9	9	4	20	21	10
18	—	5	1	—	1	—	—	2	—	2	2	1	—	1	—	1	1	1	2	—	3	3	3	6	9	8	4	19	24	13
19	—	5	1	—	1	—	—	3	—	2	2	1	—	1	1	1	1	1	1	—	3	3	3	6	6	7	4	16	24	13
20	—	3	1	—	1	—	—	1	—	1	2	1	—	1	—	1	2	2	1	—	3	2	3	6	3	9	4	12	22	13
21	—	1	1	—	1	—	—	1	—	2	1	1	—	2	—	1	2	2	2	—	2	2	3	4	3	9	4	12	22	10
22	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	1	1	1	—	2	2	—	2	1	3	2	3	9	2	7	19	6
23	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	1	—	2	2	—	1	1	4	2	2	10	2	6	21	5
24	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	1	—	1	—	2	2	—	1	1	4	2	—	8	1	3	19	4
25	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	—	1	—	1	—	1	—	1	2	—	1	1	3	2	1	8	1	4	18	4
26	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2	2	1	—	1	—	1	—	2	2	—	1	2	3	2	—	7	2	8	16	5
27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	2	2	—	1	1	3	1	—	3	1	3	11	3
28	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	2	2	—	—	—	3	1	—	5	1	3	13	2
29	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	2	2	—	—	—	3	1	1	3	1	3	12	2
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	—	1	—	1	2	—	—	—	3	—	—	4	—	3	12	—
31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	—	1	—	1	—	1	2	—	—	—	3	—	—	6	—	2	15	—
11.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	—	1	—	1	—	1	2	—	—	1	4	—	2	5	—	5	15	—
2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	1	2	—	—	1	4	—	—	12	—	3	20	—
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	1	1	—	—	—	3	—	2	9	—	3	16	—
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	1	—	1	—	1	3	—	—	1	3	—	—	6	—	5	14	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	—	1	2	—	—	—	3	—	—	6	—	3	13	—
6	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	1	1	—	1	—	1	—	1	1	—	—	—	3	—	—	5	—	3	13	—
7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	3	—	—	7	—	1	13	—
8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	3	—	—	5	—	1	9	—

局別借上げ車両数（有償）（その２）

区分／月日	千種		東		北		西		中村		中		昭和		瑞穂		熱田		中川			港			南			合計		
	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	大型	小型	民間バス	大型	小型	民間バス	大型	小型	民間バス	大型	小型	民間バス
11. 9	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	1	—	—	—	—	—	3	5	—	—	7	—	3	17	—
10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	1	1	—	—	—	5	—	—	2	—	2	9	—
11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	5	—	—	4	—	—	11	—
12	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	1	1	1	3	1	1	1	—	—	8	6	1	1	4	1	13	17	2
13	—	—	—	—	1	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	7	—	—	5	—	2	15	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	6	—	—	4	—	1	12	—
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	12	—	—	4	—	—	19	—
16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	6	—	—	4	—	2	10	—
17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	2	6	—	—	4	—	3	11	—
18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	4	—	—	11	—
19	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	8	4	—	—	3	—	13	8	—
20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	3	6	—	—	3	—	4	13	—
21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	11	6	—	—	3	—	11	10	—
22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	3	—	—	9	—
23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	3	—	—	7	—
24	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	10	6	—	—	2	—	11	9	—
25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	1	1	—	4	7	—	—	2	—	8	10	—
26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	1	—	6	20	—	—	2	—	9	23	—
27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	5	4	—	—	3	—	6	7	—
28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2	—
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	2	—
30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	8	—	—	2	—	1	11	—
12. 1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	4	—	—	8	—	—	—	—	—	13	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	20	129	41	4	39	1	7	67	14	62	45	69	28	52	18	60	73	67	112	33	35	170	265	67	85	301	59	652	1,110	161

第4—22表　　輸送に要した費用一覧表

区または局名	運送費および借上げ費	燃料および消耗器材費	修繕費	合計
	円	円	円	円
千種区	511,242	4,055	310	515,607
東区	264,896	13,554	—	278,450
北区	244,090	12,980	26,460	283,530
西区	189,472	27,140	9,850	226,462
中村区	192,510	25,795	2,750	221,055
中区	523,994	—	—	523,994
昭和区	333,310	62,351	16,896	412,557
瑞穂区	141,800	16,402	—	158,202
熱田区	635,090	39,382	—	674,472
中川区	1,012,400	10,930	—	1,023,330
港区	2,561,010	891,128	3,300	3,455,438
南区	2,006,504	706,105	—	2,712,609
小計	8,616,318	1,809,822	59,566	10,485,706
総務局	3,649,960	479,600	4,847,000	8,976,560
財政局	769,606	350	9,800	779,756
清掃局	75,310	—	—	75,310
経済局	5,560	—	—	5,560
民生局	7,703,933	58,650	—	7,762,583
衛生局	1,888,971	287,639	203,181	2,379,791
計画局	2,084,274	—	381,840	2,466,114
土木局	125,130	25,640	—	150,770
建築局	122,600	—	—	122,600
市会事務局	11,472	—	—	11,472
監査事務局	166,704	—	—	166,704
人事委員会事務局	115,643	—	—	115,643
教育委員会事務局	48,800	—	—	48,800
消防局	827,362	382,039	827,971	2,037,372
交通局		38,308	—	38,308
小計	17,595,325	1,272,226	6,269,792	25,137,343
合計	26,211,643	3,082,048	6,329,358	35,623,049

第8節　医療救護

9月26日午後9時災害対策本部が設置され，翌27日全市（中区を除く。）に災害救助法の発動をみた。

衛生局衛生救護隊は局長室に本部を置き災害救助隊衛生部編成表に従い情報の収集，被害情況の調査とともに医療救護活動にあたつた。

1　救護班の活動

医療のみちを失つた被災者の応急救護にあたるため，災害救助法に基づき速刻救護班を編成し，次のように活動を行なつた。

早くも27日午前3時には市立大学病院から3班の救護班が南区の被災地へ派遣され，その後状況の判明に伴い各市立病院・保健所・衛生研究所等からなる医療班が次々に編成され，南・港区一帯へ出動した。しかし，本部と現地の連絡ならびに救護班の派遣は，交通・通信のと絶や冠水のため現地の要請と一致させることは困難であつた。

翌28日にはヘリコプターによる被災地の視察が行なわれ，ここに被災地総体の状況がは握できるにいたり，大規模な救護対策がたてられた。

すなわち，医師1人，保健婦2人，事務員1人を基準として保健所班が編成され各保健所の応援分担が次のとおり定められた。

被災地保健所	応援保健所
熱田保健所	千種保健所
中川保健所	西保健所
港保健所	中・中村保健所
南保健所	東・北・昭和保健所

また，各市立病院の救護班は中川・港・南の各区へ派遣されたほか日本赤十字社・各区医師会・名古屋大学附属病院・国立病院・八事および梅森等の結核療養所，その他民間病院・民間団体編成班・自衛隊等の応援救護班も被災地一帯に出動した。

おそろしい破傷風にそなえて活躍する市医療班
（中川区富田支所前）

被災者の治療にあたる市医療班（南区内田橋）

なお，被災者の収容されている避難所の応急救護ならびに生活指導には地元保健所と区医師会があたつた。また，応援の救護班は，それぞれ被災地の保健所の指揮下に入り活動した。次表は9月27日から医療班全部が撤収された11月23日までの救護班の編成・活動記録および各区の避難所収容者の医薬品利用者延数である。

第4—23表　　医薬品衛生材料使用者状況一覧表

区別	種別	期間	診療患者延数または医薬品利用者延数（人）				班数または避難所数	班の編成（班）			
			内科	外科	その他	計		医師	看護婦	その他	計
千種	救護班		—	—	—	—	—	—	—	—	—
	避難所	10.3～11.21	17,040				1				

区別	種別	期間	診療患者延数または医薬品利用者延数（人）				班数または避難所数	班の編成（班）			
			内科	外科	その他	計		医師	看護婦	その他	計
東	救護班	10.3～10.30	1,306	577	35	1,918	1	100	98	—	198
	避難所	10.3～11.21	16,901				4				
北	救護班	9.28～10.30	956	431	83	1,470	1	170	79	—	249
	避難所	10.3～11.24	5,564				7				
西	救護班	10.3～10.31	2,577	1,279	2,055	5,911	1	218	237	70	525
	避難所	10.3～11.18	23,874				9				
中村	救護班	9.29～10.20	353	404	66	823	1	20	108	3	131
	避難所	9.27～11.21	15,945				13				
中	救護班	9.29～10.13	1,113	465	372	1,950	1	28	45	52	125
	避難所	9.29～11.25	26,349				6				
昭和	救護班	10.1～10.31	2,393	1,548	3	3,944	2	210	248	167	625
	避難所	9.30～10.31	5,147				8				
瑞穂	救護班	9.27～10.30	6,512	6,404	19	12,935	1	72	190	33	295
	避難所	9.26～11.15	6,734				8				
熱田	救護班	9.27～10.14	2,204	1,800	—	4,004	1	66	109	42	217
	避難所	10.3～10.26	13,544				6				
中川	救護班	9.27～11.15	6,165	6,886	469	13,520	6	210	265	172	647
	避難所	9.27～10.14	1,381				5				
港	救護班	9.27～11.23	12,940	14,344	1,231	28,515	12	436	631	464	1,531
	避難所	9.27～11.1	128,673				42				
南	救護班	9.27～10.20	10,818	16,425	476	27,719	15	373	551	420	1,344
	避難所	9.27～10.31	429,538				27				
合計	救護班		47,337	50,563	4,809	102,709	42	1,903	2,561	1,423	5,887
	避難所		673,650				135				

一方，軽傷者を収容する施設をキヤツスルハイツに10月4日から開設し，収容患者は，市立病院・国立病院の医師の巡回治療を受けた。収容者は216人で，18日に収容所を閉鎖し，残留者は市内の各施設へ移送した。

2　薬品・衛生材料の調達

9月27日は被害状況の判明しないままに必要医薬品・衛生材料は用度課を通じて調達し，現地救護班の要求に応じて配付するという状態であり，各保健所においても地元薬局からの直接購入分と本庁からの配付でまかなつていたが，災害の全ぼうが把握できてからは長期の救護活動の必要から計画をたて衛生隊本部で一元的に購入し配付することとなつた。

一方，衛生材料の地元調達の欠乏を考慮し，他都市への応援も依頼した。その1陣として9月30日

には大阪市から，10月1日には東京都から大量の衛生材料がトラックで到着した。

その後，京都市・神戸市からの医療物資救援をはじめとして，自衛隊その他からぞくぞくと医療物資の応援があつた。その他，水害地特有の破傷風の発生に備え，9月28日に防衛庁に対し血清輸送を要請し，早くも同日午後5時小牧空港において3,000人分を受領し，市立大学病院やその他の救護班に配付することができた。

さらに10月3日には市立大学薬学部へも救護用薬剤の調製を依頼した。

これら本部から受け取つた各種の薬品や衛生材料は，現地の保健所ではセット詰めにして，あわただしく出動する救護班のために携行しやすくしたり，また，簡単な家庭薬品や包帯・綿花等は各区役所を通じ浸水のため孤立している避難所や収容所に配置し，救護班活動の便を図つた。

3 医療救助の適用期間等

災害救助法の適用期間は上記のとおりで救護隊の活動も大体その期間中継続された。

保健所班は10月31日にその任務を終了し，一般業務に復した。市立大学病院班は長期たん水地区である港区南陽町を受け持ち11月23日まで出動した。一般応援班は情勢に応じて適宜応援活動を終了していつた。

救助期間	該当地区
9. 27 ～ 10. 10	千種・東・北・西・中村・中・昭和区
〃 ～ 10. 31	瑞穂・熱田・中川・港・南区
〃 ～ 11. 15	中川区富田町
〃 ～ 11. 30	港区南陽町およびこの地域の避難所

活動期間中，衛生救護隊は，毎日，保健所長ならびに関係係員の会合を衛生局長室で開き，そのつど状況の報告と今後の方針について協議した。部員は事務分掌に基づきそれぞれ職務を分担し，情報の収集・記録・集計，車両・舟艇の準備，救護班の派遣・命令・報告を行なつた。

第9節 防 疫

1 防疫活動

災害発生とともに被災地の防疫活動のため衛生局長室に防疫対策本部を設置し，衛生局長・本庁4課長および保健所長代表が防疫計画の樹立にあたつた。

南部被災地5保健所では，中川・瑞穂保健所が災害翌日の27日から保健所自体の防疫作業を開始し，港・南・熱田保健所は混乱のなかで引き続き医療救護に懸命の努力を続けた。27日防疫課では刻々の情報に基づく被害状況により，事の重大性を察知し，その日のうちに当分の間必要とする薬剤を購入確保したので，さつそく翌28日から必要保健所に対し，薬剤の補給を開始し，その輸送にあたるとともに，引き続き防疫器材（噴霧器・散粉器・リヤカー等）の購入整備に努め，逐次被災保健所への補給を開始した。

ア 防疫作業

熱田保健所では管内の一部に冠水を残すのみで全般に早く水が引いたので28日さつそく防疫作業に着手することができたが，他方港区南陽町は水中に孤立し，南区では河川沿いの地域はほとんど孤立同様の状態となつたため両地区とも低い地域はすべて海水・泥水・汚水あるいは漆黒の悪水がみなぎり，その中でやむを得ず営まれる生活の多くは手のつけられない汚染状態を呈しはじめ，防疫上まこ

とに憂慮される状況となつた。

29日港・南保健所では自発的に駆けつけた応援学生の協力を得て引き続く混乱のなかでとりあえず露出しはじめた汚染地面に対しいつせいに防疫作業を開始した。

保健所間の相互援助については，30日非被災地保健所長は，中川・港・南保健所へ出張し，当該保健所の全般計画の援助にあたるよう指示されたが，事態の収拾の見とおしはなお困難なため翌10月1日熱田・中川・港・南保健所に対し他の保健所は医療救護・防疫作業のための要員をすべて派遣し，派遣先保健所長の指揮下に入り，これらの活動の強化に努めるよう重ねて指令され，以後当分の間この方針によつた。

以上は防疫対策としてとつた緊急措置である。しかし，災害の状況および汚染の全ぼうは，日を経るに従つていよいよ大きく露呈されるに及び，防疫対策本部においてはみぞうの持久防疫対策を決定し，自衛隊の支援を要請する一方民間からも応援を求め，必要人員の雇上げをも行ない，10月1日第1次防疫作業計画をたて，減水とともに各地区の汚染規模に即応し，第2次・第3次防疫作業と次々に計画を実施し，遂に翌年3月にまで持ち越すこととなり，第8次防疫作業をもつてようやく完結した。

作業体系は保健所長指揮のもとに保健所職員が班長となり，これに応援の本庁職員および民間応援者が班員となつて実施した。ただし，仮設住宅の防疫作業には防疫所および防疫課が主体となつて実施した。

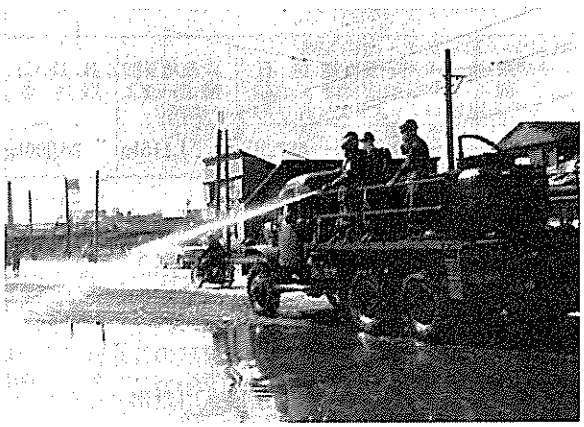

退水後の道路を消毒する自衛隊（南区南陽通）

防疫作業は，退水後の汚染家屋・学校・避難所・溝きよ・道路・井戸・仮設住宅・その他汚染された施設を含む広域な地域を対象とし，消毒およびこん虫駆除の薬剤散布作業に終始したが，このほか汚染家屋に対し薬剤の各戸配をもあわせ行なつている。これに動員された人員は延13,000人余であつて実施区分を示すと別表のとおりである。

なお，作業の名称は次々と打ち立てた計画に順を追つて名付けたものである。

イ　応　援

防疫作業にあたつては民間からは薬剤師協会および学生に応援を依頼し，薬剤散布作業に協力を求めるとともに，自衛隊に対しては延8回にわたり支援を要請した。

特にこの防疫作業において自衛隊は強力な防疫機動力を発揮し，大型消毒車・トレーラー消毒車（高速噴霧）および自由に疾駆する機動煙霧機等による消毒およびこん

ヘリコプターからD.D.T.の空中散布（南区笠寺付近）

虫駆除薬剤の地上散布ならびに航空自衛隊・陸上自衛隊ヘリコプター（シコルスキーS55型）によるこん虫駆除薬剤の空中散布が実施された。特に第2次防疫活動にあつては全防疫期間を通じて最も規模が大きく，消毒班A（オルソ系乳剤）・消毒班B（消石灰）を編成し，薬剤師協会会員・学生が班員となり人海掃とうともいうべき態勢をとり，また空からは航空自衛隊小牧基地救難航空隊（11日～13日）および陸上自衛隊第10混成団第1ヘリコプター隊（20日～21日）により空中散布等空陸一体となつて作業を展開した。全期間を通じて薬剤師協会会員・学生・自衛隊の防疫活動は住民に大きく感謝された。

ウ　使　用　薬　剤

使用薬剤は大別して，消毒剤・こん虫駆除剤および消毒乾燥剤を使用した。（第4－24表）

エ　地　域　指　定

以上の防疫作業中こん虫駆除については，伝染病予防法第16条の2第3項の規定によるこん虫駆除地域指定を厚生大臣に対し3回にわたり継続申請し（34.9.28～35.1.17），その指定を受けて実施している。

第4－24表　　防疫薬剤使用状況一覧表（主要なもの）

消石灰	B.H.C.粉剤（3%）	リンデン油剤（0.5%）	D.D.T.粉剤（10%）	オルソ系乳剤	クレゾール	逆性石けん	次亜塩素酸ソーダ	B.H.C.残さ
503,000kg	303,998kg	7,200ℓ	2,000kg	82,778ℓ	9,014kg	687.5kg	1,115kg	28,000kg

第4－25表　　防　疫　作　業　一　覧　表

区分	期間	防疫種類	実施方法	出働人員						
				職員	自衛隊	学生	薬剤士会	人夫	その他	小計
				人	人	人	人	人	人	人
緊急防疫活動	9.27～10.2	消毒および昆虫駆除	熱田・中川・港・南保健所に対し他の保健所が集中援助	354	—	245	—	—	2	601
第1次防疫活動	10.3～10.10	同上	学生事仕団を班員とする防疫班を新設し瑞穂・熱田・中川・港・南保健所（以下南部5保健所という。）に増強配置	463	—	1,180	—	—	—	1,643
第2次防疫活動	10.11～10.20	①同上	①学生・薬剤師会の奉仕を得て消毒班A（オルソ系乳剤）・消毒班B（消石灰）を編成し南部5保健所に増強配置 ②自衛隊支援	1,024	575	4,330	581	—	—	6,510
		②こん虫駆除（空中散布）	航空自衛隊および陸上自衛隊の支援を得てヘリコプターによるこん虫駆除薬剤（B.H.C.粉剤）の空中散布	50	397	—	—	75	42	564
第3次防疫活動	10.21～11.26	①消毒およびこん虫駆除	①中川・港・南保健所に対し他の保健所から班長を差しだし，雇上人夫を班員とする防疫班を編成し消毒およびこん虫駆除実施 ②自衛隊支援	261	42	—	—	160	—	463
		②学校消毒	南部5保健所管内の冠水した小・中学校の学校再開に伴つて，伝染病発生防止のため自衛隊支援により消毒を実施（上記学校はすべて避難所となつている。）	—	528	—	—	—	—	528

区分	期間	防疫種類	実施方法	出動人員						
				職員	自衛隊	学生	薬剤士会	人夫	その他	小計
				人	人	人	人	人	人	人
		③こん虫駆除	避難所から徐々に自宅に復帰した不潔な生活環境から発生し始めた3保健所管内のはえ駆除のため自衛隊支援によりこん虫駆除を実施	277	37	—	—	277	—	591
第4次防疫活動	11.9～11.30	消毒およびこん虫駆除	①富田町・南陽町の排水後の防疫に他の保健所から班長を差しだし学生および屋上人夫を班員とする防疫班を編成し消毒およびこん虫駆除を実施 ②自衛隊支援	576	350	457	—	139	—	1,522
第5次防疫活動	12.1～35.1.14	消毒およびこん虫駆除	①中川・港・南保健所管内のうち特に防疫を必要と認める地区に対し，最終的地域指定を申請，当該保健所で防疫班を編成，消毒およびこん虫駆除を実施 ②自衛隊支援	644	21	—	—	—	—	665
第6次防疫活動	12.14～12.18	応急仮設住宅の消毒およびこん虫駆除	環境衛生不全の応急仮設住宅5団地に対し消毒およびこん虫駆除を防疫所で実施	60	—	—	—	25	—	85
第7次防疫活動	35.3.7～3.11	応急仮設住宅の消毒	赤痢発生を防止するため応急仮設住宅5団地に対し第2回目の消毒を防疫所で実施	39	—	—	—	20	—	59
第8次防疫活動	35.3.22～3.25	南区の一部の消毒およびこん虫駆除	南区白水・千鳥学区の全域および道徳学区の一部はまだへどろ除去がじゅうぶんでなく，かつ，人口密集地帯のため，赤痢発生を危ぐし，自衛隊の支援を得て，消毒およびこん虫駆除を実施（地域指定によらない。）	4	115	—	—	—	—	119
計				3,752	2,065	6,212	581	696	44	13,350

2 伝染病予防対策

(1) 下痢患者の処置

激浪の中を屋根に避難した者，救助された者すべてがぬれて冷えきり，疲労・衰弱等により下痢・腹痛・発熱を訴える者が時間経過とともに救護班や避難所に殺到してきた。これらの患者群に対し「赤痢の疑い濃厚な者」と「単に疑わしい者」の慎重な診断は人手不足のためその余裕がないので，下痢症は一応赤痢疑いとして取り扱うこととし，東市民病院および臨時隔離病舎に収容を開始した。このような非常措置の結果として，別表に示すとおり真性赤痢は37%，保菌者は7.4%にとどまり残る55%は大腸炎という結果をみている。

(2) 検病調査と赤痢予防内服薬等の投与

被災後も冠水孤立家屋にたてこもり家財を守るため，避難所への収容に応じない人たちの間に下痢患者が散発し始めた。し尿等の処置の不潔な水上生活であり，憂慮すべき事態にたちいたつたので，とりあえず赤痢予防内服薬を使用することとし，13,000人分を準備し，医療救護班および検病調査班の判断により投薬を開始した。また，激じん地域の南・港・中川3区のうち特に長期冠水地域に設置された避難所においても予防のためこれを使用した。使用薬剤はカルバミジン・エンテロビオホルムである。

一方，全市域に設置された避難所のなかで赤痢患者の発生した施設については，まんえんを防ぐた

なお，り災証明のある者は個人負担となる食費・薬価の実費はすべて免除した。

(6) 応　援

9月28日厚生大臣の命令で東京都の防疫監吏・防疫技師8人が第1班として派遣され（9月28日～10月5日），10月4日には第2班の交替要員が同じく8人到着し（10月4日～10月10日），港・南区激じん地の検病調査に多大の協力を得た。

一方，臨時隔離病舎へは本院から医師・看護婦計11人を派遣したが，被災者は一般の隔離と異なり，救済物資の配給，見舞品の衣料分配等雑多な業務があり，これらの世話に手不足となつていたところ，10月1日自衛隊中央病院から医官・看護婦長・看護婦11人が，同じく自衛隊衛生学校から看護婦長・看護婦14人の支援があり（10月1日～10月10日），続いて京都市から看護婦10人（10月2日～10月11日），さらに大阪市から看護婦10人（10月5日～10月17日）の応援があり，また，神戸市からは寝台・畳・マット等の応援物資が送り届けられ臨時隔離病舎の運営は順次円滑化した。

第10節　生業資金等の貸付け

台風被害の発生と同時に開始された応急的避難・救助活動が一段落するとともに，り災者，特に低所得階層り災者の援護対策として，重要な役割を果すのが，生業資金の貸付けである。

すなわち，住居を破壊され，生業の手段を奪われたり災者にとつて，立ち直りに不可欠の要件として資金が求められるからである。もちろん，この資金貸付けは，即時的に行なわなければならず，災害救助法においても，資金の貸付けを災害発生から1カ月以内と規定している。しかしながら，伊勢湾台風はいくつかの特徴的な様相をもち，でいねい冠水期間が相当長期化したため，救助期間が延び，したがつて，資金需用もある程度ずれを生じ，実際には11月以後に貸付けが行なわれた点を指摘しなければならない。

1　災害救助法に基づく生業資金の貸付け

南部地区における冠水が処理され，泥土が現われ始めた10月10日ごろから，り災者から資金貸付けに関する照会が相当数あり，緊急な措置方を要請するとともに，災害の特殊性にかんがみ，貸付け期間の延長を申請，10月17日，県から3,137件の貸付け可能件数の内示を受けると同時に，各区社会福祉事務所に対して事務体制の確立，貸付け審査委員会の設置等を指示した後受付を開始した。

ところが本資金は，全壊・流失世帯が対象とされ，貸付額が12,000円に限定されており，加えて居所の確定しないり災者が多いため，資金需要はありながら，実際の該当者は極限されざるを得なかつた。

さらに対象者の多い港・南両区の社会福祉事務所が，給食その他の救援活動に忙殺されていた事情もあつて，11月26日まで延長認可のあつた貸付け期間の再延長を要請することとした。

一方，り災者のP.R.については，特殊な交通事情も考慮して，10月30日，各新聞社にP.R.を依頼するとともに「情報資料」によるP.R.を併用した。

さらに11月20日にはポスターとしおりを作製し，全民生委員に配布方を依頼し世帯更生資金・母子福祉資金とともに，生業資金を活用するよう周知徹底方をP.R.した。11月25日，電話連絡によつて，期間延長承認通知を受け，12月10日まで貸付け可能となつたため，ただちに各区に連絡する一

め赤痢予防薬2,200人分を準備し，疫学上必要と認める者のみに限定して投薬を開始した。この措置の結果今次災害中集団発生としては西区巾下小学校（避難所）において赤痢患者8人，保菌者17人を出したにとどまり，他の施設での集団発生を防ぐことができた。使用薬剤はテトラサイクリン・クロランフェニコールである。

なお，このような大きな災害にあつてこの程度の患者数でとどまつたことは，上水道が健全でその機能をまつとうしていたこともみのがすことができない。

(3) 患者輸送

防疫所の患者収容車は3両とも浸水し28日夕方まで修理のため使用できなかつたので，この間消毒車3両により収容に当つたがとうてい収拾がつかず，消防局の救急車，県警察のパトロールカーの協力を得，徹夜の収容が続いた。さらに28日には自衛隊に患者輸送の支援を請い，続いて10月2日には京都市から収容車の来援を得たので，内田橋および港保健所・中京病院前に収容車を待機させて収容の円滑を図ることを得た。収容状況は9月29日から10月1日までは毎日100人を越えたが，10月2日以降は患者もほぼ半減し，輸送に小康を得た。

(4) 臨時隔離病舎設置

上述のとおり下痢患者はすべて赤痢疑似症として収容することに決定したため，大量の患者を想定し，東市民病院のほかに収容施設を設けることとし，29日名古屋大学旧経済学部建物（瑞穂区瑞穂町川澄）をこれにあてることに決定，早速昼夜兼行で模様替えを開始し，500床を設備，30日から収容を開始した。そのうち日を経るにしたがつて収容患者が減つてきたので，両病院同時運営の負担を軽減するため，本院（東市民病院）の空床を待つて徐々に患者を移し，10月10日には分院（臨時隔離病舎）の患者全員を本院に移し，以後分院には当直者1人を置くのみで一応閉鎖した。その後患者は日を追つて急激に減つてきたため10月31日限りで分院は廃止した。なお，被災関係患者はその後も続いたが徐々にその数を減じ間もなくそのあとを絶つた。

(5) 治療と退院基準

患者は入院直後は疲労困ぱいの極に達していたが1日～2日の休養睡眠により，発熱・下痢は急速に去り，大多数が元気を回復した。病院では赤痢菌を検出した者は細菌性赤痢と決定し，法規に従つて取り扱い，赤痢菌はなくとも粘血便を出し在院6日以上に及ぶ者は疑似赤痢として扱い，他は24時間おきに検便し，2回以上陰性で，かつ，臨床症状も完全に去り元気を回復した者は急性大腸炎として帰宅させた。大腸炎患者の最低在院日数はおおむね4日であつた。

以上により収容治療した患者を病名別に示すと次表のとおりである。

第4—26表　病名別発生患者数

区分＼病名		赤痢	疫痢	腸チフス	しよう紅熱	ジフテリア	率(%)
		人	人	人	人	人	
総数		740 (6)	705 (3)	8 (2)	2 (1)	8	17	100
内訳	真性	278	245	6	2	8	17	37
	保菌者	55	55	—	—	—	—	7.4
	疑似者	407	405	2	—	—	—	55

注　この表中，かつこ内の数字は死亡者を示す。

方，ポスター・しおりの補正を通知し，その周知徹底を期した。しかし，こうした経過にもかかわらず，全貸付け件数は63件，75,600円にどとまり，全壊・流失総世帯の１％に満たぬ結果に終つた。この原因は，第１には，伊勢湾台風の特殊な性格から，全壊・流失世帯の居所確定が遅れ，しかも地域的に広範にわたつたため，小資本による生業の場合，その対象者がり災しており，開業が著しく遅れたことである。第２には，貸付額が12,000円に限定されていることから適当な職種を見出し得ないこととあわせて世帯更生資金の貸付け限度が50,000円であるため，世帯更生資金に対象者が移行したことなどが考えられる。

2　世帯更生資金・医療費貸付け資金の貸付け

台風災害に見舞われた低所得階層にとつて，生業・仕度・家屋補修等緊急事態に対処する唯一の資金源として，世帯更生資金の果たした役割は大きい。すなわち，伊勢湾台風災害に伴う特別措置として「水害または風水害により被災した低所得階層に対する世帯更生資金の貸付に関する特例」（昭和34年12月18日付厚生事務次官通知）によつて愛知県に１億２千万円の資金が投入された。この資金は，名古屋市において41,590,500円，1,111世帯に貸し付けられた。この内訳は生業資金500件，仕度資金202件，家屋補修費402件，生活費７件となつている。

本資金は冠水による緊急事態の解消と同時に，照会・申込みが相次ぎ，事務体制の整備が急がれたため，10月12日，とりあえず各区社会福祉協議会に連絡し，居所確定後の貸付け事務の敏速処理，保証人からの誓約書の徴収を指示した。

一方，愛知・三重・岐阜３県社会福祉協議会から所要金額について調書を作製し，国に措置方申請され，愛知県は11月１日，１億円が決定し，12月末に2,000万円が追加決定した。しかし，資金運用についての具体的内容，すなわち，前述の「世帯更生資金に関する特例」が12月18日に施行されているために，その間の貸付けは，一般の世帯更生資金貸付けのわくを出ることができず，県社会福祉協議会貸付資金運営委員会において暫定措置として，「世帯更生資金，医療費貸付資金の取扱い並びに償還対策要綱」が決定され，本要綱に基づいて貸付けが行なわれたが，生活費の単独貸付けという特例等は極度に制約せざるを得ず，わずかに５件にとどまつた。しかし，世帯更生資金は別表で明らかなように11月30日から12月23日の間，約１カ月間に354件，14,591,500円という平年度１年分の貸付けを行ない，り災者の立直りに大きな力となつた。この間，資金貸付けに関する運営委員会も月２回開催した。

医療費貸付け資金は，災害の規模の大きさからして，相当の需要が予想されたが，災害救助法による医療給付期間が相当長期にわたつたため，該当者はほとんど無く，一般医療費貸付けに含めて処理された。

第4—27表　　災害救助法に基づく生業資金貸付け状況

区名	全壊流失世帯数	貸付け世帯数	割合	1世帯あたり金額	金額	貸付け年月日	貸付け別業種
	世帯	世帯	%	円	円		
千種区	173	4	2.3	12,000	48,000	34.11.26～34.12.10	小売2・飲食1・製造1
東区	89	—	—	—	—	—	—
北区	115	—	—	—	—	—	—
西区	77	2	2.5	12,000	24,000	34.11.30～34. 12.1	製造1・飲食1
中村区	139	1	0.7	12,000	12,000	34.11.25	修理1
中区	219	4	1.8	12,000	48,000	34.11.21～34.12. 1	加工1・飲食1・小売2
昭和区	142	1	0.7	12,000	12,000	34.11.24	飲食1
瑞穂区	111	1	0.9	12,000	12,000	34.12. 1	行商1
熱田区	105	6	5.7	12,000	72,000	34.12.10	漁1・修理1・卸売1・製菓1・露天1
中川区	240	2	0.8	12,000	24,000	34.12. 8～34.12.10	農1・和裁仕立1
港区	3,729	2	0.05	12,000	24,000	34.12.10	小売2
南区	3,761	40	1.06	12,000	480,000	34.12.10	露天4・修理6・小売6・製造2・行商7 飲食5・卸売2・加工4・預り1・古物2 古鉄1
計	8,900	63	0.7	12,000	756,000	34.11.21～34.12.10	露天5・修理9・小売12・製造4・行商8 飲食9・卸売3・加工5・預り1・古物2 古鉄1・漁1・農1・和裁仕立1・製菓1

第4—28表　　生業資金貸付け審査状況

年月日	34.11.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
申請												4							5		3					40	3			
決定														4						5	3						24		
否決																											1		
保留																														
申請取下げ																											18			

年月日	34.12.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
申請				13 (7)					16 (4)		84(11)
決定					13 (7)					15 1	64(7)
否決											2
保留											18
申請取下げ				7							7

注　1　かつこ書は保留18件中再申請した数を示す。

2　決定後1件辞退があり最終貸付け件数は63件となつた。

第4—29表　　災害関係世帯更生資金貸付け状況

区名	昭和34年度		昭和35年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円
千種区	6	179,500	13	675,000	19	854,500
東区	8	301,000	5	240,000	13	541,000
北区	2	100,000	7	380,000	9	480,000
西区	6	280,000	6	270,000	12	550,000
中村区	6	230,000	3	110,000	9	340,000
中区	0	0	3	130,000	3	130,000
昭和区	17	930,000	11	635,000	28	1,565,000
瑞穂区	42	1,377,000	30	1,025,000	72	2,402,000
熱田区	50	1,970,000	50	1,625,000	100	3,595,000
中川区	64	2,113,000	44	1,690,000	108	3,803,000
港区	303	10,372,500	256	7,194,500	559	17,567,000
南区	75	4,767,000	104	4,996,000	179	9,763,000
計	579	22,620,000	532	18,970,500	1,111	41,590,500

第4—30表　　災害関係世帯更生資金種別貸付け状況

昭和34年度

種別	40回 (12. 30)		41回 (12.14)		42回 (12.23)		43回 (35.1.14)		44回 (2.2)		45回 (2.23)		合計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
生業資金	66	2,991,500	52	2,840,000	104	5,242,000	2	150,000	32	1,895,000	44	2,347,500	300	15,466,000
仕度資金	2	30,000	5	75,000	4	60,000	—	—	6	90,000	43	645,000	60	900,000
生活費	—	—	—	—	1	12,000	—	—	1	15,000	—	—	2	27,000
家屋補修費	38	941,000	20	595,000	62	1,835,000	19	565,000	23	671,000	55	1,650,000	217	6,227,000
計	106	3,962,500	77	3,510,000	171	7,119,000	21	715,000	62	2,671,000	142	4,642,500	579	22,620,000

昭和35年度

種別	46回 (3.19)		47回 (3.26)		48回 (4.23)		49回 (5.21)		50回 (6.24)		51回 (7.23)		52回 (8.20)	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
生業資金	12	6500,00	51	2,815,000	21	1,130,000	16	950,000	24	1,262,500	13	627,000	11	700,000
仕度資金	33	495,000	9	132,000	35	520,000	16	240,000	9	135,000	22	330,000	16	175,000
生活費	1	15,000	—	—	3	111,000	—	—	—	—	—	—	—	—
家屋補修費	20	595,000	45	1,330,000	47	1,383,000	22	610,000	18	540,000	17	495,000	2	60,000
計	65	1,755,000	105	4,277,000	106	3,144,000	54	1,800,000	51	1,937,500	52	1,452,000	29	935,000

種別	53回 (9.24)		54回 (10.26)		55回 (11.26)		56回 (12.21)		合計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
生業資金	21	1,295,000	19	1,300,000	9	532,000	3	110,000	200	11,371,500
仕度資金	1	10,000	—	—	1	15,000	—	—	142	2,052,000
生活費	1	18,000	—	—	—	—	—	—	5	144,000
家屋補修費	4	120,000	9	240,000	—	—	1	30,000	185	5,403,000
計	27	1,443,000	28	1,540,000	10	547,000	4	140,000	532	18,970,500

3　母子福祉資金の貸付け

台風の災害を受けた母子家庭にも市の特別会計の母子福祉資金から救援の手が差しのべられた。この資金の貸付け対象者の増加を予想して，市は申請手続の簡略化，借受け者の償還猶予ならびに償還金1カ月の延滞とその間の違約金の免除，住宅補修資金の借受け要件の緩和等応急適切な措置をとつた。昭和34年12月，母子福祉資金の貸付けに関する特別措置法の施行によつて事業開始資金・事業継続資金および住宅補修資金の借受け者に2年間のすえ置き期間を設けると同時に，多額の国庫貸付け金が認められた。この法律に基づき，本市は被災者分の貸付け予算として18,000,000円を計上し，災害を受けた母子家庭が少なくとも経済的に平常に立ち直り得るよう努力した。これに対し昭和34年から35年にわたる被災者の貸付け申請件数は305件(16,015,000円)て，貸付け決定件数288件(14,910,000円)の多きに上つた。なかでも事業開始資金は貸付け件数109件，金額にして8,930,000円で被災者母子福祉資金貸付け額の約60%を占めた。

第4—31表　　被災分母子福祉資金貸付け額

区分	昭和34年度 第4回		第5回		第6回		小計		昭和35年度 第1回		第2回		第3回		小計		合計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
事業開始		(2,040,000)		(2,930,000)		(2,520,000)		(7,490,000)		(900,000)		(210,000)		(330,000)		(1,440,000)		(8,930,000)
	24	2,040,000	35	2,930,000	27	2,520,000	86	7,490,000	15	900,000	3	210,000	5	330,000	23	1,440,000	109	8,930,000
支度		(15,000)		—		(40,000)		(55,000)		(105,000)		—		—		(105,000)		(160,000)
	1	15,000	—	—	3	40,000	4	55,000	7	105,000	—	—	—	—	7	105,000	11	160,000
事業継続		(450,000)		(450,000)		(300,000)		(1,200,000)		(300,000)		(105,000)		(90,000)		(495,000)		(1,695,000)
	15	450,000	15	450,000	10	300,000	40	1,200,000	10	300,000	4	105,000	3	90,000	17	495,000	57	1,695,000
住宅補修		(450,000)		(480,000)		(540,000)		(1,470,000)		(510,000)		(90,000)		(60,000)		(660,000)		(2,130,000)
	15	450,000	16	480,000	18	540,000	49	1,470,000	17	510,000	3	90,000	2	60,000	22	660,000	71	2,130,000
修学		(24,000)		(30,000)		(6,000)		(60,000)		(576,000)		(60,000)				(636,000)		(696,000)
	4	108,000	5	102,000	1	78,000	10	288,000	25	1,440,000	3	204,000	—	—	28	1,644,000	38	1,932,000
修業										(18,000)				(9,000)		(27,000)		(27,000)
	—	—	—	—	—	—	—	—	1	36,000	—	—	1	27,000	2	63,000	2	63,000
計		(2,979,000)		(3,890,000)		(3,406,000)		(10,275,000)		(2,409,000)		(465,000)		(489,000)		(3,363,000)		(13,638,000)
	59	3,063,000	71	3,962,000	59	3,478,000	189	10,503,000	75	3,291,000	13	609,000	11	507,000	99	4,407,000	288	14,910,000

注　この表中，かつこ内数字は当年度分を示す。

第4—32表　　被災者母子福祉資金貸付け申請状況

区分	昭和34年度 第4回		第5回		第6回		小計		昭和35年度 第1回		第2回		第3回		小計		合計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
事業開始	29	2,390,000	39	3,230,000	31	2,870,000	99	8,490,000	15	900,000	3	210,000	5	330,000	23	1,440,000	122	9,930,000
支度	1	15,000	—	—	3	40,000	4	55,000	8	120,000	—	—	—	—	8	120,000	12	175,000
事業継続	15	450,000	16	480,000	10	300,000	41	1,230,000	10	300,000	4	105,000	3	90,000	17	495,000	58	1,725,000
住宅補修	16	480,000	17	510,000	18	540,000	51	1,530,000	17	510,000	3	90,000	2	60,000	22	660,000	73	2,190,000
修学	4	108,000	5	102,000	1	78,000	10	288,000	25	1,440,000	3	204,000	—	—	28	1,644,000	38	1,932,000
修業	—	—	—	—	—	—	—	—	1	36,000	—	—	1	27,000	2	63,000	2	63,000
計	65	3,443,000	77	4,322,000	63	3,828,000	205	11,593,000	76	3,306,000	13	609,000	11	507,000	100	4,422,000	305	16,015,000

第 11 節　教科書・学用品の給与

10月５日市の災害対策本部では，災害救助法に基づきり災児童に対する無償教科書の支給を決定し，これを教育委員会が行なうことになり，教育館が事務を担当することになつた。このときは台風からすでに１週間を経過し，いかにして授業を再開するかが当面の大きな問題であつたが，とりあえずり災児童・生徒の実数を調査することとし，それに基づいて教科書および学用品の給与を始めることとした。しかし，り災証明書のない児童・生徒でも台風のために教科書を失つた者には支給する方針から推算して，その数は全児童・生徒数の４分の１，およそ60,000人に対するものとして実に60万冊というぼう大な数となつた。これだけの教科書をいかにして児童・生徒に円滑に支給するかは，被災後の混乱のなかだけにはなはだしい困難が予想された。もちろん教科書の在庫ではとうていこれだけの数をまかなうことができず，新しく印刷・製本せざるを得ないこととなつた。そこでとりあえず当面授業の再開できる学校を主体として10月12日第１回の支給を目ざして準備に入つた。

第１次には，小学校65，中学校41に対して約22,000冊を支給した。このようにして順次，第２次・第３次支給を行ない，この間約200,000冊の教科書が被災児童・生徒に届けられた。第３次支給からは，特に被害の大きい南・港・熱田・瑞穂区内の学校を対象とすることになつたため，最も大量の教科書を必要とした。

このようにして11月26日，台風から２カ月目にいたり第７次の支給をもつてようやく教科書の支給は完了することができた。

この教科書の支給に際して判明したことは，被災後学校に復帰した子供たちを直接調査してみると予想外に教科書を持つているものが多かつたことであつた。このことから，もちろん地域や被害の程度により相違はあるが，子供たちは親といつしよに避難するとき，何をおいても教科書を入れたかばんはしつかりと身につけていたことが明らかとなつた。

学用品については，被災児童・生徒の実数に基づき，10月17日第１次支給を行なつたが，そのとき支給された学用品の内容は次のようなものであつた。

中学生		小学生	
鉛筆	6本	鉛筆	3本
ノート	3冊	ノート	2冊
消ゴム	1個	消ゴム	1個
赤鉛筆	1本	クレパス	1箱
水えのぐ	1箱	筆入れ	1個
画筆	1本	下敷き	1枚
筆入れ	1個		
物さし	1丁		

これらの品を一括ビニールの袋に入れて，ひとりひとりに手渡すように用意された。そして，10月17日第１次の支給が始められてから11月10日をもつて完了したがその間約１カ月の間に取り扱つた数は，小学校47,541人分，中学校17,466人分であつた。この間，第１次の学用品支給を実施中，災害

救助額が増額されることになり，小学校児童は150円を210円に，中学校生徒は250円を360円に引き上げられた。この結果，第2次支給品目は次のように定めることとした。

中学生		小学生			
三角定木	1丁	1・2年生		3年生～6年生	
分度器	1個	赤鉛筆	1本	三角定木	1丁
コンパス	1〃	物さし	1丁	水えのぐ	1箱
パレット	1〃	三角定木	1〃		
小刀	1丁	はさみ	1〃		
		鉛筆けずり	1個		

以上の品を松坂屋・名鉄デパートを通じて調達し，各学校へ配付することにした。

さらに，南陽・富田地区の集団避難学童に対しては，別途に通学用品を災害救助費のわく外で支給することになり，小学児童にはくつ・帽子・かさ，中学生にはくつ・帽子・かさ・ふろしき・べんとう箱などをそれぞれ支給した。

また，これら長期集団避難学童4,319人に対しては，給与限度額の引上げ措置によつて，小学校210円，中学校360円を追加支給した。

第12節　遺体収容処理

1　遺体捜索・収容

遺体の捜索収容は県警機動隊を中心に，所轄警察署・市消防局・地元消防団が協力して行なつた。

名古屋市内のうち最も多くの死者が出た南警察署管内では，県警機動隊の大型ゴムボートが9月28日の276体を最高として11月30日までに1,410体に上る遺体を，悪臭立ちこめる一面の泥水の中から，あるいは水没家屋の残がいの中から，あるいは巨大な流木の下から収容した。時日の経過とともに遺体は腐乱し始めており，これを捜索収容する作業は困難をきわめた。これらの遺体はリヤカー・自動車等によつて南区役所裏および本城中学校庭に収容安置された。

また港警察署管内でも遺体の多くはラワン材等の巨大な流木や，家屋の下敷きになつておりこれらを排除して遺体を捜索し，損傷した遺体を収容する作業はきわめて困難なものであつた。11月30日までに収容した遺体の数は346体に上つた。これらの遺体はいずれも，身元確認のため善光寺・愛和寮・日之出橋の一時保存所に収容安置された。

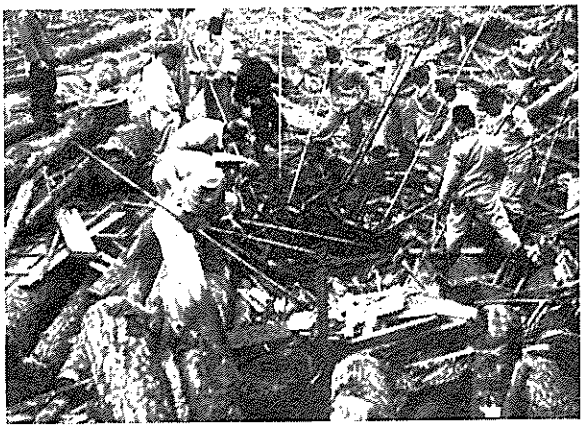

遺体を捜索する市消防局職員（南区柴田町）

中川警察署管内でも11月30日までに23体の遺体が捜索・収容された。遺体は万念寺に収容安置された。

遺体の収容状況は下記のとおりである。

第4－33表　伊勢湾台風による遺体収容状況（愛知県警察本部調）

署別 / 月日	東	中村	熱田	中川	港	南	計	署別 / 月日	東	中村	熱田	中川	港	南	計
9.26	1	—	—	—	—	124	204	27	—	—	—	—	—	3	3
27	—	4	1	12	62			28	—	—	—	—	—	—	—
28	—	—	1	6	125	276	408	29	—	—	—	—	—	—	—
29	—	—	3	2	68	255	328	30	—	—	—	—	—	1	1
30	—	—	—	2	19	195	216	31	—	—	—	—	—	—	—
10. 1	—	—	—	—	36	130	166	11. 1	—	—	—	—	—	1	1
2	—	—	—	—	12	115	127	2	—	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	3	62	65	3	—	—	—	—	—	1	1
4	—	—	—	1	4	12	17	4	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	17	17	5	—	—	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	1	21	22	6	—	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	20	20	7	—	—	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	2	13	15	8	—	—	—	—	—	1	1
9	—	—	—	—	2	12	14	9	—	—	—	—	1	1	2
10	—	—	—	—	1	17	18	10	—	—	—	—	—	—	—
11	—	—	—	—	—	21	21	11	—	—	—	—	1	—	1
12	—	—	—	—	—	12	12	12	—	—	—	—	—	—	—
13	—	—	—	—	1	25	26	13	—	—	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	1	21	22	14	—	—	—	—	—	2	2
15	—	—	—	—	—	11	11	15	—	—	—	—	—	—	—
16	—	—	—	—	—	8	8	16	—	—	—	—	—	—	—
17	—	—	—	—	—	3	3	17	—	—	—	—	1	—	1
18	—	—	—	—	1	2	3	18	—	—	—	—	—	1	1
19	—	—	—	—	1	3	4	19	—	—	—	—	—	—	—
20	—	—	—	—	1	4	5	20	—	—	—	—	—	—	—
21	—	—	—	—	1	4	5	21	—	—	—	—	—	—	—
22	—	—	—	—	—	1	1	22	—	—	—	—	—	—	—
23	—	—	—	—	—	6	6	23	—	—	—	—	—	2	2
24	—	—	—	—	—	3	3	24	—	—	—	—	—	1	1
25	—	—	—	—	—	1	1	25	—	—	—	—	—	—	—
26	—	—	—	—	2	2	4	合計	1	4	5	23	346	1,410	1,789

2 遺　体　検　案

遺体の見分（検視）は被災地の状況に応じ，また収容された遺体の数あるいは収容を予想される遺体の数に応じ，警察により検視班が編成され作業が行なわれた。検視班は，検視官・鑑識係・医師の3者から構成され，医師は警察医のほか，保健所医師・開業医師があたり，市内大学の医学部学生もこれに協力した。

遺体は可能な限り南区役所等の一時死体収容所にいつたん収容し，遺体をぬぐい衣服を直して検視官・鑑識係・医師の3者が立ち会つて見分（検視）したのち遺族等により身元確認を得る等の方法がとられた。

また，被災者のなかには墓地や火葬場が水没したり，避難を急ぐなどのために，正規の手続・方法による遺体の処理が困難な実情から，医師の検案を経ず埋火葬の措置をとつたものもあつた。

これら医師の検案を受けないものは，戸籍法第86条に基づく死亡届が受理されないこととなり，放置すれば除籍手続としては，民法第30条第２項の失踪宣告にまたなければならなくなる。このため警察では名古屋法務局と協議し，医師の検案書にかわる戸籍法第86条第３項の「死亡の事実を記すべき書面」として警察官が調査書および現認書を作成することとし，遺族等の届出義務者の便宜を図ることとされた。

一方，港区南陽町などの水没地域の検視班は県警機動隊等の死体収容班と一体となつて漁船・田舟・ゴムボート等に分乗して，孤立した高地・砂浜等において見分（検視）を行なつたが，同行すべき医師が負傷者や病人の救護に手一杯で遺体の検案まで手がまわりかね，医師の立会いが行なわれなかつた場合も少なくなかつた。

遺体の検視の上で困難をきわめたのは，身元を確認できない遺体が多くあつたことである。これらの遺体については，指紋をとつて照会するとか，あるいはその身体・衣服等の特徴をとらえた写真を撮影し，これに発見の場所とか状況を付記した死者の写真帳を作成し，これと着衣や所持品の現物または特徴部分を切り取つたものを洗たく加工整理して，警察署や区役所に展示し，遺族にこれをみせるという方法がとられた。これらの方法によつてほとんどの遺体は身元が確認されたが，ついに確認できないものもあつた。

3　遺体一時保存

遺体は検視のうえ，身元を確認するため一時保存する措置がとられた。南区関係では南区役所・本城中学校，港区関係では善光寺・菱和寮・日之出橋，中川区関係では万念寺が一時保存所にあてられた。この保存所で遺体は検視のため洗じょう・縫合・消毒がほどこされ，身元確認後，遺族・警察官・消防署員・区役所職員・地元消防団員等の手により納棺が行なわれた。遺体の多くはどろの中から引き揚げられたため，非常によごれており，これらのよごれは現地取扱者，あるいは遺族等により一応清められたとはいえじゅうぶんとはいえず検視後そのまま納棺するにはあまりにもよごれが目立つたため，とりあえずさらしもめんで遺体を巻き，死臭を防ぐためその上をさらにビニールで巻く等の措置もとられた。

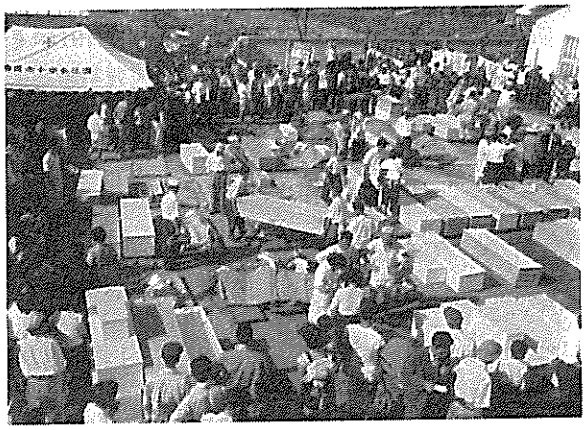
南区役所に収容された遺体

これらの作業は遺体から発する腐臭の立ちこめる中で行なわれ，きわめて困難なものであつた。このため市衛生局防疫課は，遺体取扱者のため，ゴム手袋・マスク等を送付し，また，い集するはえの駆除薬剤を調達した。

一方，遺体の尊厳上，納棺が急務となつたが，棺の調達作業も困難をきわめた。この作業は市衛生局防疫課が担当したが，遺体の数がきわめて多く，27日市内の葬具店はもとより近隣市の製棺業者までたづね回つたが在庫品はきわめて少なく，購入し得たものは全期間を通じて301個にすぎなかつた。ここに業者からの調達はもはや不可能であることが判明したので，防疫課員が中心となり，市自

らこれを製作することにした。そこで27日夜，棺材の購入および同加工工場を求めたが停電のため作業可能の加工工場が見あたらず，同夜半すぎようやく材料・加工工場・工員を確保し，翌28日南および港方面への棺補給に便利な熱田保健所を選び，この１室を製棺作業場とし，防疫課職員が主体となつて徹夜で製棺作業を開始した。

しかし，板削りに時間がかかりすぎるため後には割板を単に組み立てることにして作業の進ちよくを図つた。

一方，現地では棺要求の声は時とともに激しさを加え，このため熱田保健所作業場の大工を増強するとともに加工工場を大曽根に１カ所確保し，さらに29日には市立工芸高校にも製棺を依頼し，30日夕刻には総計1,128個の製作をみた。この数は，この日までの収容遺体数とほぼ同調し，さらに幸い30日を境として収容遺体も下り坂となつたので，以後は刑務所と市立工芸高校に製棺をまかせ，10月３日には製棺総数1,466個となり，若干の余裕を残すようになつたので，ここに製棺作業は中止された。

4 遺体埋・火葬

身元を確認された遺体は火葬にするため火葬場に送られた。火葬は市立八事霊園・斎場管理事務所の火葬場30基と民営米野火葬場12基を災害遺体用火葬場に指定して９月28日から開始した。

なお一部の遺体火葬は，市内または市外の火葬場において家族により行なわれた。

八事火葬場は主として南区方面の遺体火葬を担当し，最高１日184体（10月２日）を，また米野火葬場は港区方面の遺体火葬を担当し，最高１日91体（９月30日）を火葬に付した。

第４－34表　　火　葬　状　況

区分	総数			八事葬斎場		米野火葬場		その他の火葬場	
	総数	大人	小人	大人	小人	大人	小人	大人	小人
	体	体	体	体	体	体	体	体	体
千種区	(1) 1		(1) 1		(1) 1				
東区	(1) 1	(1) 1		(1) 1					
西区	(6) 6	(5) 5	(1) 1			(5) 5	(1) 1		
中村区	(6) 6	(6) 6				(6) 6			
中区	(1) 1	(1) 1						(1) 1	
瑞穂区	(8) 12	(8) 12		(6) 10		(1) 1		(1) 1	
熱田区	(1) 3	(1) 3		2		(1) 1			
中川区	(16) 22	(11) 17	(5) 5			(7) 13	(3) 3	(4) 4	(2) 2
港区	(37) 367	(24) 246	(13) 121	(2) 71	(1) 40	(3) 156	(5) 74	(19) 19	(7) 7
南区	(90) 1,422	(45) 897	(45) 525	(11) 744	(11) 431	(20) 138	(21) 82	(14) 14	(13) 13
合計	(167) 1,841	(102) 1,188	(65) 653	(20) 828	(13) 472	(43) 320	(30) 160	(39) 39	(22) 22

注　かつこ内の数字は埋葬費支給者で，再掲である。

しかしながら遺体の数が非常に多く，火葬場の処理能力では到底追いつかず，火葬場に送られた遺体はここでも火葬まで一時保存する必要があつた。

この間の作業は言語に絶するものがあり，積み重ねられた遺体の刻々変傷する異臭に悩まされながら，連続的作業が続けられ，よく犠牲者の尊厳を全うすることができたことは，特筆するに足る努力であつた。

5　埋・火葬費支給事務

埋火葬に必要な物品は実施機関が現物支給するのを原則としている。したがつて家族が棺・骨袋を買い火葬料を支払つた分については，国の定めた基準額（大人2,200円，小人1,800円）内で遺族に支払うこととされている。

この事務は非常に複雑で日数を要し，遺体1,841体の全部にわたり，住所・氏名・年齢・性別を調べたうえで，市が自ら火葬に付した者の名簿と照合し，さらにいつ，どこで火葬したかを調べたうえで支給該当者に対してそれぞれ必要経費の費用弁償を行なつた。

第13節　広　報　活　動

救護・救援活動において立遅れが指摘されたと同様広報活動もたしかに立遅れがあつたことは否定できない。もちろん当然のことながら，災害発生直後は被災者の救出と食糧輸送が当面の急務で，広報担当者も他局部職員と同様第1線救援作業に従事しなければならなかつたため，本格的な災害広報活動の展開が遅れることとなつたことは事実である。

しかし，その間，新聞社・放送局等の報道機関は被害状況および市の災害対策の報道に全力をそそいでいたので，市としてはこれに対し市政記者への情報提供や市長・助役の放送出演等により，できる限り協力を行なつたが，それらはあくまでも受動的な活動であつて市としての積極的な広報活動とはいえないものであつた。ところが，災害後数日間はあらゆる交通・通信機関がと絶し，かんじんの被災地区は新聞も届かず，ラジオ・テレビも聴視不能であつたのと，市の救援活動も思うように末端まで届かなかつたため，現地では流言ひ語が飛び，人心不安の兆候も現われはじめた。

一方，被害の全ぼうが判明するにしたがい，この大災害は地元県・市だけの力ではじゆうぶんな対策がとれないことが明らかになり，政府に強力な援助を要請することになつた。しかし，具体的に名古屋市の被害の激じんさを関係方面に訴えるには被害状況の生々しい写真による以外にはないにもかかわらず，当時市で撮影したものはわずかしかなく，新聞社に焼増しを依頼したが多忙のため拒絶されるという結果になつた。

こうした一方では被災者の人心の不安，他方では写真その他陳情用資料の不足から「災害広報の強化」が災害対策本部幹部会で取り上げられ，災害から6日目の10月1日にいたりようやく，災害対策本部に広報部を独立し，計画局長が広報部長を担当，計画局員と広報課員が合同して災害広報に従事することになつた。かくて災害発生から1週間目にあたる10月2日から本格的に市の災害広報活動が始まり，その後応急災害対策が一段落した11月末までの約2カ月間にわたり続けられることになつた。その概要は次のとおりである。

1 情報の収集

広報活動の基礎は情報や資料の広範な収集にあり，したがつて広報部は発足と同時にまず情報の収集に全力をあげたことはいうまでもない。

当時，市災害対策本部の幹部会は毎日午前・午後の2回，中部日本災害対策本部および国・県・市の出先機関の合同連絡会議である中部日本災害対策会議は毎日1回，定例的に開かれたので，幹部会の情報は広報部長と広報課長が出席して取材，中部日本災害対策会議と中部日本災害対策本部ならびに市災害対策本部各部および各支部には，それぞれ1人計15人の広報部員を派遣常駐させて，刻々の情報を取材した。

一方，生きた広報資料としての現地の記録写真および記録映画には，スチールカメラマン5人，映画カメラマン2人を，毎日現地に派遣して撮影させ，その間数回にわたりヘリコプターからの空中撮影も行なつた。なお空からの撮影には，専門の航空写真業者にも撮影を委託した。

2 情報の伝達

こうして収集した情報の伝達方法については，以下便宜上，広報の対象別に分けて述べる。

(1) 一般市民に対する広報

とかく災害時には流言ひ語が飛び，人心が不安に陥りやすく，したがつて，一刻も早く正確な情報を知らせることが必要である。しかし，人口150万，世帯数35万という名古屋のような大都市において，すみやかに全市民に情報を周知させる方法といえば，ラジオ・テレビ・新聞等のマスメデイアを利用するしかない。そこで広報部ではこれら報道機関に正確な情報を提供すること，ラジオ・テレビで市首脳部が直接市民に話しかけることの2点に努力した。そのため毎日2回，幹部会議終了と同時に広報部長が記者会見を行なう一方，前述の情報収集網により収集した情報は，午後9時までに原稿にまとめ，翌朝午前8時30分までに印刷，総合的な「情報資料」として発行，関係報道機関に提供するとともに職員の救援活動の便に供した。また中部日本放送の好意により広報部長室に直通ラインを布設，ここから毎日市民へのお知らせその他も定時放送した。

このように，市民全般に対する広報は，当初はマスメデイア利用に主力を置いたわけであるが，これは逆にいえば市独自の積極的広報，例えば出版物・写真等はその製作と配付に時間がかかり，速さの点に難点があつたので，もつぱら“マスコミ”に頼らざるを得なかつたともいえる。

しかし，災害発生直後の混乱が一段落し，復旧救援体制と計画が完全に整つた10月上旬には，これまでの経過と今後の対策を総括的にまとめた「広報なごや伊勢湾台風特集号」の全戸配付を行なつたのをはじめ，被災者の自立復興意欲，一般市民の救援奉仕意欲を激励するポスター（3種）や懸垂幕（56本）の掲出，記録写真の展示（14カ所）などを行なつた。

(2) 被災市民に対する広報

災害広報活動のもつともかんじんな対象は被災市民であるが，被災地は前述のように交通通信がと絶しており，マスコミも伝達不能であつたため，広報活動は困難をきわめた。

広報部がまず手がけたことは，避難所および救援基地むけのガリ版刷り「お知らせ」の発行と，被災地要所への速報版の設置であつた。前者は毎日1回（時には数回）500部発行，後者はたん水地区水際点9カ所に設け，1日2回速報ビラを掲出した。なお，速報板はＮＨＫと共同で設置したので，

電気施設の復旧と同時にこれにラジオを取り付けることができ，被災者から大いに利用された。

以上のほかタイムリーなものとしては，避難勧告，排水作業時の注意，退水地区の衛生上の注意，B.H.C.空中散布時の注意等を，リーフレットにして発行配付したり，飛行機や広報車から拡声放送を行なつたりした。なお，被災者の生活や自立復興に必要な「手引」については，中部日本災害対策本部がパンフレットをいち早く発行したので，これを配付した。

(3) 政府・国会・関係官公署・全国関係団体等に対する広報

災害広報においては平常時の広報と異なり，政府・国会・全国的諸団体・他府県市町村等に対する広報が，一般市民に対すると同様に重要となつてくる。

そこで広報部は，発足と同時に政府・国会・全国諸団体等に名古屋市の実情を周知させる資料作成に相当な努力を傾注した。被災地に派遣した5人のカメラマンから毎日500枚近いネガが送り届けられてきたが，そのうちから使用方途に応じて4つ切りまたはキヤビネ版印画に引き伸ばし，最盛期には1日に約1,000枚，延約10,000枚を関係方面に提供した。

その他，写真グラフ「台風特報」や陳情資料「伊勢湾台風の被害と要望」なども数回にわたり発行した。

なお，以上の広報部の活動日誌を表示すると以下のとおりである。

伊勢湾台風による災害広報日誌

(9.26～10.25　広報課関係分のみ)

月日	出版		視聴覚		その他	災害全般
	対外	対内	ラジオ・テレビ放送	写真・映画		
9.26				○記録映画・写真の撮影	○幹部会における情報を逐一市政記者クラブに報道（以後毎日）	○市災害対策本部発足 ○災害救助法発動
27			○杉戸助役TV放送（THK）	○同上		○避難所開設
28				○同上（以後広報部設置まで活動停止）		○市議会に水害対策常任委員会を設置 ○市職員，平常業務を停止，現地応援に専念 ○浸水地区住民に避難勧告
29			○杉戸助役放送（CBC）			○政府，中部日本災害対策本部を愛知県庁内に設置
30	○り災者に対する市長の激励文リーフレット，B6版，276,000枚，り災世帯に配布		○杉戸助役放送（NHK）			○長期たん水地区救援活動を各局で学区別に担当

月日	出版		視聴覚		その他	災害全般
	対外	対内	ラジオ・テレビ放送	写真・映画		
10. 1			○市長放送（NHK） ○杉戸助役TV放送（NHK） ○杉戸助役放送（NHK）	○政府・国会方面陳情用写真提供（以後ほとんど毎日）		
2					○災害対策本部機構改革，広報部発足（計画局と広報課が合体）	
3		○情報資料第1号，B5版，500部発行（以後毎日）	○広報部長室にCBCが直通ラインを布設	○映画班（2人），写真班（5人）発足，撮影開始（以後毎日） ○スチール写真の各方面提供大々的に開始		○南陽町住民の集団避難開始
4			○り災地のごみ収集と火災予防（各局）		○たん水地区に災害情報速報板9カ所設置（以後毎日お知らせを掲示）	
5	○写真グラフ台風特報 No.1，B4版，4P，10,000部発行，指導者層配布 ○災害の概要と要望パンフレット，B5版，600部発行，関係方面配布	○台風被害地図 1,000部発行 ○被災者収容調 第1号，B5版，500部発行（以後広報部解散まで毎日）	○広報課長放送（NHK） ○広報部長TV放送（THK） ○防疫課長TV放送（NHK）		○懸垂幕56本製作，市区役所および市内大ビルにつり下げ ○「り災者を市民こぞつて助けよう」 ○「復旧へいま一息だがんばろう」 ○「復興へ示せ名古屋の底力」	
6	○り災者へのお知らせ第1号，B4版，500部発行，各避難所に配布（以後広報部解散まで毎日）	○中日災害対策会議記録，B4版，500部発行（以後広報部解散まで毎日）	○広報課長放送（NHK） ○広報部長放送（CBC） ○杉戸助役放送（CBC） ○民生局長放送（CBC） ○各種おしらせ（各局）	○庁内に写真展示 ○ヘリコプターにより撮影	○台風16号襲来のための避難勧告を空中放送（セスナ機）	○台風16号のため南部地区住民再避難 ○庄内川を除いて旧市内の全堤防仮締切り完了 ○南区一帯の排水開始

月日	出版		視聴覚		その他	災害全般
	対外	対内	ラジオ・テレビ放送	写真・映画		
7	○富田・南陽町り災者の避難勧告リーフレット，B5版，10,000枚発行配布 ○たん水地区り災者の注意リーフレット，B5版，50,000枚発行配布 ○名古屋港潮位表リーフレット，B5版，10,000枚発行，たん水地区に配布	○避難所別収容者名簿第1号，B5版，500部発行（以後広報部解散まで毎日追加補正発行）	○広報部長放送（NHKとCBC） ○教育委指導室長放送（NHK）	○名古屋駅コンコースおよびモデル広報板に写真展示		○富田町住民の集団避難の開始 ○被災児童への教科書無料配布
8			○建築局長放送（NHK） ○広報課長放送（CBC）		○排水作業地域住民へ注意を空中放送（セスナ機）	○被災児童の仮入学開始 ○庄内川堤防仮締切り完成 ○名古屋港再開
9			○教育長放送（CBC）			○被災地のへどろ処理開始
10	○広報なごや台風特集号タブロイド版，4P，473,000部発行全世帯配布 ○ポスター市政だより台風特集，B3版，2,000部発行，市内掲示		○教育長・清掃局長・衛生局長放送（CBC） ○広報課長放送（NHK） ○市長TV放送（THK） ○杉戸助役TV放送（NHK） ○児童課長TV放送（NHK）	○各区役所に写真展示	○B.H.C.空中散布の注意空中放送（セスナ機）	
11	○B.H.C.空中散布の注意などリーフレット，B5版，54,000枚発行，り災地区へ配布		○広報部長TV放送（CBC） ○台風ニュース映画放送（THK）	○記録映画・写真空中撮影	○同上	○退水地区に空陸からいつせい消毒開始
12					○排水作業に伴う注意空中放送（セスナ機）	○港区の全面排水作業開始
13			○民生局長放送（NHK） ○建築局長・医務課長・広報課長放送（CBC）		○退水地区のへどろ処理協力依頼をP.R.カーで放送（以後17日まで毎日）	

月日	出版		視聴覚		その他	災害全般
	対外	対内	ラジオ・テレビ放送	写真・映画		
14	○ポスター市政だより台風特集，B3版，20,000部発行，市内掲示		○広報部長放送（NHK）			○南区内の排水完了
15	○写真グラフ台風特報No.2，B4版，4P，10,000部発行，指導者層配布		○各種お知らせ（各局）			○旧市内の排水完了
16			○広報課長放送（CBC）	○国際航空空中写真撮影		
17			○広報部長放送（NHKとCBC） ○民生局長放送（CBC） ○市長TV放送（NHK）		○B.H.C.空中散布の注意空中放送（セスナ機） ○広報部本日をもつて解散，広報課，総務局にもどる	
18	○ポスター市政だより台風特集，B3版，2,000部発行，市内掲示		○台風ニュース映画放送（CBCとTHK）		○連絡広報部（総務局）発足	
19			○広報課長放送（CBC）		○市長，災害後初の記者会見，復興対策の抱負を語る	
20			○広報課長放送（CBC）			
21			○市長放送（CBC）			
22						
23			○杉戸助役放送（CBC） ○広報課長放送（CBC）			
24						○排水ポンプ20基を南陽町に空輸（11月4日排水開始，16日排水完了）
25	○富田・南陽地区り災者への排水に伴う注意リーフレット，B4版，5,000部発行（11月に入つてから配布）					

伊勢湾台風は，たしかに広報業務に関しても異常な体験であり貴重な体験であつた。その経過と反省を通じて，災害広報のあり方について帰納しえたことをまとめると次のとおりとなる。

① 災害広報は速度が要求される＝すべての具体的な活動を，一刻も早く伝達するにはどうすべきか，という観点から考慮し，決断し，手配すべきでる。

② 災害広報は質よりも量が要求される＝災害時においては，質よりも量，そしてあらゆる媒体を高度に利用して，どこかで誰かの目につく方法をとる必要がある。

③ 災害広報は，さきの計画や見通し（予測）を大胆に取り上げるべきである＝災害対策の第１線実務は一般に被災市民の要求や願望より遅れがちである。したがつて，対策の見通しや予定を，それより一歩先に知らせることにより人心の安定を図ることができる。

第 14 節　保　安・警　備

伊勢湾台風の襲来と同時に，名古屋市内の治安全般を掌握する愛知県警察本部においては，時をうつさず非常警備態勢をとり，避難・救助に全力をあげ，被害を最少限度に止めるべく必死の活動を続けた。

被災後の名古屋市内における警察の保安警備活動状況は，愛知県警察本部作成の「伊勢湾台風災害警備概要」によれば，次のとおりである。

1 交　通　関　係

27日未明から，道路の冠水・決壊，橋りようの破損等による交通障害に対処するため，とりあえず次の措置を行なつた。

○危険箇所の通行止め，う回路の設定，道路案内・指導標識の設置および主要地点における交通整理

○警察学校生徒７分隊をもつて，市内主要道路における倒木・電柱・飛散した看板類等の除去作業を行ない，緊急用務自動車の通行を確保した。

○有線・無線通信とも活用困難のため，交通第１課白バイをもつて道路調査班を編成し，数方面に分れて道路交通状況のは握に努めた。

27日以降は救護活動に伴う緊急用務自動車をはじめ，見舞い等のための一般自動車の通行が激増し，交通のと絶した災害地を中心に，これに通ずる主要道路の混雑がはなはだしくなつたので，次の措置を行なつた。

○車両の唯一の幹線道路となつた国道22号線は，平常時１時間 3,000 両の自動車交通量が優に6,000両を越えるにいたつたので，被災地中心に警察官の重点配置を行なうとともに，白バイによる機動巡ら，交通専務員の重点配置を行なつた。

○被災地入口付近の道路は，異常交通状態を現出したため，時間あたり 3,000両～4,000 両の自動車の殺到した知多街道入口にあたる内田橋等においては，一方通行・う回路の設定等の措置をとつた。

○交通信号機がすべて被害を受けたため，信号修理班４班を編成し，応急修理を行なつた。

○道路交通の状況は，逐次ＮＨＫ・民間放送および各新聞社に通報して広く周知徹底を図つた。

2 防　犯　関　係

○９月27日，台風禍が予想外に大きく，これに伴つて食料品・復旧資材等の売惜しみ，暴利販売等

の悪質経済事犯の発生や，切断された電線類や漂流物の盗難が憂慮されたので，これらの防止活動を実施した。

○９月28日および29日には，盗難予防等の広報活動を活ばつ化し，広報文32種類を各署に示した。

○10月10日，被災地における盗難事案の風評は，目に余るものがあり，特に夜間における防犯警戒等の必要が痛感される実情となつたため，愛知県防犯協会連合会の協力を得て盗難および暴利行為等の予防ポスター 20,000枚を県下各署を通じて掲示した。

○10月９日，被災地の防犯の必要性が倍加している実情にかんがみ，「復興は防犯とともに」というポスター 30,000枚を県下各警察署を通じて掲示した。

○その他，漂流物回収をめぐる犯罪防止，被災地見舞いを口実とする詐欺事件の警告，青少年不良化防止のための調査指導，義援金募集に便乗する悪徳者の取締り等を行なつた。

3 保 安 関 係

ぼう大な諸物資の流失・冠水あるいは輸送機関のと絶等によつて，生活必需物資・応急復旧資材の極端な不足を招き，特に野菜類は消費地への入荷がまつたくなくなつたため価格が急騰し，つづいてトタン・かわら等の応急復旧資材の価格が急騰する等諸物資の需給は著しく混乱するにいたつたので，事前措置を行なうとともに対策を協議した結果，９月29日に「暴利取締本部」を設置し，主食等の暴利および横流し，復旧資材および生活必需物資の不当高価・暴利および買占め・売惜しみ行為等の重点的取締りを実施することとした。

さらに物価の高騰を防止するため，台風前後の県下主要地域における主食・復旧物資等の価格を調査して適切な取締り資料にすると同時に，価格の変動状況を関係機関等に配付して重点的物資確保の資料とした。

なお，暴利取締りにあたつては，悪質事犯に対する徹底的検挙の全面的広報とともに，取締員をして各被災家庭等を戸別訪問させて取締りの趣旨を説明し，さらに暴利業者の締出し策として悪質業者の申告を要望し，あるいは悪質違反者の検挙を新聞・ラジオ等によつて報道する等の措置をとつた。

具体的取締り方針としては，次のとおりとした。

(1) 主 食 類

○統制物資については，統制額超過販売および買占め・売惜しみ行為

○トラック・オート三輪等を利用した大口ブローカーのやみ米の販売行為

○主食等の暴利および横流し行為

等を重点的に食糧管理法等の違反として取締りを実施した。

中川区三日月橋に立てられた「売惜しみ・買占め厳罰」の立札

(2) 生活必需物資・応急復旧資材

○９月25日現在の市場価格を基礎とし，販売価格がおおむね２倍を越えるもの

○小売利益が販売価格の５割を越えるもの

○諸物資の不当高価・暴利販売および買占め・売惜しみ行為

等を重点的に物価統制令等の違反として取締りを実施した。

この取締りの結果市内各署別の経済事犯検挙状況は，次表のとおりとなつた。

第4—35表　　各署別検挙状況

署別 / 対象別	計	本部	千種	東	北	中村	昭和	瑞穂	熱田	中川	南
米穀	3				1			1	1		
亜鉛・鉄板	18	3	2	3	3	3	1	1			2
かわら	2	1								1	
くぎ											
計	23	4	2	3	4	3	1	2	1	1	2

これら取締りに際しての特異事案としては，次のようなものがあげられる。

(1) 暴利業者の返金

取締りの徹底化と，迅速かつ適正な広報活動によつて，早期に物価の高騰を抑制したため，一部の暴利販売業者は，その後の取締りと店舗の信用失墜をおそれて買受け人に返金する事案が各所に見られた。

(2) 流言ひ語

災害地に特有の流言ひ語の主なものは，次のようなものがみられた。

○米1升が500円から1,000円するが思うように買えない。

○被災地ではパン1個が100円で奪い合いである。

○握り飯を1個100円で売り，金を請求したら被災者に殴り殺された。

○被災地付近の農業倉庫で米300俵が盗まれた。

○被災地では水1升が100円で売買されている。

○かわらは生産地が全面的被災でいくら金を出しても物がない。

○トタン1枚が1,000円する。

○畳1枚が3,000円する。

○流木を盗み製材にかけ，板にして売られている。

○浸水地区では渡し舟が現われ1人につき1,000円を要求している。

○大工・左官の労賃が1人1日3,000円もする。

(3) 投書

暴利取締りに対する広報活動の効果として一般消費者も諸物資の正当な価額を知り，不急不要品の不買につとめ，暴利販売物資および業者に対する批判的態度となり，その結果が投書となつて現われた。

4 被災地警察署の活動

特に被害のじん大であつた市内南区および港区を管轄する南警察署および港警察署の活動状況は，

次のとおりであつた。

(1) 南 警 察 署

管内は，るいるいたる遺体，流失倒壊家屋の残がい，屋根上の避難者等惨状目をおおわしむるものがあつた。このため災害直後から県市の態勢の整う10月 4 日ごろまでの間は，全署員が県下各署の応援員とともに救助・救出活動と遺体の捜索・収容・検視にあたる一方，避難者に対する食糧および応急救援物資の輸送と警戒，浸水地域における被災者・伝染病患者等の輸送，民心安定のための広報活動，国道１号線等主要幹線道路交通の確保，強力な暴利行為の取締りにあたつたが，特に夜間は電燈線が復旧されないので，ちようちん・マイク・投光機等を使用し，暗黒の浸水地域の町々を舟艇パトロールをひんぱんに実施し，民心安定と不法事犯の防止・検挙等に努めた。

10月 5 日以降は，応急救護は県・市にゆだね，警察は本来の任務に復し，国鉄東海道本線以西の浸水地域を３方面に分けて，19カ所に警備とん所を設け，浸水を免れた国鉄東海道本線以東地区は各派出所を拠点とし，災害警備本部を閉鎖した11月21日までの55日間，連日 700 余人の警察官を動員して警備にあたつた。

ア 警備とん所を拠点とする警戒警備

浸水地域には水上警備隊を配置し，警備とん所（排水の進むにつれて順次これを減じた。）を拠点として舟艇パトロールを行ない，水中の孤立家屋に残留する被災者の警戒保護・水上検問・通信連絡等にあたり，孤立地域の食糧運搬，急病人の輸送，防犯広報等を実施した。干水地域には陸上警備隊を配置し，派出所・駐在所を拠点とし，水上警備隊の活動と相呼応して被災地域の警戒・警備特にちようちん・マイク等を使用し夜間警ら・検索・検問，特に浸水地域周辺における職務質問励行，集団略奪に対する物資集積所の警戒等を実施した。

水陸警戒部隊が災害警備本部を閉じた11月21日までに検挙した事犯は次のとおりである。

窃盗	横領	詐欺	暴行	傷害	恐かつ	器物き棄	ぞう物故買	物価統制令違反
20件	16件	2件	6件	7件	2件	4件	1件	1件

イ 交通の確保・取締り

国道１号線が管内を斜めに貫通し，名古屋市の東の出入口にあたるため，被災直後は車両，特に物資輸送用の車両や見舞客の車両等がこの道路に殺到し，道路の短期水没もあつて一時交通が混乱したが，交通部隊・交通専務班・白バイの集中配置，一方交通路の指定，道路標識・案内標識の設置，必要な交通広報特にＮＨＫ・ＣＢＣおよび各新聞社に交通資料を提供して一般に知らせる等の措置を迅速に行ない，この混乱を短時日のうちに解消せしめることができた。この措置により管内国道１号線は，災害復旧・救護活動の大動脈として，その機能を確保することができたが，警察はその他の周辺道路とともに必要な交通取締りを行ない，11月21日の災害警備本部閉鎖までの間に計 110 件にのぼる交通違反を検挙して交通秩序の確立ならびに維持につとめた。

ウ 遺体の捜索・検視活動

９月28日以降，本部の応援を得て，作業隊・検視班の組織を強化し，作業隊により遺体の捜索運

搬，検視班により集団検視・身元確認を実施した。作業隊は悪臭立ちこめる被災水没家屋の残がいの下から遺体を収容し，リヤカー・自動車等をもつて南区役所裏の遺体置場に運搬したが，るいるいたる遺体は1箇所に収容しきれず，本城中学の校庭等をも遺体置場に使用した。検視班はこれらの置場において連日検視を行ない，悪臭が体にしみつくほどであつた。また衣類・所持品・近親者によつて身元の確認につとめ，身元不詳者については，遺体確認相談所を設け，写真・衣類・所持品を整理して展示し，あるいは指紋を採取するなどして身元の確認につとめた。なお，この身元不詳者に対しては一定期間安置後は南区役所に引き渡す等の措置をとつた。作業隊が11月30日までに運搬収容した遺体は1,425体を数えた。

エ　広　報　活　動

被災直後，民心安定と犯罪予防のため広報班を組織し，暴利行為の取締りと，盗犯防止に関するポスター3,000枚，立看板100本を作製し，管内の主要箇所に掲出したほか，各町内の防犯協会を通じて自衛体制を強化せしめた。また，各警備とん所・派出所等に固定マイクを取り付け，民心安定のため随時広報を行ない，別に県本部の設置した名古屋駅構内の災害案内所に係員を派遣，管内の被災状況案内等の活動を行なつた。

オ　情　報　活　動

被災直後，被災者は県・市当局の災害救助活動に，特に食糧・物資の補給に少なからぬ不満をもち，不穏な情勢もうかがわれ，その後も流木による被害補償問題が心配されたが，情報班の活動によつて，これらの動向をは握し，関係当局に連絡して適宜の措置がとられたため，管内被災地の治安はおおむね平穏に維持することができた。

(2)　港　警　察　署

管内の破壊・水没被害は筆舌に尽し難いほどであり，特に南陽町方面は住家のほとんどが水没し，全滅に近い状態であり，しかも署員の大半が被災して署の警備力には限界が認められたので，9月27日から11月4日までの間県下各署・中部管区警察学校生徒および警視庁機動隊等から連日200人～300人の応援を受け，次のような活動を行なつて管内の治安の確保にあたつた。

ア　警備とん所を拠点とする警戒警備

被災地の民心安定と防犯措置のため，被災直後水上警備隊により冠水地警備・海上警備，陸上警備隊により陸地の集団警らを実施し，応急救護・検問・検索，遺体の捜索・収容・検視，情報収集・広報，暴利の取締り等を推進してきたが，10月13日以後管内を6方面の警備区に分け，これに警備とん所18カ所（排水の進むにつれて陸上警備とん所とした。）を設置し，このとん所に150人～250人の警備要員を配置し，24時間勤務とし，警備艇2隻，ボート2隻，投光器20基，拡声器15基，その他の警備資材等を装備し警ら

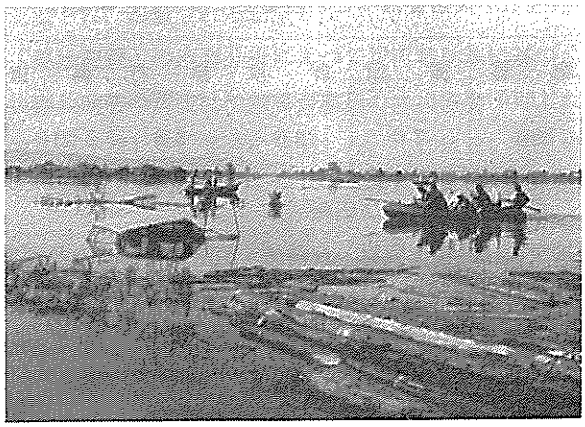

一面の海と化した港区南陽町

活動を昼夜の別なく実施し，集団避難者，水没地の孤立家屋被災者の警戒保護，検問・通信連絡・広報等にあたり，また多数の救援物資および急病患者・負傷者の輸送等を行なつた。特に水没した南陽町では警察舟艇の基地を「日之出さん橋」と呼び，深い期待と信頼がよせられた。

イ　交通の確保

被災直後陸上交通の混乱・と絶により名古屋港は海上よりする災害救護・復旧活動の基地となつた。このため同港より各被災地にいたる交通の確保は絶対必要となつたが，家屋の倒壊，ラワン材等の巨大な流木の山積み等により主要道路はことごとく閉そくされていた。

同港を管内にもつ港署は，これが排除と交通確保のため，27日より関係機関と協力し，昼夜兼行の作業を強行し，3日間で応急啓開措置を完了し，以後の救助・復興活動を容易ならしめた。

その後は，交通秩序確立のため，う回道路の設定，一方交通の実施，交通標識の掲示等を行ない，連日2個分隊ないし1個小隊の交通取締隊を管内の主要箇所に配置し，ふくそうする各種車両，被災者の交通の指導取締り・案内を実施した。

ウ　遺体の捜索・検視活動

被災直後は，被災者の救出・救助活動と併行し，遺体の捜索・収容と検視に重点をおき，10月なかばごろまでは連日1個小隊程度の作業班を出動させてこれを実施した。管内の遺体の多くはラワン材等巨大な流木や家屋の下敷きになつており，これらを排除して捜索し，損傷した遺体を収容する作業はきわめて困難なものであつた。

この結果，警察自体で340体の遺体を収容し，360体の遺体を検視している。

エ　捜査活動

被災当初浸水地域の住民に対しては伝染病のまん延，救助物資の輸送困難等の理由で説得し，強力な避難勧告が行なわれたが，避難後における盗難被害等をおそれて，この勧告に応じない者が相当あつた。このため，警備とん所による警らの強化とあわせて捜査班の編成を強化し，災害地の犯罪の予防と厳罰主義による捜査活動を強力に推進した。その結果，被災地における治安は良好に保たれ，被災者も避難勧告に進んで応ずるようになつた。

捜査班が災害警備本部閉鎖までに検挙した事案は次のとおりである。

窃盗	横領	詐欺	暴行	傷害	器物き棄	公務執行妨害	殺人未遂	計
38件	7件	3件	5件	21件	8件	1件	1件	84件

オ　暴利取締りおよび広報活動

被災後は，復旧資材・食糧品・生活必需品等の暴利事犯発生のおそれがあつたので，これが防止のためのポスター多数を管内の要所に掲示するとともに，関係業者の組織等にも協力を呼びかけ，また監視を強化し，必要な警告を発する等の防犯措置をとつた。

第15節　精算事務

災害発生以来実に3カ月の長期間にわたつて強力に推進されてきた応急公的救助の諸施策が一段落

をつげ，救助事務の総仕上げともいう災害救助費の精算の過程に到達することができたのは同年12月になつてからであつた。

この台風による被害は，り災者総数531,317人，死者1,851人，建物の被害118,324戸という大きなものであつた。そしてこれに対しての救助には本市全職員はもちろん，全国各都市からの応援職員・警察官・自衛隊・学生その他有志等の献身的な活動と，1,729,425,184円の巨額ならびに90日におよぶ日数を費やして広範多岐にわたつて行なわれた。その結果は，避難所数42カ所の収容人員1,505,543人，たき出し食数14,376,840食，供給飲料水6,728m³，医療班42班，従事者9,891人，診療人員約125,000人，住宅応急修理2,653戸，それらのために使用した車両5,000両等というぼう大な数字の示すとおりであつた。そこでこの経費の精算にあたつては，経常事務組織をもつてしてはとうてい不可能であると判断され，同年2月28日名古屋市達第22号をもつて「名古屋市伊勢湾台風災害救助費精算事務所処務規程」が公布され，同日付けをもつて所長以下21人（係長2名を含む，民生局関係18人，衛生局・水道局・消防局関係各1人ずつ）の専任職員と34人の兼務職員とが発令され，一応，管理・精算の2係をもつ公所（民生局所管）として災害救助法に基づく関係経費の精算事務を処理すべく発足した。しかし精算事務所は発足したものの災害救助関係の事務，ことに精算事務に経験のある職員はまつたくない状態であつた。しかも精算事務の基礎である災害救助法に規定されている範囲・諸様式等があのみぞうの台風の大被害の混乱で，しかも広範な範囲にわたつて行なわれてきた救助活動の中ではたして考慮され具備されてきたかどうかという点について，市の全局区部で実施された救助全般について調査・検討されなければならない事態に直面した。

ここにおいて精算の第1目標はまず「被害程度の確認」と救助に関する全行為の「原始記録の掌握」に全力がそそがれた。

それと同時に区を単位とする精算を行ない，これを基礎として計数をまとめる方針が定められた。そしてこの事務を迅速・適確に遂行するため被害激じんの南部4区を目標に「区精算班」を設置することが必要と認められ，市精算事務所と同一歩調をもつて精算するよう，35年1月14日，助役名をもつて通ちようが出された。この通ちようにより南部4区はもちろんその他の大部分の区においても精算事務遂行に当る「区精算班」の必要性が認識され，設置される結果となつた。

その後各局区部において実施された救助の「原始記録」の内容分析によつて災害救助法に基づく対象・対象外の区分整理が行なわれた。しかし災害救助法の規定は伊勢湾台風級の大災害を予期したものでないため救助の実施と法の規定との間に幾多の予期しない矛盾に当面した。ここにおいて県当局の指示を求めるとともにこれら諸事項の是正改訂のためそのつど県を通じて，厚生省に対し特別申請の措置を講じ，できる限り実情に即した精算のできるよう努力を重ねてきた。

こうして昭和35年2月23日から3月1日にいたる7日間，厚生省施設課の第1回指導監査を受け，本省の基本方針および懸案になつている特別関係の諸事項の解決に努めるとともに，実情に即した法定諸様式の簡素化について強力に要望し，その大部分について許可を得ることができた。

以後は，各区において実施された救助業務については各区ごとに，本庁各局部関係は市精算事務所において精算に当ることが明白にされ，各区の原始記録の統一整理，精算に必要な諸様式・関係簿冊類の整備に全力がそそがれることとなつた。

この間においても県当局と常に緊密な連携を保ち，精算上の諸疑点の解明にあたりながら各救助項目ごとに，各種・各方面からの記録の精算によつて実態のは握に努めてきた。

同時に各区の精算上の各基礎資料の整備についても努力が重ねられ日一日，一歩一歩精算の型が作られていつた。

6月14日にいたり第2回目の本省指導監査が実施され，16日までの3日間にわたつて修正事項・指示事項等の指示を受けた。この指示に基づき，各区に対し修正事項の徹底を図るとともに，すでに固められてきた関係数字の修正・照合作業に入つた。

その間常に県当局の指示・指導監査を受けながら，各種記録から積算し算出し得た精算上の数字は別表に示すとおりとなつた。

もちろんこの数字は，災害救助法に関してのみの数字である。もつとも各項目とも今回の伊勢湾台風に限つて認められた特例認可のわくによつているものが大半である。なお，この数字の内容には一般住民の好意によるものやその他義援的行為によるもの等については含まれていない。また公的救助の範囲内のものであつても，法の対象とならないものについては，本表から除かれている。この処理についての経費は本市あるいは県において負担したものである。

以上のとおり一応各関係の数字を積算し，算出し得たのは35年7月12日であつて，前年12月28日災害救助費精算事務所が発足して以来実に197日の長日月と，本庁精算事務所のみで21人の専任職員と34人の兼務および延3,978人に上る臨時職員（各区および各局部の人員関係は除く。）の日夜兼行の作業によつて積み上げられたものである。

「名古屋市伊勢湾台風災害救助費精算事務所」は，昭和35年7月1日付をもつて，その編成が解かれたが，同所勤務の職員に対しては今後の問題も考慮し，民生局長から伊勢湾台風災害救助事務の委嘱が発令された。かくして伊勢湾台風の災害救助精算事務は一応完了をみることとなつた。

第4—36表　　救助の実施に要した経費算出内訳

区分	員数	単価	金額	備考
		円	円	
1 救助費			1,202,972,983	
(1) 収容施設供与費			165,809,172	
避難所設置費	延1,505,543人	1人1日あたり 6.64	10,010,085	
仮設住宅設置費	1,608戸	1戸あたり 96,889.98	155,799,087	
(2) たき出しその他による食品給与費			308,097,028	
たき出し費	延4,783,280人	1人1日あたり 64.41	308,097,028	うち県購入分 89,540,084円
(3) 飲料水供給費			3,210,243	
(4) 被服寝具その他生活必需品給与費			612,450,540	うち県購入物資 106,678,418円
(5) 医療および助産費			8,682,699	ほかに県購入物資対象外 18,780,550円
医療費			8,682,699	
(6) り災者救出費			410,859	
(7) 住宅の応急修理費	2,653戸	1戸あたり 13,334.80	35,377,214	
(8) 生業資金貸与費	63件	1件あたり12,000	756,000	
(9) 学用品給与費			24,008,331	うち県購入分 16,120,679円
ア 教科書代			16,120,679	ほかに県購入分対象外 921,772円
小学生	30,036人		9,514,253	
中学生	11,770人		6,606,426	
イ その他の学用品費			7,887,652	
(全壊・全焼・流失分)				
小学生	4,214人		1,012,419.50	
中学生	1,409人		586,147.50	
(半壊・半焼・床上浸水分)				
小学生	44,309人		3,870,016	
中学生	16,232人		2,419,069.50	
(10) 埋葬費			3,750,225	
大人	1,187件	1件あたり 2,180.09	2,587,770	
小人	654件	1件あたり 1,777.45	1,162,455	
(11) 死体捜索費			405,256	
(12) 死体処理費			2,215,530	
処理費	1,795件		469,887	
一時保存費			1,745,643	
(13) 輸送費			35,623,049	
(14) 人夫費			2,176,837	
2 扶助金	6件		5,517	
3 特別措置法関係			7,523,154	
4 法第35条の求償に対する支払費用			2,554,539	
5 事務費			26,506,000	
合計			1,239,562,193	

第 3 章　各方面の救援活動

第 1 節　皇室の御慰問

皇太子殿下

皇太子殿下には天皇陛下のおことばを受けられて，昭和34年10月 4 日午前11時25分，一足先に来名した岸内閣総理大臣・加藤衆議院議長・益谷中部日本災害対策本部長はじめお出迎えの中を名古屋駅に御到着になり，ただちに，愛知県庁に向かわれ，貴賓室において，関係者から災害の状況を御聴取になり，小林市長から「南部地区は，今でも胸までつかつているところがありますが，自衛隊の協力もあり，市民は総力をあげて災禍のなかから立ち上がりつつあります。」と御報告申し上げるとともに，災害地のアルバムをお贈り申し上げた。午後，岐阜県庁へ向かわれ，お帰りの途中，名古屋市立名城小学校分校にお立ち寄りになり，収容中の港区高木小学校・港北中学校の被災児童・生徒に「いろいろと苦しいこともあるでしょうが，気を落さずがんばつて下さい。」と御見舞と激励のことばを賜わつた。

被災児童・生徒を激励される皇太子殿下（中区名城小学校分校）

翌 5 日には，午前 9 時，名城公園からヘリコプターにお乗りになつて，名古屋市南部をはじめ愛知・岐阜・三重 3 県下の被災地を空から御視察，午後 3 時 20 分名古屋駅発列車で御帰京になつた。

皇后陛下

皇后陛下には，5 月23日名古屋市公会堂で開催された日本赤十字社中部 6 県支部連合社員大会に御出席のため御来名のおり，5 月24日本市南部の災害地の状況を御視察になり，港区船見町貯木場・南区白水小学校分校等を御視察，特に，白水小学校分校では，車からお降りになつて，災害当時の状況，応急仮設住宅の現況について御質問になり，小林市長からの説明に耳を傾けられた。

第 2 節　政府の救援対策

1　中部日本災害対策本部の活動

伊勢湾台風の被害の広範かつじん大であるのにかんがみ，救助復旧対策の一元化を図るため，政府は 9 月29日の閣議了解により，愛知県庁内に中部日本災害対策本部を設置し，強力かつ機動的な災害対策の実施を推進することを決定し，ただちに本部長ほか関係官を現地に派遣，業務が開始された。

中部日本災害対策本部の構成は，次のとおりである。

本　部　長　　副総理　　益　谷　秀　次

本部長代理　　国務大臣　　石　原　幹　市　郎

副本部長　　関係行政機関の政務次官または事務次官等のうちから本部長が指名

部　　員　　関係行政機関の職員のうちから本部長が指名

中部日本災害対策本部は，9月30日から毎日朝と夜の2回，10月8日から毎日少なくとも1回，11月7日から隔日に定例会議を行なうとともに，本部に「締切排水小委員会」・「災害救助小委員会」・「住宅小委員会」を設置し，決壊堤防の締切り・排水作業，災害救助法による被災者の救出・収容・食糧・被服・寝具等の供与，医療・防疫活動，応急仮設住宅・災害・公営住宅等の建設，道路・鉄道・港湾等の交通機関の復旧，復旧資材の手配，資金・金融等の特別措置等について情報を収集し，これが対策を検討するとともに，各省・県・市等の行なう緊急対策について，本部長以下組織の総力をあげてその連絡調整に努め，復旧対策の実施を強力に推進した。

本会議には，各省および出先機関・国鉄・電電公社・中部電力・愛知・三重・岐阜3県・名古屋市・名古屋港管理組合等から関係者が常時出席し，連絡報告・意見交換・対策の調整に成果をあげた。

岸首相を迎えて災害復旧対策の決意をきく被災地代表

また，各小委員会においては，おのおの次のとおりの活動が行なわれた。

◦締切り排水小委員会　10月5日設置

内閣・建設・農林・運輸・防衛の各省庁および愛知・三重・岐阜の3県，名古屋市・名港管理組合の代表関係者が常時出席し，約70回，延2,000人が参集した（本会議に先立つて日に1，2回）。そこにおいて，220カ所延長約33kmにわたる海岸・河川堤防の決壊箇所の締切り，30,000 haにわたるたん水地域の排水等について緊急計画を次々と樹立，これに必要な人員50万人，土のう700万袋，ポンプ船43隻，応急排水ポンプ232基，さらに陸海空の自衛隊員60万人，車両95,000両，上陸用大型舟艇延1,000隻，小型舟艇8,200隻，航空機延1,000機を動員して復旧作業を強力に推進した。

◦住宅小委員会　10月7日設置

建設・厚生・農林・通産の各省部員および住宅公団・住宅金融公庫・国民金融公庫・3県・名古屋市等の代表者が常時出席，約30回，延600人が参集した（隔日会議を開催）。そこにおいて，応急仮設住宅・災害復興住宅・災害公営住宅・開拓者住宅等の建設・補修の促進およびこれに要する資材の緊急確保・手配輸送等について緊急計画を樹立，この結果，本部廃止までに応急仮設住宅13,000戸のうち9割入居，住宅金融公庫による災害復興住宅貸付け申込み8,300戸のうち貸付け承認済約9割，災害公営住宅建設計画4,200戸等の実施を推進した。

◦災害救助小委員会　10月7日設置

厚生省・文部省・大蔵省・防衛庁・海上保安庁・警察庁（中部管区警察局）・3県・名古屋市等の関係者が常時出席，29回開催。

ここにおいては，応急救助実施の円滑化，集団避難の勧奨，各種救助基準の検討，被服寝具等の給与，医療活動・防疫活動・給水活動，さらに，長期冠水地区り災者に対する栄養剤の支給，児童生徒に対する救助措置，義援金品の処置，各種施設の復旧対策等についてそれぞれ緊急計画を樹立調整し，その促進にあたつた。

中部日本災害対策本部は，上記のとおり連日その総力をあげてその機能を発揮し，所期の目的を達したのち，34年12月1日の閣議了解により，同年12月9日限り廃止された。

この間，中部日本災害対策本部における決定により措置された主要事項は，次のとおりである。

中部日本災害対策本部決定の主要事項

月　日	決　定　事　項
9. 30	締切り・排水のためポンプ船を全国に手配
10. 1	締切り・排水計画を策定 災害救助法による食品供与の給食費1人1日単価50円を75円に引上げ，10.2より実施することに決定，即日実施 浸水地区からの避難を極力説得し，ヘリコプター・舟艇・トラック等で避難所へ輸送
10. 3	災害救助法による応急仮設住宅建設わくを現行3割を4割に，毛布1人1枚半を2枚にそれぞれ引上げを決定，即日実施
10. 7	「り災者のための応急措置の手引き」を作成配布
10. 8	被災者無賃乗車証を，国鉄・私鉄・バス等10月末日まで有効と決定
10. 9	災害救助法適用期間を延長することに決定
10. 13	自衛隊による旧東海道締切り「尾西作戦」の開始決定
10. 15	災害救助法による基準額は，たき出し給食費75円を90円に，毛布2人につき1枚以上を増配し，学用品150円を210円にそれぞれ引上げを決定（2日後実施）
10. 16	仮設住宅の1戸あたり建築費基準額8万円（坪あたり単価1.6万円）を10万円（2万円）に引上げ決定（基準改定に要した日数8日）
10. 26	り災者用無賃乗車証の有効期間を11月末まで延長，これとともに国鉄・私鉄乗車証65,000枚を発行（10月24日要望），なお，救援物資の無賃輸送も11月27日まで延長することと決定

注　この項は，行政管理庁・行政監察局「伊勢湾台風災害実態調査結果報告書」による。

2　政府の対策活動

台風15号が去つた9月27日，日曜日であるにもかかわらず中央各省の関係者は終日被災現地との連絡や手配やらで目のまわるような忙しさであつた。災害復旧の総元締めである建設省ではこの日いち早く村上建設大臣を中心に緊急省議を開き，災害復旧の対策を練つた。

翌28日，災害が異常な規模であることを認識した政府は午前11時から急拠中央災害救助対策協議会を開き，岸首相を中心に当面の救援対策につき協議が行なわれた。その結果，食糧・医薬品の輸送な

ど緊急応急対策を引き続き推し進める，できるだけ早急に補正予算を組み復旧にあたることなどを決めた。

さらに29日，政府は閣議を開き，15号台風の復旧対策を根本的に立てるため内閣に「災害復旧対策協議会」を置き，会長に椎名官房長官をあて，また，被害の最も大きかつた東海地方の復旧を強力に行なうため名古屋市に「中部日本災害対策本部」を置き本部長に益谷副総理をあてることを決めた。

中部日本災害対策本部の活動状況については，前述したとおりである。

また，災害発生以来岸首相をはじめとして関係閣僚のほとんどが災害現地を訪れた。9月29日の村上建設大臣をトップに，10月1日赤城防衛庁長官，2日福田農林大臣・池田通産大臣，3日岸総理，8日楯橋運輸大臣，14日松田文部大臣，17日には佐藤大蔵大臣が被災地を訪れた。岸首相をはじめこれら閣僚は直接に災害の実情を視察，被災地の住民から直接に要望をきくとともに，中部日本災害対策本部の会議に出席して被災市町村代表とともに災害復旧対策を協議した。

被災現地における救援活動と並んで政府は次期国会に災害復旧のための補正予算と特別措置法を提出する準備にとりかかつた。

被災現地の中部日本災害対策本部に対応して内閣に設けられた災害対策協議会は10月8日に初会合を開きこの問題について協議を行なつた。

一方，各省は災害発生以来，しばしば省議を開き，被災者の救援，災害復旧のためにとるべき措置を決めていつた。10月1日には農林省が愛知・三重・岐阜に10月分として内地米5日分，被災者にはそのほか準内地米3日分の特配を決定，同じく1日に防衛庁が中部地区災害派遣部隊統合本部を第10混成団本部に設置することを決定，5日大蔵省が被災者に対する税の減免および国民・中小企業両金融公庫の災害融資に特別低利適用など特別措置を決定，6日厚生省が応急仮設住宅のわくを1割拡大することを決定，9日文部省は災害公立文教施設の復旧国庫補助を4分の3とすることを決定，13日には厚生省が給食費1日あたり75円から90円への引上げ，応急仮設住宅建設単価8万円から10万円への引上げを決定し次々に必要な措置が決められた。

この間，与党・野党をはじめ被災県・市・町・村・その他関係諸団体から連日，災害特別法の制定等に関する要望・陳情が政府に対して行なわれた。

このような要望・陳情を背景に災害補正予算ならびに災害特別措置法制定のための第33回臨時国会が10月28日に開かれた。政府はこの国会において災害対策費343億円を含む614億余円の補正予算と25の災害特別措置法案を提出した。12月27日閉会するまで，主として被災地選出の国会議員を中心に活発な論議が行なわれたが，補正予算は11月26日に成立，政府提出25法案もこの日までにすべて成立した。

政府によつて設けられた中部日本災害対策本部も12月9日ようやくその任務を終えて解散した。9月30日に設置されてから約2カ月中央政府と地方被災現地を結んで災害復旧にはたした役割はまことに大きかつた。

第3節　自衛隊の救援活動

伊勢湾台風に際して，自衛隊は陸・海・空の大部隊を投入して2カ月半の長期にわたり自衛隊創設以来最も大規模な救援活動を展開した。

災害発生に伴い，９月26日愛知および岐阜県知事から，同27日三重県知事からそれぞれ第10混成団長および関係駐とん地司令に対し災害派遣の要請がなされた。

26日朝から待機態勢にあつた第10混成団は直ちに災害救援行動に移つた。

台風15号の被害がきわめてじん大であることを知つた防衛庁は，災害派遣の実効を期するため，10月１日，守山の第10混成団本部内に自衛隊中部地区災害対策本部を設置した。自衛隊として現地にこの種の対策本部が設置されたのは初めてであつた。以後，中部地区の災害救援のため全国各地から派遣を命ぜられた陸上自衛隊・海上自衛隊および航空自衛隊の各部隊はすべてこの対策本部に集中され，その統合的運用が図られた。これら各地からの部隊および第10混成団の部隊をあわせて最高時勢力は約12,000人，部隊数約100個隊にも及んだ。

自衛隊の活躍は，人命救助・遺体収容・救援物資配給・道路啓開・堤防の仮締切り等あらゆる分野にわたつて行なわれ，その成果はまことに大きなものがあつた。

愛知県における自衛隊の行動は26日午後11時，愛知県知事の出動要請に基づいて守山市の倒壊繊物工場からの人命救助を最初として，同夜半から名古屋市南区，27日朝から半田市・知多郡上野町に人命救助・遺体収容・救援物資輸送・道路啓開・堤防の仮締切りとその機動力を活用して大規模な救援活動を開始した。

自衛隊の活動はまず人命救助および救援物資の輸送の面に向けられた。自衛隊のヘリコプターあるいは舟艇等は水中に孤立している家々の屋根等から尊い人命を次々に救出していつた。この時期において特筆さるべき作業は，陸・海・空自衛隊ヘリコプターおよび米軍ヘリコプター（陸・海・空軍および海兵隊）が10月２日前後に実施した計40機による約7,000人に及ぶ孤立被災者の救出避難作業であろう。

また，救援物資の輸送も自衛隊のヘリコプター・舟艇等により強力に行なうことができた。

自衛隊の活動はこれら地域的な避難援助・物資輸送・防疫給水等の応急救援作業のほか，台風により決壊した河川および海岸堤防の仮締切り作業，決壊した道路の補修作業の支援に向けられた。自衛隊の活躍はここにおいて非常にめざましいものがあつた。名古屋市内においてはまず山崎川・大江川・天白川および庄内川堤防ならびに六軒屋道路堤防等の仮締切り作業を支援した。その結果，天白川は６日，山崎川および大江川は７日，庄内川は９日とこれら堤防の締切りを完了することができた。

機動力にものをいわせて活躍する自衛隊
（港区11号地）

これによつて人心がきわめて安定し，復興への意欲が画期的に向上した。

これらの河川堤防の締切りとともにさらに計画的な海岸堤防等の仮締切り作業の積極的支援に踏み切つた。尾西作戦・上野作戦・南陽作戦・木曽岬作戦と称せられる各堤防等締切り作業はきわめて危険かつ困難なものであつたが，自衛隊の総力をあげて

これに向かつた結果，予期以上の速度をもつて11月上旬相次いで締切りを完了し，引き続き実施した海南作戦（愛知県海部郡南端部の締切り作業支援）の完了（11月22日）をもつて自衛隊の支援するすべての仮締切り作業を完了した。

道路啓開作業を行なう自衛隊（南区柴田本通）

またこの間，港・南区等における流木の処理も非常に困難な作業であつたため，10月3日から同8日まで自衛隊建設大隊の20tトラツククレーンおよびブルドーザー等により流木の排除作業を行ない，道路啓開を行なつた。

また，水の引いた後の道路はたい積したでい土と，屋内から持出される汚物・ごみ等でうずまり，名古屋市は緊急ごみ捨場を市内に数箇所設けたが，運搬および処理の能力からみて，とうてい短日時に処理することは困難であつたので道路清掃支援作業が自衛隊に対して要請された。この要請に基づいて自衛隊はトラツク約20両，バスケツトローダー1両等により主要道路の清掃作業を実施した。

これらの活動はすべて愛知県・名古屋市をはじめ関係地方公共団体との緊密な連絡のもとに行なわれた。当初は毎日，11月からは毎週2回，午後3時から県・市とともに定例会議を開催し，さらに道路啓開・締切り・防疫・給水等の小委員会を定時に設け連絡調整を密にしたほか，愛知県庁には連絡幹部を常置し，緊密な連絡が図られた。

11月下旬にいたり自衛隊の救援作業もようやく終りをつげ，来援部隊の主力も任務終了に伴い計画的に原所属地に復帰していつた。

12月初旬においては名古屋市内における救援活動もほとんど終り，愛知県海部郡一帯の防疫・給水および道路補修等が救援活動の主体になり，12月9日午後3時45分の十四山村亀ヶ池に対する給水完了をもつて一切の行動を終了し翌12月10日をもつて愛知県知事からの最終撤収要請の受領を最後に愛知県からの全部隊を撤収した。

今次災害における自衛隊の活躍はまことにめざましいものがあつた。伊勢湾台風による災害の復旧が予想外に早かつたのも自衛隊の組織的かつ機動的行動があつて初めて可能であつた。自衛隊に対し名古屋市をはじめ関係地方公共団体，その他諸団体等から幾多の感謝状が贈られた。自衛隊は単に被災民のみならず広く一般市民から感謝されその職責を果たして部隊を撤収した。

なお，伊勢湾台風災害派遣中における自衛隊の主要作業量および総合成果は次のとおりである。
（この節は陸上幕僚監部作成「伊勢湾台風災害派遣誌」による。）

第4—37表　　主要作業量および総合成果一覧表

作業量	延人員数	約630,000人	延舟艇数	約8,400隻
	延車両数	約95,000両	延航空機数	約810機

種別		成果
輸送	人員	81,000人
	物資	17,800 t
遺体収容		700体
土木作業	築堤	6,700m
	土のう処理	3,700,000俵
	土砂運搬	82,000m³
	埋立	3,000m³
	盛土	14,100m³
	くい打	25,800本
	板張	16,000m²
	爆破	130m³
	コンクリート破壊	100m³
	道路復旧	140km
	架橋	160m
	流木処理	40,500m³

種別		成果
水路啓開		1,650m
通信	有線復旧	600km
	電柱復旧	1,400本
衛生	診療	31,100人
	後送	2,400人
	防疫	34,200戸，1,600km²
給(配)水		17,300 t
その他	入浴	229,000人
	洗たく	23,300点
	車両整備	400両
	畳運搬	1,000枚
	送でいパイプ運搬	800本
	整地	15,500m²

第4節　各都市の救援

伊勢湾台風による本市のじん大な被害が各地に伝わるや，全国各地からいつせいに暖かい救援の手が差しのべられた。なかでも都市社会的に性質を同じくする東京都をはじめとする大都市が，あらゆる面にわたつて力強い救援にあたられたことは，被災当時，市の総力をあげての救援活動によつてもとうてい万全を尽すことのできなかつた本市にとつて，感謝にたえなかつた。

その救援活動は，多種にわたるがおおむね，消防隊による遺体・被災者の収容，医療防疫活動，警察による保安警備活動，仮締切り工作，汚物・し尿処理作業，住宅復旧資金貸付け審査事務等がそのおもなものであつた。

遺体収容等にあたつた救援状況は，次表のとおり6大市関係延437人，隣接市町村関係351人にのぼつている。

第4—38表　遺体収容・搬送救援作業　(9.27～11.30)

区分	人員	内訳				車両
		消防職員	消防団員	他都市消防職員	その他	
従事人員および車両数	18,937人	4,296人	13,847人	6大市 437人 隣接地 351人	6人	消防車 632両 トラック 120

医療防疫活動については，地元衛生材料の欠乏から他都市に調達応援を依頼したところ，9月30日の大阪市からの衛生材料に続き，東京都・京都市・神戸市から大量の衛生材料がトラックで到着し，救護班を感激させた。

防疫業務にあたつては，9月28日東京都防疫監吏，防疫技師8人が厚生大臣命令により来名，引き続き第2班が10月4日来名して被災地の検病調査にあたり，防疫活動の基礎となつた。

また，東京警視庁の救援隊は，被災地の治安，交通の整理等にあたり，各市消防救援隊は，仮締切り工作等に出動して絶大な力を発揮した。

さらに，汚物・し尿処理は本市の力のみではとうてい手がまわらず，各都市に応援を要請したところ，大阪市清掃局から，車両とともに延147人が，また神戸市建設局から同じく車両とともに延102人の来援をうけたほか，静岡市・吉原市・静岡県浜北町から延61人の来援を受けた。

退水後のごみ処理に活躍する大阪市清掃車
（瑞穂区牛巻付近）

し尿処理については，被災地においては1日もゆるがせにできず，急拠来援を要請した結果，次表のとおり，東京・京都・大阪・神戸・沼津・島田の各市から大々的な応援を受けることができた。

第4—39表　　し尿処理救援活動　　(9.27～11.30)

都市名	実働人員		実働車両船舶数		実働日数
	応援数	延数	応援数	延数	
東京都	作業員 26人 運転手等 19	405人	大型吸上 2両 小型吸上 11	18両 99	9日
	船員 13	247	船舶 1隻	19隻	19
京都市	作業員 4 運転手等 4	48	大型吸上 1両 小型吸上 3	6両 18	4
大阪市	作業員 16 運転手等 13	406	大型槽上 5 小型吸上 8	42 112	14
神戸市	作業員 6 運転手等 7	169	小型吸上 5	63	13
沼津市	作業員 2 運転手等 1	15	大型吸上 1	5	5
島田市	作業員 1 運転手等 1	10	小型吸上 1	5	5

このほかにも，各都市・近隣市町村からの救援は物心両面にわたり多大のものがあり，各地方団体がとりまとめて寄せられた義援金は総計3,020万円に達した。また，義援品についても，ふとん1,367枚，毛布443枚，座ぶとん11,000枚，まくらその他268点等が寄せられた。

第5節　内外諸都市の救援・見舞金および義援金

海外ならびに日本在住の外国人・団体から直接本市あてに寄せられた義援金は総件数201件，金額25,653,867円（邦貨換算）に達した。

この内訳をみると，米国から172件（14,967,007円）で首位を占め，次いで西独の５件（943,770円），カナダ４件（136,000円），オーストラリア３件（134,800円），香港２件（280,850円），ペルー２件（72,000円），フランス２件（10,000円）がこれに続き，さらに，デンマーク・スイス・タンガニイカ・シンガポール・英国・南阿連邦・メキシコ・モロッコ・ニュージーランド・チエコスロバキアの諸国が各１件を数え，総計17カ国に達した。

救援物資については，品種が多岐にわたつたのと，単位やこん包などがまちまちてあつたことなどのため，適確な数量をは握する資料に欠けるが，そのほとんどが米国からである。明白に記録に残つたものの内訳は，衣料品860包，食料品38包，くつ30包，薬品３包，がん具17組が主だつたものである。米国以外としては，オーストラリアとカナダの２カ国から，それぞれ１包の衣料品が届けられた。

このように，文字どおり，世界の各地から寄せられた見舞の金品は，金額・量ともにぼう大なものであつた。なかんずく特筆に値するのは，昭和34年４月１日本市と姉妹市になつたロサンゼルス市から差しのべられた救助の手である。すなわち，34年10月１日挙行の予定であつた本市市制施行70周年の祝典に参列のため来名した姉妹市親善使節団一行８人は，くしくも台風直後の本市へ到着したが，当初の全日程を変更し詳細に被災状況をちよう取・視察，その惨状をいち早くロサンゼルス市に報告した。これにこたえ，ロサンゼルス市では，市当局・市議会をはじめ，南加日系人商業会議所・南加日米協会などの諸機関が中心となり，大々的な救援運動が２カ月にわたつて展開された。この結果，義援金11,855,429円（海外からの義援金総額の46％）が本市に贈られてきたほか，米空軍・内外船会社の厚意により20t を越す衣料品がロサンゼルス市から運び届けられてきた。

姉妹都市ロサンゼルス市より暖かい空の救援物資到着
（小牧空港）

このほか，本市救援のため，34年11月上旬，大阪市で開かれた第５回日米市長商工会議所会頭会議で「救援と見舞い」の決議がなされ，また，上述のロサンゼルス親善使節団団長メンベツク氏の主唱によつて，国際港湾会議加盟都市に対し，「名古屋港復旧援助」の要請が送られたり，米国ラスベガスにおいて，ハリウツド著名映画スター有志による慈善ショーが開かれ，その純益金の一部が日赤を通じて贈られるなど，さまざまな救援活動が海外で行なわれた。こうしたもののなかには，失業船員や貧しい寡婦からの浄財があつたことは，関係者一同を痛く感激せしめた。

本市では，こうした内外外国人篤志者・団体に対し，市長名英文感謝状を発送し，り災市民に代つて感謝の意を表明した。

なお，金品以外に直接人命救助，緊急物資の輸送，復旧作業の援助にも多数の外国人が参加した。その最も顕著なものは，米第７艦隊と極東空軍の活躍で，この活動は，災害発生直後に在名米国領

事ダナラン氏とアメリカ文化センター館長ボハセツク氏の機敏な報告に基づき，マツカーサー駐日米大使の要請によつてなされたものである。米第7艦隊所属空母ケアサージ号と極東米空軍派遣のヘリコプター部隊は被災の翌朝から数週間にわたり，その優秀な機動力を駆使して人命救助・医療・救急物資の輸送などに昼夜をわかたず協力，緊急事態収拾のため大きな功績を残した。

他方一般外国人も，救助・医療・復旧作業に多数参加し，その数は，直接外地から来名した国際キリスト教奉仕団員37人，神戸在カナダ学院学生22人をはじめとし，市内・関西地区の宣教師・医師・留学生など延1,000人を越えた。

これら功績者に対して送られた感謝状は，次のとおりである。

LETTER OF THANKS

At the time of the Ise Bay Typhoon disaster on September 26, 1959, our city Nagoya suffered an unprecedented damage, and you were generous enough to extend a prompt helping hand to thousands of victims who were compelled to lead a life of extraordinary hardships and privations in the flooded area for scores of days.

Fortunately, however, the city, much encouraged by the assistance and cooperation given by you and many other sympathetic people, has at long last come to begin rehabilitation, rising bravely out of the enormous devastation.

On behalf of all the sufferers, I hereby present to you this letter of thanks as a token of my deep gratitude for your distinguished contribution.

December 10, 1959

Kissen Kobayashi
Mayor of Nagoya City

第4—40表　　海　外　救　援　一　覧

国籍名	日本国内在住者		本国在住者		計	
	件数	義援金額	件数	義援金額	件数	義援金額
	件	円	件	円	件	円
アメリカ	28	5,000	144	14,962,007	172	14,967,007
（うちロサンゼルス）			(97)	(11,855,429)	(97)	(11,855,429)
デンマーク			1	5,000,000	1	5,000,000
スイス			1		1	
タンガニカ			1	2,000,000	1	2,000,000
シンガポール			1		1	
西ドイツ			5	943,770	5	943,770
香港			2	280,850	2	280,850
カナダ	1	募金運動	4	136,000	5	136,000
オーストラリア			3	134,800	3	134,800
英国			1	100,000	1	100,000
ペルー			2	72,000	2	72,000
南阿連邦			1	10,080	1	10,080
フランス	2	10,000			2	10,000
チエツコスロバキア	1	10,000			1	10,000
メキシコ			1	8,640	1	8,640
モロツコ			1	720	1	720
ニユージーランド			1	物資寄贈	1	物資寄贈
計	32	25,000	166	23,648,867	198	23,673,867

第6節　学徒の奉仕

被災後の混乱のさなかにあつて，若々しい熱と力をもつて率先して被災者救援に立ち上がつたのは，地元をはじめとする大学・高校生であつた。以来，県・市の救援業務を通じて，被災者と救援機関の間において救助の円滑化に絶大の力を発揮したことは，特筆すべきであつた。

学生・生徒の救援活動は，まず学内被災者の救援から始められた。これは学内の自治組織を通じて，物資・資金のカンパ，水没地帯の学友の救援，被災調査等が活発に行なわれた。

自校の学内救援が一段落した後は，被災の特にはなはだしい学校に対しての救援活動が随時行なわれた。

他方，校外的な救援活動は次のとおりであつた。まず，高校生は，市立高校8校にあつては全校をあげて市の行なう救助の補助業務の応援あるいは土のう作り等に出動したのをはじめ，市内県立高校も県教育委員会の要請のもとにそれぞれ応援にあたり，私立高校にあつても各校独自に校長の統率の下に奉仕活動を行なつた。これら学徒の奉仕は，大学生も含めて受入れを市においては監査事務局および人事委員会事務局が行なつたわけであるが，混乱のなかでもあり，連絡その他に行き違い等も多く応援の申出を受けた学徒あるいは要請した応援班が必ずしも適切な業務にあてられたとはいいがたく，また，作業の割当て等が円滑にゆかなかつた面もあり，誠意をもつて出動した学徒の熱意に100%受入れ側においてこたえられなかつたことは遺憾であつた。

大学における学外救援活動は，次のとおりであつた。(「被災学生を守る会—伊勢湾台風—」による。)

名古屋大学法学部（計200人）

9.31～10.10　街頭カンパ（15,000円）および南区・港区・市役所・金山体育館・中京病院へ応援出動

名古屋大学経済学部（計100人）

10.1～10.7　市役所での荷役，東市民病院隔離病舎での作業，各区役所での作業，食糧運搬

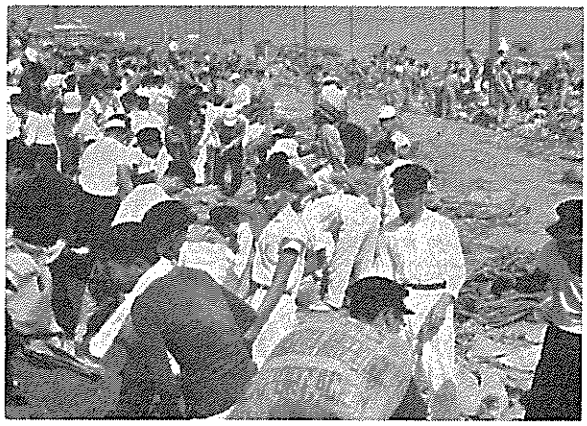

土のう作り作業に懸命な市内高校生（港区汐止町）

名古屋大学医学部（計200人）

9.28～10.10　名古屋市南部・海部郡保健所等公的機関の医師の指導の下に救援活動に従事

名古屋大学工学部（計200人）

9.29～10.20　救援物資の運搬活動，要員運搬，患者・ボート等の運搬

名古屋大学農学部（計55人）

10.4～10.5　食糧運搬・街頭募金

名古屋大学教育学部（計40人）

10.2～10.7　被災地学校へ労力奉仕，物資救援

名古屋大学文学部（計600人）

9.26～10.24　愛知県救護本部の救援に協力

名古屋大学教養部（計2,500人）

① 9.28～10.12　南区・港区において荷物運搬・消毒・遺体収容・り災証明事務補助等

② 10.6～10.14　道徳橋センターにおいて現地被災者の声をきき，学生カンパで物資配布

③ 自動車部は，収容所へ物資配布応援

④ 県学連・全学連を通じ200万円を被災地救援

名古屋市立大学（計2,964人）

① 9.27～10.9，11.11～11.22　遺体収容・物資運搬・ボート要員・たき出し・募金カンパ

② 9.29～10.9，11.11～11.12　医療診療の介助・救急薬品調製・防疫・消毒（市役所・市南部各区・各区役所・保健所・被災者収容所・遺体収容所・八事火葬場・大学病院）

名古屋工業大学（計1,080人）

① 名港その他で土のう作り　5日間　400人

② 八事火葬場の作業　1日間　30人

③ 市役所～金山体育館の救援物資運搬　5日間　500人

④ 南保健所における防疫作業　3日間　50人

⑤ その他救援作業　5日間　100人

⑥ 自動車部員の自動車運転　3両　20人

名古屋市立女子短期大学（計2,475人）

① 9.28～10.16　北区におけるたき出し　1,371人

② 10.9～10.15　金山体育館における物資整理　296人

③ 10.11～10.16　り災者見舞金事務　228人

④ 10.21～11.16　選挙人名簿事務　580人

名古屋市立保育短期大学（計510人）

10.15～　　市内各所の臨時避難所（小・中学校）での乳幼児の保護

愛知学芸大学

避難児童の教育，物資整理，その他の救援

愛知県立女子大学

① 避難者保護　延1,688人

② 瑞穂区役所等7カ所において物資整理　9.30～10.15　200人

③ 北区役所等11カ所においてたき出し　9.29～10.15　676人

④ 児童・幼児保育（熱田高校ほか14件）10.7～10.15　525人

⑤ その他救援事務　10.7～10.15　24人

⑥ 全国女子短期大学100校へ資金物資拠出を呼びかけ

愛知大学（計1,300人）

① 救援物資運搬（南区・港区・中川区・半田市）

② 土のう作り（名古屋市南部）

③ 被災者に救急品配布

④ 東京・名古屋において街頭資金カンパ

南山大学（計2,000人）

街頭募金・土のう作り・たき出し・り災証明書事務補助・衣類整理消毒運搬（県庁・市役所・日通その他）・ドイツからの義援金

名城大学（計1,055人）

① 遺体・物資の運搬　8日　40人

② 東山葬儀場で遺体処理　15日　375人

③ 薬品持参による病人の救護　14日　140人

④ その他県・市救助業務の応援　8日　500人

⑤ 資金カンパ　11月11・12日

愛知学院大学

① 10.4～6　90人　南区・港区の救援

② 10.8　30人　市役所物資運搬

日本福祉大学（計1,200人）

① 南区鳴浜地区　9.29～10.14　900人

② 南区東部　9.30～10.10　115人

③ 南区白水地区　11.4～12.12　75人

④ 市区役所の救援　9.28～10.4　100人

⑤ 南区弥次衛町臨時保育所　12.24～

その他物資人員運搬・たずね人調査・相談所・保育所・被災家庭調査・たき出し・り災証明書発行補助・託児所設営・医療介助

中　京　大　学

名古屋市内の救助事務援助　9.27～10.15　1,200人

名古屋商科大学（計300人）

① 救援物資運搬・配布（昭和・南・港区）

② 遺体収容処理

③ 交通と絶箇所応急処理

同朋大学（計350人）

10.14～12.25　長期浸水地域の寺院の清掃雑役奉仕

名古屋電気大学（計50人）

一般救援業務（南・中川・千種区）

金城学院大学（計2,006人）　10.6～10.11

① 救援物資整理等（各百貨店・公民館・Y.W.C.A.等）

② たき出し・医療品整備（各百貨店・高校・避難所等）

③ 避難所の保育看護・音楽慰問

椙山女学園大学（計1,000人）9.27～10.25

学生会・ユネスコクラブが中心となり市南部方面病院で奉仕，たき出し奉仕，慰問袋50,000個，握り飯2,000人分

中京女子短期大学

① 10.11～10.20 50人 救援物資整理・衣類の修繕

② 10.9～10.20 250人 南区役所救援事務

③ たき出し 5日間 45人

名古屋女学院短期大学（計242人）

① 10.2～10.15 147人 南区役所応援

② 10.10～10.15 95人 避難所の給食応援（4カ所）

柳城女子短期大学（計534人）

① 10.10～11.17 403人 物資整理運搬

② 10.19～11.16 131人 臨時託児所（2カ所）

山田家政短期大学（計79人）

② 南区白水町方面収容所消毒 17人

① 物資運搬・整理・たき出し・道路工事等 62人（南・港・中川区方面）

瑞穂短期大学（計60人）

① 区役所救援物資整理 10日 34人

② 区役所事務手伝い 7日 10人

③ ＮＨＫ助け合い義援金品等 6人

④ たき出し応援 7日 10人

第 7 節 各区における各種団体および一般市民の救援

1 千 種 区

千種区は地理的条件に恵まれ，南部被災区に比べて被災程度が軽かつたため，いきおいその救援活動はめざましいものがあつた。

特に婦人会および自治会・日赤奉仕団をはじめ各種団体の機を失しないたき出しは，暗黒の濁水に孤立した被災者に活を与えるものとして喜ばれた。

おもな救援活動をあげれば次のとおりである。

(1) たき出し

寒さと空腹にあえぐ被災者にまず食糧をと，緊急措置として災害直後，日泰寺・区内天理教教会（愛町・名京・愛昭）・千草保育園から施設ならびに食糧の供与を受け直ちにたき出しが行なわれ，これに伴い各学区でも各種団体がたちあがり，それぞれの学校・寺等に集まつてたき出しを行なつた。

南部被災地区のたん水期間が予想外にながびいたため，9月27日～10月20日の長期にわたり，当区で調達した救援食糧は延512,578食のぼう大なものになり，このたき出しに奉仕した人は，実に14,031

人の多きに達した。

たき出し奉仕者数（延人員）

婦人会	9,821人
日赤奉仕団	1,800人
自治会	1,760人
学校	350人
P.T.A.その他	300人
合計	14,013人

また，この輸送には猪高町各部落から延60両のオート3輪車，名古屋中重自動車ＫＫから延20両のトラックが率先して参加の申し出があり，市立商業高校生徒延2,534人，その他学校生徒の多数の献身的な奉仕があつた。このほか，自治会・寺院・学校等から握り飯・パン・かん詰・梅干など応急食糧が多数寄贈されて，被災直後の急場をしのぐことができた。

(2) 収容者救護

一瞬にして貴重な財産・住居を奪われた被災者に，暖かい収容の場として，区内の田代小学校および分校・盲・ろう学校が指定され，港区南陽町の被災者延14,759人が収容されたが，地元の民生委員協議会をはじめ各種団体その他の人々の奉仕による暖かい給食・寝具等の接待は，よるべない被災者一同に心から感謝された。

また，田代小学校分校（現自由ケ丘小学校）では，千種台団地の人々から連日厚いもてなしがあつた。

収容施設	延収容人員	収容者期間	収容者	協力団体
田代小学校 同分校	14,759人	10月3日～11月21日	港区南陽町被災者	田代学区民生協議会その他諸団体

(3) 復旧活動

寝耳に水であつた惨禍からたちあがるり災者のために，千種区民間諸団体の救援活動はめざましく，わけても区内各学区消防団の活躍は，当夜の巡視・警戒・人命救助をはじめ，南部被災地での遺体収容・堤防締切り・へどろ処理など次のようにはなばなしいものがあつた。

	期間	動員数
区内水災活動	9.26～9.28	507人
（人命救助・排水作業）		
南部応援出動	9.26～11.3	708人
（遺体収容・物資輸送・土のう作り・堤防締切り）		

また，このほか猪高町の勤労奉仕団員延1,138人は退水後の南・港区へ10月13日から19日まで連日，へどろの処理に勤労奉仕した。

(4) 見舞義援金品の供出

南部被災地区の悲惨な全ぼうが刻々わかるにつれ，同じ市内に住む千種区民から義援金品の供出は時を移さず活発に運ばれ，民生委員協議会・婦人会・自治会・各種団体の協力により次のような貴重

な寄付が集まつた。

義援金	1,998,527円
衣類	約 5,500包
日用雑貨品	850点

2 東区

(1) たき出し

9月27日午前5時過ぎ，民生局から南部方面被害じん大のため15,000食のたき出しの要請に接した。

区役所における待機者は15人，何はともあれ学区の日赤分団長・婦人会長・社会教育協力委員長等学区の実情に応じた団体長に依頼するのほかなしと急拠職員は7学区へ飛んだ。

懇請を受けた学区の団体長は事の重大さを察知せられ自家の被害をかえりみるいとまもなく，直ちに救援の態勢を手配せられたので時を移さず各小学校へ協力者の集りを得ることができた。ところが肝心な米が配給されないまま時は刻々と過ぎる。やむなく現地調達となつたが，販売所の米は手持ち量以上は玄米で不幸残念にも停電のため精米することができない，ガスはこない，水は出ない，握り飯を入れる箱はない，炊事場が被害を受けて使えないところがある等全くの悪条件を無我夢中で克服して待望のたき出し第1便のトラック2両がようやく出発したのは午後3時過ぎで，続いて6時過ぎに折り返し輸送することができた。

このように思わざる困難からはなはだしい遅延をみたとはいえ，要請のあつた15,000食を現地へ届けることのできたのは学区の方々の献身的な協力のたまものというべきでまことに感謝のほかない。

その後，米・梅干等は順次配給されるようになつたが箱の不足，薄板の入手困難，たき出し期間の見通しができないこと等幾多の障害があつたにもかかわらず学区各種団体の救援作業は順調に行なわれ，10月20日作業が完了するまで実に延5,000人の応援と延356,000食のたき出しをなしとげたのであるが，この間，特に婦人層・菊里高校生（高校生延1,600人）の活躍は顕著であつた。

このほか男子高校生・大学生の輸送作業の奉仕は実にめざましく頭の下がる思いであつた。

(2) 避難所

一時避難所として区内の避難者を旭ケ丘小学校に9月27・28日の両日延174人，矢田公会堂に9月28日から10月2日まで160人を収容した。

その後南部方面の婦女子に対し避難の勧告があつて10月3日東桜・東白壁・筒井の各小学校へ，10月12日からは葵小学校へと被災者の収容が始まつたので避難所としての万全を期するため関係小学校でのたき出しを打ち切つた。

受入れときまつた学区においてはその避難収容が相当長期になることを予想し，しかも季節もようやく寒くなろうとしている時であるので，法に基づく低い諸給与ではどうにも黙視できず，なんとか暖かく迎え入れようと各種団体を中心として学区一体となり，夜具・衣料品，あるいは食糧品等が集められた。

こうした真心をもつて葵学区では15日間，筒井学区では24日間，東桜・東白壁の両学区においては

50日間の長期にわたつて延2,200人がその収容の万全に力を尽された。

なお学習指導は大学生，理髪（散髪延1,250人）・パーマ・入浴（入浴延5,500人）は組合の奉仕を受けあるいは給食接待またはトラック輸送等についても各方面から心からなる協力があつた。

(3) 慰 問 品

各学区とも各種団体の協力があり延1,400人の奉仕をもつて衣料品・ふとん・現金等の収集に奔走された。

当区受付分は衣料品150件，現金70件（ただし衣料品は1括を1件）となつている。なお，このほかにも避難所へ直接届けられたふとん・衣料品等が相当量にのぼつた。

3 北　　区

9月27日午前3時頃，市対策本部から市内南部方面が高潮により大きな被害を受けたので，り災者救援のため直ちにたき出しを実施するよう指令が到着した。そのとき区役所では庁舎の屋根がわらが飛び，雨漏りが激しく前夜から待機の区長はじめ10数人の職員がずぶぬれになつて，重要書類を搬出するやら，北消防署・城北小学校へ避難したり災者に災害用の毛布を持つて走る者，負傷者の手当を依頼するため病院へ走る者など，なれない仕事に繁忙をきわめている最中であつた。やがて夜明けをまつて区長はたき出しを実施するため各学区の婦人会長宅を訪問，たき出しの応援を要請した。また同時に区内各小学校の給食施設の調査を行なつたところ，1，2カ所ガスの止つている所はあつたが，なんとか実施できる見通しがついたので即刻職員の非常召集を行なうとともに直ちに必要物資の調達を始めた。ところが市災害対策本部から米がこないので，北区食糧販売企業組合から応急米として3,151 kgを現地調達し，区内の本町急送ＫＫのトラックを借り上げ，梅干・塩・しそなどを各学区へ配付した。またガスの出なかつた所はまきを利用したり，婦人会役員宅を開放していただきたき出しを始めた。各学区へ派遣した区職員の連絡によりたき出しが軌道にのつたのが午前10時ごろであつた。各たき出し場の握り飯は2時間置きに3両のトラックで集めては輸送班が南区へ運ぶこととし，この作業は真夜中まで続けられた。当日の婦人会奉仕者は延573人，南区へ送つた握り飯は約26,100食に及んだ。しかし市災害対策本部からはなお矢のような催促が続き区内学校給食施設を総動員しての作業も追いつかないのでやむを得ず区内の大東紡織ＫＫの従業員用給食設備の開放を求め，同社の従業員，市立女子短期大学・金城学院の学生に応援を求めて作業を続けた。最初はなれない大がまでたくせいか一部のたき出し場では，おこげができたり，やわらかで握れないご飯ができたり，また早くご飯をさますため扇風機を各家庭から持ちよるなど，一時は非常に混乱した。区内各種団体役員・婦人会の方々には，台風による被害は少なからずあつたのに跡かたづけもせず昼夜をわかたず，奉仕活動に専念され，また学生諸氏には学業を一時やめてこころよく奉仕に来ていただいたことは，まことに頭の下がる思いであつた。

当区のたき出し作業は9月27日に始まり10月20日まで続けられた。このたき出しの応援者延8,835人，握り飯200,138食，この輸送に使つたトラックは40両に及んだ。このほかその後市災害対策本部から長期たん水に備え老人・子供達の集団避難を開始するから受入れ態勢を整えるよう指示を受けたので，区としては緊急学区団体長連絡会を開き区長から受入れについて種々説明，協力方を懇請した。

こうして10月3日正午，市営バスで港区南陽町から250人が六郷・名北小学校に設けられた避難所

へ来所されることになつた。学区では早朝から各団体役員・婦人会員が参集して万全の受入れ態勢を整えられたので，少しの混乱もなく各教室に収容することができた。区職員も各避難所へ5人ずつ配置，区本部との連絡・諸物資の配給・入浴・散髪とつぎつぎ手がうたれた。

この日から六郷・名北学区のたき出しは中止され避難所の給食に切り替えられ，当区はたき出し，避難所と併行して救援活動を続けた。10月5日には同じく南陽町から杉村・大杉小学校避難所へ221人，10月9日には清水・金城小学校避難所へ南陽町から220人，さらに10月15日には城北小学校へ中川区富田町から児童が64人収容された。しかし，避難所における災害救助法による給与では何かと足らないので受入れ学区では多額の金品が集められ，また婦人会が中心となつてふとんの供出運動が始められた。また，り災者の暗くなりがちな気持をほぐすため区内の映画館主に無料開放を頼み，週1回映画鑑賞に案内したり，名古屋城・東山公園見学と学区ごとに種々慰安が行なわれた。また六郷避難所において就職希望があるのを聞くや関係者は相寄り学区内の会社を訪問して就職の世話をする等，明るい話題を織り込んで，収容生活が続けられた。

こうするうち，被災地の復旧も刻々と進み，11月14日に中川区富田町の62人をはじめとし，11月24日には港区南陽町のり災者639人が家路につかれた。

(1) たき出し関係（握り飯）

期間	9月27日～10月20日
食数	200,138食（1日最高26,100食）
米	25,682kg
梅干	648.5kg
塩	1,054.99kg
漬物	140kg
福神漬	35.9kg
しそ	175kg
トラック	40両
奉仕者（地元）	7,625人
〃（学生）	1,210人

(2) 避難所関係

期間	10月3日～11月24日
延人員	35,933人

4 西区

恐怖の一夜が明け9月27日の朝になつて，市の南部地区が大被害を受けたことが判明した。直ちにたき出しをして応急食糧を南部に送れとの市対策本部の指示により，区内13学区でたき出しをはじめ10月20日まで続けられた。

10月3日からは避難者を収容するため避難所が9小学校に設置され，11月19日まで開所された。この間，社会教育協力委員・婦人団体役員・民生委員・P.T.A.役員・保健委員をはじめとして青年団・消防団から食糧のたき出し，避難所の開設準備，夜具の供出，避難者の慰問や世話に全面的な協

力を受けた。

また，一般市民からは衣類や日用品・食糧等の寄贈もあいつぎ，理髪や入浴等衛生万面においても多大の協力を得た。

5 中 村 区

南部浸水地域の惨禍は激じんをきわめ，その情報が逐一報道されるにつれ市民ならびに各種団体の間に相互援助の気運がみなぎり救援態勢が整うとともに自家の災害復旧をも顧みずり災者の救助援護が開始された。すなわち，当区内乾出町中村アパート倒壊によるり災者の避難所（千成小学校）を9月27日未明開設，救援に当る一方，9月27日から南部浸水地域り災者の救援たき出し（握り飯）業務を開始，9月29日には南部地域り災者の避難所を開設，収容者の給食ならびに清掃奉仕に活躍，あるいは義援金品の募集輸送に昼夜兼行，終始懸命な努力を惜しむところなく発揮された。

奉仕団体業務の概況は別表のとおりである。

各種団体の奉仕概況

奉仕団体	救援業務内容	団体数	奉仕延日数	奉仕延人員
		団体	日	人
中村区日赤奉仕団学区分団	南部地域義援物資荷造り運搬および区内り災者応急物資の配分業務	14	27	934
中村区日赤奉仕団学区分団	南部地域り災者避難所奉仕業務	14	462	4,298
中村区日赤奉仕団学区分団	南部浸水地域り災者救援たき出し業務	14	87	929
中村区内学区婦人協議会	南部浸水地域り災者救援たき出し業務	14	384	17,168
中村区内学区婦人協議会	南部地域り災者避難所奉仕業務	14	480	3,208
中村区内学区婦人協議会	南部地域り災者義援金品募集業務	14	38	6,083

注　このほかに中村区理髪組合の避難所収容者の理髪奉仕，各社各種団体の物資救援・慰問奉仕等があつた。

南部浸水地域り災者救援たき出し概況

たき出し月日	9. 28	9. 29	9. 30	10. 1	10. 2	10. 12	計
たき出し食数	12,000食	32,960食	33,200食	22,400食	11,600食	3,200食	115,360食
送り先	港区	南区	南区	南区	南区	港区	

南部地域り災者の避難概況

避難所数	開設期間	延収容人員	備考
12	34.9.29～34.11.21	43,713人	港区港栄町・南陽町 中川区富田町等のり災者収容

6 中　　区

市災害対策本部から，9月27日未明の救援要請に基づき，区長から各学区代表者に対して救援方を懇請，これに応じて学区における各種団体は，団員各位の被害にもかかわらず，一致協力して，長期間にわたりたき出し・り災者収容・救援物資の拠出等，物心両面にわたる尊い奉仕が展開された。たき出しは410,000食を，収容延人員は28,000人（8カ所）を越えた。一般市民も続々と区役所に尊い義援の金品を寄託された。これらのほかに区内の学生・生徒も相当数参加され奉仕活動が活発に行なわれた。

7 昭 和 区

昭和区においては台風の本市接近に伴い，９月26日退庁時間後も待機命令を発令し宿直員を増員し警戒にあたり，台風の規模の異常なのを知つて直ちに全職員に対し緊急登庁を命令した。しかしながらすでに電信・電話はその機能を失い職員の集合に非常な困難をきわめつつ救助活動に入り，警察署および消防署と緊密な連絡をとり被害状況のは握に努めた。翌27日未明南部臨港地区の堤防決壊による広範囲な浸水によつて孤立した多数の住民があるとの報告を受け，被災者の食糧補給のため学区に速報し婦人会を動員，27日朝食より10月３日までの間，たき出し班10班を編成，たき出しにあたり，総食数139,607食を南部地区の被災者に対し輸送し続けた。なお，区内においても全壊・半壊・床上浸水等の被害が続出し27日午後１時10分当区にも災害救助法が発令され当区民の災害救助にあたつた。また南部堤防の決壊は数カ所に及びその地区の排水には相当期間を要するためたき出し班・救助班を残し，南区および当区民の救援と収容に切り替え，区内の各民間諸団体の協力のもとに９月29日吹上小学校をはじめ10月12日までに９カ所を指定し，避難所班をもつて11月14日までの間に実人員1,363人，延人員28,931人の収容を行なつた。一方，舟艇隊・土のう班を編成し南部住民の救援と食糧の補給および堤防の仮締切り作業に従事した。なお，日本赤十字社昭和区地区においても多数の放出物資を災害者に対し寄贈されたことは被災者各位にとつて非常な感激であつた。また区内公民協会・婦人団体協議会・学区婦人会・その他個人の一部においても衣料品・日用品・食糧の供出について積極的に協力せられ，その功績は絶大なものであつた。

8 瑞 穂 区

26日夜から27日朝にかけて，区役所に在庁待機していた者は危険をおかして登庁した者を含め61人に達していたが，区内の被災者救援にただちに全力をあげた。午前２時30分，瑞穂区全域に災害救助法が発動されるや，応急物資の調達が急務となつたが，市災害救助本部に要請したところ，応急物資の手配中の回答を得たが，食糧については南部地区特に港・南両区の被害がじん大なため，現地で調達することを要請された。

このため，区長はじめ区職員が八方に飛び，まずとりあえず瑞穂区食糧販売協同組合に米穀の調達供給を依頼する一方，各米穀販売所を戸別に回つて供給を要請する等極力集荷に努めた。しかし手持ち米穀は玄米が多く，停電のため玄米を精米とすることができず，係員の苦労は一通りでなかつた。

また，米穀の調達と併行して，パンを調達するため区内の製パン工場を次々と依頼して回つたが，停電のため思うように集荷できず，それでも各工場の厚意により１工場あたり200食あるいは500食分を得，27日中に12,600食のパンが集められ，被災者にわずかながらも配布された。その後，区内各方面の協力による食糧の現地調達は30日まで続けられたが，その後は市本部から軌道に乗つた救援が行なわれるようになつて打ち切られた。

現地調達された食糧および市本部から送達を受けた食糧は，そのつど各集団避難所に送達するとともに，米穀は区内各婦人会員多数の協力を得てたき出しを行ない，区内民生委員・自治会等各種団体の協力を求めて被災者に配布することができた。

区内被災者に対する給食は，このように，区内各団体等の暖かい協力により９月27日から10月11日までの間続けられたが，その間の実績は次のとおりであつた。

たき出し—たき出しした米穀9,281kg，給食延人員94,757人，給食延食数76,428食

パ　ン—給食延人員94,757人，給食延食数83,657食

乾パン—給食延人員4,162人，給食延食数4,162食

さらに，水没地帯となつた中川・港・南の各区の避難者を区内の御剣・堀田・瑞穂・汐路・豊岡・弥富の6小学校および瑞穂グランド・日碍会館の合計8カ所に収容し，それぞれ地元学区内の民生委員・婦人会・自治会等の協力を求め，たき出しならびに救援・義援物資の交付等を行なつた。

これら8避難所に対する食糧の補給は次のとおりである。

たき出し	たき出しした米穀	7,370kg
	給食延食数	54,126食
パ　ン	給食延食数	7,718食
乾パン	給食延食数	9,062食

このほか，区内民間諸団体等から寄せられた衣料・食糧・日用品等の数も相当数にのぼり，被災者および救援者側を感激させた。

9 熱田区

災害発生と同時に区日赤奉仕団長の要請を受けて各学区の日赤学区分団長は日ごろの奉仕団の真価を発揮するのはこの時との意気に燃えて婦人会連絡会と連絡し被災者の救援物資やたき出しに協力，各町日赤奉仕団婦人部長を動員して全力を注ぎ大活躍をした。

また，たき出しや救援活動と並行し社会奉仕として民生委員連絡会・婦人会・日赤奉仕団が義援金の募集ならびにふとん購入募金にも積極的に奉仕しことに千年・船方・野立学区方面のいわゆる㊙地域に全面的な集中活動をし一般区民からも大いに感謝された。

また，災害と同時に日赤学区情報部は警察署・消防署をはじめ区災害対策本部と密接なる連絡をとり熱田区全域の3分の1以上の多大な被災地の救援活動に全力を結集して情報をつかみ，絶えず被災者の給食・寝具・衛生方面，避難民の救済に資するよう努力した。

また，日赤奉仕団や連絡会は特に庄内川・堀川沿岸地域一帯の長期浸水に対処して被災者全体の保健や衛生環境に対しても保健所と連絡し消毒・予防注射を受けさせ，へどろを片づけ，衛生面においても絶大なる労力奉仕に活躍をした。

なお，り災者に対するり災証明書の発行事務には各学区民生委員の全面的な協力があり，また，被害当時における一般区民の隣人愛による救助活動はめざましいものがあつた。

注　救援活動の中心となつた主な団体は，日赤奉仕団学区分団・区学区婦人会・区学区連絡会・区社会教育協力委員会・学区社会教育協力委員会・区社会福祉協議会・学区民生委員協議会・学区青年団体協議会・各町青年会・学区保健委員会である。

10 中川区

被害の情況が26日午後11時前後から刻々判明するに従い，事の重大性にかんがみ急拠区職員全員の非常召集を行ない，全地区の調査連絡の結果，翌朝午前9時に学区社会教育協力委員長・自治会長ならびに区内公職者各位の参集を願つて社会教育協力委員・民生委員・自治会長・婦人会・消防団等各種団体役員を網らして学区災害対策本部を小学校・連区事務所にそれぞれ設置し協力を願うことにな

つた。すべての救援活動は学区災害対策本部を通じて行なわれ被害状況報告，区救助隊との連絡，り災者の救助願いの取りまとめ，たき出し救援物資の運搬配分，収容所の世話，復旧作業等全般にわたり終始献身的な協力によつてみぞうの災害を最少限度にくい止めることができた。

特に広見・愛知・常磐・荒子学区の婦人会・社会教育協力委員の方々が，本市のたき出し対策が軌道に乗るまでの10日間積極的にたき出しに尽力されたこと，富田町自治会・消防団の潮止作業，医師会による医療班の不眠不休の活動，り災者収容所として提供された寺院・学校・工場施設等区民あげての協力によつて当区救援活動も順調に成果をあげることができた。

11 港　　区

災害の規模が非常に大きかつたことと，従来当地方で全く経験しなかつた大被害であつたため，災害発生当時は相当混乱し，系統立つた救援活動は見られなかつたが，2，3日経過後はどうにかまとまつた活動が行なわれるようになつた。

当区において団体としては町内会・自治会がおもに活動したので以下順次記述する。

(1) 町内会・自治会の救援活動

区における被災者の救助業務において最も大きな課題は，いかに早く，そして多数のり災者を救助するか，ということであつた。さしあたつて，当面の問題点となるのは，

① 食糧および応急物資

② 輸送器材および要員

③ 各地区末端の受入れ態勢

大きくわけて上記の3点であつた。①および②については，国・県・市において早期に解決されたのであるが③については，各地区それぞれ事情が異なり，かつ戦前のような隣組組織がないため，食糧・物資の配布に関して最も区役所の困つた問題であつた。

ここにおいて区と住民の中間に立ち，大部分の救援活動の協力機関となつたのが町内会・自治会である。

各学区においてこれら町内会・自治会が母体となつて災害対策本部が結成された。その活動はおおむね下記のとおりである。

(ア) 情報伝達

市・区からの情報連絡等を地区内被災者に伝達

(イ) 食糧・応急物資の配給

これは最も大きくかつ重要なものであつた。特に食糧の配給業務について，町内会・自治会の力が発揮された食糧配給方式としては，区本部から学区対策本部へ輸送されたものを区派遣の吏員および自治組織の役員で各町に配分計画を立て，組織を通じて住民に配給されるものである。

(ウ) り災証明書の交付

短時日に全り災者に交付を要するため，各学区に区吏員が出張し，町内会・自治会の応援を得て，町単位あるいは組単位ごとに交付した地区もあつた。

(エ) その他

上記の3点が大きなものであるが，そのほか（各地区で一定しないが）避難時における誘導避

難・整理等が随所で行なわれた。

(2) 学徒の救援活動

この台風災害における学徒の活動も非常に注目すべきものであつた。当区においてはり災証明書の作成，食糧・応急物資等の輸送要員として延約1,000人が活動した。これら学徒の活動は非常に迅速機敏で被災者から感謝された。

12 南　　区

当区は大半の地域が浸水し，かつその期間も20日～25日間と長期にわたり，また物資・人員ともに不足しがちな事情の下におかれて被災者に対する救援活動は困難をきわめた。このような困難な事情の下において救援作業に活躍した各種の団体および一般市民の数は，当区において延40,000人以上に達した。町内会・婦人会および日赤奉仕団等の団体の救援活動，ならびに一般市民の救援活動はすべて自主的なものであつて，前者は災害発生の当初からその終えんまで継続され，後者は初期，つまり混乱期にのみ集中されていた。一般市民の活動の中でも特に大学生・高校生の活躍は特筆に値するものがあつた。市内の大学生・高校生はもちろん，遠くは東京や京都の学生もまじえての救援活動は災害の発生直後から10月中旬学校再開にいたるまでの約1カ月にわたり，延3,000人に及んだ。その従事業務は区災害救助隊の補助要員として，物資の配給，義援金品の受付・整理，り災証明書の発行，避難所への被災者の収容，遺体の収容・搬送，さらには排水後の被災地への救助物資・義援物資の輸送や現地での配給等，多岐にわたり献身的に奉仕した。若さと熱情あふれる目覚ましい活躍は救援作業の早期完遂に貢献するところ非常に大なるものがあつた。市民からの義援物資・日用品・衣料・食料品等の救じゆつ品はばく大な量にのぼつた。これらの救援物資が被災者を力づけ励ました点もまた見逃し得ないものがある。なお，浸水した学区においては，いわゆる町内会を母体として各種の住民組織・団体が一体となつて自主的に救援体制を確立し，救援物資の配分，避難所内の消毒，その他各種問題の処理解決にあたつた。非浸水地域においても学区婦人会・日赤学区奉仕団等の連合により，避難所の被災者に対してたき出しを行ない，あるいは物資の配給などの奉仕活動を行なつた。延39,000人がこれらの救援作業に自発的に従事した。

第4—41表　　奉　仕　活　動　状　況

区分／月日	消防団	他都市	学生・生徒	一般市民	その他	計	区分／月日	消防団	他都市	学生・生徒	一般市民	その他	計
9.27	6,459	—	1,040	4,771	1	12,271	10.30	—	19	470	746	417	1,652
28	1,710	—	1,897	6,887	2	10,496	31	—	17	474	490	695	1,676
29	1,593	71	5,341	6,635	60	13,700	11. 1	200	7	5	630	660	1,502
30	1,331	85	6,569	6,625	63	14,673	2	—	—	200	600	499	1,299
10. 1	1,116	77	6,444	6,374	63	14,074	3	—	8	—	640	406	1,054
2	1,203	83	6,867	4,369	55	12,577	4	—	25	200	530	—	755
3	1,360	111	7,952	3,033	115	12,571	5	—	25	200	500	—	725
4	1,291	149	5,229	3,006	34	9,709	6	—	8	200	520	30	758
5	1,152	175	5,619	3,149	108	10,203	7	—	17	200	520	30	767
6	1,591	177	7,611	3,565	159	13,103	8	—	8	—	480	40	528
7	1,187	284	6,132	3,792	173	11,568	9	—	23	50	460	17	550
8	1,297	436	6,300	3,725	174	11,932	10	—	22	50	470	15	557
9	1,646	456	6,567	4,276	190	13,135	11	—	7	50	370	9	436
10	1,022	312	3,110	3,765	246	8,455	12	—	22	50	350	—	422
11	793	165	3,334	3,442	444	8,178	13	—	15	50	280	9	354
12	578	78	3,450	3,443	242	7,791	14	—	15	—	240	38	293
13	551	71	3,562	3,470	401	8,055	15	—	—	60	140	99	299
14	572	88	3,371	3,536	342	7,909	16	—	15	—	140	31	186
15	537	257	3,241	3,244	54	7,333	17	—	15	—	100	46	161
16	616	153	2,975	3,658	174	7,576	18	—	—	—	95	32	127
17	534	152	2,632	3,338	172	6,828	19	—	15	—	95	24	134
18	479	128	1,768	3,395	124	5,894	20	—	15	—	145	19	179
19	449	203	2,305	3,135	171	6,263	21	—	15	—	65	19	99
20	511	125	2,981	2,546	50	6,213	22	—	—	—	65	45	110
21	657	111	1,748	1,305	50	3,871	23	—	—	—	65	15	80
22	550	97	1,572	1,403	70	3,692	24	—	15	—	60	18	93
23	554	79	1,583	1,340	95	3,651	25	—	15	—	60	5	80
24	545	59	663	1,472	70	2,809	26	—	15	—	—	18	33
25	1,038	233	556	1,445	70	3,342	27	—	15	—	10	18	43
26	660	143	538	1,472	70	2,883	28	—	15	—	—	17	32
27	574	85	505	1,226	35	2,425	29	—	—	—	—	5	5
28	410	37	372	770	40	1,629	30	—	15	—	—	18	33
29	451	25	481	916	36	1,909	合　計	35,217	5,108	116,574	117,394	7,447	281,740

第8節　義　援　金　品

1　義援金・見舞金・寄付金

伊勢湾台風災害が発生し，その報が内外に伝わると，心をこめた義援金が各地から殺到，総額は実に501,950,979円に達した。

これら義援金は市幹部会において財政局で受け付けることを決定し，9月28日から受付を開始，12

月末から民生局が引き継ぎ受付を行なつた。

義援金は手紙・航空便，あるいは直接持参によるもの等続々と寄せられたが，その趣旨に基づいてそれぞれ次のように区分，経理を行なつた。

一般義援金は，営利企業会社34社，宗教団体22団体，学校生徒児童161校をはじめ，個人の篤志家（匿名34件を含む。）224人の人々から寄託せられた。このなかには遠くアメリカ・南アフリカ・カナダ・オーストラリア等海外の邦人・外人から寄せられたものや，各新聞社・放送局13社に寄託せられた義援金および日赤・愛知県災害対策本部において取り扱つた義援金の配分金も含まれている。

さらに，全国市議会議長会をはじめ，全国の地方公共団体・政党・婦人会・青年団・弁護士会・労働組合・商工会議所その他各界・各分野にわたる組織・団体から救援の手がさしのべられたことは，特筆されなければならない。

指定義援金には幼い子等への愛情があふれ，気の毒なお友達へという手紙を添えて，あるいは，お父さん・お母さんを亡くしたお友達へという意向を伝えて寄せられたものがあり，特に北海道札幌刑務所に服役中の一死刑囚から切々の情を訴えて寄せられた義援金が含まれていた。

見舞金は，東京都はじめ7都道府県，横浜市はじめ81市，福井県芦原町はじめ2町および8法人，米国テキサス州クライン大佐夫人はじめ4人の方々から，市に対する見舞金・復興資金として寄せられたものである。

また，指定寄付金として，県災害対策本部を通じて生命保険協会から薬品購入費として寄託されたものもあつた。

これらの義援金を最も適切に配分するため，市では「伊勢湾台風義援金配分に係る打合会」を構成，市側から市長・両助役・総務・財政・民生各局長・教育長・収入役，議会側から，正副議長・自民・社会各党市議団長・総務民生・財政衛生・経済教育各委員会委員長を構成員として検討を重ね，別表のとおり配分を決定実施した。なお，配分打合せ会の開催期日は次のとおりであつた。

第1回	34年11月2日
第2回	〃 11月9日
第3回	〃 11月13日
第4回	〃 12月22日
第5回	35年2月12日

第4—42表　　義援金収支計算書

収入の部 種別	金額
	円
1 一般義援金	482,579,509
団体の部 一般営利企業	6,000,000
団体の部 宗教団体	1,737,019
団体の部 学校生徒・児童関係	753,123
団体の部 その他	7,670,605
個人の部 個人	3,194,179
個人の部 匿名	216,761
海外の部	10,903,740
愛知県の部	120,257,796
地方公共団体等取扱いの部	30,202,179
報道機関取扱いの部	197,700,267
日本赤十字社関係取扱いの部	94,006,795
市区役所取扱いの部	4,410,227
名駅観光案内所取扱いの部	1,559,350
民間団体等取扱いの部	3,967,468
2 指定義援金	404,537
3 見舞金	17,466,933
4 指定寄付金	1,500,000
収入合計	501,950,979

支出の部 種別	配分予算額	配分済額	未執行額
	円	円	円
1 一般義援金	482,579,509	482,279,509	300,000
一般り災者に対する第1次配分	191,868,600	191,868,600	0
〃 第2次配分	127,326,900	127,326,900	0
死者の遺族に対する見舞金	9,245,000	9,245,000	0
世帯主死亡遺族見舞金	7,000,000	7,000,000	0
り災被保護者見舞金	5,932,000	5,932,000	0
一般被保護世帯見舞金	5,102,000	5,102,000	0
り災による入院患者見舞金	114,000	114,000	0
り災生徒児童に対する通学用品費	20,000,000	20,000,000	0
被災校に対する共益費	45,000,000	45,000,000	0
児童福祉施設共益費	8,000,000	8,000,000	0
り災者帰郷援護費	648,440	648,440	0
慰霊碑建設費	1,500,000	1,200,000	300,000
義援物資集荷配分輸送料人夫賃	1,000,000	1,000,000	0
被災私立保育園の共益費	2,500,000	2,500,000	0
応急仮設住宅に対する共益費	4,500,000	4,500,000	0
り災による父子・母子家庭の援護費	2,290,000	2,290,000	0
被災地子供巡回文庫設置費	8,000,000	8,000,000	0
日赤愛知県支部名古屋市区分区災害救助用装備備品費	6,272,860	6,272,860	0
被災地区防犯灯復旧費	500,000	500,000	0
被災地区青少年体育奨励費	200,000	200,000	0
被災地区慰問吹奏楽団分担金	200,000	200,000	0
社会福祉協議会法外援護資金	35,379,709	35,379,709	0
2 指定義援金	404,537	404,537	0
被災孤児育成会・児童福祉事業団配分	404,537	404,537	0
3 見舞金	17,466,933	17,466,933	0
一般歳入繰出	17,466,933	17,466,933	0
4 指定寄付金	1,500,000	1,500,000	0
一般歳入繰出	1,500,000	1,500,000	0
支出合計	501,950,979	501,650,979	300,000

注　未執行額300,000円は，慰霊碑建設助成5ヵ所のうち，1ヵ所分のみ未執行である。

第4—43表　　一般義援金配分明細

配分種別	配分額	配分内訳
1 一般り災者に対する第1次配分	191,868,600円	1 全壊 @700円 24,142人 16,899,400円 2 流失 @700 5,298 3,708,600 3 長期浸水地区 半壊 @700 139,346 97,542,200 4 一般地区 半壊 @500 30,029 15,014,500 5 長期浸水地区 床上浸水 @500 60,163 30,081,500 6 南部5区一般 床上浸水 @300 95,408 28,622,400 計 354,386 191,868,600
2 一般り災者に対する第2次配分	127,326,900	1 港区南陽町・中川区富田町長期たん水地区り災者 @1,500円 16,368人 24,552,000円 2 1以外の全市床上浸水以上り災者 @300 342,583 102,774,900 計 358,951 127,326,900
3 死者の遺族に対する見舞金	9,245,000	死者1体につき 5,000円 1,849人
4 世帯主死亡遺族見舞金	7,000,000	世帯主死亡世帯1世帯 25,000円 280世帯
5 り災被保護者見舞金	5,932,000	半壊・床上浸水以上のり災をうけた被保護者 @1,000円 5,932人
6 一般被保護世帯見舞金	5,102,000	半壊・床上浸水以下のり災をうけた一般被保護世帯 @1,000円 5,102世帯
7 り災による入院患者見舞金	114,000	災害救助法による医療給付対象者で昭和34年12月1日現在入院中患者1人につき 1,000円 114人
8 り災生徒児童に対する学用品通学用品支給	20,000,000	
9 被災校に対する共益費	45,000,000	
10 児童福祉施設共益費	8,000,000	1 長期たん水地域私立保育園遊具整備 イ 床上浸水1m以上 @80,000円 8園 640,000円 ロ 床上浸水1m以下 @50,000 21 1,050,000円 2 被害激じんの私立幼稚園遊具整備 @80,000 12 960,000円 3 被災保育園共益費 4 375,000円 4 南区弥次衛町第1セツツルメント遊具費 200,000円 5 応急仮設住宅居住児童に対する遊園地 350,000円 6 児童収容施設共益費 600,000円 7 被災子供会育成援護費 @5,000 383団体 1,915,000円 8 児童遊園地復旧整備費 52 1,910,000円 計 8,000,000円
11 り災者帰郷援護費	648,440	り災者緊急避難帰郷旅費援護 北海道 8世帯 大人9人 小人3人 東北 32 51 5 関東 83 116 14 中部 179 244 43 近畿 91 122 25 中国 25 31 3 四国 31 41 6

配分種別	配分額	配分内訳
	円	九州 108世帯 大人 143人 小人28人 県下 21 33 1 計 578 790 128
12 慰霊碑建設費	1,500,000	南区浜田町くつ塚等死亡者慰霊碑建設費
13 義援物資集荷配分に要する輸送費および人夫賃	1,000,000	
14 被災私立保育園に対する共益費	2,500,000	被災私立保育園 87園に対する共益費
15 応急仮設住宅に対する共益費	4,500,000	
16 り災による父子・母子家庭の児童援護費	2,290,000	台風により父または母を失つた児童見舞援護費 1人に対し 10,000円の割 229人
17 被災地子供巡回文庫設置費	8,000,000	図書 @200円 19,500冊 3,900,000円 映写機 小型1台 500,000 自動車 拡声録音装置付中型車 2,440,000 セット箱 400個 @1,000円 400,000 書架 100,000 消耗品 装てい用ビニール・図書原簿・ブックカバー・セメダイン・ゴム印等 110,000 謝金 子供会開催に伴う謝金 — 燃料費 自動車燃料費 550,000 計 8,000,000
18 日赤愛知県支部名古屋市区分区災害救助用装備備品費	6,272,860	トランジスターラジオ @ 6,900円 150台 1,035,000円 天幕 2間×3間 @37,450 12張 449,400 3間×5間 @69,930 12〃 839,160 5間×6間 @114,500 5〃 572,500 自動炊飯器 @81,400 12個 976,800 給水タンク @300,000 8両 2,400,000 計 6,272,860
19 被災地区防犯燈復旧費	500,000	名古屋市防犯協会に委託被災地区防犯燈復旧助成費
20 被災地区青少年体育奨励費	200,000	被災地区青少年体育奨励費
21 被災地区慰問吹奏楽団分担金	200,000	少年吹奏楽団編成分担金
22 社会福祉協議会法外援護資金	35,379,709	長期にわたり，り災による困窮者を援護するための経費 1 各区社会福祉協議会法外援護費 8,000,000円 2 市内社会福祉関係団体施設法外援護費 11,701,470 3 名古屋市社会福祉協議会法外援護費 15,678,239
総計	482,579,509	

2 義援物資

名古屋市が9月27日からはじめた義援金品の募集に対し，被災者を除く全市民が一丸となつてり災者救済に立ち上がつたが，市内婦人団体をはじめとして各種団体が率先してその推進力となつた。続いて全国各地から，また，海外からも暖かい同情と愛の手が差しのべられ，ばく大な義援物資が寄託

された。9月28日にまず市内百貨店を第1号として続々と衣類・食料品等が送り込まれ，本市では市役所正面と各区役所を受付場とし受入れを開始した。

義援物資の配分対象はもちろん南部5区の被害激じん地に主力をおいたが，その概算配分率を，北部7区（2），瑞穂区（2），熱田区（4），中川区（6），港区（9），南区（10）とし，早急配分に努めたが，当初は食糧（給食）優先の救助体制であつたため，義援物資運搬トラック調達に困難をきわめた。これと同時に，被災地での冠水状態による輸送路しや断，配分ルートの混乱，さらに10月上旬までの天候不良等悪条件が累積し，その配分は著しく円滑を欠いたのが実情であつた。

9月29日にいたるや，物資量は一段と増加し，到底応急処理のみでは消化しえなくなつたため，同日市金山体育館を「義援物資取扱所」とすることに決定，集積および配分処理センターとして活動しはじめた。

次いで10月中には中央高校・松ケ枝倉庫ならびにキヤツスルハイツ跡を「物資取扱所」に指定して受配業務を行なつたが，10月の最盛期を過ぎてもなお，相当量の寄贈が続いた。このうち日赤・報道機関・愛知県等からの物資のように倉庫を経由することなく，直接その車両のまま災地区へ送付し，直接配分措置をとることができたものもあり，その後，総体的に妥当な配分率を調整する作業を本庁（民生局児童課）において実施することとし，義援物資の受付・配分は災害救助本部閉鎖後の1月末日まで行なわれた。

（金山体育館）

9月30日受付開始とともに，学区単位のトラック便が続々と到着した。以後は市役所正面受付分・鉄道便分および名古屋駅構内の観光案内所を通じて名古屋通過の旅行者から寄託された分ならびに愛知県または日赤からの送付分等，すべての受付機関からの暖かい真心こもつた慰問物資が，入り乱れて送り込まれてきた。開所中の最高実績をあげれば，10月20日の受入れトラック48両，6,336包，配分トラック63両，7,377包であり，いかに多量の物資が移動したかうかがわれよう。受入れに際し，包の乱れがきわめて多く，かつ異種物品の混同も多かつたので，受入れと同時に分類整理作業を行ない，再び包み直して送り出すこととなり，中区・北区婦人会（117人）・日本キリスト女子青年会員（55人）・女子学生（約550人）の協力奉仕を得て10月1日から14日までこれの整理に当たつた。一方，男子学生（約570人）により運搬作業発送協力奉仕が行なわれ，救援業務はきわめて円滑に進めて行くことができた。

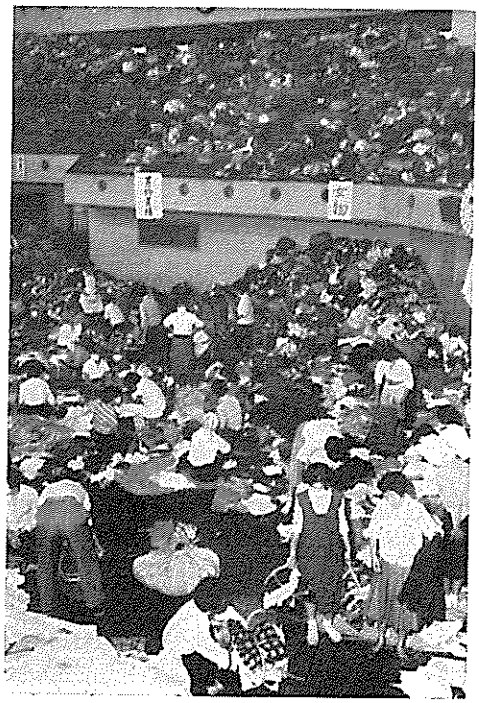

全国各地より送られてきた義援物資の山
（金山体育館）

各区からの受入れは大体10月10日ごろでほとんど終つたが，以後はもつぱら鉄道便，県および日赤

からの直送物資となり，金山体育館に集積された物資の山はその形を変えることができなかつた。しかし，金山体育館の本来業務の開始の要求が強くなつたため，その後11月 5日に取扱いを中止したが，この間約40日間に受け入れた物資数量は実に747車分，93,658包，配分した実績は754車分，106,030包にのぼつた（配分数が多いのは包み直しによる増である。）。配分物資を大別すると中古衣料 102,571包，日用品・学用品・寝具等その他雑品関係 2,224包，食品関係 1,235包であり，この多量物資を取り扱い得たことは金山体育館の地理的ならびに建築構造上の条件が適応していたにほかならないが，40日間をもつて閉鎖し他に取扱所を求めなければならなかつた点は遺憾であつた。

（市立中央高校）

食糧品関係は特に衛生管理ならびに迅速配分に留意しなければならないため，金山体育館取扱いから分離し，10月 4 日から市立中央高校を「食糧品取扱所」に指定，特別配分計画のもとに受配を行なつた。その配分は主として南部 5 区ならびに計画避難による収容施設の給食用に送付したが，青果物・ソーセージ等腐敗する危険性の多い物資は，不完全な包と輸送時間等をじゆうぶんに留意し，確認後に配分したので，事故ひとつなく供給し得た。10月下旬には，食糧品受入れが減少したので10月末で閉鎖し，以後は名古屋城南のキヤツスルハイツ跡で取り扱うことになつた。食糧取扱い数量は，総計4,755包である。

（松ケ枝倉庫）

金山体育館の閉鎖に伴い，10月27日から継続的に取扱い業務を開始したのが，交通局の松ケ枝倉庫であつた。受入れはおもに鉄道便・県・日赤経由物資で，配分先は最後まで水が残つた南陽町・富田町が主体である。

11月中旬から物資取扱い量が減少したので，11月27日閉鎖し，以降はキヤツスルハイツ跡で集中取扱い管理することになつた。本倉庫での取扱い数量は7,518包である。

（キヤツスルハイツ跡）

東海財務局所管の旧駐留軍住宅設備を，災害発生後，ただちに臨時被災軽傷病患者収容所にあてるため借用したが，患者退所後，物資のうちで配分時期を考慮しなければならないもの，時期的に保管する必要のあつた物等の集積場として転用，10月21日から臨時に物資受入れを開始した。建物の分舎式形態が物資の分類保管に適応しているので，11月28日以降はここで集中取扱いすることになつた。キヤツスルハイツ跡における受入れ物資は，主として区扱いの残り分，県および海外寄託分であつた。1月30日にはおおむね配分完了したが，その取扱い数量は7,481包である。

義援物資取扱いのうちで特記すべきは次の項目であろう。

その第1は外国からの寄託物資である。大災害の報を耳にした海外在留邦人が同胞援護を叫んで集められた物，キリスト教会主唱により募集寄託された物，本市の姉妹都市であるロサンゼルス市民からの寄贈物資が次のように寄せられたのである。

衣料2,215包，くつ・日用品101包，米45,350kg，小麦粉863,578lb，粉乳1,116カートン，かん詰2,357箱，とうもろこし60俵，クロロマイセチン12,000錠，同注射液（250mg）2,000本，総合ビタミン剤100,020錠等

その第2はふとん供出運動である。この運動は名古屋市婦人団体連絡協議会により各学区単位に10

月中旬から展開された。市内供出数量はふとん4,250枚，座ぶとん 7,711枚等であるが，これに呼応して横浜・京都・大阪・神戸の４大都市婦人会からトラック便でふとん1,261枚，座ぶとん11,025枚等およびその他各地から続々と送り込まれて来た。

これらのものは，被害激じん地のり災者に対し配分したが，その総数は，ふとん 5,617枚（その他愛知県・日赤から 4,811 枚寄託されたので総数は 10,428枚となつている。），毛布等2,217枚，座ぶとん19,073 枚，まくら等 1,366点に及んでいる。

その第３は旅行者の寄託物品である。名古屋市を通過する旅客者から駅案内所へ寄託された物品は，少量であるといいながらその件数は実に多かつた。その受付は 1,000件を越えている。この中で修学旅行中の中学生・高校生が車中発案による募集物品（もちろん現金寄託もあつた。）を停車中に届けていただいたのが特に多く，担当者を感激させた。

その第４は日本赤十字社ならびに報道機関の活動である。日本赤十字社では，全国各支部に呼びかけ，次々と本県支部に届けられた。なお，日赤から市受付を経由せず直接各区対策本部あて輸送された物資が約200車分あることをここに記しておく。

報道機関の果たした役割もきわめて大きかつた。被災地の実情速報が全国津々浦々からの義援物資寄託を促したともいえよう。さらに中部日本新聞社ならびに朝日新聞社では，日赤物資の輸送にトラックを提供し，前後４回にわたつて東京から長駆名古屋までキヤラバン隊を編成して，直接被災地におもむき配分した。すなわち，中部日本新聞社では10月11・17の両日にそれぞれ29車・７車を，朝日新聞社では，10月13日・19日の両日にそれぞれ16車・14車を南部５区へ送り込んだ。このように機動力をもつて援護活動に協力されたことは，自衛隊からの義援物資（衣料 1,407包，たばこ 6,000本，くつ1,193足，脱脂綿 48,000個，軟こう等薬品1,000個等）と同様，配分への足の不安もなく，り災者に迅速に配分し得たことは最もうれしい援助であつた。

第4—44表　　義援物資受入れ集計表

区分	衣料	はきもの	寝具	雑品	主食	菓果類	かん詰	調味料	その他食品	薬品類	衛生材料	供出分			
												ふとん	毛布	座ぶとん	まくら・その他
愛知県	包 (27,139) 1,567	(41)包 52	(布120)枚 4,084	(113)包 2,325	(米912)kg 米 62,928 メリケン粉 863,578lb		2,061箱	545たる	(420)箱 2,614						
日赤	28,218		853	279	米7,942kg		20	40たる	30俵						
市内各区から金山体育館	25,828		86	117	米 120	143箱		3箱				婦人会 4,250枚	1,774枚	7,711枚	1,098点
キヤツスルハイツ受	429														
松ヶ枝受	668			135					2箱						
一般分 市役所玄関受	7,861	591	1,006	1,550	パン257箱 米3,675kg	3,240	224	205たる	1,240	327,040粒 17,286個 838箱	49,500個				
観光案内所受	425		1	465	パン3箱 米764kg	10	1	1箱	3						
鉄道扱い受	19,832	32		360					78						
金山体育館外部から受	129		40	25	米731	3			118						
4大都市												1,261	443	11,025	268
その他都市												106		102	
その他														235	
計	112,096	716	6,190	5,369	パン260箱 米77,072kg メリケン粉 863,578lb	3,396	2,306	790たる 4箱	4,475箱 30俵	粒 327,040 17,286個 838箱	49,500	5,617	2,217	19,073	1,366

注　この表中かつこ書は，慰問品を示す。

第4—45表　　義援物資配分集計表

区分	中古衣料	はきもの類	寝具	日用品	学用品	上敷類	日用家具	建具類	がん具	雑品	主食	菓果類	副食類	調味料	その他食品	寝具供出分				薬品	衛生材料(圧縮綿)
																ふとん	毛布	座ぶとん	まくらその他		
千種区	包 1	包	枚	包 13	包	包	包	包	包 11	包	10,240lb 600kg	包 23	包 10	包 9	包	枚 12	枚	枚 138	点		個
東区	404			27					16		4,805lb 400kg	92	32	17							
北区	634	22		10					20		5,765lb 372kg	61	143	21		297		83			
西区	850			7					52		8,195lb 600kg	60	103	36		505		102			
中村区	14			8					33		9,540lb 400kg	80	121	34				181			
中区	53			9					23		6,145lb 616kg	64	49	17				154			
昭和区	1,761			38			5		48	30	8,965lb 400kg	79	38	8				48			
瑞穂区	1,234	13		7			1		23	5	74,265lb 1,548kg	43	97	19	31	25		522			
熱田区	4,132	29	50	14		1	1		10	6	142,830lb 2,276kg	125	165	17	63	763	182	2,023			
中川区	24,367	171	162	55	33	67	894	308		496	156,650lb 16,049kg	233	1,601	367	336	1,532	182	2,191			
港区	48,596	275	243	266	51	58	1,123	254		274	210,040lb 21,825kg	681	1,460	514	546	2,934		1,227			
南区	41,908	179	500	116						94	パン 260包 204,940lb 6,000kg	438	902	222	296	3,788	1,579	6,392	548		
仮設住宅	619			11	6				1	4	19,986kg		78		13	276	224	4,310	447		
被災施設	90	1	10	4	2	4	35	5	178	58	21,198lb 6,000kg	36	23	41	50	296	50	1,702	371		
教育委員会	45			39	325							9								327,040粒 17,286個 838箱	
衛生局	203	5	414	84		20						1,351	1								49,500
その他	1,039	21		28		1	4		10	43		21	1		カートン 125						
計	125,950	716	1,379	736	417	151	2,063	567	425	1,010	パン 260包 米76,672kg メリケン粉 854,038lb	3,396	4,823	1,322	1,460	10,428	2,217	19,073	1,366	粒 327,040 17,286個 838箱	49,500

注　この表中，中古衣料の配分数の増は金山体育館における包み直しによる増である。

第５編　応　急　復　旧

第１章　応急復旧工作

第１節　仮締切り

９月26日午前11時15分，愛知県下全域に暴風雨警報が発令され，当地方に台風の上陸が必至となるに及び河川ならびに海岸線を管内に持つ消防署・消防団・土木出張所では水門・ひ門・立切り等の状況を巡視し，これの締切り，あるいは危険箇所に対して補強作業（中川区富田町江松地内新川水門，中川消防署および富田消防団員）を実施したが，その情勢がますます悪化するに伴い，消防・土木各局では管下消防署・土木出張所に対し，水防資機材の点検を指令し，さらに消防局においては各消防署に対し，手持ならびに土木出張所から受領した空俵の口かがり等事前準備作業を実施するようおのおの指令した。続いて午後４時30分には，６千有余の消防団員に対し自宅待機を指令，非番消防職員全員の非常参集が完了する等，かつてない強力な水防体制をしいた。

しかし自然の猛威は容赦なく押し寄せ同日午後９時35分，折からの満潮で，名古屋港においては5.81m の潮位を記録した。この大山のような想像に絶する大高潮のため，相前後して海岸堤防はもちろん，河川堤防も潮流の逆上により，決壊・損壊等82カ所というみぞうの大被害を受け一瞬にして南部５区の大部分は大泥海と化した。

そして決壊後も潮の干満とともにあるいは高く，また低く潮流にそつて規則正しく増減水を繰り返すこととなり，生活のすべてを水禍により奪われた被災者の願いは，１日も早く水中に没した土地の復元であり，早急な仮締切り工事の実施完成であつた。

かかる状況下にあつて，水防本部も即刻災害対策本部に切り換え，その破堤箇所管轄のいかんにかかわらず，仮締切り工事に全力を注ぐべく，消防局（作業隊員の運用）・土木局（資材関係）が主体となり，自衛隊・市内高・大学生・地元住民・隣接市町村消防団員をはじめとし，遠く東京・横浜・京都・大阪・神戸の消防職員，さらに請負建設業者等がこん然一体の協力体制をもつて応急復旧作業を進め，９月26日午後10時15分，中川区下之一色町三角地内，庄内川破堤箇所の締切り作業を開始したのをはじめとし，11月３日港区10号地における石のう船積込み作業を最後とし，40日に及ぶ作業を続け，その間に別表に示すような人の動員と作業が行なわれた。

また，中部日本災害対策本部は10月30日発足しただちにその活動を開始したが，堤防の復旧については，名古屋市南部は10月４・５日ごろまでに仮締切りを完了するよう計画が立てられた。

そして，中部日本災害対策本部において設定を行なつた市南部の仮締切り計画に基づいて作業が進められたが，実際に工事ははかどらず旧市内は９日に完了，被害のひどかつた南陽町方面はさらに遅れて10月25日と，全部が完了するまでに１カ月を要したが，作業の進まなかつた原因としては，被害箇所が広範囲に及んだこと，道路の冠水・決壊等によつて仮締切り用資材の陸上運送が不可能となつ

たこと，海上輸送については大型舟艇が使用できず，もつぱら小型舟艇によつたため輸送がはかどらなかつたこと，時期がたつにつれて決壊口が拡大し作業がさらに困難となつたこと等があげられる。

おもな破堤箇所に対する仮締切り作業の概要は次のとおりである。

(1) 瑞穂区瑞穂町荒田地内呼続橋下流

瑞穂区熱田東町浜新開地内呼続大橋上流

瑞穂消防署堀田出張所員の報告を受け，その概要を知つた瑞穂水防地区隊長は9月27日午前2時待機中の同地区隊員45人を指揮し破堤現場にいたり，ただちに仮締切りの準備作業を行なうとともに引き続き各水防地区隊員および消防団員ならびに地元民の協力により，9月30日午後1時仮締切り工事を完了した。

(2) 中川区富田町三日月橋上・下流

三日月橋上・下流300余mに及ぶ破堤のため，富田町は上下から水攻めされた状況下にあつたが，中川水防地区隊長は決壊口仮締切り用土のう作製のため，中川消防署下之一色出張所付近にたい積してあつた土砂を使用し，各水防地区隊員の応援を得て，27日未明から作業を開始し，請負建設業者とともに10月1日には仮締切りに着手，10月11日に仮締切り工事を完了した。

(3) 港区南陽町藤高前中堤防

藤高前海岸堤防の決壊により，その潮流をまともに受けた中堤防は延418mにわたり決壊した。港水防地区隊長指揮のもとに10月1日から作業を開始したが，資材輸送路となるべき新川堤防が寸断されたので，全資材を船輸送によらなければならないという悪条件下にあつたので仮締切り作業は困難を極めたが，地元住民の協力もあり，10月8日午後8時には無数に寸断された中堤防の仮締切りを完了した。

(4) 港区宝神町庄内川破堤現場

中川・港両区の旧市内一円を水中に没せしめていた宝神町庄内川の230余mにわたる決壊口の締切りは陸上自衛隊が担当し，10月5日から作業に着手したが広範囲の決壊口および現場付近の状況から人海戦術によらなければ早期締切りはできないと応援を要請したので，10月6日から港区汐止町日本ハードボード株式会社付近一帯において水防地区隊員はもちろん，市内・隣接市町村の消防団員，市内高・大学生，大阪・神戸の消防職員等応援隊が一丸となり，土（石）のう作りを開始し，10月8日早朝からは自衛隊ダンプカーによる決壊現場への運搬，決壊口への投込み作業に着手し，さらに別動隊も決壊口上流において，土のう作り・投込み作業を行なう等，上・下流呼応しての作業を昼夜兼行して続けた結果，10月9日午後1時50分仮締切り作業に成功した。

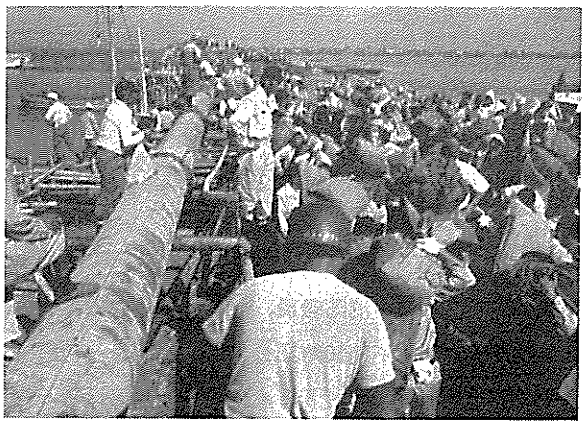

取締切り目前の港区宝神町庄内川堤防

(5) 港区南陽町藤高前（12号破堤）および天目（18号破堤）

破堤箇所に対する仮締切り用資材のすべてが海上輸送にたよらなければならないという悪い立地条

第5－1図　　仮締切り作業実施場所ならびに水防資材輸送径路図

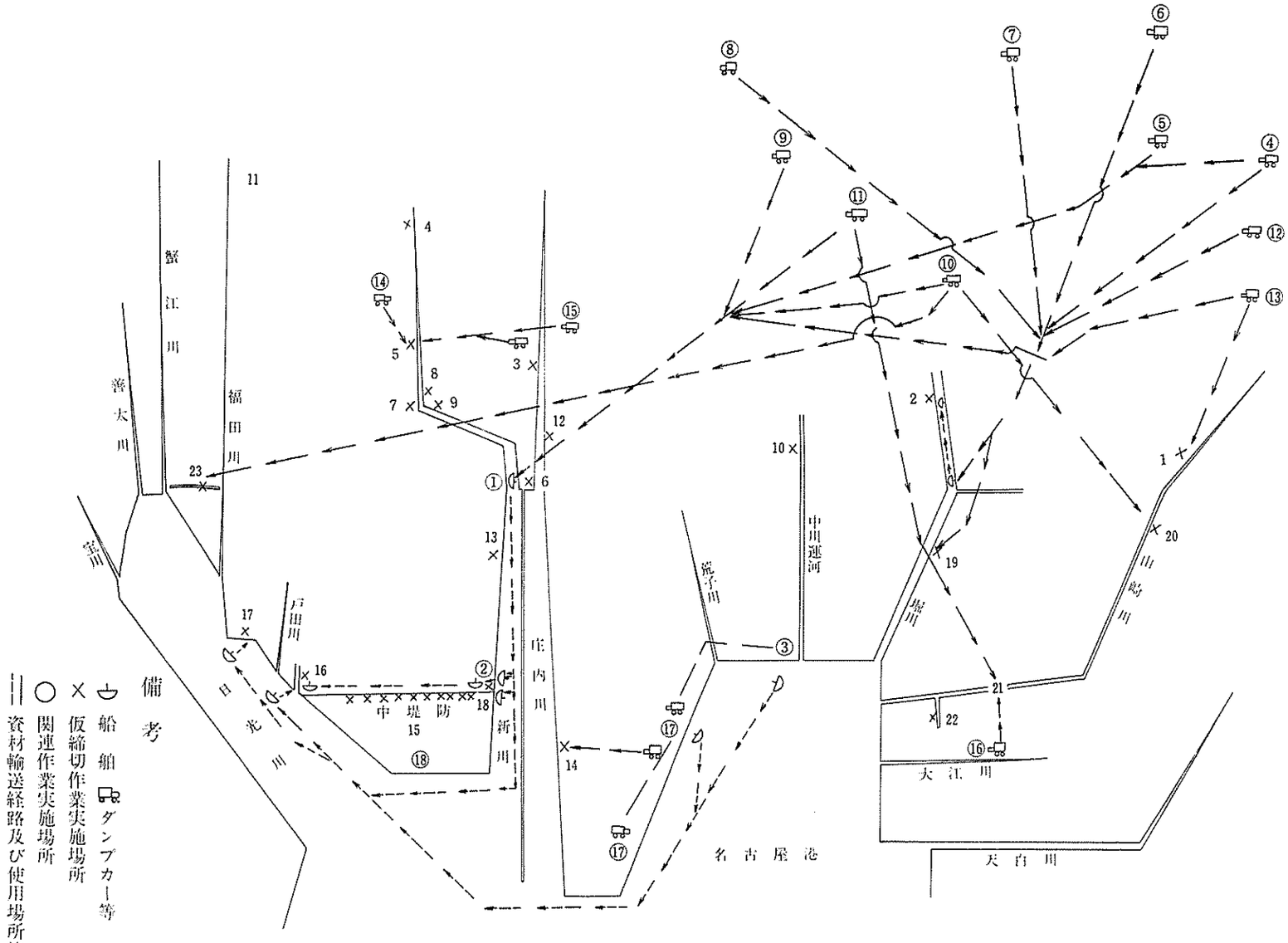

× 印 仮 締 切 り 作 業 場 所			
番号	場所	番所	場号
1	瑞穂区瑞穂町荒田地内呼続橋下流	13	〃 南陽町七島地内
2	熱田区千年町平畑大瀬古橋下流	14	〃 宝神町地内
3	中川区下之一色町中川消防署下之一色出張所西	15	〃 南陽町藤高前中堤防
4	〃 富田町長須賀地内	16	〃 〃 〃 12号破堤
5	〃 下之一色町三日月橋上・下流	17	〃 〃 天目18号破堤
6	〃 〃 三角地内	18	〃 〃 藤高前（新川・中堤防交さ点）
7	〃 富田町江松新川水門	19	南区三条町紀左衛門水門
8	〃 下之一色町権野ポンプ所西	20	〃 千鐘通祐竹橋下流
9	〃 〃 正色小学校西	21	南区七条町重徳ポンプ所東
10	〃 八熊町三反畑瓶屋橋北	22	〃 加福町市道加福4号線
11	〃 富田町新家地内	23	港区南陽町六軒家
12	港区三十三番割堤起正徳橋東		

○ 印 関 連 作 業 場 所			
番号	場所	番号	場所
①	港区南陽町日之出橋下流	⑬	瑞穂区田辺通
②	〃 〃 藤高前（新川・中堤防交さ点）	⑭	中川区富田町榎津
③	〃 築地町4号地	⑮	〃 下之一色町一色大橋上流
④	千種区覚王山通千種橋東	⑯	港区大江町東洋レーヨン東空地
⑤	東区主税町	⑰	〃 10号地および11号地一帯
⑥	北区成願寺町	⑱	〃 南陽町藤高前11号破堤
⑦	西区本郷町		
⑧	中村区日比津町		
⑨	〃 下広井町		
⑩	中区古渡町煉瓦橋詰		
⑪	〃 南伏見通元アメリカ村西		
⑫	昭和区檀渓通		

件にあつたので作業能率はあがらず数倍の労力が費やされた。

現地において土のうを一部作製したほかは，港区10号地付近一帯を基地として水防隊員および市内・隣接市町村消防団員・市職員・市内高・大学生ならびに大阪・神戸の消防職員等の応援を得て，石のう作りを行なうとともに，同ふ頭から積出しを行ない更に南陽町日之出橋下流からも締切り用資材を輸送した。

船で輸送した資材は決壊口付近に荷上げし，請負建設業者の行なう工法（12号破堤はそだ沈床，18号破堤は木床沈床）に協力，船荷降し・沖取り・決壊口投込み作業等を行ない，12号破堤は10月24日，18号破堤は同25日と相次いで仮締切りを完了した。

(6) 関連作業

破堤箇所締切り用土のう作製を市内15箇所において実施したほか，南陽町日之出橋付近において船荷積込み作業等を実施した。

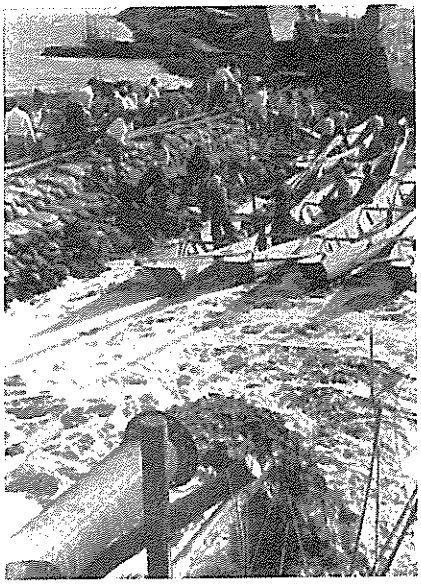

港区南陽町藤高前新田における仮締切り作業

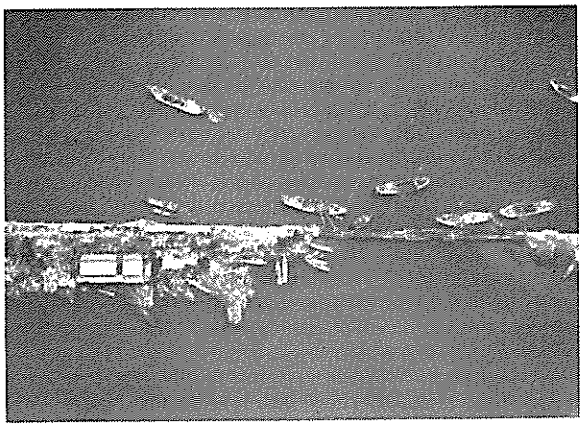

被災後1ヵ月まだ一面の水につかつている港区南陽町

そのおもなものとしては，南区七条町道徳ポンプ所東，山崎川決壊箇所仮締切り用土のう作製の応援要請を愛知県から受け，港区大江町東洋レーヨン東空地において10月2日から4日までの3日間に市内高校・大学生の応援を得て約10万俵の土のう作製に成功，七条町の決壊箇所に使用，10月7日に仮締切り工事が完了した。

第2節　排　　水

1　水道局関係排水作業

台風被害者の救援・救護と並行して，市内の水没地帯から水を引かせることが急務であつた。中部日本災害対策本部は10月1日，市南部地区の堤防決壊箇所の仮締切りの終了予定日を10月5日，排水完了を同10日ごろと発表した。そして仮締切り後の排水担当は，中川運河以東を水道局下水部，同以西を土木局で担当と決定（9月29日）されたのであるが，ポンプ所等は，いずれも低湿地帯にあつたため，電気機械類はモーターや配電盤が冠水して使用不能の状態にあつた。そこでとりあえず温水洗じようでモーターから塩分をぬき，水上で現場乾燥を行ない，さらにモーターの加熱でみずからを乾燥させつつ排水作業を遂行するという方法がとられた。

第5－1表　　仮締切り作業実施場所（土のう使

仮締切り作業実施場所	河川名	出動人員								
		消防職員	消防団員	市職員	隣接市町村	学生	自衛隊	6大都市	その他	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
瑞穂区瑞穂町荒田地内呼続橋下流	山崎川	471	304	80					88	943
〃　熱田東町浜新開地内呼続大橋上流										
熱田区千年町平畑大瀬古橋下流	堀川	134	60							194
中川区下之一色町 中川消防署下之一色出張所西	庄内川	76							18	94
〃　富田町長須賀地内	新川	171	236						310	717
〃　下之一色町三日月橋上・下流	〃	720	683						140	1,543
〃　〃　三角地内	庄内川	151	139						68	358
〃　富田町江松新川水門	新川	1	10					（不		11
〃　下之一色町権野ポンプ所西	〃	78	53						16	147
〃　〃　正色小学校西	〃	9							50	59
〃　八熊町三反畑瓶屋橋北	堀川	1						詳）	106	107
〃　富田町新家地内	福田川	3	26						110	139
港区三十三番割堤起，正徳橋東	庄内川	2	18							20
〃　南陽町七島地内	新川		190							190
〃　宝神町地内	庄内川	1,598	1,696		742	6,440		165	480	11,121
〃　南陽町藤高前中堤防		125	390	488		476			256	1,735
〃　〃　〃　12号破堤	日光川	1,309	1,537	573	179	323		193	687	4,801
〃　〃　天目18号破堤	〃	1,386	2,832		121			39	386	4,764
〃　〃　藤高前 （新川中堤防交さ点）		61	200						100	361
南区三条町紀左衛門水門	堀川	88	175	50						314
〃　千鹿通祐竹橋下流	山崎川	67	90							157
〃　七条町道徳ポンプ所東	〃									
港区南陽町藤高前11号破堤	海岸堤防			360						310
南区加福町市道加福4号線	貯木場								5,000	5,000
港区南陽町六軒家	県道名古屋・桑名線								6,833	6,833

用場所を含む。）一覧表

作業期間	破堤現場作業概要		使用資機材		備考
	作業内容	土のう作製数	使用資材内訳	使用土石のう数	
		俵		俵	
9.27～30	土のう作りおよび仮締切り	4,700		6,700	土のう2,000俵は田辺通から運搬
9.28～30	土のう船運搬および仮締切り			2,200	土のうは市内各所から運搬
9.27～	〃	600	くい20本	600	
9.27～	土のう作りおよび堤防補修	4,100	〃350	4,100	
9.27～10.11	土のう作りおよび運搬ならびに仮締切り	55,000		68,100	土のうは中川消防署下之一色出張所前および榎津・松蔭公園で作製
9.～26 10. 1	土のう作りおよび堤防補修	2,000	くい180	2,000	
9.～26	土のう作りおよび水門補強	10	〃 5	10	
9.27～30	土のう作りおよび堤防補修ならびに排水	2,000	〃 50	2,000	
10. 2～1.30	土のう作りおよび堤防補修	800	〃100	800	
10. 7～	〃	150	〃 20	150	
10.19～10.20	〃	1,000	〃 70	1,000	
9.28～	〃	150		150	
10. 2～12	土のう作りおよび仮締切り	5,000		5,000	
10. 6～9	土（石）のう作りおよび運搬，仮締切り	243,550		243,500	石のう作りは港区汐止町日本ハードボード付近
10. 1～8	土のう作りおよび仮締切りならびに資材輸送	6,500	くい330本，矢板100枚，鉄線30kg	7,500	土のう1,000俵は元アメリカ村西から運搬
10.14～28	土のう作りおよび船荷下しならびに仮締切り	17,080		201,320	土（石）のうは港区4号地および市内各所から運搬
10. 9～29	〃	59,260		243,500	〃
11. 1～2	土のう作りおよび仮締切り箇所補強	1,000		1,000	
9.29～30	破損水門の仮締切り			2,500	土のうは市内各所から運搬
10. 7～	堤防補強			1,500	土のうは中区古渡町瀬戸橋詰から運搬
10. 2～4	土のう運搬			96,000	土のうは港区大江町東洋レーヨン東および元アメリカ村から運搬
	土のう作り			14,200	現場で作製
9.27～10. 1	土のう作りおよび仮締切り	46,800	くい1,100本	46,800	現場付近で作製
10.10～15	蟹江町方面を桑名線（福田川・蟹江川間）で締切る。		〃1,190	46,320	中区古渡町から運搬

第5－2表　　関　連　作　業　実

作業実施場所	出動人員								
	消防職員	消防団員	市職員	隣接市町村	学生	自衛隊	6大都市	その他	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
港区南陽町日之出橋上流	163	238							401
〃　〃　藤高前（新川中堤防交さ点）	93	98							191
〃　築地町4号地	45	93							138
千種区覚王山通千種橋東	552	660	70	11					1,293
東区主税町	66	44			(不)				110
北区成願寺町	186	62							248
西区本郷町	43	32							75
中村区日比津町	35	42			(詳)				77
〃　下広井町	20	82							
中区古渡町瑞瓦橋詰	200	32	30	389	505		40	32	1,228
〃　南伏見町元アメリカ村西	434	510	50	12					1,006
昭和区檀渡通	19	60							79
瑞穂区田辺通	237	249							486
中川区富田町榎津	12	677						60	749
〃　下之一色町一色大橋上流（松藤公園）	34	30							64
港区大江町東洋レーヨン東空地	609	734			2,088		120		3,551
〃　10号地および11号地一帯	1,340	908	501	247	8,727		337	367	12,427
〃　南陽町藤高前11号破堤	53	46	683						782

施　状　況　一　覧　表

作業期間	作業概要		備考
	作業内容	土のう作製数	
10. 21～27	石のう・土のう・玉石・そだ等船積込み		港区南陽町藤高前および天目の12・18号破堤の仮締切り用使用資材
10. 21～26	玉石中どり		港区南陽町藤高前12号破堤仮締切り用玉石を新川中堤防交さ点から中どり輸送
10. 22～	石のう船積込み		港区南陽町藤高前12号破堤仮締切り用石のうの船積込み
9. 29～10. 14	土のう作りおよび積込み	36,820俵	各破堤箇所に使用
10. 24～	〃	3,700	〃
9. 29～10. 4	〃	500	〃
9. 29～	土のう作り	500	〃
9. 29～30	土のう作りおよび積込み	500	〃
10. 8～	土のう作り	3,200	〃
9. 30～10. 14	土のう作りおよび積込み	38,700	〃
10. 1～14	〃	26,000	〃
9. 29～	土のう作り	500	〃
9. 29～10. 5	土のう作りおよび積込み	6,860	〃
9. 28～10. 9	土のう作りおよび運搬	7,000	中川区富田町三日月橋上・下流決壊口仮締切り用に使用
10. 1～	〃	6,100	〃
10. 2～4	土のう作り	92,000	南区七条町道徳ポンプ所東，山崎川決壊口および加福貯木場仮締切り用に使用
10. 15～11. 3	石のう・土のう作りおよび船積込み	264,400	港区南陽町藤高前12号破堤・天目18号破堤仮締切り用に使用するため自衛隊に応援
10. 23～25	土のう作り	14,200	

このようにしてポンプ所職員の懸命の努力で，9月28日呼続・内浜の両ポンプ所のポンプが一部運転を開始したのを皮切りに，10月10日道徳ポンプ所の開始にいたるまでの期間にすべてのポンプ所が活動を開始した。

堤防の仮締切りは意外な難工事のため遅れ，10月6日になつて天白川・大江川が，8日に庄内川がようやく仮締切りを完了した。水道局では，10月5日，さらにポータブルポンプ18台を新しく購入して，既存のものとあわせて20数基を各所に配置し，排水に全力をあげた。しかしポンプ所では，水を汲むためにその周辺の泥とごみが全部ポンプ所へ集中して，ポンプの運転を著しく妨害した。そのためにポンプ所沈でん池の周囲にわくをつくり，職員は汚水中に胸までつかりながらごみの排除につとめなければならなかつた。

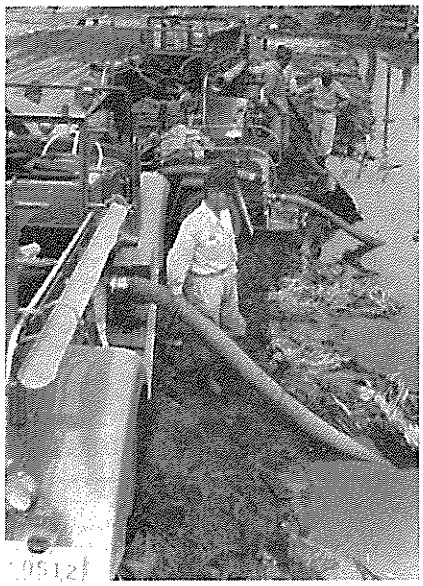

吸上げ排水を行なう市消防局ポンプ車
（南区名鉄大江駅前）

第5－3表　　ポンプ所排水量状況

所属	ポンプ排水所名	排水日数	たん水面積	たん水量 ポンプ排水量	たん水量 平常運転	たん水量 囲地たん水量	たん水量 総計
			ha	m³	m³	m³	m³
水道局 〃 土木局	大同ポンプ所 港東橋南臨時ポンプ所 鳴尾ポンプ所	10.6～17	430	2,041,900	144,528	3,360,572	5,547,000
水道局 〃	大江ポンプ所 水袋　〃	10.6～17	367	2,298,420	261,960	2,027,120	4,587,500
〃 〃 〃 〃	山崎処理場 内浜ポンプ所 道徳　〃 道徳地区移動〃	10.3～16	446	3,562,200	248,116	1,095,684	4,906,000
〃 〃 〃 〃 名港管理組合 土木局 〃 〃 〃	千年処理場 千年応急ポンプ所 白鳥　〃 露橋処理場 松重ポンプ所 中川口　〃 辰巳　〃 港栄　〃 大正橋　〃	10.3～25	1,084	19,815,952	3,423,282	340,266	23,579,500
〃 〃 名港管理組合 土木局	中之島　〃 明徳　〃 荒子川　〃 仮設ポンプ所(2)	10.8～25	1,691	9,342,226	0	616,774	9,959,000
〃 〃	永徳ポンプ所 仮設ポンプ所(3)	10.12～25	304	3,315,636	0	332,364	3,648,000
水道局	下之一色ポンプ所	10.3～11	332	988,914	87,032	925,054	1,992,000
計			4,654		4,155,918		54,219,000

注　上記ポンプ排水量のほか，たん水の脱取防止などのため，山崎処理場において43,200m³，内浜ポンプ所において740,322m³，千年ポンプ所において409,422m³，露橋処理場において1,035m³の排水を行なつた。

このようにして排水作業は徐々に進ちよくしていつた。10月4日，下之一色地区の排水がほぼ完了して，つづいて11日白鳥，12日千年・水袋，13日白水，14日道徳各ポンプ所地区の排水を終わり，15日にいたつてたん水排除作業はおおむね一段落したので，以後は排土作業に主力をそそぐことになつた。また，排水後，所々に残留するたまり水は，消防局のポンプ車によつて吸上げ排水を行なつた。

2　土木局関係排水作業

名古屋市の南部はほとんど17世紀以後干拓された新田である。干拓以後の排水はひ門で干満の差を利用して自然排水を行なつていた。ポンプにより排水を始めたのは，昭和15年以後であり鳴尾（源兵衛新田）・永徳（稲永新田）ポンプ場が設置された。昭和19年・20年の3大地震により，地盤沈下を生じ自然排水ができなくなつたので，中島・荒子川・辰己・港栄・宝神・大江・大同の各ポンプ場が設置されて従来のひ門排水を機械排水に切り換えた。

昭和24年には，335HP 5基の荒子川ポンプ場が設置され，これを境に，港栄（増・移設）・辰巳（増設）・大正堀（増・移設）・中川口（新設）・宝神（改造・増強）と相次いでポンプ場が設けられポンプ排水にのみ頼ることになつた。

排水ポンプ運搬に活躍する海上自衛隊ヘリコプター

今後ますます農耕地の宅地・工場地化により地盤沈下が予想されポンプ場を整備増設して排水を行なう必要にせまられている。

9月25日は朝からポンプ場操作員は配備につき排水運転に従事していた。

午後風雨の強まりとともに非常体制をとり，応援員を配置し排水に連続運転をしていた。夕刻停電によりデイーゼルポンプ以外は運転を一時中止のやむなきにいたつて待機に入ると，しばらくして高潮が堤防をいつ水し始めポンプ場の室内にまで海水が入つてきたが，なおも各作業員は持場を離れず通電と同時に運転再開を考えていたが堤防の決壊によりポンプ場に高潮が入り2mも高まつたので危険を感じそれぞれ引き上げた。その後暴風雨は去り風もおさまり各ポンプ場の操作員は荒れはてたポンプ場を見てしばしぼう然となつて立ちつくした。

港区南陽町天目における排水作業

各ポンプ場の被災により排水不能となり堤防が破壊され浸入した海水は17世紀以後の干拓を一気にもとの形に返してしまつた。

堤防の締切りと同時に排水可能な状態にするため関係者は被害調査を行ない使用可能・不可能を調

べ至急復旧を手配した。しかし各民間工場も被災し交通不能・電話不通で連絡は絶たれそのうえに復旧に従事する各メーカーも工員自身が被害を受けて集まらず，締切りが困難で予定時期よりのびたと同様に排水ポンプの復旧も困難であつたが，復旧機械と作業員を集めて締切りと同時に排水ができたのは中部電力株式会社の協力・援助があり関係者・受注業者が昼夜を忘れ一刻も早く排水をと努力したたまものである。たん水排除の内容をまとめれば次表のとおりである。

第5－4表　　たん水排除中間状況　　10月13日午後5時現在

区名	学区名	総面積	現浸水面積	浸水状況
		ha	ha	
南区	明治	148	12	91%完了
	豊田	125	0	完了
	道徳	104	86	27%完了
	笠寺	119	0	完了
	大生	301.5	12	96%完了
	白水	270.7	32	88%完了
	千鳥	69	23	66%完了
	宝	173	18	89%完了
	小計	1,310.3	183	86%完了
港区	小碓	418	418	—
	高木	244.1	244.1	—
	中川	312.3	57	82%完了
	西築地	87.3	0	完了
	大手	225	187	17%完了
	港西	530	187	65%完了
	東築地	550.7	0	完了
	港楽	135.9	0	〃
	南陽	1,446	1,446	—
	小計	3,949.3	2,538.1	36%完了

区名	学区名	総面積	現浸水面積	浸水状況
		ha	ha	
中川区	八幡	178	0	完了
	常磐	235	0	〃
	篠原	123.8	0	〃
	昭和橋	225	60	73%完了
	荒子	715	90	87%完了
	正色	130	0	完了
	戸田	262.8	262.8	—
	豊治	319.5	319.5	—
	長須賀	227.3	19.8	91%完了
	千音寺	306	97	69%完了
	万場	141.3	0	完了
	千年	96.7	0	完了
	小計	2,960.4	849.1	71%
計		8,219.9	3,570.2	56.6%

第5—5表

ポ　ン　プ　場　別　排　水　運　転　表

（上段は，ポンプ延運転時間
下段は，排水量（m³））

ポンプ場	馬力数	10月 3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	計	ポンプ場合計
大同	D 100HP	—	—	—	10	24	24	24	24	20	17	11.50	11	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	166.50	—
		—	—	—	45,000	108,000	108,000	108,000	108,000	90,000	77,000	53,528	50,000	4,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	752,028	—
〃	M 100HP	—	—	—	5	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	20	—	—	—	—	—	—	—	—	265	—
		—	—	—	26,400	126,700	126,700	126,700	126,700	126,700	126,700	126,700	126,700	126,700	126,700	105,600	—	—	—	—	—	—	—	—	1,399,000	2,151,028
鳴尾	M 30HP	—	—	—	—	—	—	16	24	24	24	24	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22	22	22	381	—
		—	—	—	—	—	—	268.8	403.2	403.2	403.2	403.2	386.4	386.4	386.4	386.4	386.4	369.6	369.6	369.6	369.6	369.6	369.6	369.6	6,400.8	6,400.8
港東仮設	D 6HP×4	—	—	—	—	—	—	36	96	96	96	96	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	480	—
		—	—	—	—	—	—	2,160	5,760	5,760	5,760	5,760	3,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28,800	28,800
水袋	D 150HP	—	—	—	3	24	24	24	24	24	24	6.15	1.40	3.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	158.15	—
		—	—	—	18,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	144,000	37,240	10,000	20,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	949,240	—
〃	M 100HP	—	—	—	3	24	24	24	24	24	24	22	14	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	190	—
		—	—	—	7,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	66,000	42,000	21,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	568,000	—
〃	M 50HP	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	24	24	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,500	36,000	36,000	27,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	112,500	1,619,740
大江	M 75HP	—	—	—	—	23	24	24	24	24	24	24	24	24	18.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	233.20	—
		—	—	—	—	92,736	96,768	96,768	96,768	96,768	96,768	96,768	96,768	96,768	73,760	—	—	—	—	—	—	—	—	—	940,640	940,640
道徳	M 100HP×2	—	—	—	—	—	—	—	36	48	48	48	48	48	46.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	322.20	—
		—	—	—	—	—	—	—	145,152	193,536	193,536	193,536	193,536	193,536	186,760	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,299,592	1,299,592
山崎	D 190HP	—	—	—	—	21	24	16	2	9.30	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	73.30	—
		—	—	—	—	75,600	86,400	57,600	7,200	34,272	—	3,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	264,672	—
〃	M 170HP×2	—	—	—	—	14	24	25	39	33	48	20	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	210	—
		—	—	—	—	50,400	86,400	90,000	140,400	118,800	172,800	144,000	25,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	828,000	1,092,672
内浜	M 150HP×4	34	60	49	35	38	19.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	235.20	—
		122,400	216,000	176,400	126,000	144,000	69,852	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	854,652	—
〃	M 50HP×1	21	21	20	20	24	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	117	—
		17,640	17,640	16,800	16,800	20,160	9,240	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	98,280	—
〃	M 30HP×3	72	72	72	72	72	62	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	422	—
		75,168	75,168	75,168	75,168	75,168	64,738	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	440,578	1,363,248
道徳仮設	5HP×7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42	42	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,872	1,872	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,744	—
〃	6HP×4	—	—	—	—	—	—	—	28	24	44	54	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	168	—
		—	—	—	—	—	—	—	1,680	1,440	2,640	3,240	1,080	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,080	—
〃	7HP×8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48	48	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,880	2,880	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,760	—
〃	8HP×2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,224	1,224	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,448	—
〃	10HP×1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,260	1,260	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,520	24,552
千年	75HP×1	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	13.30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	253.30	—
		69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	38,896	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	730,096	—
〃	30HP×1	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	240	—
		28,080	28,080	28,080	28,080	28,080	28,080	28,080	28,080	28,080	28,080	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	280,800	972,000
千年仮設	15HP×4	—	—	—	—	20	20	20	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	80	—
		—	—	—	—	6,600	6,600	6,600	6,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26,400	—
〃	10HP×1	—	—	—	—	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—
		—	—	—	—	1,050	1,050	1,050	1,050	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,200	30,600
白鳥	70HP	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	16.55	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	256.55	—
		69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	69,120	48,780	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	739,980	—
〃	30HP	24	24	24	24	24	24	17	—	—	20.15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	181.15	—
		28,080	28,080	28,080	28,080	28,080	28,080	19,890	—	—	23,758	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	212,128	—
〃	20HP×2	36	48	48	48	48	48	48	48	38	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	410	—
		16,842	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	22,464	17,784	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	191,874	1,002,330
露橋	110HP	24	24	24	24	24	24	24	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	192	—
		86,400	86,400	86,400	86,400	86,400	86,400	86,400	86,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	691,200	—
〃	75HP×3	72	72	72	72	67	53	53.05	47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	508.05	—
		174,960	174,960	174,960	174,960	162,810	153,090	153,218	114,21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,283,168	1,331,640
松重	300HP	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	336	—
		360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,040,000	—
〃	150HP×2	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	636	—
		624,000	624,000	624,000	624,000	624,000	624,000	624,000	624,000	624,000	624,000	624,000	624,000	624,000	156,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,268,000	—
〃	60HP	—	6	—	6	13	—	12	24	24	24	24	24	24	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	205	—
		—	18,000	—	18,000	39,000	—	36,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	615,000	3,897,000
中川口	M 200HP×3	—	—	—	—	—	—	—	12	39	14	14	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	87	—
		—	—	—	—	—	—	—	67,200	218,400	86,400	81,600	38,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	492,000	—
〃	320HP	—	—	—	—	3	—	—	4	13	11	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38	—
		—	—	—	—	45,000	—	—	60,000	195,000	165,000	105,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	570,000	—
〃	150HP	—	—	—	—	3	—	—	4	13	7	7	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43	—
		—	—	—	—	21,600	—	—	28,800	93,600	50,400	50,400	64,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	309,600	1,422,600
辰巳	M 30HP	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.30	1.00	7.15	5.00	3	3	2	3	3	3	30.45	—
	15HP20HP	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	870	1,740	12,093	8.700	5,220	5,220	3,480	5,220	5,220	5,220	52,983	52,983
港栄	D 50HP	—	12	12	24	24	24	24	24	24	12	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	191	—
		—	40,500	40,500	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	32,400	29,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	531,900	—
〃	M 50HP	24	24	24	24	24	24	24	24	24	21	18	1.8	17	6	7	14	12	8	7	6	4	5	5	364	—
	30HP	32,544	22,544	32,544	32,544	32,544	32,544	32,544	32,544	32,544	28,476	24,408	24,408	23,052	8,136	9,492	18,984	16,272	10,848	9,492	8,136	5,424	6,780	6,780	493,584	—
大正堀	M 30HP	—	—	—	2.15	1.30	1.30	2.30	2.30	1.15	2.20	3	4.10	2	1.30	2.10	1.15	2.35	3.50	2	2.30	2.55	1.30	2.15	45.25	—
	20HP	—	—	—	2,835	1,890	1,890	3,150	3,150	1,470	2,940	3,780	5,240	2,520	1,890	2,730	1,575	3,255	4,830	2,520	3,150	3,675	1,890	2,835	57,215	—
荒子川	M 335HP×4	—	—	—	—	—	—	3.20	14.35	39.45	73.10	68.15	81.15	96	94.50	47.55	27.15	52.30	18.15	10.55	7.20	5.15	8.45	3.45	653.05	—
		—	—	—	—	—	—	40,000	175,000	477,000	878,000	819,000	975,000	1,152,000	1,138,000	575,000	323,000	630,000	219,000	131,000	88,000	63,000	105,000	45,000	7,833,000	—
荒子川仮設	D 15HP×6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78	144	144	144	120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	630	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	42,120	77,760	77,760	77,760	64,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	340,200	—
明徳	M 50HP	—	—	—	—	—	—	—	—	11	24	24	24	6.30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	89.30	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	44,748	97,632	97,632	97,632	25,638	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	363,272	—
中島	M 75HP	—	—	—	—	—	—	1.50	5.20	24	24	9	24	23	24	1	6.40	24	12.30	11.30	8.30	3.55	4.40	4.15	212.10	—
		—	—	—	—	—	—	5,742	16,704	75,168	75,168	28,188	75,168	72,036	75,168	3,132	21,141	74,855	39,150	36,018	26,622	12,267	14,616	13,311	664,454	—
中島仮設	D 15HP×3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39	72	72	72	—	—	—	—	—	—	—	—	—	255	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,060	38,880	38,880	38,880	—	—	—	—	—	—	—	—	—	137,700	—
永徳	M 75HP×2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12.20	24	24	24	29	48	48	48	24	24	24	19.30	8.30	4.00	361.20	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	54,020	105,120	105,120	105,120	105,120	127,020	210,240	210,240	105,120	105,120	105,120	85,410	37,230	17,520	1,477,520	—
永徳仮設	D 7HP×7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	35	168	168	168	91	—	—	—	—	—	—	—	—	—	630	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,500	50,400	50,400	50,400	27,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	189,000	—
〃	D	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	24	24	24	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	105	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,020	12,960	12,960	12,960	10,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—	56,700	—
宝神仮設	D 20HP×10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	120	24	24	24	24	18	8	8	8	—	—	—	—	—	258	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	93,600	187,200	187,200	187,200	187,200	140,400	62,400	62,400	62,400	—	—	—	—	—	1,170,000	—
〃	D 32HP×3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	72	72	72	72	72	54	42	30	24	—	—	—	—	—	510	—
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	86,400	86,400	86,400	86,400	86,400	64,800	50,400	36,000	28,800	—	—	—	—	—	61,200	—
下之一色	M 100HP	7	24	24	24	24	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	121	—
		21,420	73,440	73,440	73,440	73,440	55,080	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	370,260	—
〃	M 75HP	7	24	24	24	19	16	18	22	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	178	—
		22,505	77,160	77,160	77,160	61,085	51,400	57,870	70,730	77,160	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	572,270	—
〃	M 20HP×2	14	48	48	48	22	36	48	36	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	324	—
		5,376	18,432	18,432	18,432	8,448	13,824	18,432	13,824	9,216	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	124,416	—
計		479	603	585	612.15	753.30	697.50	657.45	805.25	783.25	1,197.05	1,245.45	1,047.05	916.50	726.30	222.05	177.25	204.05	123.35	80.25	72.20	60.35	53.25	44.15	—	—
		1,753,655	2,031,108	1,972,668	2,063,803	2,714,295	2,531,680	2,395,976	2,833,859	3,412,889	3,868,503	3,698,295	3,480,638	3,379,856	2,720.170	1,030,300	700.219	1,042,091	475,783	289,740	234,878	175,366	171,106	91,036	—	—

第5－6表　　地　区　別　た　ん　水　排　除　表

地区名	たん水日数	排水日数	たん水面積	たん水量 ポンプ排水量	たん水量 平常運転	たん水量 くぼ地たん水量	たん水量 計	たん水排除費	ポンプ場名	ポンプ馬力数	所掌区分	摘要
			ha	m³	m³	m³	m³	千円				
A	21日（9.26～10.17）	12日（10. 6～17）	430	2,041,900	144,528	3,360,572	5,547,000	2,257	大同	200HP	水道局	
									港東橋仮設	24	〃	
									鳴尾	30	土木局	
B	21日（9.26～10.17）	12日（10. 6～17）	367	2,298,420	261,960	2,027,120	4,587,500	3,195	水袋	300	水道局	
									大江	75	〃	
C	20日（9.26～10.16）	14日（10. 3～16）	446	3,562,000	248,116	1,095,684	4,906,000	5,489	道徳	200	〃	
									山崎	530	〃	
									内浜	680	〃	
									道徳仮設	258	〃	
D	29日（9.26～10.25）	23日（10. 3～25）	1,084	19,815,952	3,423,282	340,266	23,579,500	7,566	千年	60	〃	
									千年仮設	200	〃	
									白鳥	140	〃	
									松重	510	名港	
									中川口	670	〃	
									辰巳	75	土木局	
									港栄	130	〃	
									大正堀	50	〃	
									露橋	185	〃	
E	29日（9.26～10.25）	18日（10. 8～25）	1,691	9,342,226	0	616,774	9,959,000	3,873	荒子川	1,340	名港	
									荒子川仮設	90	土木局	
									明徳	50	〃	
									中ノ島	65	〃	
									中ノ島仮設	45	〃	
F	29日（9.26～10.25）	14日（10.12～10.25）	304	3,315,636	0	332,364	3,648,000	5,031	永徳	150	〃	
									永徳仮設	120	〃	
									宝神（1）	200	〃	
									宝神（2）	96	〃	
G	15日（9.26～10.25）	9日（10. 3～10.11）	332	988,914	78,032	925,054	1,992,000	338	下之一色	215	水道局	
計			4,654	41,365,248	4,155,918	8,697,834	54,219,000	27,748	計 113基	（水道局 59基（うち仮設33基） 土木局 47基（うち仮設27基） 名港管理 7基		

注　A・B・Cの地区区分は第5－3表の区分による。

第 3 節　排　　土

1　水道局関係排土作業

長期にわたつてたん水し続けた汚水が引いたあとに現われたのはへどろと呼ばれるまつ黒な沈でん汚でいであつた。このへどろは海岸から押し寄せた水にはあまり多くなかつたが，大江川・天白川・山崎川・新堀川などの決壊箇所に多く，ひどいところは1m位もあつた。これを放置しておくと下水管へ流れ込み，下水管がつまつてしまうので，水道局ではダンプカー23両を購入するとともに，局のトラック・借上げオート3輪車等を総動員して，下水管布設地域の管に連続する側溝・雨水ます等のへどろ除去にあたつた。

こうして10月9日，熱田・瑞穂・南区の排水完了地帯へ，へどろ除去隊が出動して以来，約1カ月にわたつて連日へどろとの戦いが続けられた。排土作業によつて集積されたへどろは100 m道路上に板がこいをして置かれたが，付近の市民から苦情がでて消毒剤の撒布をするという一こまもあつた。

なお，この排水排土作業の費用については「昭和34年8月及び9月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法（昭和34年12月3日法律第173号）」により，国庫から事業費の10分の9の補助を得ることができたことを付記しておきたい。

補助対象事業名	補助基本額	補助率	補助額	所管	備考
緊急排水事業	27,748,000円 (12,608,355)	9/10	24,973,000円 (11,347,519)	建設省	土木 水道 合計
排土事業（へどろ除去・下水管清掃）	42,869,000 (12,150,371)	〃	38,582,000 (10,935,333)	〃	〃

注　太字は水道局関係分で再掲である。

2　土木局関係排土作業

市南部の被災地は東部北部に比較して，はるかに低く，古くは川または海を埋め立ててできた土地が多いのでこれにちなんだ地名も各所に残つている。したがつて北部・中部・東部丘陵の各地の汚水・下水は堀川・新堀川・山崎川を下つてこの南部の被災地を通過し港にそそいでいる。この地理的な条件により予想外のでい土に悩まされた。

被災以来名古屋市災害対策本部では南部の排水作業の進展に伴い減水した地域の流木およびでい土（へどろ）の排除作業計画を立てた。まず幹線街路を主眼とし18路線で延長33.6km，厚さ5 cm～7 cm，排土量15,000m³，ダンプトラック50両で15日間に排除することとし，自衛隊へも協力方を要望して排水完了した地区から作業にとりかかつた。また完全排水後のでい土（へどろ）の処理分担を次のようにきめた。

既設下水管のある道路……水　道　局
そ の 他 の 道 路……土　木　局
じ ん か い 等……清　掃　局

今次浸水地域は全市内の半分という広い区域で大量のごみ・流木・古畳・どろともごみとも見分けの

つかぬたい積物は1年分を上回る平日の400倍にも達した。清掃局は連日多量の清掃車・トラックを繰り出して排除に努めたがこれだけでは不足なことは明らかで，土木局でもでい土の処理について幅員15m以上の南・港区内の主要5路線を守山自衛隊第10混成団に出動を求めた。

また，市では都市災害の特殊な立場から，排土処理その他災害復旧の特別措置などについて建設省はじめ各省に陳情した。

10月13日から土木局の関係請負業者24を動員し9カ所の土捨て場に延3,874人で実働6時間～10時間，延車両2,160両，排土量65,122m³で30,826千円余を投入して11月22日に完了した。その詳細は次のとおりであつた。

排土処理地区別表（土木局）

地区別		排土量（m³）
1	南区白水町地区	12,489.84
2	南区大江町地区	10,489.84
3	南区道徳町地区	15,440.60
4	南区内田橋地区 南区南陽通の一部	6,077.50
5	南区道徳豊田地区	5,450.78
6	熱田区二番町地区 港区港栄町地区	6,177.98
7	港区大手町地区 港区稲永町地区	7,897.14
8	中川区富田町地区 港区南陽町地区	775,90
計		65,121.99

		使用車両（延数）	
土捨て場	9カ所	オート3輪	668両
請負業者	24	トラック	1,177〃
延人員	3,874人	トラクターショベル	210〃
		グレーダー	42〃
		ブルドーザー	63〃
		計	2,160〃

車両の実働は6時間～10時間で自動車の1日最大使用車数は191両に達した。

別図〔排土処理区域図〕参照

第5—7表　　10月中排土・排水作業動員状況（水道局下水部管理課・工事課分）

月日	排土作業 作業内容	運搬土量	実動人員	使用車両 トラック	使用車両 局用オート3輪	使用車両 借上オート3輪	応援運転手（局用オート3輪）	排水作業 作業内容	実動人員	使用車両	合計 実動人員	合計 使用車両	備考
		m³	人	両	両	両	人		人	両	人	両	1実動人員は職員運転手を含まない。 2応援運転手は局外者を指す。
10.1	置場築造・でい土集め		195	7				山崎処理場・大同ポンプ所・大江ポンプ所・水袋ポンプ所復旧	41	4	236	11	
2	〃		140	7				〃	37	3	177	10	
3	でい土運搬	485	200	3	18	8	17	〃	50	4	250	33	
4	〃	424	176	4	20	8	16	〃	42	3	218	35	
5	〃	481	199	2	23	8	19	〃	47	3	246	36	
6	〃	482	199	3	25	8	19	山崎処理場・大同・大江・水袋各ポンプ所復旧，道徳地区仮設ポンプ排水工	55	4	254	40	
7	〃	232	95	1	14	8	9	〃	34	5	129	28	
8	〃	499	206	3	27	7	20	〃	56	4	262	41	
9	〃	520	215	2	26	8	21	山崎処理場・大江・水袋各ポンプ所復旧，道徳地区・港東橋南仮設ポンプ排水工	57	4	272	40	
10	〃	525	208	3	25	8	20	〃	55	4	263	40	
11	〃	461	191	2	25	7	20	大江・水袋各ポンプ所復旧，道徳地区・港東橋南仮設ポンプ排水工	49	4	240	38	
12	〃	527	207	3	25	8	20	〃	55	3	262	39	
13	〃	537	211	3	26	8	21	〃	57	4	268	41	
14	〃	536	211	3	25	7	20	〃	56	4	267	39	
15	〃	510	205	3	26	6	21	〃	55	4	260	39	
16	〃	605	265	3	25	7	20				265	35	
17	〃	521	258	2	23	7	18				258	32	
18	置場築造・でい土運搬	477	223	7	26	7	21				223	40	
19	〃	548	259	6	26	8	21				259	40	
20	〃	570	271	7	24	8	20				271	39	
21	〃	566	271	6	20	10	10				271	36	
22	〃	551	271	4	21	10	10				271	35	
23	〃	565	277	5	21	10	10				277	36	
24	〃	567	278	6	22	9	10				278	37	
25	〃	457	232	5	20	9	9				232	34	
26	〃	554	270	4	22	9	10				270	35	
27	でい土運搬	550	266	4	22	9	10				266	35	
28	〃	577	268	3	22	9	10				268	34	
29	〃	575	266	4	21	9	10				266	34	
30	〃	589	269	4	21	9	10				269	34	
31	〃	619	286	4	21	9	10				286	34	
計		15,110	7,088	123	662	238	452		746	57	7,834	1,080	

第5—8表　　下　水　本　管　等　清　掃　作　業　状　況

月日	本管清掃 清掃距離(m)	管径(m)	常用人(人)	日雇(人)	汚土量(m³)	雨水ます清掃 箇所	日雇(人)	汚土量(m³)	マンホール清掃 箇所	日雇(人)	汚土量(m³)	接竹処理 箇所	汚土量(本)	日雇(人)	機械および燃料 オート3輪	バケット	フレキシブル	守住式	手巻式	揮発油
34. 11. 2	36.00	0.400	3	5	6.30	800	13	19.17	—	—	—	—	—	—	6	1	—	1	—	43.80
3	30.00	0.380	3	5	3.45	949	11	22.78	—	—	—	—	—	—	6	1	—	1	—	42.75
4	69.00	0.300	2	3	1.50	442	10	10.70	37	4	9.30	38	42	1	6	—	—	1	—	32.40
5	30.00	0.300	2	2	1.45	769	17	18.44	21	1	5.30	10	13	—	5	—	—	1	—	31.20
6	25.00	0.300	3	2	1.45	661	15	15.84	19	1	4.80	25	30	1	5	—	—	1	—	31.20
7	22.00	0.450	3	—	3.39	629	12	15.10	—	—	—	29	29	—	4	1	—	—	1	31.80
	15.00	0.300																		
9	35.00	0.300	2	5	4.35	408	6	9.80	47	9	11.80	35	34	1	6	1	—	1	—	50.76
	22.00	0.450																		
10	35.00	0.400	2	5	5.25	316	10	8.80	25	5	6.20	50	60	3	5	1	—	1	—	40.50
	35.00	0.300																		
11	78.00	0.300	1	7	3.70	503	10	12.10	33	2	8.30	4	4	—	6	1	1	—	—	52.80
12	20.00	0.400	2	8	3.50	737	11	12.30	—	—	—	10	15	—	4	1	—	1	—	38.70
	20.00	0.300																		
13	50.00	0.300	3	4	2.50	739	13	17.70	30	5	7.50	21	28	1	5	1	—	1	—	48.30
14	25.00	0.380	3	7	4.20	300	7	7.20	47	7	11.70	20	21	1	6	1	—	1	—	45.24
16	39.00	0.300	3	5	3.75	674	13	16.20	15	2	3.80	25	35	1	6	1	—	1	—	48.12
17	75.00	0.300	3	4	4.75	687	17	16.20	—	—	—	23	22	—	5	1	—	1	—	36.45
	30.00	0.400																		
18	35.00	0.300	3	5	5.50	344	6	8.54	46	8	11.50	25	27	4	6	1	—	1	1	39.42
	20.00	0.400																		
19	74.00	0.300	3	8	6.25	349	8	8.30	16	5	4.00	55	63	2	6	—	1	1	1	38.70
	29.00	0.400																		
20	67.00	0.300	2	13	9.00	357	9	8.57	—	—	—	56	56	—	5	1	—	1	1	34.70
	25.00	0.450																		
21	40.00	0.400	3	1	4.55	386	10	9.30	44	8	11.00	45	52	4	6	—	2	—	—	51.75
	40.00	0.300																		
22	28.00	0.450	2	3	3.10	608	13	13.40	21	4	5.30	23	26	1	6	—	1	1	—	40.35
24	23.00	0.300	3	6	4.25	480	11	11.50	16	3	4.00	40	45	1	6	1	—	—	1	29.82
25	62.00	0.300	3	3	4.00	413	5	9.90	26	4	6.50	20	26	3	4	—	—	1	—	22.65
26	25.00	0.400	2	4	3.60	240	6	6.03	68	10	17.00	25	30	3	5	1	—	—	—	35.40
27	35.00	0.300	2	3	2.25	620	10	14.92	40	8	10.00	8	7	2	6	—	1	—	—	46.86
28	40.00	0.300	3	4	3.55	340	7	8.20	49	7	12.20	23	26	4	6	1	1	—	—	46.44
30	71.00	0.300	3	4	4.25	553	11	13.26	22	5	5.50	40	50	3	6	1	—	1	—	41.34
	25.00	0.400																		
12. 1	35.00	0.300		7	4.25	310	6	7.50	15	3	3.80	22	28	5	5	1	—	1	1	40.66
	13.00	0.400																		
2	59.00	0.300		6	5.90	—	—	—	55	11	13.80	25	32	4	5	1	—	1	—	38.82
	59.00	0.400																		
3	25.00	0.400																		
	50.00	0.300		7	4.50	—	—	—	—	—	—	30	34	6	2	1	—	1	—	21.90
4				—	—	382	6	9.10	47	9	11.80	34	43	5	4	—	—	—	—	23.04
	23.00	0.400																		
5	30.00	0.380		11	8.75	—	—	—	23	5	5.70	18	23	5	5	1	2	1	—	55.50
	65.00	0.300																		
6				—	—	—	—	—	—	—	—	28	25	5	—	—	—	—	—	—
計	1,789.00		64	147	123.24	13,993	273	330.85	762	126	190.80	807	926	66	158	21	9	22	6	1,181.37

第5－2図　　排土処理区域図

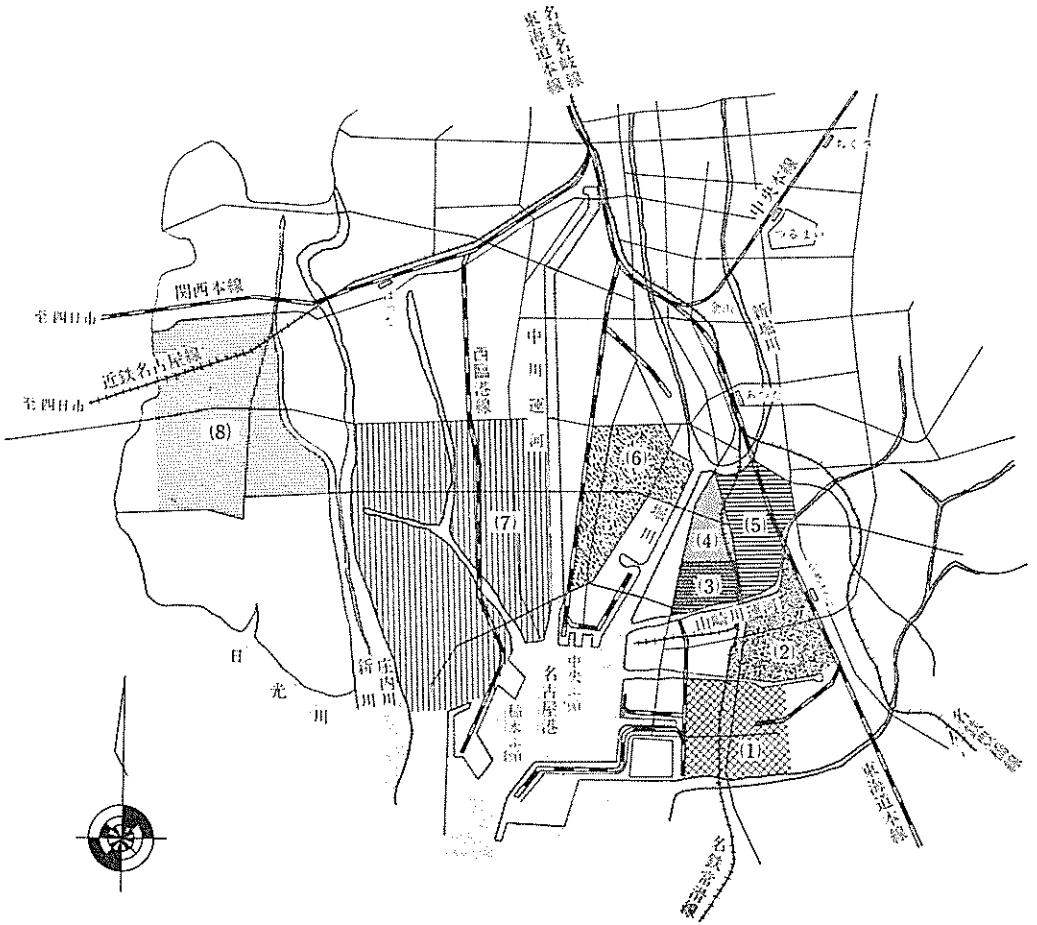

第 4 節　道路復旧・流木処理

1 道 路 復 旧

被災当初は本市の半分が浸水し電話および交通機関はまひして正確な被害箇所をつかむことは極めて困難で被害の大きかつた南・港区方面については全く見当もつかぬ状態であつた。

道路はまた一部の高所を除き全部冠水のうきめを見て交通と絶となり全市で（建設省管理を除く。）1,262カ所，延長1,108,615mの多きにのぼつた。

南部地域一帯は浸水で交通不能となつたが，その他の地域でも街路に散乱した木材・看板・かわら等が飛散し街路樹が転倒しており南部同様通行できなかつた場所がかなりあつた。

災害発生以来当初は人命救助が主体で道路については，10月１日になつても知多街道（２級国道名古屋・半田・豊橋線）・南陽通・築港線・稲永線・東海道もすべて通行できなかつた。

そこで問題になつたのは港にある９号地のガソリンの補給路の問題で９号地に通ずる道路の流木をとり除くことが先決となり，陸上自衛隊の応援で９月30日から豊川駐とん部隊第１建設群第102建設隊によつて延長3.5kmの啓開作業および潮見橋の取付付近の道路決壊箇所の復旧に土俵積み作業を開始した。また県道港・中川線（海ノ木線）中川橋以西はかなり崩壊していた。この土のう積み復旧と倒壊家屋の排除をする約１kmの作業を進めた。

一方，南区方面を見ると県道名古屋東港線の内田橋以南東橋までは浸水と流木で使用できず工事中であつた２級国道名古屋・半田・豊橋線も，また内田橋以南も同様で唯一の内田橋から堀川沿いに旧県道・旧南陽館通（東築地町第１号線）を南下して港新橋から東橋にいたる道路のみが，かろうじて通行可能であつたが，交通はふくそうし復旧救援に向かう自動車ははなはだしく困難を感じた。

延々とその列が続き道路の破損はなはだしく砂利散布やローラー・グレーダー等夜間作業で補修を行なつたが，この交通量は処理できずさしあたり県道名古屋東港線の流木を排除して，干潮時だけでも通行のできるよう引き続き作業を進めた。

10月３日道路上に転倒した樹木を伏見町線外各道路に市内の小・中学生を動員し，7,862本伐採・伐根・立起しをして交通支障となつていた樹木を取り除いた。

被災以来締切りのおくれている庄内川左岸堤防決壊箇所への資材搬入および土のう運搬道路はこの地区唯一の道路（中川・中村線の荒子川ひ門西詰を南下し稲永新田・西稲永を経て宝神にいたる間）て，これに自衛隊100人その他を動員してこの道路築造に当らせた。

10月10日，市では次のような道路復旧計画を作成した。

道路整備	18幹線ほか	事業費	631,250千円
橋りよう復旧	335件	〃	759,580
街路燈復旧整備	328燈	〃	2,670
道路復旧	29,500m	〃	2,840

当初から冠水中であつた国道１号線は建設省中部地方建設局で担当したが中川区江松町から富田町までの冠水区間は早期に減水することは困難とみて道路の両側に土俵積みをして路面排水を行ない干潮時の通行を確保し，さらに引き続き満潮時にも通行可能なように作業が続行された。また熱田区一

番町から中川区東起町にいたる間は南部の堤防締切りに伴つて，10月12日路面冠水が引き蟹江町日光橋まで一応交通が確保された。

災害発生直後から市土木局の各土木出張所では橋りようの復旧，冠水の引いた地区の道路復旧・路面の復旧（砂利散布）を行なうとともに交通の幹線となる道路や，救援車・復旧自動車の通行する道路の整備を実施した。

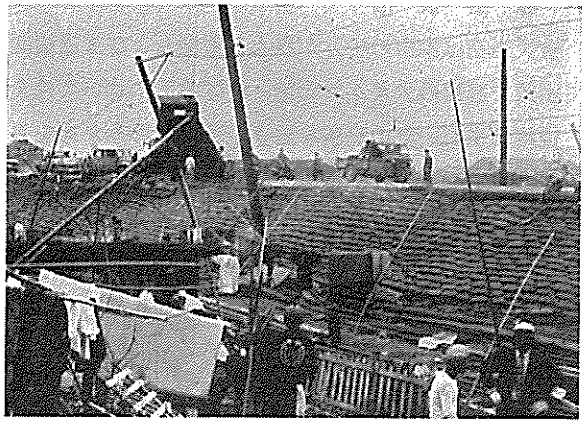
高潮により破損した道路の復旧作業（港区大手橋西）

ここで一応被害の大きかつた旧市内の復旧も次第に軌道に乗つてきたので今まで手のつけられなかつた港区南陽町・中川区富田町方面の道路復旧・補修，堤防決壊箇所の復旧のために，10月７日に南陽町日之出橋南に臨時土木出張所を設置した。

南陽地区日光川左岸堤防の内堤であつた道路藤高38号線も本堤決壊と同様各所で決壊し本堤防の復旧は，進入道路もなく日時を要するので市対策本部では一応藤高38号線以北の水をここでくいとめ潮の干満による影響を無くする締切り作業を進めることになつて臨時土木出張所が第１線の基地となり，各地から多数の復旧資材・土のうもここで中継しここから先は小船に積んで締切りおよび復旧現場まで運んだ。この舟の積込み作業は臨時土木出張所の職員10人の指図のもとに業者・学生その他一般職員等力を結集してこの作業にあたり決壊箇所の土のう積みを強行して藤高38号線を締め切ることができた。これによつて本堤の復旧が助かり，また本堤復旧にも応援して締切りまでこぎつけた。この間前期締切りの終つた藤高38号線以北の水の排水のため臨時排水ポンプ20HP10基の強力な排水によつて冠水も無くなり次第に交通も確保され道路も復旧していつた。

道路応急復旧のおもなもの

道路復旧	国庫補助（43カ所のうち）加福４号線はじめ５カ所	26,106,000円
	市単独（132カ所）17,697m²	6,467,100円
	砂利 17,245m³ ／ 山土 7,500m³	19,069,378円
橋りよう復旧	国庫補助（18カ所のうち）荒子川ひ門橋　１カ所	2,895,000円
	市単独（69カ所）３土木出張所分	2,538,766円

2　流木処理

従来名古屋は木材加工業の発達が著しく全国一を誇り，木材の需要は増大し日増しに入港船が増加して来たので輸入木材量も保管収容能力のわくを大きく上回つた。この多量の木材は各貯木場にいかだ組みや集積されて100万余石に達した木材が貯木されていた。

災害発生以来時日の経過とともに流木による被害は意外にじん大である事が判明し港・南両区の犠牲者の大半は流出した流木群のため大木に押しつぶされあたら尊い命を失つた。この流木は，市街地

に７万石，名港堀川近辺に57万石が散乱し遠く知多半島および伊勢湾沿岸・三河湾海上に40万石の多数が流出した。

従来木材といえば，日常家屋の一部や建設材料として親しみさえ感じてきた。この原木が暴威をふるつたことにより流木による恐怖は，被災者のみならず市民一般の胸に一種の憤りを感じさせ次第に社会問題にひろがつて行つた。そこで関係者は市内に散乱する流木を急速に処理するため，９月28日名古屋市内の木材業者が集まり流木対策本部を設置し流木の集材について計画した。

そこで直面した問題は，救援および復旧用の自動車用ガソリンが至急大量に必要で市内に保有するガソリンは限度があり外部からの補給は道路の決壊・冠水で全くと絶した状況であつた。このためガソリンの補給源である９号地へ自動車の進入できるように，８号地および９号地（潮見町）の流木・倒壊家屋を除去することが緊急の用務となつてこの流木啓開作業を開始することになつた。

これらの作業に従事する人手の大半は被災者が多く，器具・機械は浸水により流失または作業不能なものが多いので流木対策本部および市対策本部は関係方面へ働きかけて自衛隊の救援を受け市職員も動員して９号地への進入路の啓開作業を進めることになつた。

流木の収集にあたる木材業者（港区船見町）

陸上自衛隊駐とん部隊第１建設群第102建設隊約400人は４小隊に分れ10ｔ～20ｔクレーン・ブルドーザー合計９両を８号地に集結し，道路を完全にふさいだ流木の山の排除作業を開始した。最初は車の通れるようにするのに１週間を予定していたが発電機を設置して照明し夜間作業も強行して，ラワン材（直径0.75m～2.0m）の巨木を１日20本～50本を除去した。このほか10月９日までに県道港・中川線（海ノ木線）および県道名古屋東港線・市道星崎町線等幹線街路延長4.5kmを排除した。

また，木材業者の人夫も当初は50人内外のいかだ労務者であつたが，堀川および東西業者の応援等もあつて，10月上旬には250人，中旬以降500余人，起重機15台に達した。

他方南区白水町・柴田町地内の路上交通の障害となつている流木の排除も自衛隊50人，ブルドーザー１両，20ｔクレーン車１両で作業を進め，10月12日から実施し16日完了をみ，引き続きこれより南側の道路の流木排除を押し進めて行つた。

流木はすべて木材業者に引き継がれた。

大型クレーン車により流木除去作業を行なう自衛隊（南区柴田大同病院前）

このとき農林省は流木排除に対する自衛隊の協力依頼をし，12日以降実施中の作業期間延長および機械力の増強を要望した。

10月14日現在白水地区に推定４万ｔ～７万ｔが散在していた。この地域は，流失家屋・死傷者が最も多い地域で流木による被害は著しく被災跡の復旧に立ち上つた人々の作業も流木のために悩まされた。業者の手による集材作業は激しい非難を受けて思うように作業は進まなかつたが，10月中旬になつて一応の安定が得られたので，被災者の代表と関係者の間で初会合が開かれ，その後４回の会合を持ち，最後的には33,000千円を贈ることになつてようやく集材作業場の最大の困難な問題は解決した。陸上の集材は12月末の予定で作業が進められた。

また被災当初から，名古屋港管理組合においても前記ガソリンの不足を考慮して海運による補給が考えられたが，結局自衛隊の流木排除を応援するとともに名古屋港内の流木でふ頭に乗り上げたものの処理を行なつた。

その他一般市民の協力および各官庁・業者，各地からの応援が一体となつて困難な作業に当つたので次第に排除され，集木作業も軌道に乗つて復旧していつた。一切を完了したのは35年８月，実に被災以来９カ月であつた。

第 5 節　汚物処理清掃・水道復旧

1　汚物処理清掃

被災後，水の引くのにつれて浸水した地区における被災家屋から排出されるごみと排出後の汚でい等は実にぼう大な量であつた。なかでも特にへい獣（鶏・豚・犬・猫）の死体はおびただしい数に上り，これ等が悪臭をはなつ始末となつて，防疫上の死体処理同様緊急かつ重大な作業としてこの処理はまことに困難を極めた。

瑞穂区日本碍子前で清掃作業にあたる市職員

また，ふん尿の処理については，そのほとんどの下水放流施設の使用が不可能となり，逆に１部の地区から赤痢患者が発生する事態に及ぶ結果となつたので，鋭意これが終末処理に努め，昼夜兼行で海洋投棄船を就航させて海洋投棄処理に全力を傾注した。

港区築地口付近の清掃作業

幸い各都市から応援職員および車両の派遣を願い，さらに自衛隊をはじめとする各種数団体の好意ある奉仕によつて，予想外な短期間に復旧作業が遂行された。

第5—9表　　汚物処理結果一覧表

区分	処理量	処理期間
ごみ関係	105,890 t	9.28～12.30
ふん尿関係	9,961kℓ	9.28～11.30
へい獣関係		
馬	4頭	
豚	400頭	
犬	1,474匹	
猫	402匹	
鶏	28,895羽	

第5—10表　　清掃関係応援団体・機械一覧表

名称	人員	機械		備考
6大都市関係	139人	海洋投棄船	1隻	東京都所有船
		ふん尿吸上車	34両	
		ごみ処理運搬車	11	
その他の都市	12	ふん尿吸上車	2	
		ごみ処理運搬車	28	
自衛隊	延 2,529	延車両	488	35日間
宗教団体	5団体 780			各団体1週間内外
育児院	2院 130			各院　12日間
一般奉仕団	3団体 600			各団体　3日内外

2　水道復旧

まず上水道関係では，配水管破裂の修理に主力がそそがれた。浄水場・加圧ポンプ所を含めて送配水施設の復旧は，市民の生命の維持にかかわる飲料水の提供という役割をもつていたからである。ついで被災した港・南両業務所をはじめ，材料所倉庫・プール等の建造物の復旧が行なわれた。

下水道関係では，排水活動のにない手である下水処理場およびポンプ所の電動機・配電盤をはじめとする機械設備の修理がまず急がれた。全滅に近い被害を受けた天白汚泥処理場は，10月9日になつてようやく復旧に着手され，冠水機器の取りはずし作業がはじまつたが，50,000m³の場内に60cm近く埋まつたへどろを除去する作業がはじまつたのは，10月20日であつた。これを除くのには職員を総動員して約1カ月を費した。

上下水道施設復旧費の詳細については，第3編第5章第1節（上水道の被害）・第2節（下水道の被害）中「災害復旧計画」の表を，配水管修理件数等については，第3編第5章第1節中「配水管災害復旧件数および延長」を，下水関係の作業状況については，第4編第1章第2節（排水）中の諸表を参照されたい。

なお，上下水道の復旧費の財源の大部分は，起債によつたのであるが，一部は国庫から補助を受けたので，その状況を次表に示しておきたい。

第5—11表　　水道施設復旧補助対象事業一覧表

補助対象事業名	補助基本額	補助率	補助額	所管
	円		円	
配水管布設・撤去，道路復旧等	140,000,000	½	70,000,000	厚生省
プール施設復旧（港・豊田）	981,000	⅔	653,000	文部省
公共下水道ポンプ所復旧	6,183,000	⅔	4,122,000	建設省
都市下水路ポンプ所復旧	28,785,500 (7,331,700)	⅔	19,188,000 (4,887,800)	〃
終末処理施設復旧（天白）	146,610,000	⅔	97,740,000	厚生省

注　都市下水路ポンプ所復旧については土木局関係分との合計額でかつこ内の数字はそのうち水道局関係分を表わす。

第2章　生活安定対策

第1節　住宅対策

1　住宅の応急補修

住宅の応急補修のためには，災害の翌日から建築物の被害調査と対策がただちに実施されるべきであつたが，孤立したり災者と学校その他に集まつた避難者に対する災害救助のための人員と，堤防の仮締切り排水，遺体の捜索等に連日職員が動員され，本来の業務遂行に渋滞を来たしたが，とりあえず補修用資材の調達，災害復興住宅建設資金の貸付け業務，市営住宅の応急補修等，調査・対策・実施がこん然一体となつて進められた。

(1)　補修用資材の調達

災害発生と同時に諸物価，特に建築資材と労務費の値上がりは当然予想され，まず第一に着手したのは補修用資材の調達であつた。特にガラス・屋根材・畳・建具・木材・鉄板・くぎ等の入手に努力した。

ア　ガラス

建設省に依頼し，鶴見からの回送と尼ケ崎からの発送によつて急場をしのぐことができ，他の資材に比し順調であつた。

イ　屋根がわら

厚型スレートについては厚型スレート協会を動員して生産に全力を傾け，日本がわらについては三州がわらの産地の被害が大きかつたにもかかわらず一部業者の協力で在庫品の応急入手ができた。

港区役所に設けられた一般住家用応急補修資材斡旋相談所

ウ　畳

災害で当地方でわらの入手ができず業者を通じ県外から入手するよう努力した。最初の目標はとりあえず20,000枚としたが市営住宅のみでも53,000枚が必要であつた。

エ　建　　具

破損・流失の調査がまとまるまで施工ができないため，調査と平行して関係業者の協力で製作切込みを実施した。

オ　木　　材

一部業者の悪質な値上げがあつたが，愛知県木材協同組合の協力を得て値上がりの防止に役立たせるとともに，大阪府林務課の好意により大阪木材組合から応急用材を入手した。その後営林局払下げ材により応急仮設住宅用材にあてることができた。

カ　亜鉛めつき鉄板

業界の協力により所要量をただちに入手することができ，その後も入荷数量が多く番手によつては処置に困るほどであつた。

キ　応急補修屋根材

屋根がわら等の破損は全市域に著しく，雨をしのぐには，さしあたつて応急補修が要求されるのでアスファルトルーフイング・フエルト・エスロンビニールシート等を緊急手配し入手に努め，ほぼ需要を充たすことができた。

(2)　補修の実施

補修資材の入手は前述のとおりであつたが，労力の不足はきわめて著しく，特に専門職が不足で施工は困難をきわめた。

一般市民の住宅補修については，区域を限り建築局が施工業者を一括あつ旋したり，経済局が前記

第5—12表　　災害復興住宅建設資金貸付け認定状況　　(昭和35. 12. 31現在)

区別	受付	認定件数			適格外	計
		建設	補修	小計		
千種区	456	113	289	402	54	456
東区	175	48	104	152	23	175
北区	244	94	124	218	26	244
西区	205	67	107	174	31	205
中村区	286	85	165	250	36	286
中区	126	24	58	82	44	126
昭和区	404	125	213	338	66	404
瑞穂区	820	176	597	773	47	820
熱田区	2,123	321	1,655	1,976	147	2,123
中川区	1,496	495	951	1,446	50	1,496
港区	3,763	1,294	2,366	3,660	103	3,763
南区	8,013	1,940	5,848	7,788	225	8,013
計	18,111	4,782	12,477	17,259	852	18,111

資材を区役所で直接分配するとか，販売業者をあつ旋することによつてみずからの労力でできる範囲の応急処置を実施した。

(3) 災害復興住宅建設資金の貸付け

住宅金融公庫の災害復興住宅建設等資金の貸付けに伴い，34年10月から認定業務を開始し，35年12月末までに18,111件の認定を完了した。

なお，昭和35年3月末までに認定したもののうち，建設分について，本市が9億円を限度として債務保証を行ない，資金の早期借入れ，すなわち，住宅の早期復興に少なからず貢献した。

(4) 市営住宅の応急補修

被災市営住宅10,300戸のうち，滅失した309戸の入居者にはその希望に応じて他の市営住宅へあつ旋などの措置をとつたほか，滅失しなかつた住宅で入居者において応急補修を行なつた場合には，1,000円から3,000円の範囲内で本市が実費支弁を行なつた。

また，南部たん水地区内で排水の完了した地域から順次ルーフイング・エスロンシートなどにより屋根の応急修理を行なうとともに，とりあえず1戸あたり3畳の畳を支給した。

市営住宅の応急処置の数量一覧

(a)	補修対象戸数	12,739戸	
(b)	補修費金額	221,364,081円	
(c)	屋根がわら補修	新規がわら補給（平がわら換算）	317,854枚
		在来がわらとりかえ	130,350枚
(d)	建具類補修	新規木製建具補給	10,966本
		在来建具補修	7,613本
		在来建具切込補修	30,802本
		新規ふすま補修	12,238本
		在来ふすま補修	26,715本
(e)	ガラス補修	新規補修	111,160平方尺
(f)	畳補修	補修対象戸数	5,840戸
		新規補給（3尺×6尺）	50,814枚
		〃 （3尺×3尺）	4,375枚
(g)	壁類補修		93,006坪
(h)	床補修		3,057坪
(i)	天井補修		1,800坪
(j)	ひさし補修		810カ所
(k)	戸袋補修		5,613カ所
(l)	とい補修		5,396間
(m)	あんこう補修		1,408個

2 住 宅 対 策

応急住宅対策としては，まづもつて前述の応急修理に全力をあげるとともに，仮設住宅を建設し人心の安定をはかることに努め，さらに防災的配慮のもとに災害公営住宅の建設計画をたて，南部低地域には建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域を指定し災害防止上必要な建築制限を行なう恒久的対策に及んだ。

(1) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は人心安定のためにも最も緊急を要するものであつたので，本市においては県知事の委任をうけて，住宅を失つた市民のうち，みずからの資力で住宅を確保し得ない者のために，南部地域を中心に34年10月から12月の間に集団住宅 1,196戸，単独住宅412戸を建設した。

建設敷地は整地盛土を必要とするものなど適当とはいい難いものばかりであつたが緊急の場合やむを得なかつた。

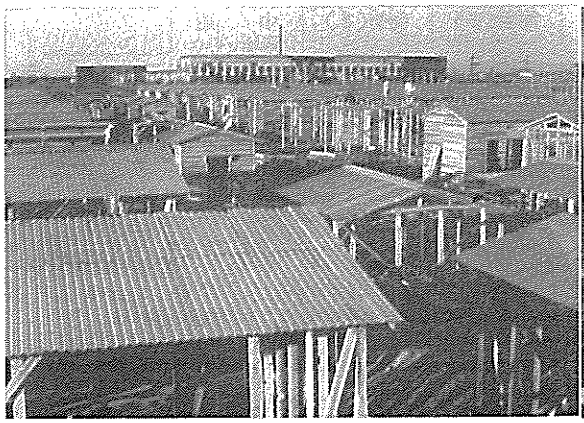

建設中の港区汐止町応急仮設住宅

応急仮設住宅に入居する被災者（港区汐止町）

資材については前述のように，施工については愛知県建設業協会を中心とした臨時的協力組織が結成せられ，この協力によつて急ピッチで進行したのは幸いであつた。

第5—13表　　応急仮設住宅建設状況

区別＼種別	集団住宅		単独住宅	計
	新設分	既設建物転用改造分		
	戸	戸		
北区			3戸	3戸
西区			1	1
中村区			3	3
中区			1	1
昭和区			1	1
瑞穂区			4	4
熱田区	74		11	85
中川区			26	26
港区	612		220	832
南区	444	66	142	652
計	1,130	66	412	1,608

(2) 災害公営住宅への建設

昭和34年度分として災害用 1,500 戸，復旧用 185 戸の割当てをうけ，その工事をほぼ完了したが，その建設（用地選定を含む。）にあたつては，第１に被災の比較的軽微な地域を選ぶとともに第２に，やむを得ず被災地域に建設する場合には木造住宅を極力避け，中層耐火および，地盤高に応じて簡易耐火の平家建または２階建を配するなど配置ならびに構造上から防災的配慮を加えた（たとえば，防災団地としての柴田・汐止の両団地など）。なお，引き続いて35年度分として災害用1,165戸，復旧用124戸の割当てをうけ目下工事中である。

第5—14表　　災害公営住宅建設状況

年度別	団地別	名称	第２種 木造	第２種 簡耐(平)	第２種 簡耐(２)	第２種 中耐	計
34	北区	上飯田	戸	戸	57戸	戸	57戸
〃	〃	如意	116				116
〃	〃	あじま		75			75
〃	中川区	助光	148	158			306
〃	〃	万場	386	47			433
〃	港区	汐止		169	49		218
〃	〃	おうす		196	22		218
〃	南区	柴田			77		77
小計			650	645	205		1,500
35	—	—	687	311	151	16	1,165
合計			1,337	956	356	16	2,665

第２節　物資集荷対策

1　主要食糧集荷対策

災害警戒体制に入るや，たき出し用米穀12万食，パン類１万食程度の確保を目標として，非常措置を検討していた。しかし災害はかつてない大惨害となり，食糧集荷の前提である加工は，送電中断により阻害され，在庫玄米は精米できず，かつ生パン製造も不能で集荷はきわめて困難な状態におかれた。しかしながら米穀配給店舗の協力により米 185 俵の緊急調達をすることができた。

なお，その後の集荷調達は次のとおりである。

(1) 米　　穀

a　市調達—９月27日以降26万食

b　区調達—９月29日以降22万食

c　県指示・農林省直配—９月28日以降 360 万食

ほかにり災者には，特配準内地米 690 t（1人 3 kg）と一般配給に含めて特配精米 2,650 t（５日分）の配給を行なつた。

(2) 生　パ　ン

市調達により食パン業者の協力を得て620万食の調達を行なつた。

(3) 乾　パ　ン

市調達により農林省保管分および自衛隊からの供給により322万食の調達を行なつた。

2　諸物資の集荷対策

9月26日現在，中央卸売市場関係業者の保有していた在庫数量は鮮魚3,500 t（冷凍魚を含む。），塩干物 4,200 t，そ菜類 4,000 tであつた。これを中央卸売市場1日の取引量からみると，鮮魚11日，塩干物38日，そ菜類 6.3 日が在庫による維持可能日数であり，少なくとも量的には災害後において混乱をきたすおそれはなかつた。

災害直後の集荷状況は，水産物とそ菜関係では，その事情を異にし，水産物については常時遠隔地から集荷しているため，集荷上特別の措置を必要としなかつたのに反し，そ菜類の大半は愛知県下およびその周辺から集荷しており，その地域が全面的に被災したため，災害後は遠隔地から集荷せざるを得なかつたが，荷受機関の応急対策によつて比較的順調な集荷が行なわれた。

9月27日は国鉄稲沢操車場～市場駅間が不通のため入荷をみなかつたが，28日から漸次入荷し，一方在庫品の上場とあいまつて，30日ごろ（災害後4日目）には一応平常に復した。

復旧資材関係の集荷は関係業者団体の協力により次のような応急措置がとられ，比較的順調な集荷が行なわれた。

(1) 鉄鋼2次製品(亜鉛鉄板・くぎ)については災害直後の9月29日，鉄鋼関係メーカーが主体となり，これに通産局・県・市が参加し，「災害復旧鉄鋼2次製品対策本部」を組織し，数量・価格・販売方法等の要領を定めて応急措置を実施した。メーカーが災害復旧用に確保した数量は被災者用奉仕品としてトタン板16万枚，くぎ1,500たる，復旧資材用としてトタン板100万枚，くぎ1万たる，工場復旧用としてトタン板9万4,000枚，くぎ1,660たるで，このうち被災者用奉仕品は本市分としてトタン板5万1,000枚，くぎ456たるの配分を受け，家屋の倒壊・流失世帯を対象として，本市の発行する購入証明書により市価の3割～4割引きで販売した。なお復旧用資材についても台風前の適正価格により販売した。

(2) 名古屋木材災害対策本部（名古屋木材組合により組織）に価格の安定と被災者救済を目的として市内6カ所に直販所を設置し一般被災者に対し，タルキ・ヌキ・柱・板類・合板など復興資材を台風前の価格で，被災証明書持参者に限つて木材2石，合板10枚を限度に販売した。なお，販売価格表を店頭に掲示し，市民に対し木材の適正価格の周知徹底を図つた。直販所は11月末所期の目的を果たして閉鎖したが，その販売実績は，利用者数6,436人，木材販売数量3,659石，合板30,129枚であつた。

(3) 本市では一般住家用応急補修資材の集荷促進のため，木材・ベニヤ板・トタン板・くぎ・畳について，市内の有力業者団体がその買付けを行なうとき，買付けに必要な資金を名古屋市信用保証協会の保証付であつ旋し，融資に伴う銀行金利ならびに保証料は市が全額負担した。この措置に基づき名古屋畳商工業協同組合は畳床の需給を円滑にし値上がりを防ぐため，東京・富山の生産地へ出荷の協力の要請に向かい，また愛知県合板卸協同組合・名古屋ベニヤ板問屋協同組合でも東京・大阪方面へ出荷協力を要請した。

(4) 本市では「一般住家用応急補修資材斡旋相談所」を南・港の両区役所前および市役所経済局総

務課内の3カ所に10月19日から12月20日(木材は11月30日)まで設置し，トタン板・くぎ・ベニヤ板・木材・畳について取扱店の在庫数量をは握して，適正価格で入手できるよう考慮し，各種見本の展示と価格の表示を行ない，必要に応じ購入券の発行，その他これら資材の取扱店所在地，価格の教示，あつ旋を行なつた。12月20日までのあつ旋数量は畳 9,875 畳，ベニヤ板2万6,624枚，トタン板1,790件，木材1,172件であつた。

この他に，愛知県製綿工業協同組合は，通産省からり災者向けふとん綿用原綿の特別割当てを受け，県の指導により，全壊・半壊・流失・床上浸水等のり災者を対象にして，3貫～6貫を特別価格で配給した。

市内の4百貨店では，物価の安定を守るため，各百貨店とも生活必需品奉仕の特設売場をつくり，手持品だけでは足らず，関東・関西方面の取引き先や支店から商品を集荷し，必需品の確保に一役買つた。

第3節　物　価　対　策

伊勢湾台風は交通・通信施設にもばく大な被害を及ぼし，交通・通信は一時と絶し，物資の輸送が止まつたため，物価の騰貴が憂慮されたが魚・そ菜等の生鮮食料品および木材・亜鉛鉄板・くぎ・畳・かわら等の応急復旧資材に一時価格の急騰をみたほかは，一般物価にはほとんど目立つた動きはみられなかつた。食糧品および応急復旧資材等の値上がり物資については緊急集荷および国有林材の払下げ等の対策がとられ，一方暴利取締りの強化もあり，業者の協力と相まつて間もなく平常に復するにいたつた。被害がじん大であつたにもわかからず，物価の面で著しい騰貴がみられなかつた原因は，(1)手持在庫量が豊富であつたこと，(2)輸送関係の復旧が割合に早く，緊急物資の優先輸送が行なわれたこと，(3)警察当局が暴利取締りの方針をすみやかに明示し，かつ現実にこれを厳罰に処し，業者の自粛を促したこと等にあると考えられる。

主食については，災害当時愛知県内の食糧の手持ちは約50日分あり，他府県からの緊急輸送も行なわれ，また食糧の先渡し，特配等食糧不安の解消に努めたので，価格も災害前闇米1kgあたり94円が29日から数日間124円と高騰したが，10月30日には99円に下り，ことなきを得た。

生鮮食料品については，災害当時中央卸売市場関係業者の在庫量はそ菜6.3日分，鮮魚11日分，塩干魚38日分と割合に多かつたが，中央卸売市場も一時冠水し，一部建物の倒壊破損があつたにもかかわらず，台風通過の翌日より一部取引きを行なつたが，市内交通の混乱と買出人（小売業者）の被災により荷さばきに支障をきたし，野菜類は暴騰したが，他府県からの入荷増に伴い10月1日にはほぼ平静をとりもどした。太物類（まぐろ・かじき類）は上場数量と関係なく安定し，災害直前の価格を上廻るものはなかつた。大衆魚（さば・あじ・さんま等）も全般的に高騰せず，品目別にみると「さんま」が28日・30日の両日やや高値を示し，塩干物では「開きさんま」が10月1日に災害直前の2倍となつたが，翌日から漸次下落した。そ菜類では葉菜類（白菜・ねぎ・きやべつ等）が，本市近郊の産地が被災したので高騰し，「きやべつ」は2倍～3倍となつたが，土物類（大根・じやがいも・たまねぎ等）は葉菜類に比して価格の騰貴は少なかつた。

業者の方でも値上がりの防止に協力し，名古屋市小売市場連合会が適正価格販売の厳守を申し合

せ，加盟市場の店頭にその旨のビラはをり，市民に呼びかけた。（公設小売市場に対してはこれと併行して本市経済局から同様主旨を通達した。）また愛知県食料品問屋連盟ではかん詰の値上げをしない旨新聞広告し，小売業者・消費者に協力を呼びかけた。

復旧資材関係についてみると，まず必要度の最も高かつた亜鉛鉄板・くぎ等は業者のおもわくもあり災害直後一時暴騰し，暴利で検挙されるものもあつたが，前節で述べたような応急措置により，現物が消費者に渡り始めるや逐次値下がりした。

木材も緊急補修用の杉板・たるき・ぬきなどはたちまち売り切れ，店頭から姿を消し，価格も 1.5倍～2倍に高騰したが，価格安定の一環として名古屋木材災害対策本部が応急復旧用木材を台風前の値段で販売するとともに，入荷も増加し，価格も逐次値下がりした。合板については，市内の合板工場は台風による生産の中断と，在庫品の冠水とにより品不足を招き台風前の3割高の高値を呼んだが，東京方面からの集荷と，市内工場の生産再開により逐次値を下げた。

かわらおよび畳は家内工業的生産で，需要に対する増産がただちにできず，しかもかわらの産地である三河・名古屋市南部・四日市などが被害を受けているため，かなりのが値上がりを示し，かわらはセメントがわらが台風前1枚15円が約22円に，日本がわらは25円から35円にはね上がつた。

このような緊急復旧物資の暴騰に対し，県警察本部では中央の方針により，9月29日暴利取締本部を設置し，積極的な取締りを実施するとともに，新聞・ラジオ・その他の広報活動を実施し，併せて関係機関あるいは大手筋業者に諸物資の確保，適正価格販売の協力を求め，検挙の状況を即時新聞等に発表し，検察庁も速決厳罰の方針で臨んだため，幸いに経済的混乱は防止され，やがて平静に復するにいたつた。（第4編第2章第14節「保安警備」の項参照）

第4節　金　融　対　策

1　商工業金融対策

伊勢湾台風による被害は，中部経済圏の中枢ともいうべき中京工業地帯に集中し，毛織物・綿スフ織物・陶磁器・合板・機械工業等のわが国屈指の中小企業密集地帯にばく大な影響を与えたが，幸い経済界が好況時であり，特に中京人の堅実性とあいまつて金融上の混乱を回避することができた。

災害時には人心の安定のためにも，金融上の安心感を打ち出すことが必要である。その応急措置としては，一般金融機関の積極的な協調による定期預金の期限前払戻しならびに手形不渡措置の延期，政府関係金融機関の低利，長期の預金融資等の措置が必要である。幸いにして，金融混乱の要因となる物価騰貴，預金引出し，不渡手形の激増等の事態が起きなかつたのは，次に述べるような金融上の措置が効果を発揮したことによるが，根本的には好景気および中京人の堅実性が大きく幸いしたことを看過してはならない。

(1)　預金の払戻しならびに手形交換等の流通対策

災害後9月28日に名古屋銀行協会および東海相互銀行協会は自主的に理事会の議決を経て次の対策を実施した。

a　手形決済期日の延期

b　手形決済不能分に対する不渡停止処分の猶予

c　定期預金の期限前払戻し

d　預金通帳または印鑑を流失した者は市町村長の証明または保証人をたてぼ印によつて払い戻す。

このうち，手形決済期日の延期措置は相当の成果を収めたので，実施期間が10月末日の予定が11月10日まで延伸された。

(2) 長 期 金 融

長期融資担当機関の日本開発銀行・日本興業銀行・日本長期信用銀行および日本不動産銀行の4者が市中金融機関で引き受けられない長期運転資金および設備資金の融資に関し協議を行ない，地元有力企業ならびに一流企業の復旧に大いに力となつた。貸付け条件の緩和は特に実施せず貸付け先も既往取引き先がほとんどであつた。

不動産銀行名古屋支店では34年度財政投融資から7億円，中小公庫代理業務 3,000 万円の融資を受け，他は自己資金をもつて貸出しに備えた。災害貸付けの条件緩和措置として，積極的には通常金利日歩3銭2厘を3銭に引下げ，また担保物件については浸水地域の物件は減価していたが，浸水以前の状態で査定した。なお，消極的手段として被災地の債務者に対し申し出のあつたものについては償還期間の無条件延期の措置を行なつた。

(3) 短 期 金 融

被災商工業者の立上がり運転資金や工場復旧設備預金の融資は，市中銀行・相互銀行・信用金庫等により積極的に行なわれ，他面下請工場は親企業や取引き関係先の商社から手形の引受け現金払い，製品代金の前渡し，原料・資材購入代金の支払いの延期等で資金繰りの援助を受けた。

(4) 中小企業向け融資（政府関係金融機関）

中小企業金融公庫・国民金融公庫・商工組合中央金庫の3政府金融機関に対し，資金運用部資金から150億円（不動産銀行の7億円を含む。）を融資し，災害復旧融資の手当とした。これとあわせて補正予算で中小企業信用保険公庫に10億円の出資がなされ，愛知県（2億9,000万円）・名古屋市（2億9,000万円）・岐阜県・三重県・静岡県の5信用保証協会に分割預託した。

ア　中小企業金融公庫

本店および他支店から貸付け事務経験者の応援を受け，また理事の長期駐在を求め，融資決定事務の促進を図つた。さらに日本興業銀行名古屋支店に災害融資貸付けの審査事務を委託し，早期完成を図つた。復旧融資方式の特例として，既往の貸付額にかかわらず，1貸出し先あたり1,000万円まで貸付けることにし（通常の災害融資は150万円まで），直接貸付けを積極的に行ない，特に比較的規模の大きい中小企業に貸付けを行なうことにし，既往貸付け先に対する償還方法につき期限延長を認める等回収緩和措置をとつた。また閣議決定に基づき，り災証明書または市町村長による事業所等の被災証明書を有するものに限り特別金利を適用したが，35年3月末までの本市内の特別適用融資は3,527件，59億5,900万円であつた。

イ　国民金融公庫

職員の応援を求め，審査貸付けについて簡便迅速な措置がとられた。貸付資金わくとして，災害融資わく未定の間は年末資金をもつて処理し，第3・4半期に災害融資わくの約8割が割り当てられたがなお不足し，翌期の一部を繰上げ使用した。次に代理扱い限度（代理店の貸付けわく）が災害貸付

けについて最低500万円から最高1,000万円と定められたが，後に最高2,000万円まで引き上げられた。小公庫と同じ要領により特別金利が適用され，35年３月末までの市内の特利適用融資は6,022件，13億6,200万円であつた。

ウ　商工組合中央金庫

理事が常駐し，組合融資 3,000 万円，個人 500 万円までは専決して，災害融資にあたり従来４代理店であつたのを２店増加し取扱い窓口を広めるとともに，38億円の資金手当をし，前２公庫と同要領で特別金利（６分５厘）を適用し，固有貸出し金利９分９厘との差額に対しては政府が利子補給を行なつた。35年３月末までの市内の特利適用融資は3,701件，25億 3,500万円であつた。

エ　信用保証協会

愛知県・名古屋市の両信用保証協会は中小企業信用保険公庫が国から災害保証用に10億円の出資を受けた分から，それぞれ２億9,000万円の融資を受け，さらに名古屋市信用保証協会の場合，名古屋市から 5,000 万円の貸付けを受け，保証限度わくを増加した。

災害保証については保証料を６カ月間免除し，さらに調査料も免除し，担保については時価同様の評価とした。前記の保証料免除額の２分の１を名古屋市が補助し，愛知県信用保証協会では保証額30億円を限度とし，その２分の１の損失補償契約を愛知県との間に締結し，災害融資の促進を図つた。名古屋市信用保証協会の災害融資保証は35年３月末までに 1,356 件，12億8,786万円であり，愛知県信用保証協会は2,099件，13億907万円であつた。

オ　損失補償契約

政府関係金融機関の貸出し促進および貸付け条件の緩和を期待して次のような予算外義務負担の伴う損失補償契約を金融機関と県・市・町村との間に締結し，それぞれの議会で議決を得た。

まず愛知県では

(ア)　中小企業金融公庫との間に融資限度額50億円，補償限度額４億円で，公庫の代理業務として災害復旧融資の損失補償。

(イ)　商工組合中央金庫との間に融資限度額30億円，補償限度額３億円で，商工組合中央金庫の災害復旧融資の損失補償。

(ウ)　国民金融公庫と市町村との間に締結した損失補償に対し融資限度額30億円，補償限度額１億8,900 万円で再補償。

(エ)　愛知県信用保証協会との間に保証限度額 30 億円，その損失額の２分の１を補償限度額として損失補償。

の契約を締結した。

名古屋市では，国民金融公庫との間に，市内災害融資額 15 億円の１割に相当する１億5,000万円を限度とする予算外義務負担の伴う損失補償契約の締結を11月28日に市議会において議決を得た。

この補償融資額の100分の50，すなわち 6,600 万円について愛知県と本市との間に損失補償契約を締結し，災害融資の促進を図つた。ちなみにこの災害復旧資金融資損失補償契約の補償対象貸付けは6,022件，13億6,200万円であつた。

2　住宅金融対策

住宅金融公庫では1戸あたり30万円までの復旧資金の緊急融資を決定，家屋が2割以下破損した人に対し修理費として1戸あたり15万円（10年償還），また5割以上破損した人に対し1戸30万円（18年償還）の新築費を融資し，今度に限り修理費は1年間，新築費は3年間償還を猶予する。

3　農林金融対策

零細経営で経済的に弱者といわれる農林漁業者が，災害による再生産および経営維持を図ることは資金的に著しく困難であるため，特に本災害においては，特別立法による災害融資制度の拡充が行なわれ，国・県・市の利子助成措置による天災融資法（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）が発動せられ，低利融資のみちが開かれた。なお，本市には農漁業者経営資金として，融資わく317,900,000円が割り当てられ，約270,000,000円の融資が，農・漁業協同組合および東海銀行により行なわれた。

そのほか，農林漁業金融公庫においては，施設資金97,750,000円，自作農維持創設資金145,500,000円の融資が実施された。

第5—15表　　農林関係金融状況

A　天災融資法関係　　（実融資高）

種別		資金の区分		
		3分5厘貸付け	6分5厘貸付け	計
経営資金	農業者	168,426,000円	100,000円	168,526,000円
	畜産専業者	81,665,000	350,000	82,015,000
	漁業者	20,745,000		20,745,000
計		270,836,000	450,000	271,286,000

注　この融資に関係した金融機関は農業協同組合9組合，漁業協同組合4組合，銀行1銀行である。

B　自作農維持創設資金関係　　（農林漁業金融公庫）

区分	件数	金額
借入れ申込み	733件	145,500,000円
貸付け決定	511	101,500,000
実貸付額	39	7,800,000

4　郵便貯金関係

災害救助法の発動された地域内にある郵便局1,168局（愛知県490局（名古屋市内163局），三重県317局，岐阜県305局，静岡県56局）において34年9月28日から34年11月30日まで（被害激じん地においては12月31日まで）郵便貯金・郵便為替・恩給等について非常扱いをした。

なお上記非常取扱いは次のとおりである。

郵便貯金などの非常払い

6,387件　　9,623万円（狩野川台風の際は144件）

流亡失の貯金通帳などの再発行

6,990件（狩野川台風の際は181件）

また被災局において緊急に非常取扱い実施の要望があつたので支払資金用紙類の全く無い状態の郵便局に対し資金現送を行なつた。

5　簡易保険関係

(1)　非常取扱いの実施

災害救助法の発動された地域内の郵便局では34年９月28日から34年12月31日まで簡易保険・郵便年金について非常取扱いを行ない，次のとおり支払つた。（かつこ内数字は倍額支払の再掲である。）

支払件数	844件（409件）	
被保険者数	629人（310人）	
支払保険金	58,256,107円	（19,182,011円）

(2)　災害復旧費の貸付け

ア　名古屋市災害応急救助ならびに災害復旧費として次のとおり短期融通を行なつた。

名古屋市一般会計分	25億円
名古屋市水道事業会計分	6億円
名古屋市交通事業会計分	2億円
計	33億円

なお35年度公営住宅復旧費ならびに災害住宅建設費として１億1,900万円，文教施設災害復旧費として1,900万円を貸付ける予定である。

イ　名古屋港管理組合では34年度港湾災害復旧事業として3,000万円，上屋災害復旧事業として1,000万円融通を行なつた。

なお35年度伊勢湾高潮対策事業として7,200万円貸付ける予定である。

第５節　輸　送　対　策

1　概　　要

災害後の混乱時における輸送の確保は，救助活動および応急復旧活動の円滑を期するため最も重要な問題であり，市民の足である大衆交通機関の輸送の確保もまた急務とされた。

応急輸送対策として，まず路面電車・バスの早急な運行開始を目途に，浸水車両の応急修理，軌道・架線の応急修理，変電所の応急修理に全力をあげるとともに車庫施設等の雨漏り防止等を応急的に行ない，路面電車では台風一過の27日始発時には送電停止と路線被害のため全線運転不能の状態であつたが，同日12時15分に至つて星ヶ丘～栄町が開通した。以後，軌道・電線路全係員の一致協力によるたゆまぬ作業によつて27日中には16.0%，17.3kmの路線の運転を再開した。また乗客輸送の確保から復旧なつた区間は，可能な限り部分的な短距離運転を計画的に行なつた。

一方，バスは風雨のややおさまつた直後からただちに路線の被害調査を行ない，車両の応急修理・整備に努め，27日始発時には市域西南部の浸水地区を除き71.6%，215.06kmの路線を運行したが，被災路線は85.03kmにも及んだ。その後さらに路線復旧に努力し，う回運転・臨時運転等を適宜実施し，

乗客輸送の確保に力をそそいだ。

高速度鉄道（地下鉄）は栄町駅の通風孔からの浸水によつて側壁が崩壊し，停電とともに那古野変電所設置のデイーゼルエンヂンによる自家発電（発電容量250ＫＶＡ）に切り換え，一般照明回路を除く動力線・坑内避回路の非常送電を開始し，排水に努めたので浸水の難は免がれ，徹夜で漏水防止・修理等の強行作業の結果，27日始発から平常ダイヤで運行を開始した。

2　路面電車運転復旧状況

災害前の路面電車営業キロは106.30kmであつた。被災後昼夜兼行の強行復旧作業によつて昭和34年11月５日にいたつて95%，100.8kmの営業を開始するまでに復旧した。しかし，軌道被害の最も大きかつた築地線弁天裏～稲永町～築地口・築地支線稲永町～西稲永の5.47kmは起債の認可，その他の関係で工事着手も遅れ，昭和36年２月１日現在，いまだ不通であり，バスによる代行運転を実施し，乗客輸送の確保にあたつている。現在，早期運輸再開を目標に鋭意改良復旧工事中で近く開通の見込みである。

路面電車の運転復旧状況は，次表のとおりである。

第５—16表　　路面電車運転復旧状況

日　　時	運転復旧区間	復旧キロ程	復旧率	営業路線キロ	最多運転車両数
		km	%	km	両
34. 9. 27　12-15	星ヶ丘～栄　町	17.3	16	17.3	36
〃　13-55	今池～大久手，栄町～稲葉地，笹島町～浄心町				
9. 28　11-35	秩父通～柳　橋	42.0	56	59.3	76
〃　12-20	菊井町～大津橋，大津橋～栄町				
〃　13-50	栄　町～沢上町				
〃　16-10	笹島町～大　須				
〃　16-50	大須～新栄町，東新町～鶴舞公園				
〃　17-20	大久手～瑞穂通三				
〃　17-30	柳　橋～八熊通 鶴舞公園～高辻，桜山町～八熊通				
〃　17-50	高　辻～堀田駅前				
〃　18-30	東新町～上飯田，大曽根～東大曽根 赤　塚～新栄町				
9. 29　12-20	瑞穂通三～笠寺西門	12.6	68	71.9	202
〃　13-10	大久手～安田車庫前				
〃　14-20	安田車庫前～八　事				
〃　14-50	今　池～矢田町四				
〃　15-15	黒川本通四～清水口				
9. 30　13-30	八熊通～船方～熱田駅前	3.7	71	75.6	223
10. 1　5-30	船　方～名古屋港	6.6	77	82.2	236
〃　9-30	尾頭橋～松　葉				
10. 2　12- 0	熱田神宮前～内田橋	1.1	78	83.3	265
10. 3			〃	〃	280
10. 4			〃	〃	289

日　　時	運　転　復　旧　区　間	復旧キロ程	復　旧　率	営業路線キロ	最多運転車両数
10. 5　17- 0	松葉～小本・荒子間	1.0	79	84.3	240
10. 6			〃	〃	287
10. 7			〃	〃	280
10. 8			〃	〃	289
10. 9　12- 0	笠寺西門～大　江	2.3	81	86.6	274
10. 10　15- 0 〃　16- 0	小本・荒子間～荒子 大　江～開　橋	2.6	84	89.2	293
10. 11　17- 0	内田橋～六号地	3.1	87	92.3	265
10. 12			〃	〃	297
10. 13　16- 0	日比野～東海通	2.3	89	94.6	297
10. 14　5-30	東海通～築地口	1.6	90	96.2	296
10. 15　5-30	荒　子～下之一色	2.0	92	98.2	309
10. 16			〃	〃	314
10. 17			〃	〃	316
10. 18			〃	〃	303
10. 19			〃	〃	325
10. 20			〃	〃	330
10. 21			〃	〃	330
10. 22			〃	〃	327
10. 23			〃	〃	306
10. 24			〃	〃	330
10. 25			〃	〃	300
10. 26			〃	〃	335
10. 27			〃	〃	337
10. 28			〃	〃	337
10. 29			〃	〃	342
10. 30			〃	〃	337
10. 31			〃	〃	348
11. 1			〃	〃	305
11. 2			〃	〃	345
11. 3			〃	〃	327
11. 4			〃	〃	350
11. 5　5-30	下之一色～弁天裏	2.6	95	100.8	351

3　乗合自動車運転復旧状況

災害前のバス平常路線営業は300.09kmであつた。被災後は道路等の復旧工事の進展に伴つて順次路線を延長し，路線の拡張を図つた。昭和34年12月１日にいたつて松葉公園前～中野新町間1.70km，船見町～柴田本通間1.20 kmの開通によつて災害から２カ月余で全路線は完全に復旧した。バスの運転復旧状況は次表のとおりである。

第５－17表　　バス運転区間復旧状況

日　時	常時営業路線 復旧区間	復旧キロ程	復旧率	臨時・う回運転
34. 9. 27 始発		km 215.06	% 71.6	
〃 12- 0	熱田駅～内田橋	5.95	73.6	(臨時) 八事～山手通四～名大前
〃 14- 0	水分橋～楠町			102系統上飯田～星ヶ丘
〃 〃	味鋺住宅前～味鋺住宅			(う回) 高見小～若水町～清明山～谷口
〃 〃	東大曽根～天神橋			
9. 28 始発	高辻～大慶橋	21.20	80.7	
〃 〃	熱田伝馬町～松田橋			
〃 〃	内浜町～新瑞橋			
〃 〃	八事～昭和高校前			
〃 〃	呼続大橋～天白町植田			
〃 8- 0	松葉町～八田			
〃 13- 0	豊国通三～荒輪井			
〃 14- 0	名鉄神宮前～牛巻			
9. 29 9- 0	日比野～西郊通六	2.09	81.4	
〃 16- 0	八熊通～篠原橋			
9. 30 13-30	築地口～名港	2.15	82.1	113系統市役所～名港
〃 18- 0	高見小～谷口			(う回) 日比野～船方～千年～築地口
				※102系統
				(う回) 高見小～若水町～清明山～谷口
10. 1 始発	東築地～東橋	6.67	84.3	38系統神宮東門～潮見町
〃 〃	東橋～船見町			(う回) 内田橋～東築地町～東橋
〃 〃	昭和橋～一色大橋			
10. 2 始発	薬師通～丹八山	※0.20	84.2	48系統栄町～丹八山
〃 〃	※妙音通二～荒田			(う回) 妙音通二～堀田通九～呼続大橋
〃 14- 0	※八熊通～篠原橋			～薬師通
				26系統金山橋～岩塚石橋
				(う回) 八熊通～尾頭橋～長良橋
10. 3 始発	五月通～長良町三	3.85	85.5	131系統名古屋駅前～一色大橋
〃 〃	船見町～潮見町			(う回) 長良町三～長良橋～昭和橋～中野
〃 11-30	西郊通六～六番町			新町
10. 4 始発	中川運河事務所前～大手橋	2.15	86.2	13系統名古屋駅前～名港
〃 8- 0	六番町～昭和橋			(う回) 東海橋～中川橋～築地口
10. 6 始発	旗屋町～一番町三	1.00	86.6	
10. 9 始発	大手橋～稲永町	1.15	86.9	

10. 11	始発	内田橋～東橋	2.83	87.9	※38系統神宮東門～潮見町 (う回) 内田橋～東築地町～東橋 ※131系統名古屋駅前～一色大橋
〃	〃	※東築地町～東橋			(う回) 長良町三～長良橋～昭和橋～中野新町
〃	11- 0	長良町三～松葉公園			131系統名古屋駅前～一色大橋 (う回) 松葉公園前～篠原橋～昭和橋～中野新町
10. 12	始発	一番町三～六番町	2.00	88.6	
〃	〃	一色大橋～三日月橋			
10. 13	始発	八田～伏屋橋	12.69	92.8	(臨時) 岩塚石橋～万場小橋～伏屋橋
〃	〃	八田～打出町			
〃	〃	八熊通～篠原橋			※26系統金山橋～岩塚石橋 (う回) 八熊通～尾頭橋～長良橋
〃	〃	熱田車庫前～杁場			
〃	13- 0	六番町～築地口			※113系統市役所～名港 (う回) 日比野～船方～千年～築地口
10. 14	始発	大江～柴田	6.30	94.9	29系統栄町～柴田 (う回) 内田橋～六号地～大江
〃	〃	大慶橋～要町			
〃	〃	港本町～東橋			
〃	〃	稲永町～稲永新田			
10. 15	始発				(臨時) 金山橋～白鳥橋～築地口～中川橋(朝夕)
10. 17	始発				(臨時) 名古屋駅前～名港(直通)
10. 18	始発				(臨時) 弁天裏～松蔭公園前～昭和橋～中川橋～築地口～名港
10. 20	始発	千鐘通二～観音通中道	3.95	96.2	
〃	〃	観音通中道～大江			
〃	〃	大江～元塩町			
10. 23	始発	妙音通二～薬師通	0.90	96.5	※48系統栄町～丹八山 (う回) 妙音通二～堀田通九～呼続大橋～薬師通
10. 26	始発				(臨時) 築地口～中川橋～西稲永
〃	〃				(臨時) 金山橋～白鳥橋～築地口～中川橋～稲永新田(延長)
〃	〃				※13系統名古屋駅前～名港 (う回) 東海橋～中川橋～築地口
10. 27	始発				(臨時) 下之一色～弁天裏～稲永町～中川橋～築地口～名港
〃	〃				※(臨時) 弁天裏～松蔭公園前～昭和橋～中川橋～名港
11. 1	始発	豊郷町～観音通中道	2.45	97.3	37系統栄町～元塩町 (う回) 内田橋～(三条町)～豊郷町 ※29系統栄町～柴田
〃	〃	柴田～要町			(う回) 内田橋～六号地～大江
11. 3	18-30	内田橋～豊郷町	0.30	97.4	※37系統栄町～元塩町 (う回) 内田橋～(三条町)～豊郷町
11. 6	始発				※(臨時) 名古屋駅前～名港(直通)
11. 7	始発	三日月橋～南陽町	1.95	98.1	
11. 9	13- 0	千音寺～富田町新家	1.10	98.4	
11. 12	始発	伏屋橋～戸田小学校前	1.65	99.0	
11. 13	始発				(臨時) 金山橋～稲永新田～汐止町(延長)
〃	〃				※(臨時) 岩塚石橋～万場小橋～伏屋橋
12. 1	始発	松葉公園前～中野新町	2.90	100.0	※131系統名古屋駅前～一色大橋 (う回) 松葉公園前～篠原橋～昭和橋～中野新町
〃	〃	船見町～柴田本通一			

注　※印は，運行休止したもの。

第5－3図

市電運転休止状況図

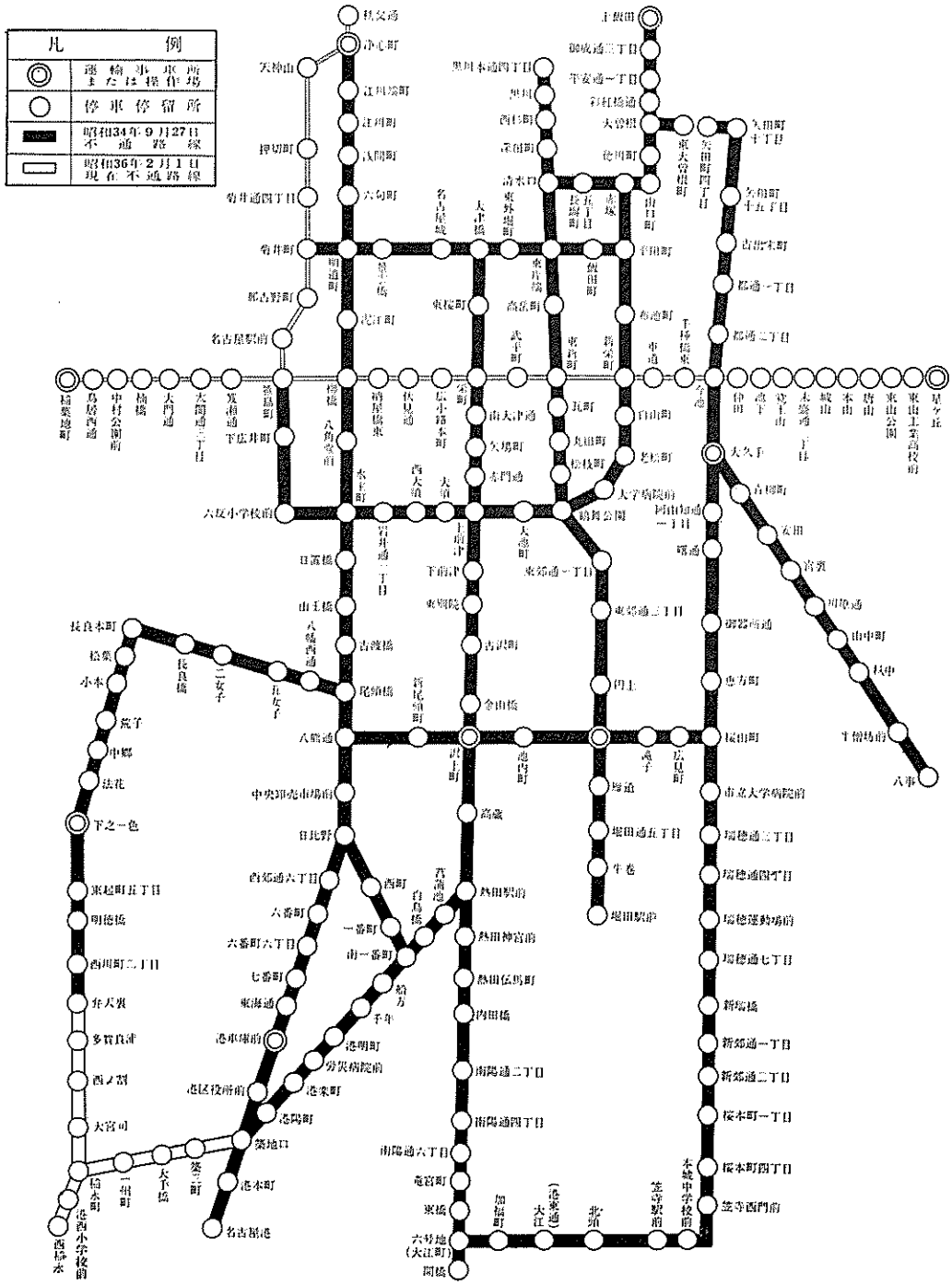

第5—4図　　市バス運転休止状況図

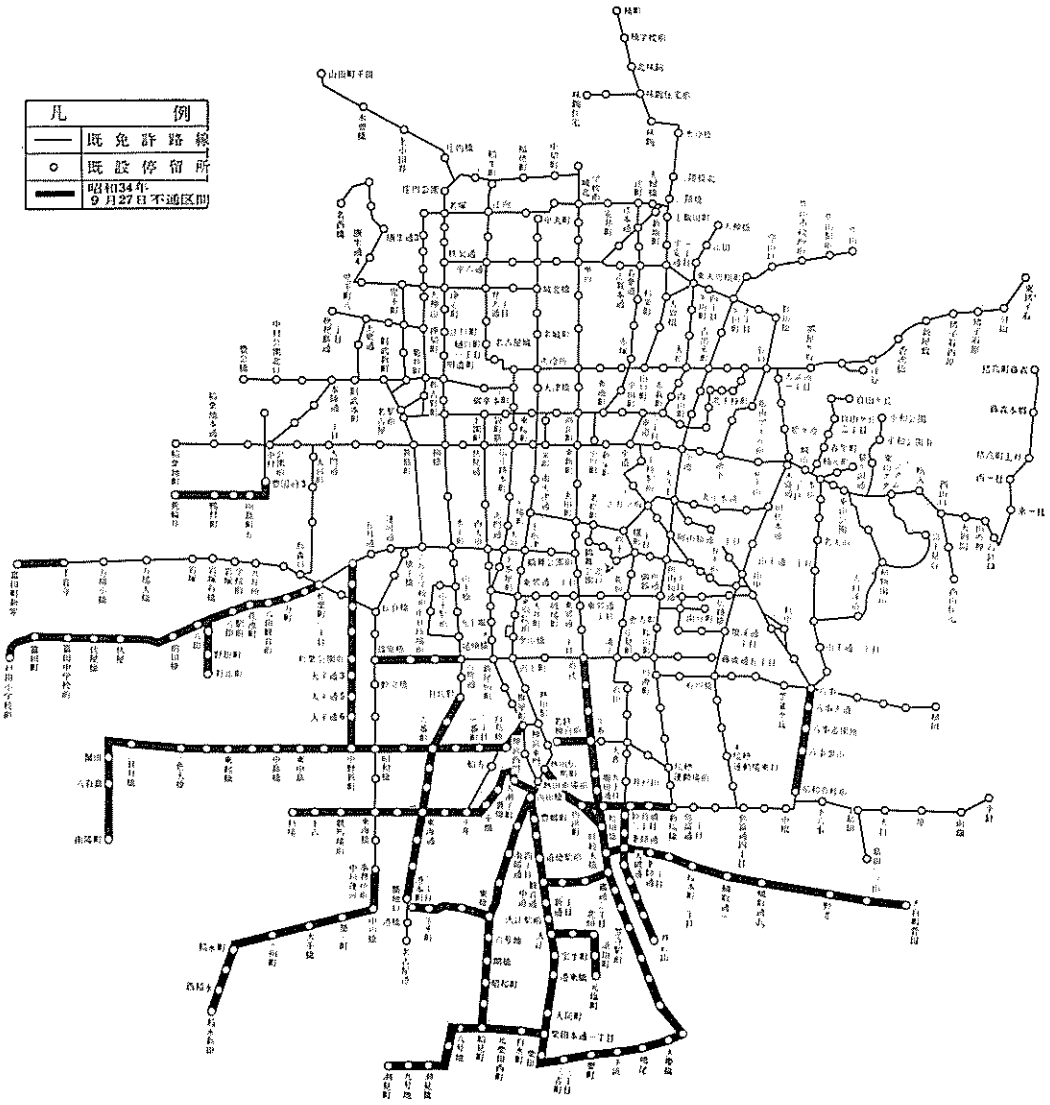

第5—18表　　バス運転路線復旧状況

月日	運転路線 常時営業路線	運転路線 臨時路線	計	在籍車両数	最多運転車数	営業車	救援その他	月日	運転路線 常時営業路線	運転路線 臨時路線	計	在籍車両数	最多運転車数	営業車	救援その他
	km	km	km	両	両	両	両		km	km	km	両	両	両	両
34. 9.27	221.01	1.75	227.76	682	356	351	5	34.10.30	289.74	14.00	303.74	705	599	599	
28	242.21	〃	243.96	〃	432	425	7	31	〃	〃	〃	〃	605	605	
29	244.30	〃	246.05	〃	450	437	13	11. 1	292.19	12.90	305.09	〃	587	587	
30	246.45	5.75	252.20	〃	478	469	9	2	〃	〃	〃	〃	606	606	
10. 1	253.12	8.13	261.25	〃	507	499	8	3	292.49	12.50	304.99	〃	625	625	
2	252.92	10.04	262.96	〃	509	501	8	4	〃	〃	〃	〃	609	609	
3	256.77	〃	266.81	〃	527	513	14	5	〃	〃	〃	〃	590	590	
4	258.92	10.54	269.46	〃	521	510	11	6	〃	〃	〃	〃	600	600	
5	〃	〃	〃	〃	548	532	16	7	294,44	〃	306.94	〃	599	599	
6	259.92	〃	270.46	〃	548	532	16	8	〃	〃	〃	〃	584	584	
7	〃	〃	〃	〃	556	542	14	9	295,54	〃	308.04	〃	603	603	
8	〃	〃	〃	〃	559	541	18	10	〃	〃	〃	〃	606	606	
9	261.07	〃	271.61	〃	570	547	23	11	〃	〃	〃	〃	600	600	
10	〃	〃	〃	〃	571	548	23	12	297.19	〃	309.69	〃	597	595	2
11	263.90	8.61	272.51	〃	544	537	7	13	〃	11.20	308.39	〃	602	602	
12	265.90	〃	274.51	〃	564	551	3	14	〃	〃	〃	〃	598	598	
13	278.59	4.15	282.74	〃	570	563	7	15	〃	〃	〃	〃	608	608	
14	284.89	5.65	290.54	〃	569	564	5	16	〃	〃	〃	〃	597	597	
15	〃	8.95	293.84	〃	572	567	5	17	〃	〃	〃	〃	600	600	
16	〃	〃	〃	〃	573	568	5	18	〃	〃	〃	〃	604	604	
17	〃	〃	〃	〃	574	568	6	19	〃	〃	〃	711	597	596	1
18	〃	11.20	296.09	〃	568	563	5	20	〃	〃	〃	〃	599	598	1
19	〃	〃	〃	689	581	573	8	21	〃	〃	〃	713	597	597	
20	288.84	〃	300.04	700	585	576	9	22	〃	〃	〃	〃	592	592	
21	〃	〃	〃	705	583	578	5	23	〃	〃	〃	〃	647	647	
22	〃	〃	〃	〃	580	575	5	24	〃	〃	〃	715	604	604	
23	289.74	〃	300.94	〃	580	575	5	25	〃	〃	〃	〃	604	604	
24	〃	〃	〃	〃	579	576	3	26	〃	〃	〃	〃	602	602	
25	〃	〃	〃	〃	570	567	3	27	〃	〃	〃	〃	602	602	
26	〃	〃	〃	〃	594	592	2	28	〃	〃	〃	〃	600	600	
27	〃	14.00	303.74	〃	〃	594		29	〃	〃	〃	〃	581	581	
28	〃	〃	〃	〃	602	600	2	30	〃	〃	〃	〃	601	601	
29	〃	〃	〃	〃	596	596		12. 1	300.09	〃	311.29	〃	605	605	

4　輸送上採つた臨時措置

(1)　路面電車代行バスの運転（路面電車の乗車料金取扱い）

ア　笠寺西門～大江（現在港東通）～六号地（現在大江）～開橋　　昭和34年10月1日から路面電車が開通した昭和34年10月10日まで実施。

イ　船方～築地口～名港　　昭和34年9月30日午後3時30分から午後9時まで運行し，10月1日路面電車開通後は満潮時に冠水15cm以上となり，電車運行不能の場合に代行運転を実施。

(2)　路面電車定期券の特別取扱い

路面電車不通のため路面電車定期券でバスの併用区間またはもより路線に乗車を認めたもの。

期間	バス系統	乗車を認めた区間
34.10. 3 ～ 34.10.11	神宮東門～東築地町～東橋～開橋	内田橋～東築地町～東橋～開橋
34.10.14 ～	名駅～昭和橋～中川橋～稲永新田	中川橋～稲永町～西稲永
34.10.15 ～ 34.10.25	金山橋～築地口～中川橋	築地口～中川橋
34.10.18 ～ 34.10.26	弁天裏～松藤公園(下之一色)～昭和橋～中川橋～名港	弁天裏～築地口
34.10.26 ～	築地口～西稲永	築地口～西稲永
34.10.26 ～ 34.11.12	金山橋～築地口～稲永新田	築地口～西稲永
34.10.27 ～	下之一色(松藤公園)～弁天裏～稲永町～築地口～名港	下之一色～築地口
34.11.13 ～	金山橋～築地口～汐止町	築地口～西稲永

(3) バス定期券の特別取扱い

バス路線不通のため，バス定期券で路面電車の乗継ぎ乗車を認めたもの。

期間	路面電車区間	備考
34.11.15 ～ 34.11.30	大江(現在港東通)～六号地(現在大江町)～開橋	バス系統路線 船見町～柴田本通一間の運休中

5 交通事業施設の復旧

台風によつて交通事業施設の受けた被害は軌道の破損・流失をはじめ，架線の切断，側柱の折損，電車・自動車車庫等建物の倒壊・破損，変電所機器の冠水・破損，車両の冠水・破損等市内全域の広範囲にわたりじん大な被害を受けた。その復旧対策としては，既定経費はできる限り節減し，あげて事業諸施設の復旧に全力を傾注することとし，今後の災害対策については原形復旧を原則とし，必要最小限の改良復旧を行なうこととして倒壊木造車庫の永久構造化，木造変電所の永久構造化ならびに給電能力の増強，流失軌道道床の板石補強等の方針を立てた。

災害復旧事業費については，改良復旧もあわせて総額4億4千80万円にのぼる交通事業災害復旧事業費を昭和34年度交通事業会計追加予算に計上し，国に対しては交通施設の復興事業費について，全額特別の低利・長期起債の認可の申請を行ない，4億4千万円の起債認可を受けた。

昭和34年度は，まず原形復旧を主体事業として，築地線はじめ災害路線4路線の応急復旧工事，築地変電所はじめ各変電所の被災機器の復旧，被災路面電車車両の修理・整備等，総額1億5千8百余万円の復旧工事を施工し，なお改良復旧工事については昭和34年度および昭和35年度において早急に実施するため，まず東臨港線軌道改良工事・港電車車庫構内線軌道改良工事・港電車倒壊車庫復旧工事等に着手し，昭和35年度においては，築地線・築地支線の早期開通を目標に，同線の軌道改良復旧工事，築地変電所はじめ3変電所の建物改良復旧工事，下之一色電車車庫改良復旧工事を施工するなど施設の改良整備によりサービスの向上と輸送の万全に一段の努力を払つた。目下，工事も順調に進み各改良復旧工事とも近く完工の予定である。

交通事業施設の復旧状況は次のとおりである。

第5—19表　軌道事業施設復旧工事状況

A　昭和34年度に実施した災害復旧工事概要

復旧工事名	工事費	着工年月日	しゅん工年月日	復旧内容
	円			
築地線・下之一色線復旧工事	10,027,891	34. 9.27	34.11.17	軌道電路施設の被災箇所を応急復旧修理
東臨港線・大江線復旧工事	6,916,117	34. 9.28	35. 3.31	軌道電路施設の被災箇所を応急復旧修理
築地変電所被災機器および配線復旧工事	4,992,166	34.12.21	35. 3.31	変電所の被災機器および配線を復旧修理
市内一円被災施設復旧工事	23,733,569	34. 9.27	35. 3.31	市内一円にわたる被災通信線・信号装置等を復旧修理
路面電車車両復旧修理	70,307,280	34. 9.27	35. 3.31	被災路面電車車両を修理整備
建物等応急復旧工事	17,876,873	34. 9.27	35. 3.31	西町工場製材工場外14棟，電機工場外15棟雨漏り修理，天窓修理，運輸事務所屋根修理その他
計	133,853,896			

B　昭和34年度に実施した改良復旧工事概要

改良復旧工事名	工事費	着工年月日	しゅん工年月日	復旧内容
	円			
東臨港線軌道改良復旧工事（加福町～六号地）	8,194,184	35. 3. 1	35. 3.31	被災軌道2,000mのうち500mを道床交換，新品板石舗装替え
港電車車庫構内線軌道改良復旧工事	4,875,899	35. 1.30	35. 3.31	材料支給軌条・枕木その他
港電車車庫改良復旧工事	473,819	35. 1.30	35. 3.31	材料支給鉄骨その他
星ケ丘操車場検車ピット上家改良復旧工事	2,743	35. 3.18	35. 3.31	材料支給支線柱・枕木その他
計	13,546,645			

C　昭和35年度に実施中の改良復旧工事概要

改良復旧工事名	工事費	着工年月日	しゅん工年月日	復旧内容
	円			
東臨港線軌道改良復旧工事	38,554,234	35. 7.22	——	北頭～大江こ線橋東詰506m，大江こ線橋西詰～加福町250m，笠寺こ線橋西詰～北頭456m道床交換，新品板石舗装替え，電線路工事その他
港電車車庫構内線軌道改良復旧工事	5,470,000	35. 1.30	35. 6.15	港電車車庫構内線単線1,022mを平均200mmかさ上げ
築地線・築地支線軌道改良復旧工事	41,900,000	35. 9.27	——	稲永～大宮司380m単線，大宮司～多賀良浦1,837m単線道床交換，築地支線一部踏切板石舗装，中川橋橋りょう上前後339m軌道改良工事，電線路工事その他
港電車車庫改良復旧工事	9,740,000	35. 1.30	35. 7.20	鉄骨車庫に改築550.1m²，ポンプ上家8m²
星ケ丘操車場検車ピット上家改良復旧工事	5,037,200	35. 3.18	35. 7. 8	鉄骨平家建235.125m²
下之一色電車車庫改良復旧工事	3,300,000	35. 9.13	——	鉄骨平家建161.108m²
築地変電所改良復旧工事	45,000,000	36. 1.16	——	鉄筋コンクリート一部2階建延163.88m²，コンクリートべい40m，給排水工事，機器改良復旧その他
長塀町変電所改良復旧工事	1,828,921	35.12.22	——	屋根がわらふきかえ，外部モルタル塗替え，床フローリング張りその他
瑞穂変電所改良復旧工事	1,400,000	35.12.22	——	〃
計	152,230,355			

第5—20表　乗合自動車事業施設復旧工事状況

A　昭和34年度に実施した災害復旧工事概要

復旧工事名	工事費	着工年月日	しゅん工年月日	復旧内容
	円			
市内一円被災施設復旧工事	5,162,164	34. 9.27	35. 3.31	市内一円にわたる被災通信線・標示燈・街路燈施設の復旧
自動車車両復旧修理	8,582,390	34. 9.27	35. 3.31	被災自動車車両修理整備
建物応急復旧工事	6,239,677	34. 9.27	35. 3. 31	西町工場機関工場外20棟雨漏り修理，運輸事務所天窓雨漏り修理
計	19,984,231			

B　昭和35年度に実施中の改良復旧工事概要

改良復旧工事	工事費	着工年月日	しゅん工年月日	復旧内容
	円			
自動車車両改良	128,000,000	35. 7. 1	35. 8.15	自動車車両40両買替え
計	128,000,000			

第5—21表　高速度鉄道事業施設復旧工事状況

昭和34年度に実施した災害復旧工事概要

復旧工事名	工事費	着工年月日	しゅん工年月日	復旧内容
	円			
ホーム側壁復旧工事	217,114	35. 2. 5	35. 2.29	コンクリートブロック積み，タイル張り 33.0m²
計	217,114			

第6節　生活保護対策

1　生活援護活動

(1)　社会福祉事務所の保護の実施体制の低下と被保護者の援護活動の復帰

台風の来襲とともに社会福祉事務所の任務は一夜にして姿を変えた。すなわち，この大災害のもとにあつては，本来の任務である被保護者階層のことについてのみ考慮することは許されず，区災害救助隊の中核として，区内の全り災者に対する救援活動の中心として，救援物資の輸送・配分等に日夜忙殺されることとなつた。

なかでも被害のはなはだしかつた南部5区（瑞穂・熱田・中川・港・南）の社会福祉事務所の平常業務は完全にまひの状態となり，その他の区においても業務に相当大きな支障をきたした。

ちなみに，台風1カ月後における各社会福祉事務所職員の災害救助活動従事の状況をみると，保護係職員75%，庶務係職員68%と半数以上のものが本来の任務を離れている。しかもこのなかには南部5区の保護係職員100%の動員が含まれていることは注目すべきである。

このような保護の実施体制の低下を継続することは，今後急激な増加が予想される要保護者の迅速・適切な援護業務に支障をきたし，このことは，直接これら市民の生存権をおびやかす結果ともなりかねないので，10月15日をもつて査察指導員ならびに地区担当員を職場に復帰させるよう，市長名をもつて各区社会福祉事務所長に通知した。またこれと並行して特に被害の大きい港・南両区の社会福祉事務所応援対策として北部7区（千種・東・北・西・中村・中・昭和）の地区担当員14人（各区2人ずつ）を派遣した。一方民生局保護課からも，現地におけるケース取扱い事務等の円滑を促進

するため，指導職員２，３人を派遣し一応の体制を整えた。

しかしながら全市にわたり台風の被害が大きかつたため，各区における保護の実務は，とかく災害救助事務に優先せられがちで，その結果保護実施に不じゆうぶんな点があつたことは遺憾とするところである。

(2) 伊勢湾台風と生活保護法による被保護階層の動き

伊勢湾台風は，社会福祉の分野にも，かつてないいまわしいつめあとを残した。

特に被災当初には低所得層の立ち上がりが絶望視され，生活保護法の適用者が急激に増加することが予測せられた。

しかしながら，災害による救助の適用期間が，大幅に延長されたこと，あるいは，り災者自身の生活力回復が意外に早かつたこと等によつて保護適用者数は，当初推測したものよりはるかに下まわつた数字を示した。

この台風による被災を直接，または間接の原因とする保護開始状況を，月別に見ると世帯では，10月が35世帯で全被保護世帯の0.4%，11月は173世帯で2.3%，12月には69世帯で0.9%となつており，これを人員でみると，10月が113人で全保護人員の0.7%，11月は605人，3.4%，12月は208人，1.2%を示している。

上述のごとく11月において，急激に増加していることが目立つが，これは災害救助法が，10月中に打ち切られ（一部の地区においては11月末まで適用期間が延長）避難所も閉鎖されたため，避難所収容者が10月中に生活の方向を見出すべく，集中的に保護を申請した結果であると考えられる。これを区別にみると，激じん地の南区（62.1%），港区（17.7%）が最高率で，全体の79.8%を占め，以下中川区・熱田区・瑞穂区の順となつている。

次に，全市の保護率を見ると，10月は11.5‰，11月は12.03‰，12月は12.14‰と月々漸増の傾向を示している。これは，前述の被災による保護状況を見ても明らかなように，被災を直接原因としない，一般的な理由による保護の増加に起因した上昇線であるといえよう。

なお，34年度上半期（４月～９月）における本市の平均保護率が，11.64‰（全国平均17.9‰）であるのに，被災直後の10月が，この平均値を0.14‰下廻つていることは，被害状況から見ると低率すぎる感があるが，救助法が適用されたということで，うなずける数値といえよう。

ところで生活保護法のなかでも特異な存在を示す医療扶助についてはどうであろうか。

生活保護法における医療扶助の特色は件数において低率であるにもかかわらず，入院医療の比重の増大から保護費総額に対して占める比率の極めて高いことである。このことから災害による患者の増加が医療扶助にどのような影響をもたらすか，特に件数の増加に伴う保護費の急激な増加がどのような結果を示すかに注目した。

まず災害当時，南部指定医療機関において被災した入院被保護患者81人の状態をは握し，これら患者の転医措置を講じた。

一方，災害救助法の適用期間満了により，医療扶助の対象に切替えられるであろうぼう大なり災患者の受入れに遺憾なきを期するための対策を樹立する研究討議が続けられた。

しかしながら実際には医療機関においてもさしたる混乱もなく，また前述同様災害救助法による医

療給付期間の大幅な延長と現に療養中のり災患者に対する特別措置等により，当初予想した数値をはるかに下回るものであつた。すなわち，件数については34年10月・11月と横ばい状態を示し，災害救助法による医療給付期間の満了となつた34年12月においても若干上昇気配をみせた程度で，件数にして257件，比率において５％の増加をみたにすぎない。またこれに対する医療保護費の支出についても施設の倒壊，書類の流失等のため，一部において請求事務手続が遅延し，34年11月には支払額が増加するという一時的現象もあつたが，翌12月以降は漸次平常に復し，さしたる増加もみるにいたらなかつた。このことは災害救助法による医療給付期間がかなり長期間にわたつて適用されたため，り災患者のほとんどが，この期間中に全快あるいは全快に近い状態にまで回復した結果であると思われる。

以上のように，被保護階層の動きは，悲惨をきわめた台風禍から考えると，意外なほど低い実績を示していると思われるが，これは災害復興による労働力の需要増加と，被災市民の立ちあがりに対するおう盛な意欲とが相まつて，被保護者におちいることなく自立の機会を得たことによると思われる。

この影響は，伊勢湾台風後１年間の保護の状況をみても明らかである。

すなわち昭和34年12月の保護率12.14‰を最高として月々下降し，昭和35年12月には10.37‰と低率を示すにいたつた。したがつて保護統計上からは，被保護階層に対する伊勢湾台風のその後の影響はほとんどなくなり，明かるい見通しさえ持たれるにいたつた。

第5—22表　生活保護実施状況　（昭和34. 9～12）

区分	被保護実世帯数					被保護実人員数					生活扶助	医療扶助人員		停止中のもの		保護率
	(C1)一般的のもの	(B1)災害によるもの	計 (A1) (B1)+(C1)	前年同月比	(B1)/(A1)	(C2)一般的のもの	(B2)災害によるもの	計 (A2) (B2)+(C2)	前年同月比	(B2)/(A2)	人員	入院	入院外	世帯	人員	(‰)
	世帯	世帯	世帯	%	%	人	人	人	%	%	人	人	人	世帯	人	
昭和34 4～9月平均	—	—	7,250	—	—	—	—	16,870	—	—	14,559	1,963	2,965	58	164	11.64
昭和34. 9	—	—	7,162	96.7	—	—	—	16,539	98.0	—	14,175	1,952	3,049	79	256	11.48
10	7,104	35	7,139	95.6	0.4	16,466	113	16,579	97.3	0.7	14,224	1,944	3,003	74	245	11.50
11	7,161	173	7,334	99.1	2.3	16,718	605	17,323	101.7	3.4	14,984	1,992	3,089	80	267	12.03
12	7,356	69	7,425	98.7	0.9	17,324	208	17,532	100.1	1.2	15,164	2,042	3,216	70	221	12.14
昭和33. 9	—	—	7,406	100.8	—	—	—	16,866	99.8	—	14,537	2,004	3,131	67	205	11.53
10	—	—	7,466	100.7	—	—	—	17,030	99.6	—	14,771	2,017	3,102	68	203	11.63
11	—	—	7,398	100.2	—	—	—	17,017	100.1	—	14,723	1,976	3,072	65	180	11.60
12	—	—	7,520	100.9	—	—	—	17,501	100.2	—	15,204	1,976	3,123	53	148	11.90

注　「災害によるもの」は伊勢湾台風を契機（原因）として保護の始源的開始をした実数である。

第5—5図

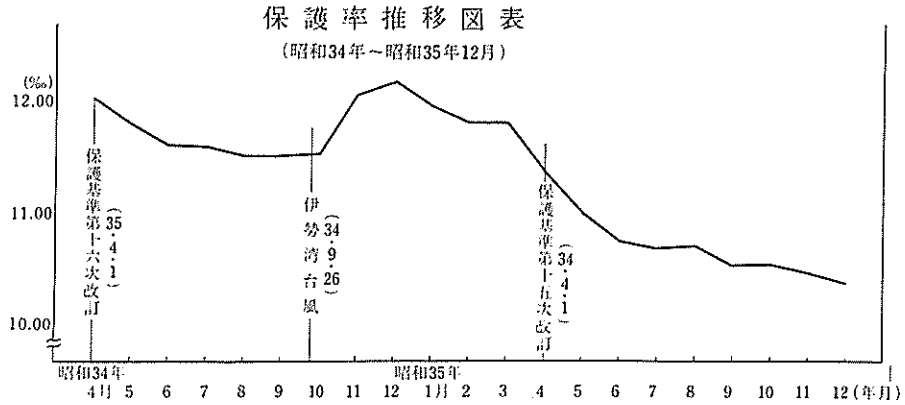

注　保護率は，34年度については，33年10月1日現在の人口を，35年度については，35年1月15日現在の人口を夫々算定の基礎とした。

第5—23表　扶助別保護人員の推移　（昭和34.4～12）

区分	被保護実人員		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助			
									入院		入院外	
	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数	人員	指数
	人		人		人		人		人		人	
34. 4	17,423	100.0	15,114	100.0	9,160	100.0	4,859	100.0	1,970	100.0	2,891	100.0
5	17,083	98.0	14,817	98.0	8,932	97.5	4,775	98.2	1,974	100.2	2,965	102.5
6	16,825	96.5	14,554	96.2	8,801	96.0	4,676	96.2	1,977	100.3	2,927	101.2
7	16,782	96.3	14,479	95.7	8,809	96.1	4,660	95.9	1,954	99.1	2,936	101.5
8	16,570	95.1	14,220	94.0	8,601	93.8	4,578	94.2	1,951	99.0	3,021	104.4
9	16,539	94.9	14,175	99.7	8,543	93.2	4,570	94.0	1,952	99.0	3,049	105.4
10	16,579	95.1	14,224	94.1	8,829	96.3	4,580	94.2	1,944	98.6	3,003	103.8
11	17,323	99.4	14,984	99.1	9,214	100.5	4,783	98.4	1,992	101.1	3,089	106.8
12	17,532	100.6	15,164	103.3	9,111	99.4	4,791	98.6	2,042	103.6	3,216	111.2

注　指数は，昭和34年4月を100とする。

第5—24表　生活保護申請状況　（昭和34.10～12）

月別	面接件数	申請受理件数
	件	件
昭和34. 5～ 9　月平均	382	297
10	424	291
11	496	397
12	399	331
計　(10～12)	1,319	1,019

第5—25表　保護の種類別保護状況　（昭和34. 9～10）

A　（世　帯）

区分	9月分（A）			10月分			11月分			12月分（B）			増減（B-A）	
	総数	実数	対前月比	総数	実数	対前月比	総数	実数	対前月比	総数	実数	対前月比	総数	実数
	世帯	世帯	%	世帯	世帯	%	世帯	世帯	%	世帯	世帯	%	世帯	世帯
生活扶助	5,187	5,187	100.2	5,183	5,183	99.9	5,361	5,361	103.4	5,412	5,412	100.9	225	225
住宅扶助	2,548 (2,268)	280	98.5	2,660 (2,385)	275	98.2	2,749 (2,474)	275	100.0	2,729 (2,463)	266	96.7	181	△14
教育扶助	2,211 (2,174)	37	108.8	2,222 (2,181)	41	110.8	2,332 (2,298)	34	82.9	2,341 (2,309)	32	94.1	130	△ 5
医療扶助	4,016 (2,447)	1,569	100.06	4,010 (2,460)	1,550	98.7	4,130 (2,557)	1,573	101.4	4,263 (2,626)	1,637	104.0	247	68
出産扶助	1 (1)	0	0	2 (2)	0	0	5 (5)	0	0	2 (2)	0	0	1	0
生業扶助	157 (68)	89	95.6	158 (68)	90	101.1	157 (69)	88	97.7	147 (69)	78	88.6	△10	△11
葬祭扶助	22 (22)	0	0	17 (17)	0	0	37 (34)	3	—	34 (34)	0	—	12	0
計	14,142 (6,980)	7,162	100.09	14,252 (7,113)	7,139	99.6	14,771 (7,437)	7,334	102.7	14,928 (7,503)	7,425	101.2	786	263

注　かつこ内の数字は併給数を示す。

B　（人　員）

区分	9月分（A）			10月分			11月分			12月分（B）			増減（B-A）	
	総数	実数	対前月比	総数	実数	対前月比	総数	実数	対前月比	総数	実数	対前月比	総数	実数
	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人
生活扶助	14,175	14,175	99.6	14,224	14,224	100.3	14,984	14,984	105.3	15,164	15,164	101.2	989	989
住宅扶助	8,543 (8,080)	463	87.8	8,829 (8,374)	455	98.2	9,214 (8,770)	444	97.5	9,111 (8,700)	411	92.5	568	△52
教育扶助	4,570 (4,499)	71	107.5	4,580 (4,500)	80	112.6	4,783 (4,715)	68	85.0	4,791 (4,727)	64	94.1	221	△ 7
医療扶助	5,001 (3,260)	1,741	101.3	4,947 (3,217)	1,730	99.3	5,081 (3,345)	1,736	100.3	5,258 (3,443)	1,815	104.5	257	74
出産扶助	1 (1)	0	0	2 (2)	0	0	5 (5)	0	0	2 (2)	0	0	1	0
生業扶助	157 (68)	89	95.6	158 (68)	90	101.1	157 (69)	88	97.7	147 (69)	78	88.6	△10	△11
葬祭扶助	22 (22)	0	0	17 (17)	0	0	37 (34)	3	—	34 (34)	0	—	12	0
計	32,469 (15,930)	16,539	99.8	32,757 (16,178)	16,579	100.2	34,261 (16,938)	17,323	104.4	34,507 (16,975)	17,532	101.2	2,038	993

注　かつこ内の数字は併給数を示す。

第5—26表　社会福祉事務所別生活保護の実施状況　（昭和34.9～12）

区名	被保護実世帯数					被保護実人員数					保護率（‰）			
	昭和34年4月～9月平均	昭和34年9月	10月	11月	12月	昭和34年4月～9月平均	昭和34年9月	10月	11月	12月	9月	10月	11月	12月
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人	人
千種区	757	739	735	735	745	1,501	1,432	1,433	1,448	1,455	10.5	10.4	10.5	10.6
東区	292	291	302	300	299	772	741	765	768	767	8.3	8.6	8.7	8.7
北区	535	505	502	517	507	1,392	1,349	1,336	1,363	1,342	10.5	10.4	10.7	10.4
西区	575	592	587	587	595	1,516	1,521	1,506	1,501	1,506	11.4	11.3	11.3	11.3
中村区	1,058	1,060	1,073	1,060	1,073	2,447	2,411	2,456	2,428	2,460	14.2	14.4	14.2	14.3
中区	324	332	327	338	336	799	810	790	793	822	7.1	6.9	7.0	7.2
昭和区	668	648	635	637	639	1,302	1,268	1,240	1,246	1,249	9.4	9.2	9.4	9.4
瑞穂区	902	880	865	873	880	1,778	1,754	1,731	1,761	1,744	14.7	14.5	14.7	14.6
熱田区	326	316	300	331	360	922	893	847	886	936	11.4	11.0	11.5	12.0
中川区	359	366	368	376	398	1,017	1,041	1,041	1,074	1,138	8.8	8.8	9.1	9.6
港区	916	915	905	920	940	1,639	1,638	1,694	1,819	1,946	18.9	19.5	21.0	22.3
南区	538	518	540	660	653	1,787	1,681	1,740	2,236	2,167	12.1	12.5	15.9	15.4
計	7,250	7,162	7,139	7,334	7,425	16,870	16,539	16,579	17,323	17,532	11.4	11.5	12.0	12.1

注　保護率（停止中の人員を含む。）は昭和33年10月1日現在人口を算定の基礎とした。

第5—27表　社会福祉事務所別保護の実施状況（その1）　（昭和34.9分）

区名	被保護実世帯	被保護実人員	施設収容者（再掲）	生活扶助人員	医療扶助人員		保護開始		保護廃止		保護停止		保護率（‰）
					入院	入院外	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	
	世帯	人	人	人	人	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	
千種区	739	1,432	301	1,279	158	208	16	49	17	28	11	31	10.55
東区	291	741	25	642	101	145	9	20	4	5	1	3	8.39
北区	505	1,349	161	1,118	157	248	8	20	10	21	2	10	10.54
西区	592	1,521	112	1,326	190	295	24	57	13	21	7	27	11.43
中村区	1,060	2,411	316	1,906	273	422	30	40	32	57	18	46	14.25
中区	332	810	11	680	131	152	9	17	11	22	1	5	7.15
昭和区	648	1,268	202	1,102	172	216	12	12	27	40	5	9	9.49
瑞穂区	880	1,754	388	1,466	290	329	24	45	29	43	1	3	14.73
熱田区	316	893	8	740	130	188	6	7	8	24	7	17	11.42
中川区	366	1,041	7	853	113	212	12	46	12	38	8	32	8.85
港区	915	1,638	634	1,533	104	239	45	79	30	31	10	36	18.96
南区	518	1,681	10	1,530	133	395	12	39	18	67	8	37	12.14
計	7,162	16,539	2,175	14,175	1,952	3,049	207	431	211	397	79	256	11.48
前月比(%)	100.09	99.8	99.4	99.61	100.05	100.9	100.4	104.1	115.3	106.7	112.8	115.3	—

注　保護率（停止中の人員を含む。）は昭和33年10月1日現在人口を算定の基礎とした。

社会福祉事務所別保護の実施状況（その２）　（昭和34.10分）

区名	被保護実世帯	被保護実人員	施設収容者（再掲）	生活扶助人員	医療扶助人員 入院	医療扶助人員 入院外	保護開始 世帯	保護開始 人員	保護廃止 世帯	保護廃止 人員	保護停止 世帯	保護停止 人員	保護率（‰）
	世帯	人	人	人	人	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	
千種区	735	1,433	302	1,279	158	230	23	41	16	26	7	21	10.49
東区	302	765	25	664	106	146	7	22	6	19	1	3	8.66
北区	502	1,336	160	1,105	148	254	15	28	26	52	4	16	10.49
西区	587	1,506	109	1,323	188	281	20	37	20	30	8	33	11.36
中村区	1,073	2,456	318	1,916	278	470	34	74	40	63	12	29	14.42
中区	327	790	11	660	131	149	18	36	20	51	1	5	6.98
昭和区	635	1,240	194	1,064	178	216	15	29	13	25	5	9	9.28
瑞穂区	865	1,731	380	1,452	284	318	31	42	29	51	1	3	14.54
熱田区	300	847	8	701	123	154	22	33	15	46	12	35	11.07
中川区	368	1,041	8	861	113	204	28	81	25	89	5	29	8.83
港区	905	1,694	569	1,612	103	219	57	178	35	62	9	31	19.54
南区	540	1,740	12	1,587	134	362	38	120	39	106	9	31	12.51
計	7,139	16,579	2,096	14,224	1,944	3,003	308	721	284	620	74	245	11.50
前月比(%)	99.6	100.2	96.3	100.3	99.5	98.4	148.7	167.2	134.5	156.1	93.6	95.7	—

注　保護率（停止中の人員を含む。）は昭和33年10月１日現在人口を算定の基礎とした。

社会福祉事務所別保護の実施状況（その３）　（昭和34.11分）

区名	被保護実世帯	被保護実人員	施設収容者（再掲）	生活扶助人員	医療扶助人員 入院	医療扶助人員 入院外	保護開始 世帯	保護開始 人員	保護廃止 世帯	保護廃止 人員	保護停止 世帯	保護停止 人員	保護率（‰）
	世帯	人	人	人	人	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	
千種区	735	1,448	299	1,296	155	228	17	57	13	34	7	21	10.59
東区	300	768	25	674	108	141	7	19	8	16	2	4	8.71
北区	517	1,363	151	1,126	155	263	22	39	27	53	4	16	10.70
西区	587	1,501	104	1,318	188	282	17	37	10	14	9	39	11.37
中村区	1,060	2,428	316	1,898	263	462	30	55	22	43	13	34	14.28
中区	338	793	12	663	137	152	15	19	15	30	1	5	7.00
昭和区	637	1,246	196	1,070	180	216	22	38	12	23	10	21	9.41
瑞穂区	873	1,761	377	1,483	287	336	25	45	24	47	1	3	14.79
熱田区	331	886	8	739	125	175	31	34	7	12	12	35	11.56
中川区	376	1,074	9	906	113	211	13	48	6	17	5	29	9.10
港区	920	1,819	539	1,721	121	229	58	213	39	60	10	36	21.01
南区	660	2,236	12	2,090	160	394	122	427	44	165	6	24	15.97
計	7,334	17,323	2,048	14,984	1,992	3,089	379	1,031	227	514	80	267	12.03
前月比(%)	102.7	104.4	97.7	105.3	102.4	102.8	123.0	142.9	79.9	82.9	108.1	108.9	—

注　保護率（停止中の人員を含む。）は昭和33年10月１日現在人口を算定の基礎とした。

社会福祉事務所別保護の実施状況（その４）　（昭和34.12分）

区名	被保護実世帯数	被保護実人員	施設収容者（再掲）	生活扶助人員	医療扶助人員		保護開始		保護廃止		保護停止		保護率（‰）
					入院	入院外	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	
	世帯	人	人	人	人	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	
千種区	745	1,455	297	1,294	160	253	23	41	16	26	7	21	10.65
東区	299	767	25	674	99	146	7	22	6	19	2	4	8.70
北区	507	1,342	145	1,118	156	257	15	28	26	52	2	7	10.47
西区	595	1,506	103	1,312	190	274	20	37	20	30	10	37	11.39
中村区	1,073	2,460	312	1,937	278	488	34	74	40	63	9	17	14.37
中区	336	822	14	695	132	138	18	36	20	51	1	5	7.26
昭和区	639	1,249	196	1,077	177	217	15	29	13	25	11	22	9.44
瑞穂区	880	1,744	386	1,467	284	340	31	42	29	51	1	3	14.65
熱田区	360	936	8	774	142	201	22	33	15	46	8	25	12.06
中川区	398	1,138	9	961	123	220	28	81	25	89	5	29	9.63
港区	940	1,946	510	1,842	137	251	57	178	35	62	8	31	22.39
南区	653	2,167	19	2,013	164	431	38	120	39	106	6	20	15.45
計	7,425	17,532	2,024	15,164	2,042	3,216	308	721	284	620	70	221	12.14
前月比(%)	101.2	101.2	98.8	101.2	102.5	104.1	81.2	69.9	125.1	120.6	82.5	82.7	—

注　保護率（停止中の人員を含む。）は昭和33年10月１日現在人口を算定の基礎とした。

第5—28表　医療扶助の病類別保護状況　（昭和34. 9～12）

年月	入院外				入院				合計
	結核	精神病	その他	計	結核	精神病	その他	計	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
昭和34. 9	784(675)	52(40)	2,213(2,079)	3,049(2,794)	1,284(326)	349(59)	319(81)	1,952(466)	5,001(3,260)
10	788(675)	51(39)	2,164(2,025)	3,003(2,739)	1,272(335)	352(62)	320(81)	1,944(478)	4,947(3,217)
11	797(690)	56(42)	2,236(2,109)	3,089(2,841)	1,262(334)	355(68)	375(102)	1,992(504)	5,081(3,345)
12	816(700)	50(38)	2,350(2,215)	3,216(2,953)	1,277(490)	358(63)	407(98)	2,042(329)	5,258(3,443)

第5—29表　　生活保護法による被保護者の被災状況　　（昭和34.12.1現在）

被害程度 / 扶助の種類		全壊	流失	半壊	床上浸水	合計	備考
世帯	生活扶助	195 世帯	103 世帯	1,020 世帯	379 世帯	1,697 世帯	
	住宅扶助	73 (73)	68 (68)	379 (379)	250 (247)	770 (767)	
	教育扶助	84 (84)	54 (54)	380 (378)	232 (230)	750 (746)	
	医療扶助	居宅 60 (55) 収容 24 (13)	21 (21) 21 (14)	247 (227) 188 (83)	204 (189) 110 (38)	532 (492) 343 (148)	全1流1半40 床4計46
	その他	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	
	合計	436(225)	267 (157)	2,217(1,067)	1,175 (704)	4,095(2,153)	
	実数	211	110	1,150	471	1,942	
人員	生活扶助	619 人	389 人	2,786 人	1,309 人	5,103 人	
	住宅扶助	299(299)	221 (221)	1,442(1,442)	907 (895)	2,869(2,857)	
	教育扶助	192(190)	112 (112)	780 (778)	484 (481)	1,568(1,561)	
	医療扶助	居宅 86 (79) 収容 25 (14)	34 (34) 22 (15)	308 (288) 196 (90)	263 (240) 115 (43)	691 (641) 358 (162)	全2流1半40 床4計47
	その他	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	
	合計	1,221(582)	778 (382)	5,515(2,598)	3,078(1,659)	10,592(5,221)	
	実数	639	396	2,917	1,419	5,371	

注　かつこ内の数字は併給数を示す。

参　考

	昭和34年12月分実数(A)	12月1日現在被災実数(B)	被災率　(B/A)
被保護世帯	7,491世帯	1,942世帯	25.9%
被保護人員	17,753人	5,371人	30.2%

注　1　12月分実数欄には停止中のものを含む。

2　被災実数は台風後保護開始したものを含む。

第5—30表　生活保護法による被保護者の被災状況　（昭和34.12.1現在）

種別 / 区名	全壊		流失		半壊		床上浸水		計		保護開始見込みのもの（12.1現在）（左側数字は世帯数，右側は人員）
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	
	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	
千種区	14	55	0	0	(1) 25	96	0	0	(1) 39	(1) 151	全　2—9
東区	3	10	0	0	19	85	0	0	22	95	
北区	7	20	(1) 1	(1) 1	17	52	0	0	(1) 25	(1) 73	
西区	4	9	0	0	8	22	19	53	31	84	
中村区	5	25	0	0	22	86	(1) 5	(1) 23	32	134	
中区	(1) 6	(2) 13	0	0	(1) 34	(1) 102	8	22	(2) 48	(3) 137	
昭和区	9	26	0	0	(1) 3	(1) 4	(1) 6	(1) 14	(2) 18	(2) 44	床　1—1
瑞穂区	4	16	1	3	(2) 14	(2) 31	104	317	(2) 123	(2) 367	全　1—3 床　2—6
熱田区	3	7	0	0	(1) 46	(1) 129	(2) 122	(2) 358	(3) 171	(3) 494	半　1—1 床　14—29
中川区	8	14	0	0	20	58	174	520	202	592	床　11—34
港区	106	263	65	219	(18) 654	(18) 1,139	18	54	(18) 843	(18) 1,675	全　8—29 流　1—5
南区	55	228	49	196	(16) 295	(16) 1,131	44	131	(16) 443	(16) 1,686	全　2—6　流　5—18 半　6—17　床　1—3
計	(1) 224	(2) 686	(1) 116	(1) 419	(40) 1,157	(40) 2,935	(4) 500	(4) 1,492	(46) 1,997	(47) 5,532	55—161

注　1　かつこ内の数字は医療扶助による単身単給入院者数を再掲した。

2　12月1日現在保護開始の決定がなされていないが，開始見込みのもの（要保護者）は，あわせて数値を掲記した。

3　全は全壊，半は半壊，流は流失，床は床上浸水を示す。

第5—31表　災害を契機とする保護の開始・廃止状況　（昭和34.10～12）

区分	保護開始										保護廃止	
	申請件数	決定件数	内訳（理由）								世帯数	人員
			実働者				労働者以外の者			その他		
			死亡	疾病	失職	その他	死亡	疾病	その他			
	件	件	人	人	人	人	人	人	人	人	世帯	人
昭和34.10	—	35	0	7	9	8	0	6	4	1	6	21
11	184	173	4	64	46	42	0	15	2	0	25	136
12	54	69	3	21	4	14	0	16	1	10	49	169
計	—	277	7	92	59	64	0	37	7	11	80	326
構成比(%)	—	100	2.5	33.3	21.3	23.2	0	13.3	2.5	3.9	—	—

第5—6図　保護開始原因別保護状況　（災害を契機とする保護開始状況のみ）

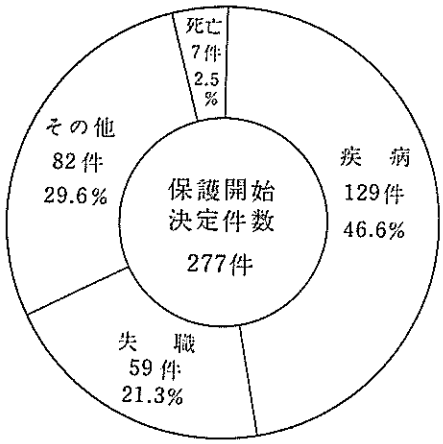

第5—32表　種類別保護の実施状況（災害を直接・間接的に契機とするもの）

A（世帯）　（昭和34.10～12）

区分	10月分				11月分				12月分			
	総数	全世帯に占める割合	併給数	実数	総数	全世帯に占める割合	併給数	実数	総数	全世帯に占める割合	併給数	実数
	世帯	%	世帯	世帯	世帯	%	世帯	世帯	世帯	%	世帯	世帯
生活扶助	30	0.57	—	30	142	2.64	—	142	42	0.77	—	42
住宅扶助	14	0.52	14	0	78	2.83	76	2	10	0.36	10	0
教育扶助	14	0.63	14	0	83	3.55	83	0	25	0.58	25	0
医療扶助	7	0.17	2	5	49	1.18	22	27	31	0.72	4	27
出産扶助	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0
生業扶助	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0
葬祭扶助	0	—	0	0	2	5.40	0	2	1	2.64	1	0
計	65	0.45	30	35	354	2.39	181	173	109	0.73	40	69

B（人員）

区分	10月分				11月分				12月分			
	総数	全人員に占める割合	併給数	実数	総数	全人員に占める割合	併給数	実数	総数	全人員に占める割合	併給数	実数
	人	%	人	人	人	%	人	人	人	%	人	人
生活扶助	108	0.75	—	108	566	3.77	—	566	180	1.18	—	180
住宅扶助	44	0.49	44	0	328	3.55	319	9	49	0.53	49	0
教育扶助	39	0.85	39	0	157	3.28	157	0	54	1.12	54	0
医療扶助	7	0.14	2	5	56	1.10	28	28	32	0.60	4	28
出産扶助	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0
生業扶助	0	—	0	0	0	—	0	0	0	—	0	0
葬祭扶助	0	—	0	0	2	5.40	0	2	1	2.64	1	0
計	198	0.60	85	113	1,109	3.23	504	605	316	0.91	108	208

第5—33表　被保護者の応急仮設住宅入居状況　（昭和35. 2. 20現在）

種別 / 応急仮設住宅名	被保護世帯					被保護人員				
	総数	台風前からの区内居住者		他区からの転入		総数	台風前からの区内居住者		他区からの転入	
		継続	新規	継続	新規		継続	新規	継続	新規
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	人	人	人	人	人
熱田区　新宮坂	4	—	—	4	—	18	—	—	18	—
〃（単身）	1	—	—	—	1	1	—	—	—	1
港区　船見	13	2	1	8	2	44	10	4	24	6
汐止	83	35	6	19	23	376	150	22	87	117
南区　旧庁舎	2	1	1	—	—	3	2	1	—	—
白水	20	7	7	6	—	89	26	31	32	—
弥次衛	80	27	45	4	4	383	168	173	19	23
合計	203	72	60	41	30	914	356	231	180	147

注　この表には保護申請中のもの5世帯（23人）を含む。

第5—34表　生活保護法による入院患者り災状況　（昭和34. 9. 26現在）

区別 / 区分	り災患者数	り災の分類		
		本人・家族り災	本人り災	家族り災
	人	人	人	人
千種区	10	0	10	0
東区	4	0	1	3
北区	7	0	0	7
西区	6	0	0	6
中村区	12	2	7	3
中区	20	2	7	11
昭和区	4	0	1	3
瑞穂区	29	0	3	26
熱田区	43	0	3	40
中川区	44	3	1	40
港区	84	1	11	72
南区	65	18	11	36
計	328	26	55	247

注　1　この表は昭和34年9月26日現在生活保護受給者で現に医療扶助による入院を継続していたものについて作成した。

2　り災者数は生活保護入院患者1,952人（9月分医療扶助入院人員）の17%を占める。

なお，り災指定医療機関（生活保護法によるもの）におけるり災状況は次のとおりである。

大同病院	20人
中京病院	20〃
港北病院	22〃
その他	19〃
計	81〃

第5—35表　　生活保護費の支出状況　　（昭和34. 4を100とする）

年月	区分	保護費支出額			生活扶助費			医療扶助費		
		金額	指数	1人あたり保護費	金額	指数	1人あたり扶助費	金額	指数	1人あたり扶助費
		円		円	円		円	円		円
34.	4	51,070,699	100.0	2,931	17,628,323	100.0	1,166	30,707,901	100.0	6,317
	5	57,450,344	112.4	3,363	20,523,152	116.4	1,385	30,444,379	99.1	6,164
	6	55,897,787	109.4	3,322	20,425,788	115.8	1,403	28,572,813	93.0	5,826
	7	57,567,115	112.7	4,430	20,091,472	113.9	1,389	30,649,184	99.8	6,267
	8	56,601,346	110.8	3,415	19,737,642	111.9	1,388	30,529,194	99.4	6,140
	9	55,503,921	108.6	3,356	19,230,956	109.0	1,357	30,685,873	99.9	6,135
	10	53,528,373	104.8	3,228	18,747,737	106.3	1,318	29,303,937	95.4	5,923
	11	46,625,617	91.2	2,691	22,008,081	124.8	1,468	18,898,473	61.5	3,951
	12	61,282,005	119.9	3,495	23,333,674	132.3	1,538	31,128,019	101.3	6,497

注　1　名古屋市生活保護経理状況調による。
　　2　「保護費支出額」は施設事務費を含む総保護費支出額である。

第 7 節　児 童 福 祉 対 策

1　被災孤児等福祉活動

(1)　調　　査

被災の翌日，すなわち昭和34年 9 月27日児童相談所内に，この台風禍により両親あるいは父母のいずれかを，または，養育責任者を失つた満18歳未満の児童を調査発見するため，児童福祉司を中心とした調査班10班を編成し，小・中学校，寺院等集団避難所（135ヵ所）を巡回した。

当初は，混乱・離散等の悪条件に悩まされ，正確な人員のは握や適切な措置を講ずることに困難をきわめたが，児童委員・担当教師等の協力により，逐次次の該当者をは握することができた。

孤児（両親または養育責任者を失つた児童）　67人
欠損家庭児童（父母のいずれかを失つた児童）　229人
一時収容保護児童（家庭または避難所においては養育困難な児童）　95人
（注　性別・年齢等は別表を参照されたい。）

(2)　相談ならびに措置

巡回調査によつて判明した孤児および要保護児童については，全国各地から養子縁組あるいは，里子の申出があつたが，幸い全く孤児はなく，親族が悲報を聞き被災地を訪れて，それぞれ引き取られ養育されることになつた。

児童相談所においては各地域担当の児童福祉司に養育先の家庭訪問を励行させ，就学・就職等はもちろん後見人選任の手続等についても，養育者のよい相談相手となり児童の福祉増進と健全育成につとめた。

(3)　救　　援

ア　孤　　児

＜被災孤児育成会設置＞

愛知県においては全国各地から寄せられた義援金から県内被災孤児121人（うち名古屋市67人）が成人に達するまで育成援助することを目的とし「愛知県被災孤児育成会」を設置し，次の事業を行なうことになつた。財源は義援金 12,100,000円，見舞金 231,662円，合計 12,331,662円でこれから生ずる利息は事業を行なう費用に充当する。

○育成金の交付

○就職支度金の交付

○進学支度品の交付

○死亡弔慰金品および疾病傷害等見舞金品の交付

○慰安激励会の開催

○その他の援護事業

(ア) 育　成　金

成人に達した孤児（毎年１月15日現在）および結婚・養子縁組等の事情により孤児としての取り扱いが，途中で解消されたものを対象とする。

孤児１人あたり　100,000円以内

(イ) 就職支度金

義務教育を終了した孤児および現に就職中の孤児を対象とする。

義務教育を終了した孤児

１人あたり　3,000円程度

現に就職中の孤児または家事に従事する孤児

１人あたり　2,000円程度

(ウ) 進学支度品

就学未満の孤児（幼児）または現に就学中の孤児を対象とする。

就学未満の孤児

１人あたり　2,000円程度

就学中の孤児

１人あたり　2,000円程度

(エ) 死亡弔慰金品および疾病傷害等見舞金品

孤児が死亡した場合または疾病傷害により長期(15日以上)の療養を要する孤児を対象とする。

死亡孤児１人あたり　100,000円（育成金を弔慰金とする。）

疾病傷害等の孤児

診療期間が15日を越える場合

見舞金　2,000円

診療期間が15日を越えてから30日を経過するごとに

見舞金　1,000円

イ　欠損家庭児童

＜被災児童育成資金造成＞

名古屋市民生局においては，被災孤児育成会設置に準じ，内外各地から寄せられた義援金の一部を142世帯，229人の欠損家庭児童の健全育成のための事業を行なう費用に充当することになつた。

総額は，2,290,000円で一時的支給とせず，世帯の状況に応じて継続支給とし，またこれから生ずる利息は事業を行なう費用に充当することとした。

○育成金（生活・教育費）の交付

○進入学祝金（支度金）の交付

○就職支度金の交付

○学用品代の交付

○その他（医療費・傷病見舞金）の交付

○夏季鍛練会開催

○慰安会開催

なお，昭和35年４月交付した育成資金は次の基準によつて交付した。

(ア) 育　成　金

担当児童福祉司の家庭訪問に基づく調査報告により必要と認めた場合交付する。

父子世帯　児童１人あたり　2,000円

母子世帯　児童１人あたり　3,000円

(イ) 進 入 学 祝 金

児童が小・中・高等学校へ進・入学する場合交付する。

小 学 校　児童１人あたり　3,000円

中 学 校　児童１人あたり　3,000円

高等学校　児童１人あたり　2,000円

(ウ) 就職支度金

児童が就職した場合交付する。

児童１人あたり　3,000円

(エ) 学 用 品 代

１件　2,000円

(オ) 衣料日用品代

世帯の状況に応じ緊急必要の場合交付する。

１世帯　5,000円程度

(カ) その他（医療費・傷病見舞金）

その程度に応じ協議決定交付する。

(キ) 夏季鍛練会・慰安会

世帯主の勤務状態等で一家そろつてのレクリエーションが困難なものについて集団で鍛練を兼ねて実施する。

ウ　一時収容保護児童

＜児童収容施設へ収容保護＞

住家が全壊あるいは流失の被害を受けたため，一時避難所へ収容せられ，さらに長期にわたつて避難所に転住するためや，勤務のため昼間養育困難な人々，あるいは家屋新築・改修のため危険防止を考慮して短期間施設収容を申し出る者等も少なくないため，それらの対象児童38人を健全育成のため，児童収容施設へ収容保護した。

（注　性別・年齢別・措置別・施設別は別表を参照されたい。）

＜児童相談所における一時保護＞

児童収容施設へ収容するまでに至らない，きわめて短い期間収容保護を必要とする児童を，児童相談所において57人一時収容保護した。

（注　性別・保護日数は別表を参照されたい。）

第5—36表　伊勢湾台風被災孤児調

A（性別・学年別）

区分 / 性別	学齢未満	小学生							中学生				高校生				その他18歳未満	合計
		1	2	3	4	5	6	小計	1	2	3	小計	1	2	3	小計		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男	1	4	1	5	3	3	2	18	1	1	5	7	4	2	—	6	3	35
女	2	3	—	1	1	4	2	12	2	3	7	12	1	—	—	1	5	32
計	3	7	1	6	4	7	4	30	3	4	12	19	5	2	—	7	8	67

B（引取養育者別）

祖父母	おじ・おば	兄姉	児童収容施設	養父母	雇用主	計
人	人	人	人	人	人	人
19	29	13	5	1	—	67

第5—37表　一時収容保護児童調

措置別 / 性別	一時保護委託	3号措置	計
	人	人	人
男児	7	15	22
女児	8	8	16
計	15	23	38

性別 / 施設別	男児	女児	計
	人	人	人
乳児院	6	4	10
養護施設	15	12	27
精薄施設	1	—	1
計	22	16	38

性別 / 年齢別	男児	女児	計
	人	人	人
乳児	6	4	10
幼児（3歳未満）	3	3	6
〃（3歳～6歳）	2	2	4
小学生	8	5	13
中学生	3	2	5
計	22	16	38

第5—38表　　児童相談所における一時保護児童調

月別＼男女別	実数 男	実数 女	実数 計	延人員 男	延人員 女	延人員 計
	人	人	人	人	人	人
9月	2	3	5	3	5	8
10月	(2) 33	(2) 14	(4) 47	444	165	609
11月	(8) 1	4	(8) 5	36	12	48
計	36	21	57	483	182	665

注　かつこ内数字は，繰越分を示す。

第5—39表　　被災による片親家庭の児童調

父子母子別	男女別	年代別	南区	港区	東区	合計
			人	人	人	人
父子家庭	男子	乳児	—	1	—	1
		幼児	11	6	—	17
		小学生	28	12	—	40
		中学生	12	2	—	14
		中卒	11	3	—	14
		小計	62	24	—	86
	女子	乳児	1	—	—	1
		幼児	5	6	—	11
		小学生	31	6	—	37
		中学生	11	3	—	14
		中卒	11	2	—	13
		小計	59	17	—	76
	合計		121	41	—	162
母子家庭	男子	乳児	—	—	—	—
		幼児	6	1	—	7
		小学生	5	2	—	7
		中学生	9	—	—	9
		中卒	7	1	—	8
		小計	27	4	—	31
	女子	乳児	—	—	—	—
		幼児	3	2	—	5
		小学生	13	2	—	15
		中学生	7	1	—	8
		中卒	5	2	1	8
		小計	28	7	1	36
	合計		55	11	1	67
総計			176	52	1	229

第5—40表　　台風による片親家庭調査

区別＼家庭別	父子家庭	母子家庭	合計
南区	73 人	32 人	105 人
港区	28	8	36
東区	1	—	1
合計	102	40	142

2　臨時保育所の開設

災害発生以後，浸水が長期にわたる地域の住民は，それぞれ避難所に収容されて，被害家屋の補修や家財の整理に没頭したが市ではこれらのり災者の利便を図るとともに，悪環境にある幼児を保育するために特にり災者の多数収容されている避難所16カ所に臨時保育所を開設してり災児童の保育にあたつた。

なお，このほかに宗教団体や学生のグループによる，被災児童の臨時保育が各所で任意的な奉仕活動の形で行なわれ，多数のり災者から感謝された。

南区笠寺小学校臨時保育所で活躍する市立女子保育短大生

南区呼続小学校に設けられた臨時保育所

＜弥次衛セツツルメント活動＞

住宅を失つたり災者のため，市では国の方針に基づいて，応急仮設住宅を建設してこれに収容したが，そのうち南区弥次衛町に設置された仮設住宅において，学生の自主的なセツツルメント活動が行なわれた。これは災害直後から行なわれ，学生の救援活動がセツツルメントという形に発展したもので，有志による後援会がこれを援助して引き続いて現在まで継続され仮設住宅の児童の保護と地域住民の福祉のため大きな役割を果たしている。

第5—41表　　臨　時　保　育　所　一　覧

施設名	保育従事者延数				保育従事者実人員	入所児童			備考欄
	教員	市保母	学生	計		出席延数	保育日数	1日平均出席数	
	人	人	人	人	人	人	日	人	
笠寺小学校	12		55	67	16.7				10月2日～10月5日 日本福祉大学の教員および学生による。
臨時保育所		22	88	110	5				10月6日～10月27日 市立保育所保母および市立保育短大学生
					10.8	576	25	23	による。
桜小学校	16		20	36	9				10月2日～10月5日 日本福祉大学の教員および学生による。
臨時保育所		25	50	75	3				10月6日～10月20日 市立保育所保母および市立保育短大学生
					6	435	30	14.5	による。
桜田中学校		5	15	20	5				10月3日～10月5日 日本福祉大学の教員および学生による。
臨時保育所		25	100	125	5				10月6日～10月11日 市立保育所保母および市立保育短大学生
					5	112	9	12.4	による。
呼続小学校									10月6日～10月30日 市立保育所保母および市立保育短大学生
臨時保育所		25	125	150	6	432	25	17.2	による。
大杉小学校									10月7日～11月7日 市立保育所保母および市立保育短大学生
臨時保育所		31	93	124	4	397	31	12.8	による。
杉村小学校									〃
臨時保育所		31	124	155	5	232	31	74	
南光中学校			96	96	12				10月8日～10月15日 愛知県立女子大学学友会による。
臨時保育所		13	65	78	6				10月17日～10月30日 市立保育所保母および市立保育短大学生
					9	386	27	18.3	による。
熱田高等学校			64	64	8				〃
臨時保育所		10	90	100	10				
					9	656	18	36.4	
枇杷島小学校									10月12日～10月27日 市立保育所保母および市立保育短大学生
臨時保育所		14	98	112	8	223	14	15.9	による。
大同製鋼高蔵製作所									10月7日～10月30日 市立保育所保母および市立保育短大学生
臨時保育所		24	216	240	10	不明	24	約30	による。
田代小学校									10月7日～10月30日 市立保育所保母および市立保育短大学生
臨時保育所		24	120	144	6	不明	24	約15	による。
田代小学校分校									10月7日～10月13日 市立保育所保母および市立保育短大学生
臨時保育所		7	28	35	5	不明	7	約10	による。
鶴舞小学校									10月7日～10月25日 市立保育所保母および市立保育短大学生
臨時保育所		18	72	90	5	不明	18	約10	による。
菊住小学校		5	10	15	7.5	不明	2	不明	10月5日～10月6日 日本福祉大学の教員および学生による。
臨時保育所			48	48	6	〃	8	〃	10月8日～10月15日 愛知県立女子大学学友会による。
					6.7	〃	10	〃	

施設名	保育従事者延数				保育従事者実人員	入所児童			備考欄
	教員	市保母	学生	計		出席延数	保育日数	1日平均出席数	
			人	人	人		日		
新三菱重工業体育館臨時保育所			88	88	11	不明	8	不明	10月8日～10月15日 愛知県立女子大学学友会による。
新三菱重工業大幸荘臨時保育所			40	40	5	不明	8	不明	〃

3 被災児童の慰問

名古屋市（児童相談所）が主催しまたは名古屋市（児童相談所）を通じて実施しまたは実施された被災児童慰安行事，育成金・慰問金品の支給状況は次のとおりである。

34.11.29 愛知県・名古屋市共催の「伊勢湾台風被災孤児激励会」で，義援金のうちから孤児1人あたり50,000円の育英金と慰問品を支給した。

35. 1.10 東京都中央区「コーンズ・エンド・カンパニー」から選定された5人の被災孤児に総額69,000円の義援金を支給した。

35. 1.21 ドイツ職業教育連盟ほか7児童福祉団体から孤児1人あたり1着あての学生服または作業服を支給した。

35. 3.11 米国軍事顧問団ヘイス中佐の被災児2人に対する奨学資金支給を開始した（毎月1人あたり5,000円支給）。昭和36年9月末まで継続の予定。

35. 3.26 キリスト教奉仕団本部から孤児に見舞品箱入りセットを1箱あて支給した。

35. 3.31 小・中学校校長会・P.T.A.会から，小・中・高校在学被災孤児に対して1人あたり10,000円の育成金を支給した。

35. 4.10 被災欠損家庭児童に対し児童相談所から育成金総額632,000円を支給した。

35. 4.30 愛知県被災孤児育成会から就学・就職支度金を支給した。

35. 7.20 米国コンチネンタル製鋼株式会社社長R.E.シモンズ氏の被災孤児2人に対する奨学資金支給を開始した（毎月1人あたり5,000円支給）。昭和35年12月まで継続。

35. 8. 6 中部日本放送株式会社主催により中日球場に被災孤児を招待し，中日・阪神戦を観戦した。

35.8.23, 24 児童相談所主催により，被災児童慰安の「湯の山の夏を楽しむ会」を開催し，被災児童41人が参加して，1泊2日の山の家のレクリエーションを行なつた。

35. 8.30 名古屋ロータリークラブ主催によりアロハ劇場に被災孤児を招き，映画ベンハーを観賞した。

35. 9.22 ドイツベルリン市から送られた救援資金により購入した衣料品を被災孤児に支給した。

35. 9.26 被災欠損家庭児童に対し，児童相談所から育成金総額434,000円を支給した。

35.12.13 被災欠損家庭児童のうち母子家庭の児童に対し育成金総額89,000円を支給した。

4 そ の 他

被災児童に対する援護は，各種団体等において，大きくとりあげられたが，特に中部日本新聞社では，昭和34年10月13日「被災みなしごをまもる運動」を提唱，内外から寄せられた慰問品を随時支給したほか，寄せられた慰問金は昭和35年9月23日現在7,630,459円に達した。中部日本新聞社では昭和

34年11月，名古屋市を含む愛知・岐阜・三重3県の被災児童に学生服またはセーラー服を支給し，ついで昭和35年9月には3県下被災孤児171人に対して1人あたり40,000円の金銭信託証書ならびにはだ着を支給，昭和35年12月には名古屋テレビ塔に被災孤児を招待し慰安した。

第8節　被災者弔慰

1 見舞金

台風災害による緊急救助期間が経過し，市民の自主的復旧活動が始まると，まつ先に必要となるのが生活資金である。市民の災害を見舞い，生活資金の一助となるようり災証明書の発行を受けた世帯を対象に1世帯あたり3,000円あての市長見舞金を贈ることが10月はじめ幹部会で決定した。当時，南部5区ではなお冠水状況にあり，救助活動の最中であつたが，緊急を要するため，り災証明書の発行を急ぎ，10月13日から交付を開始した。

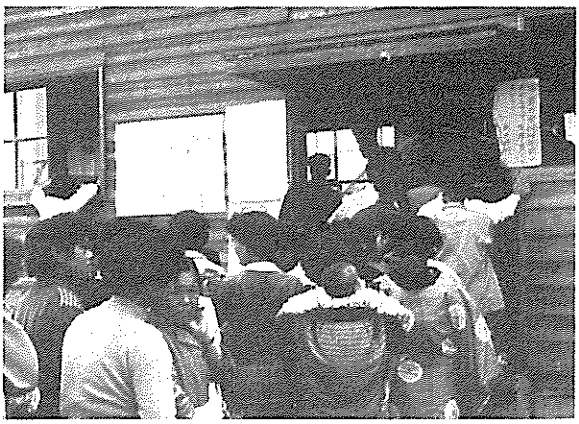
被災者への災害見舞金の支給（南区明治小学校）

別表で明らかなごとく，総世帯数94,224世帯に及び，特に南部地区においては，冠水状況にあつたため，交付場所を55カ所に分散設置，銀行員延156人，警察官延110人の応援を得て，市・区職員が交付にあたつた。ちなみに見舞金総額は，264,762,000円に達した。

第5—42表　市長見舞金支給状況

区別＼世帯別	一般世帯（@3,000円）	準世帯（@1,000円）	計	区別＼世帯別	一般世帯（@3,000円）	準世帯（@1,000円）	計
千種区	915世帯 2,745,000円	29世帯 29,000円	944世帯 2,774,000円	瑞穂区	6,189世帯 18,567,000円	264世帯 264,000円	6,453世帯 18,831,000円
東区	451 1,353,000	43 43,000	494 1,396,000	熱田区	12,158 36,474,000	1,270 1,270,000	13,428 37,744,000
北区	516 1,548,000	— —	516 1,548,000	中川区	14,872 44,616,000	472 472,000	15,344 45,088,000
西区	798 2,394,000	12 12,000	810 2,406,000	港区	23,323 69,969,000	1,281 1,281,000	24,604 71,250,000
中村区	705 2,115,000	27 27,000	732 2,142,000	南区	24,028 72,084,000	5,377 5,377,000	29,405 77,461,000
中区	574 1,722,000	180 180,000	754 1,902,000				
昭和区	740 2,220,000	— —	740 2,220,000	計	85,269 255,807,000	8,955 8,955,000	94,224 264,762,000

＜罹災見舞金支給要綱＞

(1) 支給対象　罹災証明書の発行を受けた世帯に支給する。

(2) 支給金額　金3,000円

(3) 支給場所　所管の各区役所並びに区長の指定する場所とする。

(4) 支給方法　各区長において所要資金の前渡を受け罹災者に罹災証明書の提示をさせて，領収書（別記第1号様式）と引換の上現金を支給するものとする。

この際二重支払の防止のため罹災証明書住所氏名の上欄並びに罹災者台帳余白に支給済の印（別記第2号様式）をおすものとする。

(5) 支出予算　左記予算の配当を受けて支出するものとする。

記

昭和34年度　一般会計，民生費，災害対策費，繰替金，繰替金

＜罹災見舞金支給事務取扱要綱＞

罹災世帯多数の区においては，支給場所に次の係を設けて支給事務を行うことができる。

(1) 領収書用紙交付係

罹災者より用紙交付の申出がある場合罹災証明書所持を確認の上交付すること。この場合罹災証明書に支給済の印のおしてあるか否かをよく注意すること。

(2) 罹災証明対照係

罹災証明書並びに領収書を提示させこれを罹災台帳と対照の上罹災証明書住所氏名の上欄と罹災台帳余白に見舞金支給済の印をおし，領収書に取扱者印をおして交付すること。

(3) 見舞金支給係

罹災証明書を提示させ領収書と引換に見舞金を支給すること。

2 弔　慰　金

伊勢湾台風の惨害は，1,851人にのぼる死者および行方不明者によつて，その激烈さが如実に物語られている。

1,851人の中には，岩手・長野等の他府県からたまたま来名中の20人および市外関係者40人ならびに市民で海部郡等で死亡した者4人が含まれている。

次から次へと運び込まれる変り果てた市民の姿は，自然の脅威というにはあまりにむごく，瞬時にして，数百人の命が奪われた南区浜田町「くつ塚」は，その霊を慰さめるため建設されたものである。

死体の捜索は，夜を日についで行なわれたが，35年1月13日になつてなお1体発見されている。こうした状況下にあつて死亡者の身元確認は困難をきわめたが，亡き人々のめい福を祈り，遺族を弔慰するために，とりあえず9月28日，市長弔慰金・葬祭料を贈ることが決定し，身元確認ずみの死者1体につき弔慰金10,000円，世帯単位に葬祭料10,000円を贈つた。

昭和34年度中に市長弔慰金1,804件，葬祭料899件が，また昭和35年度（昭和36年1月25日現在）弔慰金15件，葬祭料6件が贈られている。なお，身元未確認遺骨が35件あり，身元判明次第贈呈の予定である。

第9節　税等の特別措置

1 市税の減免措置

今次の伊勢湾台風による風水害の被害は広範囲にわたり惨状をきわめたため，災害発生後すみやかに税務担当職員は災害による税務行政に対する措置を検討する必要があつたが，全市域に災害救助法

が発動され，市行政の一般業務は停止され，全職員が救援業務に従事する異例の措置が取られた。このために災害による減免に必要な調査，資料の収集等は災害救助法の発動が終了する時期までは不可能な状態になつたので，特別措置条例および減免に関する条例の制定は必要とされながらも，事態の見通しのできる時期まで延引し，とりあえずその前提措置として，個人の市民税および国民健康保険税については10月９日告示により，その第３期分の納期を１カ月遅らせ11月１日から30日までと変更し，これに伴つて次の措置をとつた。

(1) 個人の特別徴収に係る市民税については，り災証明書の交付を受けた納税者に対し10月分以降につき当分の間（減免措置まで）徴収を見合せることとしその旨を特別徴収義務者あてに通知した。

(2) 市民税第３期分の徴税令書を，り災者に届けないよう措置するため，令書を送達しない者の範囲および地域を指定した。

(3) 風水害による被災法人に係る法人市民税の申告納付期限の取扱いについては，とりあえず法人税の取扱いに準じて処理することとした。これは国税における措置の同様の取扱いによることとし地域の指定も国税に準ずることとした。

その間10月６日付で愛知県総務部長名をもつて伊勢湾台風の被災に係る市町村税の減免措置等の取扱いについては

ア 10月に納期の到来する税についてはとりあえず納期を変更する市税条例の特例を制定する等の措置を講ずること。

イ 減免にあたつては災害による被災者に対する市町村税の減免に関する条例準則をさんしやくして行なわれたいこと。

ウ 減免は災害の属する年度のうち災害の日以後に到来する納期に係る分についてのみ行なうものとすること。

等を骨子とする内容の通知とともに条例準則の送付があつた。

災害救助作業のしんちよくに伴い11月から救援作業が徐々に緩和される見通しとなつたので減免の基礎的資料である資産の被害状況を個別には握するため，市民税・固定資産税とも，それぞれ「被害状況調査要領」を制定し，個別調査を行ない，災害に関する市税の減免条例施行と同時に減免事務が実施できるよう準備をすすめた。

11月30日「昭和34年９月26日の風水害に因る被災者に対する市税の減免等に関する条例」が公布施行され，これに基づいてさきの被害状況調査要領とあわせて各区において本格的な調査を実施し，風水害によつて特にはなはだしい災害を受けた者については被害の程度に応じ減免することとしたが，負担の均衡の保持に努めた。

この調査にあたつては職員が長期間救援作業に従事し，しかも被害が全市的であつたため短期間にぼう大な事務を処理することとなり，特に激じん地の南部４区（熱田・中川・港・南区）については調査事務は困難をきわめた。

固定資産税については，特に激じん地区の納税者に対し地域等を指定して昭和34年度第３期分の納期限（昭和34.12.25）を昭和35年２月末日まで延長し，その間に損害割合の判定ならびに減免税額の決定等を行ない，その他の納税者については第３期分以降の税額で減免の上賦課した。

市民税のうち普通徴収については第4期分から税額を軽減のうえ賦課し，特別徴収については昭和34年10月分以降で減免のうえ徴収した。

各税目の減免率は下記のとおりである。

＜減　免　率＞

(1)　市民税・県民税

ア　納税義務者が死亡した場合または行方不明となつた場合　10割

イ　納税義務者が生活扶助を受けることとなつた場合　10割

ウ　納税義務者が不具者となつた場合　9割

エ　納税義務者で自己の所有財産について生じた損害金額（保険金・損害補償金等により補てんされた金額を除く。）が財産価格の4割以上である場合には次の減免率による。

昭和33年中における総所得金額	財産に係る被害		
	4割以上7割未満	7割以上	住家が全壊程度の損害を受けたとき
30万円未満	6割	10割	10割
30万円以上　50万円未満	4	8	10
50万円以上　80万円未満	2	4	8
80万円以上 120万円未満	1	2	4

(2)　固定資産税および都市計画税

被害区分	損害の程度		減免率
	土地	家屋および償却資産	
損壊または浸水により被害を受けた場合	被害面積が8割以上である場合	損害率が8割以上である場合	10割
	被害面積が6割以上8割未満である場合	〃　6割以上8割未満である場合	8
	〃　4〃6〃	〃　4〃6〃	6
	〃　2〃4〃	〃　2〃4〃	3
農作物に被害を受け減収となつた場合	減収割合が8割以上の場合		10
	減収割合が5割以上8割未満の場合		5

2　市営住宅使用料の減免措置

入居者の被災に伴う経済能力の低下を考慮し，3カ月（10月～12月）を限度として，使用不能の場合は10割，使用不能に近い場合には5割の家賃をそれぞれ減免するとともに期日に納付しがたい場合についても1カ月を限度として徴収猶予をするというように各種の特別措置をとつた。

3　交通局関係の乗車料減免措置

(1)非常乗車証の発行

台風被災者に対し，発行の日から10日間を有効期間として50,000枚が発行された。この乗車証の特別措置は10月末日までである。

(2)台風災害による定期券既納料金の還付

台風によつて運行休止となつた路線の定期券を所持する利用者が還付の申請をした場合は，還付の起算日を9月27日以後として，残存有効期間に対して1カ月を30日とした日割計算により還付手数料

の徴収をしないで還付した。還付件数は，路面電車・バスの合計で1,237件，881,959円である。

(3)り災証明書による無料乗車

台風被災者に対して本市区長から発行されたり災証明書を提示した者には路面電車およびバスに無料乗車の措置をとつた。なお，この措置は，同証明書記載人名の全員を対象とし，その取扱い期間は10月6日から同月末日までとした。

(4)お見舞いバス無賃乗車券

愛知・岐阜および三重県の市区町村長またはその代理人が取扱者として発行されたお見舞いバス無賃乗車券は，1人1乗車限り無料扱いとし，その有効期間は，10月9日から同月末日までで，期間中の利用者数は126人である。

(5)路面電車・バス乗車券の発行

台風による被災者のうち，浸水状態にあつた中川区富田町および港区南陽町の被災者に対し，1世帯1枚を発行した。この乗車券は11月1日から11月15日までの期間を有効とし，乗車取扱いは1枚1人とした。発行数は4,050枚である。

(6)り災生徒に対する無料通学定期券の交付

学校がり災収容所となり，あるいは使用不能となつて学区外の学校に通学を必要とする中学生であつて，通学のため路面電車またはバスの利用を必要とし，その距離が停留場(所)間3区間以上の者に無料通学定期券を交付した。ただし，路面電車とバスの併行路線は路面電車通学定期券を交付し，その有効期間は11月1日から11月30日限りとした。交付数は路面電車44枚，バス347枚の計391枚である。

(7)路面電車乗車券の発行

教育委員会の要請により，児童が疎開中の富田および南陽中学ならびに戸田・豊治および南陽小学校の教職員に対して，11月1から11月30日までを有効期間とする路面電車乗車券を発行した。発行数は92枚である。

(8)路面電車・バス乗車券の発行

台風被災者のうち，港区南陽町のり災者ならびにり災による疎開中の小・中学生徒に対し，11月16日から11月25日までの間を有効とする乗車券を発行した。発行数はり災者2,050枚，小・中学生徒300枚，計2,350枚である。

(9)路面電車・バス優待乗車券の発行

昭和34年11月26日，名古屋市公会堂において伊勢湾台風による犠牲者の名古屋市合同慰霊祭が行なわれ，その参列遺族に対して慰霊祭当日限り有効の優待乗車券を発行した。発行数は1,100枚である。

4　上下水道料金の減免措置

たん水地区においては，水道は一部配水管の破損による漏水のための断水はあつたが，たん水した汚水の逆流を防ぐため，浄水場は全力をあげて送水した。一方使用者も衣類の洗たくはもちろん，汚水につかつた家財道具等の洗浄用のため平常時よりかなり多量の水道水を使用した。その結果同じ生活必需品であるガス・電気等の事業が供給の停止をしていたのに比較すると，非常に高額の水道料金・下水道使用料を支払わなければならないことになつた。このため水道局では，事業の公共性と，

被災した使用者側の要望とを考慮して次のような料金の減免措置を行なつた。

(1) 10月分料金・使用料免除対象

ア 一般使用者（官公署・特別給水契約者を除く。）のうち次の者は全額免除とした。

(ア) 長期たん水区域（瑞穂・熱田・中川・港・南の各業務所管内で指定した区域）内の使用者でり災証明書のある者

(イ) 指定区域外の使用者で，10月3日現在床上浸水のあつた者

(ウ) 前(ア)および(イ)同様の状態にある事業所

イ 業務用第3種に属する特別給水契約者で床上浸水した者は，次のような減免を行なつた。

(ア) 使用水量が契約使用水量を越えた場合は，その実使用水量に特別給水契約があつたものとして計算

(イ) 使用水量が契約使用水量に満たない場合は，その実使用水量に特別給水契約による料率を適用して計算

(ウ) 下水道使用料は10月分に限り無料

ウ そ の 他

前アおよびイ以外でり災証明書を受けた者で，洗浄等のため多量の水量を使用をした場合も特別認定をした。

(2) 11月分料金・使用料免除対象

港区南陽町・中川区富田町の一部では11月になつてもたん水状態にあり，これらの地区の使用者に対しては10月に引き続き料金の免除をした。

第5—43表　　上下水道使用料減免状況

業務所別	上水		下水	
	件数	減免額	件数	減免額
	件	円	件	円
瑞穂業務所	5,136	6,661,146	4,150	3,586,055
熱田業務所	17,079	13,721,549	7,029	4,554,830
中川業務所	14,677	10,042,456	6,900	2,980,875
港業務所	15,960	23,005,918	1,901	820,739
南業務所	11,755	9,022,728	1,214	786,412
計	64,607	62,453,797	21,194	12,728,911

(3) 上下水道装置工事費の特別措置

ア 被災給水装置の修繕工事費の免除

床上浸水または倒壊家屋の給水装置の損傷に対して，水圧低下の防止，水質保持のための緊急修繕の必要から，12月末日まで次の修繕工事に対して無料の取扱いをした。

(ア) パッキング取替え

(イ) 給水せんの取替え（1せんのみ）

(ウ) 立上りまたは地中破裂

(エ) 下水の取付けますおよび取付け管が閉そくした場合の清掃と修繕（1回のみ）

第5—44表　　被災給水装置復旧工事施行内容表

区別	屋内給水管					道路取付け管					修理件数	工事費
	水せん修理	鉛管修理	ビニール管修理	その他	計	鉛管修理	ビニール管修理	分水せん修理	止水せん修理	その他	計	合計	
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	円
南区	2,438	1,488	197	312	4,435	604	40	52	22	118	836	5,271	545,701
港区	2,285	1,150	242	1,119	4,796	634	30	87	14	13	778	5,574	644,856
中川区	1,678	633	74	136	2,521	418	3	47	14	149	631	3,152	208,939
熱田区	1,497	782	15	42	2,336	508	13	56	17	14	608	2,944	210,725
瑞穂区	594	226	11	121	952	73	2	23	13	3	114	1,066	107,190
その他													
計	8,492	4,279	539	1,730	15,040	2,237	88	265	80	297	2,967	18,007	1,717,411

イ　被災給水装置の復活工事費の免除

給水装置の流失および家屋再建に伴う給水装置の復活については13mm最短距離1せんにかぎり，工事費を昭和35年3月末日まで免除した。

第5—45表　　被災給水装置復活工事施行内容表

区別	道路取付け管		屋内給水管				合計		工事費	備考
	直営		直営		請負		件数	延長		
	件数	延長	件数	延長	件数	延長				
	件	m	件	m	件	m	件	m	円	
南区	4	3.3	13	27.5	43	56.7	60	87.5	69,057	屋人料は含まない。
港区	30	38.3	39	154.9	5	20.0	74	213.2	115,900	〃
中川区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〃
熱田区	1	3.5	3	15.4	—	—	4	18.9	6,421	〃
瑞穂区	1	1.0	2	3.0	—	—	3	4.0	3,711	〃
計	36	46.1	57	200.8	48	76.7	141	323.6	195,089	〃

5　授業料の減免措置

伊勢湾台風の被災により生徒は物心両面にわたり非常な打撃を受けはなはだ深刻な状態であつた。生徒の向学心をいつそう振興するために本市においては「名古屋市立高等学校授業料減免規程」に基づき被災生徒に対し，次のような授業料の減免措置を行なつた。

名古屋市立高等学校授業料減免規程（昭和29年4月名教訓第4号）の定めるところにより，学資負担責任者が伊勢湾台風による災害のため生活に困窮し，授業料の納入困難と認められるものにつき，次の分類に応じ授業料の減免を行なつた。

第1類（全額免除）

(1)　住家の全壊または流失したもの

(2)　住家の全部（軒下まで）浸水したもの

(3)　家財全部流失または滅失したもの

(4)　主農家の耕地（田畑）が全部冠水等により収穫皆無となつたもの

(5) 住家または自家の店舗が長期にわたり床上浸水したもの（5日間以上）

(6) 学資負担責任者が災害により死亡または行方不明および不具廃疾となつたもの

第2類（5割減額）

(1) 住家の半壊または一部流失したもの

(2) 主農家の耕地（田畑）が冠水等により収穫が半減以下となつたもの

(3) 家財が半分以上流失または滅失したもの

第3類（その他の減免）

(1) 前第1類および第2類以外のもので災害のため特に授業料の納入が困難と思われるものについてはその状況により減免を行なつた。

(2) 今回の災害による授業料の減免の有効期間は昭和34年10月分から昭和35年3月分までとされた。

第5—46表　高等学校授業料減免額調

区分	第1類 全免(10月～3月) 1人あたり 全免額 3,250円		第2類 5割減(10月～3月) 1人あたり 減額 1,625円		第3類 5割減(10月～3月) 1人あたり 減額 1,625円		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
全日制	761人	2,473,250円	297人	482,625円	12人	19,500円	1,070人	2,975,375円
定時制	1人あたり 全免額 950円		1人あたり 減額 475円		1人あたり 減額 475円		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
	366人	347,700円	160人	76,000円	27人	8,255円	553人	431,955円
合計	1,127	2,820,950	457	558,625	39	27,755	1,623	3,407,330

第3章　復興予算と特例法等

第1節　国会の審議

政府においては，伊勢湾台風の災害の広範かつじん大であるのにかんがみ，各般の災害対策特別立法・特別予算措置等のため，臨時国会を至急開会する態度を決定し，10月26日関係者の期待を集めた第33回臨時国会が召集された。

この日開会の両院の本会議は，それぞれ50日間の会期を決定した後，衆議院は災害地対策特別委員会，参議院は風水害対策特別委員会の設置を議決し，災害対策について本格的な国会審議を行なうこととなつた。この国会にはほかにベトナム賠償協定のごとき案件もあつたが，その最大課題は災害対策にあつたことはいうまでもない。この関係法案審査のための衆参両特別委員会は，いずれも異例の委員数（衆院災害地対策委45人，参院風水害対策委30人）をもつて構成された。

臨時国会は，翌27日の開会式を経て，28日，特に災害対策を中心とする政府の所信が表明されるとともに，関係補正予算および関係特例法案が提出されることとなつた。これらの案件の付託をうけた両院災害対策関係特別委員会および同予算委員会の審議においては，適用対象および補助率等の引上げが問題の中心となつたことはもちろんであるが，なかでも，その特例法の適用地域を定めるいわゆる「激じん地」指定の問題がもつとも焦点となることとなつた。

臨時国会に提出された特例法は，いずれもその適用地域を政令で定める指定基準によることとされており，この指定基準により激じん地として指定され，特例法の適用を受けるか否かが関係地方公共団体等にとつて最大の関心事となつた。すなわち，特にその調整が問題となつた公共土木施設の災害復旧の場合に例をとれば，もし，激じん地指定を受けない場合は現行の「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」が適用されるのみであり，この場合，国の負担率はその復旧事業費が(1)地方公共団体の標準税収入の２分の１までの額については３分の２，(2)標準税収入の２分の１を越え２倍までの額については４分の３，(3)標準税収入の２倍を越える額については４分の４である。しかし，激じん地指定を受け，特例法が適用される場合，国の負担率は復旧事業費が(1)標準税収入の２分の１までの額については10分の８，(2)２分の１を越えて標準税収入に達するまでの額は10分の９，(3)標準税収入を越える額については10分の10となる。このほか農地・農業施設・学校あるいは医療施設・社会福祉事業施設等についても，ほぼこれに準ずる措置がとられ，さらに一定の災害復旧のため発行する地方債に対する国の元利補給の場合も同様激じん地に限られる。したがつて特例法適用の有無は，地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼす結果となる。

しかも，この点については政府部内においても大蔵省と主管各省との意見調整が完全に行なわれないままに国会審議に入つたため，いつそう問題となつた。当初大蔵省は補正予算の編成にあたり，災害復旧費全体の６割を高率補助分とするわくを設け，このわくに沿つて公共土木施設の場合，その災害復旧費がその地方公共団体の標準税収の３倍～４倍以上の線で，ごく一部区域のみにその対象を限定する方針をとり，このため当然に28年災害の基準をかなり上回る基準設定が考えられていた。この場合，前年度標準税収入を比較基準とすることは，一部財政力の乏しい団体にその復旧施策の重点が置かれることとなり，これと相対的に富裕な団体では現実の被害とこれによる財政窮迫の実態が適切に考慮されない結果を生ずる。ことに本市のごとき大都市における都市災害としての被害の特異性は見失われ，一般的な標準税収入の基準のみをもつてすれば，本市は激じん地指定を除外される可能性も多分に考えられるところであつた。

この間の事情から，激じん地指定基準の補正による本市の激じん地指定を目ざして，国会における審議と並行して国会対策活動が市議会の全面的応援のもとに行なわれることとなつた。

10月30日第１次陳情団が上京，地元関係国会議員と会見，その席上市側から今次災害の惨状，特に都市災害としての特異性，さらにこれに対する市としての復旧方針ならびに国の援助措置を説明するとともに，この実現については格別の協力を要請した。

出席者

（衆） 加藤（錬）・赤松・横山・春日各議員

（参） 成瀬・大谷（贇）・草葉・栗山・大倉・青柳各議員

（商工会議所） 千田副会頭

（市） 市長・杉戸助役・財政局長

（市会） 議長・鈴木・宮田・松野各議員

なお，翌31日議長は参議院の自民党政調会に東海３県関係者等とともに災害状況説明の後，自民・社会両党本部および両院災害対策特別委員長を訪問して協力方を要請した。

これに引き続き第２次陳情団は11月４日から行動を開始，衆参特別委員会・自民党総務会・３県連絡協議会などを歴訪した。

このころ，衆参特別委員会の論議はいよいよ白熱化し，特に地元関係委員からは市側提出の資料に基づいて政府施策をつき，その所信を追求した。10月４日の参院特別委員会では，提出法案について特に地元関係委員から救助の基準・単価・激じん地指定等に関する政府の所信がただされた。また，５日の衆院特別委員会では，被害地の実情を求めて関係自治団体の代表を招き，本市からは小林市長が，愛知県知事・津島市長などとともに出席，別掲のごとく被害状況等を口述した。

第３次陳情団は，10月６日から活動を開始し，６日午後両院地方行政委員・地元国会議員との懇談会に出席，陳情を行なつた。

出席者

（地方行政委員） 阪上・山崎・中井・大田・川村各議員（以上衆），鈴木（寿）・郡・湯沢・松沢・中尾各議員（以上参）

（地元議員） 加藤(錦)・辻・赤松・春日各議員（以上衆），青柳・栗山・成瀬・草葉各議員（以上参）

（市） 市長・斎藤助役・総務局長

（市会） 議長・田中・林・貴田・平野各議員

10月７日衆院特別委員会は「災害湛水地域緊急措置に関する決議」を全会一致で可決した後，９日の衆参両特別委員会においては，特別措置を適用する地域の明確な表示が政府側に要求され，この明示のない限り円満な審議は行ない得ない態度となり，このため10日・11日の衆院予算委員会・災害地対策特別委員会は，ほとんどその審議を中断された。

11月９日第４次国会陳情団が上京，地元国会議員を通じての運動を継続したが，このころ，今後の特別委員会・予算委員会の審議運営のため激じん地指定内容の明示要求は野党委員からいよいよ強くなり，政府・与党は早急に意見調整の必要に迫られることとなつた。この結果，11日大蔵大臣・党政調会長および衆院災対特別委員長ほか所属特別委員はその大綱を協議，翌12日政府関係閣僚および党７役会議において最終的にその意見を調整し，同総務会で具体的指定基準を決定した後，同12日の衆院予算委員会および翌13日の衆院災害地対策特別委員会において大蔵大臣から発表された。その内容は，次のとおりであつた。

○公共土木災害復旧事業の高率適用範囲

府県工事 ①復旧工事費の総額が，標準税収入の５割以上になる16府県を激じん地指定の有資格府県とする（愛知・三重・岐阜・山梨・長野・奈良・福井・鳥取・滋賀・新潟・石川・京都・和歌山・島根・徳島・長崎）。②上記16府県のなかで，市町村の区域を基礎として当該区域内の復旧事業費（国の直轄工事・県工事・市町村工事の合計額）が当該区域の標準税収入（当該市町村の標準税収入とそ

の府県税収入を当該区域に案分した額を加えた額）を越える場合は，その区域内の復旧事業費について激じん地の高率適用を行なう。

市町村工事　①一般に市町村の災害復旧工事費が当該市町村の標準税収と比較して同額以上の場合高率適用を行なう。②同額以下でも5割以上であり，かつ「市町村区域内県工事費と市町村工事費の合計額」が「当該市町村に案分された府県税収と当該市町村の標準税収との合計額」と同額以上の場合高率適用を行なう（いわゆる「混合方式」）。③市町村区域のうち，30ha 以上，7日以上たん水した場合（長期たん水地域）高率適用を行なう。

○農林水産業施設の高率適用基準

農地・農業用施設　復旧事業費が被災農家1戸あたり平均5万円を越える場合および長期たん水地域林道 1 m あたり被害額 400 円を越える場合

この情勢に対応して，11月12日上京の第5次陳情団は，名古屋市地域が長期たん水地域として激じん地指定を受けることを確認するとともに，なお適用範囲の拡大を企図して関係方面へ陳情する必要を認め，東海3県地区協議会と連絡をとりつつ運動を続けた。

13日の衆院災害地対策特別委員会においては，大蔵大臣の激じん地指定基準案の説明に対し，特に野党側委員から28年災における指定基準との比較に基づく質疑が行なわれ，そののち同委員会付託の関係特例法案について審査の慎重を期し，その能率の増進を図るため4つの小委員会を設置してこれによる分割審査を行なうこととした。

一方，10月28日の関係補正予算案3件の付託以来ほとんど連日にわたつて審査を行なつてきた衆院予算委員会では，14日原案を可決，同日の衆院本会議で災害対策に関する直接経費 343 億円余を含む総額 614 億円余の補正予算を可決して参議院に送付した。

11月15日，最終の陳情団となつた第6次陳情団が上京，特に参院関係に重点をおいて激じん地指定基準解釈上の疑点の解明に努め，その結果，公共土木施設にかかる激じん地指定については，名古屋市地域においては，港・南・中川・熱田の4区の区域および瑞穂区の一部を長期たん水地域として該当させることとなる旨の情報を確認，さらにこれが実際の計数上も必ずしも全市指定と大差なく，むしろ有利になる可能性もあることを確認し，ここにこの線をもつて激じん地問題の終息を図ることとした。

この後，国会の審議は衆院災害地対策特別委員会では，小委員会審査を了し，11月20日関係法案26件（政府提出）のうち18件を可決のうえ，ただちに衆議院本会議に緊急上程され，15件は政府原案どおり，3件は共同修正によつて満場一致可決され，参院へ送付された。また，政府提案の残り8件と，3派共同提案による1件は，同25日特別委員会で可決，同27日衆議院本会議に緊急上程され，6件は政府原案，3件は修正をもつてそれぞれ可決して参議院へ送付した。

送付を受けた参議院においては，それぞれ風水害対策特別委員会および予算委員会の審査を経て，補正予算は11月26日，災害対策特別法案27件は同30日の本会議で可決成立せしめ，ここに第33回国会はほぼその使命を終え，その幕をとじた。

＜衆議院災害地対策特別委員会＞

委員長　南条徳男

理　事　（当初）江崎真澄・田村元・綱島正興・前尾繁三郎・三田村武夫・角屋堅次郎・佐藤観次郎・辻原弘市・塚本三郎

（開会日）10月27日・30日

11月4日・5日・6日・9日・12日・13日・14日・17日・20日・25日

12月8日・9日・22日

同特別委員会小委員会（11月13日設置決定）

厚生労働等小委員会（長　三田村武夫）

11月16日・17日・18日

農林水産等小委員会（長　綱島正興）

11月16日・17日・18日

通商産業等小委員会（長　前尾繁三郎）

11月16日・17日

建設等小委員会（長　江崎真澄）

11月16日・17日・18日

＜参議院風水害対策特別委員会＞

委員長　郡祐一

理　事　（当初）稲浦鹿蔵・重政庸徳・田中一・成瀬幡治・小平芳平・向井長年・森八三一

（開会日）10月29日・31日

11月4日・5日・6日・9日・11日・12日・13日・16日・17日・18日・19日・20日・24日・25日・26日・27日・30日

同特別委員会小委員会（11月27日設置決定）

文部・通商産業・大蔵小委員会（長　西川甚五郎）

11月28日

農林水産小委員会（長　重政庸徳）

11月28日

建設・自治小委員会（長　稲浦鹿蔵）

11月28日

厚生・労働小委員会（長　藤田藤太郎）

11月28日

市長の公述記録

第33回国会衆議院災害地対策特別委員会

第　1　回　（昭和34年11月4日）

名古屋市の小林でございます。

本日はこの委員会におきまして，私ども被害地の率直な声をお耳に入れる機会をお与え下さいまして，厚くお礼申

し上げます。150万の人口を擁し，発展のめざましい中部工業地帯の中心であります名古屋市が，このたびの伊勢湾台風によりまして非常な災害をこうむりましたが，今秋，市制施行70周年を迎えて，ますます飛躍を重ねんとしたやさきにこの災害を受けたわけでございます。

災害突発後，国会並びに政府当局におかれましては，いち早く御視察なり激励を賜わりまして，ことに名古屋市に中部日本災害対策本部を設けられ，救助並びに復旧に非常に迅速かつ適切な措置を講ぜられる一方，すみやかに臨時国会をお開き下すつて，本特別委員会で多くの特別措置法案について御審議を賜わつておりますことは，まことに感謝にたえないところでございます。ただいま関係各県の知事さんからも詳しくお話がありまして，委員諸先生におかれましても御承知のところと存じますので，それらはすべて省略いたしまして，私からは特に今回の伊勢湾台風による名古屋市の甚大な災害の特異性につきまして御説明を申し上げて，御了解を得たいと思います。

お手元にお配りいたしてございますネズミ色の資料で，「伊勢湾台風による名古屋市の被害と要望」の７ページのところに，名古屋の被害の概況といたしまして，その特殊性と考えられる点を述べてございます。ごらんをいただきたいと思います。

最初に申し述べたいのは，このたび伊勢湾の台風に際しまして，名古屋市を襲つた高潮が，質，量ともに未曽有のものであつたことでございますが，臨海部を襲いました高潮は，過去における最高記録2.97メートルを約１メートルも越え，これまで絶対安全と信じられておりました海岸堤防を一気に越えてしまつたのでございます。このために，海水はまたたくうちに密集した工業地区，住宅の軒先に達し，多数の市民が逃げるひまもなく水にさらわれ，尊い生命を失なつたのであります。あまつさえ，臨海部に発達しておりました木材工業の貯木場に集積されておりました数10万石と称される材木，これが全部流れまして，中には直径１メートル半，重さ７トンにも及ぶ，怪物のような巨木が，秒速45メートルの疾風にあおられて，無数に奔流して，猛烈な破壊力を発揮いたしたのでありまして，人命，家屋の被害を極度に増加させたのであります。当夜のありさまは，ほんとうに阿鼻叫喚の地獄図絵さながらの姿であつたのでございます。しかもこれら巨大な流木は，退水後の現在でもなお，住家といわず，工場といわず，道路あるいは学校の校庭に居すわり，その取り除き作業は困難をきわめておりまして，復旧作業にも多大な支障を来たしておるのでございます。こうした状態は現地を御視察いただいております方々にはよくわかつていただけると思うのであります。

こうした高潮と流木の暴威の結果，人的被害といたしましては，11月４日現在で判明しておりますところは，死者と行方不明合わせて1,997人でございます。負傷者は7,033人，死者と負傷者を合計いたしまして，9,030人に及んでおるのでございます。特に最も被害の激甚でありました南区におきましては90人に１人の死者，行方不明を出しております。中でも，南区の白水学区だけをとりましても，900人という死者と行方不明を出しております。一方，住家の被害についてみましても，被災戸数が11万７千戸，人員にして53万１千人に及んだのでございます。これは全市の戸数の２分の１が災害を受け，また人口の約３分の１が被災者となつたことを示すものでございます。特に被害のはなはだしい港，南の両区には，市営住宅を初め，大工場の社宅など，木造集団住宅の大半がそこに集中しておりますので，これらほとんどにわたりまして災害をこうむつております。激甚な被災地域は，もともと生活保護の世帯あるいは日雇労働者など，低級な所得の人たちの住んでおる地域でございまして，これらの人々は，その日の生活にも困り，生活の危機に瀕している状態であることは，もちろんであります。今後このような生活の困窮者が激増することが予想されているのでございまして，はなはだ憂慮にたえない次第でございます。

もちろん，台風の暴威は，これら臨海部のみならず，全市にわたりまして激甚な被害を及ぼし，直ちに本市全域にわたりまして災害救助法が発動されたのでございますが，本市におきましても，時を移さず，災害対策本部を市並びに12区全区に設けまして，罹災者の救護と復旧に全力をあげておるのでございます。罹災直後は，交通，通信，電気

等の都市的な機能が完全に麻痺状態になりまして，初期の救護活動を妨げたのでありますが，あらゆる困難を克服いたしまして，関係各方面の絶大な御協力にあずかつて，ひたすら罹災民の救助に努めたのでございます。

すなわち，膨大な救助活動の現在の規模，これは非常な大規模でありまして，避難所を市内に180ヵ所設けまして，それに収容いたしました罹災民の数が，最大時には1日に18万5千人，現在までに延べ155万人の多きに及んでおるのであります。これら180ヵ所の避難所は，ほとんどが市立の小中学校，高等学校が充てられておるのでございますが，湛水期間が予想以上に長く，退水後も居住不能の家屋が多いために，長期にわたつてこれらの学校の施設の多くは使用不能となつておるのでございます。10月7日現在におきましては，正常授業を行なつていたのは，小学校においては全体の24%，34校にすぎません。中学校におきましては32校，全体の57%，高等学校におきましてはゼロでございます。他はいずれも休校ないし変則授業などの措置を長期にわたつてとらざるを得なかつたのであります。これら罹災者に対しましての医療救護，たき出し，給食，飲料水の給与，毛布，衣料，日用品の配給等はおびただしい数量に上り，救援活動の労力も非常に膨大な人員を要しておるのであります。被災後の1ヵ月間に出動いたしました市の職員その他学生生徒，一般奉仕者の数が延べ45万人，1日当り14,500人余に及んでおります。このうち，市の職員は1日に約7,000人，延べ22万人，全職員の42%が出動いたしております。関係区役所のごときは，連日連夜，総員あげて文字通り不眠不休の活動を続けております。さらに，アメリカ軍及び陸海空の自衛隊からは，延べ45,000人の人員，延べ350機のヘリコプター，116機の輸送機，16,000トンの船舶の応援を受けまして，交通途絶地帯に対し，海空からの援助を行なつたのでございます。この間全国各地から寄せられましたあたたかい御好意に対しましては，ほんとうに御礼の言葉もございません。深くお礼を申し上げる次第でございます。

次に，名古屋市におけるこのたびの災害におきまして特記さるべき第2の点について申し述べたいと思います。それは，名古屋港を中心といたします本市南部臨海工業地帯のほとんどが，壊滅的な打撃をこうむつたことでございます。名古屋市の工業は，戦後特に目ざましい発展を続けて参り，しかも名古屋市の発展は，南部臨海工業地帯を中心として進められてきたと申しても過言ではないのであります。いわば，名古屋南部臨海工業地帯は，名古屋市発展のかなめであるばかりでなく，伊勢湾一帯の中京工業地帯のかなめともいうべき，まことに重要な地位を占めておつたのであります。このたびの甚大な被害をこうむりました港，南，中川，熱田の4区こそ，まさにそのかなめに当たる区域であつたのでありますが，これはまことに不運と申すほかありません。この地域には大規模の工場が多く，工業生産額におきましても，全市の53%を占めておるところでございます。都市，ことに大都市におきましては，都市全体が産業経済的に密接かつ複雑な結びつきを持つておるため，その一部におきまして経済機能が失われますと，単にその一部のみにとどまらず，他の全地域に直ちに重大な影響を及ぼし，その機能を阻害いたしますことは明らかでございます。名古屋は産業都市，港湾都市といたしまして生きてきた都市でございますが，被害の大企業と下請の中小企業，被災下請中小企業との関係は，ほんの一例でございますが，すこぶる緊密な関係を持つております。それが壊滅的打撃を受けたということは，これは名古屋市にとりまして，ほとんど考えられないほどの大きな災害なんでございます。

ことに見落すことのできないのは，名古屋港の被害でございました。名古屋港は，御承知の通り，中部経済圏の海の玄関でございます。洋々たる前途は，遠からず世界の10大港に指を屈せられるとさえいわれておるのでございますが，伊勢湾の行きどまりにございました名古屋港は，このたびの伊勢湾台風の容赦なく襲うところとなり，その防波堤，埠頭を初めとする工業施設は全部やられまして，17億円に上る損害をこうむつたのでございます。さらに，船が沈み，あるいは流木等による航路，泊地の障害，港湾関係者の罹災等により，10余日以上にわたつて仕事がありませんので，名古屋港の機能は全く麻痺してしまつたのでございます。このため，一時は，9号地の油をたくわえております貯油場には石油がありながら，海上，陸上からは，いかに努力してもこれを運び出すことができない状況で，遠隔の地方からの輸送を待たなければ，救援活動に使用するトラック，船舶等の燃料にさえ事欠くのではないかと憂慮

せられた状態でございます。

このたびの台風による名古屋市の商工関係の被害総額は，実に438億円と推算されておりますが，これに将来にわたる生産の減退を加えますときには，その被害は非常に大きくなると思います。しかし，先ほど申し上げました通り，名古屋市は産業都市でございます。必ず名古屋市の産業はりつぱに立ち直るものと信じております。また，立ち直らせなければならぬと存じます。政府並びに国会におかれましては，立ち直りのための資金の融資と格別の御支援をお願いいたさなければならぬと存じておりますので，どうかよろしくお願いいたします。

第3の特異性は最も重要でございまして，それは築造以来幾たびもの高潮にも万全であつた市内の海岸，河川堤防が，103カ所にわたつてもろくも寸断されたため，容易に締め切りが行ない得ず，このため，長期にわたつて湛水地帯をも生じ，一そう被害を増し，復旧を困難にしておるのでございます。災害当時は，本市の面積の半ば以上の，130平方キロにわたる浸水地域を生じまして，その浸水が3尺，4尺，あるいはそれ以上にも及び，ことに南部臨海工業地帯の港，南の両区のごときは，その大部分が20日間まつ黒な泥水の中に浮かんでいたのでございます。このため，家屋は土台から腐り，家財がすべて廃物となつたばかりか，衛生上ゆゆしき状態に相なつたのであります。さらに，これらの被害地区には小規模の商店が多数あつたのでございますが，商店が滅び，顧客がなくなり，そうして今後開業の見通しさえもつかないというような商店がむなしく軒を並べておるのであります。これらの地区の排水が，関係者の必死の努力によりましてやつと終わりましたが，そこに現われたのは，流木に押しつぶされた汚物と腐つた泥の町でございます。避難所からようやくわが家に帰つて，やれやれと，市民もしばらく考えたのでありますが，しかし，ヘドロと申しますこの泥海の中で，どこから手をつけてよいのか，ぼう然自失の状態におるのであります。ヘドロと申します，不潔きわまる腐つた泥は，数尺の厚みで堆積いたしております。家屋の残骸，それから巨木の下になお痛ましい死体が数多く残されているのでございます。しかもこれらの流木，ヘドロは，とうていしろうとの手に負えるものではなく，市民の復興活動をはなはだしく妨げている状態でございます。現在全地域に堆積しております塵埃は8万トンという膨大な量に及ぶもので，これは名古屋市の清掃の力をもつてしては100日に当たる，この泥が堆積しているわけでございます。こうした災害を与えました堤防の決壊箇所は，いずれも応急の仮締切りを終わつたばかりで，大潮のたびに，雨の降るたびに，いまだに市民は肝を冷やしつつ，おそれている状態でございます。

一方，今なお最悪の状態に残されております市内港区の南陽町，中川区の富田町の両地区でございますが，この地区は，優良な都市近郊農業地帯でございます。その大部分が海面位以下のデルタ地帯でありますため，決壊した海岸の堤防から流れ込んだ海水によつて，この一帯の収穫前の美田は，一瞬にして海と化したのでございます。婦人，子供は，いつ家に帰れるのか，当てもなく，集団避難をいたしております。決壊した箇所からは，潮の干満のつど，海水が渦を巻いて出入しております。こわれかかつた家屋をゆすぶり，わずかに残つた人々は，このごろでは，これを居直り水と唱えております。最近では，お礼参りの水と呼んでおそれているのであります。その後，各方面の必死の努力によりまして，やつと仮締切りを行なつたものの，被災後40日を経過した今日，なお排水に至らず，一面の湛水地帯となつておるのであります。この湛水は，排水後の農産に致命的な塩の害を残すものと考えますと，今後作付不能による損害を合わせまして，農地，農作物被害総額は，実に43億余円と推算されておるのであります。この湛水地帯の救済こそ，何をおいても行なわねばならないと存じまして，各方面の格別の御援助をお願いいたしておるところでございます。

以上，名古屋市の伊勢湾台風によります激甚な被害の状況につきまして申し述べましたが，公共施設を初めとして，個人の生命財産に至るまで，この被害は，とうてい金銭ではかえることのできないものでございますが，かりに算出いたしました被害額のみでも，総額が1,227億円に達するのでございまして，これに商工業者の損害を加えますと2,600億円に上るということであります。この痛手から，中部日本の中心都市としての名古屋市が復興いたすためには，まずもつて民心の安定のための積極的な方法が講ぜられるべきであると思います。しかも民心の安定は，自分

の住み，かつ生活する町が安全であること，及び経済的活動が回復し，生活が安定するという，この2つの要素が全うせられまして初めて確立せられることと存じます。町の安全は，何をおいても，破壊された護岸堤防を復旧し，市民を水禍から守ることから始まり，道路，橋梁はもとより，教育施設，衛生施設等，都市の施設をすみやかに復旧することでございます。このたびの災害は，公共施設の今後のあり方につきまして貴重な教訓を残しておると思います。私どもは無災害都市の建設，これがたつとい人命の犠牲によつて得られた最大の教訓でございます。従つて，今後私どもは，無災害都市の建設を研究いたしまして，これを実現して参りたいと考えておりますが，今後とも皆様の御指導と御援助を得まして，努力を続ける覚悟でおるのでございます。当面の公共施設の応急復旧に要します経費のみでも，95億円という，本市の標準税収入額を上回る巨額に達しておるのであります。しかも，当面の災害救助や罹災者の救護に要した費用を，すでに32億円出しております。罹災地域の緊急対策に要した経費も19億円に上つております。さらに，財政の収入面におきましては，18億円の減収が見込まれております現在，当市の当面の財政負担額は，実に105億円の巨額に達しますのが実情でございます。この額は，現在の本市の財政力をもつてしては，あらん限りの努力をいたしましても，とうていまかない切ることが，残念ながら不可能であります。いわゆる災害の年といわれました去る昭和28年に，災害復興のための特別措置法を多数御制定いただきましたところでございますが，このたびの伊勢湾台風によりまして当地方の受けた激甚な被害につきましても，いち早く数多くの特別措置法案を再び御審議をいただいておりますことは，まことに感謝にたえません。どうかこの上ながら皆さんの御高配を得て，1日も早く立ち上がり，再びこうした災害の出ないようにしたいと考えておるのでございます。

最後に，このたびの災害につきまして，自衛隊の出動の要請がおくれたのではないかという，いろいろの非難を受けておるのでありますが，事実を申し上げますと，9月26日の午後の10時，台風がやつと去つて，そうして全市がまつ暗な中に，熱田方面に派遣されておりました消防局の安藤部長からの無線電話によつて，水防本部は自衛隊出動の要請をきめたのであります。同日の午後の10時から11時の間に，右の決定によりまして直ちに自衛隊の守山本部に電話連絡をすることが不可能のために，連絡が不能になりました。よつて，辛うじて通話のできる消防局の専用電話によりまして，愛知県の河川課へ連絡をいたしましたが，線路が切れていて通じない。そこで消防局員を県へ派遣いたしまして，県の消防警備課長並びに自衛隊の連絡将校に自衛隊の出動要請をしたのでありますが，翌27日の午前1時30分，右の要請に対して，県の消防警備課の横井司令より，約50名の自衛隊の出動の回答がありました。午前3時には，自衛隊が60名，舟が4隻，これが熱田の消防署に到着をしたのであります。同日の午前10時15分，被害があまりにも大きいために，重ねて自衛隊の出動を今城計画局長をして自衛隊名古屋地方連絡部に要請をいたさせました。同日の午前10時30分に守山自衛隊の本部に同局長が参りまして，自衛隊の出動を要請いたしたのであります。同日午後の0時30分，53名の自衛隊，これが中川の消防署長のところに到着し，直ちに富田町の江松で配給事務に着手してくれました。同4時には，うち13名が死体収容に当たり，夜に入つて53名が死体の収容に当たつてくれたのであります。

以上，名古屋市が自衛隊に出動を要請するという権利がないようでありますが，これは県と緊密な連絡をとりまして，やはり県の出動の要請という形で，県市一体となつて自衛隊の出動を求めました。これが今日まで非常によく働いてくれておるのであります。心から感謝をいたします。右の事情を申し述べまして，皆さんの御了解を得たいと思います。

第 2 回　（昭和34年12月 8 日）

名古屋市長の小林でございます。

本日は重ねてこの委員会において意見を申し述べる機会をお与え下さいましたことをありがたく存ずる次第でございます。

過ぐる11月5日の本委員会におきまして，私ども被災地の要望をお耳に入れた次第でございますが，本特別委員会におかれましては，災害復旧各般にわたる特別立法の御審議をいただき，委員の皆様方の非常な御尽力によりまして，すでに27件に上る特別措置法の成立を見たことにつきまして，まずもつて厚くお礼を申し上げます。

おかげをもちまして，その後名古屋市の災害応急救助もやつと終息の段階に入ることを得まして，さらに復興への道を歩みつつあるところでございます。名古屋市の受けました被害，並びにこの間に行ないました応急救助の概要等につきましては，この前の機会に申し述べた通りでございますが，その後の事情について簡単に申し述べます。

御心配をおかけいたしました堤防の締め切り工事並びに排水作業につきましては，中部災害対策本部を初め，県，自衛隊，消防団等の一方ならぬ御努力をいただきました結果，旧市内の仮締め切り工事は10月の7日から9日にかけて一応でき上がりました。また，南陽，富田地区の仮締め切りは10月の25日にやつとでき上がりまして，市内全体としては11月の14日に一応の排水が完了されたのでございます。また，住宅対策につきましては，災害救助法に基づきまして，応急仮設住宅3,000戸の割当をいただきましたので，とりあえず11月末までに1,276戸を建設いたし，引き続き建設を急いでおりますとともに，1,500戸の災害公営住宅の建設を目下進めておるのでございます。このほか，現在まで排水後のヘドロの処理，清掃，防疫，教育対策その他の緊急処理につきましても極力努力をいたして参つたのでございます。これら緊急災害対策のための経費といたしましては，とりあえず災害救助費に15億円，罹災中小企業の金融対策のための貸付金5,000万円を専決処分によつて支出をいたしております。そのほか，国庫補助あるいは起債等の特別措置をおもな財源といたしまして，臨時市議会に災害関係の諸経費全般にわたつて総額92億2千余万円の追加予算を計上いたしまして，財政の許す限りの応急措置をとつたわけでございます。

しかし，何分にも今回の災害は広範な地域にわたり，かつ未曽有の規模を持つたものでございますので，今後まだ早急になすべき事業は数え切れないほどあるように考えられます。それと申しますのも，この甚大な被害によつて得た貴重な教訓を何とか将来に生かし，再びこのような災害を引き起こさないようにとの根本的な，切実な気持が私どもの胸を去らないからであります。私は常に市民を私の子供と思い，その親の気持で市政を見て参つたのでございます。このたび2,000人に上る市民を一瞬にして失つたことについては，ひたすらその責任を痛感するばかりでございますが，本委員会の諸先生方に甘えて，失礼をも顧みず，再び，多くの子供を失つた親の気持を皆さんに訴えて，あたたかい御同情を得たいと存ずる次第でございます。

午前中各県の知事さんからいろいろ御要望がございましたが，その点は省略させていただきまして，お手元にお配りをいたしております「特別措置の拡充に関する要望」，これをごらんいただくことといたしまして，特にその中でも，名古屋全市を激甚地に御指定をしていただきたいのでございますが，本日はさらに皆様方に一そう御配慮と御援助を賜わりたい3点につきましてお願いを申し上げたいと思います。

第1点は，無災害都市の建設ということについてのお願いでございます。去る11月の5日にこの委員会におきまして，名古屋市の被害状況を説明申し上げる機会を得た際に，私は，このたびの名古屋市の災害の特色といたしまして，第1に，未曽有の異常な高潮であつたということ，第2に，名古屋港を中心とした南部一帯の市の工業の中枢が全部麻痺したこと，第3には，その後の長期にわたる湛水による被害といつた点を中心として御説明を申し上げたのでございますが，これら今回の災害の特殊性にかんがみまして，ぜひ無災害都市の建設こそ，名古屋市当面の第1の目標とすべきものと考えるのでございます。本市は，最近特に躍進の目ざましい中京工業地帯の中心都市といたしましてはその都市計画においても全国に誇り得るものと考えて参つたのでございましたが，このたびの災害によつて，初めて痛切に伊勢湾一帯の根本的な高潮対策，ことに名古屋港を中心とする南部一帯の防災について欠陥を教えられたわけでございます。限られた地域に人口が密集し，複雑な社会生活が行なわれておりますわれわれの大都市におきましては，一たび今回のような台風が襲来すれば，有形無形の大きな被害が，想像を絶する規模において発生するこ

とは，今回の経験に徴しても明らかでございます。願わくは，この際，名古屋市を無災害都市のモデル都市とも考えられまして，当面の伊勢湾沿岸堤防の万全な改良復旧の早期完成をお願いいたし，ことに中京工業地帯の中心としての名古屋港における大防潮堤計画の完成などにつきまして格別の御配慮をいただきたいと思うのであります。

第2の点は，ただいま申し上げました無災害都市建設に関連いたしまして，都市環境の整備と，都市活動の回復に要する立法措置並びにそれに基づく行財政の措置についてでございます。言いかえれば，災害によつて痛手を受けた都市が，その傷をいやし，かつその痛手から脱却するための必要な手当をお願いしたいのでございます。この点につきましては，今回の国会において，27件に上る特別措置法を初めとして，数々の行財政措置が講ぜられましたことは，まことに感謝にたえないのでございますが，このたびの災害が広範かつ甚大でありましたために，各地域の特殊性に応じた措置，または将来につながる措置として，はたして十分のものであろうかと考えてみますときに，なおいささか不安を覚える次第であります。先ほど知事さんからも，今回の特別措置につきましてなお一そうの充実についての御要望が出されており，私どもも全く同じ考えでございますが，さらに，大都市においてはまた大都市としての活動のため，ぜひとも取り上げられなければならない特殊な部面が数多く存在するのでございます。これらの部面が取り残されるといつたことのないように十分に御配慮を賜わりたいと存じます。

これに関しまして2，3の点について申し上げますならば，当面行ないました災害救助行政におきましても大都市におきましては，救助の実施はきわめて多岐多端にわたらざるを得ない。事実，災害救助法に定められております救助基準以外に，都市生活者に対する基準外並びに法定外の救助のための多額の救助費を使つておるのでございまして，この際，基準外の支出につきましては，すべて基準内に含められますとともに，法定外の支出につきまして，この際，私は交付税の優先的な配分についてぜひお考えをいただきたいと存じます。また，都市固有の復旧事業といたしまして，大都市市民の日常生活に欠くべからざる交通の事業，水道事業，衛生行政清掃事業など，早急に完全な機能の回復をなされなければならないものが多いのでありますが，これらの中には，大都市にしか見られないような特殊な施設あるいは機械の復旧あるいは整備を要するものが多々あるのでございます。また，民間におきましても，都市に集中する中小企業を初めといたしまして，商工業全般の立ち直りなどに特別の措置が望まれるのでございます。これら都市固有の，しかも緊急を要する事情のあるものにつきましては，今後とも国庫補助あるいは資金助成などに一そうの強力な対策を講ぜられますように，特にお願いをいたす次第でございます。もちろん，国家財政全般の事情などから，やむを得ず次の機会にその措置を譲られるもの，あるいはすでに別途の方法を講ぜられるようお考えをいただいておるのもあろうかと存じますが，150万市民を預かるものといたしましては，特に念には念を入れてお願いいたす次第であります。

それとともに，復興が軌道に乗るにつれ，私ども当事者といたしましては，やや将来にわたる見通し，あるいは計画ともいうべきものを持つに至りましたので，あらためてこの際お願いしたいのであります。すなわち，先ほど，本市将来の都市建設の目標として，無災害都市の建設ということを申し上げ，万全の海岸堤防の早期完成をお願いいたしたわけでございますが，私どもはそれのみで手をこまねいているつもりはないのでございます。海岸堤防の完璧化をお願いしましたのは，無災害都市の第1の条件としてでございますが，それとともに，都市環境の安全化をはかるためにはなお多くの施策が必要であると思います。その施策につきましては，事情の許す限り極力名古屋市においても努力するつもりでございますが，何分広範囲にわたる膨大な事業でもあり，大災害後の本市の財政力としてははなはだ心もとない事情もございますので，どうかあたたかい御同情を賜わつて，格別の措置をお願いいたさなければならないと存じております。すなわち，本市工業地帯の立地条件の安全化のためには，低地帯にある工場の防災施設に対する課税の特別措置，あるいは低地帯労務者住宅の高層化のための融資等の特別措置，あるいは荒子川地区等低地帯工業地区のかさ上げ，及び幹線道路のかさ上げなどに対する国庫補助あるいは起債等の特別の措置をお願いいたさ

ねばならぬと思つております。また，背後地区におきます環境の整備に関しましては，公立学校，公営住宅の耐火高層化，低地帯都市公園のかさ上げ，あるいは将来災害危険区域を指定します場合の防火建築物に対する国庫補助の特別措置などをお願いいたしたいのでございます。さらに，将来の根本問題として，地盤沈下に関する総合的な御措置をぜひともお願いいたしたいのでございます。

以上のように，都市の基礎的環境整備につきましては，むしろ今回の災害を契機といたしまして，根本的な改良の達成せられることを心から念じている次第でありまして，また，これらの基本計画は，本市将来の産業の進展を左右する重大な要件ともなるものでありますので，それらの計画が慎重に，しかもできるだけ早急に進められることに対し，今後とも格段の御配慮を賜わりたいと存ずるのであります。

第3といたしましては，災害に関する行政制度上の問題でございます。このたびの災害のような，予想をこえた非常の事態におきましては，災害救助に関してのみでも，制度上多くの問題点が，都市の救助活動によつて明らかにされたと思うのであります。もちろん，本市の内部組織についても種々反省せられるべき点もあつたのでございますが，根本的には，災害救助法の体系そのものの中に問題があるのではないかと存ぜられます。このたびの体験からいたしまして，優に1県に匹敵する150万というような多数の人口をかかえた大都市におきまして，緊急を要し，広範囲で，かつ長期にわたる災害救助活動が効果的に行なわれるためには，救助行政の実質的責任者である市長に対して，救助法上の形式的責任を明確にゆだねられる必要のあることが痛感されたのでございます。すなわち，災害救助の緊急第1段階でありますところの，自衛隊，日本赤十字社への協力要請，輸送力の確保，法外援護の実施などを行ないます場合の緊急な事務の実施，命令権の発動等，すべて直接の責任者としての市長に委譲していただきたいと考えるのであります。こう申し述べることは，現行法における責任者の措置について不満を申し上げる気持は毛頭ございませんが，このことは，社会感情からいたしましてもきわめて当然のことと思われるので，市民は，むしろ現行法の体制がそうなつているものとのみ思つている人がたくさんありました。それが実情なのでございます。このような明確な責任が市長に与えられてこそ，災害に対する救助用物資の備蓄，避難計画，都市計画等の関連におきまして，都市における災害救助に万全の態勢をとり得るものと考えるのであります。もちろん，根本的には，そのような災害救助法の発動といつた事態が再び私どもの市に発生しないことを至上の念願といたしております。先ほどから申し述べて参りました無災害都市建設に関する数々の希望も，尽きるところは，今後再び災害救助法が発動されない都市の建設にあるわけでございまして，先ほどからの希望が次々とかなえられますならば，それだけ，ただいま申し上げたようなことは無用の言葉と相なるわけでございます。しかしながら，それをもつてしても，なおかつ天災の発生は予測いたしかねるのでございますので，この際あえてお願いをいたした次第でございます。このたびの災害救助，今後の災害復旧から復興に至る各般の行政に関しても，大都市としての統一的処理の必要が痛感されますことは，将来の大都市行政のあり方に対する1つの暗示を与えるものではないかと存じます。このほか，制度上の問題としましては，今回の災害を契機といたしまして，災害基本法の確立といつたような構想もありますし，また中央各省間の総合調整，府県の区域拡大，広域行政制度の確立などの御意見が，産業界を初めとして各方面から強く唱えられているように承知いたしております。これらもあわせて今後の重要問題として十分御検討賜わりますよう，心からお願いを申し上げる次第であります。

最後に，中部日本災害対策本部は，明9日をもつて解散されるのでありますが，私はこの際，この対策本部は，次に恒久対策確立のためにも，何らかの形においてそれを持続し，さらに一そう国と県と市の三者が一体となつて話し合つていかねばならぬと信じます。そうした災害救助法，河川法，その他いろいろな法令に基づく措置を，真に息の通つた生命のある緊密な連絡のとれたものに改めていただきたいと存ずるのであります。たとえば，気象庁を初めとする政府の諸機関，自衛隊，あるいは河川，港湾等の権威者，その他学識経験者などを打つて一丸として，まず名古

屋にそうした新構想を持つた中部対策本部を持続していただくようお願いをしたいのであります。災害はいつくるかもわかりません。そのような対策本部の設置はきわめて必要なものであると思います。そうしてこのような組織を全国各地区に漸次設置をされることが望ましいと思います。

長時間にわたりまして勝手なお願いを申しあげましたが，あるいはその中には，当面の緊急問題をはずれているとのおしかりをこうむるかもしれませんが，真の復興をこいねがう私どもといたしましては，その根幹をなすものとして，今後第1にお取りあげをいただきたく存ずるものであります。

一昨日，自衛隊に参りまして，第十混本部の本部長といろいろ話し合つたのでありますが，そのときにも，自衛隊の諸君は，今後あなたの方とよく相談をし，協力して対策を立てていこうじやないかというお話でありました。私は，わが意を得たりという気持で非常に喜んでおるのでございますが，われわれの目に見えない災害の脅威は，まだなくなつたわけではないのであります。どうか災害の参謀本部としてのこうした本部を持続いたしまして，もつと国なり，県なり，市なりが話し合いのできる場を作つていただきたいと思うのであります。なお，今回の政府の対策本部，県の災害本部，われわれの本部とも，ほんとうに円満に，うまく参りまして，今度ほど三位一体でうまくいつたことはないと思つておりますが，それにしても，なぜ名古屋が早くあの決壊場所が締め切れたかといいますと，これはすべて市民の力であります。自衛隊，それに加うるに消防団，消防局員，あるいは高等学校の生徒，これらを動員いたしまして，人海戦術でもつてどしどしと私のほうはやりましたので——命令する人ばかりが多くて手勢がないという状態では，あの締め切りはいつまでも完成しなかつたのだろう。従つて，私は市民一般に対して，あの寝食を忘れて働いてくれた諸君には，非常に感謝をいたしております。どうか国におかれましても，そういう態勢をもつと進めて，ほんとうに市民みずからが立ち上がつてあの災害を防ぐような実際の活動に入ることが，何より必要だと考えます。

以上をもちまして私の説明を終わります。どうかよろしくお願いをいたします。

第 2 節　災害特例法と補正予算

1 災害特例法

第33回臨時国会において成立した災害関係特例法は，27件にのぼり，災害復旧の関係地方団体の財政負担軽減に大いに貢献することとなつた。これら災害特例法の内容のあらましは，次のようである。

(1) 総理府関係

○昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭 34. 12. 4 法律第 175 号）

標記の水害または風水害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものは，財政収入の不足をうめるためまたは災害対策費の財源に充てるため，地方財政法第5条の規定にかかわらず，地方債を発行することができることとするとともに，政令で定める地域において施行される公共土木施設・公立学校施設または農林水産業施設の小災害の復旧事業の経費に充てるため発行される地方債については，国が一定割合によつて元利補給を行なうものとした。

○昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律（昭 34. 12. 7 法律第 179 号）

標記の水害または風水害により，政令で定める地域内にある住居または家財について被害を受けた

市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金は，給料の2箇月分の限度で増額することができることとした。

(2) 大蔵省関係

○昭和34年8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売払等に関する特別措置法（昭 34.12.10 法律第 191 号）

標記の被害中小企業者の所有機械等の復旧に資するため，国有の機械器具の減額売払い，減額貸付けおよび交換に関する特別措置を講じた。

(3) 文部省関係

○昭和34年8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法（昭 34.12.5 法律第 176 号）

①頭書の災害による被災地域における公立学校の施設の災害復旧費について，特例として国がその4分の3（公立学校施設災害復旧費国庫負担法による通常の場合の負担率は3分の2）を負担することとし，②被災地域における公立の社会教育施設の災害復旧費について，国が予算の範囲内でその3分の2を補助することができることとした。

○昭和34年8月及び9月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法（昭 34.12.5 法律第 177 号）

①国は頭書の災害の被災地域における私立学校施設の災害復旧費について，予算の範囲内でその2分の1を補助することができることとし，②私立学校振興会は，本来の業務のほか，頭書の災害による被害の復旧費に限つて，個人設立の学校についても，その復旧資金の貸付け業務を行なうことができるものとした。

(4) 厚生省関係

○昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭 34.12.10 法律第 184 号）

政令で定める被災市町村または被災都道府県が頭書の災害のために伝染病予防法によつて施行した予防事務に要した費用について，同法に定める国の負担率を引き上げるとともに，被災市町村に対し国が予算の範囲内で水道施設の災害復旧費については2分の1，清掃施設等の費用については3分の2を補助することができることとした。

○昭和 34 年8月の水害又は同年8月及び9月の 風水害を受けた 医療機関の復旧に関する特別措置法（昭 34.12.10 法律第 185 号）

①政令で定める被災地域の公的医療機関（国民健康保険の直営診療施設を除く。）に対して国が予算の範囲内で災害復旧費の2分の1を補助することができることとし，②政令で定める金融機関は，被災地域の私的医療機関に対し，他の法令の規定にかかわらず，通常よりも有利な条件で災害復旧費を貸し付けることができるものとした。

○昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法（昭 34.12.10 法律第 186 号）

①政令で定める被災都道府県が頭書の災害に際して救助のため政令で定める施設または設備に要す

る費用を支出したときは，その費用を災害救助法による救助費とみなして国庫負担の対象にすることとし，②被災都道府県については，昭和34年度に限り，災害救助費のうち普通税について標準税率で計算した当該都道府県の同年度分の収入見込額の4分の1（通例は4分の2）を越える部分について，国庫負担を行なうこととした。

○昭和34年8月及び9月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法（昭34.12.10法律第187号）

頭書の災害による被災地域の生活保護施設および児童福祉施設の災害復旧費について，特例として，生活保護法および児童福祉法に定める国庫または都道府県の負担率および補助率を引き上げるとともに，個人設立の児童福祉施設の災害復旧費についても，公費による補助を行なうことができることとした。

○昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭34.12.10法律第188号）

①頭書の災害の被災者に対して被災後昭和35年9月末日までに貸し付けられる母子福祉資金のうち，生業資金および事業継続資金についてはすえ置き期間を2年に延長し，住宅補修資金については2年無利子のすえ置き期間を設けることができることとし，②昭和34年度および35年度に限り，政令で定める被災都道府県（5大市を含む。）が被災者に対する母子福祉資金の貸付け財源として特別会計に繰り入れる額については，国がその3倍額（通例は2倍額）を当該都道府県に貸し付けることとした。

○昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法（昭34.12.10法律第189号）

昭和34年度に限り，頭書の災害の被災地域における国民健康保険の保険者（国保組合を除く。）に対し，国が補助金を交付することができることとし，その交付条件，交付額の算定方法等を定めた。

○昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法（昭34.12.10法律第190号）

福祉年金の受給権者本人またはその配偶者もしくは扶養義務者の昭和33年中の所得によつて支給が停止されるべき昭和34年11月分から35年4月分までの福祉年金について，その支給停止の原由たる本人またはその配偶者もしくは扶養義務者が頭書の災害の被災者であるときは，その者の34年中の所得が一定額（35年5月分から36年4月分までの福祉年金の支給停止の原由となる基準額）にいたらないことを条件として，その支給停止を解除することとした。

(5) 農林省関係

○昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（昭34.12.3法律第169号）

頭書の災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業につき，農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の特例を定めて国が高率の助成を行なうとともに，開拓地の入植施設および水産動植物の養殖施設の災害復旧事業ならびに災害関連事業につき国が高率の助成を行なうこととした。

○昭和34年8月及び9月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてるための資金の融通に

関する特別措置法（昭 34. 12. 3 法律第 170 号）

農業共済基金から，農業共済組合連合会に対し，当該農業協同組合連合会が昭和34年 8 月および 9 月の風水害を受けた建物についての任意共済に係る保険金の支払い等にあてるために必要とする資金の融通を行なうことができるようにした。

○昭和34年 7 月及び 8 月の豪雨，同年 8 月及び 9 月の暴風雨又は同年 9 月の降ひょうによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律（昭 34. 12. 7 法律第 180 号）

頭書の災害による被害によりその生産に係る米穀がその飯用消費量に著しく不足する被害農家に対し，その飯用米穀を確保するため，特別価格により米穀を売り渡すみちを開いた。

○昭和34年 9 月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法（昭 34. 12. 7 法律第 171 号）

頭書の災害による海水の浸入のために政令て指定する地域内の農地が受けた塩害をすみやかに除去するため，地方公共団体等が行なう除塩事業について国が助成措置を行なうこととした。

○昭和34年 9 月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法（昭 34. 12. 7 法律第 182 号）

頭書の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船を漁業協同組合に建造させるため，国がこれに要する経費について助成措置を講ずることとした。

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（昭34. 12. 10 法律第 192 号）

畜産物について一定の報告を受けた者を被害農業者として認定することができることとし，経営資金として家畜・家きんおよび小型漁船の取得等に必要な資金を貸し付けるみちを開いたほか，昭和34年 7 月および 8 月の豪雨ならびに同年 8 月上旬および中旬ならびに 9 月の暴風雨について一定区域内の被害農林漁業者に対する経営資金の貸付け限度額の引上げおよび償還期限の延長の措置を講じた。

(6) 通商産業省関係

○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律（昭 34. 12. 5 法律第 178 号）

昭和34年 8 月の水害または同年 8 月および 9 月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通の円滑化に資するため，中小企業信用保険公庫に対する政府出資を増額し，これをもつて融資基金の増加に充てることとした。

○昭和34年 8 月の水害又は同年 8 月及び 9 月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法（昭 34. 12. 10 法律第 193 号）

頭書の災害を受けた中小企業者に対する再建資金の融通を円滑にするため，商工組合中央金庫の貸付け利率の引下げに必要な措置を定めるとともに，再建資金に係る保証保険のてん補率の引上げおよび保険料の引下げ等の中小企業信用保険法の特例ならびに中小企業振興資金助成法の特例を定めた。

○昭和34年 8 月の水害又は同年 8 月及び 9 月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法（昭 34. 12. 16 法律第 197 号）

頭書の災害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧の促進を図るため，災害復旧事業に要する経費について国が補助することとした。

(7) 労働省関係

○昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭34.12.9法律第183号）

頭書の被災地域において地方公共団体が昭和34年度末までに実施する失業対策に要する経費についての国の補助について特別の措置を講じた。

○昭和34年7月及び8月の水害並びに同年8月及び9月の風水害に関する失業保険特例法（昭34.12.14法律第195号）

頭書の災害による事業の休廃止のため休業のやむなきにいたつた失業保険の被保険者に対し，その休業を失業とみなして失業保険金を支給することとし，所要の特例措置を定めた。

(8) 建設省関係

○昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭34.12.3法律第171号）

①政令で定める地域に発生した頭書の災害に関する公共土木施設災害復旧事業および再度災害の防止のために災害復旧業事と合併して施行される災害関連事業を促進するために，これらの事業費についての国の負担率および補助率を引き上げるとともに，②都道府県または水防管理団体が使用した水防資材に関する費用のうち政令で定めるものについて，国が予算の範囲内でその3分の2を補助することができるものとした。

○昭和34年台風第15号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法（昭34.12.3法律第172号）

伊勢湾等に面する政令で定める地域において15号台風により著しい災害を受けた海岸・河川について高潮・暴風・洪水その他の異常天然現象による災害を防止するために行なわれる諸施設の新設・改良・災害復旧に関する事業（伊勢湾等高潮対策事業）を促進するため，その事業費についての国庫の高率負担等の特例を定めた。

○昭和34年8月及び9月の暴風雨による推積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法（昭34.12.3法律第173号）

地方公共団体その他政令で定める者が，頭書の暴風雨によつて政令で定める地域に発生した政令で定める程度に達するたい積土砂またはたん水の排除事業を行なう場合に，予算の範囲内でその費用の10分の9を補助することができることとした。

○昭和34年8月の水害又は同年8月及び9月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律（昭34.12.3法律第174号）

①公営住宅法による事業主体が政令で定める地域において頭書の災害によつて滅失した住宅にその当時居住していた者に賃貸するために第2種公営住宅を建設する場合等における国の補助について，補助率を引き上げるとともに，②産業労働者住宅資金融通法の特例として，一定の条件に該当する事業者が，政令で定める地域において8月・9月の風水害によつて滅失した住宅にその当時居住していた産業労働者に貸し付けるために2年以内に住宅を建設しようとするときは，住宅金融公庫は，同法の融資条件にかかわらず，償還期間を3年以内延長し，かつ3年以内のすえ置き期間を設けることが

できることとした。

2 災害関係補正予算

○昭和34年度一般会計予算補正（第２号）

○昭和34年度特別会計予算補正（特第１号）

○昭和34年度政府関係機関予算補正（機第１号）

この予算補正は，もちろん伊勢湾台風等昭和34年発生災害の災害対策を主眼としたものである。累次にわたる昨年発生災害に対しては，予備費の使用等によつて各般の対策が進められたが，その後さらに大幅な災害関係費の追加を行なつたため，各種の特例法とともにこの補正予算が提案された。

この予算補正については，できる限りの財源をこれに充当したため，その他の経費についての補正も同時に行なわれた。

一般会計予算の補正による歳出の追加額は総額614億余円であつたが，うち災害関係費は約344億円，その他の経費が約191億円，予備費が80億円となつている。災害関係費のおもなものは，34年発生災害復旧事業費179億円，伊勢湾高潮対策事業費62億円，その他緊急治山および緊急砂防事業費・34年発生住宅施設災害復旧事業費・公立文教施設災害復旧費・災害救助費等で103億円である。災害復旧事業費179億円は，当時被害額の調査がまだ完了していないものがあつたため，推定分を含めて算出されたのであるが，台風７号以前の分については当初予算計上の予備費によつて大体措置済みであり，それ以後の分については，この179億円および補正予算計上の予備費から措置されることになつた。また，この災害復旧事業については，歳出予算のほか29億円の国庫債務負担行為ができるようになつているので，初年度25％という従来の復旧率に対し，28.5％まで着工できることになつた。

伊勢湾高潮対策事業費62億円は，伊勢湾台風に際し，海岸河川部の被害が特に激じんであつたため，特例の高潮対策事業として，原形復旧にとどまらず，大規模な改良工事を急速に実施するために計上されたのであり，この事業に対しては，すでに予備費から11億円支出されたのであるが，さらに今後の工事の実施状況に応じ，補正予算計上の予備費の使用のほか，県営工事分については７億円の国庫債務負担行為の活用が可能になつている。その他緊急治山および緊急砂防事業費・34年発生住宅施設災害復旧事業費・公立文教施設災害復旧費・災害救助費等は，いずれも激じん地の地方公共団体に対する起債の元利補給，補助率・補助単価の引上げ等各般の特例措置を見込み，所要額が計上された。

その他の経費のおもなるものは，地方交付税交付金85億円，義務教育費国庫負担金等，法令の規定に基づく義務的経費92億円および石炭対策費７億円等である。

予備費80億円については，うち50億円は災害対策関係に充てられ，残り30億円はその他の今後の不測の財政需要に充てられることになつた。

これらの歳出追加に必要な財源は，法人税を中心とした租税の自然増収490億円および専売納付金を中心とした税外収入の増加48億円をもつてこれに充て，さらに不足する76億円については，公共事業費等，既定経費の節減により充当されることになつた。以上の補正の結果，34年度の一般会計予算の総額は歳入歳出とも14,981億円となつた。

なお，以上の各予算補正に関連して，財政投融資においても総額501億円にのぼる投融資の追加が行なわれているが，このうち災害対策関係の追加額は，中小企業・農林漁業・住宅・地方債等で合計

401億円であつて，この他年末中小企業金融対策関係の追加額が100億円となつている。

これらの予算補正3案は，34年10月28日国会に提出され，11月14日衆議院において可決のうえ，参議院に送付され可決成立した。

第 3 節　応急予算措置と復旧予算

1 応急予算措置

(1) 災害の直後，昭和34年10月4日開催せられた臨時市議会において市長の「現金の一時借入について」の限度額を，従来の15億円から30億円に引き上げて，災害緊急対策に要する経費に充当するための財政調整資金の借入れに努力した。

なお，公営企業会計においても同様の措置を講じ，水道事業会計では6億円を7億円に，下水道事業会計では1億円を3億円に，交通事業会計では7億円を10億円に，それぞれ限度額の引上げを行なつた。

(2) 災害直後においては，なんらの予算措置もないままに，救助に要する応急物資等を，しかも緊急に調達する必要に迫られたので，10月4日の市議会において，とりあえず15億円の範囲内において予算外義務負担の議決を得て，当面緊急の措置をとつた。同時に，今回の災害の特に激じんなるにかんがみ，各種の特別立法による国庫補助率の引上げおよび範囲の拡大，災害による特例債の大幅獲得，特別交付税による国の財源措置等について，強力に関係方面に運動を展開した。

(3) 昭和34年10月8日，名古屋市歳入歳出予算のうち，歳入（雑収入）15億円，歳出（災害救助費）15億円を専決処分により追加，11月9日には，同様に信用保証協会貸付金5千万円を専決処分により追加した。

(4) 昭和34年11月27日災害関係の追加および更正予算を市議会に提出し，議決を求めた。

名古屋市歳入歳出追加予算	4,423,435,800円	民生費	700,153,000円
		諸支出金	36,546,900円
		災害特別対策費	1,013,794,400円
		災害復旧費	2,672,941,500円
公益質屋費歳出追加更正予算	——		
母子福祉資金貸付金歳入歳出追加予算	10,000,000円		
市立大学費歳入歳出追加予算	14,668,700円		
市立病院費歳入歳出追加予算	2,568,600円		
中央卸売市場費歳入歳出追加予算	31,300,000円		
高畑市場及と畜場費歳入歳出追加予算	1,838,200円		
市債費歳入歳出追加予算	2,765,203,000円		
計	7,249,014,300円		
水道事業会計追加予算	628,377,000円		
下水道事業会計追加予算	862,750,000円		
交通事業会計追加予算	464,623,200円		
計	1,955,750,200円		

合　計　　9,204,764,500円

(5) 同議会において，追加予算に計上されたものと同額の起債について，議決を求めた。

母子福祉資金貸付金　　7,500,000円

各種災害対策および災害復旧　　2,713,000,000円

(6) 12月23日の市会において提出した一般会計の追加更正予算において，災害特別対策費84,690,900円を追加計上し，災害による歳入不足を補てんするため1億1,000万円の起債議決を求めた。

(7) 昭和35年3月7日，一般会計の追加予算において，災害特別対策費41,603,100円を追加計上した。

(8) 既定予算に計上されている災害救助費のうち，見舞金・弔慰金等の現金支給については，国の救助基準から除外される見込みであるので，292,284,000円を災害対策費に更正するとともに歳入欠陥債の借入れ限度額を4億1,400万円引き上げた。

以上のほか城西病院復旧費3,000万円，中央卸売市場復旧費2,900万円をそれぞれ市債を財源として追加計上した。

公営企業会計では，水道事業会計・下水道事業会計の追加更正のほか，交通事業会計では，1億2,800万円を追加し，これらに伴う市債費の歳入歳出追加予算を提出した。

2 復旧予算

伊勢湾台風に際しての応急救助・応急復旧のためとられた予算措置については，前節で述べたとおりであるが，以後，災害復旧全般にわたつてとられた財政的措置は，第5—47表以下に示すとおりである。

すなわち，伊勢湾台風災害関係経費としては，昭和34年度において，各会計および事業繰越額を合わせて合計57億余円に達した。これを財源別にみると，国・県費支出金が11億2,500万円と全体の19.7%，災害救助費関係等における雑収入が11億5,100万円と20.2%を占めるほか，起債が20億5,600万円と全体の36%を占めている。これに対して一般財源は13億600万円と総額の23.8%を占めるにすぎず，市財政の急迫を物語つている。

昭和35年度においては，伊勢湾台風災害関係経費は一般・特別会計を合わせて11億3,400万円となつており，この内訳も，一般財源は9,600万円にすぎない。

第5—47表　　伊勢湾台風災害関係経費総括表　　（単位　千円）

年度	区分	歳出	財源内訳					
			国庫支出金	県費支出金	雑収入	起債	その他	一般財源
昭和34年度	一般会計	3,328,689	578,517	33,281	1,151,392	264,000	1,500	1,299,999
	災害救助費	1,497,384	—	—	1,014,483	—	—	482,901
	災害特別対策費	512,523	97,623	33,281	122,994	34,000	1,500	223,125
	災害復旧費	1,274,210	480,844	—	33,383	230,000	—	559,933
	その他	44,572	—	—	10,532	—	—	34,040
	特別会計	22,706	6,206	—	—	75,00	9,000	—
	事業繰越	558,962	299,622	8,042	—	245,000	—	6,298
	一般会計	468,962	299,622	8,042	—	155,000	—	6,298
	特別会計	90,000	—	—	—	90,000	—	—
	小計	3,910,357	884,345	41,323	1,151,392	516,500	10,500	1,306,297
	公営企業	713,391	68,981	—	—	585,548	58,862	—
	事業繰越	1,085,105	130,653	—	—	954,452	—	—
	小計	1,798,496	199,634	—	—	1,540,000	58,862	—
	合計	5,708,853	1,083,979	41,323	1,151,392	2,056,500	69,362	1,306,297
昭和35年度	一般会計	1,126,490	700,302	22,261	158,760	151,230	—	93,937
	災害特別対策費	199,199	—	22,261	158,760	—	—	18,178
	災害復旧費	927,291	700,302	—	—	151,230	—	75,759
	特別会計	8,000	—	—	—	6,000	—	2,000
	合計	1,134,490	700,302	22,261	158,760	157,230	—	95,937
昭和36年度	一般会計	70,840	63,756	—	—	—	—	7,084
総計		6,914,183	1,848,037	63,584	1,310,152	2,213,730	69,362	1,409,318

第5—48表　　伊勢湾台風災害関係経費財源内訳　　（単位　千円）

区分	歳出	認証額	財源内容 国庫支出金	県費支出金	雑収入	起債	その他	一般財源	説明	関係法令
（昭和34年度）										
一般会計	3,328,689	1,817,294	578,517	33,281	1,151,392	264,000	1,500	1,299,999		
災害救助費	1,497,384	1,014,483	—	—	1,014,483	—	—	482,901	災害救助法に基づく県費保管支弁額および災害見舞金等	災害救助法
災害特別対策費	512,523	131,390	97,623	33,281	122,994	34,000	1,500	223,125		
水防活動	16,716	—	—	—	3,634	—	—	13,082	水防活動・仮締切り従事者等の経費	
土木災害対策	57,080	53,295	46,138	1,293	150	8,000	—	1,499	たん水排除・排土処理等の経費	堆積土砂湛水排除法 公共土木特例法
教育対策	45,938	—	—	—	—	—	—	45,938	小・中・高等学校における流出備品・破損設備の応急補充および修理等	
衛生対策	58,768	46,542	31,091	—	27	16,000	1,500	10,150	防疫対策伝染病診療経費および霊園斎場運営	公衆衛生保持特例法
住宅対策	3,527	—	—	—	5,388	—	—	△ 1,861	災害復興住宅審査	
清掃対策	146,306	31,553	30,394	—	—	11,000	—	115,912	災害地ごみおよびふん尿処理経費	公衆衛生保持特例法
経済対策	60,871	—	—	—	50,000	—	—	10,871	信用保証協会災害特別事業補助および特別貸付商工業共同施設復旧補助，応急資材買荷補助等	
農家対策	86,489	—	—	31,988	53,795	—	—	706	被害農家に対する米穀売渡し，農業協同施設復旧補助金等	被害農家に対する米穀売渡特例法
その他対策	36,828	—	—	—	10,000	—	—	26,828	労働金庫特別貸付金等	
災害復旧費	1,274,210	671,421	480,894	—	3,383	230,000	—	559,933		
消防施設復旧	19,048	—	—	—	—	—	—	19,048	消防庁舎・車両・通信施設等の原形復旧	
土木災害復旧	337,360	154,730	114,542	—	3,383	95,000	—	124,435	道路・橋りょう・河川・排水路・ポンプ所・公園等の復旧，小・中学校・高等学校，その他教育施設の原形復旧	公共土木特例法 農水産施設特例法 農地除塩事業助成特例法 建設省計画局長通達
教育施設復旧	202,595	91,006	49,453	—	—	27,000	—	126,142		公立学校施設災害復旧費国庫負担法 公立学校等建物復旧特例法 社会福祉施設災害復旧特例法
民生施設復旧	16,817	12,779	9,162	—	—	—	—	7,655	生活保護施設・児童福祉施設・保育短期大学その他原形復旧	社会福祉施設災害復旧特例法 公立学校等建物復旧特例法
衛生施設復旧	11,191	6,448	3,324	—	—	—	—	7,867	保健所・防疫所・伝染病院・学童保護園等原形復旧	保健所法 公衆衛生保持特例法 医療機関復旧特別措置法

区分		歳出	認証額	財源内訳						説明	関係法令
				国庫支出金	県費支出金	雑収入	起債	その他	一般財源		
	災害公営住宅建設	365,818	229,788	172,341	—	—	69,000	—	124,477	災害公営 1,500戸	公営住宅特例法
	公営住宅復旧	240,168	123,718	85,809	—	—	37,000	—	117,359	復旧住宅 180戸	公営住宅特例法
	清掃施設復旧	16,045	6,267	4,050	—	—	—	—	11,995	高畑焼却所はじめごみ・し尿処理施設等の原形復旧	公衆衛生保持特例法
	経済施設復旧	1,462	—	—	—	—	—	—	1,462	工業研究所・公設小売市場復旧等	
	農業施設復旧	54,013	46,685	42,213	—	—	2,000	—	9,800	農業用施設・農地の復旧除塩事業	農林水産施設特例法 農地除塩事業助成特例法
	庁舎等復旧	9,693	—	—	—	—	—	—	9,693	市・区役所はじめ9破損庁舎原形復旧	
その他		44,572	—	—	—	10,532	—	—	34,040		
	民生給与費	161	—	—	—	8	—	—	153	災害関係事務職員の増員2	
	設計監督費	4,868	—	—	—	10,524	—	—	△ 5,656	災害復旧工事設計監督費	
	一時借入金利子	30,691	—	—	—	—	—	—	30,691		
	特別会計繰出金	8,852	—	—	—	—	—	—	8,852	特別会計施設原形復旧等財源補給	
特別会計		22,706	8,663	6,206	—	—	7,500	9,000	—		
	公益質屋	149	—	—	—	—	—	149	—	公益質屋5ヵ所の原形復旧等	
	母子福祉資金	10,000	—	—	—	—	7,500	2,500	—	被災母子世帯の資金貸付け	母子福祉資金特別措置法
	市立大学	7,932	7,497	5,623	—	—	—	2,309	—	大学建物および病院災害復旧	公立学校等建物復旧特例法
	市立病院	2,565	1,166	583	—	—	—	1,982	—	城北・城西・天白病院の災害復旧	医療機関復旧特別措置法
	中央卸売市場	300	—	—	—	—	—	300	—	中央卸売市場災害復旧	
	高畑市場及と畜場	1,760	—	—	—	—	—	1,760	—	高畑市場と畜場災害復旧	
事業繰越		558,962	401,489	299,622	8,042	—	245,000	—	6,298		
	一般会計	468,962	401,489	299,622	8,042	—	155,000	—	6,298		
	災害公営住宅建設	257,155	257,155	192,866	—	—	64,000	—	289	1,368戸の繰越し	

区分	歳出	認証額	財源内訳						説明	関係法令
			国庫支出金	県費支出金	雑収入	起債	その他	一般財源		
農業協同施設補助	8,042	—	—	8,042	—	—	—	—	農業協同施設復旧補助金	
土木災害復旧	115,908	60,908	50,650	—	—	65,000	—	258	道路・橋りょう・河川・排水路の復旧	
保護施設災害復旧	27,125	22,694	15,129	—	—	7,000	—	4,996	保護施設2ヵ所の原形復旧	
公営住宅災害復旧	60,732	60,732	40,977	—	—	19,000	—	755	132戸の復旧	
特別会計	90,000	—	—	—	—	90,000	—	—		
市立病院	30,000	—	—	—	—	30,000	—	—	城西病院の災害復旧	
中央卸売市場	60,000	—	—	—	—	60,000	—	—	中央卸売市場の復旧	
公営企業	713,391	94,806	68,981	—	—	585,548	58,862	—		
上水道	204,389	—	—	—	—	183,251	21,138	—		
災害復旧	21,138	—	—	—	—	—	21,138	—	浄水場・配水施設等の原形復旧	
改良復旧	183,251	—	—	—	—	183,251	—	—	浄水場等の恒久施設改良復旧	
下水道	336,878	94,806	68,981	—	—	242,527	25,370	—		{公衆衛生保持特例法 {堆積土砂湛水排除法
災害復旧	56,727	38,370	31,357	—	—	—	25,370	—	処理場配水等の原形復旧	
改良復旧	280,151	56,436	37,624	—	—	242,527	—	—	処理場等の恒久施設改良復旧	
交通	172,124	—	—	—	—	159,770	12,354	—		
軌道	151,923	—	—	—	—	140,770	11,153	—		
災害復旧	138,376	—	—	—	—	127,223	11,153	—	{軌道・電路・車両・建物復旧 {(収益的支出)	
改良復旧	13,547	—	—	—	—	13,547	—	—	{軌道・電話・建物・変電所改良復旧 {(資本的支出)	
自動車(災害復旧)	19,984	—	—	—	—	19,000	984	—	車両・電路・建物復旧	
高速度(災害復旧)	217	—	—	—	—	—	217	—	建物・構築物復旧	

区分	歳出	認証額	財源内訳						説明	関係法令
			国庫支出金	県費支出金	雑収入	起債	その他	一般財源		
事業繰越	1,085,105	230,981	130,653	—	—	954,452	—	—	配水管布設替等の繰越し	{公共土木特例法 {公立学校等建物復旧特例法
上水道	387,402	140,981	70,653	—	—	316,473	—	—	天白処理場復旧等の繰越し	{公衆衛生保持特例法 {堆積土砂湛水排除法
下水道	417,473	90,000	60,000	—	—	357,473	—	—		
交通	280,230	—	—	—	—	280,230	—	—		
軌道	152,230	—	—	—	—	152,230	—	—	運輸事務所・変電所等改良復旧の繰越し	
自動車	128,000	—	—	—	—	128,000	—	—	運輸事務所・車両改良復旧の繰越し	
合計	5,708,853	2,553,233	1,083,979	41,323	1,151,392	2,056,500	69,362	1,306,297		

区分	歳出	認証額	財源内訳						説明	関係法令
			国庫支出金	県費支出金	雑収入	起債	その他	一般財源		
（昭和35年度）										
一般会計	1,126,490	886,533	700,302	22,261	158,760	151,230		93,937		
災害特別対策費	199,199	—	—	22,261	158,760	—	—	18,178		
民生対策	21,500	—	—	—	10,000	—	—	11,500		
住宅対策	1,754	—	—	—	2,304	—	—	△ 550		
農業対策	175,945	—	—	22,261	146,456	—	—	7,228	被害農家に対する米穀売渡し，天災融資法による利子補給	
災害復旧費	927,291	886,533	700,302	—	—	151,230	—	75,759		
消防施設復旧	22,230	—	—	—	—	12,230	—	—	出張所新築復旧	
土木災害復旧	164,947	164,947	136,802	—	—	25,000	—	3,145	道路橋・河川・排水路等の復旧	
教育施設復旧	119,000	91,029	87,241	—	—	26,000	—	5,759	小・中学校・高等学校の原形復旧で㊙認証を主体とする	
災害公営住宅建設	410,174	400,996	269,655	—	—	80,000	—	60,519		
農業施設復旧	230,940	229,561	206,604	—	—	18,000	—	6,336	農業用施設・農地の復旧・除塩事業	
特別会計	8,000	—	—	—	—	6,000	—	2,000		
母子福祉資金	8,000	—	—	—	—	6,000	—	2,000		
合計	1,134,490	886,533	700,302	22,261	158,760	157,230	—	95,937		
（昭和36年度）										
一般会計										
農業災害復旧	70,840	73,438	63,756	—	—	—	—	7,084		
総計	6,914,183	3,513,204	1,848,037	63,584	1,310,152	2,213,730	69,362	1,409,318		

第5—49表　　その他の災害対策関係経費　（昭和35年度）　　（単位　千円）

事項	予算額	財源内訳					
		国庫支出金	県費支出金	雑収入	起債	その他	一般財源
一般会計	270,903	29,444	—	100,000	10,000	—	131,459
消防防災施設	10,000	—	—	—	10,000	—	—
河川悪水路改良	30,000	—	—	—	—	—	30,000
小・中学校鉄筋比率	71,903	29,444	—	—	—	—	42,459
災害救助費等	101,000	—	—	100,000	—	—	1,000
災害総合計画	2,000	—	—	—	—	—	2,000
伊勢湾台風災害誌等	1,000	—	—	—	—	—	1,000
防災施設整備	55,000	—	—	—	—	—	55,000
荒子川土地区画整理事業	76,389	—	—	—	60,000	—	16,389
水道事業会計	18,050	—	—	—	—	13,050	—
深井戸調査	2,000	—	—	—	—	2,000	—
給水運搬車両等	11,050	—	—	—	—	11,050	—
下水道事業会計	1,000	—	—	—	—	1,000	—
配水施設研究等	1,000	—	—	—	—	1,000	—
合計	361,342	29,444	—	100,000	70,000	14,050	147,848

第4節　慰霊祭と感謝状

1 慰霊祭

(1) 伊勢湾台風殉難者名古屋市合同慰霊祭

日　時　　昭和34年11月26日

場　所　　名古屋市公会堂

伊勢湾台風による殉難者の霊を慰めるため，2カ月後の11月26日名古屋市公会堂において遺族・来賓1,500人参列のもとに合同慰霊祭をしめやかに挙行した。

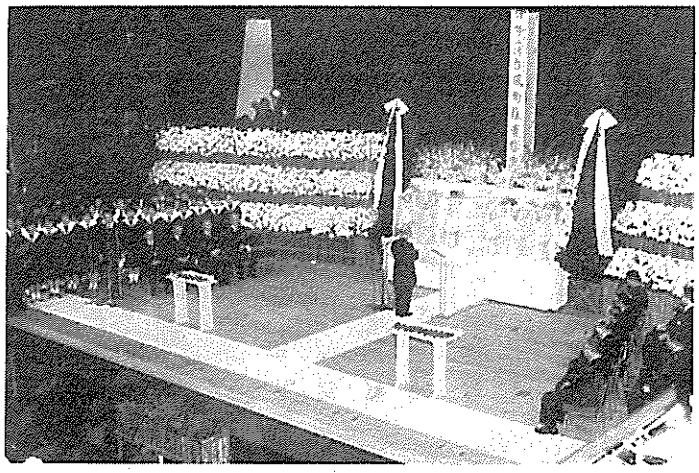

伊勢湾台風殉難者名古屋市合同慰霊祭（市公会堂）

式場には，正面中央に清らかな白木の墓標を安置し，壇上の左右に黄菊・白菊で埋めつくした斎壇を設け，中部日本災害対策本部長代理はじめの臨席をいただき，正10時，哀々たる名古屋市消防音楽隊奏楽のうちに開式，10時5分全員起立し，敬けんな黙とうを捧げた。この時，全市の官庁・学校等

のサイレンがいつせいに鳴り，全市民がそれぞれの場所において殉難者のめい福を祈つた。

このあと，市長・市議会議長の殉難者に対する心からなるおわびと，無災害都市建設の決意をこめた慰霊の辞（別掲）が告げられ，来賓各位よりそれぞれ殉難者のめい福を祈る弔辞がささげられ，続いて，遺族・遺児代表の切々たる惜別のことばに全会場は悲しみのおえつに包まれるうちに菊里高校女子合唱団による「追悼の歌」が高く低く会場に流れた。終つて，遺族・来賓・主催者をはじめ一般市民が次々と霊前に菊花をささげて２度とこの悲惨な災禍を繰り返さないよう誓つた。

なお式終了後，慰霊碑は平和公園の丘上に安置され，ながく名古屋市民の心のいましめとなることとなつた。

(2)　伊勢湾台風殉難者名古屋市合同慰霊祭（一週忌）

日　時　　昭和35年10月26日

場　所　　名古屋市金山体育館

伊勢湾台風が過ぎて１年後，あの惨禍の悲しみも新たに10月26日金山体育館に，身元の判明した殉難者1,831柱の霊を慰めるため，伊勢湾台風殉難者名古屋市合同慰霊祭を遺族・来賓1,200人の参列を仰ぎ，名古屋市消防音楽隊の音楽，白水小学校女生徒の合唱のうちにしめやかに挙行した。慰霊祭終了後，殉難者名簿を平和公園慰霊碑の下に安置し，とこしえに諸霊の安らけきめい福を祈つた。

慰　霊　の　辞

去る９月26日の夜，台風が第15号，いわゆる伊勢湾台風が名古屋を襲ひ，高浪と高潮との漲溢によって，未曽有の災害を与え，ミナサマは，一瞬にして，尊い犠牲として倒れられたのであります。人生の惨事，これより甚しいものはありません。台風は過ぎ，高潮をアトにとどめて，水没地帯の中に数十日間，あらゆる苦悩と困難とを過された罹災者の方々も，やっと，水が引き，愈々これから建設復興に取りかかられる時，ちょうど，台風襲来二ケ月目の本日，ここにミナサマのために慰霊祭をとり行いますのは，私共にとり，まことに感慨無量であります。

一言にして申せば，ナゼ，今度の台風がコンナにもひどい災害をもたらしたのでしょうか。ナゼ，事前にこれを避ける道が講ぜられなかったのでしょうか。今日の進んだ科学と技術とを以ってして，せめてこの台風の規模が，ナゼ，あらかじめ私達に知らされなかったのでしょうか。たとひそれが知らされていたとしても，スナオに私共がそれに耳を傾けて早く退避の措置が，ナゼとれなかったのでしょうか。それを考える時，私共は，身を切られるような苦しみを感じます。これは天災ではなくて，人災であり，政災であるといわれるのにも多分の理由があることと思います。それだけに私共は，まことに相すまぬ，申しわけがないと，自から反省いたすのであります。しかしながら，今となってどうすればよいのか，どうしようもない。百たび，千たび，悔恨し，反省しても及ばないのであります。

伊勢湾台風は，この意味で，150万の名古屋市民に大きな暗示と，反省との教訓を与えました。これは吾々の生きているこの時代における最大の最高の教訓であったと思われます。この教訓の深さ，大きさは，まだ十分理解されているとはいえませぬが，日がたち，月が立ち，年を経るにつれてこの教訓の意味は次第に分ってくると思います。名古屋市のホントウの復興は，この大自然の災害が与えた教訓を，いかにマジメに受けとるかどうかにかかっています。

それをアナタ方は身を以って私達に示されたのであります。それはアナタ方，英霊のミナサマの，生命をかけての犠牲によって私達に示して下さったのでありました。私達は，この教訓に顧みて，再びかかる災害を被らないよう，無災害都市の建設に努力邁進して参りたいと考えております。

しかし，それにしても，アノ夜の台風はまことに猛烈でした。海岸の防潮堤や，河川の決潰は百数ケ所に及びました。アッというまに，水は軒先まで来ました。早くも退避した数百の人々は，背後から，横合いから押し寄せる激流にハサミ打ちにされ，押し流され，一家，親子，兄弟離ればなれに押し隔てられて，再び逢うことの出来ない方達が，数百人に達しました。このために一家の全滅された方もあります。三人の子供達を水に失って，生き残った若き親達が，終生忘れることの出来ない悲しみに，生きる希望を失って，永久に天をうらみ，人をうらみつつ，流浪の生活をつづけている方々もあります。死ぬよりも苦しい悩みに打ちひしがれたキノドクな多くの人々も居られます。ああ，「生か，死か」一瞬にして生死を分つこの人生の悲劇をどうお慰さめしたらよいのでしょうか。一日，私はただひとり茫然として，「クツ塚」の前に立ち尽して，あの夜の光景を思い浮かべて静かに人の世のはかなさ，悲しさを顧みました私達は，無災害都市の復興建設を心に誓いながらも，それが亡くなられた二千の尊い生命をとり戻すことには，何のたしにもなりませぬ。またアナタ方を喪われた多くの家族の方々の悲しみをどうしてあげることにもなりませぬ。ただ徒らに天を仰ぎ，地に伏して嘆き悲むとも及ばないのであります。

今日，ここにおまつり申上げました1704名の方々に私達は心からまことに相すみませぬ，申訳がありませぬ，おキノドクでしたと，ふかくおわびを申上げるの外ありませぬ。

伊勢湾のかの高潮のあれ狂う水におぼれしいのちかなしき

生き死にの運命なるかも一瞬のかの高潮のあれにしあの夜

謹しみてみなさまの死をいたみ，合掌礼拝しつつ，アナタ方が生死を脱却し，安楽にして不滅の世界に安住されんことを祈念して，慰霊の辞といたします。

昭和34年11月26日

名古屋市長　小　林　橘　川

慰　霊　の　辞

昭和34年９月26日，不幸にも名古屋市を襲った伊勢湾台風のため，悲しくも尊い犠牲者となられました1704柱の御霊をここにお迎え申し上げ，150万市民の深い悲しみのうちにとり行われます合同慰霊祭に当り，名古屋市議会を代表いたしまして，うやうやしく哀悼の誠を捧げ，つつしんで御霊前に申し上げます。

思えば丁度二月前の事となりましたが，あの暗闇の中でおこった悪夢のようなできごとは，いまなお彷彿として私の眼前によみがえってまいるのであります。想像をこえた巨大な台風が満潮直前という悪条件と重なり，一瞬のうちにおびただしい人命を奪い去り，一夜にして全市の二分の一を水没するという，わが国台風史上空前の大災害をもたらしたのであります。人生は朝露の如しとは云うものの，皆様の余りにも悲痛な御運に思いを致しますとき誠に痛恨の極みであり，万感切々として胸に迫り申し上げる言葉もありません。

悲惨な災害のあとをみるにつけ，思わず私の胸に浮んでまいりましたものは，今から40数年の昔，大正元年に今回と同様名古屋市の南部一帯を襲った高潮のことであります。当時私はまだ14才の少年の身でありましたが，荒れ狂う暴風と襲いかかる高潮の中を，親子，兄弟互に名を呼びあい，手をとりあって，かろうじて逃げのびたのであります。さいわい命だけは助かりましたものの，家屋はもちろん家財一切を流失したのであります。又不幸にして，この水害が原因となって間もなく最愛の母を失い，以来40数年私は７人の弟妹をかかえ，言葉では言いつくし得ない辛い苦難の途をたどってまいったのであります。しかし亡き母の魂が私ども一家を護ってくれたのでありましょう。さいわいにして今日に至ることができたのであります。

この度の災害は大正元年の比ではなく，御遺族の皆様方の悲しみとこんごたどられます苦難は，私が経験いたしたものに数倍することと衷心より御同情申し上げます。しかしながら，なくなられました方々の魂は，必らず御遺族のお心の中にやどられ，御遺族の幸せを末長くお守り下さることとかたく信じております。

御遺族の皆様方も，この悲しみにまけることなく，艱難辛苦に耐えぬかれまして，雄々しく再起されますよう，切に切に願ってやまないものであります。

ひるがえって考えまするに，いかに自然の力が強大でありましょうとも，万全の備えさえあれば，必らずこれを防ぐことができるものであります。中部経済圏の首都としてめざましい発展をいたしてまいりました名古屋市も，この度の災害により大きな痛手をうけたのでありますが，こんご政府の積極的な御援助の下，復興の意気にもえる150万

市民各位とともに，努力いたしてまいりますならば必らずいかなる天災をも恐れることのない名古屋の礎を固くすることができるものと信じております。またかくいたしましてこそ，尊い犠牲におむくい申し上げ，御霊をおなぐさめできるものであると確信いたしまして，こんごの復興に全力を傾注いたす覚悟でおりますことをここに固くお誓い申し上げます。

ねがわくば，在天の御霊よ，安らかに眠られ，名古屋市を災害よりお守り下さるとともに，御遺族の平安のために深い御加護をたれさせたまえ。

ここに限りない哀惜の誠を捧げ，御霊の御冥福をお祈り申し上げまして，慰霊のことばといたします。

昭和34年11月26日

名古屋市会議長　大　西　泰　助

2　感　謝　状

みぞうの高潮を伴つて東海地方を襲つた伊勢湾台風のため，本市総面積の3分の1，住家12万戸が一瞬にして浸水し，50有余万の市民が悲惨な被害をこうむつた。また都市の中枢神経である交通・通信・電気・ガス等がまひしたため，り災者の救出は困難をきわめ，特に，住む場所を失つた市民のため急設した180カ所の避難所に収容したり災者延160万人の救援・救護は言語を絶するものがあつた。

しかしながら，関係方面はいうにおよばず，全市民の日夜にわたる絶大な協力をえて，大事件もなく急場をしのぐことができた。

一方，築造以来幾たびかの高潮にも万全であつた市内の，海岸・河川堤防が103カ所にわたつて寸断されたため，長期たん水地域が生じ，この排水作業・へどろ除去作業・土のう作り等の，寸刻を争う復旧工事は，関係者の必死の努力により着々と成果をあげていつたが，そのかげには幾多の尊い奉仕作業がひそんでいた。

このため，復旧作業も一段落した12月中旬，市の災害救助に積極的な支援協力をいただいた3,422団体ならびに223人の方々に対しては，次のような市長感謝状を贈呈し，感謝の意を表するとともに，早期復興への決意を明らかにした。なお，この感謝状は市長の筆によつて書かれたものである。

感　謝　状

今回の伊勢湾台風に際し名古屋市は未曽有の災害を蒙り数十日間水没地帯にあつて困苦艱難を嘗めた罹災者達に対し逸早く温かい救援の手を差しのべられ今や漸く復興に立ち上ることを得ました　これ偏えにミナサマの御力によるのであります　ここに罹災者一同に代り厚く感謝の意を表するため感謝状を贈呈いたします

昭和34年12月10日

名古屋市長　小　林　橘　川

市長感謝状贈呈数を，協力活動別にすると別表のとおりである。

第5—50表　　市長感謝状贈呈調

活動の種類	贈呈先		
	団体	個人	計
人命の救助，り災者の救出	16	201	217
避難所における奉仕	2,509	7	2,516
非常食糧の提供	39	—	39
たん水地域の排水，土のう作り	165	—	165
義援金品の寄贈	514	8	522
り災者救出用ボート提供	24	1	25
緊急輸送車両の提供	13	—	13
り災者の医療救護	142	6	148
計	3,422	223	3,645

なお，このほか被災後行なわれた外国諸都市への救援感謝，市議会の各方面に対する救援感謝については，それぞれ各章節において述べたところである。

第 6 編　復興・防災計画

第 1 章　名古屋市の復興・防災計画

第 1 節　名古屋市災害対策協議会

1　発足の目的

名古屋市が伊勢湾台風に際して大きな被害を受けた原因としては，種々のものが考えられるが，伊勢湾台風が台風史上屈指の猛台風であり通過に際して気象上の悪条件が幾重にも重なつたということのほかにも，災害に対する平素の防災体制が十二分でなかつたことなどが大きな原因であつた。

そこで名古屋市においては伊勢湾台風で得た貴重な体験を生かし，禍を転じて福となすべく今後の防災体制を確立する必要を痛感し，名古屋市災害対策本部が昭和34年12月，災害救助と応急復旧に一応の任務を果たして解散した後ただちに恒久的対策を樹立すべく準備にとりかかつた。こうして昭和35年1月18日，各方面の衆知を集めて総合的な防災対策を樹立する目的のもとに，関係行政機関・諸団体代表・学識経験者等90人の委員の参加を得て「名古屋市災害対策協議会」が発足することとなつた。

2　名古屋市災害対策要綱の策定

協議会は昭和35年1月18日第1回の総会を中区役所で開催，以後協議会は総括・工作・救護・計画の4部会に分かれて，それぞれ専門的検討事項の審議を行ない，市当局とも密接な意見の交換を重ねた結果，昭和35年4月，各部会は検討事項についての結論を得るにいたつた。そして昭和35年5月14日，第2回の協議会総会が市会議事堂で行なわれ，各部会での結論を総括した名古屋市災害対策要綱がここに策定された。

その要綱本文はB4判タイプ印刷で85頁にわたるが，その概要を摘記すれば次のとおりである。

名古屋市災害対策要綱概要

1　災害防止計画

主　要　対　策

(1)　科学的防災研究

庄内川の水流の実態調査・地質構造・地盤沈下現象等の科学的基礎的防災研究に努めるものとする。

(2)　水防組織の強化

水防協議会の運営の万全を図るとともに水防協力要員のは握および訓練を強化する。

(3)　水防工法の検討

破堤原因を科学的に究明し，現在の水防工法の再検討を行なう。

(4)　水防監視施設の強化

災害発生の早期発見のため監視所を6カ所に増強し，無線機等の装備を強化するとともに，

監視員および同補助員を増強配置する。

また，量水標を現在の 10 カ所のほか 25 カ所に増設し，遠隔水位測定機も20カ所に新設配置し，雨量観測員を増強する。

(5) 水防資材の確保

水防資材の選定を再検討し，じゆうぶんな所要量を市内38カ所の水防倉庫に備蓄する。

(6) 防火体勢の強化

消防署出張所の分散増設配置，消防用水利の整備確保，通信連絡施設および人員・資機材の増強を行ない，消防訓練を強化する。

(7) 災害危険箇所の調査

市民の協力により全市にわたり堤防・水路・がけ・老朽過密建物等の個別的危険箇所を調査し，必要な防災措置をとる。

(8) 流木応急対策

名古屋港西部に恒久的な貯木施設が完成するまでの間，8号地の名古屋港管理組合貯木場を整備する等流出防止対策の万全を期せられるよう要望する。

2 災害救助計画

主 要 対 策

(1) 防災基本法制定の要望

国において防災基本法を制定され，中央・地方の統一的防災体制の整備確立されることを要望する。

(2) 関係機関による防災協力組織の確立

大都市市民社会の安全に直結する関係機関による防災協力組織を設け，災害発生時には，ただちに緊密な連絡体勢を確立する。

(3) 非常通信連絡の確保

災害対策関係機関と対向する無線機の整備を図るとともに非常無線利用について連絡を密にする。

また，電話の確保に関し，電話局と重要電話について連絡を密にし，予備電源の保有あるいは地下ケーブル埋設を要望する。

電力機関にも保安停電の延長等の協力を要望する。

(4) 輸送機関の緊急確保

運輸行政機関および運輸業者と連絡を密にし，業者名簿を整備するほか，自家用自動車の緊急時使用に関する法令の運用を検討する。

(5) 災害関係法令の合理的運用

災害救助法の内容の都市災害に即した合理化を要望するとともに，救助実施に関する県・市の連絡を密にする。

また，河川防災の見地から河川法の合理化を要望するとともに，県河川行政との連絡を密にする。

(6) 自衛隊との協調

水防訓練または，救助訓練における自衛隊との協調を図り，出動についても体勢を確立する。

(7) 市・区災害対策本部体勢の確立

大規模災害にも対処し得るよう市・区の災害救助組織を再編する。

このため災害対策本部体勢を確立し，水防本部体勢と一体的活動を行ない災害発生に際しては，災害救助組織として活動するものとする。

職員の出動計画については，別途具体的計画を確立する。

(8) 災害広報・広聴組織の強化

常時防災思想のP.R.を行ない，市民の自主的措置要領および市の対策計画に関する指導徹底を図るとともに市民の協力体勢を確立する。

また，災害時の広報組織を独立強化することにより，広報・広聴活動の一元化を図る。

(9) 災害対策委員の設置

民主的災害対策協力組織の一環として全市の各町単位に災害対策委員を置く。災害対策委員は，地域の適任者から市長が委嘱する。

災害対策委員は，常時町の防災に留意し，市の防災対策に協力するとともに，災害時には，災害救助地区本部長の指揮を受け，地区本部の事務を分担するものとする。

(10) 災害救助地区本部の設置

警報発令または非常災害発生と同時に学区単位に災害救助地区本部を設ける。地区本部は，学区民代表および災害対策委員からなる本部委員をもつて構成する。本部委員および地区本部長は，あらかじめ市長が委嘱する。地区本部は，避難警報の伝達，災害広報，被害調査，救援物資の集荷・受領・配分，り災証明事務等の市の災害救助活動に協力するものとする。

(11) 五大市災害相互救援に関する覚書の交換

大都市間において非常災害発生の際，友愛的精神に基づき相互に救援を行なうことを約した覚書を交換した。

この覚書は，応援要請の手続，経費の負担関係を定めるとともに，それぞれ救援物資・機械等の調査・備蓄，災害防止方策の調査研究を行なうことをおもな内容とし，詳細は実施細目に具体的に定められており，今後の有効適切な運営を期待する。

(12) 学徒の協力体勢の確立

受入れ側および学校・学徒の3者間においてあらかじめ責任者の通報，動員力の調査，応援要請手続，応援の内容等につき協議を行なう。

(13) 各種市民団体の協力体勢の確立

各種市民団体の協力分担計画について，想定協力団体別，協力業務の種類ごとに必要事項の協議を行なう。

(14) 各種業者との協力体勢の確立

救援物資および復旧資材ならびに一般生活物資の緊急確保に関し，各種業者とその集荷ならびに分荷対策について協議を行なう。

(15) 危険地域の設定

災害発生時に人命・財産に著しい被害を生ずるおそれのある地域を危険地域として設定して，防災観念を徹底させ，避難・警報等の非常措置に特別の配慮を行なう。危険地区はおおむね次の基準により，関係官公署と地元代表の協議により定める。

（震災危険地域） 地盤柔軟かつ家屋密集地帯

（水害危険地域）

A地域——浸水おおむね1m以上または浸水おおむね60cm以上で流速毎分50m以上と予測される地域

B地域——浸水おおむね30cm以上と予測される地域

(16) 避難施設および場所の指定

災害時の危険地域居住者の避難所を学区単位に調査の上指定する。

これらの避難施設・場所は，おおむね次の基準により関係官公署・施設管理者・地元代表の協議により定める。

（一時避難所） 水火災に安全な2階建以上の堅牢建物・公園等から50人以上収容可能なもの（給食施設は不要）。

（避難所） 水火災に対し安全な2階建以上の堅牢建物で100人以上収容可能な，しかも給食施設を有するか急造し得るもの。

(17) 避難要領の確立

災害発生のおそれのあるときまたは災害が発生したときは，次の区分により危険地域内の居住者の避難を行なう。

（事前避難） 災害発生のおそれのあるとき老幼婦女子が行なう。この場合できるだけ自主的に縁故先へ避難するものとし，それのできない場合，指定避難所に計画避難する。

（緊急避難） 非常災害時または事前避難せず防災にあたつた壮年者が災害の急迫したとき，至近の安全な場所に避難する。

（収容避難） 一時的避難場所からの移動収容，避難の遅れた者の救出収容の場合に行なう。

避難に際しての事前準備，立退き時の準備については，具体的に計画指導する。

(18) 避難警報の確立

避難警報は次の区分によりそれぞれ発令する。

（事前避難警報） 災害発生のおそれのあるとき，必要な地域に対し市長が発する。

（緊急避難警報） 災害発生が必至とみられるとき，または非常災害が発生したとき，必要な地域に対して市長・区長または警察・消防等が発する。緊急の場合は災害救助地区本部においても発することができる。

警報の伝達徹底については，極力可能な各種方法を整備し，これを動員するものとし，信号についての周知徹底を図る。

(19) 救出計画

突発的災害または避難の立遅れのあつた場合は，消防と警察が協力して被災者を救出するほ

か，必要により自衛隊の出動を要請する。また，各種の災害に応じた救出用機械を整備し，救出方法の検討を行なう。

⑳　り災証明事務処理計画

り災証明書発行に関する調査認定については必要に応じ，災害対策委員等の協力を得て迅速・厳正な発行を行なう。

また，適切な発行および物資配分計画の樹立のため，災害対策委員の協力により地区内居住者の年齢別・性別調査を行なう。

㉑　食糧・飲料水の配給計画

避難の際の応急食糧の携行を徹底させ，応急配給のための食糧の備蓄を図るとともに，市内の給食設備を有する施設の協力を得て，たき出しを行なうよう協力体勢を確立する。

飲料水については，水源を確保するとともに給水車等による応急給水計画をたて，簡易給配水資材を整備して万全を期する。

㉒　生活必需品配給計画

応急配給のため，必要物資の備蓄を行なうとともに，必要に応じ五大市の救援協定に基づく補給を要請し，さらに各種協力団体の協力を要請して必要量を確保する。

物資の配分に際しては，必要に応じ災害対策地区本部および災害対策委員の協力を求めて行なう。

㉓　食品衛生対策

非常災害時の食品衛生の危害を防止し，あわせて非常用給食の衛生保持の指導にあたるため，特に市災害救助隊に食品衛生班を組織するものとし，その職務分担をあらかじめ具体的に定める。

㉔　医療救護対策

非常災害時の適切な医療救護活動を行なうため，市災害救助隊に医療救護班を組織するものとし，その職務分担をあらかじめ具体的に定める。

㉕　防疫対策

非常災害時の悪疫のまん延を防止する防疫活動のため，特に市災害救助隊に防疫班を組織するものとし，その職務分担をあらかじめ具体的に定める。

㉖　応急住宅対策

応急仮設住宅用の組立式建築材料を整備し，建設用地の確保に努めるとともに，建設業者による「応急建設協会」（仮称）等の協力組織を設け，応急仮設住宅建設および被災家屋の応急修理の迅速化を図る体勢を確立する。

㉗　生活援護対策

社会福祉事務所を中心として民生委員・社会福祉協議会等の協力のもとに関係法律による扶助の適用，資金の支給または貸付けの措置をとるとともに，県・市の信用保証協会等の諸貸付金の利用を図り，被災者の生活安定の万全を期する。

㉘　児童福祉対策

児童相談所を中心として，児童福祉関係者の協力を得て，連絡組織を樹立し，被災児の実態をは握して環境の変化による児童福祉の劣化を防止し，被災児童の保護の万全を期する。

(29) 物資資材の備蓄計画

応急配給物資ならびに応急救助活動に必要な物資・資材のうち，備蓄の適当かつ可能なものについては，極力必要量の備蓄に努め，備蓄にあたつては，その経済的備蓄のため五大市救援協定に基づき，品目・数量等を相互通報し，有効な保管を図る。

備蓄物資の保管のため，都心部に中央倉庫および各区に1カ所の倉庫を設け，さらに分散的配置も考慮する。

(30) 緊急時必要物資集荷ならびに分荷対策会議の設置

応急救助物資および一般生活必需物資を確保し，救援活動の円滑化および物価の安定を期するため，関係業界代表および市による緊急時必要物資集荷ならびに分荷対策会議を組織し，緊急時の集荷ならびに分荷要領等につき，関係業者団体との協調体勢を確立する。

(31) 応急復旧工作に要する人員資材の確保

応急復旧工作にあたつては，市自体がある程度直営能力を有し，非常時作業の中核となるよう動員計画を確立し，作業訓練を行なうとともに，建設業者の応援計画，消防団の協力計画をも樹立し，指揮系統を明確にする等作業体勢を確立する。

復旧工作用資材については，水防用資材とあわせて，備蓄を図るとともに，必要量については，即時納入し得るよう業者と連携を行ない，さらに五大市相互救援協定に基づく応援を期待する。

(32) 復旧作業用機械車両の増強計画

復旧作業の機械化のため，トラクターショベル・ドラツクライン・ブルドーザー・ダンプトラツク・オートダンプトラツク・潜水船・軽便くい打機・ベルトコンベヤー・無線通信機・照明機・舟艇について，用途に応じて必要量の整備増強を図る。

これら機械は平常時は直営工事に活用し，または請負工事に貸与して効率化を図る。

(33) 非常用動力燃料の備蓄確保

復旧および救援作業に動員される機械車両を1日約160両と想定し，これを20日間可動させ得る燃料として10万ℓを確保して分割備蓄し，台風期終了まで各機材格納庫および各土木出張所の燃料槽は満量を保有するものとする。

燃料槽は，すべて地下埋設とするとともに浸水に備えて供給口を高くし，補給口は密閉式とする。

(34) 排水計画

別に定める南部低地域所在の全排水施設の整備増強計画を推進するとともに，排水路の完全整備のため，57,750 mにわたる排水路の整備延長を行ない，さらに，市東部丘陵の遊水池護岸の整備を行ない決壊を防止する。

(35) 汚てい・ごみ処理計画

非常災害に対する汚てい・ごみ処理計画においては，一応，伊勢湾台風程度の最悪の事態を

想定し，汚でいについては，想定必要処理量45,000m³余を，ごみについては，想定必要処理量93,000ｔ余をそれぞれ最大限30日をもつて処理すべく必要人員・車両の計画を樹立し，あわせて，終末処理についても計画を想定する。

(36) し尿・へい獣処理計画

非常災害時のし尿・へい獣処理計画においては，伊勢湾台風程度の処理必要量を想定し，し尿については想定必要処理量9,600 kℓ余を，へい獣については鶏12万羽をはじめ124,600個をそれぞれ最大限20日をもつて処理すべく必要人員・車両の計画を樹立し，あわせて収集および終末処理についても計画を想定する。

(37) 農地復旧対策

排水機場を応急工事によつて運転可能な状態に復してたん水排除作業を行なうとともに，海水たん水によつて塩害をこうむつた農地の除塩事業に直接影響ある施設の早期復旧を図る。

3 防災都市建設計画

基本計画

防災計画の重点を

(1) 人命の被害を絶無ならしめる。

(2) 財産の被害を極限せしめる。

(3) 災害時の救援活動を円滑ならしめる。

の3点におき，おおむね昭和40年を目途として計画を推進するものとする。

主要対策

（国等の施行にかかる事業計画に対する要望）

(1) 高潮対策事業の促進

国において計画決定をみた高潮対策事業の早期かつ完全な実施と，完成にいたる間の防災措置を関係方面に要望する。

(2) 治山・治水事業の推進

県当局の所管にかかる治山・治水事業の推進を要望する。

(3) 名古屋港内貯木場の移転

貯木場は将来西部臨海工業地帯に移転させるものとし，移転完了までの間，防災上万全の措置のとられるよう関係方面に要望する。

(4) 鉄道の改良

高潮による浸水による交通と絶のおそれのないよう全面的に高架構造に改良されるよう関係方面に要望する。

（名古屋市施行にかかる事業計画）

(1) 荒子川南部地盤のかさ上げ

荒子川南部の工業地帯化のための土地区画整理事業と併行して，全地域の約1mのかさ上げを行ない，名古屋港平均干潮位基準（N.P.）より約1.3m高くする。

(2) 災害危険区域の指定による建築規制

ほぼ国道1号線以南・東海道線以西の地区を建築基準法に基づく災害危険区域に指定し，危険の程度によつて第1種区域より第5種区域に分け，それぞれの程度に従つて敷地面の高さ，建築構造，避難室の設置等の建築制限を行なう。

このほか，公共建築物および集合住居はすべてN.P.(+)2m以上のかさ上げと耐水構造とする。

(3) 避難施設の整備計画

将来の避難計画確立のため危険地域について，学区単位の集団避難施設を考えることとし，避難人口を想定し，学区内小・中学校校舎の利用を中心とした避難施設を計画する。

(4) 公共建物の不燃高層化

公共施設の保安と有機的連絡のため，区役所をはじめとする市出先機関の不燃高層化と集中化をはかる。

(5) 街路防災計画

南部幹線道路のうち，水害時輸送路として，知多街道の内田橋～千鳥橋間5.3kmを幅16mの高架道路とし，篠原町線中川区法蔵町～港区大手町間3.2kmおよび千音寺～茶屋町線4.9kmをN.P.(+)2mにかさ上げする。

(6) 公園防災計画

南部に所在する公園の救援基地としての効用を考慮し，計5カ所の公園をN.P.(+)3mにかさ上げする等の整備を図る。

(7) 用途地域の変更

南部低地帯の住居増加による災害発生を防止するため，11号地および荒子川運河沿線地区を工業専用地区とし，また，港区平和橋～名港管理組合までの市電線両側を防火地域とする。

(8) 地盤沈下対策

地下水の汲上げ制限を行なうとともに，3期計画をもつて，日量30万tの工業用水道建設事業を促進する。これをもつて堀川以西の工業地帯にあて，堀川以東については，愛知県の2期計画による日量12万t～13万tの工業用水道計画による。

(9) 水道整備計画

非常時の水源確保のため，南区春日野配水場の貯水能力を2万tに倍増し，また，港区土古町に南部配水場（貯水量38,000t）を新設する。

(10) 排水施設整備計画

排水計画区域を7団地に分けて計画し，それぞれポンプ所の地盤かさ上げ，建物の堅ろう化，排水機のディーゼル化を図る。特に南部地区においては，排水機38基を増設して排水の万全を期する。

（計画の実施）

本要綱に基づく市における諸般の計画については，さらに至急精密な検討を重ねて具体的な実施計画を策定するものとし，非施設計画については，計画実施上の諸条件の整備とあいまつてすみやかに所期の目的達成に努め，施設計画については，優先的配慮のもとに緊要度ならびに経済効果を

精査し，財政事情を勘案して逐次実施に努めるものとする。

名古屋市災害対策協議会規程

（目　　的）

第 1 条　伊勢湾台風による本市被害の実情にかんがみ，災害対策の万全を期するための組織の確立並びに無災害都市建設のための方策に関し審議し，もつて市勢の伸展と民生の安定に寄与することを目的として，名古屋市災害対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第 2 条　協議会は，前条の目的を達するため，次に掲げる事項に関して調査し，かつ，協議する。

(1)　伊勢湾台風の被害及びその原因

(2)　災害対策並びに復興計画

(3)　災害に対する組織の計画

(4)　災害時における関係行政機関との協力

(5)　その他必要な事項

（組　　織）

第 3 条　協議会は，会長，副会長２人及び委員90人以内をもつて組織する。

2　会長は，市長をもつてあて，副会長は，助役をもつてあてる。

3　委員は，学識経験者，関係団体代表，関係行政機関の職員及び市議会議員並びに本市職員の中から市長が委嘱し，または任命する。

4　第１項の委員のほか，必要があるときは協議会に臨時の委員を置くことができる。

（会　　長）

第 4 条　会長は，会務を総理し，協議会を代表する。

2　会長は，協議会を招集し，会議の議長となる。

3　会長に事故あるときは，副会長がその職務を代理する。

（部　　会）

第 5 条　会長は，必要に応じ，協議会に部会を置くことができる。

2　部会所属の委員は，会長が指名する。

（庶　　務）

第 6 条　協議会の庶務は，総務局総務課が掌理する。

（委　　任）

第 7 条　前各条に定めるもののほか，協議会の運営に関して必要な事項は，会長が定める。

名古屋市災害対策協議会委員名簿

（敬称略・順序不同）

所属部会（◎は部会長）	役職	氏名
救護	名古屋通商産業局長	今井博
工作・救護・計画	名古屋地方気象台長	今里能
救護・計画	海上保安庁第四管区海上保安本部長	石井善夫
工作・計画	名古屋農地事務局長	任田新治
総括	東海電気通信局長	橋本一郎
救護・計画	名古屋陸運局長	高橋末吉
工作・計画	中部地方建設局長	高野務
総括	名古屋郵政局長	武田功
総括・工作	東海電波監理局長	村井修一
工作・救護	陸上自衛隊第十混成団長	熊谷卓次
救護・計画	東海海運局長	矢部正信
工作・救護	名古屋営林局長	丸山幸一
工作・計画	名古屋港管理組合副管理者	前田一三
救護	愛知食糧事務所長	佐藤清美
計画	名古屋港管理組合議会議長	貴田雄
計画	日本国有鉄道中部支社長	平出彬
総括	愛知県議会議長	橋本繁蔵
工作	愛知県議会議員	丹羽久章
計画	愛知県議会議員	斎藤武治
総括	愛知県総務部長	岩瀬繁一
救護	〃 民生部長	山口和夫
救護	〃 商工部長	喜多庄一
工作・計画	〃 土木部長	大谷英
工作・計画	〃 建築部長	近藤行雄
救護	〃 衛生部長	小川朝吉
総括・救護	〃 警察本部長	長岡篤
救護	愛知県陸運事務所長	増川正二
総括	朝日新聞名古屋本社編集局長	長谷川健一
総括	中部日本新聞社編集局長	織田稔
総括	毎日新聞中部本社編集局長	狩野近雄
総括	中部日本放送株式会社編成局長	安藤春夫
総括	名古屋中央放送局次長	坐間一郎
救護	愛知県病院協会長	伊藤吉孝
工作	中部電力株式会社社長	井上五郎
救護	日本赤十字社愛知県支部事務局長	石黒義隆
◎工作・計画	名古屋工業大学教授	橋本規明
救護	ヘリコプター会社代表 全日本空輸株式会社名古屋総代理店名鉄航空営業所長	長谷川敏
工作・救護	名古屋市消防団連合会長	富田善太郎
救護	愛知県薬剤師協会長	沖勘六
工作・計画	名古屋工業大学助教授	渡辺新三
総括	名古屋市青年団体連絡協議会長	川島実

所属部会（◎は部会長）	役職	氏名
救護	名古屋市民生委員連盟理事長	神田徳次郎
救護	名古屋市地域婦人団体連絡協議会長	横地さだゑ
計画	近畿日本鉄道株式会社取締役	吉田龍作
工作・◎計画	都市交通審議会名古屋部会委員	田淵寿郎
工作	東邦瓦斯株式会社社長	塚田実則
救護	名古屋市保健委員会長	長屋弘
救護	名古屋市商店街連合会長	山田泰吉
計画	名古屋大学教授	松沢勲
救護	愛知県歯科医師会長	益川勘平
救護	名古屋市立小・中学校P.T.A.協議会長	増田長男
工作・救護	愛知県トラック協会長	藤井清七
総括・救護	名古屋市私学協会長	小出有三
救護	名古屋商工協同組合協会長	近藤豊
総括	愛知県地方労働組合評議会議長	寺門博
工作	名古屋市指定水道工事店協同組合理事長	浅野竜雄
◎総括	中部都市学会長	酒井正三郎
救護	名古屋市区医師会長連絡協議会長	佐久間文雄
総括	名古屋商工会議所会頭	佐々部晩穂
救護	愛知県医師会長	絹川常二
救護	愛知県食糧卸連合会長　名古屋食糧販売協同組合理事長	木村録一
工作・救護	愛知県建設業協会理事長	水野太賀
総括	名古屋大学教授	篠原卯吉
◎救護	愛知大学講師	清水武雄
工作・計画	名古屋工業大学教授	広川誠三郎
救護	愛知県乗合自動車協会長	千田憲三
計画	名古屋鉄道株式会社社長	千田憲三
総括・救護	名古屋市社会教育協力委員長協議会会長	杉浦林蔵
総括	名古屋市会議長	大西泰助
総括	名古屋市会副議長	中杉徳兵衛
工作	名古屋市会水道消防委員長	井沼春市
工作	名古屋市会議員	伊藤弥十郎
総括	名古屋市会総務民生委員長	富田喜太郎
計画	名古屋市会議員	大橋由太郎
救護	名古屋市会経済教育委員長	加藤辰三郎
救護	名古屋市会議員	横井北海雄
工作	社会党名古屋市会議員団幹事長	松野鉄次郎
救護	名古屋市会議員	幸島鎌太郎
救護	名古屋市会財政衛生委員長	水谷忠一
工作	名古屋市会建築交通委員長	下平一一
計画	名古屋市会建設清掃委員長	平岩作次
計画	自由民主党名古屋市会議員団長	鈴木脇蔵
総括	愛知県議会議員	稲本勇次郎
総括	全労愛知県地方会議議長	朝見清道

所属部会（◎は部会長）	役職	氏名
救護	愛知県パン協同組合理事長	伊藤長一
工作・救護	名古屋木材組合長	鈴木達次郎
救護	中央卸売市場生鮮食品業会代表	横井太郎
	名古屋市長	小林橘川
	名古屋市助役	杉戸清
	名古屋市助役	斎藤武夫

委員の異動および死亡

旧任者	新任者	異動年月日
元中部地方建設局長 高野務（転任）	中部地方建設局長 中安米蔵	35. 5. 1
元愛知県総務部長 岩瀬繁一（〃）	愛知県総務部長 松尾信資	35. 4. 16
元愛知県商工部長 喜多庄一（〃）	愛知県商工部長 山田昭	〃
元愛知県土木部長 大谷英（〃）	愛知県土木部長 八島忠	〃
元名古屋市社会教育協力委員長協議会長 杉浦林蔵（死亡）		35. 4. 29
元愛知県医師会長 絹川常二（改任）	愛知県医師会長 服部銈三	35. 4. 1

名古屋市災害対策協議会開催経過一覧

部会別	開催会議名	日時	場所
	第1回 名古屋市災害対策協議会総会	35. 1. 18	中区役所第1会議室
総括	第1回 総括部会	35. 1. 30	中区役所第2会議室
〃	第2回 〃	35. 2. 15	市役所第1委員会室
〃	第3回 〃	35. 4. 14	〃
工作	第1回 工作部会	35. 2. 1	市役所第3委員会室
〃	第2回 〃	35. 2. 22	桜華会館
〃	第3回 〃	35. 4. 21	市役所第1委員会室
救護	第1回 救護部会	35. 1. 28	中区役所第2会議室
〃	第2回 〃	35. 2. 8	〃
〃	第3回 〃	35. 4. 26	市役所第3委員会室
計画	第1回 計画部会	35. 1. 28	市役所第3委員会室
〃	第2回 〃	35. 2. 24	大津橋会館
〃	第3回 〃	35. 4. 19	市役所第3委員会室
	部会長会議	35. 4. 27	市役所貴賓室
	第2回 名古屋市災害対策協議会総会	35. 5. 14	市役所議事堂

第 2 節　復興・防災計画

名古屋市災害対策協議会が答申した前掲の名古屋市災害対策要綱に基づき，緊急に措置を要するものは，時をうつさず漸々実現をみつつあり，施設計画も日を追つて進ちよくをみつつある。これらの実施計画のうち主要なものは，次のとおりである。

1　市民防災協力組織

人口密度がきわめて高く，しかも地域的連帯関係の濃厚でない大都市社会においては，非常災害に際して地域的市民組織の協力が痛感された。

伊勢湾台風の経験に徴して，非常災害時における市民組織の果たす役割のはなはだ重要であることにかんがみ，救援側・被救援側の両面において市の活動を円滑効果的ならしめるような地域の実態に即した民主的な防災ならびに救助協力市民組織の確立の必要が災害対策要綱によつても示されるところとなつた。

このため，鋭意慎重に検討を行なつた結果，昭和35年5月30日名古屋市災害対策委員規則ならびに名古屋市災害救助地区本部規則が制定公布された。

名古屋市災害対策委員規則　(昭和35年名古屋市規則第25号)

(災害対策委員の設置)

第 1 条　本市の災害対策に関し，市民と密接な連絡を確保し，地区防災救助の万全を期するため，災害対策委員（以下「委員」という。）を置く。

2　委員は，町の区域ごとに1人を置く。

3　市長は，特に必要があると認めるときは，町の区域を2以上に分け，又は2以上の町の区域を1の区域として，その各区域ごとに委員1人を置くことができる。

(委嘱及び任期)

第 2 条　委員は，それぞれ，前条第2項及び第3項の区域（以下「区域」という。）内の住民の中から，区長の推せんに基き，市長が委嘱する。

2　委員の任期は，1年とし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。ただし，再任を妨げない。

3　委員は，任期満了後でも後任者が委嘱されるまでの間は，その職務を行うものとする。

(解　嘱)

第 3 条　市長は，委員が心身の故障その他の理由により，職務の遂行に支障があると認めるときは，区長の意見をきいて任期中でも解嘱することができる。

(職　務)

第 4 条　委員は，常に，区域内の防災に留意してその実状を把握するように努めなければならない。

2　委員は，区域内における災害対策の事務に関し，おおむね次の職務を行う。

(1)　災害危険箇所を調査し，報告すること。

(2)　区域内の具体的避難要領を研究し，周知徹底をさせること。

(3)　居住者名簿の整備に協力すること。

(4)　住民の要望等を聴取し，報告すること。

(5) その他災害対策の事務を補助すること。

(関係機関及び住民の各種団体との関係)

第 5 条 委員は，前条の職務を行うにあたつては，防災救助等の関係機関及び住民の各種団体との間に密接な連絡協調を図るように努めるものとする。

(職務の指揮監督)

第 6 条 委員は，その職務に関し，それぞれその区域の属する区長の指揮監督を受けるものとする。

(地区災害対策委員協議会)

第 7 条 委員の職務に関する連絡調整を図り，あわせて，研究及び協議するため，小学校通学区域（名古屋市災害救助地区本部規則（昭和35年名古屋市規則第26号）第2条第3項により，小学校通学区域を 2以上に分け，その各区域に地区本部を置くものとして，地区本部長が委嘱されている場合においては，その各区域）内の委員をもつて，それぞれ地区災害対策委員協議会（以下本条において「協議会」という。）を組織する。

2 災害救助地区本部の本部長，副本部長及び本部委員に委嘱された者は，それぞれ地区本部が置かれる区域に相当する地区の協議会に出席することができる。

3 協議会の組織及び運営について必要な事項は，区長が定める。

(補 則)

第 8 条 この規則に規定するもののほか，委員に関して必要な事項は，市長が定める。

附 則

1 この規則は，公布の日から施行する。

2 最初に委嘱される委員の任期は，第2条第2項の規定にかかわらず昭和36年3月31日までとする。

名古屋市災害救助地区本部規則（昭和35年名古屋市規則第26号）

(目 的)

第 1 条 この規則は，非常災害に際して住民の各種の団体と有機的な協力関係を確立し，防災及び救助の活動の万全を期するため必要な事項を定めることを目的とする。

(災害救助地区本部の設置)

第 2 条 非常災害の発生のおそれがあるとき，又は非常災害が発生したときは，防災及び救助その他の緊急措置の適切円滑な実施を図るため，市長が必要と認める地域に災害救助地区本部（以下「地区本部」という。）を設置する。

2 地区本部は，小学校通学区域（以下「学区」という。）ごとに置く。

3 市長は，特に必要があると認めるときは，学区を2以上に分けてその各区域に地区本部を置くことができる。

(地区本部の所属)

第 3 条 地区本部は，区災害対策本部に属する。

(組 織)

第 4 条 地区本部は，地区本部長1人及び地区本部委員若干人をもつて組織する。

2 特に必要があると認めるときは，地区本部に地区副本部長若干人を置くことができる。

3 地区本部長及び地区副本部長は，区長の推せんに基き，学区（第2条第3項の規定により学区を2以上に分けてその各区域に地区本部を置く場合においては，その各区域。以下同じ。）内の住民の中から市長があらか

じめ委嘱する。

4　地区本部委員は，学区内の災害対策委員をもつて充てるほか，学区内の住民の中からあらかじめ市長が委嘱する。

5　市長は，特に必要があると認めるときは，臨時に地区本部委員を委嘱することができる。

（地区本部長及び地区本部委員）

第 5 条　地区本部長は，区災害対策本部長の命を受け，地区本部を統轄し，地区本部委員を指揮監督する。

2　地区副本部長は，地区本部長を補佐し，地区本部長に事故があるとき，又は地区本部長が欠けたときは，あらかじめ地区本部長が指命した地区副本部長が地区本部長の職務を行う。

3　地区本部委員は，地区本部長の命を受け地区本部の事務に従事する。

（地区本部の事務）

第 6 条　地区本部は，おおむね，次の事務を分担する。

(1)　避難警報を学区内の住民に対し報知徹底させること。

(2)　災害時における広報広聴活動を補助すること。

(3)　災害時における被害状況の調査を補助すること。

(4)　学区内の住民に対する救援物資の配分について補助すること。

(5)　避難施設の管理運営を補助すること。

(6)　り災証明事務について補助すること。

(7)　その他区災害対策本部の救援活動全般について補助すること。

（緊急避難警報）

第 7 条　地区本部長は，海岸，河川，池等の堤防の監視にあたる者との緊密な連絡に努め，状況により，区長に緊急避難警報の発令を要請することができる。この場合において，通信連絡機関の故障その他やむをえない理由により，緊急避難警報の発令をまついとまがないと認めるときは，現地の警察官その他の関係機関の職員と協議し，必要な措置をとることができる。

2　前項後段の規定により必要な措置をとつたときは，地区本部長は，すみやかに，その旨を区長に報告するものとする。

（関係機関及び住民の各種団体との関係）

第 8 条　地区本部長は，その職務を行うにあたり区災害対策本部及び学区内の住民の各種団体と緊密な連絡を保ち，救助に関しては，防災救助その他の関係機関の職員と互に協力するものとする。

（補　　則）

第 9 条　この規則に規定するもののほか，地区本部に関して必要な事項は，市長が定める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

これらの規則に基づいて，全市に 124 の災害救助地区本部が置かれ，本部長 124 人，副本部長 249 人，本部委員722人がそれぞれ委嘱され，また災害対策委員2,671人が委嘱された。

2　五大市災害相互救援

大都市において大規模な非常災害が発生した場合，救助・復旧は同じく非常な規模をもつて行なわれる必要のあることは，伊勢湾台風の経験に徴して明らかである。その場合，救援を有効適切に行なう能力を有するのは，同程度の大都市以外には求められない。このため，伊勢湾台風による被災後，

復旧が一段落したあと，名古屋市の主唱により，五大都市相互間において非常災害発生の際，友愛的精神に基づく救援協定を結ぶこととし，関係者の慎重な協議の結果，五大市市長議長会議を経て，昭和35年5月13日，五大市災害相互救援に関する覚書ならびに覚書実施細目の成立をみた。

五大市災害相互救援に関する覚書

大都市災害の重要性と救助事務の複雑性に鑑み，横浜市，名古屋市，京都市，大阪市及び神戸市（以下五大市という。）は，災害が発生した際，被災市の救助事務の円滑と復旧の迅速を図るため，友愛的精神に基いて相互に救援協力することを目的とし，この覚書を作成する。

（連絡担当部局等）

第 1 条　五大市は，非常災害に備えてあらかじめ連絡担当部局を定め，災害が発生したとき又は災害発生のおそれのあるときは，すみやかに必要な情報を相互に連絡する。

（応援要請の手続）

第 2 条　災害を受け他の市の応援を求めようとする市は，法令その他に別段の定めがあるものを除くほか，前条の連絡担当部局を通じて，役務の提供，緊急救援物資の調達，その他必要な措置を要請するものとし，要請を受けた市は，極力これに応じ救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第 3 条　前条による応援に要する経費の負担は，法令その他に別段の定めがあるものを除くほか，次のとおりとする。

(1) 応援市の職員を派遣するに要する経費は，応援市が支弁し，被応援市は，別に定める基準による額を負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか，救援物資の調達その他救援に要する経費は，被応援市が負担する。

2　前項各号の定めにより難いときは，関係市が協議して定める。

（救援物資等の調査）

第 4 条　五大市は，非常災害に際し，救援物資等の相互融通の円滑を図るため，おのおのその保有する備蓄物資，車両，機械，器具及び災害時に臨時調達できる救援物資等の品目その他を調査し，その結果を毎年定期的に相互に通報する。

（災害防止方策の調査研究）

第 5 条　五大市は，非常災害に備え，常に災害防止の方策について調査研究し，その結果及びその他参考となる資料を相互に交換する。

（実施細目の協議）

第 6 条　この覚書実施に関し必要な細目事項は，別に定める。

五大市災害相互救援に関する覚書実施細目

（連絡担当部局等）

第 1 条　覚書第1条の連絡担当部局については，五大市は，担当局部課名，担当責任者及び同補助者の職氏名，電話番号等を相互に通報する。

（応援職員の範囲等）

第 2 条　覚書第2条により応援を求める職員の職種は，おおむね次のとおりとする。

(1) 災害復旧のための土木及び建築技術職員

(2) 福祉事務所職員及び保母

(3) 診療，検病，伝染病患者の収容，隔離病舎勤務及び防疫作業のための職員並びにこれらに伴う輸送に従事する職員

(4) 清掃及びし尿処理作業職員

(5) 上下水道工事職員及び給水車作業職員

(6) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための電気技術及び工務技術職員

(7) 消防職員

(8) その他必要な職員

2 応援職員は，応援市の市名を表示する腕章等の標識を着け，その身分を明らかにする。

3 応援職員は，災害の状況に応じ必要な食糧，被服，資金等を携行する。

4 被応援市は，災害の状況に応じ，応援職員に対し，宿舎のあつせんその他の便宜を供与する。

（応援職員派遣に要する経費の負担）

第 3 条 覚書第3条第1項第1号により被応援市が負担する経費の算定基準は，応援市の旅費に関する規定による当該応援職員の旅費相当額の範囲とする。

2 応援職員が応援業務により負傷し，疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償は，応援市の負担とする。但し被災地において応急治療する場合，その治療費は，被応援市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において，その損害が応援業務に従事中に生じたものについては，被応援市が，被応援市への往復途中に生じたものについては，応援市がその賠償の責に任ずる。

4 前3項の定めにより難いときは，関係市が協議して定める。

（救援物資等の経費の支払方法）

第 4 条 覚書第3条第1項第2号に定める救援に要する経費を，応援市が立替支弁した場合は，次の各号に定めるところにより算出した額について被応援市に請求する。

(1) 備蓄物資及び臨時調達物資については，当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両類については，燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

(3) 機械，器具等については，輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は，応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により，連絡担当部局を経て，被応援市に請求する。

3 前2項の定めにより難いときは，関係市が協議して定める。

（救援物資等の調査表）

第 5 条 五大市は，覚書第4条に定める備蓄物資，車両，機械，器具等の調査表を調製し，毎年5月末日までに交換する。

2 前項の調査表に掲げるべき品目は，別表のとおりとし，備蓄物資，車両，機械，器具等については，その保有数量（水防組合等で保有するものは別記すること。）を，臨時調達物資については，災害が発生した際，救援のため臨時に調達できる見込数量を掲げる。

（別 表）

救 援 物 資 等 の 調 査 品 目 表

1 緊急救援用備蓄物資

(1) 食　糧

乾パン，缶詰瓶詰，梅干，沢庵，味噌，醤油，塩，ミルク，その他

(2) 日用品

毛布，タオル，衣料品，履物，脱脂綿，蝋燭，マッチ，塵紙，食器類，経木，バケツ，鍋，石鹸，懐中電灯，空缶，空瓶，その他

(3) 衛生材料

医療器具（聴診器，打診器，体温計，注射器，止血帯，ハサミ，ピンセット）

ほう帯材料（ほう帯，ガーゼ，脱脂綿，さらし，ビニール，セロファン）

消毒薬（ヨードチンキ，赤チン，オキシドール，アルコール，硼酸）

外傷薬（リバノール），火傷薬（チンク油，オリーブ油，キンカン，軟膏類）

その他応急薬品

(4) 復旧資材

ベニヤ，木材，畳，上敷，トタン，ビニール布，釘，針金，瓦，スレート，ガソリン，軽油，俵，叺，麻袋，縄，杭，鉄線，セメント，その他

(5) そ の 他

棺桶

2　車両舟艇

(1) 車　両

トラック，オート三輪，ジープ，軽自動車，ブルトーザー，グレーダー，トラックショベル，ショベルカー，ダンプトラック，オートダンプカー，バス（営業用を除く。），乗用車，広報車，消防ポンプ車，タンク車，救急車，照明車，水防車，患者輸送車，レントゲン車，給水車，し尿車，清掃車，交通工作車，その他

(2) 舟　艇

ボート，ゴムボート，小舟，救命艇，海洋救難船，その他

3　機械器具

バッテリー，照明器，携帯無線機，トランジスターラジオ，拡声器，煙霧機，電気ポール，軽便杭打機，テント，医療用折たたみベット，組立式隔離消毒施設，組立式建築材料，救命胴衣，保安帽，簡易ろ過機，ポンプ類，その他

4　臨時調達物資

(1) 食　糧

米，パン，乾パン，缶詰瓶詰，塩干物，肉類，鶏卵，漬物，味噌，醤油，塩，乳製品，その他

(2) 日用品

毛布，タオル，衣料品，履物，脱脂綿，蝋燭，マッチ，塵紙，石鹸，食器，笊，バケツ，懐中電灯，空缶，空瓶，その他

(3) 衛生材料

医療器具（聴診器，打診器，体温計，注射器，止血帯，ハサミ，ピンセット）

ほう帯材料（ほう帯，ガーゼ，脱脂綿，さらし，ビニール，セロファン）

消毒薬（ヨードチンキ，赤チン，オキシドール，アルコール，硼酸）

外傷薬（リバノール），火傷薬（チンク油，オリーブ油，キンカン，軟膏類）

その他応急薬品

(4) 復旧資材

ベニヤ，木材，畳，上敷，トタン，ビニール布，釘，針金，瓦，スレート，その他

(5) その他

棺桶

3 災害危険区域の指定条例

名古屋市災害対策協議会の答申した「名古屋市災害対策要綱」の重要な項目に，南部一帯の災害危険区域指定と，これに伴う建築制限の実施がある。

この決定に基づいて，名古屋市は建設省建築研究所にその基礎調査を依頼し，「災害危険区域の指定要綱案（第2次案）」を得，これを基礎として「名古屋市災害危険区域に関する条例草案」を起草，その後慎重に検討を重ねた。この間市議会建築部会・建設省・名古屋市建築士会・愛知建築士会等とも意見交換を行なつた結果，得られた成案を市議会に提出，3月10日議決され同24日公布された。

この条例は建築基準法第39条を根拠として制定されたもので，危険区域を第1種から第5種までに分け，それぞれの段階に応じた建築物の規制を行なうものであるが，この規制内容は，前提として防災計画に関する次の6項目の事項が満足される条件のもとに定められたものである。

(1) 鍋田干拓地先と横須賀町地先とを結ぶ延長約9kmの高潮防波堤が早期に建設されるものとする。

(2) てんば（天端）幅と被覆がじゆうぶんで，いつ水に対して破壊しない河川堤防・海岸堤防が早期に建設され，その維持管理がじゆうぶん行なわれるものとする。

(3) 災害時にも運転し得る強力な排水ポンプ場がじゆうぶん整備されるものとする。

(4) 荒子川地区開発計画に伴い，荒子川地区は土地区画整理事業によつて，N.P.(+)1.3mまで埋立てされるものとする。

(5) 横須賀町地先の埋立地が早期に建設されるものとする。

(6) 貯木場は将来西部臨海工業地帯に移設されるまで，築堤その他木材流出施設が施されるものとする。

この指定区域は別図のとおりであるが，各種別区域の性質は次のとおりである。

○第1種区域　この区域は，大正の末期から昭和にかけての臨海埋立地で，主として大工場が立地し，地盤面の高さは，N.P.(+)4m内外で他の区域に比し高いが，海に面しているため，直接高潮の波浪と浸水による被害を受けるおそれのある区域である

○第2種区域　主として港区荒子川の南部地区で，荒子川運河の開設とともに将来工場地帯として開発予定の区域である。この区域は一部を除き地盤面の高さはN.P.(+)1m内外で低いが，その約40%にあたる部分が土地区画整理事業に伴つてN.P.(+)1.3mにかさ上げされる予定である。

○第3種区域　南区のうち，東海道本線以西の区域と港区のうち，中川運河沿いの一部の区域で，大部分がすでに市街地化している。地盤面の高さは，ほとんどがN.P.(+)1m以上あるが，白水・道徳地区は，それぞれ天白川・山崎川の下流に位置し，局所的にN.P.(+)0.5m内外のところがあり，かつての災害においては長期にわたつてたん水したところである。

○第４種区域　熱田・中川両区の南部区域で堀川・国道１号線および新川で囲まれた部分である。内陸部で，ほとんどがすでに市街地化しており，干拓地ではあるが，地盤面は比較的高く，出水により危険のおそれはあるが，他の地域に比しあまり強い規制を要しないと考えられる区域である。

○第５種区域　関西本線以南・庄内川以西の区域で，南陽・富田地区である。主として農村集落地区で，家屋が散在して水をさえぎる障害物が少なく，地盤面の高さがN.P.(＋)１m内外のところが大部分である。

第６－１図　　災害危険区域図

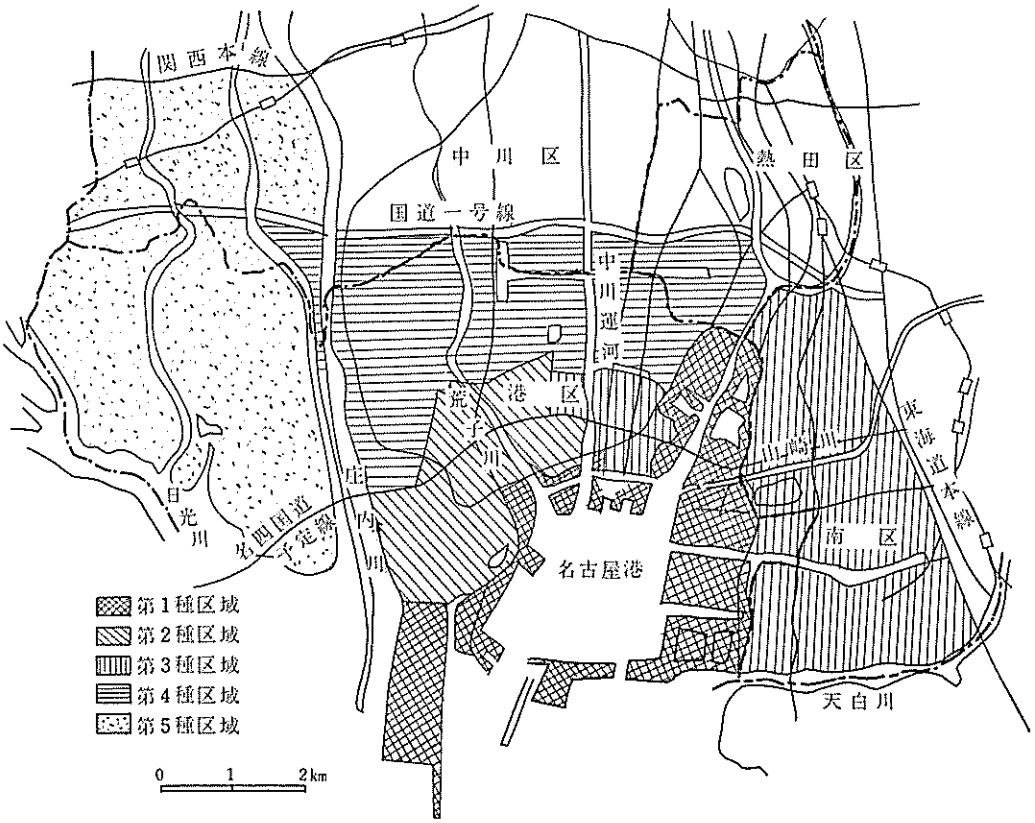

名古屋市災害危険区域に関する条例

（趣　旨）

第１条　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における災害防止上必要な建築物の敷地及び構造に関する制限は，この条例の定めるところによる。

（災害危険区域の指定）

第２条　次の区域を災害危険区域に指定する。

(1)　熱田区のうち，１級国道１号線以南で，堀川以西の区域

(2)　中川区のうち，１級国道１号線以南で，庄内川以東の区域及び関西本線以南で，庄内川以西の区域

(3)　港区の全域

(4) 南区のうち，東海道本線以西の区域

（災害危険区域の種別）

第 3 条　災害危険区域を次の５種に区分する。

第１種区域　直接高潮により危険のおそれがある臨海埋立工業地の存する区域

第２種区域　出水により危険のおそれのある低地域の開発予定地の存する区域

第３種区域　出水により著しく危険のおそれのある低地域の既成市街の存する区域

第４種区域　出水により危険のおそれのある低地域の内陸部既成市街の存する区域

第５種区域　出水により危険のおそれのある低地域の農村集落の存する区域

2　前項に規定する災害危険区域の種別区域は，規則で定める。

（高さの算定方法）

第 4 条　この条例において建築物の地盤面の高さ，床の高さ等は，名古屋港基準面からの高さ（以下「Ｎ・Ｐ（＋）」という。）とし，測量法（昭和24年法律第188号）第10条に規定する永久標識である１等水準点174～１（名古屋市熱田区市場町22番地先路上所在。Ｎ・Ｐ(＋)６・278メートルとする。）を基準として算定する。

（用語の定義）

第 5 条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐水構造　次のイ又はロのいずれかに該当するものをいう。

イ　主要構造部である柱及びはりを鉄筋コンクリート造，補強コンクリートブロック造，組積造，鉄骨造その他これらに類する構造としたもの

ロ　軸組を浸水に対して特に堅固にした木造で，規則で定める構造としたもの

(2) 避難室　避難の用に供するため平家建の建築物の小屋裏又は天井裏に設ける居室以外の室で，次のイ及びロに掲げる構造としたものをいう。

イ　床面積の合計は建築物の延べ面積の 10分の１以内，床の高さはＮ・Ｐ(＋)３・５メートル以上であること。

ロ　容易に屋根上に脱出できる開口部を有すること。

(3) 避難設備　屋根上に脱出するための屋内からの階段若しくははしご及び脱出口をいう。

（居住の用に供する建築物の建築禁止）

第 6 条　第１種区域内においては，海岸線又は河岸線からの距離が50メートル以内で市長が指定する区域内に住宅，併用住宅，共同住宅，寄宿舎，下宿その他常時居住の用に供する建築物を建築してはならない。

（建築物の地盤面の高さ）

第 7 条　災害危険区域内において建築物を建築する場合においては，建築物の地盤面の高さは，災害危険区域の種別に応じて，それぞれ次の表に定めるところによらなければならない。

災害危険区域の種別	建築物の地盤面の高さ
第１種区域	Ｎ・Ｐ（＋）４メートル以上
第２種区域	Ｎ・Ｐ（＋）２メートル以上
第３種区域	Ｎ・Ｐ（＋）１メートル以上
第４種区域	Ｎ・Ｐ（＋）１メートル以上
第５種区域	Ｎ・Ｐ（＋）２メートル以上

2　次の各号の一に該当するものについては，前項の規定によらないことができる。

(1)　第2種区域内において，次のイ又はロのいずれかに該当し，かつ，地盤面の高さをN・P(+)1メートル以上としたもの

イ　階数が2以下で，かつ，地階を有しない延べ面積が100平方メートル以内の木造，鉄骨造，コンクリートブロック造その他これらに類する構造の建築物で，容易に移転し，又は除却することができるもの

ロ　N・P(+)2メートル以下の部分を将来基礎又は地階とすることができるもの

(2)　第3種区域内又は第4種区域内において，基礎をN・P(+)1メートル以上としたもの

(3)　第5種区域内において，基礎をN・P(+)2メートル以上としたもの

（建築物の構造）

第8条　災害危険区域内において建築物を建築する場合においては，建築物の構造は，耐水構造としなければならない。

2　第1種区域内において建築物を建築する場合においては，建築物の構造は，前項の規定にかかわらず，木造以外の耐水構造としなければならない。ただし，居室を有しない建築物で延べ面積が100平方メートル以内のものについては，この限りでない。

3　第2種区域内，第3種区域内及び第5種区域内において居室を有する建築物を建築する場合においては，1以上の居室の床の高さをN・P(+)3・5メートル以上としなければならない。ただし，延べ面積が50平方メートル以内の建築物で，避難室又は避難設備を有するものについては，この限りでない。

4　前項の区域内において，海岸線又はこれに近接する浸水のおそれのある河岸線からの距離が50メートル以内で市長が指定する区域内に建築物を建築する場合においては，安全上支障がないと認めて市長が指定する日まで，建築物の構造は，木造以外の耐水構造としなければならない。ただし，第2項ただし書の建築物及び第10条第1号から第5号までに掲げるものについては，この限りでない。

（公共建築物等の地盤面の高さ及び構造）

第9条　災害危険区域内において，学校，病院，集会場，官公署その他これらに類する公共建築物又は発電所，変電所，排水ポンプ場その他これらに類する建築物を建築する場合においては，第1種区域内を除き，延べ面積が50平方メートルをこえる建築物の地盤面の高さは，N・P(+)2メートル以上とし，その構造は，木造以外の耐水構造としなければならない。ただし，N・P(+)2メートル以下の部分を将来基礎又は地階とすることができる構造とした場合においては，建築物の地盤面の高さをN・P(+)1メートル以上とすることができる。

2　共同住宅，寄宿舎又は下宿の用途に供するもので，延べ面積が400平方メートルをこえる建築物又は1団地内に建築する住宅戸数が10以上である場合のそれぞれの建築物の地盤面の高さは，N・P(+)2メートル以上としなければならない。ただし，木造以外の耐水構造としたものでやむを得ない事由があると認めた場合及びN・P(+)2メートル以下の部分を将来基礎又は地階とすることができる構造とした場合においては，N・P(+)1メートル以上とすることができる。

（特殊の用途に供する建築物等に対する制限の緩和）

第10条　災害危険区域内において建築物を建築する場合において，その建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当するものであるときは，第1種区域内を除き，当該建築物又は当該建築物の部分については，第7条第1項，第8条第1項及び第9条第1項の規定によらないことができる。ただし，第6号に掲げるものについては，第8条第1項の規定を適用する。

(1) 巡査派出所，公衆便所その他これらに類する用途に供する建築物

(2) 船着場，木材集積場その他これらに類する用途に供する建築物

(3) 自動車車庫，電車車庫その他これらに類する用途に供する建築物

(4) 工場，事業場等における作業場で重要な設備装置がない部分

(5) 居室を有しない建築物又は居住室を有しない延べ面積が100平方メートル以内の附属建築物

(6) 店舗，事務所その他これらに類する用途に供する建築物の部分又はこれらに附属する居住室の1部

（仮設建築物等に対する制限の緩和）

第 11 条　法第85条第4項の規定により，市長が6月以内の期間を定めてその建築を許可したものについては，第7条から第9条までの規定を，既存の建築物を増築し，改築し，又は移転する場合で，周囲の状況によりやむを得ないと認められるものについては，第6条，第7条，第8条第2項若しくは第4項及び第9条の規定は，適用しない。

附　則

この条例は，公布の日から起算して3月をこえない期間内において市長が定める日から施行する。

4　防災都市建設計画

伊勢湾台風による被害を復旧し，復興に導くことは，かねて本市が推進してきた都市計画を完成せしめることに通ずるわけであつて，根本的に従来の都市計画を変更する必要はないと考えられる。ただ，伊勢湾台風の経験に徴し，都市計画に防災的見地からみた修正を加える必要の認められることはもちろんである。このため，本市においては，次に掲げる防災都市建設計画を，災害対策協議会の議を経て決定し，今後これが推進にあたることとなつている。

防　災　都　市　建　設　計　画

(1) 基　本　方　針

都市防災の目的を達成するには，すでに計画の決定をみている都市諸施設の整備促進と都市不燃化の推進を図ることが絶対に必要であるが，さらに自然の暴威による被害を極限するための防災計画を樹立し，でき得る限りすみやかにその実現を図る必要がある。

防災計画は，その重点を

① 人命の被害を絶無ならしめる。

② 財産の被害を極限せしめる。

③ 災害時の救援活動を円滑ならしめる。

の3点に置き，名古屋市の所管以外の事項についてはそれぞれの関係当局に必要な措置を要望し，本市においてもこれに協力してその実現を図るとともに，おおむね昭和40年を目途として計画の完成に努力するものとする。

(2) 国等の施行にかかる事業計画

ア　高潮対策事業の促進

建設・運輸・農林3省の協議によつて決定をみた高潮対策事業の早期，かつ完全なる実施と，完成にいたるまでの間，防災上万全の措置がとられるようそれぞれの機関に要望し，その実現を図る。

イ　治山・治水事業推進

県当局の所管にかかる治山・治水事業の推進を要望するとともに，近時顕著となつた宅地開発その他による河川上流域の形質の変更が災害を発生せしめる原因となつている実情にかんがみ，治山事業の推進に特別の考慮を払うように要望する。

ウ　名古屋港内貯木場の移転

貯木場は将来西部臨海工業地帯に移転せしむるものとし，移転完了までの間，防災上万全の措置を講ずるように関係当局に要望する。

エ　鉄道の改良

高潮による浸水によつて鉄道輸送がと絶し，災害後の生産再開に著しい支障を生ぜしめた実情にかんがみ，全面的に高架構造に改良されるよう関係機関に要望する。

(3)　名古屋市施行にかかる事業計画

名古屋市南部低地域の防災改良の方策として，地盤をかさ上げすることは諸般の事情からきわめて困難な実情にあるので，主として建築構造の耐震・不燃・高層化によつてその体質改善を図り，都市防災の目的を達成するものとする。

なお，市域東部丘陵地帯の山林を開発して大規模な宅地化を計画・実施する場合の排水については，じゆうぶんなる行政監督を可能ならしめる措置を講ずる必要がある。

ア　荒子川南部地盤のかさ上げ

(ア)　計画の概要

荒子川運河沿線の土地区画整理事業計画区域2,843,000坪のうち，第1期事業として南部地区682,400坪を名古屋市施行の土地区画整理事業として昭和34年3月5日決定し今日にいたつている。本地区の標高は大体N.P.(+)0.3m程度の低湿地帯であつて今回の伊勢湾台風により長期間にわたつてたん水しはなはだしい被害を受けた。従つて，この地区の既定造成高に検討を加え全地域をおおむね1m程度かさ上げし，工場敷地の造成を行なうとともに被害を軽減する措置を講ずる。

事業費ならびに地区内主要施設のかさ上げ計画は次のとおりである。

(イ)　計画の内容

a　かさ上げ区域　荒子川南部土地区画整理事業区域　682,400坪

b　土地利用の現況および計画

整理前土地利用現況

種目別	公共用地	宅地	農耕地		池沼	学校その他	その他	計
			田	畑				
面積(坪)	96,352	44,804	360,319	37,015	48,370	1,723	75,990	664,573
比率(%)	14.5	6.74	54.22	5.57	7.28	0.29	11.43	100

整理後土地利用計画

種目別	公共施設					宅地の市街化予想					合計
	運河	道路	公園	その他	小計	住宅	商業	工業(家内)	工業	小計	
面積(坪)	57,338	131,781	16,226	24,185	229,530	80,000	25,000	65,000	282,870	452,870	682,400
比率(%)	8.4	19.3	2.4	3.5	33.6	11.7	3.7	9.5	41.5	66.4	100

地区内主要施設の造成計画高

名称	計画高	備考
1等 第2 3等 第4 運河両側道路	N.P.(+)2.0m	運河両側道路築造計画高N.P.(+)2.0mは既定計画どおり，こう門以南は海岸堤防高と同高にする。
都計 1～2～16号線	〃	幅員 32.73m
名四国道	〃	
区画整理小公園一部	N.P.(+)3.0m	
宅地	N.P.(+)1.3m	

c 区画整理事業費 1,112,900千円（うち宅地造成費は約401,750千円となる。）

イ 災害危険区域の指定

「3 災害危険区域の指定条例」参照

ウ 避難施設の整備計画

緊急避難の措置については別に定める避難要領によるものとするが，将来の避難施設の計画については，本計画の一環として計画する必要があるので，主として小・中学校校舎の永久構造化により学区単位の避難施設の計画を樹立するものとする。

(ア) 計画の概要

名古屋南部低地帯の国道1号線に囲まれた高潮災害のおそれのある区域について学区単位に現在人口を対象として集団避難施設に収容する避難人口を次のように想定し，学区内小・中学校校舎の利用を中心とした避難施設を計画する。

(イ) 計画の内容

計画の基本となる人口は学区単位の現在人口とし，今後増加する人口は建築規制により危険区域の指定が行なわれ，それぞれ防災避難態勢が整備されるものとして対象としない。また，次の3項目は今回の災害にかんがみ今後対策が講ぜられ独自で整備されることを予想して、集団避難の対象外とする。

したがつて，床上浸水区域内では平家建のものあるいは家屋の流水のおそれのある区域内のもののうち，主として老病弱・婦女子，縁故避難が不可能と考えられる人口を想定し，集団避難人口とする。

a 市営住宅および社宅団地

今後防災的に R.C. 中高層あるいは2階建などに一部建替える等防災避難態勢を独自で整備するものとする。

b 大工場

工場は個々に従業員の防災保安避難態勢を独自で整備するものとする。

c　今後建築される一般住宅

危険区域を指定することにより今後の建築は各戸に防災態勢が整備されるものとする。

避難施設計画表　（人口は昭和34.9.1現在）

区別	学区名	人口	将来想定避難人口		避難施設計画
			人口に対する比率	人口	
南区	白水・千鳥・宝・大生・笠寺・道徳・豊田・明治	99,229人	約42%	41,400人	区域内の小・中・高等学校校舎をすべてR.C.造として避難施設にあてるものとする。
港区	港西・大手・西築地・東築地・港楽・中川・小碓・高木・南陽	91,588	40	36,900	
中川区	昭和橋・正色・富田	38,258	30	11,500	
熱田区	船方・千年・白鳥	38,695	14	5,350	
瑞穂区	穂波	11,300	30	3,400	
計		279,070	35	98,550	

エ　公共建物の不燃高層化

公共建物は災害時において，救援・復旧等諸活動の中心となるが，今次の災害においては，一部施設は被災により全くその機能を発揮し得ず，かつ散在しているため，相互の連絡をとることも困難であつた。

この経験から諸活動の中心となる区役所・消防署・土木出張所・水道業務所・下水道管理事務所・清掃事務所・保健所等公共建物の不燃高層化とその集中化を将来にわたつて図るものとする。

オ　街路防災計画

南部地区街路のうち，主要幹線街路2本のかさ上げを実施し，水害時の道路輸送の確保を図るものとする。

(ア)　計画の概要

南部幹線街路中，都計広路8号伏見町線（2級国道名古屋・半田・豊橋線）の内田橋～千鳥橋間を中央高架構造とし，市東南部の災害時の輸送路を確保するとともに，近い将来における都市高速道路網の一環として活用する。また都計1・2・6号篠原町線（主要地方道市道名古屋環状線）の1級国道1号線～都計1・2・13号梅ノ木線間を，N.P.(＋)2.0mまでかさ上げし災害時における南部方面ならびに名古屋港との輸送路確保を図る。

また，都計1・3・18号千音寺茶屋線の1級国道1号線～名四国道間を，N.P.(＋)2.0mで新設し，災害時における南陽町方面の輸送路の確保を図る。

(イ)　計画の内容

a　都計広路8号伏見町線（2級国道名古屋・半田・豊橋線）

中央高架部有効車道幅員を4車線(全幅16m)とし，途中，都計1・3・5号東海橋線（幅員24.54m），都計1・2・7号新郊通線（幅員32.73m），都計1・3・7号星崎町線（幅員24.54m）の3幹線街路から乗入れを図る。

延長	事業費
5,341m	4,100,000千円

b　都計１・２・６号篠原町線（主要市道名古屋環状線）

１級国道１号線～都計１・２・13号梅ノ木線間を，N.P.(＋)2.0mまで全幅かさ上げする。

延　　長	事　　業　　費
3,２０１ m	４７０,０００千円

c　都計１・３・18号千音寺茶屋線

１級国道１号線～名四国道間を，N.P.(＋)2.0mで新設する。

延　　長	事　　業　　費
4,９００ m	７０５,０００千円

カ　公園防災計画

南部低地帯の公園は，今回の災害による貴重な経験を生かし，地盤のかさ上げ，施設の永久構造化を図り，道路交通の確保とともに災害時における物資の集積場，ヘリポート等の第１線基地として機能をじゆうぶん発揮しうるよう計画する。

(ア)　計画の概要

公園の規模・位置，各種公共施設との関連等を考慮して，道徳公園をはじめ８公園を選定し，その一部または全部を，N.P.(＋)3.0mまでかさ上げする。

(イ)　計画の内容

a　都　市　公　園

南部低地帯の都市公園約20カ所のうち，次の公園を早急にかさ上げし整備する。

(a)　近　隣　公　園

災害時における地区中心公園として，南区に道徳公園，港区中川運河以東地区に港北公園を選定し，公園地盤の一部かさ上げ，管理事務所の永久構造化を図る。

(b)　小　　公　　園

前記公園の補助的あるいは学区単位程度の地区の公園として，南区に宝生公園，港区に大手公園，熱田区に白鳥西公園をそれぞれ選定し，公園地盤のかさ上げを行なう。

(c)　そ　　の　　他

以上のほか，稲永公園の整備にあたつて，ヘリポート等の施設を考慮する。また，南部低地帯周辺の都市公園，松葉公園・呼続公園等を整備する。

b　都市計画公園

都市計画公園のうち，南部低地帯に現に計画されているものについては，配置その他において再検討する必要はないと思われるが，これが事業化にあたつては，じゆうぶんに今回の経験を生かさねばならない。特に南陽町・富田町に計画されている公園・緑地にあつては最少限0.5 ha 以上の広場を有する部分の地盤のかさ上げおよび新茶屋川公園には永久構造の管理事務所を計画するものとする。

公園地盤かさ上げ計画表

名　称	計画面積	かさ上げ面積	事業費	摘　要
道徳公園	4.75ha	1.30ha	千円 16,000	(都)(計) 一部かさ上げN.P.(+)3.0m
港北公園	3.04	0.72	8,000	〃　〃
大手公園	0.50	0.50	4,000	(都) 全域かさ上げ　〃
宝生公園	1.61	0.80	10,000	(都) 一部かさ上げ　〃
白鳥西公園	0.24	0.24	2,000	(都) 全域かさ上げ　〃
計	10.14	3.56	40,000	

注　この表中(都)は都市公園を，(計)は都市計画公園をそれぞれ示すものである。

キ　土地利用の防災的合理化

昭和30年の6カ町村合併に伴い都市計画区域の拡張をみたので，翌31年の夏新市域を含めた市域全般にわたり調査を実施し，これに基づく総合的な土地利用計画を決定し，用途地域空地地区の追加および変更の指定と同時に街路の追加および変更をみた。今次風水害に関連しては，大幅な変更の必要はないと考えられるが，工業地域のうち，名古屋港埋立地11号地ならびに11号地と12号地間（ハードボード工場）の面積約109.9haの区域と，荒子川土地区画整理地区内の荒子川運河沿線の面積約66.8haの区域を近い将来工業専用地区として追加指定し，臨海工業地帯の合理的な発展に資するものとする。

また，築地口を中心とする商業地域内の都市計画街路広路7号線（江川線，幅員50m）の両側の奥行各11m，延長約1,700m（平和橋南詰～名古屋港管理組合前）を路線式防火地域として指定し，防火ならびに都市美を図るものとする。

ただし，防火地域指定については本路線沿いの宅地利用の現況から都市改造事業（土地区画整理事業）を施行する必要があるものとする。

工業専用地区面積	防火地域路線延長
約1766.7 ha	約1,700 m

ク　地盤沈下対策

地下水の過剰汲上げが，地盤沈下の誘因となるにかんがみ，南部地区地下水汲上げの制限を行なうものとし，工業用水量の確保を図るため工業用水道の建設を促進する。

(ア)　計画の概要

本市工業用水使用量は，南部臨海工業地帯における重化学工業の伸張，繊維・紡織業の発展とともに近年著しく激増してきた。この結果地下水の過剰汲上げとなり，深井戸相互干渉により，揚水量は減少をきたし，地下水位の低下による圧密沈下は地盤沈下の一因となつている。この影響は特に1級国道1号線に囲まれた臨港地帯において顕著である。

本計画は庄内川ならびに堀留・露橋下水処理水を水源として3期にわたつて日量合計30万tの工業用水を上記臨港地帯に配水しようとするものである。

なお，堀川以東については愛知用水事業（県営事業）によつてとりあえず日量8.4万tを配水する目的で現在工事が進められている。

(イ) 計画の内容

a 第1期計画

古くより農業用水として利用されてきた庄内用水は市街地の発展とともにその5割がそのまま名古屋港に流出している。この余剰水を利用して，日量6万tを主として堀川～中川運河間の工場に給水する計画で工事が進められている。

工事の概要は次表のとおりである。

種別	計画
1 水源	庄内川
2 給水量	60,000m³/日
3 取水設備	西区万代町取水口：庄内用水より分水
4 浄水設備	西区万代町，径23m高速沈でん池2基，鉄筋コンクリート造りゆう酸バンド室22
5 配水設備	西区万代町，鉄筋コンクリート造配水池（36m×24m×3m） 2池，うず巻ポンプ250HP 3台，配水管（800mm～150mm）延長16,820m
6 末端水圧	1kg/cm²
7 給水区域	堀川以西南部
8 施行期間	昭和33年4月～昭和35年9月
9 事業費	613,680千円

b 第2期計画

本計画の水源は堀留および露橋下水処理場の処理水に求め日量14万tを主として中川運河以西の工場に給水しようとするものである。

工事の計画概要は次表のとおりである。

種別	計画
1 水源	下水処理水
2 給水量	140,000m³/日
3 取水設備	堀留（中区東川端町）・露橋（中川区広住町） 取水口：各下水処理場最終沈でん池より分水，渦巻ポンプ200HP 3台，100HP 3台，導水管（1,200mm～800mm）延長7,300m
4 浄水施設	中川区高畑町，沈でん池（30m×105m×3m） 2池，鉄筋コンクリート造急速ろ過池（各90m²）14池，鉄筋コンクリート造りゆう酸バンド室100坪
5 配水施設	中川区高畑町，鉄筋コンクリート造配水池（60m×44m×3m） 2池，うず巻ポンプ500HP 3台，配水管（1,500mm～300mm）延長10,140m
6 末端水圧	1kg/cm²
7 給水区域	堀川以西南部
8 施行期間	昭和35年4月～昭和38年3月
9 事業費	2,000,000千円

c　第３期計画

本計画は日量10万ｔを荒子川流域の工場地域に配水しようとするものである。施工期間は昭和37年より３カ年計画と予定されているが，水源その他具体的設備については検討中である。

(ウ)　県営工業用水道事業

a　第１期工事

本事業は木曽川から愛知用水幹線を利用して知多郡上野浄水場に導入し，その一部の日量8.4万ｔを市南部堀川以東の工場に給水しようとするものである。施工期間は昭和33年度より昭和35年度の３カ年である。

b　第２期工事

第２期工事は愛知用水通水余裕時を利用して知多郡知多町および横須賀町に築造する３貯水池に導入し，その一部を第１期同様地域に対し日量４万ｔ～５万ｔを給水する計画である。施工期間は昭和35年度から昭和40年度の６カ年の予定である。

ケ　水道整備計画

風水害・地震・大火等の非常事態に備えて水源を確保するための措置を講じ，災害後の市民生活に支障なからしめるよう計画する。

(ア)　計画の概要

堀川以東，堀川以西の２地区に配水池の増強ならびに新設を行ない，常時同地区の配水を円滑ならしめるとともに非常事態の応急給水の水源とする。その計画は次のとおりである。

(イ)　計画の内容

a　春日野配水場

昭和35年度・昭和36年度事業として配水ポンプ所（配水ポンプ 135 KW・70KW各１台，90 KW４台設置）の改築ならびに増強工事を行なうとともに既設配水池（貯水量10,000m³）に隣接してさらに10,000m³の配水池を増設する。（事業費210,000千円）

b　南部配水場

昭和37年度から施行予定で名古屋市水道第６期拡張事業の一環として行なうもので，本市西部の配水を円滑ならしめるため同方面に貯水量 38,000m³ の配水池を設けて貯水し，これから配水ポンプ370KW８台，220KW１台により圧送する。（事業費940,000千円）

c　深井戸・貯水槽・ため池等の調査

市内ならびに近郊の深井戸・貯水そう・ため池等の水量・水質・汲揚げ装置等の調査を昭和35年度に予算2,000千円をもつて実施する。

コ　排水施設整備計画

既定の下水道整備計画の促進を図るとともに，

①　上屋の永久構造化を図り，防災第１線基地として利用できる構造とする。

②　浸水時の作動を可能ならしめる。

③　送電停止に備えて一部のデイーゼル化を図る。

よう措置する。

(ア) 計画の概要

今次台風によつて市内の排水施設はそのほとんどが送電停止と冠水，建物の倒壊等のため，その機能が停止し，堤防の決壊による長期たん水がその復旧を困難にした。したがつて排水機の増強・デイーゼル化，排水路整備によつてその機能を完全ならしめるよう計画する。

(イ) 計画の内容

排水区を東からA～Gの7団地に分けて計画する。

a　水道局所管排水機（中川運河以東および下之一色）

中川運河以東および下之一色における排水施設の増強および既設施設の改良を図る。

A団地：大同ポンプ所がその主力となつているが，現在団地・遊水路が多く，極端な排水能力の不足は考えられない。市街地の発展に伴う遊水面積の激減を考慮し，大同ポンプ所の永久構造化，デイーゼルによる電源確保，水路の整備による集水能力の増強を考える。

B団地：ポンプ所の永久構造化，排水施設の増強，デイーゼルによる電源確保を図る。

C団地：下水道認可区域であるので排水能力は整備されているが，停電時に備えデイーゼルによる電源確保を図る。

D団地：ポンプ所の永久構造化，デイーゼルによる電源確保，排水路の整備を考える。

G団地：ポンプ所を改築し，デイーゼルによつて電源を確保する。

具体的内容は別表Aのとおりである。

b　土木局所管排水機（中川運河～庄内川）

E団地：今次の台風にかんがみポンプ所施設の鉄筋化，動力のデイーゼル化，基礎かさ上げおよび排水路のしゆんせつ整備を行なう。なお，具体的内容は別表Bのとおりである。

c　土地改良区所管排水機（新川以西）

F団地：本地区は農業用排水施設であつて，所管は土地改良区に属するので，施設の鉄筋化，動力のデイーゼル化，基礎かさ上げ等機能の完備が望まれる。別表C参照。

排水施設整備計画表

A　水道局所管排水機

団地名	ポンプ所	現況		改良計画			摘要
		動力別台数(基)	排水能力(m³/時)	工事内容	排水能力(m³/時)	工費(千円)	
A	大同	ディーゼル 2 電動機 1	11,460	ポンプ所改築・強化 ポンプ 6台 発電施設	32,460	400,000	土木局所管を含めて 排水面積 209*ha* 計画排水量33,000m³/時
B	大江 水袋 呼続	ディーゼル 1 電動機 7	24,312	ポンプ所増強 ポンプ 8台 発電施設	62,712	800,000	排水面積 404*ha* 計画排水量 62,000m³/時
C	熱田東分場 山崎処理場 内浜・道徳・高辻	ディーゼル 2 電動機 23	92,103	ポンプ所増強 ポンプ 7台 発電施設	119,703	602,000	排水面積 1,200*ha* 計画排水量 119,000m³/時
D	千年 白鳥 露橋処理場	ディーゼル 1 電動機 12	34,465	ポンプ所増強・改築 ポンプ 17台 発電施設	120,145	1,225,000	土木局所管を含めて 排水面積 950*ha* 計画排水量 133,000m³/時
G	下之一色	電動機 3	8,520	ポンプ所改築 発電施設	8,520	36,000	排水面積 135*ha* 計画排水量 8,000m³/時
	計	ディーゼル 6 電動機 46	170,860		343,540	3,063,000	

B　土木局所管排水機

団地名	ポンプ所	現況		改良計画			摘要
		動力別台数(基)	排水能力(m³/時)	工事内容	排水能力(m³/時)	工費(千円)	
A	鳴尾	電動機 1	1,260	ポンプ所改築・強化 排水路整備(3,000m)	1,260	15,000	前表水道局所管 A 団地摘要欄参照
D	港栄・大正堀・辰巳	ディーゼル 1 電動機 6	12,912	ポンプ所改築・強化 排水路整備(6,500m)	12,912	40,000	前表水道局所管 D 団地摘要欄参照
E	荒子・明徳・本宮・宝神・永徳・中之島・前田	電動機 12	80,460	ポンプ所鉄筋化・ディーゼル化10 排水路整備(13,000m)	80,460	229,700	排水面積 2,439*ha* 計画排水量 79,000m³/時
	計	ディーゼル 1 電動機 19	94,632		94,632	284,700	

C　土地改良区所管排水機

団地名	ポンプ所	現況		改良計画			摘要
		動力別台数(基)	排水能力(m³/時)	工事内容	排水能力(m³/時)	工費(千円)	
F	協和第1・第2,西福田・茶屋新田・福田川・戸田川・藤高第1・第2・第3・東福田・茶屋後・小川	ディーゼル 1 電動機 17	92,632	ポンプ所改造 ディーゼル化	92,632	56,150	排水面積 2,224*ha* 計画排水量 90,800m³/時
	計	ディーゼル 1 電動機 17	92,632		92,632	56,150	排水面積 2,224*ha* 計画排水量 90,800m³/時

防災都市建設計画費総括表

名　　称	計　画　内　容	事業費（千円）	摘　　要
1　荒子川南部地盤のかさ上げ	荒子川南部土地区画整理事業区域を約1mかさ上げ	1,112,900	第1期施行区域682,000坪を N. P.（＋）1.3m までかさ上げ
2　災害危険区域の指定	南部低地帯の1部に第1種～第5種の危険区域を指定し，建築制限を行なう。	—	融資の措置が必要である。
3　避難施設	被災区域24学区についての集団避難施設	—	想定避難人口　98,550人 避難施設｛小学校／中学校／高校／その他｝等
4　公共建物の不燃化	諸活動の根拠地となる公共建築物の鉄筋化と集中化	—	区役所・消防署・土木出張所・水道業務所・下水管理事務所・清掃事務所・保健所等
5　街　　路	広路8号線の中央高架化 1・2・6号線の全面かさ上げ 1・3・18号線の新設	5,275,000	広8号（内田橋～千鳥橋）全幅16m高架化 1・2・6号｛1級国道1号線～梅ノ木線｝全幅N. P.（＋）2.0mまでかさ上げする。 1・3・18号｛1級国道1号線～名四国道｝同　　上
6　公　　園	南部主要公園のかさ上げおよび整備	40,000	大手・白鳥公園の全部，道徳・港北・宝生公園の一部をN. P.（＋）3.0m までかさ上げする。 稲永・松葉・呼続公園の整備
7　土地利用	空見町，荒子川沿線に工業専用地区を指定 広路7号線に防火地域を指定	—	工業専用地区……176.7*ha* 防火地域……1,700m
8　地盤沈下対策	工業用水拡張計画 3期にわたつて日量30万tを給水	2,109,200	第1期（堀川～中川運河）日量　6万t 第2期（中川運河以西）　〃　14万t 第3期（荒子川地区）　〃　10万t 堀川以東には県営愛知用水事業計画がある。
9　水　　道	市南部配水場の新設・増強	1,152,000	春日野配水場　1万t増強 南部（土古）配水場　3.8万t新設
10　排　　水	南部排水機場・排水機等施設の増強・整備	3,347,700	排水機18台（ディーゼル化10台，電動機38台）増強，排水機場18カ所鉄筋化，排水路整備19,500m
計		13,018,800	

第 2 章　名古屋港管理組合・愛知県および政府の復興・防災計画

今次台風災害の直接の原因となつたのは，海岸・河川の堤防と港湾護岸等の決壊であつた。しかし，市内におけるこれら重要施設の管轄はすべて政府（海岸堤防）・愛知県（河川堤防）・名古屋港管理組合（港湾護岸・岸壁）等であり，本市の防災計画は，これら第１線防災施設を除く内陸部に限られている。

このため，本市では被災直後設置された「名古屋市災害対策協議会」を通じ，各関係機関に対して次のように防災施設の増強・強化方陳情を行なつた。

① 高潮防波堤の早期・完全実施
② 高潮対策事業の早期・完全実施
③ 日光川防潮ひ門の早期・完全実施
④ 河川・海岸堤防の強化と堤防てんば（天端）幅２車線以上の確保
⑤ 貯木場の移転と移転完了までの間の流出防止措置
⑥ 治山・治水事業の推進
⑦ 南部地区鉄道の高架化

各機関とも災害復興計画の策定にあたつては，今次災害の実情，特に人命の損失の非常に大きかつた事実にかんがみ，その原因となつた諸要因を究明し，人命の安全ということを最重点として計画策定しているが，堤防護岸等防潮施設の復興については特に，特別措置法が施行され，伊勢湾に面する海岸またはこれと同等の効用を有する河川感潮部の堤防は伊勢湾高潮対策事業として復興することになり，一部は昭和34年度から着工，昭和35年度中に50%を，そして昭和38年度の台風期までに完了する目標をたて，着々と工事が進められている。

この高潮対策事業実施にあたつては，農林・運輸・建設３省をはじめ大蔵省・科学技術庁・経済企画庁および学識経験者等により「伊勢湾高潮対策協議会」が設けられ，慎重審議の結果，計画基本方針が示された。

すなわち，計画は，河川・海岸・港湾・漁港・干拓地・埋立地および道路等の諸計画を総合的に考慮し実施にあたつては２重投資とならぬよう調整を図る。潮位偏差および波浪は伊勢湾台風時のものをとり，これを上廻る条件に対しても被害を最小限度にとどめるようにする。その他てんば（天端）高・構造についても基本方針を明らかにしている。

高潮対策事業の一環として，知多郡知多町地先から鍋田干拓地先にかけての高潮防波堤が建設されることは，単に伊勢湾北部沿岸を高潮の脅威から保護するだけでなく，名古屋港の港湾機能を保全し，さらに臨海工業地帯の埋立造成の立地条件を高め，将来の発展が約束されることとなろう。

これら防災施設はできるだけ早期に建設が行なわれ，民心の安定が図られるとともに，水防体勢の確立と継続的な防災思想の啓発の行なわれる必要がある。

第 1 節　名古屋港管理組合の復興・防災計画

中京地区の海の玄関としての名古屋港は，中部経済圏の伸張とともにますますその重要度を加え，目ざましい発展に即応した港湾施設の拡充，東海製鉄用地の埋立造成準備等に全力を傾注しつつあつたやさき，今次伊勢湾台風により，名古屋港を中心としてじん大な被害を受けた。

今後，大名古屋港として飛躍的な発展を図るためには，このような災害を2度と繰り返すことのないよう，港湾機能を保持し，背後地の安全を確保せねばならない。このため，伊勢湾を横断する高潮防波堤を基幹として，内陸部への高潮浸入を阻止するために延長約20kmにおよぶ防潮壁を主として護岸線に築造する。このうち，堀川・新堀川については，従来どおり荷役出入の便を確保するため，堀川口港新橋付近に防潮ひ門を設ける計画がたてられ，昭和36年度から3カ年で築造するよう準備が急がれている。また，南部および西部臨海工業地帯の埋立ては，海岸堤防保護のためにも，これが推進を図らねばならない。貯木場については，人的損害をじん大にした直接の原因となつたため，近い将来に西部臨海工業地帯に木材港を建設し，市街地を離れて貯木場および木材関連工場地域を造成する計画である。(第6—7図参照)

1　高潮対策事業

名古屋港管理組合の施工する高潮対策事業には，防潮壁・防潮ひ門・木材整理場防波堤等がある。高潮防潮壁は背後地への高潮浸入を防ぐため，主として護岸線に築造し，その延長は約20kmに達するものである。

防潮壁設置にあたつては港頭地区の一部を除いているが，これは，港湾機能を阻害せぬためであつて，物揚場・岸壁は従来どおりの高さとし，壁外地区については上屋・倉庫等の施設を防潮構造として，これを補う。

防潮壁の構造は，すべてコンクリート造または鉄筋コンクリート造とし，在来護岸の前面あるいは背面にはりつけるもの，在来護岸線より10m程度後方に設置するもの（在来護岸の直後が道路である場合）および5m程度後方に設置するもの（物揚場等のある場合）の3種に大別され，一部を除いて壁背面を幅5m程度舗装し，背後の洗掘を防ぐ。てんば（天端）高は，直接外海に面した天白川河口より潮見橋間の南側の延長約1.8kmの部分についてはN.P.(+)6.5mとし，その他の内港部はN.P.(+)6.0mとする。以上，防潮壁は昭和34年度から着工してきたが，昭和35年度末において，その進ちよく率は約57%に達

第6—2図　高潮防潮壁主要箇所断面図

(1)　3　号　地（築三町）

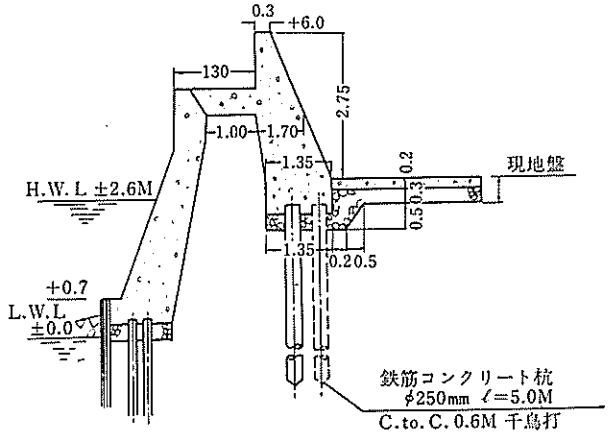

し，昭和38年度完成の予定である。主要箇所における断面は第6—2図に示すとおりである。

堀川口の防潮ひ門は，堀川・新堀川の護岸を従来より高くすることは，荷役出入り上，沿線利用木材関連業者の利益を著しく阻害するとともに，工事施工上多くの難点を有するので今までの護岸かさ上げ方式を再検討の結果，港新橋付近に防潮ひ門を設置して，高潮時において内水位最高 N.P.（+）3.0m 以内にとどめようとするものである。本計画は4基の逆潮ひ門と4基の通船水門，4基の放水水門および排水ポンプからなり，そのてんば（天端）高は防潮壁と同様N.P.(+)6.0 mとするが，事業費約10億円をもつて，昭和36年度から着工し，3カ年で完成するよう，現在準備が急がれている。

(2) 6 号 地（大江町）

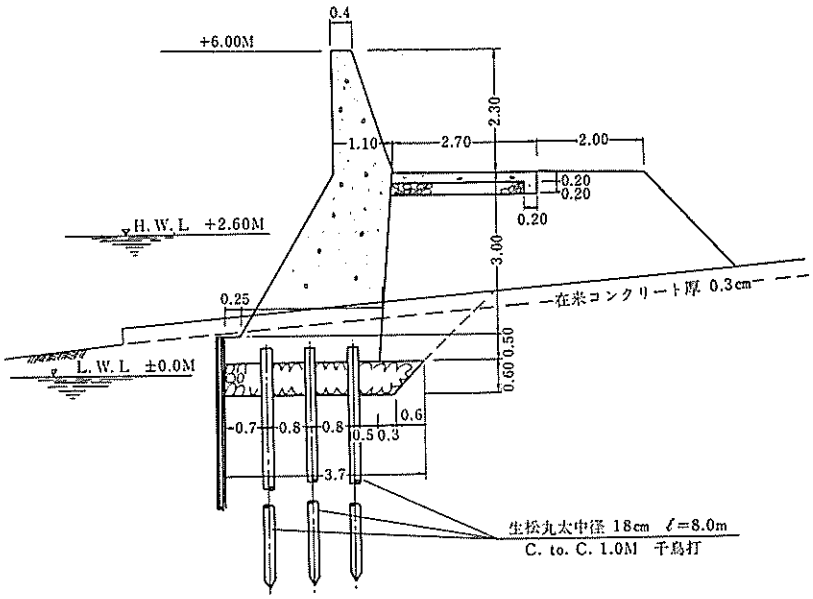

(3) 10 号 地（潮凪町）

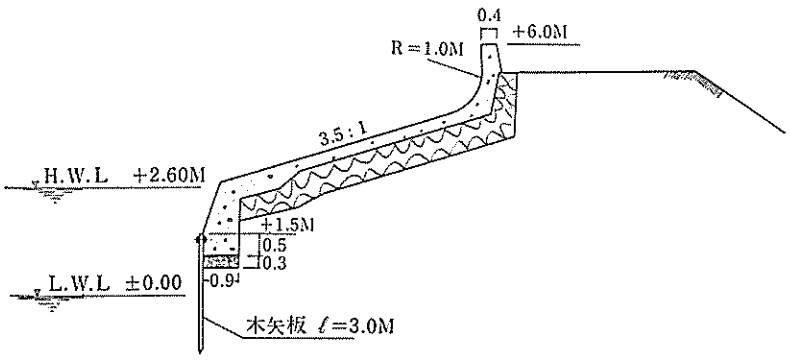

また，木材整理場防波堤は，西部臨海工業地帯に木材港が築造されるまでの間暫定的に，天白川河口南側に延長約1 km（てんば）天端高 N. P.(+)6.0mの防波堤を築造し，約20万坪の木材整理場を設けるもので，約2.8億円の事業費をもつて昭和36年度単年度で築造するものである。その標準断面は第6—3図に示すとおりである。

(4)　8号地貯木場南側防潮壁断面図

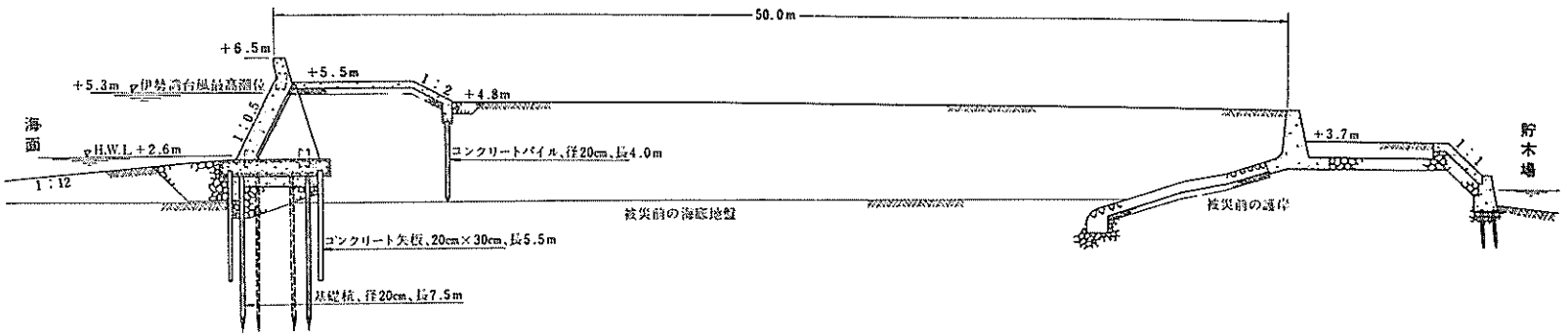

第6—3図　天白川河口木材整理所防波堤断面図

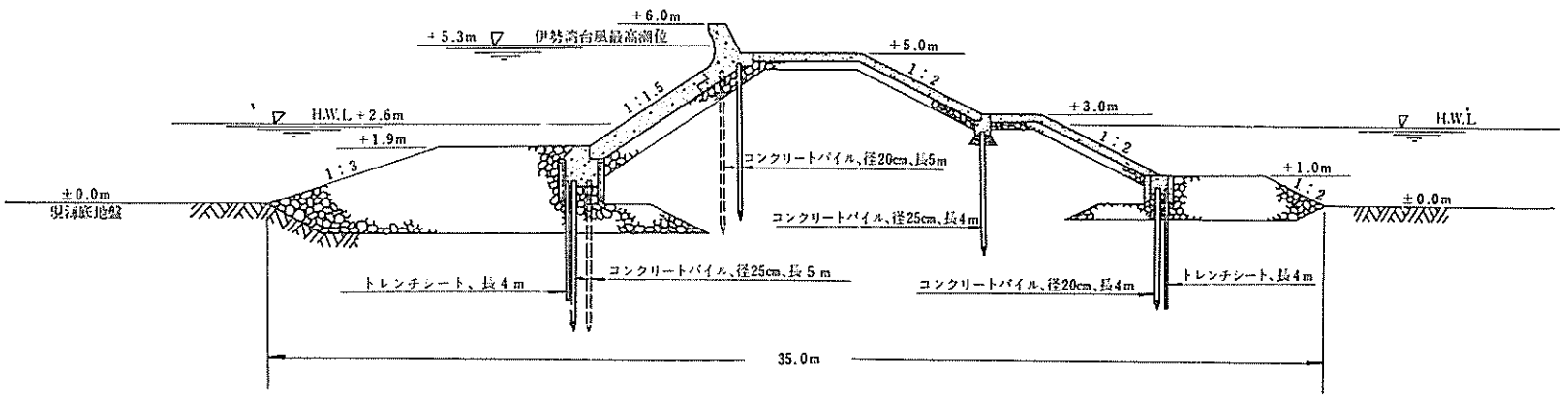

第6—1表　　名古屋港管理組合施行高潮対策事業

事業名	全体事業(34～38) 事業量(m)	全体事業(34～38) 事業費(千円)	昭和34年度(千円)	昭和35年度(千円)	昭和36年度～昭和38年度(千円)	摘要
防潮壁	19,167	1,362,398	150,000	623,466	588,932	8号地貯木場流出防止さく約1kmを含む。てんば(天端)高 N.P.(+)6.5m～(+)6.0m
防潮ひ門		1,000,000	—	—	1,000,000	堀川口逆潮ひ門　N.P.(+)6.0m
木材整理場防波堤	920	277,000	—	—	277,000	天白川河口木材整理場　N.P.(+)6.0m
計	20,087	2,639,398	150,000	623,466	1,865,932	

2　木材港建設計画

市東南部地域において，特に数多くの人命と財産を奪い，被害を大きくしたのは，港頭地区貯木場および運河沿線に係留されていた多数の巨大な木材群が，浸入した高潮に乗り，堤防を破壊して，市街部に奔流したためであつた。

一方，本港周辺の木材企業は，その大部分が市の中心部堀川沿岸にあり，近年のめざましい木材工業の発展に対し，拡張の余地を欠くにいたり，船舶の航行にも障害をきたしている。このため，都市計画的な木材工業港の建設が必要となつてきたが，今次伊勢湾台風によつて再認識されるにいたり，業者による名古屋木材街建設促進協議会の設立等により，その自主的気運が高まつてきた。

以上の情勢に呼応して西部臨海工業地帯の西2区地域に合理的な施設配置計画のもとに一大木材港および木材街を建設することとなり，近年中に一部工事着工が予定されている。

また，木材港の完成には相当長期間を要するものと思われるので，これら諸施設が完成するまでの間は，暫定的に南部臨海工業地帯埋立て予定地の第1区北側，天白川河口に約20万坪の木材整理場を建設し，内陸部貯木場は貯木管理等に万全の防災処置を講ずる。もちろん，木材港完成の暁は，既設内陸部貯木場および木材整理場は全廃する計画である。

3　港湾施設計画

名古屋港は急速な発展の途上にあり，今次災害復興にあたつて，船舶の停泊，荷役等港湾としての性格上，その機能を確保するため，物揚場・ふ頭・岸壁等をかさ上げすることは不利益であるので，これら施設は従来どおりの高さにとどめ，内陸部への高潮は前記防潮壁で防止する。このため，防潮壁外に位置する倉庫・上屋等は防潮構造をもつて体質の改善を図り，施設を強化する。また，防潮壁と鉄道が交差する箇所には立切り門ぴを設ける等防災施設の完備を図る。

4　臨海工業地帯埋立て造成計画

臨海工業地帯の埋立て造成計画により，名古屋港を商業港としてのみでなく，その周辺を一大工業地帯として育成することによつて，工業港としてもその飛躍的発展が約束されている。本計画は，南部・西部臨海工業地帯とも約500万坪，合計約1,000万坪を埋立て造成するものであり，このうち，南部臨海工業地帯は，昭和35年4月の第2区東海製鉄用地の埋立て工事をさきがけとして着々と実現されつつある。これら埋立て造成計画は今次災害復興にあたつても，基本的にはなんら変更の必要はなく，むしろ，既定計画を推進することによつて背後地の保全が確保できる。

すなわち埋立て造成地盤高は従来どおりN.P.(+)4.8mを基準とし，特別の必要がある場合は，工

場敷地部分のかさ上げないしは機械類のかさ上げ等防潮措置を講ずる。また，名古屋南部地域，特に上野町・横須賀町地域はすみやかに埋立てを行なうことによつて，高潮および波浪エネルギーの減殺を図り，当該海岸堤防は，原則として旧来の高さにとどめ，施設への2重投資を避けるものとする。

第6—2表　　南部臨海工業地帯埋立て造成計画

年度 / 工区	34	35	36	37	38	39	40	計
	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪
第1工区	—	220,000	200,000	175,000	175,000	207,000	—	977,000
第2工区	60,000	350,000	340,000	300,000	275,000	—	(池800,000)	(池800,000) 1,325,000
第3工区	—	50,000	140,000	290,000	300,000	370,000	337,000	1,487,000
第4工区	—	—	80,000	100,000	100,000	167,000	—	447,000
計	60,000	620,000	760,000	865,000	850,000	744,000	(池800,000) 1,137,000	(池800,000) 5,036,000

第6—3表　　西部臨海工業地帯埋立て造成計画

工　区	13号地 (11号地先拡張)	西1工区	西2工区	西3工区	西4工区	西5工区	計
面　積(坪)	160,000	360,000	1,300,000	900,000	1,200,000	1,610,000	5,170,000

第 2 節　愛知県の復興・防災計画

愛知県では，さきに中京地域の産業・文化・行政等の総合振興計画として愛知県地方計画協議会による愛知県地方計画を策定したが，伊勢湾台風による被災後，この地方計画を防災的見地から再検討し，本格的な復興と今後の防災対策の万全を期することとされた。

このため，県においては中央，地元各界の権威者ならびに関係各行政機関の協力を得て，昭和34年12月愛知県災害復興計画委員会を設置し，その後鋭意審議を進め昭和35年3月28日「愛知県災害復興計画」を策定した。

この計画は，県土計画・水政交通計画・商工計画・農林農地計画・文教厚生計画・財政金融計画に分かれているが，この基本計画に基づいてその後策定された事業計画のうち主要な計画についてみれば，以下のとおりである。

名古屋市内における愛知県の復興事業計画は高潮対策事業として各河川堤防復興と治山・治水事業および愛知用水を水源とする港東地区への工業用水計画があるが，この復興事業計画は，台風によるもののほか，さらに将来，発生のおそれのある地震・地盤沈下等の災害に対し，万全を期せんとするものである。（第6—7図参照）

1　高潮対策事業

愛知県の施行する名古屋市域内の高潮対策事業には，適用河川2，準用河川4の計6河川の堤防復興がある。高潮対策事業計画策定にあたつては，関係各省協議による基本方針に従い計画されている。その構造は，地形あるいは背後地の立地条件等により当然異なるが，できるだけ統一を図り，統一できない場合においても，その接続点が構造上の弱点とならぬよう留意し，堤体てんば（天端）および

裏側傾斜面は，必ずコンクリート等の被覆工を施して傾斜面保護を図る。また，越波のおそれのある場所には，特に傾斜面の洗掘防止の措置を講ずるとともに，被覆工内には，すきまを生じないよう，そして波返しが構造上の弱点とならぬよう設計・施工上その強化策を講ずる。

堤防てんば（天端）高は，背後地の現況，港湾・漁港等の施設機能保持および高潮防波堤の高潮・波浪エネルギー減殺効果等を考慮し，感潮区域の河川堤防は，原則として海岸堤防と同一高さとし，上流に行くにしたがつて漸次逓減する。すなわち，直接外海に面する南陽海岸（建設省直轄工事）と日光川防潮ひ門および庄内川・新川の波浪の影響を直接受ける各河口から1kmまではN.P.(+)7.6mとし，上流に向かつて次第に低くなり，河口から2.8kmの地点以北はN.P.(+)6.4mとする。天白川は，河口部から名鉄常滑線までを8号地貯木場南防潮壁と同様N.P.(+)6.5mとし，その上流はN.P.(+)6.4mとする。山崎川・大江川は，港頭部防潮壁と同様N.P.(+)6.0mとする。ただし，日光川については，防潮ひ門による内水位の低下を加味して原形復旧にとどめN.P.(+)5.6m～(+)7.0mとする。

本事業は，昭和34年度から昭和38年度までの5カ年計画であつて，名古屋市に影響のある6河川の全体計画は，工事施工延長約52km，事業費約83億円にのぼり，その内訳は第6—4表のとおりであり，主要箇所の堤防の構造は第6—4図のとおりである。

ただし，日光川防潮ひ門については，愛知県において昭和30年度から工事を実施してきたが，昭和34年度の一部まで中小河川改修事業として約16%施行し，残事業を高潮対策事業に切り変えると同時に建設省に委託されて工事が進められている。

第6—4図　河川堤防主要箇所標準断面図

(1) 新川河口部

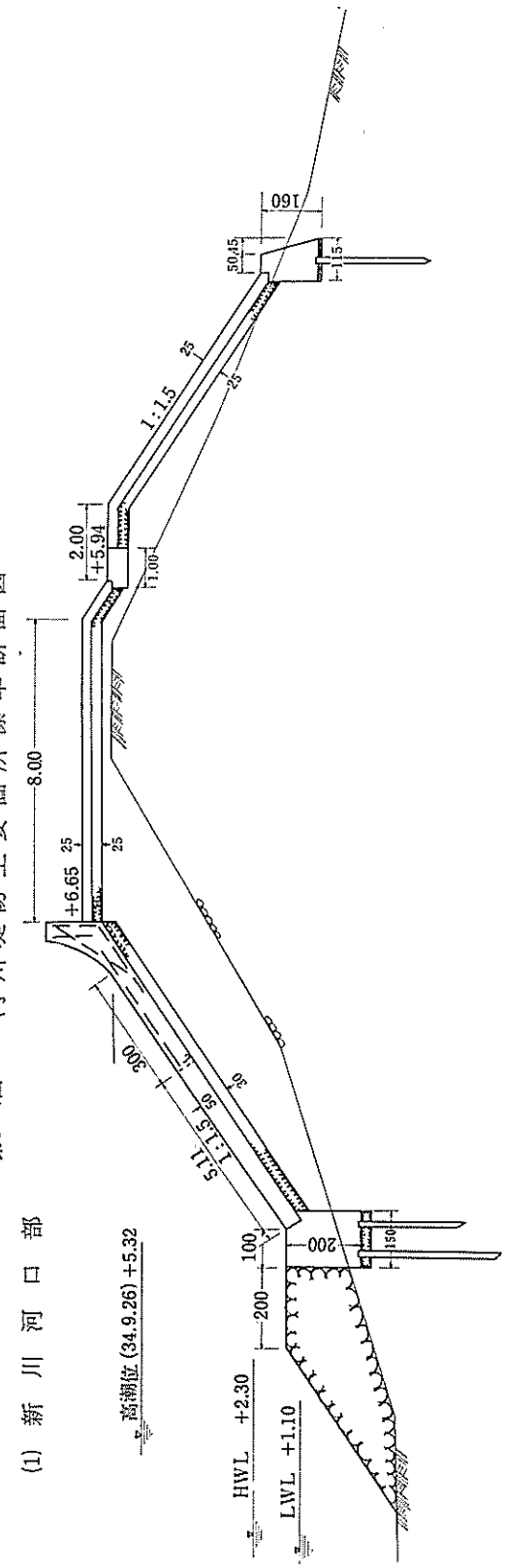

(2) 新 川 上 流 部

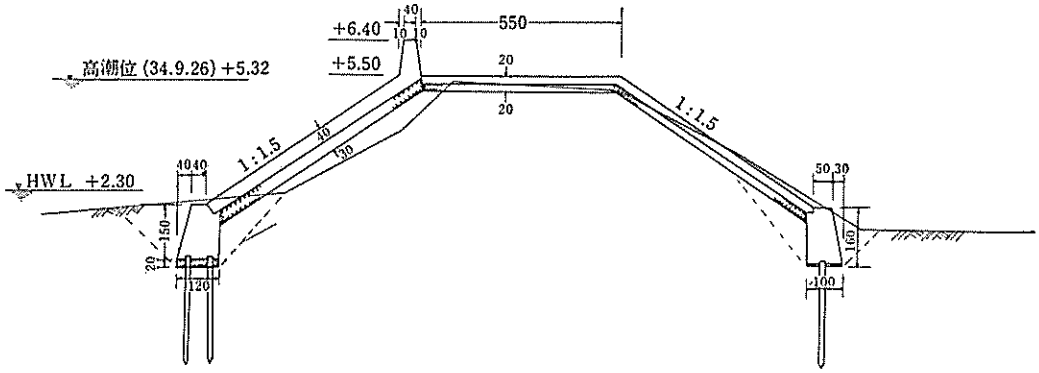

(3) 山 崎 川

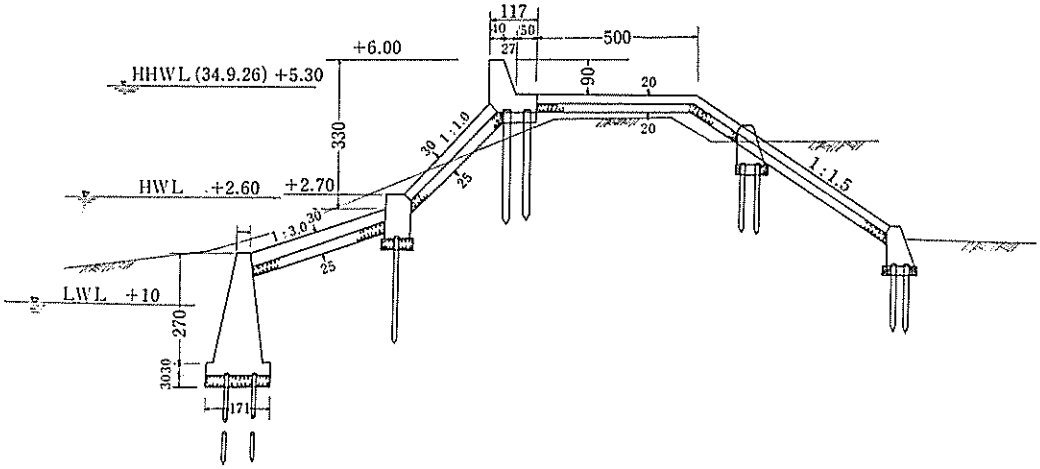

第6—4表 愛知県施行伊勢湾台風高潮対策事業

河川名	全体計画 (34～38) 事業量 (m)	全体計画 (34～38) 事業費 (千円)	昭和34年度 (千円)	昭和35年度 (千円)	昭和36年度～昭和38年度 (千円)	進ちよく率 (%)	摘要
日光川	14,984	1,907,240	936,753	686,770	283,717	85	
新川	9,502	1,338,438	253,260	602,000	483,178	64	
庄内川	8,854	1,297,870	173,675	469,000	655,195	50	
山崎川	7,709	903,496	141,131	260,000	502,365	44	
大江川	4,794	596,160	129,928	120,000	346,232	42	
天白川	6,007	750,326	9,315	220,000	521,011	31	
計	51,850	6,793,530	1,644,062	2,357,770	2,791,698	59	

2 治山・治水対策

治山・治水対策については，上流山地の森林の整備を図り，有害土砂の生産流出を抑止するとともに水源のかん養を図るため，治山・砂防ならびに一般造林事業を，荒廃地および危険地帯に対して，

治山および砂防５カ年計画および新規荒廃地復旧事業を，そして中・下流部において，中小ならびに小規模河川改修工事等を実施してきた。しかし，今次災害にかんがみ，昭和35年３月成立をみた治山・治水緊急措置法により，森林法に基づく治山事業，砂防法に基づく砂防事業，河川法に基づく河川事業を昭和35年度を初年度とする新５カ年事業として緊急実施することとなつた。

名古屋市内の流出河川には新川・庄内川・天白川の３河川があり，各河川水系における新５カ年事業は第6—5表・第6—6表のとおりである。

第6—5表　　治山事業新５カ年計画

河川名	全体事業（35～39）		昭和35年度		摘要
	事業量（ha）	事業費（千円）	事業量（ha）	事業費（千円）	
庄内川	482.5	191,820	99.2	34,030	植栽およびえん堤築造
天白川	57.1	13,200	4.5	1,480	〃
計	539.6	205,020	103.7	35,510	

第6—6表　　砂防事業新５カ年計画

河川水系名	全体計画事業費（35～39）（千円）	昭和35年度事業費（千円）	摘要
新川水系	120,500	5,900	渓流数10，えん堤15基，流路工5.5km
庄内川水系	510,000	33,500	渓流数59，えん堤42基，床固４基，流路工18.1km
天白川水系	92,500	3,100	渓流数10，えん堤６基，床固２基，流路工2.6km
計	723,000	42,500	

3　県営工業用水道建設事業

名古屋市の地盤沈下現象は，東京・大阪・尼崎・新潟等にみられるように顕著ではないが，被害のじん大であつた市南部および西部地域については，近年工場群の集中と産業規模の拡大により，地下水汲上げ量が急増してきたため，地下水位が著しく低下し，厚密沈下の原因となつている。

このため，名古屋市は庄内用水路を利用して市南部堀川以西地域の工場へ日量６万ｔ，愛知県は愛知用水幹線から市南部堀川以東地域の工場へ日量8.6万ｔの工業用水を供給するため，それぞれ昭和33年度から第１期事業に着手し，昭和35年度に完成した。うち，名古屋市は昭和36年２月から給水を開始したが，愛知県では，愛知用水の通水をまつて昭和36年７月から供給開始する予定である。

なお，昭和35年５月南区・港区の東海道線以西・中川運河以東の地域が，工業用水法の指定地域となり，地下水利用が制限された。

愛知県では引き続き，主として名古屋南部臨海工業地帯に建設される東海製鉄および関連工場に工業用水を供給するため，昭和36年度より昭和38年度までの３カ年事業として第２期工事に着手するが，同計画給水量日量25.9万ｔのうち，市南部地域に対して日量約４万ｔの増強を図る予定である。

第6—7表　　県営工業用水道建設第２期事業計画

年度	36	37	38	計	摘要
事業費（千円）	406,500	1,837,600	1,898,698	4,142,798	計画給水量　日量25.9万ｔ うち本市内　日量約４万ｔ

第 3 節　政府の復興・防災計画

名古屋市内において政府が直轄工事として行なう防災施設は，建設省所管にかかる南陽海岸の延長約 1.2km および日光川防潮ひ門があるが，災害時の輸送路確保のため再検討を行なつた結果一部かさ上げすることとなつた。名四国道もその一部と考えられる。また，各省協議の結果，その実現をみるにいたつた高潮防波堤は，運輸省直轄工事として，昭和35年度から基礎調査が行なわれており，本計画によつて高潮および波浪を約1.3m程度減殺可能となる。このため同防波堤内に包含される防災施設は，二重投資を避けるため，一部において当初計画より高さが減じられたが，諸施設の基本となるので，絶対に破堤しない堅固な構造とし，早期完成を期待することとされている。(第6—7図参照)

1　高潮対策事業

建設省直轄工事として施行されている南陽海岸は，直接外海に面した位置にあり，てんば（天端高）は当初N.P.(+)8.9mとして考えられたが，その後運輸省における高潮防波堤の模型実験の結果から，その効果を加味して最終的に N.P.(+) 7.6m と決定された。堤体構造は第6—5図に示すとおりであつて，てんば（天端）幅は水防活動に支障のないよう5.5m（自動車２車線）をとり，被覆工も前面において0.5m，うらのり（裏法）・てんば（天端）に 0.25mを考慮し，越波による衝撃作用および飛まつ落下による浸食に対しても留意されている。

なお，本計画策定にあたつての基本方針は愛知県の行なう河川堤防と同様であるが，防波堤が全体的に寸断されたため半壊部が多くなつており，早期に原形の高さまで立ち上げる必要があること，また経済的な施行を図るため残存部分を極力利用すること，局部的にこうばいを変えるとそのこうばい変換部が弱点となること，ゆるやかなこうばいほど波圧を軽減できること等の理由により原形の３割こうばいを基準として施行する。

本事業は昭和38年度完成を目途に工事が急がれているが，昭和35年度末においてすでにその進ちよく率は約84%に達している。

第6—8表　　建設省直轄高潮対策事業

海岸名	全体事業（34～38）		昭和34年度（千円）	昭和35年度（千円）	昭和36年度～昭和38年度（千円）	進ちよく率(%)
	事業量（m）	事業費（千円）				
南陽海岸	1,165	575,798	283,792	200,000	92,006	48

第6—5図　　南陽海岸標準断面図

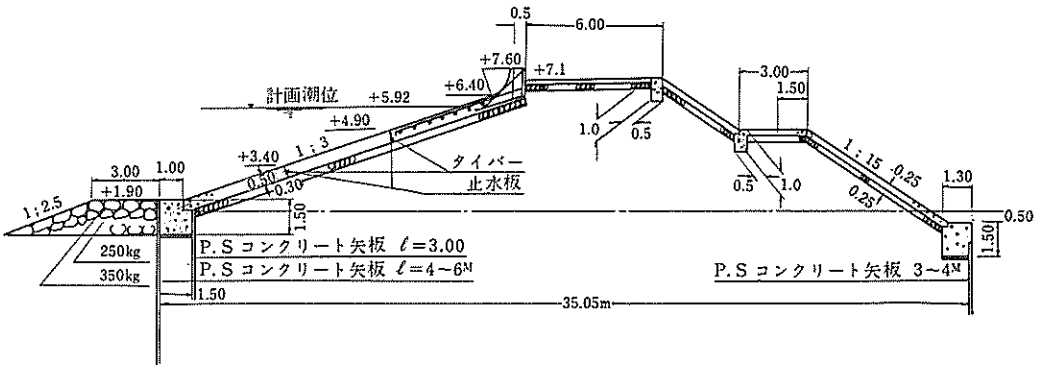

2 日光川防潮ひ門

日光川は，背後に広大な濃尾平野を控える緩流・感潮河川であり，農業用排水幹線であるとともに工場廃液の排水路ともなつている。本計画は，この日光川河口に逆潮ひ門を設けて内水位を低下させることにより，流域南部沿岸低湿地帯の乾田化と，高潮によるたん水・冠水の被害をなくして，濃尾の穀倉を守り，かつ，土地利用の高度化を図るものである。

本工事は，昭和30年度から愛知県において着手され，中小河川改修事業として工事が進められてきたが，今次災害後再検討を行ない，新たに昭和34年度の一部から高潮対策事業として，建設省中部地方建設局に委託され，昭和37年度完成を目途に工事が進められつつあり，昭和35年度末において，その進ちよく率は約60%となつている。

第6—9表　　日光川防潮ひ門建設事業

施行年度	工事費（千円）	摘要
30 ～ 33	188,713	中小河川改修事業
34	135,123	内訳：中小河川改修工事86,605千円，高潮対策事業48,518千円
35	792,230	高潮対策事業
36	584,819	〃
37	40,656	〃
計	1,741,541	

3 高潮防波堤

今次災害のじん大であつた伊勢湾北部沿岸の堤防・護岸等の強化はもとより，さらに大局的立場から，伊勢湾北部を全体的に保護し，近時の名古屋港を中心とする中京地区の発展およびその将来性を考慮して知多半島から鍋田干拓地にかけて大防波堤建設計画がたてられた。すなわち，発展途上にある名古屋港を中心に，一時的とはいえ打撃を受けたこの苦い経験を2度と繰り返すことのないよう運輸省では，多角的に調査を行なつてきたが，高潮と波浪による被害を同時に防ぐには海岸堤防・港湾防潮壁のみでなく，本防波堤により，2重に防ぐことが最も効果的であり臨海工業地帯埋立て造成等将来の発展性を加味した得策であるとの結論に達した。

本計画は，内陸部・沿岸部における一連の防災計画の基本となるもので，背後の堤防・防潮壁・岸壁等防波堤内に包含される施設はある程度必要な高さを減ずることができ，これによつて接岸荷役の不便が緩和されるなど，港湾施設と一体不可分のものである。

防波堤は第6—7図に示すとおり，知多郡知多町地先から鍋田干拓地西南部にかけての延長8,250 mにわたり築造される。本航路のための港口は幅員350 mとし，西方に副港口を設ける。主要部分の断面構造は第6—6図のとおり鉄筋コンクリートかんを海中に沈めて並べるかん塊堤式であり，その高さはN. P.（＋）6.5m～7.5mとする。また，建設に必要な工費は85.5億円で昭和38年の台風期前完成を目途に現在基礎調査が進められている。

第6—6図　　高潮防波堤主要部分標準断面図

(1) 中 央 部 地 区

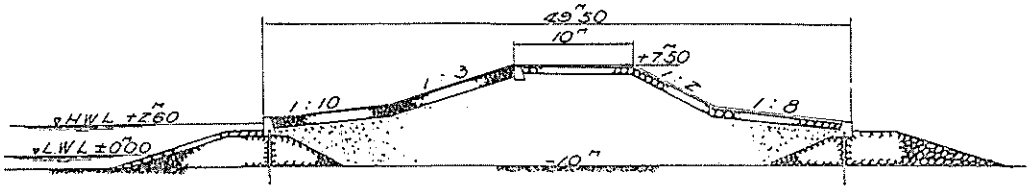

(2) 鍋 田 側 地 区

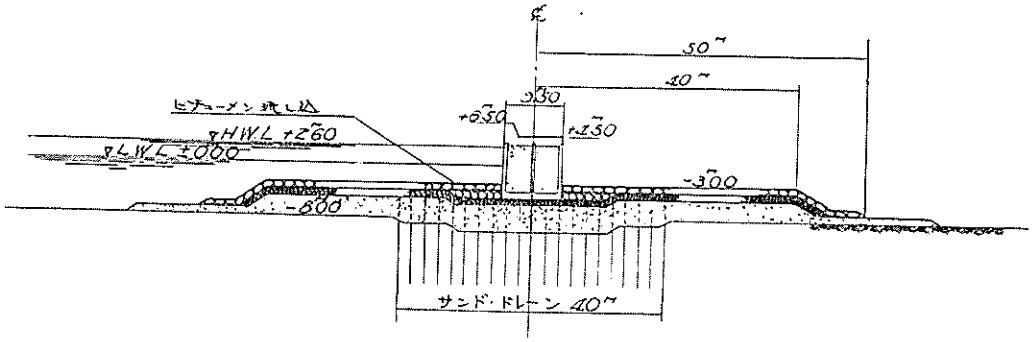

4 名 四 国 道

名古屋港と四日市港とを直結し，１級国道１号線の側路として計画された名四国道は，昭和33年度着工され，昭和39年度完成を目途に工事が進められてきたが，被災後再検討を行なつた結果，浸水時の輸送路確保のため，既決定路線経路はそのままとし，港新橋から中川運河までの区間は高架構造，中川運河以西は路面高を N.P.(＋)2.2mに保ち（名古屋港平均満潮位 N. P.(＋) 2.6m)，満潮時においても自動車の通行ができるようにすることとされた。

第6—7図　　名古屋港管理組合・県・国の復興・防災計画図

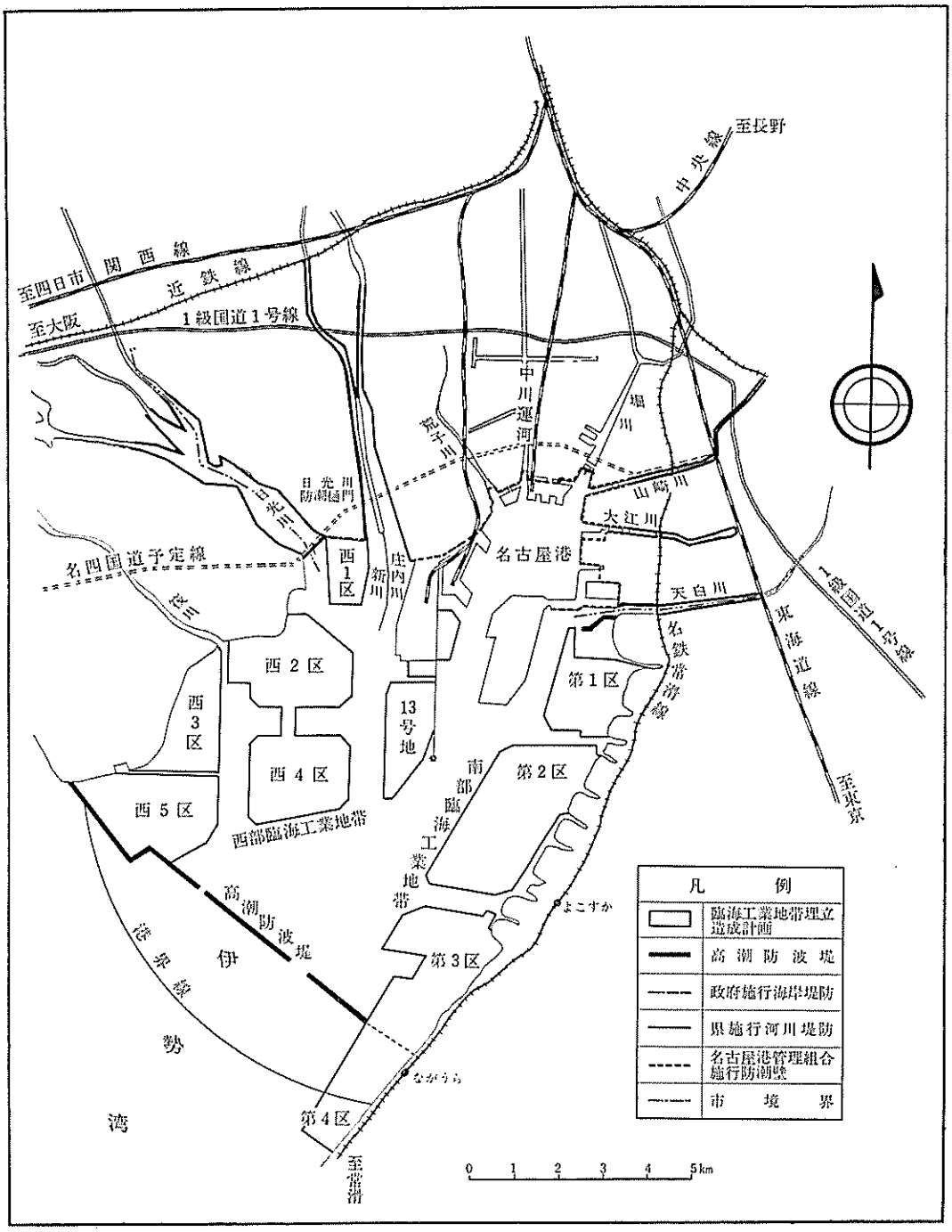

余　　録

1 災　害　日　誌

9　月

22日（火）

△9月21日マリアナ群島の東にあつた弱い熱帯性低気圧は急速に発達，午前9時台風15号となる。午後3時にはサイパン島の北東約150km，北緯16°50′，東経146°35′の海上にあつて，中心気圧970mb，中心付近の最大風速30㍍を示しつつ北西に進む。

23日（水）

△台風15号は急速に発達し，午前9時には920mbの大型台風となる。硫黄島の南南東約800km，北緯17°40′，東経144°の海上にあつて毎時20kmの速さで西北西に進む。

24日（木）

△台風15号はさらに発達しながら北西に進み，午前0時には硫黄島の南500km，北緯20°6′，東経141°6′の海上に達し，中心気圧895mb，中心付近の最大風速75㍍以上という超大型台風となる。

25日（金）

△台風15号は正午には潮岬南方約950km，北緯24°40′，東経130°の海上に達し，毎時26kmの速度で北西ないし北北西に進む。中心気圧905mb，中心付近の最大風速60㍍，半径400km以内の東側と300km以内の西側では25㍍以上の暴風雨となる。

△気象庁は関係官庁・報道関係者等を招き，台風15号の説明会を開催し，万全の警戒を要請。

△午後5時，愛知県地方に大雨注意報発令。

26日（土）

△午前7時20分，愛知県に風雨注意報発令。

△午前10時，名古屋地方気象台は災害対策官公庁・報道関係者を招き台風15号の説明会を開催，警戒・報道の万全を要請。

△午前11時，市は杉戸助役室に水防本部を設置。万一に備え乾パン30,000食，米10,000kgを確保。

△午前11時15分，愛知県地方に暴風雨警報・高潮警報・波浪警報発令。

△正午，台風は紀伊半島の南南西約300km，北緯30°50′，東経134°35′の海上を毎時35kmの速度で北に進む。中心気圧920mb，中心付近の最大風速60㍍。

△午後6時15分，愛知県地方に洪水警報発令。名鉄局管内の東海道本線・近鉄・名鉄ともこのころ運転休止ないし不通。

△台風15号は午後6時すぎ潮岬西方約15kmの地点に上陸。上陸時の中心気圧927.5mb，瞬間最大風速48.5㍍を記録。このころ紀伊半島・四国東部および東海地方一帯は30㍍内外，北陸・近畿北部・中国・九州北部は15㍍～25㍍の暴風雨。

△午後7時ごろ，暴風雨圏内に入つた市内はほとんど停電。市電・市バスも完全にまひ。

△台風は午後7時奈良・和歌山の県境，8時奈良県中部，9時鈴鹿峠付近，10時揖斐川上流に達した。この間名古屋においては平均最大風速37.0㍍，瞬間最大風速45.7㍍を記録し，名古屋港一帯は5.31mのみぞうの高潮が襲来，天白川・大江川・庄内川・新川・日光川・福田川の堤防も決壊し，市南部一帯に浸水，空前の大被害発生。

△午後9時，市は水防本部を吸収した名古屋市災害対策本部を設置，救助用ボートの借上げ等救助活動を開始。

△26日夜から27日朝にかけ，守山駐とん自衛隊は市内の災害救助に出動。

27日（日）

△愛知県は午前1時，名古屋市南・港両区，半田・蒲郡両市に，2時30分には熱田・瑞穂・中川区に災害救助法を発動。

△午前2時，市災害対策本部はラジオを通じて市民に対し「台風15号は本市にじん大な損害を与えた。市はあらゆる方途を講じ，すみやかな救助と復旧に全力を尽す覚悟である。市民各位も格別の協力をお願いする。」と声明

発表。
△午前5時，愛知県地方の暴風雨警報は強風注意報に切り換えられ，高潮警報は解除。
△午前9時，愛知県地方の波浪警報は解除。名古屋市は幹部会を開き，緊急救援・復旧対策を協議。
△午後0時15分，市電栄町～星ケ丘間開通。
△午後5時までに中区を除く全市に災害救助法発動。市は被災者への食糧・飲料水・生活必需品の補給開始。また，避難所96カ所を開設し，被災者73,000人を収容。警察官・消防職員・自衛隊による遺体収容開始。
△愛知県警は，暴利取締令を発動。食料品・生活必需品の買占め禁止を指令。

28日（月）
△開催中の愛知県会は，災害対策として9億4千万円の支出を決定。
△東海道線・名鉄電車など動き始める。関西線・近鉄は，全く復旧の見通したたず。
△午前10時45分，市議会議員総会を開催。災害報告ののち全議員で組織する水害対策常任委員会設置。政府・国会へ働きかけを開始。
△愛知県議会も，台風災害対策特別委員会設置。
△市は台風により死者を生じた世帯に1万円，死者1人に香典1万円を贈ることを決定。
△社会党は幹部会を開き，社会党愛知県連事務所に現地災害対策本部の設置を決定。
△自由民主党災害対策特別委員会は，15号台風緊急対策について協議，地方公共団体へのつなぎ融資および交付金の繰上げ支給，復旧用建設資材の輸送等の措置を決定。
△政府は首相官邸で緊急中央災害救助対策協議会を開き，台風15号の復旧対策を協議，早期補正予算の計上を決定。
△小林市長，ヘリコプターで南部被災地の状況を視察。
△市は午後4時30分緊急幹部会を開き，遺体の連刻収容，被災者の保護等につき協議。市職員はこの日以降平常業務を中止して救援活動に専念。
△市信用保証協会は被災中小企業に特別融資を開始。
△市内で赤痢患者6人発生，その後も続発。

29日（火）
△政府は閣議で内閣に災害復旧対策協議会の設置を決定するとともに，中部日本災害対策本部を名古屋市に置き，本部長に益谷副総理，本部長代理に石原自治庁長官をあてることを決定。
△名古屋国税局は，家屋・家財の損失者に税の払戻し・徴収猶予を行なう方針を決定。
△市内死亡者の確認1,058人に達す。（全県下でこの日までに死者行方不明2,800余人）
△市内堤防の復旧について県・市・名港管理組合の3者が工事分担を決め，ただちに仮締切り工事に着手。
△自衛隊本格的出動開始。航空自衛隊がC46輸送機等を動員，物資の大量空輸を開始。また，自衛隊ヘリコプター2機が名古屋市専属となり，救援物資輸送に活躍を開始。
△村上建設大臣・大野自民党副総裁ら相次いで来名，市内はじめ災害地を視察。
△市は防衛庁へ破傷風の血清輸送を要請，同日中に3,000人分空輸到着。
△毛布・上敷・ふとんの支給開始。死者の弔慰金（1万円）および葬祭料（1万円）の支給も始まる。
△富田町に仮給水工事開始。

30日（水）
△中部日本災害対策本部が愛知県庁内に開設され，石原本部長代理着任。この朝，災害対策協議会を開き，桑原愛知県知事・小林名古屋市長・深津半田市長等被災地代表が現地の窮状を訴えた。この日，中部日本災害対策本部は堤防の仮締切り，集団避難等の対策を決定。
△気象庁は台風15号を「伊勢湾台風」と命名。
△米空母救援のため名古屋港へ到着。
△天皇・皇后両陛下から被災県に見舞金。
△横浜市から救援用ボート100隻到着。
△長期たん水地区救援のため，市役所各局に応援担当学区を割り当て。
△名古屋駅観光案内所に被災地来訪者に対する相談所開設。
△南陽町にビールびんによる給水開始。
△自衛隊，9号地にいたる道路啓開作業開始。
△愛知県は台風15号被災者の県税の減免・徴収猶予措置を決定。
△ロサンゼルスのボールソン市長から小林名古屋市長に見舞電報。
△南部浸水地区を除いて市電・市バスほとんど開通。

10　月

1日（木）

△名古屋市は中部日本災害対策本部に対し住宅復旧などを緊急要請。

△市は災害対策住宅資金貸付け業務開始。各区役所にも相談所開設。

△農林省は，愛知・三重・岐阜3県に10月分として内地米5日分の特配を発表。被災者にはそのほか準内地米3日分を特配。

△防衛庁は中部地区災害派遣隊統合本部を第10混成団本部に設置。本部長に陸上幕僚監部幕僚副長大森陸将を任命。

△たき出し費1日75円に引き上げられる。

△ロサンゼルス市代表団一行（団長ロイド・A・メンベツク港湾委員長）慰問・激励のため来名。

△東京・横浜・大阪・神戸などから応援消防隊到着。

△名古屋城完工式を簡素に挙行。

2日（金）

△中部日本災害対策本部は愛知・三重・岐阜3県下被災市町村長会議を開催，現地の事情を聴取，名古屋市は早期潮止めを要請。

△名古屋営林局は名古屋営林局災害対策協力本部を設置，国有林材の緊急輸送等を決定。

△名古屋市会水害対策実行常任委員会は地元衆参両院議員等を招き，災害対策協力を要請。

△雨と大潮で被災地帯増水。

△救援中の米軍ヘリコプター墜落。

△福田農相・池田通産相ら災害地視察のため相次いで来名。

△益谷中部日本災害対策本部長着任。

△社会党は災害対策のための臨時国会の早期開会を政府・自民党に申入れ。

△ロサンゼルスのボールソン市長から日赤を通じ小林名古屋市長に物資救援の申出があり，市は建築資材などの救援を要請。

△市幹部会は南陽地区の集団疎開，り災証明書の早期発行対策等を決定。

△市は災害救助法発動期間の延長を申請。

△市の上水道ほぼ復旧。

3日（土）

△港区南陽町の集団避難開始。

△岸首相災害地視察のため来名，愛知県庁で記者会見を行ない，臨時国会の早期開会，災害特別立法措置など災害対策に万全を期すると語る。

△名古屋市内の死者1,489人に達す。

△益谷中部日本災害対策本部長，名古屋港一帯の惨状を視察。

△桑原愛知県知事等は災害救助法のわくの拡大等について岸首相に要望。

△名古屋市会大西・中杉正・副議長は市内選出県会議員を招き，災害対策に協力を要請，県・市会の連絡のため，各6人の連絡員を置くこととした。

△市は被災者のため市電・市バスの非常乗車証50,000枚を発行。

△警視庁・千葉・神奈川県警から応援パトロールカー20両到着。

△キヤツスルハイツに臨時患者収容所開設。

△南陽町に仮給水工事開始。

△中川運河・堀川の締切り完了。

△台風16号ルソン島東方に発生。

4日（日）

△急施名古屋市会開会。現金の一時借入れなど災害応急対策関係議案5件を可決，また，「伊勢湾台風の災害復旧に関する決議案」および「伊勢湾台風による大災害の善後措置に関する意見書提出の件」を可決，閉会。

△皇太子殿下第1こだまで御来名，愛知県庁で桑原愛知県知事から災害状況を御聴取ののち，名城小学校分校に収容中の被災児童を御慰問。

△庄内川左岸堤防締切りにサンドポンプ船東海丸が活動開始。

△南区浸水地区の自宅居住者に対する避難説得始まる。

△大阪市からふん尿汲取り運搬応援車11両到着。また，神戸市からも5両到着。

5日（月）

△皇太子殿下ヘリコプターで被災地を御視察。

△自民党は，川島幹事長・福永国会対策委員長らが会合，伊勢湾台風の緊急対策につき党側の要望事項をまとめる。

△名古屋地方検察庁，災害泥棒や暴力行為に厳罰で臨むと発表。

△大蔵省は，伊勢湾台風被災者に対する税の減免，国民・中小企業両金融公庫の災害融資に特別低利適用などの特別措置を決定。

△武豊線復旧開通。

△天白川の仮締切り成功。
△中川区富田町からも集団避難開始。
△市幹部会は被災児童に教科書の無料配付，被災者用トタン板の1戸2枚配給を決定。
△被災世帯に市長見舞品（2,000円程度 8点）の支給開始。
△トタン板・くぎ・ベニヤ板など被災者用奉仕品の購入証明書発行。
△小・中・高校生による道路清掃始まる。
△科学技術庁は，同庁の諮問機関である資源調査会に伊勢湾台風災害対策調査特別委員会設置を決定。

6日（火）
△台風16号接近。愛知・三重両県に風雨注意報。
△市会自民・社党両幹事長は益谷中部日本災害対策本部長を訪問，災害特別立法措置等を要望。
△マツカーサー駐日米大使は，藤山外相を訪問，被災者向け食糧の贈与を政府に申入れ。
△厚生省は応急仮設住宅のわくを一部拡大すると通達。東海3県で16,000戸割当て。
△名古屋市の応急仮設住宅は，汐止町はじめに1,100戸建設と発表。
△台風16号接近の報に市南部住民約2,000人が一時避難。
△り災証明書による市電・市バスの無料乗車開始。
△8号地貯木場東の決壊箇所の仮締切り完成，白水地区の排水開始。
△ロサンゼルス市からの見舞電報到着。

7日（水）
△台風16号正午ごろ消滅。
△大江川の仮締切り成功，水袋地区の排水開始。
△山崎川仮締切り成功，決壊口潮止め完成。
△南陽町日之出橋詰に臨時土木出張所を設置。
△臨時国会召集の詔書公布。
△被災児童への教科書無償配布開始。
△社会党は，被災者援護法など28災害特別立法を臨時国会に提出すると発表。
△愛知県は，伊勢湾台風のため国体不参加を決定。
△名古屋市内の死者1,609人に達す。

8日（木）
△政府は，災害対策協議会（会長椎名官房長官）の初会合を開き，災害関係予算要求等について協議。
△名古屋港13日ぶりに再開。
△名古屋市，市長専決で15億円の追加予算を計上。
△社会党鈴木委員長・浅沼書記長ら来名，市南部災害地を視察。
△中部日本災害対策本部は，仮締切り・住宅などの小委員会を設ける。
△被災児童の仮入学授業開始。
△排水ポンプ本格的活動開始。順調に減水。

9日（金）
△国鉄東臨港線開通。
△市電笠寺西門～大江間開通，市バス大手橋～稲永間開通。
△名鉄常滑線豊田本町～道徳間開通。
△庄内川の宝神町地内決壊口の仮締切り成功。
△被災地のへどろ処理開始。
△文部省議で災害公立文教施設復旧に9割国庫補助の方針を決定。
△国道1号線三重県長島町長島橋のベーリー橋完成。

10日（土）
△三重県長島町地内長良川左岸堤防の仮締切り成功。
△中部日本災害対策本部では在日米軍各部隊へ表彰状贈呈を決定。
△名古屋市への応急仮設住宅の第1次割当て1,200戸決定。
△住宅金融公庫，被災者住宅資金の貸付けの受付開始。
△市電大江～開橋間開通。
△関西線桑名～四日市間開通。

11日（日）
△半田市の潮止め工事完了。
△県・市・自衛隊の協力で退水地区に空陸からいっせい消毒実施。
△市は幹部会で床上浸水以上の被災者に対し1世帯3,000円，準世帯1人につき1,000円の支給を決定。
△愛知・三重・岐阜3県知事が会合，特別債の認可等要望事項を決定。
△愛知県は，知事専決で23億7千余万円の災害関係追加予算を計上。災害関係追加予算総額は33億1,200余万円となる。
△名古屋市災害対策本部は，災害復旧公共事業費9割国庫負担等大幅な要望事項を決定。

△市電内田橋～岡橋間開通。
△市南部排水完了地区で本格的へどろ除去始まる。
12日（月）
△半田市の潮止め工事完了。
△名鉄常滑線道徳～大江間，築港支線大江～東名古屋港間開通。
△住宅公団は，星ケ丘・鳴海両団地で35戸を被災者用に特別抽せんを行なう。
△庄内川堤防の補強完了。港区内の全面排水開始。
△港区東築地小・東港中など授業再開。
△災害救助法による医療給付を10月末まで延長。
△名古屋～桑名間に連絡定期船開始。
13日（火）
△南区内は道徳学区を除きほぼ排水完了。消防車による残水の吸水を開始。
△閣議で，災害対策基本法立法化の検討を決定。また，給食費1日75円を90円に，応急仮設住宅建設単価を8万円から10万円に引き上げることも同時に決定。
△市長見舞金の支給開始。
△市電日比野～東海通間開通。市バス各系統も順次開通。
△南陽町，18日ぶりで電燈つく。
14日（水）
△松田文相来名，県市当局から文教施設被害状況聴取の後，白水小学校などを視察。
△全国知事会は災害対策緊急会議を開き，災害復旧対策促進を政府・国会に要望。
△南区完全排水完了。被災後19日ぶり。
△南陽町日光川左岸堤防でソダ工法実施。
△南陽町の海岸仮締切り作業に市職員・学生・消防職員を動員して人海戦術をとることを市災害対策本部決定。
15日（木）
△南陽町の仮締切り作業に1,500人動員。
△政府は，名古屋市はじめ被災24市町村に罹災都市借地借家臨時処理法を適用することを次官会議で決定。
△愛知県警は風俗営業の自粛を警告。
△たき出し費用1日90円に引上げ実施。
△名古屋市旧市域の排水全部完了。
△富山県からごみ処理応援隊車両30両，人員21人到着。
△東海3県知事・地元国会議員合同会議で総合対策特別委員会の設置を要望。また，3県議員連絡協議会を設置し，名古屋市もオブザーバーとして参加に決する。
△市電荒子～下之一色間開通。
16日（金）
△応急仮設住宅建築費8万円から10万円に引上げ実施。
△海部郡一帯救出の尾西作戦開始。
△小林名古屋市長南・港区を視察，激励。
△名古屋市への応急仮設住宅の割当てが追加され，計3,000戸となる。
△名古屋市地域婦人団体連絡協議会，ふとん供出1戸1枚運動始める。
△静岡県からごみ処理応援隊車両2両，人員21人到着。
△富田・南陽地区の疎開児童に自宅との連絡用バス無償交付。
17日（土）
△佐藤蔵相来名，ヘリコプターで愛知・三重・岐阜3県を視察。
△被災学童に学用品の無償給付開始。
△県・市会連絡会は南陽・富田両町の締切り促進を中部日本災害対策本部へ申入れ。
△小林名古屋市長，海上から南陽町一帯を視察。
△日赤愛知県支部は，被災者のための米一握り供出運動を始める。
△名古屋駅～名古屋港間に特別直通バス運転。
△名古屋市内の電話線ほぼ復旧。
18日（日）
△気象庁は午後1時40分，台風18号東海沖接近のおそれありと警告。
△南陽町締切り工事に自衛隊の出動を要請。
△長島作戦始まる。
△キヤツスルハイツ収容所閉鎖。
△石川県からごみ処理応援隊到着。
19日（月）
△愛知県に午前11時強風注意報発令。その後台風18号は衰える。
△小林名古屋市長災害後初の記者会見を行ない，市の復旧方策を語る。
△惟信高・桜台高・市立工高など南部地区の高校いつせいに授業再開。
△富田地区を除く中川区の小・中学校全校授業再開。

△県文化会館で被災地の救援復興推進激励大会開催。
△伊勢大橋のベイリー橋完成。
20日（火）
△国道1号線のドラムかん工法開始。
△ロサンゼルス市からの第1次義援金品，米海兵隊輸送機2機で小牧空港着。
△南区小・中学校全校授業再開。
△流木補償問題で，業者代表と被災者代表打合せ会開く。
△全国私学自治会連盟からごみ処理応援に36人到着。
△災害地農地の塩分濃度調査開始。
△港区南陽支所仮事務所を日之出橋に設置。
△名古屋市内の死者1,792人に達す。
21日（水）
△尾西作戦第1工区（尾張大橋～鍋田大橋）の仮締切り終了。
△8号地貯木場，本格的改良復旧工事に着手。
△名古屋市，赤い羽根運動の中止決定。
22日（木）
△南陽作戦始まる。藤高前新田11号決壊口は即日潮止め完了。
△名古屋市災害対策本部では恒久的復旧対策の作業に着手。
△補正予算の大蔵省案決定。災害関係に344億円計上。
△汐止町応急仮設住宅504戸の建設に着工。
△災害救助生業資金の貸付け開始。
23日（金）
△知多の漁船団，南陽町堤防仮締切りに応援。
△上野町海岸堤防仮締切りに上野作戦始まる。
△冠水市営住宅に3畳ずつの畳配給。
△市長・市会正副議長，応援中負傷した自衛隊員を見舞う。
△国鉄東臨港線の復旧工事に着手。
24日（土）
△三重県木曽岬作戦始まる。
△自民・社会両党とも災害関係補正予算の増額を要求。
△庄内川決壊堤防のかさ上げ工事始まる。
△帰任自衛隊に知事・市長の感謝状贈呈。
25日（日）
△南陽町北部の仮締切り完了。南陽町西福田も堤防仮締切り終了。
△排水ポンプ20基をヘリコプターで南陽町へ。
26日（月）
△第33回臨時国会召集，会期50日間と決定。
△衆議院，災害地対策特別委員会を設置（委員長南条徳男氏）。
△参議院，風水害対策特別委員会を設置（委員長郡祐一氏）。
△名鉄大江～柴田間開通。
△名古屋市幹部会は南部冠水地域の水道料金10月分の免除方針を決定。
△南区弥次衛町応急仮設住宅84戸の建設に着工。
△被災者と木材業者の間の流木補償問題解決。（見舞金3,300万円）
△桑名市および川越村排水完了。
△被災者のお見舞乗車券11月末まで通用期間延長。
27日（火）
△補正予算案閣議決定。災害対策費343億円余。ほかに予備費50億円充当を予定。
△南陽町南岸外堤防の仮締切り完了後また一部決壊。
△下之一色～名港間の臨時バス運転開始。
△国鉄西臨港線が開通。
△名古屋市内の死者1,803人（行方不明51人）となる。
28日（水）
△衆参両院で施政方針演説にあわせて，村上建設大臣が災害報告を行なう。
△愛知県民主団体災害救援委員会が県に災害救助法の延長を陳情。
△6大都市議長会議で「大都市災害対策に関する要望書」を政府に提出決定。
29日（木）
△災害臨時愛知県議会開会。86億余円の災害追加予算を上程。
△名古屋港管理組合は名古屋港西南部に木材港の建設計画を発表。
△小林名古屋市長災害復興要望のため上京。
△県営災害公営住宅80戸名古屋市内に建設きまる。
△ロサンゼルス市から第2次義援金到着。
30日（金）
△中部日本災害対策本部住宅小委員会は県・市の災害公営住宅緊急着工分の計画を発表。
△関西線名古屋～蟹江間に気動車運転。
△小林名古屋市長，衆議院災害地対策特別委員

会で地元の要望を訴える。
△被災学生に対する奨学金の特別貸与制度の実施を文部省から日本育英会に指示。
31日（土）
△参議院風水害対策特別委員会の初委員会開く。
△国道1号線蟹江～弥富間ドラムかん工法により開通。
△名古屋市災害対策本部が災害救助状況の中間報告発表。
△警視庁機動隊は一部を残して引上げ。

11　月

1日（日）
△南陽町藤高で仮締切り堤防が大潮で危険となり，徹夜で補強作業。
△富田・南陽地区民にバス・電車共通乗車券4,500枚無償配布。
△名古屋市職員平常業務に復する。
△名古屋港の荷役平常に復する。
2日（月）
△被災地に豪雨，桑名市南部再び決壊，3,500戸浸水，四日市市も500戸浸水。
△中部日本災害対策本部の締切り排水小委員会で，名古屋市および自衛隊から県に対し締切り完了地区の堤防補強工事の再検討を要望。
△海部郡南部も再決壊を恐れて避難，南陽町でも警戒体制。
△市営住宅の被災使用不能期間の家賃免除きまる。
△南陽町代表40人は早期排水を県へ陳情。
3日（火）
△被災3県民主団体代表が国会陳情のため上京。
△南陽町被災者が国に対し，堤防決壊による損害賠償の訴えを名古屋地方裁判所に提起。
△四国から救援物資を積んだ自衛隊愛のキャラバン到着。
4日（水）
△国会，委員会の本格的審議始まる。
△政府は閣議で災害12法案の提出を決定。
△愛知県はじめ被災4県代表100人が国会へ陳情。
△港区汐止町の応急仮設住宅504戸受付開始。
△ロサンゼルス市から第3回分義援金560万円届く。
△流木見舞金，死者に15,000円ときまる。
△国道1号線送に開通。
△南陽・富田地区の排水始まる。
5日（木）
△衆議院災害地対策特別委員会で，再度桑原知事・小林市長はじめ被災地代表の陳述聴取。
△市電下之一色～弁天裏間開通。
△上野町南柴田地区の最後の決壊口の仮締切り完了。木曽岬作戦，桑名城西干拓地の仮締切りも完成，尾西作戦第2工区も完成。
△運輸省，流木処理立法措置・府県防災センター設置など災害対策方針決定。
6日（金）
△自民党7役会議は佐藤蔵相・村上建設相・福田農相を招き，激じん地指定問題を協議。
△南陽・富田地区の排水順調。
△碧南干拓地の仮締切り，三重県長島町松阪地区の仮締切り完成。
△裁判所・弁護士会主催で市南部被災者のため1日無料法律相談。
△東海3県市会議員災害対策連絡協議会世話人会開く。
7日（土）
△衆議院災害地対策特別委員会で，「災害たん水地域に対する緊急措置に関する決議案」を全会一致で可決。
△栄町～南陽町間の市バス開通。
△橋橋運輸相，衆議院災害地対策特別委員会で名古屋港外大防潮堤計画を報告。
△東海4県町村議長会で災害復旧国庫負担法改正要望等を可決。
△太平洋市長会議で伊勢湾台風被災者に対する同情決議採決。
8日（日）
△近鉄桑名～長島間44日ぶりに開通。
△山際日銀総裁来名，復興融資について語る。
△富田町排水完了。
9日（月）
△港区汐止町の応急仮設住宅504戸完成。
△名港10号地の自衛隊石のう作りは，15万袋の目標達成，海部郡方面仮締切り工事に海上輸送。
△名古屋市義援金配分委員会で義援金配分方法決定。全壊・流失は1人700円。
△南区4カ所で犠牲者の合同慰霊祭挙行。
△港区南陽支所日之出橋出張所閉鎖。

10日（火）
△尾西作戦1月半ぶりに完了。
△衆議院予算委員会で，社会党激じん地基準提示を要求して審議拒否。
△南陽町・富田町で消毒作業始まる。
△名古屋市のり災証明書の発行を11月末限りとすることに決定。
11日（水）
△被災激じん地指定基準が自民党7役会議で内定。名古屋市も長期たん水地域として指定。
△関西線・近鉄不通箇所に代行バス運転。
△港湾の高潮対策基本方針，運輸省議で決定。
△両陛下に愛知・岐阜両県知事から復旧状況御説明。
12日（木）
△激じん地指定基準決定。名古屋市は，長期たん水地域として区単位で指定と決定。
△港区汐止町の応急仮設住宅入居開始。
△海部郡南部の海南作戦始まる。
△市バス栄町～戸田小学校前開通。
△覚王山日泰寺で遭難者追悼法要。
13日（金）
△中川区富田町の集団避難者帰宅。
△衆議院災害地対策特別委員会，4小委員会を設置。
△自衛隊，尾西作戦の完了で愛知県へ工事引渡し。
△名古屋港へロサンゼルス市からの救援物資（衣料）164箱到着。
14日（土）
△災害対策中心の補正予算案衆議院を通過，参議院へ送付。
15日（日）
△南区で殉難者慰霊祭法要挙行。
△名鉄常滑線全通。
16日（月）
△名古屋市，経常費2割節約を幹部会で決定。
△名古屋市の災害義援金の配付開始（全壊・流出700円，半壊500円，床上浸水300円）。
△富田町の小・中学校授業再開。
△南陽町の排水完了し市内の排水は全部終了。
17日（火）
△名古屋市，災害救助法発動期間延長を申請。
△長期水没家庭への贈り物，フトン1組ずつの配付決定。
18日（水）
△愛知県の第2回義援金1億5,000万円の配分計画決定。
△三重県下の仮締切り全部終了。
19日（木）
△港区船見町の仮設住宅入居開始。
△南陽町集団避難者の帰宅始まる。
△近鉄名古屋線の広軌化工事始まる。
20日（金）
△名鉄尾西線日比野～佐屋間開通。
△港区南陽中学校授業再開。
△殉職南陽消防団員10人の名古屋市消防葬挙行。
△近鉄中川～久居間初の広軌電車走る。
△災害特例法案15件は無修正，3件は一部修正で，18件が衆議院を通過。
△南陽町のたき出し11月25日まで延長。
21日（土）
△南陽小学校授業再開。全市小・中学校はこれで全部授業再開。
△海南作戦，干拓地を残して仮締切り完了。
22日（日）
△村上建設相来名。南部仮締切り補強現場視察。
23日（月）
△名鉄佐屋～弥富間復旧し，58日ぶりに全通。
24日（火）
△南陽・富田両町の長期浸水世帯の11月分水道料免除決定。
△被災者へのフトンの配付始まる。
△海上自衛隊，災害派遣部隊の引揚げ開始。
25日（水）
△関西線永和～弥富間復旧し，2カ月ぶりに全通。
△南陽町避難者の帰宅で市内の集団避難者の帰宅終る。
△サンフランシスコから毛布3,000枚到着。
△海部郡南部の排水始まる。
△衆議院災害地対策特別委員会で災害特例法案9件を可決。
△名古屋市災害公営住宅の申込み受付開始。
△立川からアメリカの児童が被災校慰問に来名。
26日（木）
△災害補正予算成立。
△台風殉難者合同慰霊祭を名古屋市公会堂で挙行。10時5分市民いっせいに黙とう。
△建設省関係4特別措置法案に基づく政令案要綱発表。

27日（金）
△名古屋市会臨時会，会期5日間で開く。災害救援感謝決議案3件を可決。90億円にのぼる災害復旧予算審議。
△流木見舞金の支給開始。
△災害特例法案9件衆議院通過。
△被災愛知県民大会，テレビ塔広場で開く。
28日（土）
△名古屋市会，災害予算を可決。
△国民金融公庫の災害復旧特別融資に対し，市が損失補償を契約。
△海上保安学校練習船「こじま」ハワイからの救援物資を積んで名古屋港へ入港。
29日（日）
△愛知県・名古屋市共催で被災みなし子激励会を文化会館で開催。
30日（月）
△災害関係特例法27件成立。
△住宅などの災害救助法適用期間の延長を申請。
△県・市教育委員会は，被災生徒の公立高校入試における不利を防ぐ運用方針決定。
△名古屋市内の死者・行方不明1,851人に達す。

12　月

1日（火）
△市内の避難所閉鎖，給食打切り。
2日（水）
△東海3県国会議員災害対策協議会は最終の総会開催。
5日（土）
△市立小中学校長会が市長に校舎の鉄筋化を要望。
△南区宝学区297柱の慰霊祭挙行。
6日（日）
△南区道徳学区慰霊祭挙行。
7日（月）
△愛知県，災害復興計画委員会設置の大要を発表。
△市電築港線9号地まで全通。
△赤城防衛庁長官は全陸上自衛隊の伊勢湾台風災害救援体制の解除を指令。
8日（火）
△衆議院災害地対策特別委員会で桑原知事・小林市長ら意見陳述。小林市長は災害救助の実施権限の大都市移譲等を要望。
9日（水）
△中部日本災害対策本部解散。解散にあたつて362団体に感謝状贈呈。
△愛知県警察災害警備本部解散。
△陸上自衛隊各指揮官に対し，市会議事堂において市長・市会の救援感謝決議を贈呈。
11日（金）
△被災地の科学的調査のため科学技術庁臨時台風科学対策委員会・同庁資源調査会・伊勢湾台風災害調査特別委員会来名。
△災害救援協力団体に対する名古屋市感謝状の贈呈始まる。
12日（土）
△決壊堤防の本格的復興工事起工式を長島町で挙行。
△伊勢湾高潮対策の大蔵省の方針決定。台風期までに原形復旧の完了を目途とする。
△南区白水学区で880余柱の合同慰霊祭挙行。
13日（日）
△南区千鳥学区で69柱の合同慰霊祭挙行。
14日（月）
△伊勢湾台風殉難者3,288柱の愛知県合同慰霊祭を愛知県文化講堂で挙行。
△名古屋市，災害対策協議会（仮称）の設置方針を発表。
15日（火）
△世界18カ国キリスト教信者からのふとん7,600枚の贈呈式が愛知県庁で行なわれる。
△名古屋市体育協会，被災校に運動具を配付。
16日（水）
△定例愛知県議会，会期3日間で開会。災害関係追加予算23億余円を上程。
17日（木）
△名古屋商工会議所，臨海工業地帯の災害防止の予算措置を関係各省に要望。
19日（土）
△全県下の避難所全部閉鎖。
22日（火）
△中曽根科学技術庁長官は，臨時台風科学対策委員会の中間報告を発表。
23日（水）
△名古屋市災害対策本部・名古屋市会水害対策実行常任委員会解散。
△愛知県，災害功労者を表彰。
△小林名古屋市長，アメリカの災害救援に感謝してマツカーサー大使に感謝状贈呈。

25日（金）
△東海3県国会議員災害対策連絡協議会総会開催。新年から東海3県振興対策協議会として再発足を決定。
27日（日）
△災害臨時国会閉会。
28日（月）
△35年度国家予算の災害対策費の増額等を自民党7役から佐藤蔵相に要望。
△市は伊勢湾台風災害救助等に活躍した30公所を表彰。
29日（火）
△第34回通常国会召集。

35年1月

5日（火）
△名古屋市伊勢湾台風災害救助費精算事務所設置。
11日（月）
△愛知県災害復興計画委員会発足。6専門部会設置。
△名古屋市災害対策協議会の74委員決定。
13日（水）
△伊勢湾高潮対策費100億3,500万円を含む35年度国家予算案閣議決定。
18日（月）
△名古屋市災害対策協議会発足。第1回総会を中区役所会議室で開催。総括・工作・救護・計画の4部会を設置。
21日（木）
△愛知県水防協議会初会合，県水防体制確立計画作成のため小委員会を設置。
△名古屋市の義援金第2次配分始まる。
22日（金）
△建設省建築研究所は，市の依頼による名古屋市南部の建築規制方策をまとめ，説明会を開催。
27日（水）
△海岸堤防復興工事の総合起工式，中部地方建設局の手で挙行。
△伊勢湾台風時の学生救援活動の結果総括の名古屋地区大学懇談会開く。
28日（木）
△名古屋市災害対策協議会救護部会・計画部会初会合。
30日（土）
△名古屋市災害対策協議会第1回総括部会。

2　月

1日（月）
△名古屋市災害対策協議会第1回工作部会。
8日（月）
△名古屋市災害対策協議会第2回救護部会。
15日（月）
△名古屋市災害対策協議会第2回総括部会。
△名古屋市災害公営住宅の入居者抽せん。
△名古屋市西南部の水田除塩作業始まる。
20日（土）
△伊勢湾高潮対策協議会・高潮対策事業の基本方針を発表。
22日（月）
△名古屋市災害対策協議会第2回工作部会。
24日（水）
△名古屋市災害対策協議会第2回計画部会。
29日（月）
△35年度予算審議の名古屋市会・愛知県会開会。

3　月

3日（木）
△35年度予算案，衆議院を通過。
△愛知県水防協議会初会合。
10日（木）
△東海3県国会議員災害対策連絡協議会で，災害復興事業起債わくの早期決定等を関係省庁に要望。
18日（金）
△公共土木施設災害復旧等の特別措置法適用の台風被害激じん地市・区・町・村告示され，名古屋市では港・南・中川・熱田・瑞穂（伝馬町および熱田東町の地区に限る。）の5区が指定。
21日（月）
△名古屋市会35年度予算可決。
23日（水）
△愛知県議会35年度予算可決。
25日（金）
△愛知県水防協議会，水防体制確立計画を決定。
28日（月）
△愛知県災害復興計画決定。
△科学技術庁資源調査会，伊勢湾台風報告書を発表。
29日（火）

△東海3県国会議員災害対策連絡協議会の要望に対し，関係各省から回答。

31日（水）

△35年度国家予算成立。

4　月

7日（木）

△35年度公営住宅の割当て決定。災害復旧住宅は県下で2,375戸。

14日（木）

△名古屋市災害対策協議会第3回総括部会。

19日（火）

△名古屋市災害対策協議会第3回計画部会。

20日（水）

△5大市議長会議名古屋市で開会。大都市における恒久的防災対策を中央へ要望。

21日（木）

△名古屋市災害対策協議会第3回工作部会。

26日（火）

△名古屋市災害対策協議会第3回救護部会。

△「くつ塚」の地に建てられた伊勢湾台風殉難者慰霊碑の除幕式。

27日（水）

△名古屋市災害対策協議会部会長会議で，災害対策要綱案まとめる。

5　月

4日（水）

△愛知県の高潮対策事業全体計画発表。

6日（金）

△運輸省，伊勢湾台風の総合調査報告をまとめ，建設・農林両省と沿岸堤防の高さについて折衝を始める。

10日（火）

△名古屋港管理組合，名古屋港の復旧・高潮対策工事の現況と見通しを発表。

13日（金）

△5大都市災害相互救援に関する覚書が正式発効。

14日（土）

△名古屋市災害対策協議会，名古屋市災害対策要綱を決定，小林市長に答申。

23日（月）

△市南部被災地区の薬剤空中散布始まる。

△皇后陛下御来名，復興状況御聴取。

24日（火）

△皇后陛下，被災地を御視察。

△チリ地震津波東北に襲来。名古屋港にも小津波。

6　月

6日（月）

△愛知県の35年度水防計画決定。

15日（水）

△関係官公庁による名古屋港木材対策会議開催。

20日（月）

△名古屋市の35年度水防計画決定。

23日（木）

△愛知県，35年度災害救助隊活用計画決定。

△行政管理庁，伊勢湾台風監察結果に基づき，関係機関に定例勧告。

24日（金）

△愛知県防災会議の第1回会議開く。

25日（土）

△名古屋市で大規模な防災訓練始まる。

26日（日）

△名古屋市防災訓練第2日，南区大生学区で3,000人が参加して総合訓練を行なう。

7　月

1日（金）

△名古屋市，総務局総務課に防災係を設置。名古屋市伊勢湾台風災害救助費精算事務所廃止。

△愛知県，通信連絡を中心とする水害基礎訓練実施。

6日（水）

△千種警察署，東山上池でボート訓練。

7日（木）

△名古屋港9号地で中部電力防潮訓練。

16日（土）

△建設省と東海3県が合同，木曽川で大水防演習開く。

18日（月）

△第35臨時国会召集，池田勇人氏を首班に指命。

23日（土）

△昭和警察署，管内の危険箇所で災害救助訓練を行なう。

25日（月）

△各区で市民生局による災害用非常食のすい飯講習会始まる。

30日（土）
△西・中川両警察署は台風シーズンに備え災害訓練を実施。

8　月

2日（火）
△港区波寄町の被災者25人は，国鉄・名古屋港管理組合に対し，堤防決壊による国家賠償請求の訴えを名古屋地方裁判所に提起。
10日（水）
△市は災害に備えて救命ボート16隻を購入。
13日（土）
△台風11・12号により愛知県下に大雨・洪水注意報。市南部300余戸浸水。岐阜・静岡県下の被害じん大。
16日（火）
△名古屋港管理組合の防災計画決定。
26日（金）
△名古屋市をはじめ県下106市町村でいっせいに災害対策総合訓練開始。
27日（土）
△前日に引き続き，県下各地で防災総合訓練実施。
△台風16号接近。中心気圧970mb，中心付近の最大風速45m/s。
29日（月）
△台風16号接近のため，県下に暴風雨・波浪警報および高潮注意報発令。名古屋市は警報発令と同時に水防本部を設置，警戒体制に入る。市南部住民は避難開始。
30日（火）
△台風16号各地にじん大な被害を与える。名古屋市は被害を免れる。

9　月

1日（木）
△名古屋市は災害に際しての避難所470カ所を指定。
15日（木）
△池田首相来名，災害復旧工事はできるだけ予算措置を早めると語る。
19日（月）
△小林名古屋市長3選。
22日（木）
△自民・社会・民社3党の災害対策特別委員会の合同会議で災害基本法の通常国会提出につき意見一致。
25日（日）
△市内各所で伊勢湾台風遭難者の慰霊祭挙行。
△南区で母子像など3つの慰霊碑除幕式挙行。
26日（月）
△平和公園において「伊勢湾台風殉難者慰霊碑」の除幕式挙行。
△愛知県文化講堂で伊勢湾台風愛知県合同慰霊祭挙行。遺児124人を含む遺族1,800人が出席，殉難者3,260柱の霊を弔う。午後1時5分全県民いっせいに1分間黙とう。

2　伊勢湾台風関係資料目録

資料名	発行所	発行年月日
名古屋市伊勢湾台風災害状況図（名古屋市およびその周辺）	名古屋市計画局	昭 34. 9
伊勢湾台風による名古屋市の被害と要望	名古屋市	昭 34. 10
15号台風による災害の概況（第一報）	名古屋港管理組合	昭 34. 10
15号台風による災害の概況及復興計画	〃	昭 34. 10. 26
伊勢湾台風による災害の概要並びに要望書	愛知県	昭 34. 10
伊勢湾台風災害の概要と応急措置	〃	
伊勢湾台風による当社の被害	名古屋鉄道株式会社	昭 34. 10. 20
伊勢湾台風災害警備概要(一)	愛知県警察本部	昭 34. 10. 14
伊勢湾台風災害警備概要(二)	〃	昭 34. 11. 6
伊勢湾台風に伴う暴利行為の取締概況等について	愛知県警察本部防犯部保安課	昭 34. 11
伊勢湾台風の際における警察活動の概況	愛知県警察本部	
伊勢湾台風に伴う広報活動	愛知県警察本部総務課	
伊勢湾台風による災害の概況とその対策	第四管区海上保安本部	昭 34. 11
伊勢湾台風農地災害の概要と応急対策について	名古屋農地事務局	昭 34. 12
干拓事業に関する基本方針	農林省農地局	昭 34. 12
臨時台風科学対策委員会中間報告	臨時台風科学対策委員会	昭 34. 12. 21
台風15号速報	気象庁予報部	昭 34
伊勢湾台風その被害と応急処置	名古屋市	昭 34. 12. 1
望楼（昭35.11・12月合併号） —特集伊勢湾台風と消防隊活動—	名古屋市消防局総務部総務課	昭 34. 12. 10
伊勢湾台風情報資料　総括編	名古屋市災害対策本部連絡広報部	昭 34. 12
伊勢湾台風の被害と今後の対策 —災害対策特別研究会報告書要約—	中部電力株式会社	昭 34. 12. 25
伊勢湾台風気象概報	名古屋地方気象台	昭 35. 1
伊勢湾台風に関する監察説明資料	近畿日本鉄道株式会社	昭 35. 1
名古屋港復興計画	名古屋港管理組合	昭 35. 1
伊勢湾台風陸運関係災害の概要と応急対策について	名古屋陸運局	昭 35. 1
伊勢湾台風における災害広報の体験と反省	名古屋市総務局広報課	昭 35. 1. 28
伊勢湾台風の教訓	科学技術庁資源局	昭 35. 1. 27
干拓地域都市化対策の問題点	〃	昭 35. 2. 1
伊勢湾台風とその復旧状況	建設省中部地方建設局	昭 35. 2
伊勢湾台風による海底変化について（地形と底質）	海上保安庁水路部	昭 35. 2
伊勢湾台風による災害復興計画の概要	名古屋鉄道株式会社	昭 35. 2. 19
伊勢湾台風による干拓地域の災害に関する考案	科学技術庁資源局	昭 35. 2. 25
伊勢湾台風による被災地域の農業の概要と農業災害の実態	〃	昭 35. 2. 25
名古屋市内に残存する水屋（みずや）について —防災木造住宅の一資料として—	名古屋市建築局	昭 35. 2. 29
風水害に関する特別措置法令集	名古屋市	昭 35. 2
伊勢湾台風調査報告	朝日新聞社国土総合開発調査会	昭 35. 2
1959年9月26日伊勢湾台風に伴なつた高潮の踏査報告（昭和34年度科学研究費交付金綜合研究「15号台風の綜合的研究」による）	東大・気象庁・高潮合同調査班	昭 35. 3
伊勢湾台風災害対策調査報告書	農業土木学会伊勢湾台風災害対策特別委員会	

資料名	発行所	発行年月日
中部臨海工業地帯の台風被害と今後の立地対策について	名古屋通商産業局	昭 35. 3
伊勢湾台風海運関係の被害と応急措置	東海海運局	昭 35. 3
伊勢湾台風災害復興計画書	愛知県	昭 35. 3
伊勢湾台風災害調査報告 —科学技術庁資源調査会報告第17号—	科学技術庁資源調査会	昭 35. 3. 23
伊勢湾台風災害派遣誌	防衛庁陸上幕僚監部	昭 35. 3. 25
臨時台風科学対策委員会報告	臨時台風科学対策委員会	昭 35. 3. 31
災害と地方財政	科学技術庁資源局	昭 35. 3. 10
伊勢湾台風災害対策における行政上の諸問題	〃	昭 35. 3. 10
伊勢湾台風と工業被害	〃	昭 35. 3. 11
伊勢湾台風による名古屋市の市街地被害	〃	昭 35. 3. 14
都市の防災計画と災害危険区域の設定について	〃	昭 35. 3. 14
名古屋市南部被災地域の市街地形成過程と土地利用について	〃	昭 35. 3. 14
伊勢湾台風における防潮林の効果について	〃	昭 35. 3. 15
伊勢湾台風による工場被災の実態	〃	昭 35. 3. 17
伊勢湾台風高潮被災低湿地の土地利用の現況と問題	〃	昭 35. 3. 17
伊勢湾台風による直轄海岸関係被害と復旧の概要	建設省中部地方建設局海岸部	昭 35. 3
伊勢湾台風による木曽川水系の被害と復旧状況	建設省中部地方建設局	
伊勢湾台風による高潮，洪水と地形との関係	建設省地理調査所	昭 35. 3
高潮災害報告書	〃	
伊勢湾台風について	建設省土木研究所	
伊勢湾水害経済調査報告書	建設省河川局計画課	
臨海都市の高潮対策について	科学技術庁資源局	昭 35. 4. 14
伊勢湾台風災害についての考察	〃	
伊勢湾台風	被災学生を守る会事務局	昭 35. 4. 20
名古屋市災害対策要綱	名古屋市	昭 35. 5
広域大災害対策の現状とその問題点 —台風災害対策に関する総合監察結果報告書—	行政管理庁行政監察局	昭 35. 5
伊勢湾台風災害実態調査結果報告書	〃	昭 35. 7
南部五区伊勢湾台風商工業被災調査（速報篇）	名古屋市	昭 35. 6
名古屋市の市街地及び建築物被害調査報告	名古屋市建築局	昭 35. 6. 10
伊勢湾台風災害記録	日本国有鉄道中部支社	昭 35. 9
伊勢湾台風災害記録	名古屋鉄道管理局	昭 35. 9
伊勢湾台風による国鉄災害状況	〃	
伊勢湾台風回顧—市会の活動を中心に—	名古屋市会事務局	昭 35. 9
伊勢湾台風—こどもと教師の記録—	名古屋市立学校災害救援対策本部	昭 35. 9. 26
伊勢湾台風と災害対策の概要	名古屋国税局	昭 35. 10

あ　と　が　き

伊勢湾台風の惨禍の日から1年半，ここにようやくその忌まわしい災禍の記録を編集し「伊勢湾台風災害誌」として刊行することを得た。

被災以来，被災地の救助に寧日もなかつたころから，いつかは必ずこの汗と泥の記録を編まねばならないことを覚悟しながらも，復旧のみちは意外にけわしく，その後災害誌の編集を命ぜられた後も，心ならずもその着手は遅れるばかりで，担当者としてははなはだ心苦しい思いを続けた。

被災後の混乱がようやく一段落したのち，ただちに編集の方法等について検討を重ねた結果，各局部においてそれぞれ主管部分の執筆を担当し，これを総務局調査課において整理編集することとし，この分担に基づいて作業が進められた。この間，混乱の極にあつた当時の日々の詳細な記録は，残念ながら満足すべき形のものは少なく，どこに正確な記録を求めるか，各種の記録の不一致・不統一をいかに調整するかについては，すべての執筆担当者が少なからず心を労されたことと思われる。また編集者においても複雑・広範・多岐をきわめた被災・救助・復旧の諸様相をすべて網羅し尽くし，しかもその間の重複・不統一を全く避けることはほとんど不可能に近く，さらに，記事の配列，記述の精粗等において必ずしも妥当といえない箇所のあることなどの欠陥は認めざるを得ない。これらの責任はひとえに努力を怠つた編集担当者にあり，当時の被災者の方々の言い知れぬ労苦にかえりみてじくじたらざるを得ない。

ただ，この記録の稿を記した人々の手は，すべて伊勢湾台風のあと数カ月にわたつて握り飯や毛布をにない，泥水のなかでボートを漕ぎ，シャベルで土のうに土を盛り，汗をぬぐつた手であつたことは書き留めておきたい。

末尾ながら本誌の作成に協力を頂いた多くの方々に対しては，深く感謝の意を表する。

本誌が無災害都市建設のしるべのひとつともなれば，編集者の喜びはこれに過ぎるものはない。

昭和36年3月

名古屋市　総務局　調査課

伊勢湾台風災害誌

昭和36年3月31日

編集　名古屋市総務局調査課

発行　名古屋市

名古屋市中区南外堀町6－1

印刷　竹田印刷株式会社

名古屋市昭和区白金町2－8